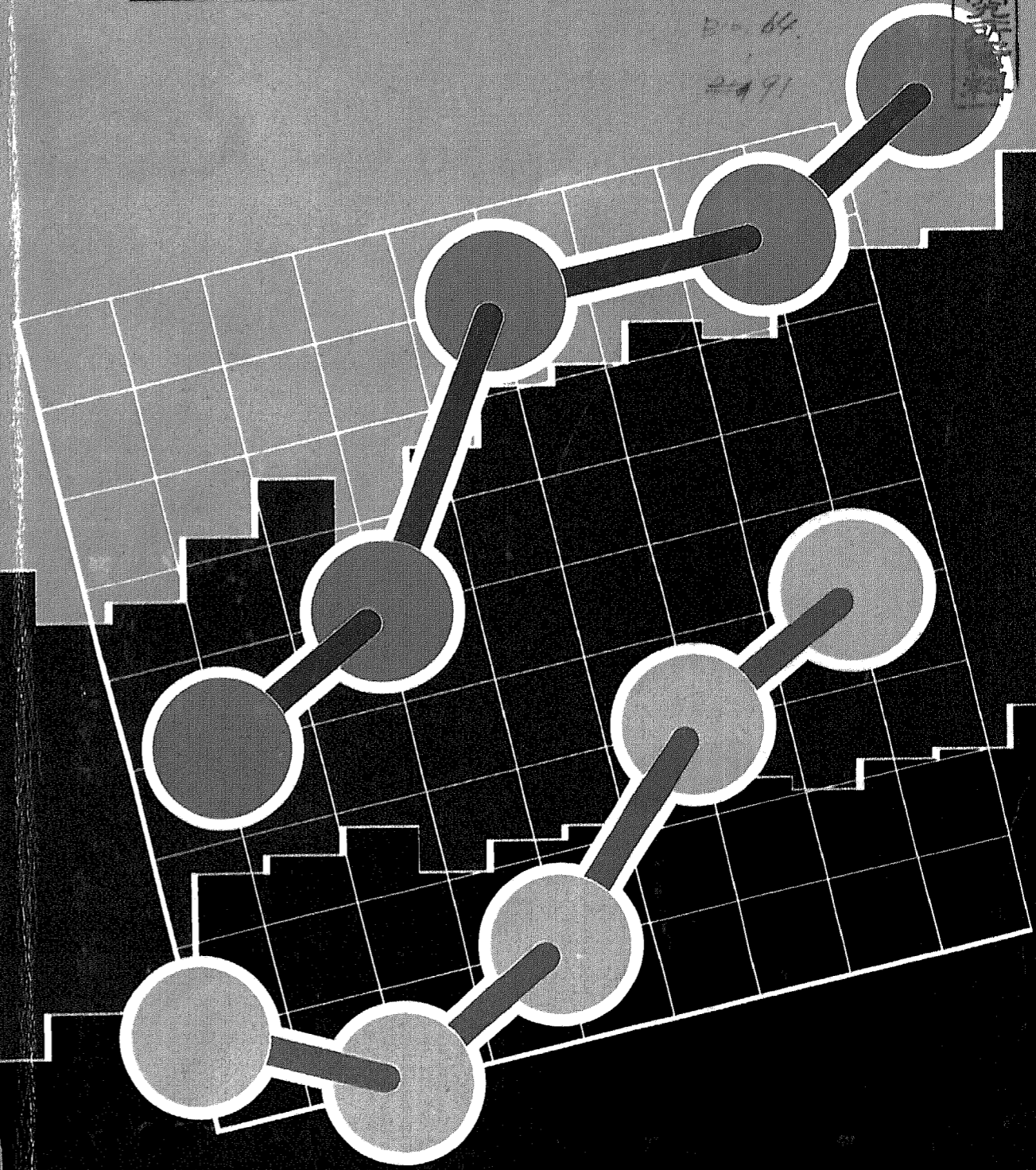


92.1.17

社会保障統計年報

平成3年版

人口統計年報



総理府社会保障制度審議会事務局 編

正 誤 表

頁	誤	正
23	左欄2行目 8, 123万人	8, <u>6</u> 23万人
23	右欄1~2行目 1, 941万7, 000人	<u>3</u> , 941万7, 000世帯
23	右欄4行目 3. 10%	3. <u>1</u> 0人
23	右欄10行目 75%	<u>1</u> 1. 3%
30	左欄13~14行目 財政再計算	財政計算
30	右欄10行目 関係制度	関連制度
59	日雇労働者対象人員欄 91万5千人	<u>9</u> 万5千人
63	1行目 2 要援護老人対策	2 <u>在宅福祉</u> 対策
84	勧告等欄21行目 社会保障施設	社会保障施設
112	第22表年度欄 2	2 (予算)
150	項目欄 5 国内総支出	5 <u>国民総</u> 支出
166	第70表平成元年度欄合計 75, 469	<u>6</u> 5, 677
385	第382表 ILO条約及び勧告	第382表 ILO条約及び <u>勧告</u>
390	総括欄3行目 健康保健法(1922)	健康 <u>保険</u> 法(1922)

人口問題研究所資料

平成 3 年版
社会保障統計年報

総 理 府

社会保障制度審議会事務局

推薦の言葉



社会保障制度審議会

会長 隅谷 三喜男

わが国の社会保障制度は、戦後復興期の昭和25年、社会保障制度審議会から出された「社会保障制度に関する勧告」を出発点とし、昭和36年には国民皆保険・皆年金体制が実現するなど、国民の要請に対応しつつ逐次整備が図られ今日に到っている。

わが国は現在、経済の基調が高度成長から安定成長へと変化する一方、急速な長寿・少産化の進展により人口構造も大きく変わりつつある中で、21世紀に向けて「生涯はつらつ」と生き甲斐のある人生を過ごすことができるような長寿福祉社会をどのように建設していくかという課題に直面している。

このような状況の中で、今後とも社会保障制度が真に国民生活安定の基盤たる役割を果たしていくためには、長期的かつ総合的な視野に立った関係施策の立案・推進が必要であるとともに、国民各位の制度及び運営に対する十分な理解と積極的な協力が一層求められている。

本書は、社会保障制度について調査、審議及び勧告を行うことを目的に内閣総理大臣の下に設置された社会保障制度審議会の事務局により、昭和33年度から編集されているものであるが、このたび大幅な改訂を行い、社会保障全般にわたる総合的な考察を行うために必要な基礎的統計を揃えるという見地をふまえて作成された、きわめて網羅的かつ貴重な資料集である。

本書が社会保障に携わる実務者及び研究者を始め、社会保障に関心をもつ方々に幅広く活用され、わが国の社会保障制度の実情の理解に資するとともに、将来の社会保障の在るべき姿を見い出す一助となることを期待し、ここに本書を推薦する次第である。

平成3年11月

まえがき

この年報は、社会保障に関する主要な統計を取録するとともに、社会保障制度審議会事務局において毎年推計している社会保障関係総費用をあわせて掲載することを目的として、昭和33年度以来刊行されてきたものであります。

わが国の社会保障制度は、国民生活の安定と福祉の向上を目指して、戦後、社会経済の変化に対応しつつ逐次整備が図られた結果、今日では欧米諸国と比べてもほぼ遜色のないものとなっております。しかしながら、人口の高齢化を始めとする社会保障を取り巻く環境の変化に対応して、今後とも社会保障制度を長期的に安定させていくため、給付水準の適正化や給付と負担の公平化を図るための改革が逐次実施されるとともに、引き続き検討が進められております。

このような状況の下において、社会保障の現状分析や将来の方向をさぐるための基礎資料として、この年報がいささかでも関係者のお役に立てば、誠に幸いです。

なお、今年度は、活用者の利便を図り見やすいB5版に改めるとともに、国際的な視野からの社会保障制度の考察の重要性に鑑み、新たに「国際統計及び比較」の節を設けるなど、内容の大幅な充実を図ったものとなっております。

最後に、この年報の作成に当たり多大な御協力をいただきました関係各位に厚く御礼申し上げます。

平成3年11月

総理府社会保障制度審議会

事務局長 清水 康之

目次

第Ⅰ部 社会保障の動向

第1節 社会保障の背景 —最近の経済・社会の動向—

1 景気の動向	21
2 財政・金融	21
3 雇用	22
4 家計収支	22
5 人口・世帯	22

第2節 社会保障の動向

1 概況	24
2 高齢者保健医療福祉対策	24
3 児童・障害者福祉等	25
4 医療保険	26
5 年金保険	26
6 労働保険等	27
7 生活保護	27
8 保健と医療	28
9 環境衛生	29
10 マンパワー問題	29

第3節 社会保障関係総費用について

1 社会保障関係総費用の推計	30
2 平成元年度社会保障関係総費用の推計結果の概要	30
3 社会保障費の推計	31
4 社会保障の国際比較	32
〔参考〕 社会保障関係総費用の算定等について	
1 社会保障関係総費用の算定について	33
2 社会保障費の各種推計の比較	38

第II部 社会保障の体系と現状

第1節 社会保障の体系と現状

1 社会保障の体系...43
2 社会保険、児童手当及び老人保健制度の内容一覧...44
①医療保険部門...44
②年金保険部門...46
③業務災害補償部門...54
④雇用保険部門...58
⑤児童手当...60
⑥老人保健...61
3 老人福祉...62
①施設福祉対策...62
②要援護老人対策...63
③社会活動促進対策...63
4 身体障害者福祉...64
①身体障害者在宅福祉対策の概要...64
②身体障害者施設福祉対策の概要...66
5 心身障害児(者)対策...67
6 精神障害者対策の概要...68
7 年齢別児童家庭福祉対策の一覧...69
8 社会(家族)手当...70
9 生活保護制度...71
[参考] 社会保障制度と行政機構の概略...72

第2節 社会保障制度の推移

○ 社会保険各制度の成立経過...74
①医療保険部門...74
②年金保険部門...76
③業務災害補償部門...78
④雇用保険部門...79
⑤老人保健制度の沿革...80
⑥社会福祉部門...82
[参考] 1 社会保障制度審議会勧告等一覧...83
2 社会保障に関する最近の主な閣議決定等...85
3 各省白書のテーマからみた日本経済及び社会保障のあゆみ...86

第III部 社会保障関係統計資料編

第1節 人口統計

第1表 総人口等年次推移...89
第2表 「日本の将来推計人口」の要約...90
第3表 年齢3区分別人口の推移...91
第4表 年齢別人口の割合の推移...91
第5表 総人口・日本人人口(性×年齢〔5歳階級〕別)...92
第6表 年齢3区分別人口及び構造係数(中位推計)...93
第7表 人口動態...96
第8表 平均余命...98
第9表 主要死因別死亡率(人口10万対)の年次推移...99
第10表 年次別死因順位及び死亡率...100
第11表 労働力人口・非労働力人口...102
第12表 年齢階級別労働力人口比率の推移...103
第13表 就業者数(産業別)...104
第14表 就業者数(従業上の地位・職業別)...106
第15表 年齢別求人倍率...108
第16表 世帯数(世帯業態別)...108
第17表 世帯種別にみた世帯数と構成割合の年次推移...109
第18表 世帯類型別にみた世帯数と構成割合の推移...109
第19表 世帯人員別にみた世帯数と構成割合及び平均世帯人員の推移...110
第20表 世帯構造別にみた世帯数と構成割合の推移...110
第21表 世帯構造別にみた65歳以上の者のいる世帯数と構成割合の推移...111

第2節 社会保障関係総費用

第22表 社会保障関係総費用の推移...112
第23表 社会保障関係国庫負担の推移...113
第24表 社会保障関係総費用と国民所得及び国家財政との比較...113
第25表 平成元年度社会保障関係総費用(決算)(事項小分類、実収入、実支出の種類別)〔調整後〕...114
第26表 平成2年度社会保障関係総費用(当初予算)(事項小分類、実収入、実支出の種類別)...116
第27表 平成元年度社会保険収支(決算)(保険の種類、収入、支出の種類別)...118
第28表 平成2年度社会保険収支(当初予算)(保険の種類、収入、支出の種類別)...120
第29表 社会保障関係総費用(実支出)の推移(事項小分類別)...122

第 30 表	社会保障関係総費用（実支出）対前年度比（事項小分類別）	124
第 31 表	社会保障関係総費用の推移（実支出、実収入の種類別）	126
第 32 表	社会保険収支の推移	128
第 33 表	昭和45年度以降の社会保障関係総費用の推移及び伸び率	129
第 34 表	社会保障関係総費用と国民所得等の推移及び比較	130
第 35 表	国民所得に対する社会保障関係総費用の割合	131
第 36 表	社会保障関係総費用構成比（実支出）	132
第 37 表	社会保障関係総費用増加の寄与率（実支出）	133
第 38 表	社会保障関係総費用の事項別伸び率（実支出）	134
第 3 節 社会保障給付及び再配分効果		
第 39 表	社会保障関係総費用、社会保障給付費、社会保障移転の推移	135
第 40 表	制度別社会保障給付費の推移	136
第 41 表	社会保障移転の推移	136
第 42 表	部門別社会保障給付費の前年度との比較	137
第 43 表	高齢者関係給付費の前年度との比較	137
第 44 表	社会保障給付費等の年次推移	138
第 45 表	社会保障関係費の推移	138
第 46 表	21世紀初頭における高齢化状況等及び社会保障の給付と負担の展望	139
第 47 表	社会保障給付費及び社会保障負担等の国民所得比の将来見通し	140
第 48 表	所得再分配による不平等是正効果（ジニ係数）の年次比較	140
第 49 表	当初・再分配所得階級別世帯分布	141
第 50 表	世帯主の年齢階級別 1 世帯当たり平均金額等	142
第 51 表	世帯類型等別 1 世帯当たり平均金額等	142
第 52 表	世帯構造別 1 世帯当たり平均金額等	142
第 53 表	当初所得階級別 1 世帯当たり再分配金額	143
第 4 節 国民所得と国民負担（率）の動向等		
第 54 表	国民負担率（租税負担率及び社会保障負担率）の推移	144
第 55 表	国民負担率の国際比較等	145
第 56 表	国民所得及び国民可処分所得の分配	146
第 57 表	国民総支出（名目）	150
第 58 表	家計（個人企業を含む）	154
第 59 表	常用労働者 1 人当たり平均月間現金給与額〔事業所規模30人以上〕	155
第 60 表	常用労働者 1 人当たり平均月間現金給与額〔事業所規模 5～29人〕	156
第 61 表	1 人平均月間きまって支給する現金給与額（通勤・住込別） 〔事業所規模 1～4 人〕	157
第 62 表	賞与支給状況	157

第 63 表	全世帯年平均 1 か月間の消費支出	158
第 64 表	勤労者世帯年平均 1 か月間の収入と支出	159
第 65 表	年間収入階級別勤労者世帯 1 世帯当たり年平均 1 か月間の収入と支出（全数）	160
第 66 表	消費者物価指数	162
第 67 表	農村消費者物価指数	162
第 68 表	農家家計費（全国 1 戸当たり平均）	164
第 5 節 社会保険関係		
1 総括		
第 69 表	医療保険適用者数（制度別）	165
第 70 表	公的年金適用者数（制度別）	166
第 71 表	雇用保険適用者数（制度別）	166
第 72 表	業務災害補償保険適用者数（制度別）	166
第 73 表	社会保険被保険者 1 人当たり平均報酬月額（制度別）	167
第 74 表	社会保険被保険者 1 人当たり保険料（制度別）	167
第 75 表	制度別被保険者 1 人当たり診療費	168
第 76 表	公的年金受給権者数	169
第 77 表	公的年金受給権者 1 人当たり年金額	171
第 78 表	公的年金における年金総額（制度別）	173
第 79 表	公的年金積立金状況	175
第 80 表	年金財政指標	175
2 健康保険		
① 政府管掌健康保険		
第 81 表	政府管掌健康保険適用状況	179
第 82 表	政府管掌健康保険被保険者数（一般被保険者・標準報酬等級別）	180
第 83 表	政府管掌健康保険適用状況（一般被保険者・業態別）	181
第 84 表	政府管掌健康保険保険料徴収状況	182
第 85 表	政府管掌健康保険給付決定状況	183
第 86 表	政府管掌健康保険療養の給付及び家族療養費決定状況（診療費分）	185
第 87 表	政府管掌健康保険給付諸率	187
第 88 表	政府管掌健康保険収支状況	189
② 組合管掌健康保険		
第 89 表	組合管掌健康保険適用状況	189
第 90 表	組合管掌健康保険被保険者数（標準報酬等級別）	190
第 91 表	組合管掌健康保険適用状況（業態別）	191
第 92 表	組合管掌健康保険平均保険料率	191
第 93 表	組合管掌健康保険給付決定状況	192
第 94 表	組合管掌健康保険療養の給付及び家族療養費決定状況（診療費分）	194

第 95 表	組合管掌健康保険給付諸率	195
第 96 表	組合管掌健康保険収支状況	196
3 国民健康保険		
第 97 表	国民健康保険適用状況	197
第 98 表	国民健康保険給付決定状況	197
第 99 表	国民健康保険療養の給付決定状況	198
第 100 表	国民健康保険療養費決定状況	198
第 101 表	国民健康保険療養の給付諸率	199
第 102 表	国民健康保険「その他の給付」決定状況	199
第 103 表	国民健康保険諸率	200
第 104 表	国民健康保険診療施設経理状況	201
第 105 表	国民健康保険料（税）収納状況	201
第 106 表	国民健康保険収支状況	202
4 厚生年金保険		
① 厚生年金保険		
第 107 表	厚生年金保険適用状況	203
第 108 表	厚生年金保険被保険者数（標準報酬等級別）	204
第 109 表	厚生年金保険適用状況（業態別）	205
第 110 表	厚生年金保険年金受給権者状況	206
第 111 表	厚生年金保険一時金裁定状況	207
第 112 表	厚生年金保険給付受給権者 1 人当たり金額	207
第 113 表	厚生年金保険保険料徴収状況	207
第 114 表	厚生年金保険収支状況	208
② 厚生年金基金		
第 115 表	厚生年金基金適用状況	208
第 116 表	厚生年金基金年金受給権者状況	209
第 117 表	厚生年金基金一時金裁定状況	209
第 118 表	厚生年金基金給付 1 人当たり金額	209
○ 参考 税制適格年金		
第 119 表	税制適格年金加入型別件数	209
第 120 表	税制適格年金加入者数	209
5 国民年金		
第 121 表	国民年金被保険者数	210
第 122 表	国民年金印紙売さばき状況及び保険料収納状況	210
第 123 表	拠出制年金受給権者状況	211
第 124 表	福祉年金受給権者状況	212
第 125 表	国民年金特別会計収支状況	213

6 農業者年金基金		
第 126 表	農業者年金被保険者数	214
第 127 表	農業者年金受給権者状況	214
第 128 表	農業者年金年金勘定経理状況	215
7 国家公務員等共済組合		
① 各省各庁組合		
第 129 表	国家公務員等共済組合適用状況	216
第 130 表	国家公務員等共済組合短期部門給付決定状況	218
第 131 表	国家公務員等共済組合短期部門療養の給付及び家族療養費決定状況（診療費分）	220
第 132 表	国家公務員等共済組合短期部門給付諸率	221
第 133 表	国家公務員等共済組合長期部門支給決定状況	222
第 134 表	国家公務員等共済組合長期部門年金受給権者状況	223
第 135 表	国家公務員等共済組合長期部門 1 人当たり金額	224
第 136 表	国家公務員等共済組合短期経理状況	224
第 137 表	国家公務員等共済組合長期経理状況	225
第 138 表	国家公務員等共済組合業務経理状況	225
第 139 表	国家公務員等共済組合保健経理状況	226
第 140 表	国家公務員等共済組合旧令共済年金受給権者状況	226
② 適用法人組合		
第 141 表	国家公務員等共済組合適用状況	227
第 142 表	国家公務員等共済組合短期部門給付決定状況	228
第 143 表	国家公務員等共済組合短期部門療養の給付及び家族療養費決定状況（診療費分）	230
第 144 表	国家公務員等共済組合短期部門給付諸率	231
第 145 表	国家公務員等共済組合長期部門支給決定状況	232
第 146 表	国家公務員等共済組合長期部門年金受給権者状況	233
第 147 表	国家公務員等共済組合長期部門 1 人当たり金額	234
第 148 表	国家公務員等共済組合短期経理状況	234
第 149 表	国家公務員等共済組合長期経理状況	235
第 150 表	国家公務員等共済組合業務経理状況	237
第 151 表	国家公務員等共済組合保健経理状況	237
第 152 表	国家公務員等共済組合等所要財源率	238
8 地方公務員等共済組合		
第 153 表	地方公務員等共済組合適用状況	239
第 154 表	地方公務員等共済組合短期部門給付決定状況	240
第 155 表	地方公務員等共済組合短期部門療養の給付及び家族療養費決定状況（診療費分）	242
第 156 表	地方公務員等共済組合短期部門給付諸率	243
第 157 表	地方公務員等共済組合長期部門支給決定状況	245
第 158 表	地方公務員等共済組合長期部門年金受給権者状況	246

第 159 表	地方公務員等共済組合長期部門 1 人当たり金額	247
第 160 表	地方公務員等共済組合短期経理状況	248
第 161 表	地方公務員等共済組合長期経理状況	248
第 162 表	地方公務員等共済組合業務経理状況	249
第 163 表	地方公務員等共済組合保健経理状況	249
9 私立学校教職員共済組合		
第 164 表	私立学校教職員共済組合適用状況（学校種別）	250
第 165 表	私立学校教職員共済組合平均標準給与月額（学校種別）	250
第 166 表	私立学校教職員共済組合組合員数（標準給与等級別）	251
第 167 表	私立学校教職員共済組合短期部門給付決定状況	252
第 168 表	私立学校教職員共済組合短期部門療養の給付及び家族療養費決定状況（診療費分）	253
第 169 表	私立学校教職員共済組合短期部門給付諸率	254
第 170 表	私立学校教職員共済組合長期部門支給決定状況	255
第 171 表	私立学校教職員共済組合長期部門年金受給権者状況	256
第 172 表	私立学校教職員共済組合長期部門 1 人当たり金額	257
第 173 表	私立学校教職員共済組合短期経理状況	258
第 174 表	私立学校教職員共済組合長期経理状況	258
第 175 表	私立学校教職員共済組合業務経理状況	259
第 176 表	私立学校教職員共済組合保健経理状況	259
10 農林漁業団体職員共済組合		
第 177 表	農林漁業団体職員共済組合適用状況	260
第 178 表	農林漁業団体職員共済組合組合員数（標準給与等級別）	260
第 179 表	農林漁業団体職員共済組合支給決定状況	261
第 180 表	農林漁業団体職員共済組合年金受給権者状況	262
第 181 表	農林漁業団体職員共済組合給付 1 人当たり金額	263
第 182 表	農林漁業団体職員共済組合給付経理状況	264
第 183 表	農林漁業団体職員共済組合業務経理状況	264
11 船員保険		
第 184 表	船員保険適用状況	265
第 185 表	船員保険被保険者数（標準報酬等級別）	266
第 186 表	船員保険疾病部門給付決定状況	267
第 187 表	船員保険疾病部門療養の給付及び家族療養費決定状況（診療費分）	268
第 188 表	船員保険疾病部門給付諸率	269
第 189 表	船員保険年金部門年金受給権者状況	270
第 190 表	船員保険年金部門一時金裁定状況	271
第 191 表	船員保険年金部門 1 人当たり金額	271
第 192 表	船員保険失業部門給付決定状況	272

第 193 表	船員保険収支状況	273
第 194 表	船員保険保険料徴収状況	274
12 雇用保険		
第 195 表	雇用保険適用状況	275
第 196 表	雇用保険適用状況（一般・高齢及び短期雇用特例）（産業・規模別）	275
第 197 表	雇用保険給付状況	276
第 198 表	労働保険保険料徴収状況（雇用勘定）	277
第 199 表	労働保険特別会計雇用勘定収支状況	277
13 労働者災害補償保険		
第 200 表	労働者災害補償保険適用状況及び給付件数	278
第 201 表	労働者災害補償保険補償費支払状況	280
第 202 表	労働者災害補償保険補償費平均支払状況	280
第 203 表	労働保険保険料徴収状況（労災勘定）	281
第 204 表	労働保険特別会計労災勘定収支状況	281
14 公務災害補償		
第 205 表	国家公務員災害補償費支払状況	282
第 206 表	国家公務員災害補償 1 件当たり補償費	282
第 207 表	地方公務員災害補償費支払状況	283
第 208 表	地方公務員災害補償 1 件当たり補償費	283
第 6 節 高齢者保健（医療）福祉		
1 総括		
第 209 表	「高齢者保健福祉推進10か年戦略（ゴールドプラン）」の推進	284
第 210 表	老人医療費の負担	285
第 211 表	老人病院、老人保健施設及び特別養護老人ホームの比較	286
2 老人福祉		
第 212 表	老人福祉施設の施設数及び在所者数	287
第 213 表	ホームヘルパー設置団体数・ホームヘルパー数及び派遣対象世帯数	287
第 214 表	年齢階級及び性別ねたきり者数	287
3 老人医療		
第 215 表	老人医療費と国民医療費の推移	288
第 216 表	老人医療対象者数	288
第 217 表	老人医療受給対象者数及び老人医療費の推移	289
第 218 表	制度別老人医療費の状況	289
第 219 表	老人医療費（診療費）の状況	290
第 220 表	老人医療費の状況	290
第 221 表	開設者別老人施設数、病床数（実数、構成割合（%））	290
第 222 表	老人病院等の区別状況	291

第 223 表 老人医療費の負担の状況…………… 291

第 224 表 平成元年度老人医療費拠出金積算内訳（加入者按分率 0.9）…………… 291

4 老人保健施設

第 225 表 設置主体・設置形態別の開設状況…………… 292

第 226 表 保健事業の概要…………… 292

第 227 表 老人保健事業実施状況…………… 294

5 老人保健（ヘルス事業）

第 228 表 保健事業第 2 次 5 か年計画…………… 295

第 229 表 老人保健健康手帳の交付状況…………… 295

第 230 表 基本健康診査・一般健康診査の受診者及び判定・指導区分別状況…………… 295

第 231 表 基本健康診査・一般健康診査による検査結果別要指導・要医療者数…………… 296

第 232 表 ガン検診の受診人員・結果別人員状況…………… 296

第 7 節 医療供給と医療費

1 総括

第 233 表 国民医療費推計額…………… 297

第 234 表 治療費支払方法別患者数（病院・診療所別）…………… 298

第 235 表 患者数及び受療率（入院・外来、病院・診療所別）…………… 298

2 医療関係者

第 236 表 医師数（業務別）…………… 300

第 237 表 歯科医師数（業務別）…………… 300

第 238 表 歯科衛生士数（就業場所別）…………… 301

第 239 表 歯科技工士数…………… 301

第 240 表 薬剤師数（業務別）…………… 301

第 241 表 看護職員需給見通し…………… 302

第 242 表 就業保健婦数（就業場所別）…………… 302

第 243 表 就業助産婦数（就業場所別）…………… 303

第 244 表 就業看護婦（士）及び准看護婦（士）数（就業場所・資格別）…………… 303

第 245 表 就業あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師及び柔道整復師数…………… 304

第 246 表 就業診療エックス線技師数及び放射線技師数…………… 304

第 247 表 理学療法士及び作業療法士数…………… 304

3 医療機関

第 248 表 病院・診療所数（開設者別）…………… 305

第 249 表 病床数（開設者・種類別）…………… 306

第 250 表 医療法人数の推移…………… 306

第 251 表 薬局数・無薬局町村数及び医薬品販売業数…………… 307

第 252 表 1 病院当たり収支状況（構成割合・病院種類・開設者別）…………… 307

第 253 表 一般診療所 1 施設当たり収支状況（構成割合・有床－無床・開設者別）…………… 308

第 254 表 歯科診療所 1 施設当たり収支状況（構成割合）…………… 308

第 255 表 過去 5 年間における総収入 100 対総費用割合…………… 309

第 256 表 病院経営の収支の状況…………… 309

4 地域医療計画

第 257 表 地域医療計画の内容…………… 310

第 258 表 地域医療計画の作成手続きと達成の推進…………… 311

第 259 表 都道府県別医療計画における必要病床数及び既存病床数等の状況…………… 312

第 8 節 公衆衛生

1 結核等

第 260 表 結核医療費推計額…………… 314

第 261 表 結核医療費公費負担承認件数（治療費支払方法別）…………… 314

第 262 表 結核医療費公費負担額…………… 314

第 263 表 結核登録者…………… 314

第 264 表 結核病床数・患者数・病床利用率…………… 315

第 265 表 ハンセン病患者数・有病率の年次推移…………… 315

第 266 表 未収容らい患者・一時救護患者数…………… 316

第 267 表 らい療養所入所患者数…………… 316

第 268 表 らい予防法による生活援護人員（種類別）…………… 316

第 269 表 らい患者家族生活援護委託費・らい療養所運営費国庫負担額…………… 316

第 270 表 エイズ対策の概要…………… 317

第 271 表 エイズ患者及び感染者の現状及び将来予測…………… 317

2 伝染病

第 272 表 法定・指定伝染病患者数及び死者数…………… 318

第 273 表 届出伝染病等患者数及び死者数…………… 319

第 274 表 予防接種被接種者数…………… 320

3 精神衛生

第 275 表 精神病床数・患者数・病床利用率…………… 321

第 276 表 措置入院患者数及び医療費国庫負担額…………… 321

第 277 表 通院医療公費負担承認件数及び医療費国庫補助額…………… 321

第 278 表 精神病床数・入院患者数・措置患者数・措置率・利用率の年次推移…………… 322

第 279 表 同意入院・仮入院届出件数…………… 322

4 難病

第 280 表 難病対策の概要…………… 323

第 281 表 特定疾患治療研究事業対象疾患及び特定疾患医療受給者証交付件数…………… 323

5 歯科

第 282 表 1 人平均喪失歯数の年次推移、性・年齢別（永久歯）…………… 324

第 283 表 歯石沈着の有無、年齢階級別（5 歳以上・永久歯）…………… 324

6 環境衛生

第 284 表 全国水道普及状況…………… 325

第 285 表 下水道終末処理施設処理人口及びごみ・し尿処理施設の処理能力状況…………… 325

第 286 表 下水道終末処理施設及びごみ・し尿処理施設事業費…………… 325

第 287 表 廃棄物の分類と処理体制…………… 326

第 288 表 ゴミ処理等の流れ…………… 327

第 289 表 市町村のごみ処理費用の推移…………… 328

7 公害

第 290 表 公害等調整委員会に係属した事件の処理件数…………… 329

第 291 表 都道府県公害審査会等における公害紛争事件の受付及び処理状況…………… 329

第 292 表 典型 7 公害の種類別苦情件数の推移…………… 330

第 293 表 典型 7 公害以外の種類別苦情件数の推移…………… 330

第 294 表 公害健康被害の補償等に関する法律の指定地域及び被認定者数等…………… 331

第 295 表 公害防止事業団事業状況…………… 332

8 保健所及び保健センター

第 296 表 保健所の活動…………… 333

第 297 表 保健所数及び保健所職員総数…………… 333

第 298 表 保健所活動状況…………… 334

第 299 表 保健センター数…………… 334

第 300 表 市町村保健センター…………… 334

第 9 節 福祉サービス

1 身体障害者及び精神薄弱者福祉

第 301 表 身体障害者手帳交付台帳登載数…………… 335

第 302 表 福祉事務所における精神薄弱者相談状況…………… 335

第 303 表 身体障害者更生援護施設・精神薄弱者援護施設の施設数及び在所者数…………… 336

第 304 表 身体障害者更生援護状況…………… 336

第 305 表 身体障害者に対する補装具交付等の状況…………… 337

第 306 表 身体障害者に対する更生医療給付決定状況…………… 338

第 307 表 障害者職業訓練校修了者数…………… 338

2 児童福祉

第 308 表 児童相談所処理件数…………… 339

第 309 表 児童福祉施設数及び在所者数（施設種別）…………… 339

第 310 表 里親・保護受託者及び委託児童数…………… 340

第 311 表 育成医療等の給付及び補装具等の交付状況…………… 340

第 312 表 1 歳 6 か月児健診実施人数…………… 341

第 313 表 3 歳児健康診査成績…………… 341

第 314 表 児童扶養手当受給世帯数…………… 341

第 315 表 特別児童扶養手当受給者数及び障害児福祉手当受給者数…………… 341

第 316 表 児童手当受給者数、支給対象児童数及び支給額の状況…………… 342

第 317 表 児童手当の認定及び消滅状況…………… 342

第 318 表 児童手当拠出金徴収状況…………… 343

第 319 表 児童手当制度の費用負担…………… 343

3 社会福祉関係機関・施設等

第 320 表 社会福祉行政機関等設置状況…………… 344

第 321 表 社会福祉施設数（年次・施設の種類別）…………… 345

第 322 表 生活福祉資金貸付状況…………… 347

第 323 表 母子福祉資金貸付状況…………… 347

第 324 表 社会福祉士・介護福祉士登録者数…………… 348

第 325 表 災害救助法適用状況及び災害救助費国庫負担状況…………… 348

第 10 節 生活保護

第 326 表 被保護世帯・被保護実人員・保護率…………… 349

第 327 表 被保護世帯数（世帯主の労働力類型別）…………… 349

第 328 表 扶助別人員…………… 350

第 329 表 保護開始世帯数（理由・種類別）…………… 350

第 330 表 保護廃止世帯数（理由・種類別）…………… 351

第 331 表 保護費（扶助別）…………… 352

第 332 表 医療扶助決定状況（診療費分）…………… 352

第 333 表 生活保護基準額改定の推移…………… 352

第 334 表 生活扶助基準額の推移…………… 353

第 335 表 保護施設の施設数及び在所者数…………… 353

第 11 節 恩給・戦争犠牲者援護

1 恩給

第 336 表 文官恩給年金受給権者状況…………… 354

第 337 表 軍人恩給年金受給権者状況…………… 354

第 338 表 都道府県知事裁定恩給年金受給権者状況…………… 354

2 戦争犠牲者援護

第 339 表 未帰還者留守家族等援護法による援護状況…………… 356

第 340 表 戦傷病者特別援護法による療養の給付等の援護状況…………… 356

第 341 表 戦傷病者特別援護法による補装具交付状況…………… 356

第 342 表 戦傷病者戦没者遺族等援護法給付状況…………… 357

第 343 表 原爆被爆者対策状況…………… 357

第12節 関連制度・関係機関

1 関連制度

第344表 住宅数・世帯数・世帯人員・1戸当たり居住室数・畳数・延べ面積・1人当たり居住室の畳数（地域・住宅の所有関係別）…………… 358

第345表 居住状況（地域別）…………… 359

第346表 住宅の所有関係…………… 359

第347表 公営住宅建設戸数…………… 360

第348表 1か月当たり家賃階級別にみた借家数…………… 360

第349表 住宅建設戸数…………… 362

第350表 失業対策事業実施状況…………… 362

第351表 職業転換給付金関係予算の推移…………… 362

第352表 地域別最低賃金改正状況…………… 363

第353表 産業別最低賃金決定状況…………… 364

2 関係機関

第354表 社会保険診療報酬支払基金取扱件数及び金額（年度別）…………… 365

第355表 年金福祉事業団貸付決定状況（事業主体・施設別）…………… 366

第356表 資金運用事業各年度別運用額の推移…………… 366

第357表 被保険者住宅資金別貸付決定状況…………… 366

第358表 社会福祉・医療事業団貸付状況（施設・資金別）…………… 367

第359表 社会福祉・医療事業団福祉貸付状況（事業種別）…………… 368

第360表 労働福祉事業団経営施設数…………… 368

第361表 雇用促進事業団設置運営施設数…………… 369

第362表 中小企業退職金共済加入状況…………… 369

第363表 中小企業退職金共済支給状況…………… 369

第13節 財政

第364表 一般関係歳出予算額の推移…………… 370

第365表 一般会計歳入・歳出（目的別）…………… 371

第366表 地方財政（普通会計）歳入歳出…………… 372

第367表 地方の民生費と衛生費の状況…………… 374

第368表 生活保護費等国庫負担（補助）の推移…………… 378

第369表 国民総支出に対する財政規模…………… 378

第370表 国民年金保険料免除ライン・非免除ラインと課税最低限・生活扶助基準との比較…………… 378

第371表 国税及び地方税…………… 379

第372表 長寿社会対策関係予算（一般会計分）の推移…………… 379

第373表 年金積立金還元融資資金配分の推移…………… 380

第374表 市町村税納税義務者数…………… 380

第14節 国際統計及び比較

1 人口

第375表 国連1990年推計による世界主要地域人口の比較…………… 381

第376表 平均寿命の国際比較…………… 382

第377表 主要国の65歳以上人口比率の推移と予測…………… 383

第378表 人口高齢化速度の国際比較…………… 383

第379表 諸外国の出生率…………… 384

第380表 先進国政府の自国の出生率に対する認識と政策…………… 384

2 社会保障

第381表 社会保障制度類型別国数…………… 385

第382表 ILO条約及び勧告（社会保障関係）…………… 385

第383表 ILO第102号条約の批准状況…………… 387

第384表 諸外国の社会保障給付費の対国民所得比…………… 388

第385表 社会保障給付費、租税・社会保障負担率等の比較…………… 389

第386表 社会保障給付費（対国民所得比）の部門別構成割合の国際比較…………… 389

第387表 日本の社会保障制度の概要…………… 390

第388表 イギリスの社会保障制度の概要…………… 392

第389表 イギリスの社会保障概況…………… 394

第390表 フランスの社会保障制度の概要…………… 396

第391表 フランスの社会保障概況…………… 398

第392表 西ドイツの社会保障制度の概要…………… 400

第393表 西ドイツの社会保障概況…………… 402

第394表 アメリカの社会保障制度の概要…………… 404

第395表 アメリカの社会保障概況…………… 406

第396表 スウェーデンの社会保障制度の概要…………… 408

3 医療

第397表 医療保障制度の国際比較…………… 410

第398表 主要国の国民医療費の推移…………… 410

第399表 国民医療費の対国民所得比の各国比較…………… 412

第400表 主要国の診療報酬支払方式…………… 413

第401表 医師数等の国際比較…………… 413

4 年金

第402表 諸外国の公的年金制度…………… 414

第403表 公的高齢年金のみ受給者の課税最低限の国際比較（夫婦世帯の場合）…………… 416

第404表 主要国における公的年金に対する税制の概要…………… 417

5 福祉・社会手当等

第405表 世界6か国の福祉行政体系…………… 418

目次

第406表	各国のソーシャルワーカー資格制度一覧	420
第407表	各国のケアワーカーの資格制度一覧	422
第408表	主要国の児童手当制度	424
第409表	ILO資料に見る年金・医療以外の社会保障給付費	426
第410表	各国の「ILO-家族給付」	428
第411表	各国の「一般的な児童手当」	429
第412表	各国の出産に関する給付	430
6 労働		
第413表	主要国失業者数及び失業率	432
第414表	労働時間の国際比較（原則として製造業生産労働者、1988年）	432
第415表	ILO労働統計報告による週当たり労働時間（製造業）	433
第416表	労働費用の国際比較	433
第417表	諸外国の育児休業制度について	434
7 国際協力		
第418表	WHOへの分担率（分担金の占有率）の推移	436
第419表	厚生省の協力した保健福祉協力研修員受入数・専門家派遣数の推移	436
8 国民所得		
第420表	国民所得（総額）	437
第421表	1人当たり国民所得	438

第I部 社会保障の動向

第1節 社会保障の背景

—最近の経済・社会の動向—

1 景気の動向

平成2年度の我が国経済は、引き続き拡大局面にあった。平成2年8月の湾岸危機発生以来、国際石油価格は不安定な推移にあったが、我が国経済への影響は前2回の石油危機時に比べて小さいものであった。外需は引き続き減少する一方、個人消費が堅調に推移し、設備投資が増勢を続けるなど、内需は引き続き増加している。また、鉱工業生産は増加傾向にあり、雇用情勢は雇用者数が堅調に増加し、労働需給は引き締まり状況が続いている。一方、経常収支は輸入が製品類の増加に加え、平成2年9月以降、石油価格の上昇もあって増加しているなどから、黒字幅が縮小傾向にある。

この結果、平成2年度の実質経済成長率は3.8%と見込まれている。また、物価は平成2年9月以降、石油価格上昇の影響等が生じていたものの、総じて安定基調にあり、平成2年度の消費者物価上昇率は前年度比3.1%であった。なお、平成3年度は実質経済成長率は3.8%程度、消費者物価上昇率は2.4%程度と見込まれている。

2 財政・金融

平成3年度予算は、ここ数年のような大幅な税

取増がなかなか期待し難い中で、公債依存度の引き下げを図るため、真に必要な財政需要に適切に対応しつつ、公債発行額を可能な限り縮減することとして編成された。

平成3年度一般会計予算の規模は70兆3,474億円(対前年度比6.2%)、一般歳出の規模は37兆365億円(対前年度比4.7%)となっている。また、平成3年度における公債発行予定額は5兆3,430億円となっており、前年度に引き続き特例公債の発行を行わないという方針の下に編成され、公債依存度は7.6%と過去20年間で最低となった。

また、日米構造協議を契機として社会資本整備の重要性に鑑み策定された「公共投資基本計画」の初年度として、国民生活の質の向上に密接に関連する分野に重点的に配分するものとして、生活関連枠2,000億円が設けられた。

社会保障関係予算についてみると、各種施策の合理化・適正化に努めるとともに、すべての国民が安心してその老後を送ることができるよう「高齢者保健福祉推進十か年戦略」の着実な実施を図る等、福祉施策についてきめ細かな配慮を行うこととして編成され、社会保障関係予算全体で12兆2,122億円、前年度予算に比べ5.1%の増となっており、社会保障関係費の一般歳出に占める割合は33.0%と、ほぼ一般歳出の3分の1を占めている。

平成3年度の財政投融资計画は、内需を中心としたインフレなき持続的成長を確保するとの考え方に立ち、国民生活の質の向上に配慮しつつ、社会資本整備、住宅対策、国際社会への貢献など政策的な必要性を踏まえ、重点的・効率的な資金配分を行うこととしており、計画額は36兆8,056億円であり、前年度に比べ6.5%増となっている。厚生福祉関係分としては、1兆261億円(前年度比20.4%増)を計上し、社会福祉・医療事業団において「高齢者保健福祉推進十か年戦略」を着実に推進するほか、年金福祉事業団においても年金財源強化事業や被保険者住宅資金貸付を行うこととしている。

一方、歳入面については、土地税制について、土地基本法の理念を踏まえ、土地に関する税負担の適正・公平を確保しつつ土地政策に資するという観点から、保有・譲渡・取得の各段階にわたり総合的な見直しを行ったほか、新たに地価抑制の観点から地価税を創設することとし、平成4年1月から実施されることとなった。また、消費税の見直しが行われ、出産、葬祭、所定の法律に基づくホームヘルパー、寝たきり老人用のベッド等が非課税とされ、平成3年10月1日から施行された。

金融政策については、公定歩合が平成2年に3回引き上げられたが、平成3年には7月と11月に引き下げられ、5.0%となった。

3 雇 用

平成2年の雇用情勢は、景気が好調に推移したことを背景に労働力需給が引き締まり基調で推移している。有効求人倍率は、平成2年平均で1.40倍と、14年ぶりの求人超過となった昭和63年を上回る水準であった。新規求人倍率は2.07倍と4年連続で求人超過で推移している。一方、完全失業率は2.1%で前年より0.2ポイント低下している。

就業者数については、6,249万人で、前年に比べて121万人(2.0%)の増加と、増加数では昭和31年以降で最大、増加率では昭和42年以降で最大と

なった。そのうち、男子就業者は59万人(1.6%)、女子就業者は62万人(2.5%)の増加となっている。就業者を従業上の地位別に見ると、雇用者の全体に占める割合は、自営業者や家族従業者が低下し続けているのに対して上昇傾向にあり、平成2年は76.4%となっている。

4 家計収支

平成2年の勤労者世帯の実収入は、1世帯あたり1か月平均52万1,757円で前年に比べ名目5.2%、実質2.0%の増加となり、前年の伸びを大きく上回った(平成元年：名目3.0%、実質0.7%)。また、実収入から税金や社会保険料等を控除した平成2年の可処分所得は、1世帯当たり1か月平均44万539円で、前年に比べ名目3.8%、実質1.4%の増加となり、4年ぶりに実収入の伸びを下回った。

一方、勤労者世帯の消費支出の動向を見ると、昭和55年の実質減少のあと、56年以降は57年を除き実質増加で推移しており、平成2年には1世帯当たり1か月平均33万1,595円と前年に比べ名目4.8%、実質1.6%の増加となり、前年の伸びを上回った(平成元年：名目3.0%、実質0.7%)。また、消費支出を費用別に見ると、保健医療、家具・家事用品、教育が高い実質増加となり、その他の10大品目も全て実質増加であった。

5 人口・世帯

平成2年国勢調査によると、平成2年10月1日現在のわが国の総人口は1億2,361万人であり、前回の国勢調査が行われた昭和60年からの5年間に256万人(2.1%)増加した。この5年間の人口増加率は、昭和49年以降続いている出生率の低下を反映し、戦後最も低いものとなっている。地域的に見ると18道県で人口が減少しており、2%以上減少の県が2つあった。

これを年少人口(15歳未満人口)、生産年齢人口(15~64歳人口)、老年人口(65歳以上人口)の年

齢階級別に分けてみると、それぞれ2,249万人(18.2%)、8,123万人(69.8%)、1,490万人(12.1%)となっており、65歳以上の老年人口の構成比は長期にわたって上昇が続いている。

また、厚生省人口問題研究所の「日本の将来推計人口(平成3年6月暫定推計)」の中位推計によると、平成8年には生産年齢人口が減少に転じ、平成10年には老年人口が年少人口よりも多くなり、平成22年には総人口が減少に転じると予測されている。

また、平均寿命については、「平成2年簡易生命表」によると男75.86歳、女81.81歳で、我が国は依然として世界一の長寿国となっている。

世帯数は、平成元年6月2日現在で、1,941万7,000人で、前年に比べ1.0%の増加となっている。世帯人員別に見ると、4人世帯が全体の22.9%で最も多く、1世帯当たりの平均世帯人員は3.10%で前年に比べ減少している。世帯構造別に見ると「核家族世帯」が2,378万5,000世帯で全体の60.3%を占めており、このうち「夫婦のみの世帯」が世帯数、構成割合とも増加傾向にある。また、世帯類型別に見ると、「高齢者世帯」が415万3,000世帯で、前年に比べ75%増加しており、全世帯に占める割合も9.6%から10.5%に増加している。「単独世帯」は、786万6,000世帯で、全世帯に占める割合も20.0%と増加している。

第2節 社会保障の動向

1 概況

我が国の社会保障制度は、経済の発展などを背景として、国民の要望に対応しつつ、国民生活の安定と向上を目指し逐次発展してきた。

しかしながら、「日本の将来推計人口(平成3年6月暫定推計)」によれば、高齢化と少産化の速度は前回の昭和61年推計を上回るものであり、21世紀の長命・少産社会を迎えるに当たり、国民生活安定の基盤たる社会保障制度を今後とも一層充実・発展させていくことが必要である。

本格的な高齢化社会を間近に控え、昭和61年の政府閣議決定「長寿社会対策大綱」並びに昭和63年の厚生省と労働省から国会に提出された「長寿・福祉を実現するための施策の基本的考え方と目標について」を踏まえ、平成元年12月に「高齢者保健福祉推進十か年戦略」が策定され、21世紀までに計6兆円規模で在宅福祉の推進、保健福祉施設の整備などを強力に推進することが合意された。今後増大する保健医療福祉需要に応えるためには、施設整備と共にマンパワーの確保も重要なことから、現在、各省庁において様々な方策の検討が進められている。

一方、我が国の出生率は依然として低下しており、平成元年には1.57となり、「1.57ショック」という言葉を生んだが、平成2年にはさらに低下して1.53となった。このような状況を受け、平成2年12月社会保障制度審議会から「新しい時代を担う子どもたちのために」と題する勧告が行われ、また、平成3年1月には関係省庁連絡会議から「健やかに子どもを生み育てる環境づくりについて」の提言が行われた。

近年の社会保障関係法制度をめぐる主な動きとしては、住民に最も身近な市町村で在宅及び施設福祉サービスを計画的かつ一体的に提供する体制を確保するため、老人福祉法等関係8法の改正が行われた他、児童手当の拡充を図るための「児童手当法の一部を改正する法律」、介護に関する総合的な体制づくりを行い、老人医療にかかる費用負担の適正な分担を図るための「老人保健法等の一部を改正する法律」、就業中の育児機会を保障するための「育児休業等に関する法律」及び増大する廃棄物の適正処理体制を確保するための「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」が成立した。なお、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を確保するための「医療法の一部を改正する法律案」は継続審議となっている。

2 高齢者保健医療福祉対策

急激な高齢者の増加に伴い、老人医療費は増加の一途にある。平成元年度で5兆5,578億円(前年度比7.7%増)であり、現在、国民医療費に占める割合は28.2%に達している。

高齢者福祉を計画的に推進するため、平成元年に「高齢者保健福祉推進十か年戦略」が策定され、総合的な長期目標が示されたところであるが、平成2年度までに、ホームヘルパー約3万6千人(目標10万人)、特別養護老人ホーム約17万2千床(目標24万床)、老人保健施設約4万8千床(目標28万床)と、逐次整備が図られている。また、福祉サービスを地域の実情に応じて計画的に供給するため、サービスの受け手に最も近い市町村で老人福祉計画と老人保健計画を策定すること、特別養護老人ホーム等の入所を決定する措置権を都道府県

から町村に移譲すること等を内容とする老人福祉法等関係8法の改正が行われ、平成5年4月には全面的に実施されることとなっている。老人保健については、胃がん死亡率は30%程度減、脳卒中発生率は50%程度減などの具体的目標を掲げた保健事業第2次5か年計画の推進がなされているが、平成3年度は計画最終年に当たることから、一層の推進が図られている。また、「老人保健法等の一部を改正する法律」が平成3年9月に制定され、主なものとして、訪問看護療養費の支給制度については平成4年4月から、老人保健施設療養費と看護・介護体制の整った老人病院の入院医療費についての国庫負担の引き上げは平成4年1月から、負担の公平を図る観点から行う患者負担の改定については平成4年1月から段階的に施行され、平成7年4月からは物価スライド制が導入されることとなった。

老人の生きがい対策については、長寿社会開発センターや各都道府県の明るい長寿社会づくり推進機構において、高齢者の社会活動、スポーツ活動、ボランティア活動等の取り組みが行われている。また、全国的なイベントとして全国健康福祉祭(ねんりんピック)が昭和63年から開催されており、平成3年9月には岩手県で第4回目の大会が「ささええる長寿あなたが主役」の標語の下に開催された。

3 児童・障害者福祉等

(1) 児童母子福祉対策

近年の出生率の低下は、将来の社会経済の活力に大きな影響を及ぼすのみならず、世代間の扶助の性格をも有している我が国の社会保障制度の在り方に影響を及ぼすことが予測される。したがって、社会保障制度の将来の担い手たる児童の健全育成は今後の大きな課題になってきた。

平成元年7月、児童手当制度基本問題研究会から児童手当についての具体的な提言がなされ、また、平成2年1月、「これからの家庭と子育てに関

する懇談会」から「子どもが健やかに生まれ、育つための環境づくりを図ることが今後の課題である」との報告がなされた。これらを受け、「児童手当法の一部を改正する法律案」が提案され、平成3年5月に成立した。これにより支給月額を倍増するとともに、支給対象を現行の義務教育就学前の第2子以降の児童から3歳未満の全児童に拡大し、平成4年から段階的に行われることとなった。また、1歳までの1年間に育児休業を請求する権利等を保障する「育児休業等に関する法律」が平成3年6月に制定され、平成4年4月から施行されることとなっている。

さらに、深夜・休日の就労から生じる保育需要にも対応しうるきめ細かい保育サービスが求められているとともに、育児休業終了後における弾力的な入所措置がとられるよう検討が進められている。

(2) 障害者対策

① 身体障害者対策

平成2年度から、地域で働く場を確保するため授産施設に小規模な分場を設ける事業や精神薄弱者も身体障害者授産施設を利用できるようにする事業などが実施されており、平成2年8月には「すべての人が明るく暮らせる社会づくり懇談会」から「障害を持つ人も持たない人も、共に明るく暮らすことのできるまちづくり」が提言された。また、平成3年には、身体障害者福祉法の改正により、身体障害者の在宅療養が一層支援されることとなった。

② 精神薄弱者対策

平成元年度から、一般の住宅地の中の通常のアパート・マンション等で共同生活を営む数人の精神薄弱者に対し、日常生活援助を行うグループホーム事業が実施されているが、平成2年度は事業の拠点箇所が100か所から200か所に拡充されるなど、社会復帰の支援策が行われている。

③ 精神障害者対策

第1部 社会保障の動向

昭和62年に従来の精神衛生法が全面改正され、その名称を精神保健法に変更するとともに、病院での閉鎖的な入院治療から開放処遇への移行、家庭や地域社会の中での治療など、社会への復帰・適応を促進するための改正がなされ、昭和63年7月から施行されている。また、従来から行われている小規模作業所や社会復帰施設に対する助成に加え、平成2年度からは精神保健センターにおけるこころの電話相談事業の支援が開始されたところである。

(3) 生活福祉資金等

今後の増大かつ多様化する福祉需要に対応し、きめの細かいサービスを必要に応じ提供するためにはボランティアの活動に期待する面も少なくない。平成元年9月現在、日本のボランティア数は約390万人となっている。

また、世帯更生資金については、平成元年度から福祉資金に身体障害者自動車購入資金が追加され、2年間で約115億円を越える貸付けが行われた。さらに平成3年度は、その名称も「生活福祉資金」と変更され、新たに「日常生活介護を要する65歳以上の高齢者の属する世帯」が貸し付け対象に加えられた。

なお、平成2年11月長崎県雲仙普賢岳が約200年ぶりに噴火し、地域住民に多大な被害を及ぼしている。政府は警戒区域の設定、災害救助法の弾力運用による仮設住宅の設置や生活物資の供与、1世帯当り12万円程度の緊急支援金の給付、長崎県による雲仙災害対策基金300億円の設置への協力等の積極的な支援を行っている。

また、平成3年4月の日ソ首脳会談が契機となり、シベリア等における遺骨収集・墓参の実現に向け、具体的な準備が進められている。

4 医療保険

平成2年度の国民医療費は2兆6,900億円であり、1年で約1兆円の増加ペースにあるが、伸び率は国民所得伸び率6.2%を下回る4.8%であっ

た。昭和63年以来、医療費の伸びは国民所得の伸びの範囲内に止まってきているが、人口の高齢化の進展、医療技術の進歩等によって医療費の増加は避けられないところであり、今後とも伸び率を適正な範囲に止めるための努力が求められている。

国民健康保険については、平成元年に社会保障制度審議会から「国民健康保険制度の長期安定確保策について」の意見がなされ、平成2年には高医療費市町村における運営の安定化、保険基盤安定化制度の創設、高額医療費共同事業の強化・拡充等を内容とする国民健康保険法の改正が行われたが、今後とも財政基盤の安定化を進めることが重要となっている。

診療報酬については、中央社会保険医療協議会において審議されるが、平成3年5月には同協議会に診療報酬基本問題小委が設置され、診療報酬体系全体に係る基本的問題について調査審議が行われることとなった。薬価についても、平成3年5月の中央社会保険医療協議会の建議を受け、次回の診療報酬改定時から従来のパルクライン方式を加重平均方式に改め、より実勢価格を反映するような算定方式が採用されることとなっている。

5 年金保険

公的年金制度は、現役世代が高齢者を支える「世代間扶養の仕組み」に基づき、全ての国民に老後生活の経済的基盤を保障するという機能を担うものである。

平成7年を目途とする公的年金制度の一元化の第一段階として、昭和61年4月に全国民共通の基礎年金制度が導入され、公的年金の制度体系が再編成されたが、平成元年には、5年ごとに行われる財政再計算が行われ、それに基づく制度改正が行われ、「国民年金法等の一部を改正する法律」及び「被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法」が平成元年12月に成立した。また、共済組合についても「国家公務員等共済組合法等

の一部を改正する法律」など、共済組合4法が平成元年12月に成立した。

平成元年改正による給付改善及び完全自動物価スライド制の導入により、標準的な年金額は、平成3年度で厚生年金では夫婦月額20万6千円、国民年金では夫婦月額11万7千円となっている。また、平成3年4月より、学生の国民年金への当然適用が実施されているほか、国民年金基金制度が創設されたが、平成3年9月末現在、各都道府県ごとに設立される地域型国民年金基金が47基金、全国を通じて同種の職種ごとに設立される職能型国民年金基金が13基金設立されており、平成3年6月には給付確保事業等を行うため、国民年金基金連合会が設立された。

公的年金制度一元化については、公的年金制度全体の長期的安定と整合性ある発展を図るため、平成7年までに行うことが閣議決定されており、一元化に向けての地ならし措置として、被用者年金制度間調整が平成2年度より実施されている。制度間調整については、平成4年までの間に、公的年金制度の一元化を展望しつつ、見直しを行うこととされている。

老齢厚生年金の支給開始年齢の引き上げについては、平成元年改正の政府原案では引き上げスケジュールを明示し、別に法律で定める日から施行することとされていたが、国会の修正により見送られ、次期財政再計算の際において、厚生年金の財政の将来見通し及び高齢者の就業機会の確保等を総合的に勘案して見直すこととされている。

6 労働保険等

労働保険については保険料収納及び給付費支払額ともに年々増加傾向にある。平成2年度末における適用労働者は、4,322万人で前年度比4.8%増である。受給者の推移をみると新規受給者は漸時減少を続け、昭和57年度に100万人を割り、平成2年度には79万8千人となっている。受給者の内訳では、年金受給者が年々増加しており、そのうち遺

族補償年金受給者が平成2年度末で47.2%を占め、最も多くなっている。

雇用保険については、内需中心の持続的な経済成長に伴う景気の拡大、雇用者数の大幅な増加、完全失業率の低下といった経済状況及び雇用情勢を反映し、平成2年度平均の受給者人員は48万2千人で前年度比4.7%減となった。

失業対策事業については、昭和46年10月以降同事業への新規流入が認められなくなったことなどより、就労者数は大幅に減少してきている。平成2年11月、失業対策事業制度研究会は、今後5年間を最後の期間として、雇用機会の確保等を用意することで失業対策事業を終息させるべきだとする旨の報告を労働大臣に提出した。

高齢化の進展に伴い高齢者の雇用・就労の確保が重要な課題となっており、平成2年10月、事業主による定年到達者の65歳までの再雇用の努力義務化などを内容とする「高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律」が施行された。また、同年12月には、同法に基づき労働大臣より、平成5年度までに60歳定年の完全定着等を図ることを目標と定める高齢者等職業安定対策基本方針が告示された。

また、障害者雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、事業主に身体障害者の雇用が義務づけられているが、総雇用数は着実に増加しているものの、近年停滞傾向が続いている。このようなことから労働省により、平成3年度から障害者雇用の促進のため、雇用率未達成の企業の公表を前提とする指導が行われることとなった。

7 生活保護

生活保護制度は国民生活の最終的なよりどころとして重要な役割を果たしているが、その中心となる生活扶助の基準については、従来から一般国民生活の向上の度合等を考慮して改善が図られてきており、平成3年度においては対前年比3.4%の

引き上げが行われ、基準額は14万5,457円(標準3人世帯、1級地-1)となった。また、昭和48年後半のオイルショック以降微増傾向が続いていた被保護者数は、昭和59年をピークとして逐次減少傾向にあり、平成3年2月においては99万3,001人となっている。

保護率(人口千対)について見ると、昭和50年代は12%台でほぼ横ばいで推移してきたが、昭和60年代に入って毎年低下を続けており、平成2年度は8.9%となっている。

8 保健と医療

我が国の疾病構造は、結核を中心とする急性疾患から、がん、心疾患、脳血管疾患等の成人病を中心とする慢性疾患へと疾病構造が変化しており、このような医療をとりまく環境の変化に対応して、施策の面においても健康増進からリハビリを通じた包括医療の重要性が高まっている。

健康づくり対策については、栄養・運動・休養のバランスのとれた生活スタイルの確立を目指した第2次国民健康づくり対策(アクティブ80ヘルスプラン)が推進されているほか、医療保険各制度による健康診断事業、保険者の創意工夫を生かしたヘルスパイオニアタウン事業が各市町村で実施されている。また、一定基準を満たした運動施設及び温泉利用施設を国が健康増進施設として認定しており、民間施設を利用しての国民の健康づくりに対する支援も行われている。

疾病対策のうちエイズ問題については、厚生省のエイズサーベイランス委員会によると、平成3年7月末で国内感染者総数1810人、死者総数198人と依然感染者は増加傾向にあり、感染経路についても従来の海外感染だけでなく国内感染の可能性が報告されている。脳死・臓器移植問題については、平成2年3月から「臨時脳死及び臓器移植調査会」において審議されており、各地での地方公聴会や海外調査なども踏まえ、平成3年6月、「脳死と臓器移植に関する中間報告」が発表された。

なお、平成4年1月末までに内閣総理大臣に答申が提出される見込みである。

医療供給対策については、現行の医療法は、制定当時と医療をとりまく環境が大きく変わっているにも関わらず、抜本的な改正がなされていないこともあり、医療施設をその機能によって体系化すること、医療に係る広告制限を緩和すること等を内容とする「医療法の一部を改正する法律案」が国会に提出され、継続審議となっている。

救急医療については、搬送途上の適切な医療の確保を図る見地から、平成3年4月、医師の指示の下に搬送中に気道の確保、心拍の回復等の処置を行うことのできる救急救命士法が制定され、早ければ平成4年春には有資格者が誕生する。

病院の適正配置については、平成2年3月に全ての都道府県において医療計画が策定され、全面的に実施されたが、平成3年6月に医療審議会から医療計画で用いる必要病床数の算定方法の改正などについて答申がなされ、それに基づいて関係省令等が改正された。これを受けて、各都道府県において必要な見直しのための作業が進められているところである。また、地域の特性や実情に即した保健医療サービスを計画的に提供するため、2次医療圏(概ね広域市町村圏単位)単位に地域保健医療計画の作成が推進されている。

医療においても患者の多様化するニーズに対応していくことが求められているが、民間業者が検体検査、患者給食、医療機器の消毒・滅菌等の医療関連サービスを提供する場合のサービスの質の確保を図るため、平成2年12月、医療関連サービス振興会が設立された。

医薬分業については、薬歴管理によって複数の薬物の相互作用の発生を回避できること、薬剤師から専門的な説明を受けられること、待ち時間が少なくなることなどの利点からその推進が図られている。

血液事業については、血漿分画製剤の約90%をアメリカ等からの輸入に頼っているが、安全性・

化物を原因とする酸性雨問題、二酸化炭素等の温室効果ガスによる地球温暖化問題、フロンガスによるオゾン層破壊問題等、地球規模の環境問題が近年生じてきている。

10 マンパワー問題

昭和62年に社会福祉士・介護福祉士法が制定され、介護職員等の資格化が図られたが、介護職員や看護婦等の養成・確保は、「高齢者保健福祉推進十か年戦略」実現にとっては欠かせない課題となっている。平成3年3月に「保健医療・福祉マンパワー対策本部中間報告」によると、全般的な需給見通しでは、平成12年までに新たに、保健・医療関係者83万7千人、社会福祉関係者41万5千人、合計約125万人のマンパワーが必要になると試算されている。(なお、「高齢者保健福祉推進十か年戦略」では、新たにホームヘルパー7万人、看護職員5万人、寮母・介護職員11万人が必要になるとされている)。とりわけ需要に対する不足が指摘されている看護婦と介護職員の確保については、関係省庁において立法措置を含めた総合的な対応策が検討されている。

安定供給の観点から、献血血液による国内自給の確立に向けて体制整備が進められている。

9 環境衛生

近年、経済活動の発展、国民生活の向上に伴い、廃棄物は益々増大、多様化する傾向にあり、廃棄物の適正処理を確保することが重要である。このため、資源の有効利用の促進、リサイクルの促進などを図る「再生資源の利用の促進に関する法律」及び廃棄物の減量化、再利用の促進、廃棄物処理施設の設置の促進などを図る「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」がそれぞれ成立した。前者は平成3年4月に制定され、同年10月から施行されており、後者は平成3年10月に公布され、公布の日から9月以内に施行されることとなっている。

その他、水質汚濁の防止を図るための合併処理浄化槽の導入の促進、居住環境の向上を図る健康リビング推進対策、おいしい水道水の供給を目指した取り組み、食品添加物の規制強化など、生活環境向上のための各種施策が行われている。

また、排出ガスに含まれる硫黄酸化物や窒素酸

第3節 社会保障関係総費用について

1 社会保障関係総費用の推計

我が国の社会保障全般の現状を正しく理解するためには、社会保障のために我が国では1年間にどの位の額が支出されているのか、それは国民所得—1年間の稼ぎ—に対してどの位の比率を占めているのかについての調査と分析が必要である。

この観点から、社会保障制度審議会事務局は、昭和25年以来毎年一定範囲及び区分を定めて社会保障関係総費用の推計を行っているところである。社会保障関係総費用の推計は、昭和25年10月に社会保障制度審議会が政府に対して「社会保障制度に関する勧告」を行った際に、その参考資料として狭義の社会保障の範囲で社会保障費用の財政再計算を行ったことが経緯となっている。同算定において「狭義の社会保障」の範囲は、公的扶助、社会保険、医療及び公衆衛生、社会福祉とされていた。

その後、昭和33年度に「社会保障統計年報」を創刊するにあたり、社会保障関係総費用について「狭義の社会保障」の他、「狭義の社会保障」に恩給、軍人恩給及び遺家族援護、留守家族援護を加えた「広義の社会保障」、「広義の社会保障」に住宅対策、雇用（失業）対策を加えた「社会保障及び関連制度」の三段階に分類して算定することとされ、現在までこの分類で推計が行われてきている。

なお、昭和25年度から昭和34年度までの社会保障関係総費用については予算額をベースとして算定されてきたが、昭和37年8月に社会保障制度審議会が政府に対して「社会保障制度の総合調整に関する基本方策についての答申及び社会保障制度

の推進に関する勧告」を行った際に、社会保障関係総費用の算定方法について再検討が行われ、(1)収入と支出の両者を掲げ、かつその収支の区分を細分すること、(2)決算額で算定すること等の改定が行われ、昭和35年以降現在までこの方法で算定が行われている。

2 平成元年度社会保障関係総費用の推計結果の概要

(1) 平成元年度の社会保障関係総費用は、「社会保障及び関連制度」合計で見ると、実収支及び収支差は次のとおりとなっている。(第3部第2節第33表)

○ 実支出

・実額で50兆5,931億円、前年に比べて2兆6,302億円の増、伸び率は5.5%。

その目的別内訳をみると、老人保健への拠出金を含む社会保険で39.8兆円（うち年金保険で20.9兆円、医療保険で16.0兆円など）、老人保健で5.7兆円、公衆衛生及び医療で2.7兆円、社会福祉で2.2兆円などとなっている。（ただし、（）内は第3部第2節第32表）

また、性質別内訳をみると、給付費で44.1兆円（87%）、事務費等で3.2兆円（7%）、施設整備費で2.7兆円（5%）、施設運営費で0.6兆円（1%）となっている。

○ 実収入

・実額で63兆175億円、前年に比べて3兆7,466億円の増、伸び率は6.3%。

その財源別内訳をみると、保険料で32.7兆円（52%）、国庫及び地方負担で21.7兆円（34%）、運用収入等で8.7兆円（14%）となっている。

○ 収支差

・実額で12兆4,240億円、前年に比べて1兆1,160億円の増、伸び率は9.9%。その大部分は年金積立金に回っている。

(2) 社会保障制度がほぼ今日の姿になった昭和45年度を基準として社会保障関係総費用の伸びをみると、「社会保障及び関連制度」合計で12.1倍となっており、その項目別内訳をみると、社会保険、老人保健、社会福祉等の狭義の社会保障で13.2倍、恩給と戦争犠牲者援護で5.9倍、住宅等と雇用（失業）対策で2.1倍となっており、狭義の社会保障の伸びが目立っている。(第3部第2節第33表)

(3) 社会保障関係総費用の伸びを、昭和45年度を基準とした国民経済の諸指標の伸びと比較してみると、国民所得が5.2倍、消費者物価指数が2.8倍、一般歳出が5.7倍となっており、社会保障関係総費用の伸びは、国民所得、一般歳出の2倍以上、消費者物価指数の4倍以上の伸びとなっている。(第3部第2節第34表)

また、社会保障関係総費用の国民所得に占める比率でも、昭和45年当時は国民所得の6.9%の水準であったが、平成元年度には15.9%に達しており、物価の上昇を考慮に入れても著しい伸びとなっている。(第3部第2節第34表)

この間、国民生活のうへでは、平均寿命が男69歳から76歳、女75歳から82歳と著しい伸びをみせ、65歳以上人口の全人口に占める割合も7.1%から11.6%へ拡大しており、このことが社会保障関係総費用の伸びの背景になっている。(第3部第2節第34表)

3 社会保障費の推計

(1) 社会保障関係総費用と社会保障給付費

現在、我が国では、社会保障又はその類似の費用の推計について、社会保障制度審議会事務局の社会保障関係総費用の他にいくつかの推計が行われており、よく知られたものとしては厚生省及び

社会保障研究所の社会保障給付費があげられる。

社会保障費については、ILOが加盟各国に一定の基準を示して3年ごとに3年分づつの報告を求め、これを「社会保障費」として公表しており、我が国も加盟国の一員として、ILOの基準に基づき報告しているところであるが、厚生省及び社会保障研究所の社会保障給付費は、このILOへの報告と同じ基準で、国内の社会保障各制度の給付費について、毎年度の決算をもとに昭和25年から推計しているものである。

具体的には、年金保険、恩給等からなる「年金」、医療保険、老人保健等からなる「医療」、そして公的扶助、社会福祉等からなる「その他」の3つの区分に分類して推計している。

社会保障制度審議会事務局の社会保障関係総費用と厚生省及び社会保障研究所の社会保障給付費を相互に比較してみると、社会保障の範囲、経費の種別、推計方法等に違いがあるため、具体的な数値が若干異なっているが、社会保障給付費は恩給等を含み、住宅対策等を含まないの、広義の社会保障関係総費用と比較することが妥当と考えられる。社会保障関係総費用と社会保障給付費の相互の関係及び相違点は次のようになっている。

○ 社会保障給付費は平成元年度で「医療」が17.4兆円（38.9%）、「年金」が22.7兆円（50.9%）、「その他」が4.5兆円（10.2%）に分類されているが、ここで広義の社会保障関係総費用を社会保障給付費と同様に「医療」、「年金」、「福祉サービス等」の区分に分類してみると、「年金」が全体の5割を占めるなど構成比はほぼ類似している。(第3部第3節第42表)

○ 社会保障給付費が分配面に重点をおいて推計されているのに対し、広義の社会保障関係総費用は、給付費、施設整備費、施設運営費、事務費等までを含んでいるが、厚生省及び社会保障研究所の社会保障給付費の範囲は社会保障関係総費用の給付費と施設運営費の合計に近似しており、平成元年度の社会保障関係総費用の給

第1部 社会保障の動向

付費と施設運営費の合計は44兆7,350億円となり、社会保障給付費の総額44兆6,404億円とほぼ一致している。(第3部第2節第33表及び第3節第39表)

(2) 社会保障移転等

この他、社会保障又はその類似の費用の推計としては、社会保障を国民経済とのつながりに着目して、マクロ的に理解しようとする「国民所得勘定」があり、社会保障移転という概念に基づき経済企画庁によって推計されており、社会保障関係総費用とは、給付以外の事務費、施設整備費等を含まないところが主な相違点である。(第2図)

また、社会保障の総費用のうちから国税(専売、印紙収入等を含む)で賄われる部分(国庫負担)だけを取り出して、それが国家財政(国の一般会計予算)の中でどの位の割合を占めるかという年度ごとの比較も重要なことである。そういう意味の公の資料としては毎年政府が翌年度予算を編成したときに、その概算を主要経費別に計上して公表する「歳出予算主要経費別対前年度比較表」及び一般会計歳出歳入を目的別に分類した資料がある。前者においては、その最初に「社会保障関係

費」が掲げられており、後者においても分類項目として「社会保障関係費」が掲げられているが、国費ベースであるということと、その内容においても失業給付を含み、恩給を含まないなど、構成項目が異なっている。

4 社会保障の国際比較

社会保障関係総費用ベースで国際比較を行うためのデータがないため、社会保障給付費ベースでその部門別構成割合を主要先進5か国と比較すると、特に、「その他」の割合に特徴がみられる。(第3部第14節第386表)

我が国が国民所得比で1.6%にすぎないのに対し、スウェーデンの16.1%など、ヨーロッパ先進諸国は相当高い数値になっている。この理由については「その他」の範囲は各国で異なること、各国で高齢化率が異なること、「その他」には公的扶助や雇用保険も含まれていること、児童手当等各種手当についても、賃金体系が違うこと、税制が違うこと(所得控除の有無)等も考慮に入れつつ、今後詳細な調査・分析を要する。

(参 考)

社会保障関係総費用の算定等について

1 社会保障関係総費用の算定について

(社会保障制度審議会の推計)

1 算定方法

(1) 実収入の区分について

実収入は、社会保険以外においては「国庫負担」、「地方負担」、「その他」の3区分とし、社会保険においては「国庫負担」、「地方負担」、「保険料」、「運用収入」、「その他」の5区分とした。

社会福祉施設についての民間設置者負担分は「地方負担」としている。

社会保険における国庫負担、地方負担は、純粋に国又は地方公共団体としての負担のみをあげ、事業主の立場での負担(共済組合の組合員掛金に見合う負担)は保険料としている。また、国家公務員等共済組合のうち適用法人(旧公企体等)組合に係る適用法人の負担はすべて保険料としている。

(2) 実支出の区分について

実支出は、社会保険を除き「医療給付費」、「その他の給付費」、「施設整備費」、「施設運営費」、「事務費」、「その他」の6区分としている。社会保険においては、老人保健法、国民健康保険法等に基づく老人保健拠出金、退職者給付拠出金、日雇拠出金及び基礎年金拠出金の4種類の拠出金を整理するため、前記6区分の他に「拠出金」の区分を設けてある。

「医療給付費」には、医療に関する現物給付の他療養費払いを含み、その具体的内容は診療、薬剤又は治療材料の支給、看護、移送、療養費の費用である。

「その他の給付費」には、保護費、措置費(社会福祉施設の人件費等事務費は、施設運営費に含むため除く。)、保険給付費等金銭や現物の給付費用(「医療給付費」を除く。)、及び世帯更生資金、母子福祉貸付金、らい軽快退所者就労助成金等の貸付(償還金からの再貸付け分を除く。)の額が含まれている。

「施設整備費」には、社会福祉、医療、環境衛生等の施設、住宅、社会保険の保健・福祉施設等の整備費(社会保険事務所、公共職業安定所、労働基準監督署等の分は除く。)が含まれている。なお、国立の病院、療養所(厚生省所管のもの)については、土地等の売却収入額を控除した額であり、地方公共団体立病院については、地方普通会計からの繰入額のみである。

「施設運営費」には、国立の社会福祉施設、病院、療養所、社会保険の保健・福祉施設の運営費から事業収入を控除した額、地方公共団体等立の社会福祉施設、へき地診療所の運営費に対する国庫補助額とこれに対応して地方公共団体の支出すべき義務額の合計額及び地方公共団体立病院の運営の費用(地方普通会計からの繰入額のみ)が含まれている。

「事務費」には、社会保障の実施のため必要な給付、適用、調査、指導監督等の事務費、社会福祉主事、保母、保健婦、助産婦、看護婦等の養成費(施設附属養成所の養成費は、施設運営費に含むため除く。)の額が含まれている。

「その他」には、失業対策事業の事業費、身体障

害者体育奨励、老人クラブ助成、健康保険の体育奨励、離職者の生活相談その他上記に該当しない費用の額が含まれている。

(3) 実収支以外の収支等について

社会保険の決算には、保険給付費、事務費、保健・福祉施設費のような実支出、保険料、国庫負担金のような実収入のほか、借入金の受入れ、償還等の収支があるので、実収入以外の収入と実支出以外の支出について、実収支とは別に算定している。実収入以外の収入は、借入金受入、積立金受入、前年度繰越金受入に分け、実支出以外の支出は借入金償還、積立金等繰入に分けている。

また、社会保険においては実収入と実支出が一致しない場合があるが、これは実収入と実支出の差額として計上している。

(4) 算出資料等について

社会保険以外の数値は、国の一般会計決算又は予算により国の支出額を抜き出し、それに、それぞれの費用毎に地方公共団体が対応して支出すべき義務額を加えて算出している。

社会保険の数値は、厚生保険特別会計の健康勘定等の収支計算（決算又は予算）又は損益計算（決定又は予定）から算出している。社会保険相応制度（政府職員等失業者退職手当、公務災害補償）の数値は、主として国の一般会計（決算又は予算）から算出している。

補助金の形式でなく地方交付税の算定基礎に織り込まれている財源、あるいは地方公共団体の単独財源で実施する社会保障関係の費用については、資料が不十分であるので、公務災害補償、地方公共団体立病院の運営費の赤字補てん又は病院設備整備のための普通会計からの繰入れ及び地方公務員恩給以外は、算入していない。

2 社会保障費の範囲

社会保障費の範囲については、制度の新設、改廃等に伴い整備を行うこととしている。

社会保障費の細部の区分は、次表のとおりである。

区 分		内 容	
狭 義 の 社 会 保 障	I 公的扶助	1 生活保護	生活保護の費用*、生活保護施設運営及び整備の費用
	II 社会福祉	2 身体障害者福祉	身体障害者保護更生の費用*、身体障害者更生援護施設運営及び整備の費用、身体障害者職業訓練及び雇用促進の費用*
		3 精神薄弱者福祉	精神薄弱者保護更生の費用*、精神薄弱者援護施設運営及び整備の費用
		4 老人福祉	老人福祉の費用*、老人福祉施設運営及び整備の費用
		5 老人医療	老人医療の費用*(注)1)
		6 児童福祉	児童保護措置の費用*、児童福祉施設、児童相談所、一時保護所及び保母養成所の運営及び整備の費用、保母修学資金貸与費、へき地保育所及び季節保育所の運営の費用、科学試験研究費補助金のうち小児慢性特定疾患治療の費用
	7 心身障害児等対策	育成医療*、療育の給付*、補装具の支給の費用、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設の運営及び整備の費用、特別児童扶養手当の費用*	
	8 児童扶養手当	児童扶養手当の費用*	

狭
義
の
社
会
保
障

9 児童手当	児童手当の費用*
10 母子衛生	母子保健衛生対策の費用*、母子保健施設整備の費用
11 母子及び寡婦福祉	母子及び寡婦福祉貸付金*、母子福祉施設整備の費用
12 学校給食等	要保護及び準要保護児童生徒の学校給食及び就学援助（学用品、通学費等の支給を含む。）特殊教育学校就学奨励等の費用
13 国立更生援護機関	国立光明寮、国立保養所、国立身体障害者リハビリテーションセンター、国立教護院、国立精神薄弱児施設の運営及び整備の費用
14 災害救助	災害救助、日本赤十字社災害救助設備整備、災害弔慰金、災害援護貸付金の費用（厚生省関係のみ）
15 その他の社会福祉	社会事業学校の運営及び施設整備、社会福祉施設職員退職手当共済事業補助、社会福祉・医療事業団事務費補助、社会福祉事業助成費補助、民生委員手帳等作成、へき地保健福祉館、地方改善*、世帯更生、老朽民間社会福祉施設整備、婦人保護施設運営の費用
16 政府管掌健康保険	保険給付及び事務の費用、保健福祉施設の費用（厚生保険特別会計健康勘定、業務勘定）
17 組合管掌健康保険	保険給付及び事務の費用、保健福祉施設の費用（全健康保険組合の収支計算）
18 日雇労働者健康保険	保険給付及び事務の費用、保健福祉施設の費用（厚生保険特別会計日雇勘定、業務勘定）(注)2)
19 国民健康保険	保険給付及び事務の費用、保健施設の費用（市町村国民健康保険特別会計、全国民健康保険組合収支計算）
20 厚生年金保険	年金給付及び事務の費用、福祉施設の費用（厚生保険特別会計年金勘定、業務勘定）
21 厚生年金基金	年金給付及び事務の費用
22 国民年金	年金給付及び事務の費用、福祉施設の費用（国民年金特別会計）
23 農業者年金基金	年金給付及び事務の費用
24 雇用保険	保険給付及び事務の費用、雇用改善事業等の費用（労働保険特別会計）
25 政府職員等失業者退職手当	政府職員等失業者退職手当の費用（労働省所管、林野庁所管分）
26 労働者災害補償保険	保険給付及び事務の費用、保険施設の費用（労働保険特別会計）
27 公務災害補償	国家公務員、地方公務員及び政府関係機関職員に対する災害補償並びに消防団員等公務災害補償共済基金の費用*
28 船員保険	保険給付及び事務の費用、福祉施設の費用（船員保険特別会計）

狭義の社会保険	IV公衆衛生及び医療	29 国家公務員等共済組合（各省各庁組合）	給付及び事務の費用、保健施設の費用（短期経理、長期経理、業務経理及び保健経理）
		30 国家公務員等共済組合（適用法人組合）	〃 (注)3
		31 地方公務員等共済組合	〃
		32 私立学校教職員共済組合	〃
		33 農林漁業団体職員共済組合	給付及び事務の費用、保健施設の費用（給付経理、業務経理）
		34 結核対策	結核予防事業*及び結核医療*の費用
	35 精神保健事業	精神保健事業の費用*、精神病院等整備の費用	
	36 らい予防対策	らい予防事業の費用*、らい療養所運営の費用（私立療養所のみ。国立療養所については44に含まれている。）	
	37 伝染病予防	法定伝染病予防事業の費用*、伝染病院隔離病舎整備の費用	
	38 保健所	保健所の運営及び施設整備の費用、保健所貸費生貸与金の費用	
	39 上水道等施設整備	上水道関係施設整備の費用、簡易水道施設整備の費用（氾害による水道施設復旧事業の費用を含む。）	
	40 一般廃棄物処理施設	ごみ処理施設整備、し尿処理施設整備の費用	
	41 下水道施設整備	下水道施設整備の費用（終末処理施設を含む。）	
	42 公害対策	公害健康被害補償対策*、公害防止事業団事務費交付の費用	
	43 国公立医療機関整備	国立病院及び国立療養所（厚生省所管のもの）、公的医療機関並びにへき地診療所の整備の費用	
	44 国公立医療機関運営	国立病院及び国立療養所、へき地診療所並びに地方公共団体立病院の運営の費用	
	45 その他の公衆衛生及び医療	保健婦、助産婦、看護婦等養成指導、優生保護、予防接種、予防接種事故処理、へき地医療対策、地方病予防*、性病予防*、防疫業務委託職員、休日夜間診療対策、血液対策、検疫所*、要保護及び準要保護児童生徒医療、成人病予防対策、麻薬中毒者入院措置の費用*、医薬品副作用被害救済・研究振興基金の費用*、科学試験研究費補助金のうち特定疾患治療の費用	
	V老人保健	46 医療	医療の費用
		47 医療以外の保健事業	医療以外の保健事業の費用

広義の社会保険	VI恩給	48 文官恩給	文官等恩給の費用*
		49 地方公務員恩給	地方公務員の恩給及び退職年金の費用（自治省調べによる地方公共団体の支出額）
		50 旧軍人遺族恩給	旧軍人遺族等恩給の費用*
		51 その他の恩給	国会議員互助年金（給付額から国会議員互助年金法納金額を控除した額）、旧令共済組合、旧日本製鉄八幡共済組合の給付の費用
	VII戦争犠牲者援護	52 戦没者遺族年金等	戦没者の遺族年金等の費用*、弔慰金国債及び特別給付金国債の償還（買上げ償還を含む。）の費用*
		53 戦傷病者医療等	戦傷病者特別援護の費用*（戦傷病者無賃乗車船負担金を含む。）
		54 原爆医療等	原爆障害者対策の費用*（原爆障害者保健施設の運営及び整備の費用を含む。）
		55 その他の戦争犠牲者援護	引揚者援護の費用*（引揚者給付金国債の償還（置上げ償還を含む。）を含む。）、旧外地官署引揚職員等の給与の費用
	VIII住宅等	56 第一種公営住宅建設	第一種公営住宅建設の費用
		57 第二種公営住宅建設	第二種公営住宅建設の費用（災害復旧分を含む。）
		58 住宅地区改良	不良住宅地区改良の費用
		59 電気導入	農山漁村電気導入及び離島電気導入の費用
		60 失業対策諸事業	一般失業対策及び特別失業対策事業の費用*
IX雇用（失業）対策	61 中高年齢者等就職促進	中高年齢者、日雇労働者、駐留軍離職者に対する職業転換対策の費用*	
	62 炭坑離職者援護	炭坑離職者援護事業の費用*、炭坑離職者就職促進手当の費用	
	63 その他の雇用対策	港湾労働雇用対策、公共職業安定所庁舎整備等の費用	

(注) *印のあるのは、事業費の他事務費を含む。
 1) 「5老人医療」は、昭和158年2月1日施行の老人保健法により、同日分以降の費用はなくなった。
 2) 「18日雇労働者健康保険」は、日雇労働者健康保険法が昭和59年10月1日に廃止され、健康保険法体系の中に取り入れられたため、同日分以降の費用は、「16政府管掌健康保険」の中に算定されている。
 3) 「30国家公務員等共済組合（適用法人組合）」は、旅客鉄道会社等、日本たばこ産業(株)及び日本電信電話(株)の役員に係る費用を計上してある。

2 社会保障費の各種推計の比較

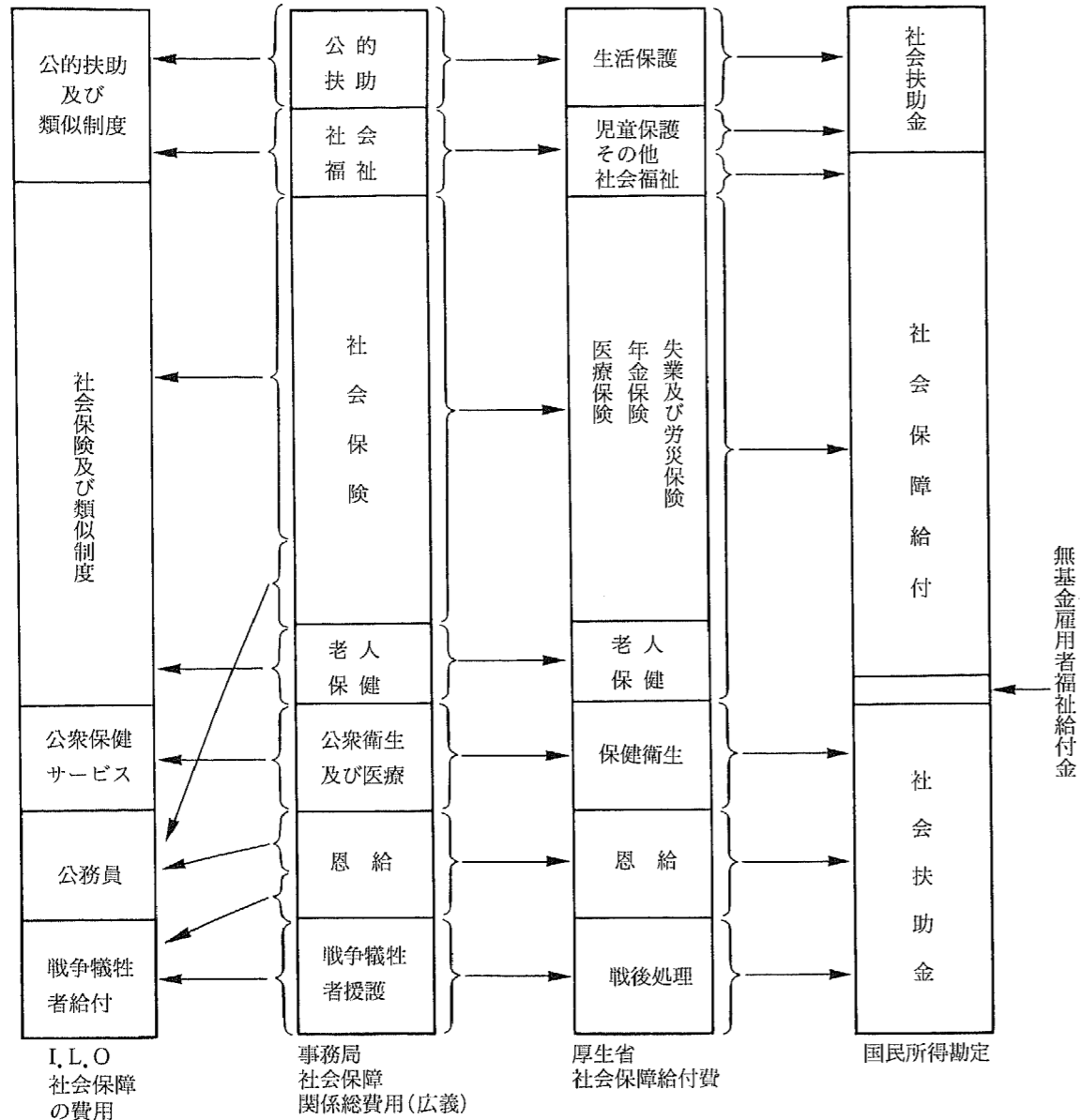
	社会保障関係総費用	ILOの社会保障の費用
「社会保障」の範囲と区分	昭和37年の「総合調整に関する勧告」において示された方針に基づき範囲を定めている。 区分については、狭義・広義・関係と分け、更に細分している。①	ILOの調査の基準 1) 制度の目的 → 治療又は予防医療 → 所得維持 → 所得補足 2) 制度の根拠 → 法令による義務づけ 3) 公的又は準公的機関により管理 区分については①
経費の範囲と区分	給付費、施設運営費、施設整備費、事務費等を含む。②	給付費、管理費、その他(施設整備費を含む)等を含む。②
財源の範囲と種別	国庫負担、地方負担、その他(保険料等)を含む。 地方単独事業分の地方負担は含まず。	拠出(保険料)、国庫負担、他の公費負担、利子収入等に分ける。 地方単独事業分の地方負担は含まず。
推計方法	国の一般会計及び特別会計については決算書により、目単位以下の細目は予算書によって推計する。地方費については、法定補助率によって推計する。 その他の費用は、各団体の決算書によって推計する。	国の一般会計及び特別会計については、決算書により目の単位まで推計する。地方費については、法定補助率によって推計する。 その他の費用は、各団体の決算書によって推計する。
担当部局	総理府社会保障制度審議会事務局	国際労働事務局 国内：総括 労働省国際労働課 厚生省その他関係省
掲載印刷物	社会保障統計年報	The Cost of Social Security

(備考) 厚生省の社会保障給付費に相当するものは、社会保障制度審議会事務局の社会保障関係総費用(広義)の中から事務費、

厚生省の社会保障給付費	国民所得勘定	
ILOの社会保障の費用と同じ。 細分については①	国際連合の提示した新しい国民経済計算体系(新SNA)の基準に準拠したもので、社会保障給付、社会扶助金、無基金雇用者福祉給付金よりなる。 細目については①	① 第1図参照
給付費のみ 収入は推計せず。	給付費のみ 国民所得勘定においては、社会保険に対する負担額は推計してある。	② 第2図参照
ILOの社会保障の費用と同じ。	一般会計・特別会計の歳出決算書、共済組合、国民健康保険事業年報、月報等から算出計上する。	
厚生省大臣官房政策課	経済企画庁経済研究所国民所得部	
厚生白書	国民経済計算年報	

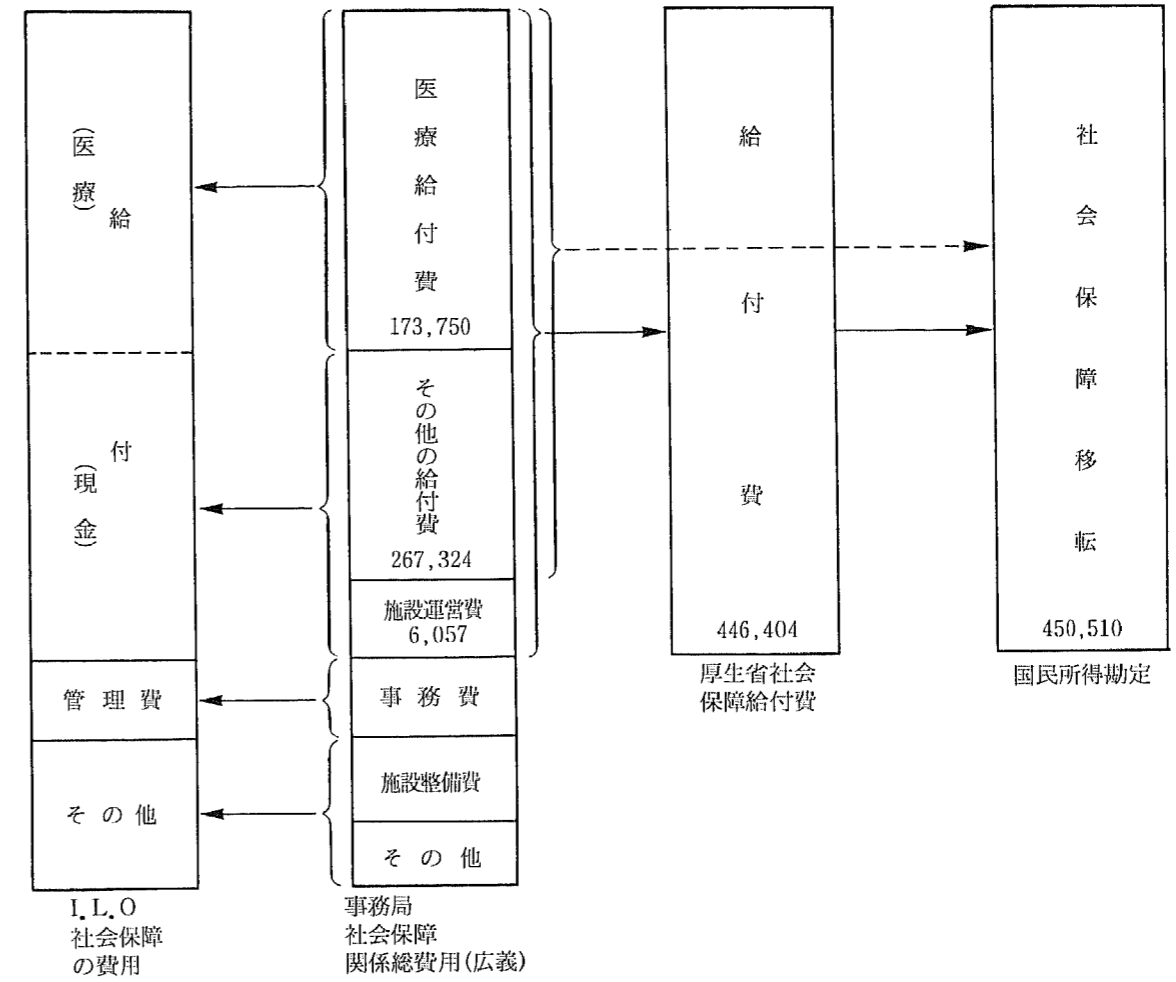
施設整備費、その他を差し引いたものとなる。(第2図参照)

第1図 社会保障費の範囲と区分



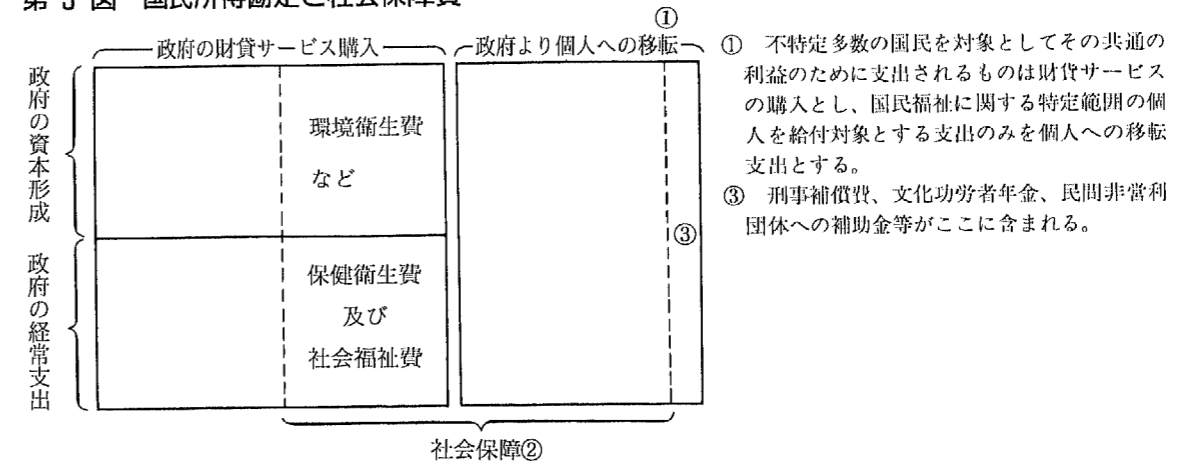
(注) 矢印は、おおその類似を表わしており、事項別にみれば、各種推計毎に出入りがある。例えば、事務局の推計では、戦争犠牲者援護に入っている厚葬医療が、厚生省の給付費では保健衛生に入っているなどである。

第2図 社会保障費の経費種別分類



(注) 1 矢印は、おおその類似を表わしており、必ずしも一致していない。
2 単位は、億円(平成元年度)

第3図 国民所得勘定と社会保障費



第II部 社会保障の体系と現状

第1節 社会保障の体系と現状

1 社会保障の体系

社会保障制度は、昭和25年の社会保障制度審議会の勧告において「社会保障制度とは、疾病、負傷、分娩、廃疾、死亡、老齢、失業、多子その他困窮の原因に対し、保険的方法又は直接公の負担において経済保障の途を講じ、生活困窮に陥った者に対しては、国家扶助によって最低限度の生活を保障するとともに、公衆衛生及び社会福祉の向上を図り、もってすべての国民が文化的社会の成員たるに値する生活を営むことができるようにすること」とされており、これを狭義の社会保障として次のように分類している。

- 1 社会保険 各自が保険料を出して各種のリスクに関し保障をする相互扶助の制度であり、社会保険は国、地方公共団体又は法律に基づく特別の法人によって運営され原則として強制加入となっている。
- 2 公的扶助 生活に困窮するすべての国民に対して国が最低限度の生活を保障し自立を助けようとする制度。
- 3 社会福祉 普通一般の社会生活をする上でハンデキャップを有していたり、社会において弱い立場にある国民に対して国、地方公共団体等が援助していこうという制度。
- 4 公衆衛生・医療 国民が健康に生活できるようさまざまな事項についての予防、衛生のための制度である。人の面に関するものを狭義の公衆衛生、物や生活環境に関するものを環境衛生とさらに分けることもある。
- 5 老人保健 疾病構造の変化及び高齢化社会の到来に対応し、総合的、一体的な保健医療施策を行うとともに、老人医療費を国民が公平に負担するという制度。

なお、恩給・戦争犠牲者援護については、社会保障本来の目的と異なる国家補償であるが、生存権尊重の社会保障的效果をあげているので、広義の社会保障制度としている。

また、社会保障制度は、他の制度との関連が深いので、現在関連制度として住宅対策と雇用対策の一部を含めている。

以上の分類を表にすると、次のとおりである。

広義の社会保障	社会保険	健康保険、年金保険、労働者災害保険、雇用保険、船員保険、各種共済組合等
	公的扶助	生活保護
	社会福祉	身体障害者、精神薄弱者、老人、児童、母子等に対する福祉等
	公衆衛生及び医療	結核、精神、らい、麻薬、伝染病対策、上・下水道、廃棄物処理等
	老人保健	老人医療等
保障	恩給	文官恩給、旧軍人遺族恩給等
	戦争犠牲者援護	戦没者遺族年金等
関連制度	住宅対策	第1種・第2種公営住宅建設等
	雇用対策	失業対策事業等

2 社会保険、児童手当及び老人保健制度の内容一覧

1 医療保険部門

平成3年4月1日現在（対象人員は原則として平成2年3月末現在）

制度の種類		職 域		
根 拠 法		健 康 保 険		船 員 保 険
対 象		一 般 被 用 者		日 雇 労 働 者
経 営 主 体		政 府	各 種 健 康 保 険 組 合	政 府
対 象 人 員		1,733万6千人 (家族数1,835万8千人)	1,417万3千人 (1,728万6千人)	11万1千人 (5万7千人)
財 源	掛金率 本人使用者計	4.20% } 8.4% 4.20% }	3.569% } 8.223% 4.654% }	1級～11級 55 } 140 } 765 } 2,000 } 85 } 円 1,235 } 円
	国庫負担	事務費の全額 医療給付費、傷病手 当金、出産手当金の 16.4%	事務費及び医療給付 費の補助 49億円	事務費の全額 医療給付費、傷病手 当金、出産手当金の 16.4%
保 険 給 付	療養の給付	9割	9割	9割
	家族療養費	入院8割 外来7割	入院8割 外来7割	入院8割 外来7割
	高額療養費	(1) 同一世帯で同一月に30,000円(低所得者21,000円) (2) 同一世帯で年間に4回以上高額療養費の支給を受け (3) 厚生大臣の指定した長期高額疾病については、負担		
	出産費(分娩費)	標準報酬月額×1/2 (最低額200,000円)		分娩の月前の標準賃 金日額の合算額1月 分の1/2相当金額(最 低額200,000円)
	配偶者出産費(分娩費)	200,000円	(政府 管掌 健康 保険 に 同 じ)	標準報酬月額×1/2 (最低額200,000円)
育児手当金	2,000円		2,000円	
埋葬料	標準報酬月額の1月分 (最低額100,000円)		標準報酬月額の2月分 (最低額100,000円)	
家族埋葬料	100,000円		標準報酬月額の1.4月 分(最低額100,000円)	
休 養 給 付	傷病手当金	1日につき標準報酬 日額×6/10 1年6月まで		1日につき標準報酬 日額×6/10 3年まで
	出産手当金	1日につき標準報酬 日額×6/10 産前42日、産後56日 分まで		1日につき標準報酬 日額×6/10 産前未就労期間、産 後56日分まで
	休業手当金	—	—	—
災 害 給 付	弔慰金	—	—	—
	家族弔慰金	—	—	—
	災害見舞金	—	—	—

(注) 健康保険組合及び各共済組合の保険給付には、附加給付あり。

保 険			地 域 保 険
国家公務員等共済組合 国家公務員等共済組合法 (昭33.5.1法128) (施行)昭33.7.1	地方公務員等共済組合 地方公務員等共済組合法 (昭37.9.8法152) (施行)昭和37.12.1	私立学校教職員共済組合 私立学校教職員共済組合法 (昭28.8.21法245) (施行)昭29.1.1	国民健康保険 国民健康保険法 (昭33.12.27法192) (施行)昭34.1.1
国家公務員、旅客鉄道会社等、 日本たばこ産業及び日本電 信電話の役員	地 方 公 務 員 等	私 立 学 校 教 職 員	一 般 国 民
各省庁等共済組合	各 地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	各市町村(特別区)及び国民 健康保険組合(3,429)
170万7千人 (265万6千人)	295万7千人 (397万4千人)	39万3千人 (36万4千人)	4,378万9千人
3.20～5.23% } 6.40～ 3.20～5.73% } 11.46%	4.850% } 9.07% 4.535% }	4.15% } 8.3% 4.15% }	1世帯当たり平均 年額147,125円 (平成元年度)
事 務 費 の 全 額	{ 各地方公共団 体が事務費の 全額負担 }	事 務 費 の 一 部	事務費の全額、退職被保険者 等を除く医療給付費の40%の 療養給付費等負担金、10%の 調整交付金、その他補助金
9割	9割	9割	7割ただし被保険者のうち退 職被保険者8割退職被保険者 の被扶養者(入院8割外来7 割)
入院8割 外来7割	入院8割 外来7割	入院8割 外来7割	—

以上の負担が複数生じた場合には、これらを合算し負担限度額を超える額について支給する。
た場合には、4回目からは負担の限度額を34,800円(低所得者23,400円)に軽減する。
限度額を月10,000円に軽減する。

標準報酬月額の1月分 (最低額200,000円)	(国家公務員等共済組合に同じ)	{ 標準報酬月額を給 料とする。以下同 じ }	{ 標準報酬月額を標 準給与月額とする。 以下同じ }	条例・規定の定めるところに よる
標準報酬月額×70/100 (最低額200,000円)			{ 俸給月額は標準給 与月額とする。以 下同じ }	—
2,400円			(任意給付)	—
標準報酬月額の1月分 (最低額100,000円)				条例・規定の定めるところに よる
標準報酬月額×70/100 (最低額100,000円)				—
1日につき標準報酬日額 ×65/100 1年6月(結核性3年)まで		1日につき給料日額×80/100 1年6月(結核性3年)まで		(任意給付)
1日につき標準報酬日額 ×65/100 産前42日、産後56日分まで		1日につき給料日額×80/100 産前42日、産後56日分まで		(任意給付)
1日につき標準報酬日額 ×50/100		1日につき給料日額×60/100		—
標準報酬月額の1月分	(国家公務員等共済組合に同じ)	{ 標準報酬月額を給 料とする。以下同 じ }		—
標準報酬月額×70/100				—
損害の程度に応じ標準報酬月 額の半月分～3月分				—

2 年金保険部門

制度の種類		国民年金	
根拠法	国民年金法(昭34.4.16法141)(施行)(拠出制年金)昭36.4.1		
対象	第1号被保険者…日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者であって、次の第2号被保険者及び第3号被保険者以外のもの 第2号被保険者…被用者年金制度の被保険者又は組合員 第3号被保険者…第2号被保険者の被扶養配偶者であって、20歳以上60歳未満のもの		
经营主体	政府		
対象人員	2994万3千人 ㊤ 1号、3号		
財源	保険料	第1号被保険者(一般保険料)月額9,000円(付加保険料)月額400円 第2号被保険者 } 被用者年金制度から、基礎年金拠出金として国民年金に拠出 第3号被保険者 }	
	国庫負担	基礎年金給付費のうち第1号被保険者に係る負担分の1/3、保険料免除期間に係る老齢基礎年金の給付に要する費用及び付加年金給付費の1/4並びに事務費の全額	
給付	支給要件	年金額	
老齢給付	老齢基礎年金	保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間(合算対象期間を含む。)が25年以上である者が65歳に達したとき支給(支給の繰上げ、繰下げの制度がある。)	
	付加年金	付加保険料納付者が老齢基礎年金の受給権を取得したとき支給	
障害給付	障害基礎年金	(1) 被保険者期間中に被診日のある傷病等で、障害認定日において障害等級表に該当するものに支給(初診日前に滞納期間が1/3以下等の場合)	
		(2) 20歳前に初診日のある傷病で、20歳に到達した日(又は障害認定日)に障害等級表に該当するものに支給	
遺族給付	遺族基礎年金	被保険者等が次のいずれかに該当するときに、生計を維持するその者の子のある妻又は子に支給。ただし、(1)又は(2)に該当するときは滞納期間が1/3以下等の場合に限る。	
		(1) 被保険者が死亡したとき (2) 被保険者であった者であって、日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満のものが死亡したとき (3) 老齢基礎年金の資格期間を満たしている者が死亡したとき	
給付	寡婦年金	1号被保険者期間に老齢基礎年金の支給要件を満たしている夫が死亡した場合に、10年以上継続して婚姻関係がある65歳未満の妻に60歳から64歳までの間支給(夫が老齢基礎年金、障害基礎年金を受給した場合を除く。)	
	死亡一時金	1号被保険者としての保険料納付済期間が3年以上の者(基礎年金受給者を除く。)が死亡した場合に支給。ただし、遺族基礎年金を受け取ることができる者があるときを除く。	

制度の種類		厚生年金保険	
根拠法	厚生年金保険法(昭29.5.19法115)(施行)昭29.5.1(昭和16年法律第60号の全部改正)		
対象	65歳未満の一般被用者及び船員		
经营主体	政府		
対象人員	一般被用者2,992万1千人		
財源	掛金率	(男子) 7.25% } 14.5% 本人使用者 } 7.25%	(女子) 7.075% } 14.15% } 7.075%
	国庫負担	(坑内員及び船員) 8.15% } 16.3% } 8.15%	
給付	支給要件	年金額	
老齢給付	老齢厚生年金	老齢基礎年金の受給要件を満たしている者に65歳から支給	
		(特別支給) 老齢基礎年金の受給要件を満たしている者が、60歳に達した後に被保険者の資格を喪失したとき、又は被保険者の資格を喪失した後に60歳に達したとき65歳まで支給	
障害給付	障害厚生年金	被保険者であった間に初診日のある傷病に関し、障害基礎年金の受給要件を満たしている者に障害の程度に応じて支給	
	障害手当金	障害厚生年金に準ずる(障害厚生年金に該当しない障害の程度)	
遺族給付	遺族厚生年金	被保険者又は被保険者であった者が次のいずれかに該当した場合に支給	
		(1) 遺族基礎年金の保険料納付要件を満たしている人が	
		ア 被保険者である間に死亡したとき	
		イ 被保険者の資格喪失後、被保険者期間中に初診日がある傷病によって、初診日から5年以内に死亡したとき	
		(2) 障害厚生年金(1級、2級)の受給権者が死亡したとき	
(3) 老齢厚生年金の受給権者又は老齢厚生年金の受給要件を満たしている者が死亡したとき			
順位	老齢厚生年金額×3/4		
配偶者	1		
子	2		
父母	3		
孫	4		
祖父母	4		

制度の種類		厚生年金基金	
根拠法	厚生年金保険法(昭29.5.19法115)[昭40.6.1法104で追加、昭41.10.1施行]		
対象	65歳未満の一般被用者及び船員(いずれも基金加入者)		
経営主体	各厚生年金基金(1,406基金)		
対象人員	903万4千人		
財源	掛金率	(男子) 1.6%以上 } 3.2%以上 1.6%以上 }	(女子) 1.5%以上 } 3.0%以上 1.5%以上 }
	本人使用者計		
国庫負担	なし		
給付	支給要件	年金額	
老齢給付	(年金給付) 加入員又は加入員であった者が老齢厚生年金の受給権を取得したときに支給	給付形態には次の3通りがある ・代行型 平均標準報酬月額 $\times \frac{7.5+\alpha}{1000} \times$ 加入期間月数 ・加算型 (平均標準報酬月額 $\times \frac{7.5+\alpha}{1000} \times$ 加入期間月数) + (最終又は一定期間標準給与月額 \times 加入期間別乗率) ・共済型 最終又は一定期間標準給与月額 \times 加入期間別乗率	
障害給付	—	—	
遺族給付	—	—	

制度の種類		国家公務員等共済組合			
根拠法	国家公務員等共済組合法(昭33.5.1法128)(施行) 昭33.7.1(昭和23年法律第69号の全部改正)				
対象	国家公務員並びに旅客鉄道会社等、日本たばこ産業(株)及び日本電信電話(株)の役職員				
経営主体	各省庁等共済組合(27組合)				
対象人員	166万1千人				
財源	掛金率	(連合会) 7.6% } 15.2% 7.6% }	(日本鉄道) 9.545% } 19.09% 9.545% }	(たばこ) 8.535% } 17.07% 8.535% }	(電電) 7.01% } 14.02% 7.01% }
	本人使用者計				
国庫負担	基礎年金拠出金の1/3、事務費の全額				
給付	支給要件	年金額			
老齢給付	退職共済年金	老齢基礎年金の受給要件を満たしている組合員が、65歳に達した後に退職し、又は退職した後に65歳に達したとき支給	{ (平均標準報酬月額 $\times \frac{7.5}{1000} \times$ 組合員期間月数) + (平均標準報酬月額 $\times \frac{1.5}{1000} \times$ 組合員期間月数) } + 加給年金額		
		老齢基礎年金の受給要件を満たしている65歳以上の組合員に、標準報酬月額に応じて減額支給	{ (平均標準報酬月額 $\times \frac{7.5}{1000} \times$ 組合員期間月数) \times 支給停止率 + (平均標準報酬月額 $\times \frac{1.5}{1000} \times$ 組合員期間月数) } + 加給年金額		
障害給付	障害共済年金	(特別支給) 老齢基礎年金の受給要件を満たしている組合員が、60歳に達した後に退職したとき、又は退職した後に60歳に達したとき支給	{ (1,388円 \times 組合員期間月数) + (平均標準報酬月額 $\times \frac{7.5}{1000} \times$ 組合員期間月数) + (平均標準報酬月額 $\times \frac{1.5}{1000} \times$ 組合員期間月数) } + 加給年金額		
		組合員である間に初診日のある傷病に関して、障害の程度に応じて支給(受給権者が組合員である間は支給停止)	1級退職共済年金額 $\times 1.25$ + 加給年金額 2級退職共済年金額 + 加給年金額 3級退職共済年金額(最低保障526,500円)		
遺族給付	遺族共済年金	組合員又は組合員であった者が、次のいずれかに該当した場合に支給	退職共済年金額 $\times 3/4$		
		順位			
		配偶者	1		
		子	2		
		父母	3		
孫	4				
祖父母	4				

制度の種類		地方公務員等共済組合		
根拠法	地方公務員等共済組合法（昭37.9.8法152）〔施行〕昭37.12.1			
対象	地方公務員等			
営主体	各地方公務員等共済組合（91組合）			
対象人員	327万7千人			
財源	掛金率	本人使用者計	8.8% } 17.7% 8.9% }	
	国庫負担	基礎年金拠出金の1/3、事務費の全額（地方公共団体負担）		
給付	支給要件	年金額		
老齢給付	退職共済年金	（国家公務員等共済組合に同じ）	（国家公務員等共済組合に同じ）	
	障害共済年金			
障害給付	障害一時金	（国家公務員等共済組合に同じ）	（国家公務員等共済組合に同じ）	
	遺族共済年金			
遺族給付	順位	（国家公務員等共済組合に同じ）	（国家公務員等共済組合に同じ）	
	配偶者			1
	子			2
	父母			3
	孫			4
	祖父母			4

制度の種類		私立学校教職員共済組合		
根拠法	私立学校教職員共済組合法（昭28.8.21法245）〔施行〕昭29.1.1			
対象	私立学校教職員			
営主体	私立学校教職員共済組合			
対象人員	38万4千人			
財源	掛金率	本人使用者計	5.9% } 11.8% 5.9% }	
	国庫負担	基礎年金拠出金の1/3、事務費の一部		
給付	支給要件	年金額		
老齢給付	退職共済年金	（国家公務員等共済組合に同じ）	（国家公務員等共済組合に同じ）	
	障害共済年金			
障害給付	障害一時金	（国家公務員等共済組合に同じ）	（国家公務員等共済組合に同じ）	
	遺族共済年金			
遺族給付	順位	（国家公務員等共済組合に同じ）	（国家公務員等共済組合に同じ）	
	配偶者			1
	子			2
	父母			3
	孫			4
	祖父母			4

制度の種類		農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合		
根 拠 法	農林漁業団体職員共済組合法(昭33.4.28法99)(施行) 昭34.1.1			
対 象	農林漁業団体職員			
経 営 主 体	農林漁業団体職員共済組合			
対 象 人 員	49万6千人			
財 源	掛金率	本人 } 計 8.15% } 使用者 } 8.15% } 16.3%		
	国庫負担	基礎年金拠出金の1/3、事務費の一部		
給 付	支 給 要 件	年 金 額		
老 齡 給 付	退職共済年金	(国 家 公 務 員 等 共 済 組 合 に 同 じ)	(国 家 公 務 員 等 共 済 組 合 に 同 じ)	
	障害共済年金			
障害一時金				
遺 族 給 付	遺族共済年金			
	配偶者			1
	子			2
	父 母	3		
孫	4			
祖 父 母	4			

制度の種類		農 業 者 年 金 基 金	
根 拠 法	農業者年金基金法(昭45.5.20法78)(施行) 昭46.1.1		
対 象	農業者		
給 営 主 体	農業者年金基金		
対 象 人 員	62万6千人		
財 源	保 險 料	一般保険料 月額 12,050円 特定保険料 月額 8,610円	
	国庫負担	経営移譲年金(経過の年金の加算分を除く。)の給付費の1/2	
給 付	支 給 要 件	年 金 額	
年 金	60~64歳の給付	経営移譲年金 保険料納付済期間等が20年以上である者が、65歳に達する前に経営移譲をしたとき、又は20年未満の者が経営移譲をし、65歳までに20年に達したとき支給	1,739円×保険料納付済期間月数×物価スライド改定率
	65歳以降の給付	経営移譲年金 同 上 農業者老齢年金 経営移譲年金の受給権者又は保険料納付済期間等が20年以上あり、かつ、60歳に達する前日において農地等につき所有権若しくは使用収益権に基づいて耕作等を行っている者	174円×保険料納付済期間月数×物価スライド改定率 579円×保険料納付済期間月数×物価スライド改定率
一 時 金	脱 退 一 時 金	保険料納付済期間が3年以上であり、資格喪失し、年金給付の受給資格のないものに支給	保険料納付済期間に応じた額 (95,000円~1,762,000円)
	死 亡 一 時 金	次のすべてに該当するものが死亡した場合支給 イ 保険料納付済期間が3年以上のこと ロ 経営移譲年金の受給権者でないこと ハ 65歳到達月以前に死亡したこと ニ 脱退一時金の受給権者でないこと	同 上

3 業務災害補償部門

制度の種類	労働者災害補償保険	
根拠法	労働者災害補償保険法 (昭22.4.7法50)〔施行〕昭22.9.1	
対象	一般被用者	
経営主体	政府	
対象人員	4,124万9千人	
財源	使用者掛金率	事業の種類に応じ賃金総額に対し0.6%~14.9%
	国庫負担	予算の範囲で一部費用補助 13億1千万円
負傷、疾病に対するもの	右以外の場合	療養の開始後1.5年を経過しても治らず、傷病等級に該当する場合
	療養補償給付10割	同 左
	休業補償給付 給付基礎日額の60% 休業特別支給金(労働福祉) 給付基礎日額の20%	傷病補償年金 給付基礎日額の313日分(1級) ~245日分(3級) 傷病特別支給金(労働福祉)……一時金 114万円(1級)~100万円(3級) 傷病特別年金(労働福祉) 算定基礎日額の313日分(1級) ~245日分(3級)
障害に対するもの	年金	障害補償年金 給付基礎日額の313日分(1級)~131日分(7級) 障害特別支給金(労働福祉)……一時金 342万円(1級)~159万円(7級) 障害特別年金(労働福祉) 算定基礎日額の313日分(1級)~131日分(7級)
	一時金	障害補償一時金 給付基礎日額の503日分(8級)~56日分(14級) 障害特別支給金(労働福祉)……一時金 65万円(8級)~8万円(14級) 障害特別一時金(労働福祉) 算定基礎日額の503日分(8級)~56日分(14級)
遺族に対するもの	年金	遺族補償年金 給付基礎日額の153日分(遺族1人)~245日分(遺族5人以上) 遺族特別支給金(労働福祉)……一時金 300万円 遺族特別年金(労働福祉) 算定基礎日額の153日分(遺族1人)~245日分(遺族5人以上)
	一時金	遺族補償年金を受けることができる遺族がないとき支給 遺族補償一時金 給付基礎日額の1000日分を限度 遺族特別支給金(労働福祉)……一時金 300万円 遺族特別一時金(労働福祉) 算定基礎日額の1000日分を限度
葬祭に対するもの	葬祭料 250千円+給付基礎日額の30日分 (その額が給付基礎日額の60日分に満たない場合には、給付基礎日額の60日分)	

(関係制度及び年金保険部門のうち業務上・職務上(通勤災害を含む)障害・死亡の場合にのみ支給される給付を含む)

国家公務員災害補償		地方公務員災害補償
国家公務員災害補償法 (昭26.6.2法191)〔施行〕昭26.7.1		地方公務員災害補償法 (昭42.8.1法121) 〔施行〕昭42.12.1
国家公務員		地方公務員
政府		地方公務員災害補償基金
108万8千人		327万3千人
(全額負担)		地方公共団体負担
右以外の場合	療養の開始後1.5年を経過しても治らず、傷病等級に該当する場合	
療養補償給付 10割	同 左	
休業補償給付 平均給与額の60% 休業援護金(福祉施設) 平均給与額の20%を超えない額	傷病補償年金 平均給与額の313日分(1級) ~245日分(3級) 傷病特別支給金(福祉施設)……一時金 114万円(1級)~100万円(3級) 傷病特別給付金(福祉施設) 傷病補償年金×特別給支給率	
障害補償年金 平均給与額の313日分(1級)~131日分(7級) 障害特別支給金(福祉施設)……一時金 342万円(1級)~159万円(7級) 障害特別援護金(福祉施設) 490万円(1級)~160万円(7級)……一時金 障害特別給付金(福祉施設) 障害補償年金×特別給支給率	国家公務員災害補償に同じ	
障害補償一時金 平均給与額の503日分(8級)~56日分(14級) 障害特別支給金(福祉施設)……一時金 65万円(8級)~8万円(14級) 障害特別給付金(福祉施設) 障害補償一時金×特別給支給率		
遺族補償年金 平均給与額の153日分(遺族1人)~245日分(遺族5人以上) 遺族特別支給金(福祉施設)……一時金 300万円 遺族特別援護金……一時金 ㊦470万円 ㊧260万円 遺族特別給付金(福祉施設) 遺族補償年金×特別給支給率	国家公務員災害補償に同じ	
遺族補償年金を受けることができる遺族がないとき支給 遺族補償一時金 平均給与額の1000日分~400日分 遺族特別支給金(福祉施設)……一時金 300万円~120万円 遺族特別援護金(福祉施設)……一時金 ㊦470万円~188万円 ㊧260万円~104万円 遺族特別給付金(福祉施設) 遺族補償一時金×特別給支給率		
同 左 (給付基礎日額は平均給与額とする)		

(関係制度及び年金保険部門のうち業務上・職務上(通勤災害を含む)障害・死亡の場合にのみ支給される給付を含む)

制度の種類		般 員 保 険	
根 拠 法		船員保険法(災害補償部門創設) (昭22.9.5法103)〔施行〕昭22.12.1	
対 象		船 員	
経 営 主 体		政 府	
対 象 人 員		13万2千人	
財 源	使用者掛金率	7.8%	
	国庫負担	なし	
負傷、疾病に 対するもの		右以外の場合	(選択制)療養の開始後1.5年を経過しても治らず、障害等級に該当する場合
		療養の給付10割	同 左
障 害 に 対 す る も の	年 金	傷病手当金 1~3月標準報酬日額の100% 4月起標準報酬日額の60% 傷病手当特別支給金(福祉施設) 4月起標準報酬日額の20%	障害年金 最終標準報酬月額10.4月分(1級) ~8.2月分(3級) 第1種特別支給金(福祉施設)……一時金 114万円(1級)~100万円(3級) 第2種特別支給金(福祉施設) 障害年金額×8%
	一 時 金	障害年金 最終標準報酬月額の10.4月分(1級)~4.4月分(7級) 第1種特別支給金(福祉施設)……一時金 342万円(1級)~159万円(7級) 第2種特別支給金(福祉施設) 障害年金額×8%	障害手当金 最終標準報酬月額の20月分(1級)~2月分(7級) 第1種特別支給金(福祉施設)……一時金 65万円(1級)~3万円(7級) 第2種特別支給金(福祉施設) 障害手当金額×8%
遺 族 に 対 す る も の	年 金	遺族年金 最終標準報酬月額の5.5月分(加給金対象者0人)~8.2月分(加給金対象者4人以上) 第1種特別支給金(福祉施設)……一時金 300万円 第2種特別支給金(福祉施設) 遺族年金額×8%	
	一 時 金	遺族年金を受けることができる遺族がいなくとき支給 遺族一時金 最終標準報酬月額の36月分 第1種特別支給金(福祉施設)……一時金 300万円 第2種特別支給金(福祉施設) 遺族一時金額×8% 行方不明手当金 1日につき最終標準報酬日額相当額(3月間)	
葬 祭 に 対 する も の		葬祭料 最終標準報酬月額の2月分 (ただし、その額が当該標準報酬月額と250千円との合算額に満たないときはその合算額とする)	

制度の種類	国家公務員等共済組合	地方公務員等共済組合	私立学校教職員共済組合	農林漁業団体職員共済組合
根 拠 法	国家公務員等共済組合法 (昭33.5.1法128) 〔施行〕昭33.7.1	地方公務員等共済組合法 (昭37.9.8法152) 〔施行〕昭37.12.1	私立学校教職員共済組合法 (昭28.8.21法245) 〔施行〕昭29.1.1	農林漁業団体職員共済組合法 (昭33.4.28法99) 〔施行〕昭34.1.1
対 象	国家公務員	地方公務員等	私立学校教職員	農林漁業団体職員
経 営 主 体	各省庁共済組合	地方公務員等共済組合(92組合)	私立学校教職員共済組合	農林漁業団体職員共済組合
対 象 人 員	114万4千人	327万7千人	38万4千人	49万6千人
財 源	使用者掛金率	公務上の障害年金、遺族年金の費用の全額	地方公共団体負担	事務費の一部
	国庫負担			
負傷、疾病に 対するもの	(受給に加入期間による制限はない)	(同左)	(同左)	(同左)
障 害 に 対 す る も の	年 金	障害共済年金(平均標準報酬月額×12× $\frac{20}{100}$ (1級の場合 $\frac{30}{100}$) +300月を超える1月につき平均標準報酬月額× $\frac{1.5}{1000}$ (1級の場合 $\frac{1.875}{1000}$)	障害共済年金 (同左)	障害共済年金 (同左)
	一 時 金			
遺 族 に 対 す る も の	年 金	遺族共済年金 平均標準報酬月額× $\frac{3.375}{1000}$ ×組合員月数 (300月未満は300月)	遺族共済年金 (同左)	遺族共済年金 (同左)
	一 時 金			
葬 祭 に 対 する も の				

4 雇用保険部門

制度の種類別	雇用保険																																			
根拠法	雇用保険法(昭49.12.28法116)〔適用〕昭50.4.1																																			
対象	一般雇用者	短期雇用者	高年齢雇用者																																	
保険者	政 府																																			
対象人員	3,035万3千人																																			
財源	本人計	0.55% } 1.45% 0.90% } (農林水産、清酒製造業については 0.65% } 1.65% 1.00% } 建設業については、0.65% } 1.75% 1.10% } (折半負担を超える分は3事業分)																																		
	国庫負担	給付費の1/4 (赤字のときは1/3まで)																																		
失業給付	求職者手当	(1)受給要件…離職の日以前1年間に被保険者期間が6ヵ月以上 (2)日額…前職賃金の8割～6割 (3)給付日数()内は短時間労働者 <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">離職の日における年齢等</th> <th colspan="3">被保険者であった期間</th> </tr> <tr> <th>1年以上5年未満</th> <th>5年以上10年未満</th> <th>10年以上</th> </tr> <tr> <td>30歳未満</td> <td>90日(90日)</td> <td>90日(90日)</td> <td>180日(180日)</td> </tr> <tr> <td>30歳以上45歳未満</td> <td>90日(90日)</td> <td>180日(180日)</td> <td>210日(210日)</td> </tr> <tr> <td>45歳以上55歳未満</td> <td>180日(90日)</td> <td>210日(180日)</td> <td>210日(180日)</td> </tr> <tr> <td>55歳以上65歳未満</td> <td>210日(160日)</td> <td>240日(180日)</td> <td>300日(210日)</td> </tr> </table> 就職困難者 55歳未満 240日(180日) 55歳以上 300日(210日) 65歳未満 ただし、被保険者であった期間が1年未満の場合は一律90日 (4)給付日数の延長は次の5種類 イ、特定個別延長給付 ロ、個別延長給付 ハ、訓練延長給付 ニ、広域延長給付 ホ、全国延長給付	離職の日における年齢等	被保険者であった期間			1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上	30歳未満	90日(90日)	90日(90日)	180日(180日)	30歳以上45歳未満	90日(90日)	180日(180日)	210日(210日)	45歳以上55歳未満	180日(90日)	210日(180日)	210日(180日)	55歳以上65歳未満	210日(160日)	240日(180日)	300日(210日)	基本手当の日額の50日分に相当する特例一時金が支給される。 公共職業訓練等受講者は、その訓練等が終了まで、一般求職者給付が支給される。 ただし、任意加入による被保険者に対しては、一律に50日分が支給される。 なお、65歳の定年に達したこと等により離職した者に対しては、90日～300日分の基本手当が支給される。 ()内は短時間労働者 <table border="1"> <tr> <th>被保険者であった期間</th> <th>給付日数</th> </tr> <tr> <td>1年未満</td> <td>50日(50日)</td> </tr> <tr> <td>1年以上5年未満</td> <td>100日(90日)</td> </tr> <tr> <td>5年以上10年未満</td> <td>120日(90日)</td> </tr> <tr> <td>10年以上</td> <td>150日(100日)</td> </tr> </table>	被保険者であった期間	給付日数	1年未満	50日(50日)	1年以上5年未満	100日(90日)	5年以上10年未満	120日(90日)	10年以上	150日(100日)
	離職の日における年齢等	被保険者であった期間																																		
		1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上																																
	30歳未満	90日(90日)	90日(90日)	180日(180日)																																
	30歳以上45歳未満	90日(90日)	180日(180日)	210日(210日)																																
45歳以上55歳未満	180日(90日)	210日(180日)	210日(180日)																																	
55歳以上65歳未満	210日(160日)	240日(180日)	300日(210日)																																	
被保険者であった期間	給付日数																																			
1年未満	50日(50日)																																			
1年以上5年未満	100日(90日)																																			
5年以上10年未満	120日(90日)																																			
10年以上	150日(100日)																																			
技能習得手当	(1)受講手当…日額590円 (2)特定職種受講手当…月額2,000円 (3)通所手当…32,500円を限度とする交通費実費	同左	—																																	
寄宿手当	月額9,900円	同左	—																																	
傷病手当	基本手当日額と同額	—	—																																	
就職促進給付	(1)再就職手当…基本手当日額の30日～120日分 (2)常用就職支度金…基本手当日額の30日分 (3)移転費…鉄道費、船賃、車賃、移転料、着後手当 (4)広域求職活動費…鉄道賃、船賃、車賃、宿泊料	同左((1)を除く。)	—																																	
三事業	(1)雇用安定事業…雇用調整助成金、特定求職者雇用開発助成金等 (2)能力開発事業…職業訓練に対する助成援助、有給教育訓練休暇及び職業訓練受講の奨励等 (3)雇用福祉事業…雇用促進住宅の設置運営、レクリエーション施設の設置運営、就職の援助等																																			

船員保険																																						
船員保険法(失業部門創設)昭22.12.24法235〔適用〕昭22.11.1																																						
日雇労働者	船員																																					
政	府																																					
91万5千人	10万6千人																																					
次の印紙保険料 1級 731円 } 146円 73円 } 2級 48円 } 96円 48円 } 3級 31円 } 63円 32円 } 4級 20円 } 41円 21円 }	1.00% } 2.0% 1.00% }																																					
給付費の1/3 (赤字のときは1/4まで)	給付費の1/4 (赤字のときは1/3まで)																																					
給付日額(1級6,200円、2級4,100円、3級2,700円、4級1,770円)の13日分 失業前の2週間(前月及び前々月)に28日分以上印紙保険料を納めた者に支給。 (1)第1級給付金 第1級印紙保険料が24日分以上 (2)第2級給付金 イ第1級及び第2級印紙保険料が24日分以上((1)の場合を除く。) ロ第1級、第2級及び第3級印紙保険料が24日分以上であり((1)またはイの場合を除く。)、かつ、第1級、第2級及び第3級の順に選んだ24日分の印紙保険料の平均額が第2級印紙保険料以上 ハ第1級、第2級及び第3級印紙保険料が24日分未満であり、かつ第1級、第2級、第3級及び第4級の順に選んだ24日分の印紙保険料の平均額が第2級印紙保険料以上 (3)第3級給付金 イ第1級、第2級及び第3級印紙保険料が24日分以上((1)又は(2)のイもしくはロの場合を除く。) ロ第1級、第2級及び第3級印紙保険料が24日分未満であり((2)のハの場合を除く。)、かつ、第1級、第2級、第3級及び第4級の順に選んだ24日分の印紙保険料の平均額が第3級印紙保険料以上 (4)第4級印紙保険料 (1)、(2)及び(3)以外の場合 継続する6月間に各月11日分以上、かつ通算して84日分以上印紙保険料を納付した者に60日分を限度として特別給付が支給される。	(1)離職の日以前1年間に被保険者期間が6ヵ月以上 (2)標準報酬日額(最終2ヵ月間の平均)の8割～6割 (3)給付日数 <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">就職日における年齢等</th> <th colspan="3">被保険者であった期間</th> </tr> <tr> <th>1年以上5年未満</th> <th>5年以上10年未満</th> <th>10年以上</th> </tr> <tr> <td>30歳未満</td> <td>90日</td> <td>90日</td> <td>120日</td> </tr> <tr> <td>30歳以上45歳未満</td> <td>90日</td> <td>150日</td> <td>180日</td> </tr> <tr> <td>45歳以上60歳未満</td> <td>180日</td> <td>210日</td> <td>240日</td> </tr> <tr> <td>身体障害者で就職が困難な者 算定基礎期間が1年未満の者</td> <td>240日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>50日</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> (4)高齢求職者給付金 60歳前から引き続き被保険者である者が60歳に達した日以後失業したときは、失業保険の支給に代えて支給する。 <table border="1"> <tr> <th>被保険者であった期間</th> <th>高齢求職者給付金の額</th> </tr> <tr> <td>10年以上</td> <td>失業保険日額の120日分</td> </tr> <tr> <td>5年以上10年未満</td> <td>失業保険日額の100日分</td> </tr> <tr> <td>1年以上5年未満</td> <td>失業保険日額の90日分</td> </tr> <tr> <td>1年未満</td> <td>失業保険日額の50日分</td> </tr> </table> イ、特例個別延長給付 ロ、個別延長給付 ハ、職業補導延長給付 ニ、全国延長給付	就職日における年齢等	被保険者であった期間			1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上	30歳未満	90日	90日	120日	30歳以上45歳未満	90日	150日	180日	45歳以上60歳未満	180日	210日	240日	身体障害者で就職が困難な者 算定基礎期間が1年未満の者	240日				50日			被保険者であった期間	高齢求職者給付金の額	10年以上	失業保険日額の120日分	5年以上10年未満	失業保険日額の100日分	1年以上5年未満	失業保険日額の90日分	1年未満	失業保険日額の50日分
就職日における年齢等	被保険者であった期間																																					
	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上																																			
30歳未満	90日	90日	120日																																			
30歳以上45歳未満	90日	150日	180日																																			
45歳以上60歳未満	180日	210日	240日																																			
身体障害者で就職が困難な者 算定基礎期間が1年未満の者	240日																																					
	50日																																					
被保険者であった期間	高齢求職者給付金の額																																					
10年以上	失業保険日額の120日分																																					
5年以上10年未満	失業保険日額の100日分																																					
1年以上5年未満	失業保険日額の90日分																																					
1年未満	失業保険日額の50日分																																					
—	(1)受講手当…日額590円 (2)通所手当…23,500円を限度とする交通費実費																																					
—	月額9,900円																																					
—	傷病給付金 失業保険日額と同額																																					
同左((1)を除く。) (2)の基本手当日額は日雇労働求職者) (給付金の日額のこと。)	再就職手当 移転費 鉄道費、船賃、車賃、移転料、着後手当																																					
同左	—																																					

5 児童手当

平成元年6月1日現在

制度の種類		児童手当		
根拠法		児童手当法(昭46.5.27法73)(施行)昭47.1.1		
対象		一般国民		
経営主体		政府		
財源		非被用者	被用者	公務員等
	国庫	児童手当に要する費用の4/6	児童手当に要する費用の2/10	当該団体が全額負担
	都道府県	同上 1/6	同上 0.5/10	
	市町村	同上 1/6	同上 0.5/10	
	事業主	—	同上 7/10	
児童手当		<ul style="list-style-type: none"> ・義務教育就学前の児童(6歳に達した日の属する年度の末日までの児童)または、病弱等の事由のため、現に就学していないもの(15歳に達した日の属する年度の末日までの児童に限る。)を含む2人以上の児童を監護する者に支給 ・監護している者が父母の場合は生計を同一にしていること ・父母以外の者の場合は生計を維持することが必要 ・上記の者に一定額以上の所得があるときは支給されない 		
手当額		第2子月額2,500円、第3子以降1人月額5,000円		

児童手当制度の改正

<改正の骨子>

	現行	改正案		
1 支給対象	第2子以降	→ 第1子以降		
2 支給期間	小学校入学前	→ 3歳未満		
3 支給金額				
第1子	—	→ 5,000円(月額)		
第2子	2,500円(月額)	→ 5,000円(月額)		
第3子以降	5,000円(月額)	→ 10,000円(月額)		
4 特例給付	平成3年5月で期限切れとなる特例給付は、当分の間、継続する。			
5 実施時期等	平成4月1月から実施し、既に手当の支給を受けている者に配慮して経過措置を設ける。また、特例給付については平成3年6月から実施する。			
<経過措置>				
	現行	平成4年1月～	平成5年1月～	平成6年1月～
第1子	—	1歳未満	2歳未満	3歳未満
第2子	義務教育就学前	5歳未満	4歳未満	3歳未満
第3子以降	義務教育就学前	5歳未満	4歳未満	3歳未満

6 老人保健

制度の種類		老人保健		
根拠法		老人保健法(昭57.8.17法80)(施行)昭58.2.1		
経営主体		各市町村(特別区)		
対象人員		936万人		
保健事業		医療以外の保健事業	医療	
財源	国庫負担	市町村(特別区を含む。以下同じ)の区域内に居住地を有する40歳以上の者(職域等においてこれらの事業に相当する事業の対象となる場合を除く)を対象とする	医療は、医療保険各法の被保険者若しくは組合員又は被扶養者であって70歳以上の者(65歳以上70歳未満の者であって政令で定める程度の障害の状態にある者を含む。)を対象とする。	
		医療以外の保健事業に要する費用の1/3	医療に要する費用のうち2/10の他、保険者の拠出金の一部について医療保険各法の定めるところにより補助	
	地方公共団体	都道府県	同上 1/3	医療に関する事務の執行に要する費用(事務費拠出金を除く。)については1/2を負担
		市町村	同上 1/3	医療に関する費用のうち 0.5/10
				同上 1/3
保険者	医療保険各法の保険者は、医療費拠出金(保険料と国庫補助で構成)及び事務費拠出金(保険料)を納付			
保健事業の種類		健康手帳の交付、健康教育、健康相談、健康診査、機能訓練、訪問指導及びその他政令で定めるもの	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療は、疾病又は負傷に関して診察・薬剤又は治療材料の支給等が行われる 2 医療を受ける者は、保険医療機関等ごとに次により一部負担金を払う 外来 1月800円(月の最初の診療日に支払う) 入院 1日400円(ただし、低所得者については、現行どおり2か月を限度として、1日300円) 	

3 老人福祉

1 施設福祉対策

	施設名	事業の概要
入	特別養護老人ホーム	65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者を入所させて養護する ※2,125か所 152,988人
	養護老人ホーム	65歳以上の者であって、身体上もしくは精神上又は環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者を入所させて養護する ※949か所 68,113人
	軽費老人ホーム	一定の所得以下の60歳以上の者等であって、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な者を入所させ、給食その他日常生活上必要な便宜を供与する（利用者は契約により入所する）
	A型	生活相談、緊急時の対応、給食、介護等のサービスを提供する ※251か所 15,161人
	B型	生活相談、緊急時の対応等のサービスを提供する（食事については自炊） ※39か所 1,860人
	ケアハウス	生活相談、緊急時の対応、給食等のサービスを提供する（車いすでの生活が容易であるなど住宅としての機能を重視し、入所者の虚弱化には、在宅福祉サービスの導入により対応） ※4か所 200人
	有料老人ホーム	常時10人以上の老人を入所させ、給食その他日常生活上の便宜を供与する ※155か所 15,742人
型	シルバーハウジング	高齢者の安全や利便に配慮した設備・設計の公営住宅等において、生活援助員が必要に応じ生活指導、相談、安否の確認、一時的な家事援助、緊急時対応等のサービスを行う ※（計画策定箇所） 昭和62年度 5か所、昭和63年度 7か所、平成元年度 7か所
	老人福祉センター	地域の老人に対して各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等のための便宜を供与する ※1,986か所
用	老人憩の家	地域の老人に対して、教養の向上及びレクリエーション等のための場を与え、もって老人の心身の健康の増進を図ることを目的とする（老人福祉センターより小規模なもの） ※4,091か所
	老人休養ホーム	景勝地、温泉地等の休養地において、老人に対して低廉で健全な保養休養の場を与え、もって心身の健康の増進を図る ※71か所

（注）「ケアハウス」及び「シルバーハウジング」を除く事業の概要の欄の※印は、平成元年10月1日現在の施設数・定員数。「ケアハウス」は平成元年度予算
資料：厚生省大臣官房政策課編「社会保障入門」

2 要援護老人対策

事業の名称	事業の概要
ホームヘルプサービス（訪問し介護を行う事業）	ねたきり老人等で日常生活に支障がある者に対し、家事、介護等を行うホームヘルパーを派遣する ※ヘルパー数 40,905人
ショートステイ事業（特別養護老人ホーム等に短期入所させる事業）	ねたきり老人等を介護する家族が疾病等によって一時的に介護が困難になった場合に、施設で短期間介護を行う。なお、この事業予算の中には、ホームケア促進事業（ねたきり老人等とその介護者を特別養護老人ホームに入所、宿泊させ、介護の実習等を行う）とナイトケア事業（夜間の介護が得られない痴呆性老人等を一時的に夜間のみ特別養護老人ホームで介護する）が含まれる ※ベッド数 11,674床
デイサービス事業（日帰りで介護サービスを受ける事業）	虚弱老人等をデイサービスセンターに通所させ、給食、入浴、日常動作訓練等のサービスを提供するとともに、ねたきり老人等の家庭に訪問して、給食、入浴等のサービスを提供する ※箇所数 2,630か所
日常生活用具の給付等事業	ねたきり老人等の日常生活を容易にするための日常生活用具を給付又は貸与する ○対象品目【特殊寝台、マットレス、エアパット、腰掛便座（便器）、浴槽・湯沸器、特殊尿器、火災警報器、自動消火器、入浴担架、体位変換器、老人用電話（貸与）、緊急通報装置、痴呆性老人徘徊感知機器、車いす、歩行器】
高齢者サービス総合調整推進事業	保健・医療・福祉の各施設の調整と総合的推進を図る ・都道府県指定都市レベル…高齢者サービス総合調整推進会議を設置 ・市町村レベル…高齢者サービス調整チームを設置

（注）※印は、平成3年度の子算案の人員、箇所数である。
資料：厚生省大臣官房政策課編「社会保障入門」

3 社会活動促進対策

事業の名称	事業の概要
高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	高齢者の社会参加の促進を図り、生きがいと健康づくりを推進する ・長寿社会開発センターの整備 ・平成元年11月発足 ・都道府県単位の長寿社会づくり推進機構の整備 ※全都道府県 ・高齢者の生きがいと健康づくり推進モデル市町村事業 ※304市町村
老人クラブ助成事業	老人クラブが行う各種の地域福祉活動事業等に対する助成 130,411クラブ（会員8,381,742人）（平成元年3月現在）
全国老人クラブ連合会助成事業	都道府県老人クラブ連合会、市町村老人クラブ連合会に対する指導等及び都道府県老人クラブ連合会に対する老人クラブ等活動推進員のための助成 活動推進員 116人（都道府県、指定都市に各2名）
都道府県高齢者総合相談センター（シルバー110番）運営事業	高齢者世帯の日常生活において直面する困りごと等に対応できる総合相談体制の確立を図る ○平成元年度より全都道府県に設置
高齢者能力開発情報センター運営助成	おおむね65歳以上の者に対し、その希望と能力に応じた適切な仕事の斡旋等を行う A型 31か所、B型 70か所

（注）※印は、平成3年度の子算案上の人員、箇所数である。
資料：厚生省大臣官房政策課編「社会保障入門」

4 身体障害者福祉

1 身体障害者在宅福祉対策の概要

事業名	
障害の軽減・補完, 診査・更生相談対策	更生医療の給付 ①
	訪問診査, 更生相談 ②
補装具, 日常生活用具の給付等	補装具の交付, 修理 ③
	日常生活用具の給付等 ④
在宅介護対策	特別障害者手当等の支給 ⑤
	身体障害者ホームヘルプサービス事業 ⑥
	身体障害者短期入所事業 ⑦
	身体障害者相談員の設置 ⑧
	「障害者の明るいくらし」促進事業 (障害者社会参加促進事業) ⑨
	身体障害者社会参加促進センター運営事業 ⑩
	「住みよい福祉のまちづくり」事業 ⑪
社会参加促進, 在宅リハビリテーション対策等	身体障害者デイサービス事業 ⑫
	在宅重度障害者通所援護事業 ⑬
	身体障害者通所授産施設 ⑭
	身体障害者福祉ホーム運営事業 ⑮
	身体障害者スポーツの振興 ⑯
	障害別福祉事業(委託事業) ⑰

番号	事業の概要
①	身体上の障害を軽くしたり除いたりするための医療 関節形成術、角膜移植術、穿孔閉鎖術、人工透析、ペースメーカーのうめ込み手術等
②	医療、生活、職業等の各種の相談、施設への紹介等
③	身体上の障害を補うための用具の交付、修理 ○補装具の種類 (視覚障害) 盲人安全つえ、義眼、眼鏡、点字器 (聴覚障害) 補聴器 (言語機能障害) 人工喉頭 (肢体不自由) 義肢、装具、座位保持装置、車いす、電動車いす、歩行器等 (ぼうこう又は直腸障害) ストマ用装具
④	重度障害者の日常生活がより円滑に行われるための用具の給付等 (下肢・体幹障害) 浴槽、便器、特殊マット、入浴担架、特殊寝台、特殊尿器 (上肢障害) 特殊便器、電動タイプライター、電動歯ブラシ、ワードプロセッサ (視覚障害) 盲人用テープレコーダー、音声式体温計、時計、タイムスイッチ、カナタイプライター、電卓、点字タイプライター、電磁調理器 (聴覚障害) 聴覚障害者屋内信号装置 (喉頭摘出) ガス警報機 (呼吸器機能障害) 酸素ボンベ運搬車(カート) (じん臓機能障害) 透析液加温器 (共通) 火災警報機、自動消火器、緊急通報装置、重度障害者用意志伝達装置 (貸与品目) 福祉電話、ファックス
⑤	在宅の重度障害者で、日常生活において常時特別の介護を要する状態にある者等に対し、特別障害者手当等を支給する。 ・特別障害者手当(月額) 22,760円 ・障害児福祉手当(月額) 12,380円 ・福祉手当(経過措置分)(月額) 12,380円
⑥	重度の身体上の障害等のため日常生活を営むのに支障がある身体障害者の家庭を訪問して、食事、洗濯等身のまわりの世話及び外出時の付添いを行う。
⑦	重度身体障害者を介護している保護者が疾病等によって家庭における介護が困難な場合、施設に一時保護する。
⑧	身体障害者の更生相談に応じ、必要な指導を行うとともに福祉事務所など関係機関の業務に対する協力、援護思想の普及を行う。
⑨	在宅障害者の社会活動への参加と自立を促進するための対策別メニュー事業 (7大事業) ①コミュニケーション確保対策等 ②移動対策 ③生活訓練等 ④生活環境改善 ⑤スポーツ振興 ⑥相談 ⑦啓もう・普及 各種団体の調査を行うことで、多種多様な需要の把握から対応までを一本化し、均衡のとれた社会参加促進施策の推進を図る。
⑩	障害者が自ら積極的に企画した社会参加促進施策が効果・効率的に推進されるよう、中央と都道府県・指定都市の身体障害者福祉団体に、調整の窓口として設置し、障害者自らによる社会参加施策の推進を図る。
⑪	障害者高齢者等の住みよいまちづくりを推進するため、生活環境の改善、福祉サービスの体系的実施、市民啓発の各事業を総合的に実施する。
⑫	地域において就労等の機会が得られない在宅重度障害者が通所して、創作的活動、機能訓練、社会適応訓練等を行い、その自立と生きがいを高める。
⑬	就労の機会が得難い在宅重度障害者等を対象に小規模な通所による軽作業等の援護事業に対する補助
⑭	雇用困難又は生活に困窮する人を対象とし、必要な訓練を行い、職業を与えて自活させる施設
⑮	身体上の障害のため家庭で日常生活を営むのに支障のある者に対し、その日常生活に適するような居室その他の設備を利用して自立した生活を営む施設に対する運営費の補助
⑯	身体障害者の健康の維持、機能の回復、体力の向上等の効果を上げるとともに、社会生活への適応性の向上を図る。
⑰	視覚障害者福祉事業(点字・声の図書事業等) 聴覚・言語障害者福祉事業(手話通訳指導者養成研修事業等) 福祉機器開発普及等事業 全国身体障害者総合福祉センター運営事業等

(注) 番号は、前ページの事業名の番号と対応している。

資料：厚生省「厚生白書」

2 身体障害者施設福祉対策の概要

事業名		事業の概要
施設福祉対策	更生施設	1 肢体不自由者更生施設 障害の程度が如何にかかわらず相当程度の作業能力を回復しうる見込みのある人を対象とし、更生訓練を行う施設（入所期間は1年）（45か所、1,969人）
		2 視覚障害者更生施設 あんま、はり、きゅう等職業についての知識技能、訓練を行う施設（入所期間2～5年）（16か所、1,554人）
		3 聴覚・言語障害者更生施設 更生に必要な治療及び訓練を行う施設（入所期間1年を原則）（3か所、175人）
		4 内部障害者更生施設 医学的管理の下に更生に必要な指導、訓練を行う施設（入所期間は1年）（14か所、717人）
		5 重度身体障害者更生援護施設 重度の肢体不自由者を入所させ、家庭復帰に必要な日常生活能力の回復に重点をおいて各種のリハビリテーションを行う施設（入所期間おおむね5年以内）（61か所、4,121人）
	生活施設	6 身体障害者療護施設 身体上の著しい障害のため常時介護を必要とするが、家庭ではこれを受けることの困難な最重度の障害者を入所させ、医学的管理の下に必要な保護を行う施設（203か所、12,881人）
		7 身体障害者福祉ホーム 身体上の障害のため家庭において日常生活を営むのに支障のある身体障害者が自立した生活を営む施設（9か所、135人）
		8 身体障害者授産施設 雇用困難又は生活に困窮する人を対象とし、必要な訓練を行い、職業を与えて自活させる施設（最終的には一般事務所に就職若しくは自営等で、自活させることを目的としているので、入所期間は一定ではない）（84か所、4,607人）
	作業施設	9 重度身体障害者授産施設 重度の身体障害のため、ある程度の作業能力を有しながら、特別な設備と職員を準備しなければ、就業不可能な障害者を入所させ、施設内で自活させることを目的とする施設（119か所、7,550人）
		10 身体障害者通所授産施設 身体障害者授産施設の一つであり、内容は8と同じであるが、利用者は通所者に限られる（101か所、2,432人）
		11 身体障害者福祉工場 生産能力があっても、通勤事情等のため、一般の企業に就職することの困難な車いす障害者等のための工場（24か所、1,415人）
	地域利用施設	12 身体障害者福祉センター（A型） 身体障害者の各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上、スポーツ、レクリエーションなど保健・休養のための施設（30か所）
		13 身体障害者福祉センター（B型） 外出や就労の機会が得られない在宅重度障害者が通所して、創作活動、軽作業、日常生活訓練等を行うための施設（157か所）
		14 在宅障害者デイサービス施設 創作的活動重点型の身体障害者デイサービス事業を行うための施設（9か所）
		15 障害者更生センター 障害者、家族、ボランティア等が気軽に宿泊、休養するための施設（9か所）
		16 点字図書館 盲人の求めに応じて点字刊行物や声の図書の閲覧貸出しを行う施設（74か所）
		17 点字出版施設 点字刊行物を出版する施設（13か所）
		18 補装具製作施設 補装具の製作又は修理を行う施設（29か所）
	19 盲人ホーム あんま、はり、きゅう等盲人の職業生活の便宜を図るために施設を利用させ、技術の指導を行う施設（30か所）	
進行性筋萎縮症者の援護		進行性筋萎縮症者の治療、訓練等のため国立療養所及び社会福祉法人等医療機関に委託して行う。

(注) 1 事業の概要の欄の()内は平成元年10月1日現在の施設数、定員。

2 厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉施設調査」

資料：厚生省「厚生白書」

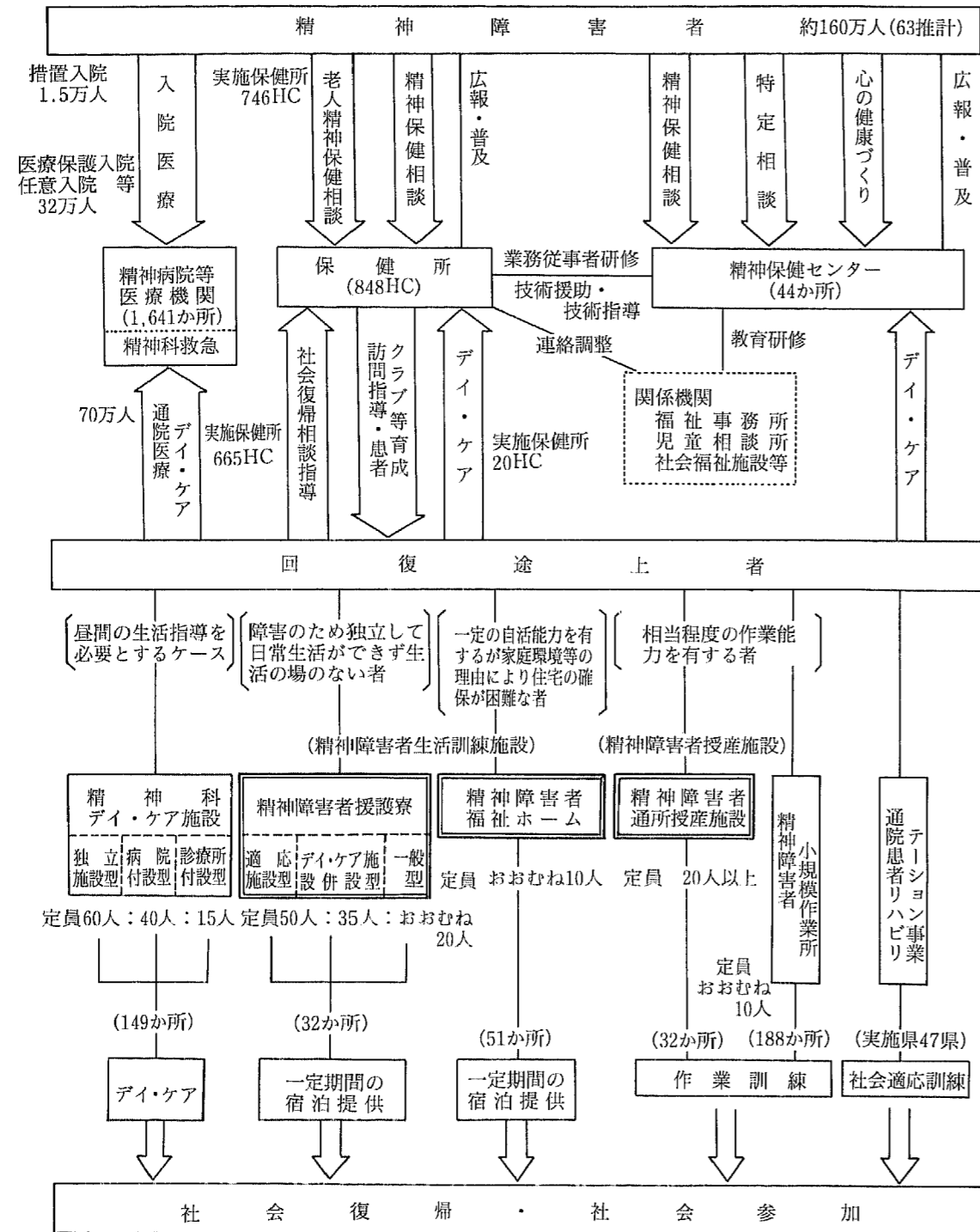
5 心身障害児(者)対策

	発生予防					在宅対策					施設対策
	0歳	乳幼児期	少年期	15歳	18歳	20歳	成年期(精神薄弱者のみ)				
発生予防	発生予防 ……妊産婦健診等										
在宅	早期発見	……先天性代謝異常等検査 健康診査(乳幼児、1歳6か月児、3歳児)									
	早期療育	保健所、児童相談所等による相談指導 心身障害児総合通園センター 育成医療 心身障害児通園事業 障害児保育 通園施設 (肢体不自由児、難聴幼児、精神薄弱児)									
宅	福祉	補装具の交付(修理)				在宅重度精神薄弱者訪問調査事業					
		日常生活用具の給付 家庭奉仕員の派遣									
対	サ	児童相談所・家庭児童相談室(福祉事務所)による相談指導				精神薄弱者更生相談所・福祉事務所等による相談指導					
		精神薄弱者相談員、民生(児童)委員 民間団体による相談指導									
策	ビ	身体障害者手帳、療育手帳の交付 心身障害児・者歯科診療事業 心身障害児(者)施設地域療育事業(緊急保護等)				精神薄弱者更生施設(通所) 精神薄弱者授産施設(通所) 精神薄弱者通所援護事業 精神薄弱者地域生活援助事業(グループホーム) 重症心身障害児通園モデル事業					
		就労関連策				精神薄弱者福祉工場 精神薄弱者通所寮 精神薄弱者福祉ホーム 精神薄弱者社会自立促進モデル事業					
策	手	特別児童扶養手当の給付				障害基礎年金の給付 特別障害者手当の給付					
		障害児福祉手当の給付 心身障害者扶養保険制度									
施設	精神薄弱児(自閉症児)施設 ……(重度) ……					精神薄弱者更生施設(入所) 精神薄弱者授産施設(入所) 精神薄弱者自活訓練事業					
対	盲ろうあ児施設 肢体不自由児施設 ……(重度) ……					重症心身障害児施設 国立療養所進行性筋萎縮症児委託病床 国立療養所重症心身障害児委託病床					

(注) 心身障害児(者)とは、身体障害児(18歳未満)、精神薄弱児(18歳未満)、精神薄弱者(18歳以上)及び身体障害と精神薄弱の重複した者(全年齢)を総称する用語である。

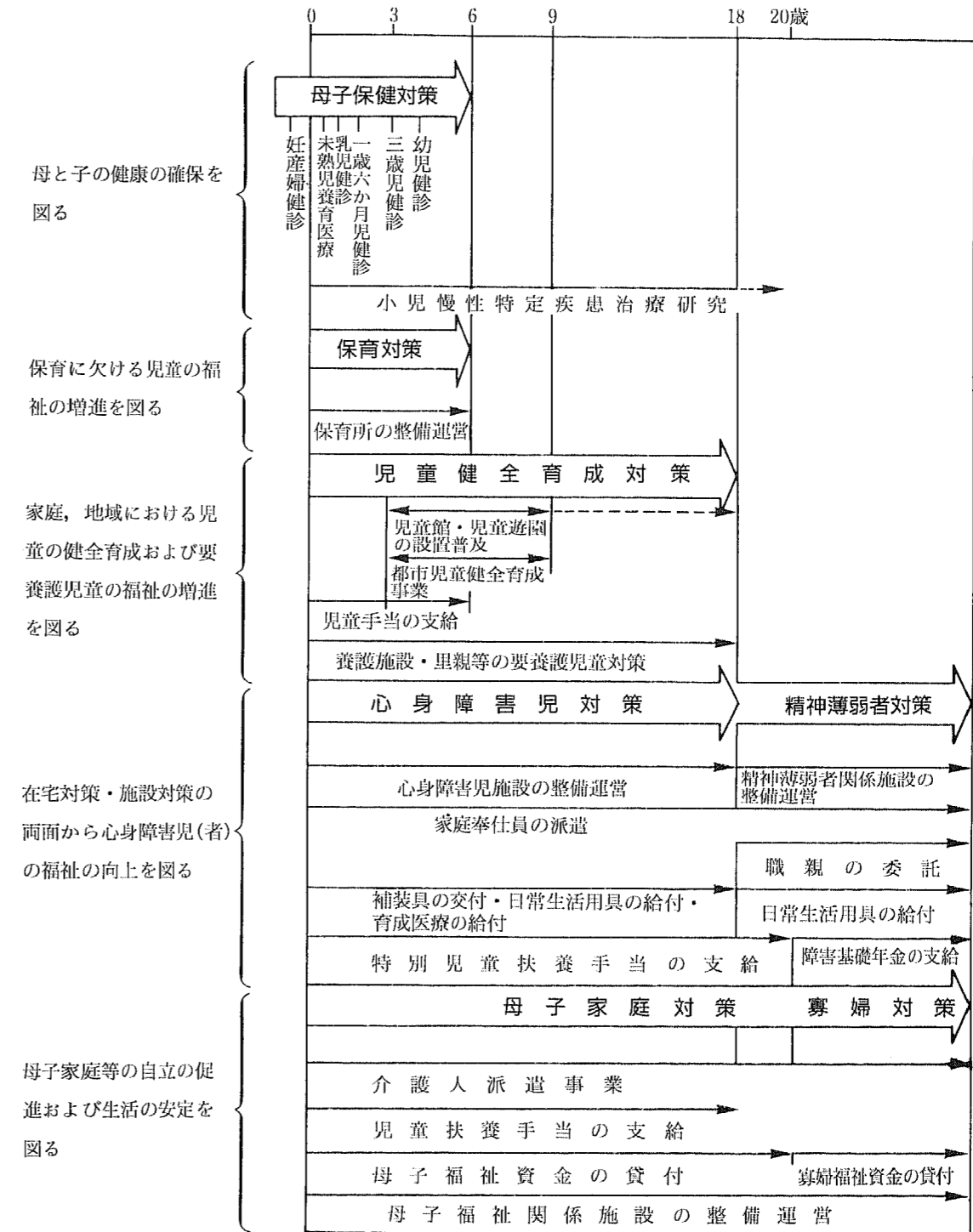
資料：厚生省「厚生白書」

6 精神障害者対策の概要 (平成2年度)



資料：厚生省大臣官房政策課編「社会保障入門」

7 年齢別児童家庭福祉対策の一覧



資料：(財)日本児童問題調査会「目で見る児童福祉」

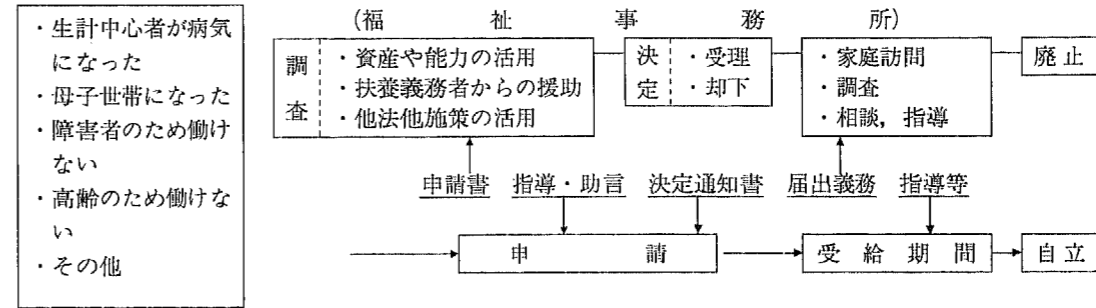
8 社会（家族）手当

	児童扶養手当	特別児童扶養手当	特別障害者手当等	児童手当	原爆諸手当（主なもの）	
					医療特別手当	健康管理手当
支給対象者	18歳未満の児童（障害児の場合は20歳未満）を監護、養育している生別の母子世帯等の母又は養育者	20歳未満で精神又は身体に中程度以上の障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母又はその他の者	①特別障害者手当 精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の者 ②障害児福祉手当 精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者	第2子以降の児童（小学校入学まで） 〔平成4年4月から第1子以降の3歳未満の児童（経過措置有）〕	原爆の放射能に起因すると認定された負傷、疾病の状態にある（認定被爆者）	原爆の影響に関係がある障害（11障害）のいずれかを伴う疾病にかかっている被爆者
手当額月額（平成3年度）	○児童1人 所得税非課税世帯 37,000円 それ以外 24,770円 ○2人目 5,000円加算 ○3人目以降 2,000円加算	○児童1人 1級 44,900円 2級 29,930円	①特別障害者手当 23,450円 ②障害児福祉手当 12,750円	○第2子 2,500円 ○第3子以降 5,000円 〔平成4年4月から〕 ○第1子 2,500円 ○第2子 2,500円 ○第3子 10,000円	121,840円	29,930円
所得制限額（収入ベース）（平成3年度）	○本人（4人世帯） 344.8万円 ○扶養義務者等（6人世帯） 876万円	○本人（4人世帯） 657.5万円 ○扶養義務者等（6人世帯） 876万円	○本人（2人世帯） 434.4万円 ○扶養義務者等（6人世帯） 876万円	○本人（6人世帯） 433.9万円 ○サラリーマン特例（6人世帯） 691.7万円	なし	○本人・配偶者・扶養義務者（4人世帯） 1,688.54万円

資料：厚生省大臣官房政策課調

9 生活保護制度

【生活保護の流れ】



【生活保護費の決め方】

（最低生活費の計算）

$$\frac{\text{生活扶助}}{\text{基準生活費}} + \frac{\text{住宅扶助}}{\text{家賃等}} + \frac{\text{教育扶助}}{\text{基準額}} + \frac{\text{医療扶助}}{\text{医療費}} = \text{最低生活費}$$

・このほか、出産、葬祭等がある場合は、その基準額が加えられる。

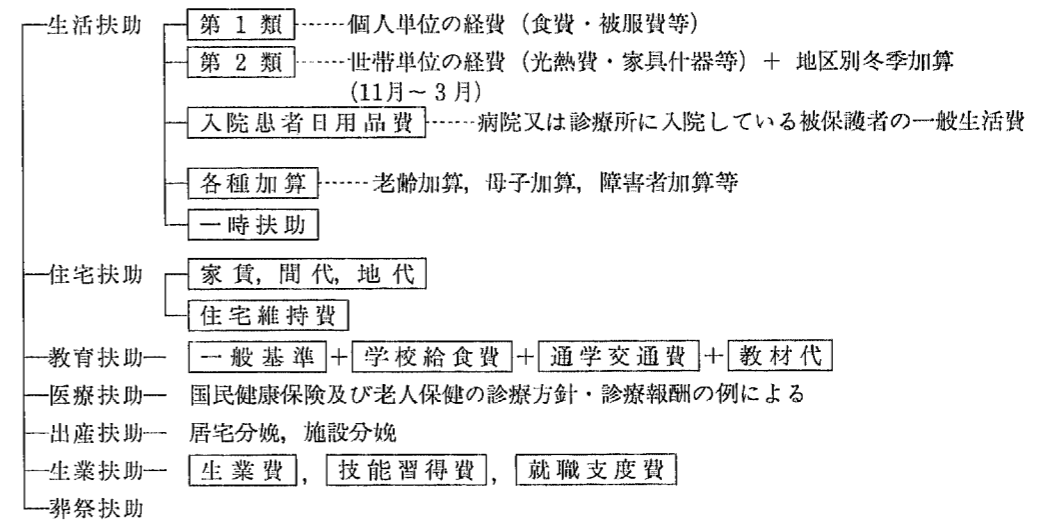
（収入充当額の計算）

$$\text{平均月額収入} - (\text{必要経費の実費} + \text{基礎控除}) = \text{収入充当額}$$

（扶助額の計算）

$$\text{最低生活費} - \text{収入充当額} = \text{扶助額}$$

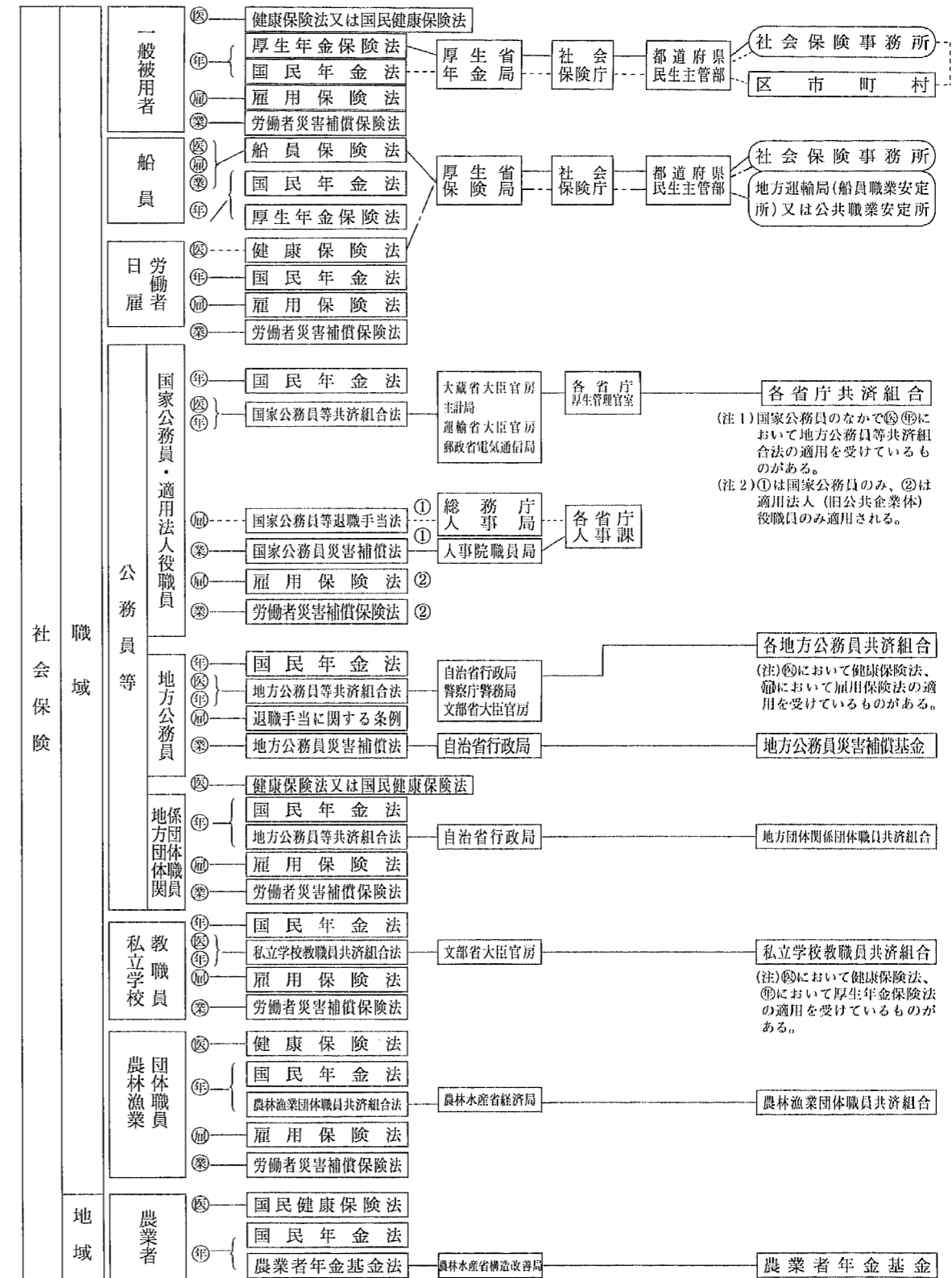
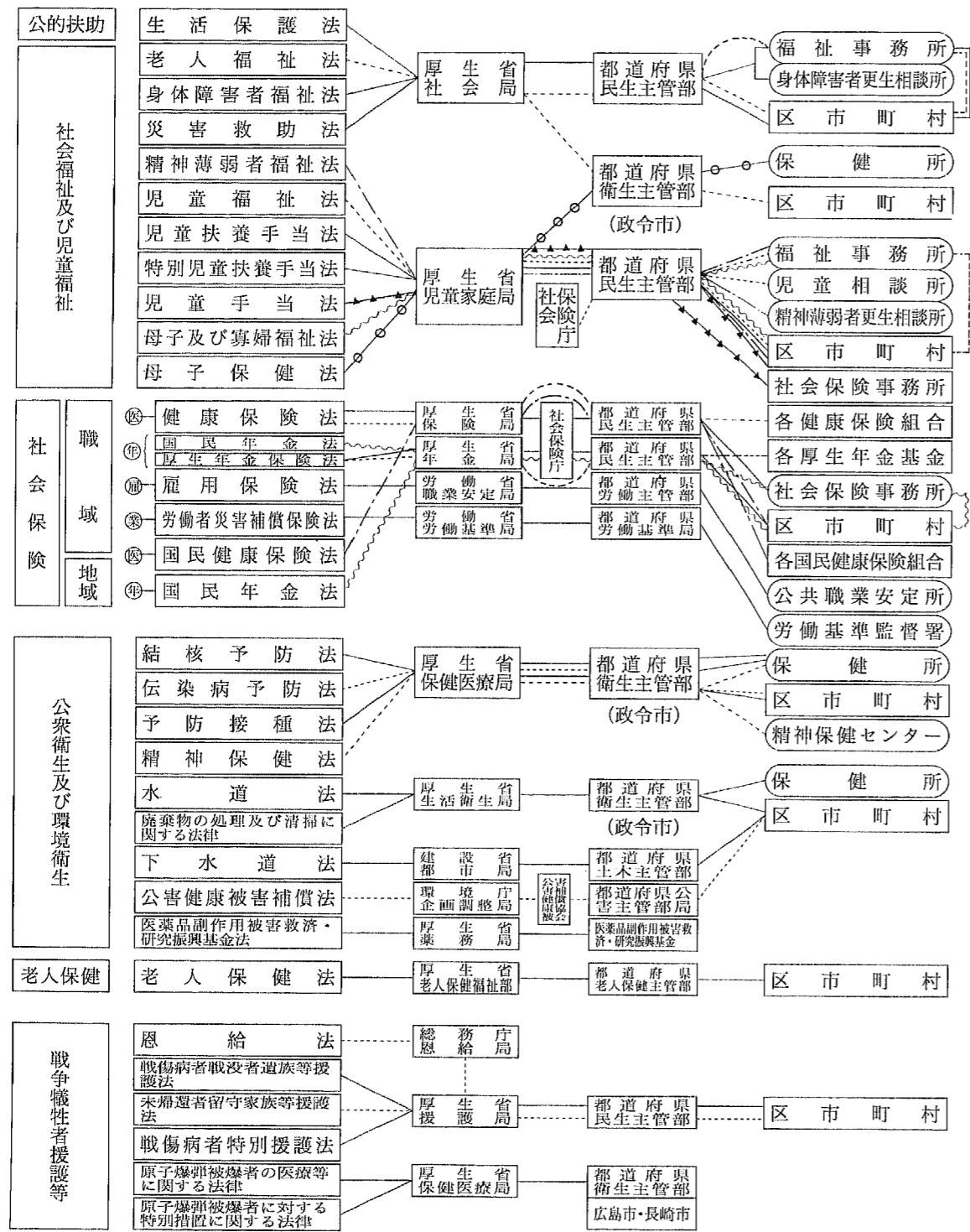
【最低生活費の体系】



資料：厚生省「厚生白書」

(参考)

社会保障制度と行政機構の概略



(備考) ㉑は医療保険、㉒は年金保険、㉓は雇用保険 (これに代るものを含む。) ㉔は業務災害補償保険 (これに代るものを含む。) の制度を示す。

第2節 社会保障制度の推移

社会保険各制度の成立経過

1 医療保険部門

		大15	昭10	昭20	昭30	昭40	昭50	昭60	
被 用 者	一般被用者	健康保険法(大11.法70) (施行 昭2.1.1)		職員健康 保険法 (昭14.法72)					
	日雇労働者				日雇労働者健康保険法 (昭28.法207) (施行 昭28.11.1)		④		
	船員			船員保険法(昭14.法73) (施行 昭15.6.1)					
	公務員等	国家公務員		政府職員共済組合 令(昭15.勅827)	旧国家公務員共済 組合法 (昭23.法69)	国家公務員共済組合法 (昭33.法128) (施行 昭33.7.1)			国家公務員等 共済組合法
		適役用職 人員	国有鉄道共済組合など、明40から勅令により 設立され、医療費の支給等を行っていた。			公共企業体職員等共済組合法 (昭31.法152) (施行 昭31.7.1)		⑤	
		地方公務員		政府職員共済組合 令(昭15.勅827)	国家公務員 共済組合法 (昭23.法69)	地方公務員等 共済組合法 (昭37.法152) (施行 昭37.12.1)			
	私立学校 教職員			健康保険法(大11.法70) (昭29.法204)	私立学校教職員共済組合法 (昭28.法245) (施行 昭29.1.1)				
農林漁業 団職職員			健康保険法(大11.法70) (施行 昭2.1.1)						
非被用者			旧国民健康保険法(昭13.法60) ②	国民健康保険法 (昭33.法192) (施行 昭34.1.1) ③					

① 教員については、健康保険は任意包括であった。昭和27年2月に保健、罹災、休業の短期給付を行う財団法人私立学校教職員共済会が創設されたが、私立学校教職員共済組合法の制定により吸収された。
② はじめは任意設立の市町村の区域を単位とする国民健康保険組合を保険者としていた。市町村公営方式が確立したのは昭和23年である。

③ 全国普及が達成されたのは、昭和36年4月である。
④ 日雇労働者健康保険法は昭和59年10月1日に廃止された。
⑤ 公共企業体職員等共済組合法の廃止により、昭和59年4月1日から国家公務員等共済組合に統合された。

2 年金保険部門

		大15	昭10	昭20	昭30	昭40	昭50	昭60	
被 用 者	一般被用者	労働者年金保険法(昭16.法60)(施行昭17.6.1) 退職積立金及退職手当法(昭11.法42)		旧厚生年金保険法(昭19.法21)(施行昭19.10.1) ①	厚生年金保険法(昭29.法115)(施行昭29.5.1)				
	日雇労働者					国民年金法(昭34.法141)(施行昭34.11.1)			
	船員			船員保険法(昭14.法73)(施行昭15.6.1)			厚生年金保険法(昭29.法115)(61.4.1統合)		
	公務員等	国家公務員	官吏恩給法 恩給法(大12.法48)		旧国家公務員共済組合法(昭23.法69)	国家公務員共済組合法(昭33.法128)(施行昭33.7.1)		国家公務員等共済組合法	
		役職人員	大正9年から国有鉄道共済組合など官業共済組合では、年金給付を実施していた。			公共企業体職員等共済組合法(昭31.法134)(施行昭31.7.1)		⑥	
		地方公務員	官吏恩給法 恩給法(大12.法48)		旧国家公務員共済組合法(昭23.法69)	国家公務員共済組合法(昭29.法204)	地方公務員等共済組合法(昭37.法152)(施行昭37.12.1)		
	私立学校教職員	財団法人私学恩給財団(大13.10.1.発足) ④			私立学校教職員共済組合法(昭28.法245)(施行昭29.1.1) ③				
農林漁業団体職員				厚生年金保険法(昭29.法115)	農林漁業団体職員共済組合法(昭33.法99)(施行昭34.1.1)				
非被用者					国民年金法(昭34.法141)(施行昭34.11.1)			農業者年金基金法(昭45.法78号)(施行昭46.1.1)	

① 旧厚生年金保険法となったときに、職員、女子も対象者となった。
 ② 国家公務員関係では、明治8年に海軍退隠令、同9年陸軍恩給令、同17年に官吏恩給令が公布され、これが明治23年、軍人恩給法、官吏恩給法に集成され、これが大正12年恩給法に統一された。
 ③ 退職年金条例は、地方公務員共済組合法制定まで残った。
 ④ 昭和27年に財団法人私立中等学校恩給財団より、財団法人私学恩給財団に名称を改め、対象を大学から幼稚園まで拡大した。

⑤ 教員については、厚生年金保険は任意包括であった。
 ⑥ 公共企業体職員等共済組合法の廃止により、昭和59年4月1日から国家公務員等共済組合に統合されました。
 ⑦ 昭和61年4月1日からの基礎年金の創設に伴い、国民年金法が被用者、非被用者のいずれにも適用されることとなった。

3 業務災害補償部門

		大15	昭10	昭20	昭30	昭40	昭60
一般被用者		健康保険法(大11.法70)(施行昭2.1.1)①	労働者災害扶助責任保険法②(昭6.法55)	労働者年功厚生年金保険法	労働者災害補償保険法(昭22.法50)(施行昭22.9.1)		
船員			船員保険法(昭14.法73)(施行昭15.6.1)	昭和22年法103号をもって労災補償部門を明確に区分			
公務員等	国家公務員	③ 国有鉄道共済組合及びその他共済組合は大正9年から昭和15年にかけて公傷病年金給付を開始していた。		旧国家公務員共済組合法(昭23.法59)	国家公務員災害補償法(昭26.法191)(施行昭26.7.1)		国家公務員共済組合法(昭33.法128)(施行昭33.7.1)
	役職人 適用法人			〔業務災害補償〕に関する協約		労働者災害補償保険法(適用昭60.4.1)④	
	地方公務員			国家公務員共済組合法(施行昭33.7)	地方公務員等共済組合法(昭37.法152)(施行昭37.12.1)		
				市町村職員共済組合法(昭29.法204)	地方公務員災害補償法(昭42.法121)(施行昭42.12.1)		
				災害補償に関する条例			

- ① 業務災害補償というよりも、業務上の傷病も対象としていた。厚生年金、船員保険についても同様で業務災害補償部分が明確になったのは、労働者災害補償保険法が制定されてからである。
- ② 労働者災害扶助法(昭和6年4月2日法律第54号)が同時に制定されている。事業主の扶助義務を明確化したものである。
- ③ 昭和23年に「労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律」が公布され、一般政府職員の公務災害補償は、これにより行なわれていた。
- ④ 旅客鉄道会社等(旧日本国有鉄道)は、昭和62年4月1日より適用。

4 雇用保険部門

		昭10	昭20	昭30	昭40	昭49	昭60
一般被用者		退職積立金及退職手当法(昭11.法42)		失業保険法(昭22.法146)(適用昭22.11.1)①			雇用保険法(昭49.法116)(適用昭50.4.1)②
日雇労働者				日雇労働者の制度創設(昭24.法87)(施行昭22.6.1)			
船員				船員保険法失業部門創設(昭22.法235)(施行昭22.11.1)			
公務員等	国家公務員			国家公務員等退職手当法(昭28.法182)(適用昭28.8.1)			雇用保険法(適用昭60.4.1)③
	役職人 適用法人						
	地方公務員			退職手当に関する条例			

- ① 失業保険法と同時に、経過的なものとして失業手当法(昭22.法145)が制定されている。
- ② 失業保険制度を抜本的に改善発展させた雇用に関する総合的機能を有する保険制度である。
- ③ 旅客鉄道会社等(旧日本国有鉄道)は、昭和62年4月1日より適用

5 老人保健制度の沿革

年 度	昭 和 58 年 度	昭 和 61 年 度
主 要 事 項	老人保健法施行(58年2月) 壮年期からの疾病の予防、治療、機能訓練に至る総合的な保健医療サービスの提供と国民による必要な費用の公平な負担をねらいとする制度。	老人保健法改正(62年1月) ・患者一部負担の改定 ・加入者按分率の引上げ ・老人保健施設の創設(注)
患者一部負担金	外来：400円/月 入院：300円/日(2ヵ月限度)	外来：800円/月 入院：400円/日 (低所得者の入院：300円/日(2ヵ月限度))
加入者按分率	50%	80% { 62年度～ 90% } { 平成2年度～100% }
備 考		(注) 老人保健施設 寝たきり老人等要介護老人に対して、医療ケア・日常生活サービスを併せて提供する施設。

平 成 元 年 度	平 成 2 年 度	平 成 3 年 度											
	加入者按分率100%移行に伴う被用者保険の拠出金負担増の緩和を図る老人保健の基盤安定化のための措置(注) 〔高齢者保健福祉推進十か年戦略の実施〕	老人保健法等の一部を改正する法律(平成3年10月公布) ・老人訪問看護制度の創設 ・介護に着目した公費負担割合の引上げ ・患者一部負担の改定 介護施設の充実、被用者保険の負担軽減のための助成措置の拡充等											
同 左	同 左	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成3・4年度</th> <th>平成5・6年度</th> <th>平成7年度～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外来</td> <td>900円/月</td> <td>1,000円/月</td> <td rowspan="2">スライド</td> </tr> <tr> <td>入院</td> <td>600円/日</td> <td>700円/日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(施行：平成4年1月1日) ※消費者物価の伸びを指標とする見直し (平成7年度から実施)</p>		平成3・4年度	平成5・6年度	平成7年度～	外来	900円/月	1,000円/月	スライド	入院	600円/日	700円/日
	平成3・4年度	平成5・6年度	平成7年度～										
外来	900円/月	1,000円/月	スライド										
入院	600円/日	700円/日											
90%	100%	100%											
老人保健審議会 「老人保健制度の見直しに関する中間意見」(平成元年12月)	(注) 厚生保険特別会計に資金(1.5兆)を設け、その運用益により助成。	老人保健審議会 「老人保健制度の見直しに関する意見」 (平成2年12月)											

6 社会福祉部門

明治元年 昭和元年 昭和20年 昭和30年 昭和40年 昭和50年 昭和60年 平成元年

恤救規則 (明7)	救護法 (昭4)	旧生活保護法 (昭21 法17) 生活保護法 (昭25 法144) 民生委員法 (昭23 法198) 社会福祉事業 法 (昭26 法45) 身体障害者福 祉法 (昭24 法283) 児童福祉法 (昭22 法164)	精神薄弱者福 祉法 (昭35 法37) 児童扶養手当 法 (昭36 法238) 特別児童扶養 手当等の支給 に関する法律 (昭39 法134)	心身障害者対 策基本法 (昭45 法84) 児童手当法 (昭46 法73)	母子及び寡婦 福祉法 (昭56 法79) 老人保健法 (昭57 法80) 社会福祉・医 療事業団法 (昭59 法75)	母子及び寡婦 福祉法 (昭56 法79) 老人保健法 (昭57 法80) 社会福祉・医 療事業団法 (昭59 法75) 社会福祉士及 び介護福祉士 法 (昭62 法30)
	母子保護法 (昭12)	母子福祉資金 の貸付等に関 する法律 (昭27 法350)	母子福祉法 (昭39 法129) 老人福祉法 (昭38 法133)	母子保健法 (昭40 法141)		

(参 考)

1 社会保障制度審議会勧告等一覧

(●印は主要なもの)

	勧 告 等	法 制 定 等
昭和24年 ～ 昭和29年	24.8.1 健康保険等の給付費に対する国庫負担の件	大正11.4.22 健康保険法制定
	24.9.13 生活保護制度の改善強化に関する件	昭和13.4.1 国民健康保険法制定
	24.11.14 社会保障制度確立のための覚え書	14.4.6 船員保険法制定
	●25.10.16 社会保障制度に関する勧告	16.3.11 厚生年金保険法制定
	26.7.24 社会保障制度推進に関する申入書	22.4.7 労働者災害補償保険法制定
	26.10.20 社会保障制度推進に関する件	22.12.12 児童福祉法制定
	27.4.16 戦争遺家族等の援護に関する立法の件	23.6.30 国家公務員共済組合法制定
	27.5.20 社会保障の最低基準に関する国際労働条約案について	23.12.23 社会保障制度審議会設置法制定
	27.12.23 厚生年金保険、公務員の恩給、軍人恩給等年金問題に関する件	24.5.20 緊急失業対策法制定
	●28.12.10 年金制度の整備改革に関する件	24.12.26 身体障害者福祉法制定
29.1.11 建議書(昭和29年度予算編成における社会保障に関する国庫負担に関して)	25.5.1 精神衛生法制定	
29.3.1 建議書(年金制度の総合的調整に関して)	25.5.4 生活保護法制定	
29.12.24 社会保障制度の推進に関する要望	26.3.29 社会福祉事業法制定	
" 結核対策の強化改善に関する申入書	26.3.31 結核予防法制定	
	26.6.2 国家公務員災害補償法制定	
	28.8.14 日雇労働者健康保険法制定	
	28.8.21 私立学校教職員共済組合法制定	
	29.5.19 厚生年金保険法全面改正	
	" 厚生年金保険及び船員保険交渉法制定	
昭和30年 ～ 昭和39年	30.3.30 社会保障制度の企画運営方法の改善に関する件	31.6.6 公共企業体職員等共済組合法制定
	" 結核対策の強化改善に関する件	32.3.31 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律制定
	●31.11.8 医療保障制度に関する勧告について	33.4.28 農林漁業団体職員共済組合法制定
	32.12.19 恩給等の増額に関する意見書について	33.5.1 国家公務員共済組合法全面改正
	●33.6.14 国民年金制度に関する基本方策について(答申)	33.12.27 国民健康保険法全面改正
	●33.10.6 年金制度の通算等について(答申)	34.4.16 国民年金法制定
	33.10.6 中小企業労働者等福利共済制度について	35.3.31 精神薄弱者福祉法制定
	35.8.1 社会保障制度の推進についての申入れ	36.11.1 通算年金通則法制定
	35.10.12 公的年金積立金の運用についての要望	36.11.29 児童扶養手当法制定
	36.10.26 申入書(社会保険医療協議会の改組に関して)	37.9.8 地方公務員等共済組合法制定
36.11.10 社会保障制度の推進に関する申入れ	38.7.11 老人福祉法制定	
●37.8.22 社会保障制度の総合調整に関する基本方策についての答申および社会保障制度の推進に関する勧告	39.7.1 母子福祉法制定	
38.2.25 臨時医療報酬調査会設置法案の取扱いについて(申入れ)	39.7.2 特別児童扶養手当等の支給に関する法律制定	
38.12.21 申入書(昭和39年度予算編成に関して)		
39.12.17 厚生年金保険法の一部を改正する法律案および船員保険法の一部を改正する法律案について(申入れ)		

	勸告等	法制定等
昭和40年 ～ 昭和49年	40.2.10 申入書(恩給および共済組合両制度の調整について)	40.8.18 母子保健法制定
	40.6.1 医療問題混乱に対する緊急措置について(申入れ)	42.8.1 地方公務員災害補償法制定
	40.9.15 医療費問題に関する意見及び保険三法改正案に対する答申	42.8.16 石炭鉱業年金基金法制定
	41.8.25 内閣総理大臣はじめ関係大臣との懇談における要望要旨	45.5.20 農業者年金基金法制定
	42.6.21 公害対策について(申入れ)	46.5.27 児童手当法制定
	〃 各種公的年金の給付額の調整等について(申入れ)	48.10.5 公害健康被害補償法制定
	42.12.15 申入書(財政硬直化と社会保障との関係について)	49.12.28 雇用保険法制定
	43.12.23 申入書(社会保障の推進について)	
	45.12.19 医療保険制度について(意見)	
	〃 申入書(社会保障の推進について)	
	46.6.22 申入書(保険医総辞退に関する政府の対処について)	
	●46.9.13 医療保険制度の改革について(答申)	
	48.9.18 申入れ(生活扶助基準改訂について)	
	48.11.19 当面する社会保障の危機回避のための建議 —インフレーション下の社会保障—	
48.12.6 社会保障制度における家族の取り扱いについて		
49.10.7 当面の社会保障施設について(意見)		
昭和50年 ～ 昭和59年	●50.12.1 今後の高齢化社会に対応すべき社会保障の在り方について(建議)	57.8.17 老人保健法制定
	●52.12.19 皆年金下の新年金体系	
	53.2.10 共済組合制度に関する意見	
	54.2.13 共済組合制度に関する意見	
	●54.10.18 高齢者の就業と社会保険年金 —統一・皆年金下の新年金体系—	
	●55.12.12 老人保健医療対策について(意見)	
56.4.25 老人保健法の制定について(答申)		
昭和60年 ～	●60.1.24 老人福祉の在り方について(建議)	60.12.27 年金制度改革(基礎年金導入)
	60.4.10 公的年金制度に関する意見	2.6.29 老人福祉法等の改正
	H5.12.14 国民健康保険制度の長期安定確保策について(意見)	3.5.15 育児休業法の制定
	2.12.19 新しい時代を担う子どもたちのために(申入れ)	3.5.2 児童手当法の改正
		3.10.4 老人保健法の改正

2 社会保障に関する最近の主な閣議決定等

年月日	閣議決定等
S59.2.24	公的年金制度の改革について(閣議決定)
61.4.8	高齢者対策企画推進本部報告
61.6.6	長寿社会対策大綱(閣議決定)
62.6.25	「障害者対策に関する長期計画」後期重点施策(総理府障害者対策本部決定)
62.6.26	国民医療総合対策本部中間報告
63.3.10	21世紀初頭における高齢化状況等及び社会保障の給付と負担の展望(予算委提出)
63.6.17	第6次雇用対策基本計画～構造調整期における雇用の安定の確保とゆとりのある職業生活の実現を目指す～(労働省)
63.10.25	長寿・福祉社会を実現するための施策の基本的考え方と目標について(厚生省・労働省)
H元.3.30	今後の社会福祉の在り方について
元.12.21	高齢者保健福祉推進十か年戦略(大蔵省・自治省・厚生省三大臣合意)
2.1.19	21世紀をめざした今後の医療供給体制の在り方(厚生省)
2.10.16	長寿社会雇用ビジョン～『高齢者活躍の時代』の提言～(長寿社会雇用ビジョン研究会報告書)
3.1.23	健やかに子供を産み育てる環境づくりについて(関係省庁連絡会議決定)

3 各省白書のテーマからみた日本経済及び社会保障のあゆみ

年次	経済白書	厚生白書	労働白書
1956(S 31)	日本経済の成長と近代化	国民の生活と健康はいかに守られているか	とくに題はなし
1957(S 32)	速すぎた拡大とその反省	貧困と疾病の追放	〃
1958(S 33)	景気循環の復活	厚生省創立20周年記念号	〃
1959(S 34)	速やかな景気回復と今後の課題	福祉計画と人間の福祉のための投資	〃
1960(S 35)	日本経済の成長力と競争力	福祉国家への途	〃
1961(S 36)	成長経済の課題	変動する社会と厚生行政	〃
1962(S 37)	景気循環の変貌	人口革命	〃
1963(S 38)	先進国への道	健康と福祉	〃
1964(S 39)	開放体制下の日本経済	社会開発の推進	〃
1965(S 40)	安定成長の課題	40年代の道標	変貌過程にある労働経済 —人手不足経済への移行過程における諸問題—
1966(S 41)	持続的成長への道	生活に密着した行政	労働経済の構造変化と今後の課題
1967(S 42)	能率と福祉の向上		人手不足への適応と今後の問題 —最近の労働経済にみられる新しい動き—
1968(S 43)	国際化のなかの日本経済	広がる障害とその克服	労働力不足の進行と構造変化 —複雑になった構造変化—
1969(S 44)	豊かさへの挑戦	繁栄への基礎条件	40年代の労働経済
1970(S 45)	日本経済の新しい次元	高齢者問題をとらえつつ	労働経済の長期的諸問題
1971(S 46)	内外均衡達成への道	こどもと社会	同上
1972(S 47)	新しい福祉社会の建設	近づく年金時代	転機に立つ労働経済 —長期的にみた問題点—
1973(S 48)	インフレなき福祉をめざして	転機に立つ社会保障	労働者福祉充実への途 —長期展望と労使の課題—
1974(S 49)	成長経済を越えて	人口変動と社会保障	高度成長からの転換と今後の課題
1975(S 50)	新しい安定軌道をめざして	これからの社会保障	長期的にみた労働経済の構造変化 —控え目な経済成長の下における労働経済の課題—

年次	経済白書	厚生白書	労働白書
1976(S 51)	新たな発展への基礎がため	婦人と社会保障	長期的にみた労働経済の構造変化 —労働経済の構造変化と安定成長の条件—
1977(S 52)	安定成長への適応を進める日本経済	高齢化社会の入口に立つ社会保障	安定成長下における労働経済の課題
1978(S 53)	構造転換を進めつつある日本経済	健康な老後を考える	労働力需給構造の変化と中高年齢労働者問題
1979(S 54)	すぐれた適応力と新たな出発	日本の子供たち—その現状と未来	労働力需給の展望と均衡回復への課題
1980(S 55)	先進国日本の試練と課題	高齢化社会への軟着陸をめざして	わが国経済社会の条件変化と労働経済の課題
1981(S 56)	日本経済の創造的活力を求めて	国際障害者年「完全参加と平等」をめざして	労働経済の新たな課題
1982(S 57)	経済効率性を活かす道	高齢化社会を支える社会保障をめざして	労働市場の変化と新たな課題
1983(S 58)	持続的成長への足固め	新しい時代の潮流と社会保障	労働力需給、失業の長期的変化と課題
1984(S 59)	新たな国際化に対応する日本経済	人生80年時代の生活と健康を考える	勤労者生活の動向と課題
1985(S 60)	新しい成長とその課題	長寿社会に向かって選択する	技術革新下の労働問題とその課題
1986(S 61)	国際的調和をめざす日本経済	未知への挑戦— 明るい長寿社会をめざして	中長期的な職業生活の変化と新たな課題 —雇用の多様化と労働時間短縮—
1987(S 62)	進む構造転換と今後の課題	社会保障を担う人々— 社会サービスはこう展開する	経済構造調整と労働経済の課題
1988(S 63)	内需型成長の持続と国際社会への貢献	新たな高齢者像と活力ある長寿・福祉社会をめざして(厚生省創設50周年記念号)	構造変化のなかでの雇用安定と勤労者生活の課題
1989(H 1)	平成経済の門出と日本経済の新しい潮流	長寿社会における子供・家庭・地域	高齢者雇用と女子パートタイム労働の現状と課題
1990(H 2)	持続的拡大への道	真の豊かさに向かっの社会システムの再構築 豊かさのコスト— —廃棄物問題を考える—	勤労者をめぐる環境変化と勤労者生活充実への課題
1991(H 3)	長期拡大の条件と国際社会における役割		女子労働者、若者労働者の現状と課題

(注) 厚生白書は昭和42年度版からは「発行年版」に改定した。

第Ⅲ部 社会保障関係統計資料編

第1節 人口統計

第1表 総人口等年次推移

区 分	昭和50年 (1975)	昭和55年 (1980)	昭和60年 (1985)	平成元年 (1989)	平成2年 (1990)
総人口(千人)	111,940	117,060	121,049	123,255	123,612
0～14歳人口(千人) (%)	27,221 (24.3)	27,507 (23.5)	26,033 (21.5)	23,201 (18.8)	22,484 (18.2)
15～64歳人口(千人) (%)	75,807 (67.7)	78,835 (67.3)	82,506 (68.2)	85,745 (69.6)	86,228 (69.8)
65歳以上人口(千人) (%)	8,865 (7.9)	10,647 (9.1)	12,468 (10.3)	14,309 (11.6)	14,899 (12.1)
出生(千人) 人口千対	1,901 (17.1)	1,577 (13.6)	1,432 (11.9)	1,247 (10.2)	1,222 (9.9)
死亡(千人) 人口千対	702 (6.3)	723 (6.2)	752 (6.3)	789 (6.4)	820 (6.7)
自然増加(千人) 人口千対	1,199 (10.8)	854 (7.3)	679 (5.6)	458 (3.7)	401 (3.3)
平均余命(年)					
男 0歳 65歳	71.73 13.72	73.35 14.56	74.78 15.52	75.91 16.22	75.86 16.16
女 0歳 65歳	76.89 16.56	78.76 17.68	80.48 18.94	81.77 19.95	81.81 19.92
合計特殊出生率	1.91	1.75	1.76	1.57	1.53

資料：総務庁統計局「国勢調査」、「10月1日現在推計人口」
 厚生省統計情報部「人口動態統計」、「完全生命表」、「簡易生命表」
 厚生省人口問題研究所「日本の将来推計人口」

第2表 「日本の将来推計人口」の要約

	昭和61年12月 将来推計人口 〔中位〕	平成3年6月暫定推計			
		中位	高位	低位	
基準人口	昭和60年10月1日 国勢調査人口	平成2年10月1日現在推計人口			
平均寿命	昭和60年 平成37年 (1985) (2025) 男74.84 → 77.87 女80.46 → 83.85	平成元年 平成37年 (1989) (2025) 男 75.91 → 77.87 女 81.77 → 83.85			
合計特殊出生率 (最低値)	昭和60年 1.76 (1985) ↓ 昭和61年 1.75 (1986) ↓ 平成37年 2.00 (2025)	平成2年 1.53 (1990) ↓ 平成5年 1.48 (1993) ↓ 平成37年 1.85 (2025)	平成2年 1.53 (1990) ↓ ↓ 平成37年 2.09 (2025)	平成2年 1.53 (1990) ↓ 平成8年 1.35 (1996) ↓ 平成37年 1.57 (2025)	
総人口	平成2(1990)年	124,225千人	123,612千人	123,612千人	123,612千人
	12(2000)年	131,192	126,981	128,342	125,903
	22(2010)年	135,823	129,450	133,063	126,343
	32(2020)年	135,304	126,903	132,274	121,925
	37(2025)年 ピーク	134,642	124,137	130,684	118,083
	102(2090)年	平成25(2013)年 136,030	平成22(2010)年 129,450	平成25(2013)年 133,434	平成19(2007)年 126,633
65歳以上人口比率	平成2(1990)年	11.9%	12.1%	12.1%	12.1%
	12(2000)年	16.3	16.9	16.8	17.1
	22(2010)年	20.0	21.1	20.5	21.6
	32(2020)年	23.6	25.2	24.2	26.2
	37(2025)年 ピーク	23.4	25.4	24.1	26.7
	102(2090)年	平成33(2021)年 23.6 平成54(2042)年 24.2	平成57(2045)年 27.7	平成54(2042)年 24.9	平成62(2050)年 31.3
老年人口が年少人口を上回る年	平成19(2007)年	平成10(1998)年	平成11(1999)年	平成9(1997)年	

資料：厚生省人口問題研究所「日本の将来推計人口」

第3表 年齢3区分別人口の推移

年次 (西暦)	総人口 (万人)	総人口に占める割合(%)			年少人口指数
		0~14歳	15~64歳	65歳以上	
昭和10年 1935	6 925	36.9	58.5	4.7	63.1
25 1950	8 411	35.4	59.6	4.9	59.4
30 1955	9 008	33.4	61.2	5.3	54.6
35 1960	9 430	30.2	64.1	5.7	47.0
40 1965	9 921	25.7	68.0	6.3	37.9
45 1970	10 467	24.0	68.9	7.1	34.9
50 1975	11 194	24.3	67.7	7.9	35.9
55 1980	11 706	23.5	67.3	9.1	34.9
60 1985	12 105	21.5	68.2	10.3	31.6
平成元年 1989	12 325	18.8	69.6	11.6	27.1
2 1990	12 339	18.5	69.6	11.9	26.6
3 1991	12 379	17.9	69.7	12.4	25.7
平成7年 1995	12 757	17.6	68.3	14.1	25.7
12 2000	13 119	18.0	65.8	16.3	27.4
17 2005	13 425	18.7	63.2	18.0	29.6

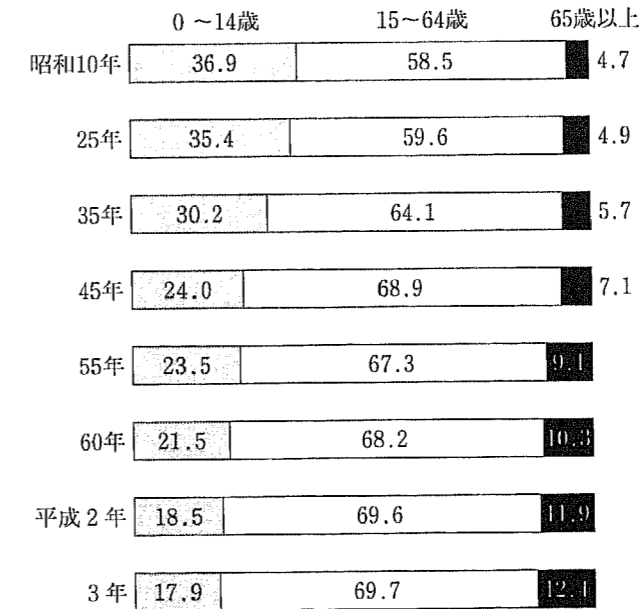
(注) 1 平成2年及び3年は4月1日現在、その他はいずれも10月1日現在。

2 平成3年推計人口は「平成2年国勢調査要計表による人口」を基準としている。

資料：昭和60年までは国勢調査人口、平成元年～3年は推計人口、平成7年以降は厚生省人口問題研究所「日本の将来推計人口—昭和61年12月推計—」の中位推計値。

第4表 年齢別人口の割合の推移

(数字は%)



(小数第2位を四捨五入のため合計は100%にならない)

第5表 総人口・日本人人口(性×年齢〔5歳階級〕別)

平成元年10月1日現在(単位 千人)

年齢階級	総人口			日本人人口		
	総数	男	女	総数	男	女
総数	123,255	60,581	62,673	122,460	60,171	62,289
0～4歳	6,735	3,457	3,278	6,698	3,438	3,260
5～9	7,609	3,897	3,717	7,559	3,871	3,668
10～14	8,856	4,539	4,317	8,805	4,513	4,292
15～19	10,026	5,142	4,884	9,963	5,110	4,853
20～24	8,813	4,507	4,306	8,729	4,463	4,266
25～29	7,943	4,032	3,910	7,845	3,979	3,866
30～34	7,919	3,997	3,923	7,835	3,952	3,883
35～39	9,538	4,796	4,742	9,466	4,759	4,708
40～44	10,071	5,053	5,017	10,011	5,002	4,989
45～49	9,221	4,585	4,636	9,175	4,562	4,613
50～54	8,055	3,985	4,070	8,018	3,967	4,052
55～59	7,585	3,719	3,866	7,558	3,706	3,852
60～64	6,574	3,135	3,439	6,548	3,122	3,426
65～69	4,899	2,062	2,837	4,874	2,049	2,825
70～74	3,664	1,515	2,149	3,648	1,507	2,141
75～79	2,949	1,174	1,775	2,938	1,169	1,770
80～84	1,730	645	1,085	1,725	643	1,082
85～89	798	265	533	797	265	532
90歳以上	269	76	194	269	76	193
(再掲)						
0～14歳	23,201	11,893	11,308	23,062	11,822	11,240
15～64	85,745	42,951	42,794	85,148	42,642	42,507
65歳以上	14,309	5,737	8,572	14,250	5,707	8,543

(注) 単位未満は四捨五入してあるので、個々の数字の合計は必ずしも総数に一致しない。

資料：総務庁統計局「平成元年10月1日現在推計人口」

第6表 年齢3区分別人口及び構造係数(中位推計)

年次	人口(単位 1,000人)				割合(%)		
	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
平成2(1990)年	123,612	22,484	86,228	14,899	18.19	69.76	12.05
3(1991)	123,978	21,841	86,598	15,539	17.62	69.85	12.53
4(1992)	124,316	21,282	86,847	16,187	17.12	69.86	13.02
5(1993)	124,634	20,771	87,024	16,839	16.67	69.82	13.51
6(1994)	124,948	20,349	87,099	17,499	16.29	69.71	14.01
7(1995)	125,263	19,993	87,116	18,154	15.96	69.55	14.49
8(1996)	125,586	19,738	87,005	18,843	15.72	69.28	15.00
9(1997)	125,918	19,539	86,850	19,530	15.52	68.97	15.51
10(1998)	126,263	19,382	86,669	20,211	15.35	68.64	16.01
11(1999)	126,619	19,282	86,493	20,843	15.23	68.31	16.46
12(2000)	126,981	19,279	86,191	21,511	15.18	67.88	16.94
13(2001)	127,346	19,346	85,807	22,194	15.19	67.38	17.43
14(2002)	127,704	19,458	85,419	22,827	15.24	66.89	17.88
15(2003)	128,049	19,632	85,039	23,378	15.33	66.41	18.26
16(2004)	128,371	19,863	84,713	23,794	15.47	65.99	18.54
17(2005)	128,663	20,120	84,166	24,376	15.64	65.42	18.95
18(2006)	128,916	20,392	83,465	25,069	15.82	64.74	19.45
19(2007)	129,126	20,655	82,708	25,763	16.00	64.05	19.95
20(2008)	129,287	20,896	82,021	26,371	16.16	63.44	20.40
21(2009)	129,397	21,097	81,309	26,991	16.30	62.84	20.86
22(2010)	129,450	21,247	80,936	27,266	16.41	62.52	21.06
23(2011)	129,447	21,341	80,702	27,404	16.49	62.34	21.17
24(2012)	129,385	21,372	79,735	28,279	16.52	61.63	21.86
25(2013)	129,266	21,338	78,717	29,212	16.51	60.90	22.60
26(2014)	129,088	21,238	77,740	30,110	16.45	60.22	23.33
27(2015)	128,852	21,076	77,002	30,774	16.36	59.76	23.88
28(2016)	128,560	20,858	76,441	31,261	16.22	59.46	24.32
29(2017)	128,214	20,592	76,022	31,600	16.06	59.29	24.65
30(2018)	127,820	20,289	75,713	31,817	15.87	59.23	24.89
31(2019)	127,381	19,960	75,517	31,904	15.67	59.28	25.05
32(2020)	126,903	19,617	75,317	31,969	15.46	59.35	25.19
33(2021)	126,392	19,272	75,172	31,947	15.25	59.48	25.28
34(2022)	125,853	18,936	75,088	31,830	15.05	59.66	25.29
35(2023)	125,295	18,617	74,948	31,730	14.86	59.82	25.32
36(2024)	124,721	18,325	74,754	31,642	14.69	59.94	25.37
37(2025)	124,137	18,065	74,563	31,509	14.55	60.06	25.38
38(2026)	123,548	17,844	74,357	31,346	14.44	60.18	25.37
39(2027)	122,961	17,666	74,105	31,190	14.37	60.27	25.37
40(2028)	122,380	17,533	73,777	31,069	14.33	60.29	25.39
41(2029)	121,808	17,447	73,378	30,983	14.32	60.24	25.44

年次	人口 (単位 1,000人)				割合 (%)		
	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
42(2030)	121,241	17,406	72,842	30,992	14.36	60.08	25.56
43(2031)	120,677	17,410	72,587	30,679	14.43	60.15	25.42
44(2032)	120,117	17,454	71,940	30,723	14.53	59.89	25.58
45(2033)	119,563	17,533	71,281	30,750	14.66	59.62	25.72
46(2034)	119,013	17,640	70,563	30,809	14.82	59.29	25.89
47(2035)	118,472	17,768	69,808	30,896	15.00	58.92	26.08
48(2036)	117,938	17,908	68,992	31,037	15.18	58.50	26.32
49(2037)	117,391	18,051	68,130	31,210	15.38	58.04	26.59
50(2038)	116,834	18,188	67,237	31,410	15.57	57.55	26.88
51(2039)	116,270	18,311	66,382	31,577	15.75	57.09	27.16
52(2040)	115,705	18,413	65,635	31,667	15.91	56.73	27.36
53(2041)	115,142	18,488	64,981	31,672	16.06	56.44	27.51
54(2042)	114,579	18,530	64,426	31,623	16.17	56.23	27.60
55(2043)	114,015	18,538	63,931	31,547	16.26	56.07	27.67
56(2044)	113,450	18,508	63,519	31,423	16.31	55.99	27.70
57(2045)	112,879	18,443	63,163	31,274	16.34	55.96	27.71
58(2046)	112,302	18,342	62,887	31,072	16.33	56.00	27.67
59(2047)	111,717	18,211	62,645	30,861	16.30	56.07	27.62
60(2048)	111,123	18,054	62,419	30,650	16.25	56.17	27.58
61(2049)	110,519	17,875	62,219	30,425	16.17	56.30	27.53
62(2050)	109,906	17,682	62,079	30,144	16.09	56.48	27.43
63(2051)	109,286	17,481	61,977	29,828	16.00	66.71	27.29
64(2052)	108,662	17,279	61,893	29,490	16.90	56.96	27.14
65(2053)	108,036	17,082	61,846	29,107	15.81	57.25	26.94
66(2054)	107,409	16,897	61,835	28,677	15.73	57.57	26.70
67(2055)	106,785	16,729	61,835	28,221	15.67	57.91	26.43
68(2056)	106,173	16,582	61,842	27,749	15.62	58.25	26.14
69(2057)	105,570	16,461	61,837	27,272	15.59	58.57	25.83
70(2058)	104,980	16,368	61,811	26,801	15.59	58.88	25.53
71(2059)	104,406	16,305	61,750	26,352	15.62	59.14	25.24
72(2060)	103,853	16,272	61,646	25,935	15.67	59.36	24.97
73(2061)	103,322	16,268	61,497	25,557	15.75	59.52	24.74
74(2062)	102,814	16,292	61,298	25,224	15.85	59.62	24.63
75(2063)	102,332	16,342	61,051	24,939	15.97	59.66	24.37
76(2064)	101,876	16,412	60,758	24,707	16.11	59.64	24.25
77(2065)	101,449	16,499	60,424	24,526	16.26	59.56	24.18
78(2066)	101,049	16,597	60,057	24,394	16.42	59.43	24.14
79(2067)	100,676	16,702	59,668	24,306	16.59	59.27	24.14
80(2068)	100,326	16,807	59,266	24,253	16.75	59.07	24.17
81(2069)	99,998	16,908	58,863	24,227	16.91	58.86	24.23

年次	人口 (単位 1,000人)				割合 (%)		
	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
82(2070)	99,687	17,000	58,467	24,219	17.05	58.65	24.30
83(2071)	99,390	17,078	58,089	24,223	17.18	58.45	24.37
84(2072)	99,105	17,139	57,734	24,232	17.29	58.26	24.45
85(2073)	98,828	17,180	57,409	24,239	17.38	58.09	24.53
86(2074)	98,556	17,198	57,117	24,241	17.45	57.95	24.60
87(2075)	98,288	17,194	56,859	24,234	17.49	57.85	24.66
88(2076)	98,023	17,168	56,638	24,216	17.51	57.78	24.70
89(2077)	97,758	17,121	56,453	24,184	17.51	57.75	24.74
90(2078)	97,494	17,055	56,303	24,136	17.49	57.75	24.76
91(2079)	97,229	16,972	56,187	24,070	17.46	57.79	24.76
92(2080)	96,964	16,877	56,103	23,984	17.41	57.86	24.74
93(2081)	96,698	16,773	56,047	23,878	17.35	57.96	24.69
94(2082)	96,431	16,665	56,016	23,749	17.28	58.09	24.63
95(2083)	96,163	16,556	56,006	23,601	17.22	58.24	24.54
96(2084)	95,896	16,452	56,012	23,433	17.16	58.41	24.44
97(2085)	95,629	16,355	56,026	23,248	17.10	58.69	24.31
98(2086)	95,365	16,271	56,044	23,051	17.06	58.77	24.17
99(2087)	95,105	16,200	56,059	22,845	17.03	58.94	24.02
100(2088)	94,850	16,147	56,065	22,637	17.02	59.11	23.87
101(2089)	94,601	16,113	56,067	22,431	17.03	59.26	23.71
102(2090)	94,361	16,099	56,030	22,232	17.06	59.38	23.56

資料：厚生省人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成3年6月6日暫定推計）」

第7表 人口動態

区分	人口	出生		死亡		自然増加	
		実数	率(人口千対)	実数	率(人口千対)	実数	率(人口千対)
昭和15年	*71,933,000	2,115,867	29.4	1,186,595	16.5	929,272	12.9
22	*78,101,473	2,678,792	34.3	1,138,238	14.6	1,540,554	19.7
25	*84,114,574	2,337,507	27.1	904,876	10.8	1,432,631	17.0
30	*90,076,594	1,730,692	19.4	693,523	7.7	1,037,169	11.5
31	90,259,000	1,665,278	18.4	724,460	8.0	940,818	10.4
32	91,088,000	1,566,713	17.2	752,445	8.3	814,268	8.9
33	92,010,000	1,653,469	18.0	684,189	7.4	969,280	10.5
34	92,971,000	1,626,088	17.5	689,959	7.4	936,129	10.1
35	*94,301,623	1,606,041	17.2	706,599	7.5	899,442	9.5
36	94,285,000	1,589,372	16.9	695,644	7.4	893,728	9.5
37	95,178,000	1,618,616	17.0	710,265	7.5	908,351	9.5
38	96,156,000	1,659,521	17.3	670,770	7.0	988,751	10.3
39	97,186,000	1,716,761	17.7	673,067	6.9	1,043,694	10.7
40	*99,209,137	1,823,697	18.6	700,438	7.1	1,123,259	11.3
41	99,056,000	1,360,974	13.7	670,342	6.8	690,632	7.0
42	99,637,000	1,935,647	19.4	675,006	6.8	1,260,641	12.7
43	100,794,000	1,871,839	18.6	686,555	6.8	1,185,284	11.8
44	102,022,000	1,889,815	18.5	693,787	6.8	1,196,028	11.7
45	*104,665,171	1,934,239	18.8	712,962	6.8	1,221,277	11.7
46	104,345,000	2,000,973	19.2	684,521	6.6	1,316,452	12.6
47	105,742,000	2,038,682	19.3	683,751	6.5	1,354,931	12.8
48	108,079,000	2,091,983	19.4	709,416	6.6	1,382,567	12.8
49	109,410,000	2,029,989	18.6	710,510	6.5	1,319,479	12.1
50	*111,939,643	1,901,440	17.1	702,275	6.3	1,199,165	10.7
51	112,420,000	1,832,617	16.3	703,270	6.3	1,129,347	10.0
52	113,499,000	1,755,100	15.5	690,074	6.1	1,065,026	9.4
53	114,511,000	1,708,643	14.9	695,821	6.1	1,012,822	8.8
54	115,465,000	1,642,580	14.2	689,664	6.0	952,916	8.3
55	*117,060,396	1,576,889	13.6	722,801	6.2	854,088	7.3
56	117,204,000	1,529,455	13.0	720,262	6.1	809,193	6.9
57	118,008,000	1,515,392	12.8	711,883	6.0	803,509	6.8
58	118,786,000	1,508,680	12.7	740,038	6.2	768,649	6.5
59	119,523,000	1,489,786	12.5	740,247	6.2	749,533	6.3
60	*121,048,923	1,431,577	11.9	752,283	6.3	679,294	5.6
61	120,946,000	1,382,946	11.4	750,620	6.2	632,326	5.2
62	121,535,000	1,346,658	11.1	751,172	6.2	595,486	4.9
63	122,026,000	1,314,006	10.8	793,014	6.5	520,992	4.3
平成元年	122,460,000	1,246,796	10.2	788,604	6.4	458,192	3.7

(注) 1 人口は各年10月1日現在であり、*印は国勢調査人口、他は推計人口である。なお、昭和41年以前の人口は総人口
 3 乳児(生後1年未満)死亡(実数)は死亡(実数)の再掲である。4 死産とは妊娠第4月以後のものである。
 実数は件数を示す。

資料：厚生省統計情報部「人口動態統計」「人口動態統計月報(概報)」、総務庁統計局「国勢調査」「各年10月1日現在推計人口」

乳児死亡		死産		周産期死亡		婚姻		離婚	
実数	率(出生千対)	実数	率(出産千対)	実数	率(出生千対)	実数	率(人口千対)	実数	率(人口千対)
190,509	90.0	102,034	46.0	666,575	9.3	48,556	0.68
205,360	76.7	123,837	44.2	934,170	12.0	79,551	1.02
140,515	60.1	216,974	84.9	108,843	46.6	715,081	8.6	83,689	1.01
68,801	39.8	183,265	95.8	75,918	43.9	714,861	8.0	75,267	0.84
67,691	40.6	179,007	97.1	75,706	45.5	715,934	7.9	72,040	0.80
62,678	40.0	176,353	101.2	70,502	45.0	773,362	8.5	71,651	0.79
57,052	34.5	185,148	100.7	72,625	43.9	826,902	9.0	74,004	0.80
54,768	33.7	181,893	100.6	69,912	43.0	847,135	9.1	72,455	0.78
49,293	30.7	179,281	100.4	66,552	41.4	866,115	9.3	69,410	0.74
45,465	28.6	179,895	101.7	65,063	40.9	890,158	9.4	69,323	0.74
42,797	26.4	177,363	98.8	62,650	38.7	928,341	9.8	71,394	0.75
38,442	23.2	175,424	95.6	60,049	36.2	937,516	9.7	69,996	0.73
34,967	20.4	168,046	89.2	56,827	33.1	963,130	9.9	72,306	0.74
33,742	18.5	161,617	81.4	54,904	30.1	954,852	9.7	77,195	0.79
26,217	19.3	148,248	98.2	42,583	31.3	940,120	9.5	79,432	0.80
28,928	14.9	149,389	71.6	50,846	26.3	953,096	9.6	83,478	0.84
28,600	15.3	143,259	71.1	45,921	24.5	956,312	9.5	87,327	0.87
26,874	14.2	139,211	68.6	43,419	23.0	984,142	9.6	91,280	0.89
25,412	13.1	135,095	65.3	41,917	21.7	1,029,405	10.0	95,937	0.93
24,805	12.4	130,920	61.4	40,900	20.4	1,091,229	10.5	103,595	0.99
23,773	11.7	125,154	57.8	38,754	19.0	1,099,984	10.4	108,382	1.02
23,683	11.3	116,171	52.6	37,598	18.0	1,071,923	9.9	111,877	1.04
21,888	10.8	109,738	51.3	34,383	16.9	1,000,455	9.1	113,622	1.04
19,103	10.0	101,862	50.8	30,513	16.0	941,628	8.5	119,135	1.07
17,105	9.3	101,930	52.7	27,133	14.8	871,543	7.8	124,512	1.11
15,666	8.9	95,247	51.5	24,708	14.1	821,029	7.2	129,485	1.14
14,327	8.4	87,463	48.7	22,217	13.0	793,257	6.9	132,146	1.15
12,923	7.9	82,311	47.7	20,481	12.5	788,505	6.8	135,250	1.17
11,841	7.5	77,446	46.8	18,385	11.7	774,702	6.7	141,689	1.22
10,891	7.1	79,222	49.2	16,531	10.8	776,531	6.6	154,221	1.32
9,969	6.6	78,107	49.0	15,303	10.1	781,252	6.6	163,980	1.39
9,406	6.2	71,941	45.5	14,035	9.3	762,552	6.4	179,150	1.51
8,920	6.0	72,361	46.3	12,998	8.7	739,991	6.2	178,746	1.50
7,899	5.5	69,009	46.0	11,470	8.0	735,850	6.1	166,640	1.39
7,251	5.2	65,678	45.3	10,148	7.3	710,962	5.9	166,054	1.37
6,711	5.0	63,834	45.3	9,317	6.9	696,173	5.7	158,227	1.30
6,265	4.8	59,636	43.4	8,508	6.5	707,716	5.8	153,600	1.26
5,724	4.6	55,202	42.4	7,456	6.0	708,304	5.8	157,820	1.29

(日本に定住している外国人を含む)であり昭和42年以降は日本人人口である。2 昭和15年以前、昭和48年以降は沖縄県を含む。
 5 周産期死亡とは、後期(妊娠8月以後)死産と早期新生児(生後1週未満)死亡を合わせたものである。6 婚姻・離婚の

第8表 平均余命（性×特定年齢×年次別）

	第1回	4	6	8	9	10	12	14	15	16	簡易表
	明治24 ~31年	大正10 ~14	昭和10 ~11	22	25~27	30	40	50	55	60	平成元年
男											
歳											
0	42.8	42.06	46.92	50.06	59.57	63.60	67.74	71.73	73.35	74.78	75.91
5	50.7	50.35	52.22	53.61	60.10	62.45	64.57	67.80	69.17	70.39	71.42
10	47.5	46.53	48.25	49.49	55.68	57.89	59.80	62.94	64.28	65.47	66.50
20	39.8	39.10	40.41	40.89	46.43	48.47	50.18	53.27	54.56	55.74	56.74
30	33.0	32.59	33.89	34.23	38.10	39.70	40.90	43.78	45.00	46.16	47.15
40	25.7	25.13	26.22	26.88	29.65	30.85	31.73	34.41	35.52	36.63	37.56
50	18.8	18.02	18.85	19.44	21.54	22.41	23.00	25.56	26.57	27.56	28.38
60	12.8	11.87	12.55	12.83	14.36	14.97	15.20	17.38	18.31	19.34	20.04
70	8.0	7.11	7.62	7.93	8.82	9.13	8.99	10.53	11.18	12.00	12.66
80	4.8	3.87	4.20	4.62	5.04	5.25	4.81	5.70	6.08	6.51	6.91
85	3.7	2.77	3.03	3.46	3.72	3.90	3.51	4.14	4.39	4.64	4.92
90	3.17	3.28	3.44
95~	2.37
女											
歳											
0	44.3	43.20	49.63	53.96	62.97	67.75	72.92	76.89	78.76	80.48	81.77
5	51.5	50.71	54.40	57.45	63.28	66.41	69.47	72.78	74.46	76.03	77.24
10	48.1	47.00	50.47	53.31	58.82	61.78	64.62	67.87	69.53	71.08	72.30
20	40.8	40.38	43.22	44.87	49.58	52.25	54.85	58.04	59.66	61.20	62.41
30	34.4	34.69	36.88	37.95	41.20	43.25	45.31	48.35	49.90	51.41	52.61
40	27.8	28.09	29.65	30.39	32.77	34.34	35.91	38.76	40.23	41.72	42.89
50	20.8	20.95	22.15	22.64	24.47	25.70	26.85	29.46	30.84	32.28	33.40
60	14.2	14.12	15.07	15.39	16.81	17.72	18.42	20.68	21.89	23.24	24.31
70	8.8	8.44	9.04	9.41	10.34	10.95	11.09	12.78	13.73	14.89	15.92
80	5.1	4.41	4.67	5.09	5.64	6.12	5.80	6.76	7.33	8.07	8.67
85	3.9	3.04	3.17	3.58	3.97	4.42	4.19	4.79	5.12	5.60	6.02
90	3.55	3.82	4.02
95~	2.58

(注) 0歳の平均余命を「平均寿命」とよんでいる。
資料：統計情報部「各回生命表」、「平成元年簡易生命表」

第9表 主要死因別死亡率（人口10万対）の年次推移

死 因 名	昭和25年	30	35	40	45	50	55	60	平成元年
悪 性 新 生 物	77.4	87.1	100.4	108.4	116.3	122.6	139.1	156.1	173.6
心 疾 患	64.2	60.9	73.2	77.0	86.7	89.2	106.2	117.3	128.1
脳 血 管 疾 患	127.1	136.1	160.7	175.8	175.8	156.7	139.5	112.2	98.5
肺炎及び気管支炎	93.2	48.3	49.3	37.3	34.1	33.7	33.7	42.7	52.7
不慮の事故 及び有害作用	39.5	37.3	41.7	40.9	42.5	30.3	25.1	24.6	25.4
自 殺	19.6	25.2	21.6	14.7	15.3	18.0	17.7	19.4	17.3
慢 性 肝 疾 患 及び肝硬変	6.8	8.6	9.7	10.0	12.5	13.6	14.2	14.3	13.6
結 核	146.4	52.3	34.2	22.8	15.4	9.5	5.5	3.9	2.9

資料：厚生省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

第10表 年次別死因順位及び死亡率

	第1位		第2位	
	死因	死亡率	死因	死亡率
昭和10年	核結核	190.8	肺炎及び気管支炎	186.7
15	核結核	212.9	肺炎及び気管支炎	185.8
22	核結核	187.2	肺炎及び気管支炎	174.8
25	核結核	146.4	脳血管疾患	127.1
30	脳血管疾患	136.1	悪性新生物	87.1
31	脳血管疾患	148.4	悪性新生物	90.7
32	脳血管疾患	151.7	悪性新生物	91.3
33	脳血管疾患	148.6	悪性新生物	95.5
34	脳血管疾患	153.7	悪性新生物	98.2
35	脳血管疾患	160.7	悪性新生物	100.4
36	脳血管疾患	165.4	悪性新生物	102.3
37	脳血管疾患	169.4	悪性新生物	103.2
38	脳血管疾患	171.4	悪性新生物	105.5
39	脳血管疾患	171.7	悪性新生物	107.3
40	脳血管疾患	175.8	悪性新生物	108.4
41	脳血管疾患	173.8	悪性新生物	110.9
42	脳血管疾患	173.1	悪性新生物	113.0
43	脳血管疾患	173.5	悪性新生物	114.6
44	脳血管疾患	174.4	悪性新生物	116.2
45	脳血管疾患	175.8	悪性新生物	116.3
46	脳血管疾患	169.6	悪性新生物	117.7
47	脳血管疾患	166.7	悪性新生物	120.4
48	脳血管疾患	166.9	悪性新生物	121.2
49	脳血管疾患	163.0	悪性新生物	122.2
50	脳血管疾患	156.7	悪性新生物	122.6
51	脳血管疾患	154.5	悪性新生物	125.3
52	脳血管疾患	149.8	悪性新生物	128.4
53	脳血管疾患	146.2	悪性新生物	131.3
54	脳血管疾患	137.7	悪性新生物	135.7
55	脳血管疾患	139.5	悪性新生物	139.1
56	悪性新生物	142.0	脳血管疾患	134.3
57	悪性新生物	144.2	脳血管疾患	125.0
58	悪性新生物	148.3	脳血管疾患	122.8
59	悪性新生物	152.5	脳血管疾患	117.2
60	悪性新生物	156.1	心疾患	117.3
61	悪性新生物	158.5	心疾患	117.9
62	悪性新生物	164.2	心疾患	118.4
63	悪性新生物	168.4	心疾患	129.4
平成元年	悪性新生物	173.6	心疾患	128.1

	第3位		第4位		第5位	
	死因	死亡率	死因	死亡率	死因	死亡率
胃腸炎	173.2	脳血管疾患	165.4	老衰	114.0	
脳血管疾患	177.7	胃腸炎	159.2	老衰	124.5	
胃腸炎	136.8	脳血管疾患	129.4	老衰	100.3	
肺炎及び気管支炎	93.2	胃腸炎	82.4	悪性新生物	77.4	
老衰	67.1	心疾患	60.9	全結核	52.3	
老衰	75.8	心疾患	66.0	全結核	48.6	
老衰	80.5	心疾患	73.1	肺炎及び気管支炎	59.2	
老衰	64.8	心疾患	55.5	肺炎及び気管支炎	47.6	
老衰	67.7	心疾患	56.7	肺炎及び気管支炎	45.2	
老衰	73.2	心疾患	58.0	肺炎及び気管支炎	49.3	
老衰	72.1	心疾患	58.2	不慮の事故	44.1	
老衰	76.2	心疾患	57.5	肺炎及び気管支炎	45.0	
老衰	70.4	心疾患	50.4	不慮の事故	41.3	
老衰	70.3	心疾患	48.4	不慮の事故	41.6	
老衰	77.0	心疾患	50.0	不慮の事故	40.9	
老衰	71.9	心疾患	44.6	不慮の事故	43.0	
老衰	75.7	心疾患	43.3	不慮の事故	41.9	
老衰	80.2	不慮の事故	40.2	老衰	39.4	
老衰	81.7	不慮の事故	42.2	老衰	37.1	
老衰	86.7	不慮の事故	42.5	老衰	38.1	
老衰	82.0	不慮の事故	40.7	老衰	34.0	
老衰	81.2	不慮の事故	40.1	老衰	30.8	
老衰	87.3	不慮の事故	37.2	肺炎及び気管支炎	31.3	
老衰	89.8	不慮の事故	33.0	肺炎及び気管支炎	32.6	
老衰	89.2	肺炎及び気管支炎	33.7	不慮の事故	30.3	
老衰	92.2	肺炎及び気管支炎	32.6	不慮の事故	28.0	
老衰	91.2	肺炎及び気管支炎	28.6	不慮の事故	26.7	
老衰	93.3	肺炎及び気管支炎	30.3	不慮の事故	26.2	
老衰	96.9	肺炎及び気管支炎	28.5	老衰	25.5	
老衰	106.2	肺炎及び気管支炎	33.7	老衰	27.6	
老衰	107.5	肺炎及び気管支炎	33.7	老衰	25.5	
老衰	106.7	肺炎及び気管支炎	35.0	不慮の事故及び有害作用	24.7	
老衰	111.3	肺炎及び気管支炎	39.3	不慮の事故及び有害作用	25.0	
老衰	113.9	肺炎及び気管支炎	37.6	不慮の事故及び有害作用	24.6	
老衰	112.2	肺炎及び気管支炎	42.7	不慮の事故及び有害作用	24.6	
老衰	106.9	肺炎及び気管支炎	43.9	不慮の事故及び有害作用	23.7	
老衰	101.7	肺炎及び気管支炎	44.9	不慮の事故及び有害作用	23.2	
老衰	105.5	肺炎及び気管支炎	51.6	不慮の事故及び有害作用	24.8	
老衰	98.5	肺炎及び気管支炎	52.7	不慮の事故及び有害作用	25.4	

(注) 死亡率は、人口10万対の率である
資料：厚生省統計情報部「人口動態統計」

第11表 労働力人口・非労働力人口

(単位 千人)

区分	総人口	15歳以上人口	労働力人口			非労働力人口				労働力人口比率 (%)
			総数	就業者	完全失業者	総数	通学	家事	その他	
総数										
昭和55年平均	116,830	89,320	56,500	55,360	1,140	32,490	8,340	15,680	8,470	63.3
56	117,670	90,170	57,070	55,810	1,260	32,790	8,270	15,730	8,800	63.3
57	118,480	91,160	57,740	56,380	1,360	33,090	8,420	15,550	9,120	63.3
58	119,300	92,320	58,890	57,330	1,560	33,050	8,450	15,260	9,350	63.8
59	120,050	93,470	59,270	57,660	1,610	33,730	8,700	15,260	9,770	63.4
60	120,780	94,650	59,630	58,070	1,560	34,500	9,030	15,390	10,090	63.0
61	121,430	95,870	60,200	58,530	1,670	35,130	9,230	15,550	10,350	62.8
62	122,110	97,200	60,840	59,110	1,730	35,840	9,560	15,490	10,800	62.6
63	122,630	98,490	61,660	60,110	1,550	36,350	9,850	15,460	11,040	62.6
平成元年平均	123,130	99,740	62,700	61,280	1,420	36,550	9,980	15,350	11,220	62.9
男										
昭和55年平均	57,530	43,410	34,650	33,940	710	8,590	4,640	80	3,860	79.8
56	57,950	43,840	34,980	34,190	790	8,680	4,590	80	4,010	79.8
57	58,310	44,300	35,220	34,380	840	8,890	4,640	80	4,170	79.5
58	58,700	44,860	35,640	34,690	950	9,010	4,660	90	4,260	79.4
59	59,070	45,440	35,800	34,850	960	9,370	4,800	100	4,480	78.8
60	59,420	46,020	35,960	35,030	930	9,780	4,960	110	4,720	78.1
61	59,730	46,620	36,260	35,260	990	10,070	5,070	130	4,880	77.8
62	60,020	47,260	36,550	35,510	1,040	10,430	5,210	120	5,090	77.3
63	60,280	47,900	36,930	36,020	910	10,710	5,370	130	5,220	77.1
平成元年平均	60,530	48,540	37,370	36,540	830	10,910	5,460	130	5,320	77.0
女										
昭和55年平均	59,300	45,910	21,850	21,420	430	23,910	3,700	15,600	4,610	47.6
56	59,720	46,340	22,090	21,620	470	24,110	3,680	15,650	4,780	47.7
57	60,170	46,870	22,520	22,000	520	24,200	3,790	15,470	4,950	48.0
58	60,600	47,460	23,240	22,630	610	24,040	3,790	15,170	5,090	49.0
59	60,980	48,040	23,470	22,820	650	24,360	3,910	15,160	5,290	48.9
60	61,360	48,630	23,670	23,040	630	24,720	4,070	15,280	5,370	48.7
61	61,700	49,250	23,950	23,270	670	25,060	4,160	15,420	5,470	48.6
62	62,090	49,950	24,290	23,600	690	25,420	4,350	15,360	5,710	48.6
63	62,360	50,590	24,730	24,080	640	25,630	4,480	15,330	5,820	48.9
平成元年平均	62,600	51,200	25,330	24,740	590	25,640	4,520	15,220	5,900	49.5

(注) 統計表の数字は、推定値の千位で四捨五入、又は総数に分類不能の数を含めたため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない。

資料：総務庁統計局「労働力調査年報」

第12表 年齢階級別労働力人口比率の推移

(%)

	総数	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上	
		男	昭和55年	63.0	21.1	71.1	70.1	71.0	76.0	78.9	79.2	75.1	67.8
女	55	63.3	17.9	69.8	72.7	73.0	77.9	80.8	80.5	77.4	68.9	55.9	26.3
計	平成元年	62.9	17.2	72.7	78.1	74.3	80.1	83.1	84.0	80.0	71.6	54.6	23.8
	2	63.3	18.0	73.4	79.0	74.8	80.2	83.6	84.3	80.7	72.7	55.5	24.3
男	昭和55年	81.4	20.5	76.5	97.2	98.1	98.1	97.6	96.7	96.2	92.2	79.4	44.4
	55	79.8	17.4	69.6	96.3	97.6	97.6	97.6	96.5	96.0	91.2	77.8	41.0
	60	78.1	17.3	70.1	95.7	97.2	97.6	97.2	96.8	95.4	90.3	72.5	37.0
	平成元年	77.0	17.0	71.2	96.0	97.0	97.5	97.4	97.6	96.0	91.6	71.4	35.8
	2	77.2	18.3	71.7	96.1	97.5	97.8	97.6	97.3	96.3	92.1	72.9	36.5
女	昭和55年	45.7	21.7	66.2	42.6	43.9	54.1	59.9	61.5	57.8	48.8	38.0	15.3
	55	47.6	18.5	70.0	49.2	48.2	58.0	64.1	64.4	59.3	50.5	38.8	15.5
	60	48.7	16.6	71.9	54.1	50.6	60.0	67.9	68.1	61.0	51.0	38.5	15.5
	平成元年	49.5	17.3	74.3	59.6	51.1	62.4	68.8	70.7	64.2	52.2	39.2	15.8
	2	50.1	17.8	75.1	61.4	51.7	62.6	69.6	71.7	65.5	53.9	39.5	16.2

(注) 労働力人口比率=(労働力人口)÷(15歳以上人口)×100

資料：総務庁「労働力調査年報」

第13表 就業者数(産業別)

(単位 千人)

区分	就業者数								
	全産業	農業 林業 狩猟業	漁業 水産 養殖業	鉱業	建設業	製造業	卸売小売 金融保険 不動産業	運輸通信 電気ガス 水道熱供給	サービス業
総数									
昭和55年平均	55,360	5,320	450	110	5,480	13,670	14,390	3,810	10,010
56	55,810	5,100	470	100	4,440	13,850	14,740	3,760	10,300
57	56,380	5,020	460	100	5,410	13,800	15,010	3,820	10,650
58	57,330	4,850	460	100	5,410	14,060	15,260	3,870	11,220
59	57,660	4,680	440	80	5,270	14,380	15,360	3,760	11,540
60	58,070	4,640	450	90	5,300	14,530	15,350	3,760	11,730
61	58,530	4,500	450	80	5,340	14,440	15,640	3,840	12,050
62	59,110	4,460	430	80	5,330	14,250	16,000	3,790	12,550
63	60,110	4,340	400	70	5,600	14,540	16,240	3,840	12,840
平成元年平均	61,280	4,190	440	70	5,780	14,840	16,430	3,980	13,360
男									
昭和55年平均	33,940	2,600	340	100	4,720	8,400	7,760	3,350	4,940
56	34,190	2,520	360	90	4,670	8,470	7,960	3,300	5,130
57	34,380	2,470	350	90	4,610	8,450	8,020	3,360	5,310
58	34,690	2,410	350	90	4,610	8,490	8,160	3,380	5,500
59	34,850	2,320	330	70	4,500	8,690	8,160	3,290	5,720
60	35,030	2,330	320	70	4,540	8,790	8,120	3,290	5,780
61	35,260	2,260	330	70	4,570	8,740	8,220	3,340	5,970
62	35,510	2,240	320	70	4,540	8,660	8,370	3,280	6,230
63	36,020	2,190	300	60	4,750	8,830	8,450	3,320	6,320
平成元年平均	36,540	2,110	320	60	4,870	8,930	8,480	3,420	6,580
女									
昭和55年平均	21,420	2,720	110	10	770	5,270	6,630	460	5,080
56	21,620	2,580	110	10	760	5,380	6,780	450	5,170
57	22,000	2,560	110	10	800	5,350	6,990	470	5,340
58	22,630	2,440	120	10	790	5,570	7,100	490	5,720
59	22,820	2,350	110	10	770	5,690	7,200	470	5,820
60	23,040	2,310	130	10	760	5,740	7,220	480	5,950
61	23,270	2,240	120	10	770	5,700	7,420	510	6,080
62	23,600	2,220	110	10	790	5,590	7,630	510	6,310
63	24,080	2,160	100	10	850	5,710	7,800	520	6,520
平成元年平均	24,740	2,080	110	10	910	5,900	7,950	560	6,780

(注) 統計表の数字は推定値の千位で四捨五入、又は総数に分類不能の数を含めたため、総数との内訳の合計とは必ずしも一致しない。
資料：総務庁統計局「労働力調査年報」

区分	産業別構成比 (%)										
	公務	全産業	農業 林業 狩猟業	漁業 水産 養殖業	鉱業	建設業	製造業	卸売小売 金融保険 不動産業	運輸通信 電気ガス 水道熱供給	サービス業	公務
総数											
昭和55年平均	1,990	100.0	9.6	0.8	0.2	9.9	24.7	26.0	6.9	18.1	3.6
56	1,940	100.0	9.1	0.8	0.2	9.7	24.8	26.4	6.7	18.5	3.5
57	1,950	100.0	8.9	0.8	0.2	9.6	24.5	26.6	6.8	18.9	3.5
58	1,950	100.0	8.5	0.8	0.2	9.4	24.5	26.6	6.8	19.6	3.4
59	1,950	100.0	8.1	0.8	0.1	9.1	24.9	26.6	6.5	20.0	3.4
60	1,990	100.0	8.0	0.8	0.2	9.1	25.0	26.4	6.5	20.2	3.4
61	1,970	100.0	7.7	0.8	0.1	9.1	24.7	26.7	6.6	20.6	3.4
62	1,980	100.0	7.5	0.7	0.1	9.0	24.1	27.1	6.4	21.2	3.3
63	1,940	100.0	7.2	0.7	0.1	9.3	24.2	27.0	6.4	21.4	3.2
平成元年平均	1,890	100.0	6.8	0.7	0.1	9.4	24.2	26.8	6.5	21.8	3.1
男											
昭和55年平均	1,660	100.0	7.7	1.0	0.3	13.9	24.7	22.9	9.9	14.6	4.9
56	1,620	100.0	7.4	1.1	0.3	13.7	24.8	23.3	9.7	15.0	4.7
57	1,620	100.0	7.2	1.0	0.3	13.4	24.6	23.3	9.8	15.4	4.7
58	1,600	100.0	6.9	1.0	0.3	13.3	24.5	23.5	9.7	15.9	4.6
59	1,630	100.0	6.7	1.0	0.3	12.9	24.9	23.4	9.4	16.4	4.7
60	1,640	100.0	6.7	0.9	0.2	13.0	25.1	23.2	9.4	16.5	4.7
61	1,620	100.0	6.4	0.9	0.2	13.0	24.8	23.3	9.5	16.9	4.6
62	1,640	100.0	6.3	0.9	0.2	12.8	24.4	23.6	9.2	17.5	4.6
63	1,620	100.0	6.1	0.8	0.2	13.2	24.5	23.5	9.2	17.5	4.5
平成元年平均	1,560	100.0	5.8	0.9	0.2	13.3	24.4	23.2	9.4	18.0	4.3
女											
昭和55年平均	330	100.0	12.7	0.5	0.0	3.6	24.6	31.0	2.1	23.7	1.5
56	320	100.0	11.9	0.5	0.0	3.5	24.9	31.4	2.1	23.9	1.5
57	330	100.0	11.6	0.5	0.0	3.6	24.3	31.8	2.1	24.3	1.5
58	340	100.0	10.8	0.5	0.0	3.5	24.6	31.4	2.2	25.3	1.5
59	330	100.0	10.3	0.5	0.0	3.4	24.9	31.6	2.1	25.5	1.5
60	350	100.0	10.0	0.6	0.0	3.3	24.9	31.3	2.1	25.8	1.5
61	350	100.0	9.6	0.5	0.0	3.3	24.5	31.9	2.2	26.1	1.5
62	340	100.0	9.4	0.5	0.0	3.3	23.7	32.3	2.2	26.7	1.4
63	330	100.0	9.0	0.4	0.0	3.5	23.7	32.4	2.2	27.1	1.4
平成元年平均	330	100.0	8.4	0.4	0.0	3.7	23.8	32.1	2.3	27.4	1.3

致しない。

第14表 就業者数 (従業上の地位・職業別)

(単位 千人)

区 分	総 数						
	総 数	自営業主	家 族 従 業 者	雇 用 者			
				計	常 雇	臨 時	日 雇
総 数							
昭和55年平均	55,360	9,510	6,030	39,710	35,860	2,560	1,300
56	55,810	9,430	5,920	40,370	36,460	2,640	1,270
57	56,380	9,430	5,870	40,980	36,920	2,780	1,270
58	57,330	9,380	5,740	42,080	37,730	3,050	1,300
59	57,660	9,190	5,650	42,650	38,260	3,120	1,270
60	58,070	9,160	5,590	43,130	38,660	3,210	1,260
61	58,530	9,120	5,460	43,790	39,320	3,230	1,240
62	59,110	9,150	5,490	44,280	39,640	3,460	1,170
63	60,110	9,100	5,430	45,380	40,540	3,600	1,240
平成元年平均	61,280	8,960	5,310	46,790	41,760	3,760	1,270
男							
昭和55年平均	33,940	6,580	1,120	26,170	24,760	740	670
56	34,190	6,570	1,090	26,460	25,070	740	650
57	34,380	6,470	1,030	26,800	25,410	750	640
58	34,690	6,360	1,030	27,220	25,770	810	640
59	34,850	6,230	1,020	27,470	26,050	830	600
60	35,030	6,280	990	27,640	26,190	850	610
61	35,260	6,260	940	27,950	26,500	850	590
62	35,510	6,310	940	28,130	26,650	930	550
63	36,020	6,260	950	28,680	27,110	980	590
平成元年平均	36,540	6,150	940	29,290	27,680	1,000	610
女							
昭和55年平均	21,420	2,930	4,910	13,540	11,090	1,820	630
56	21,620	2,850	4,820	13,910	11,390	1,900	620
57	22,000	2,960	4,830	14,180	11,520	2,030	630
58	22,630	3,020	4,710	14,860	11,960	2,240	660
59	22,820	2,960	4,630	15,180	12,220	2,290	670
60	23,040	2,880	4,610	15,480	12,470	2,370	650
61	23,270	2,860	4,520	15,840	12,820	2,380	640
62	23,600	2,840	4,550	16,150	13,000	2,530	620
63	24,080	2,840	4,480	16,700	13,430	2,620	650
平成元年平均	24,740	2,810	4,370	17,490	14,070	2,760	660

(注) 統計表の数字は、推定値の千位で四捨五入、又は総数に分類不能の数を含めたため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない。
資料：総務庁統計局「労働力調査年報」

職 業 別								
専門的技術的職業従事者	管理的職業従事者	事務従事者	販売従事者	農林漁業作業者	採掘作業者	運輸通信従事者	技能工・生産工程作業者及び労務作業者	保安職業サービス従事者
4,380	2,200	9,240	7,970	5,700	50	2,480	18,210	5,010
4,520	2,280	9,450	8,110	5,520	50	2,380	18,660	4,730
4,710	2,200	9,730	8,380	5,430	40	2,370	18,580	4,800
4,980	2,150	9,970	8,680	5,220	40	2,380	18,820	4,930
5,280	2,130	10,210	8,700	5,040	30	2,280	18,860	4,920
5,380	2,110	10,210	8,610	5,020	40	2,270	19,190	5,010
5,440	2,130	10,320	8,830	4,890	40	2,310	19,230	5,140
6,080	2,230	10,310	9,080	4,840	40	2,230	18,870	5,180
6,330	2,280	10,650	9,300	4,690	40	2,220	19,200	5,120
6,650	2,350	11,010	9,370	4,590	30	2,300	19,500	5,190
2,330	2,090	4,290	4,900	2,900	50	2,330	12,690	2,280
2,430	2,160	4,350	4,990	2,860	40	2,240	12,880	2,170
2,550	2,080	4,440	5,170	2,790	40	2,230	12,800	2,170
2,660	2,020	4,540	5,410	2,690	40	2,240	12,780	2,200
2,870	2,000	4,600	5,440	2,610	30	2,160	12,770	2,220
2,930	1,970	4,530	5,370	2,610	40	2,160	12,990	2,280
2,940	1,970	4,460	5,510	2,560	30	2,190	13,110	2,340
3,450	2,060	4,370	5,640	2,540	40	2,130	12,780	2,350
3,620	2,110	4,440	5,780	2,460	40	2,120	12,940	2,330
3,850	2,160	4,490	5,810	2,410	30	2,200	13,040	2,360
2,050	110	4,950	3,070	2,800	0	150	5,520	2,730
2,090	120	5,100	3,120	2,660	0	130	5,790	2,560
2,160	120	5,290	3,210	2,640	0	140	5,780	2,630
2,320	130	5,440	3,280	2,520	0	140	6,030	2,730
2,400	130	5,610	3,260	2,440	0	120	6,090	2,700
2,450	140	5,680	3,240	2,410	0	110	6,190	2,730
2,500	160	5,860	3,310	2,330	0	120	6,120	2,810
2,630	170	5,950	3,440	2,300	0	100	6,100	2,830
2,700	170	6,210	3,530	2,230	0	100	6,260	2,790
2,810	190	6,530	3,560	2,170	0	100	6,460	2,830

致しない。

第15表 年齢別求人倍率

(単位 倍)

区 分	昭和160年	61	62	63	平成元年
計	0.67	0.61	0.80	1.16	1.51
29 歳 以 下	0.91	0.51	1.10	1.50	1.86
30 歳 ~ 44 歳	0.97	0.92	1.27	1.84	2.39
45 歳 ~ 54 歳	0.49	0.43	0.58	0.98	1.49
55 歳 ~ 64 歳	0.13	0.11	0.14	0.23	0.38
65 歳 以 上	0.15	0.15	0.22	0.39	0.67

(注) 各年10月の常用労働者(学卒者を除きパートタイムを含む。)の有効求職者数に対する有効求人数の割合である。
資料: 労働省「職業安定業務月報」

第16表 世帯数(世帯業態別)

区 分	昭和160年	61	62	63	平成元年
推計数(千世帯)					
総 数	37,226	37,544	38,064	39,028	39,417
雇用者・自営業者等の世帯	33,812	34,135	34,707	35,892	36,182
常 雇 者 世 帯	22,520	22,493	22,595	23,098	23,363
臨 時 雇 用 者 世 帯	486	337	447	477	486
日 雇 労 働 者 世 帯	347	194	320	360	347
自 営 業 者 世 帯	5,670	5,738	5,704	5,746	5,688
そ の 他 の 世 帯	4,789	5,372	5,641	6,211	6,298
農 耕 世 帯	3,414	3,410	3,357	3,136	3,235
構成割合(%)					
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
雇用者・自営業者等の世帯	90.8	90.9	91.2	92.0	91.8
常 雇 者 世 帯	60.5	59.9	59.4	59.2	59.3
臨 時 雇 用 者 世 帯	1.3	0.9	1.2	1.2	1.2
日 雇 労 働 者 世 帯	0.9	0.5	0.8	0.9	0.9
自 営 業 者 世 帯	15.2	15.3	15.0	14.7	14.4
そ の 他 の 世 帯	12.9	14.3	14.8	15.9	16.0
農 耕 世 帯	9.2	9.1	8.8	8.0	8.2

(注) 昭和60年以前は、厚生省統計情報部「厚生行政基礎調査」。昭和61年以降は、同部「国民生活基礎調査」

第17表 世帯種別にみた世帯数と構成割合の年次推移

年 次	総 数	被保護世帯	国保加入世帯	被用者保険加入世帯	国保・被用者保険加入世帯	その他の世帯
推 計 数 (単位: 千世帯)						
昭和30年	18,963	479	4,260	8,090		6,135
35	22,476	427	8,362	11,700		1,987
40	25,940	364	8,746	12,874	3,153	802
45	29,887	423	9,460	15,552	3,978	473
50	32,877	414	9,867	18,218	3,870	509
55	35,338	440	11,488	18,642	4,410	358
60	37,226	474	11,803	19,234	5,301	414
平成元年	39,417	418	12,466	20,295	5,614	623
構 成 割 合 (単位: %)						
昭和30年	100.0	2.5	22.5	42.7		32.4
35	100.0	1.9	37.2	52.1		8.8
40	100.0	1.4	33.7	49.6	12.2	3.1
45	100.0	1.4	31.7	52.0	13.3	1.6
50	100.0	1.3	30.0	55.4	11.8	1.6
55	100.0	1.2	32.5	52.8	12.5	1.0
60	100.0	1.3	31.7	51.7	14.2	1.1
平成元年	100.0	1.1	31.6	51.5	14.2	1.6

(注) 1 国保加入世帯 被保護世帯以外の世帯で国民健康保険の被保険者がいて、他の医療保険の被保険者・被扶養者のいない世帯。
2 被用者保険加入世帯 被保護世帯以外の世帯で健康保険・船員保険・共済組合の被保険者・組合員又はその被扶養者が1人以上いる世帯。

資料: 昭和60年以前は、厚生省統計情報部「厚生行政基礎調査」。昭和61年以降は、同部「国民生活基礎調査」

第18表 世帯類型別にみた世帯数と構成割合の推移

年 次	総 数	高齢者世帯	母子世帯	父子世帯	その他の世帯
推 計 数 (単位: 千世帯)					
昭和40年	25,940	799	335		24,806
45	29,887	1,196	369		28,321
50	32,877	1,619	371	64	30,823
55	35,338	2,424	452	97	32,365
60	37,226	3,110	506	99	33,511
61	37,544	3,320	597	115	33,513
62	38,064	3,471	525	98	33,970
63	39,028	3,731	567	119	34,611
平成元年	39,417	4,153	552	100	34,613
構 成 割 合 (単位: %)					
昭和40年	100.0	3.1	1.3		95.6
45	100.0	4.0	1.2		94.8
50	100.0	4.9	1.1	0.2	93.8
55	100.0	6.9	1.3	0.3	91.6
60	100.0	8.4	1.4	0.3	90.0
61	100.0	8.8	1.6	0.3	89.3
62	100.0	9.1	1.4	0.3	89.2
63	100.0	9.6	1.5	0.3	88.7
平成元年	100.0	10.5	1.4	0.3	87.8

資料: 昭和60年以前は、厚生省統計情報部「厚生行政基礎調査」。昭和61年以降は、同部「国民生活基礎調査」

第19表 世帯人員別にみた世帯数と構成割合及び平均世帯人員の推移

年次	総数	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯	平均世帯人員
昭和40年	25,940	4,627	3,208	4,076	5,159	3,941	4,929	3.75
45	29,887	5,542	4,318	5,180	7,004	3,947	3,896	3.45
50	32,877	5,991	5,078	5,982	8,175	4,205	3,446	3.35
55	35,338	6,402	5,983	6,274	9,132	4,280	3,268	3.28
60	37,226	6,850	6,895	6,569	9,373	4,522	3,017	3.22
61	37,544	6,826	7,120	6,809	9,195	4,380	3,214	3.22
62	38,064	7,166	7,449	6,744	9,131	4,463	3,110	3.19
63	39,028	7,591	7,943	7,089	9,163	4,359	2,883	3.12
平成元年	39,417	7,866	8,117	7,139	9,018	4,288	2,989	3.10
構成割合 (単位：%)								
昭和40年	100.0	17.8	12.4	15.6	19.9	15.2	19.0	・
45	100.0	18.5	14.4	17.3	23.4	13.2	13.0	・
50	100.0	18.2	15.4	18.2	24.9	12.8	10.5	・
55	100.0	18.1	16.9	17.8	25.8	12.1	9.2	・
60	100.0	18.4	18.5	17.6	25.2	12.1	8.1	・
61	100.0	18.2	19.0	18.1	24.5	11.7	8.6	・
62	100.0	18.8	19.6	17.7	24.0	11.7	8.2	・
63	100.0	19.5	20.4	18.2	23.5	11.2	7.4	・
平成元年	100.0	20.0	20.6	18.1	22.9	10.9	7.6	・

資料：厚生省統計情報部「国民生活基礎調査」

第20表 世帯構造別にみた世帯数と構成割合の推移

年次	総数	単身世帯			核家族世帯				三世帯	その他の世帯
		総数	住み込み 寄宿舎等	その他	総数	夫婦のみ の世帯	夫婦と未 婚の子の みの世帯	片親と未 婚の子の みの世帯		
推計数 (単位：千世帯)										
昭和40年	25,940	4,627	2,550	2,076	14,241	2,234	12,007		7,074	
45	29,887	5,542	2,514	3,028	17,028	3,196	12,301	1,531	5,739	1,577
50	32,877	5,991	2,248	3,743	19,304	3,877	14,043	1,385	5,548	2,034
55	35,338	6,402	1,643	4,759	21,318	4,619	15,220	1,480	5,714	1,904
60	37,226	6,850	1,647	5,204	22,744	5,423	15,604	1,718	5,672	1,959
61	37,544	6,826	1,442	5,385	22,834	5,401	15,525	1,908	5,757	2,127
62	38,064	7,166	1,577	5,589	23,027	5,843	15,356	1,828	5,715	2,155
63	39,028	7,591	1,593	5,998	23,813	6,211	15,594	2,008	5,457	2,167
平成元年	39,417	7,866	1,551	6,315	23,785	6,322	15,478	1,985	5,599	2,166
構成割合 (単位：%)										
昭和40	100.0	17.8	9.8	8.0	54.9	8.6	46.3		27.3	
45	100.0	18.5	8.4	10.1	57.0	10.7	41.2	5.1	19.2	5.3
50	100.0	18.2	6.8	11.4	58.7	11.8	42.7	4.2	16.9	6.2
55	100.0	18.1	4.6	13.5	60.3	13.1	43.1	4.2	16.2	5.4
60	100.0	18.4	4.4	14.0	61.1	14.6	41.9	4.6	15.2	5.3
61	100.0	18.2	3.8	14.3	60.8	14.4	41.4	5.1	15.3	5.7
62	100.0	18.8	4.1	14.7	60.5	15.4	40.3	4.8	15.0	5.7
63	100.0	19.5	4.1	15.4	61.0	15.9	40.0	5.1	14.0	5.6
平成元年	100.0	20.0	3.9	16.0	60.3	16.0	39.3	5.0	14.2	5.5

資料：厚生省統計情報部「国民生活基礎調査」

第21表 世帯構造別にみた65歳以上の者のいる世帯数と構成割合の推移

年次	全世帯数	65歳以上の者のいる世帯								
		総数	全世帯に しめる割合 (%)	単身世帯	夫婦のみの世帯		夫婦(片 親)と未 婚の子の みの世帯	三世帯	その他の 世帯	
					総数	一方が65 歳未満の 世帯				ともに65 歳以上の 世帯
推計数 (単位：千世帯)										
昭和50年	32,877	7,118	21.7	611	931	683	3,871	1,023
55	35,338	8,495	24.0	910	1,379	657	722	891	4,254	1,062
60	37,226	9,400	25.3	1,131	1,795	799	996	1,012	4,313	1,150
61	37,544	9,769	26.0	1,281	1,782	781	1,001	1,086	4,375	1,245
62	38,064	9,954	26.2	1,290	1,892	746	1,147	1,081	4,372	1,319
63	39,028	10,225	26.2	1,405	2,047	836	1,212	1,176	4,261	1,335
平成元年	39,417	10,774	27.3	1,592	2,257	880	1,377	1,260	4,385	1,280
構成割合 (単位：%)										
昭和50年	・	100.0	・	8.6	13.1	9.6	54.4	14.4
55	・	100.0	・	10.7	16.2	7.7	8.5	10.5	50.1	12.5
60	・	100.0	・	12.0	19.1	8.5	10.6	10.8	45.9	12.2
61	・	100.0	・	13.1	18.2	8.0	10.3	11.1	44.8	12.7
62	・	100.0	・	13.0	19.0	7.5	11.5	10.9	43.9	13.2
63	・	100.0	・	13.7	20.0	8.2	11.9	11.5	41.7	13.1
平成元年	・	100.0	・	14.8	20.9	8.2	12.8	11.7	40.7	11.9

資料：厚生省統計情報部「国民生活基礎調査」

第2節 社会保障関係総費用

第22表 社会保障関係総費用の推移

(単位 百万円)

区		分	昭和61年度 (決算)	62 (決算)	63 (決算)	平成元年度 (決算)	2	
実支	広義の 社会保障	公的扶助	1,529,982	1,493,120	1,433,683	1,395,873	1,475,227	
		社会福祉	2,017,260	2,045,347	2,093,404	2,242,570	2,427,906	
		社会保険	33,530,982	35,723,074	37,400,928	39,766,811	46,442,003	
		公衆衛生及び医療	2,568,167	2,914,397	2,641,661	2,703,576	2,746,366	
		老人保健	4,515,224	4,913,480	5,248,522	5,655,098	6,026,186	
	小計	41,062,147	43,683,088	45,313,536	47,963,995	54,969,569		
	支	恩給 戦争犠牲者援護 小累	給	1,942,750	1,961,443	1,930,548	1,895,192	1,892,902
			援護	326,069	351,910	377,078	398,852	371,986
			計	2,268,819	2,313,353	2,307,626	2,294,044	2,264,888
	出	社関連 保障制度 小	住宅等	307,322	282,605	242,364	246,553	269,935
雇用(失業)対策			147,502	104,034	99,389	88,526	90,774	
小計			454,824	386,639	341,753	335,079	360,709	
社会保障及び関連制度合計			43,785,790	46,383,080	47,962,915	50,593,118	57,595,166	

実収	広義の 社会保障	公的扶助	1,529,982	1,493,120	1,433,683	1,395,873	1,475,227	
		社会福祉	2,032,513	2,064,034	2,106,145	2,245,909	2,409,846	
		社会保険	43,214,190	44,951,008	48,675,949	52,151,617	56,542,720	
		公衆衛生及び医療	2,569,034	2,925,423	2,641,933	2,703,867	2,741,477	
		老人保健	4,563,694	5,054,008	5,268,886	5,691,036	6,026,186	
	小計	50,809,945	53,076,263	56,621,479	60,388,369	65,047,337		
	入	恩給 戦争犠牲者援護 小累	給	1,942,750	1,961,443	1,930,548	1,895,192	1,892,902
			援護	326,069	351,910	377,078	398,852	371,986
			計	2,268,819	2,313,353	2,307,626	2,294,044	2,264,888
	入	社関連 保障制度 小	住宅等	307,322	282,605	242,364	246,553	269,935
雇用(失業)対策			147,502	104,034	99,389	88,526	90,774	
小計			454,824	386,639	341,753	335,079	360,709	
社会保障及び関連制度合計			53,533,588	55,776,255	59,270,858	63,017,492	67,672,934	

(注) 実支出、実収入の「小計」、「累計」、「社会保障及び関連制度合計」の数値は老人保健拠出金が「社会保険」と「老人保健」で重複しているため、重複相当分を控除して計上した。

第23表 社会保障関係国庫負担の推移

(単位 百万円)

区		分	昭和61年度 (決算)	62 (決算)	63 (決算)	平成元年度 (決算)	2 (予算)
広義の 社会保障	狭義の 社会保障	公的扶助	1,071,329	1,050,136	1,013,204	1,053,828	1,109,066
		社会福祉	1,183,357	1,169,068	1,167,427	1,238,292	1,303,200
		社会保険	7,099,681	7,218,392	8,794,802	9,057,198	8,176,190
		公衆衛生及び医療	1,503,966	1,645,353	1,547,037	1,609,958	1,625,579
		老人保健	906,461	965,179	1,034,469	1,111,762	1,215,276
	小計	11,764,794	12,048,128	13,556,939	14,071,038	13,429,311	
	恩給 戦争犠牲者援護 小累	給	1,731,710	1,945,329	1,914,903	1,880,250	1,878,811
		援護	325,496	351,910	376,151	398,154	371,109
		計	2,057,206	2,297,239	2,291,054	2,278,404	2,249,920
		小累	13,822,000	14,345,367	15,847,993	16,349,442	15,679,231
社関連 保障制度 小		住宅等	307,322	282,605	242,364	246,553	269,935
雇用(失業)対策	81,993	60,579	60,508	52,835	56,503		
小計	389,315	343,184	302,872	299,388	326,438		
社会保障及び関連制度合計			14,211,315	14,688,551	16,150,865	16,648,830	16,005,669

第24表 社会保障関係総費用と国民所得及び国家財政との比較

(単位 %)

区		分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
社関連 保障制度 小	狭義の 社会保障	実支出	14.9	15.5	16.0	15.5	15.3
		実収入	18.8	19.2	19.4	19.4	19.2
	広義の 社会保障	実支出	15.8	16.4	16.8	16.3	16.0
		実収入	19.7	20.1	20.2	20.2	20.0
	社会保障及び関連 制度合計	実支出	15.9	16.6	17.0	16.4	16.1
		実収入	19.9	20.3	20.4	20.3	20.1
国庫 負担 金の 占	狭義の 社会保障		21.6	21.9	20.9	22.1	21.4
	広義の 社会保障		25.4	25.8	24.8	25.8	24.8
	社会保障及び関連 制度合計		26.2	26.5	25.4	26.3	25.3

(注) 1 国民所得は経済企画庁「国民経済計算年報(平成元年版)」による。
2 国家財政は一般会計決算額を用いた。

第25表 平成元年度社会保障関係総費用(決算)(事項小分類、実収入、実支出の種類別)(調整後)

(単位 百万円)

区 分	支			
	医療給付費	その他の給付費	施設整備費	施設運営費
I 公	778,864	591,396	2,347	—
1 社	778,864	591,396	2,347	—
II 2 身	45,431	797,485	177,894	83,827
3 精	7,661	18,666	8,751	2,983
4 老	—	32	17,550	2,085
5 老	—	119,621	77,247	1,977
6 児	14,720	41,213	23,885	21,377
7 心	21,049	139,200	2,486	39,737
8 児	—	245,623	—	—
9 母	—	145,234	235	—
10 母	1,793	17,788	49	—
11 母	—	4,356	—	—
12 子	—	41,084	857	—
13 立	208	1,121	683	4,035
14 災	—	338	—	—
15 災	—	23,209	46,151	11,633
III 社	10,727,659	23,016,774	265,170	111,957
IV 公	175,001	68,756	1,979,627	409,884
34 結	39,925	624	—	—
35 精	68,603	—	5,121	1,846
36 ら	295	448	—	17
37 伝	—	1,645	239	—
38 上	—	2,029	7,628	—
39 一	—	—	322,046	—
40 下	—	—	190,036	—
41 公	—	—	1,238,103	—
42 国	46,631	59,296	—	—
43 公	—	—	213,559	—
44 国	1,195	3,349	—	380,248
45 そ	18,352	1,365	2,895	27,773
V 医	5,620,440	5,128	—	—
46 医	5,557,826	—	—	—
47 義	62,614	5,128	—	—
狭	17,347,395	24,478,539	2,425,038	605,668
VI 文	—	1,886,623	—	—
48 地	—	109,896	—	—
49 旧	—	182,856	—	—
50 戦	—	1,577,617	—	—
51 戦	27,576	16,254	—	—
52 戦	—	366,274	35	1,152
53 戦	—	273,367	—	—
54 原	3,462	1,934	—	—
55 そ	24,110	90,596	35	1,152
広	17,374,971	26,732,436	2,425,073	606,820
VIII 住	—	—	246,553	—
56 第	—	—	101,569	—
57 第	—	—	77,521	—
58 住	—	—	67,443	—
59 電	—	—	20	—
IX 雇	—	10,625	160	9,680
60 失	—	—	—	—
61 中	—	5,246	—	9,571
62 炭	—	5,379	24	109
63 そ	—	—	136	—
社会	—	10,625	246,713	9,680
社会	17,374,971	26,743,061	2,671,786	616,500

(注) 「狭義の社会保障(I~V)」、「広義の社会保障(I~VII)」、「社会保障及び関連制度合計(I~IX)」の「その他」、「合
実収入とも)として計上した。

事 務 費	出		実 収 入			
	そ の 他	合 計	国庫負担	地方負担	そ の 他	合 計
23,266	—	1,395,873	1,053,828	342,045	—	1,395,873
23,266	—	1,395,873	1,053,828	342,045	—	1,395,873
1,119,362	18,571	2,242,570	1,238,292	901,449	106,168	2,245,909
65,697	11,810	115,568	59,322	56,246	—	115,568
176,249	—	195,916	98,060	97,856	—	195,916
368,240	6,336	573,421	285,354	288,067	—	573,421
—	—	—	—	—	—	—
471,651	408	573,254	283,194	290,060	—	573,254
6,767	—	209,239	158,639	50,600	—	209,239
3,658	—	249,281	222,408	26,873	—	249,281
6,934	8	152,411	34,800	14,782	106,168	155,750
63	—	19,693	6,878	12,815	—	19,693
—	—	—	—	—	—	—
345	—	4,701	3,051	1,650	—	4,701
—	—	—	—	—	—	—
1,114	—	41,941	21,362	20,579	—	41,941
—	—	7,161	7,161	—	—	7,161
—	—	338	211	127	—	338
18,644	9	99,646	57,852	41,794	—	99,646
878,608	4,766,843	39,766,811	9,057,198	2,122,650	40,971,769	52,151,617
68,992	1,316	2,703,576	1,609,958	1,006,568	87,341	2,703,867
761	—	41,310	30,391	10,919	—	41,310
412	—	75,982	48,005	27,977	—	75,982
39	—	799	795	4	—	799
998	—	2,882	1,143	1,739	—	2,882
29,790	—	39,447	32,033	7,414	—	39,447
73	—	322,119	133,143	188,976	—	322,119
—	—	—	—	—	—	—
—	887	191,064	63,163	127,901	—	191,064
—	—	1,238,103	650,173	587,930	—	1,238,103
8,115	404	114,446	26,268	1,809	86,369	114,446
—	—	213,559	205,313	8,246	—	213,559
—	—	384,792	378,128	6,664	—	384,792
28,663	25	79,073	41,403	36,989	972	79,364
29,530	—	5,655,098	1,111,762	594,544	3,984,730	5,691,036
15,174	—	5,573,000	1,084,312	539,896	3,984,730	5,608,938
14,356	—	82,098	27,450	54,648	—	82,098
2,119,758	986,597	47,963,995	14,071,038	4,967,256	41,350,075	60,388,369
8,569	—	1,895,192	1,880,250	14,942	—	1,895,192
553	—	110,449	95,507	14,942	—	110,449
—	—	182,856	182,856	—	—	182,856
8,007	—	1,585,624	1,585,624	—	—	1,585,624
9	—	16,263	16,263	—	—	16,263
3,815	—	398,852	398,154	698	—	398,852
779	—	274,146	247,146	—	—	274,146
93	—	5,489	5,489	—	—	5,489
1,566	—	117,459	116,761	698	—	117,459
1,377	—	1,758	1,758	—	—	1,758
2,132,142	986,597	50,258,039	16,349,442	4,982,896	41,350,075	62,682,413
—	—	246,553	246,553	—	—	246,553
—	—	101,569	101,569	—	—	101,569
—	—	77,521	77,521	—	—	77,521
—	—	67,443	67,443	—	—	67,443
—	—	20	20	—	—	20
3,454	64,607	88,526	52,835	35,691	—	88,526
2,131	35,684	37,815	18,908	18,907	—	37,815
—	23,938	38,755	23,434	15,321	—	38,755
543	4,985	11,040	10,041	999	—	11,040
780	—	916	452	464	—	916
3,454	64,607	335,079	299,388	35,691	—	335,079
2,135,596	1,051,204	50,593,118	16,648,830	5,018,587	41,350,075	63,017,492

計」は、老人保健拠出金が「III社会保険」と「V老人保健」で重複して計上されているため、重複相当額を控除(実支出・

第26表 平成2年度社会保障関係総費用(当初予算)(事項小分類、実収入、実支出の種類別)

(単位 百万円)

区 分	支				出			実 収 入			
	医療給付費	その他の給付費	施設整備費	施設運営費	事務費	その他	合計	国庫負担	地方負担	その他	合計
I 公 的 扶 助	817,410	622,237	2,434	—	33,146	—	1,475,227	1,109,066	366,161	—	1,475,227
1 生 活 会 社	817,410	622,237	2,434	—	33,146	—	1,475,227	1,109,066	366,161	—	1,475,227
II 社 会 福 祉 社 会	34,281	867,028	231,140	62,739	1,205,037	27,681	2,427,906	1,303,200	988,115	118,531	2,409,846
2 身 休 障 害 者 者 者 者 者	8,033	22,226	10,680	3,160	72,693	12,970	129,762	66,465	63,297	—	129,762
3 精 神 薄 弱 者 者 者 者 者	—	33	20,676	2,162	193,415	—	216,286	108,265	108,021	—	216,286
4 老 人 人 人 人 人	—	139,041	105,966	2,184	391,851	9,450	648,492	322,966	325,526	—	648,492
5 老 人 人 人 人 人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6 児 心 障 害 児 等 等	14,690	39,618	27,420	22,599	479,720	516	584,563	288,655	295,908	—	584,563
7 心 身 障 害 児 等 等	9,483	156,106	3,289	15,639	34,224	—	218,741	164,548	54,193	—	218,741
8 児 心 障 害 児 等 等	—	250,766	—	—	3,998	—	254,764	219,851	34,913	—	254,764
9 児 心 障 害 児 等 等	—	165,704	399	6	8,191	3,985	178,285	22,662	19,032	118,531	160,225
10 母 子 及 び 寡 婦 福 祉	1,869	20,471	125	—	68	—	22,533	7,839	14,694	—	22,533
11 母 子 及 び 寡 婦 福 祉	—	5,400	—	—	353	—	5,753	3,750	2,003	—	5,753
12 学 校 給 食 機 関	—	41,300	871	—	—	—	42,171	21,510	20,661	—	42,171
13 国 立 更 生 援 護 機 関	206	1,133	992	4,290	1,173	—	7,794	7,794	—	—	7,794
14 災 害 救 護 機 関	—	680	—	—	—	750	1,430	840	590	—	1,430
15 そ の 他 の 社 会 福 祉	—	24,550	60,722	12,699	19,351	—	117,332	68,055	49,277	—	117,332
III 公 衆 衛 生 及 び 医 療	11,630,131	25,737,895	274,517	163,829	971,759	7,663,872	46,442,003	8,176,190	1,975,164	46,391,366	56,542,720
IV 結 核 衛 生 防 事 業	174,933	68,042	2,003,996	424,398	78,646	1,351	2,746,366	1,625,579	1,032,201	83,697	2,741,477
34 結 核 衛 生 防 事 業	36,021	800	—	—	855	—	37,676	27,713	9,963	—	37,676
35 精 神 衛 生 防 事 業	72,682	—	8,087	3,338	804	—	84,911	52,225	32,686	—	84,911
36 伝 染 病 防 事 業	301	423	—	31	43	—	798	793	5	—	798
37 保 健 施 設 整 備	—	2,317	335	—	1,280	—	3,932	1,548	2,384	—	3,932
38 上 水 道 等 施 設 整 備	—	2,284	12,756	—	32,126	—	47,166	31,532	15,634	—	47,166
39 下 水 道 等 施 設 整 備	—	—	324,992	—	73	—	325,065	126,724	198,341	—	325,065
40 公 立 医 療 機 関 整 備	—	—	193,156	—	141	858	194,155	64,210	129,945	—	194,155
41 公 立 医 療 機 関 整 備	—	—	1,243,830	—	—	—	1,243,830	652,078	591,752	—	1,243,830
42 公 立 医 療 機 関 整 備	44,160	57,205	—	—	8,023	491	109,879	25,240	1,833	82,806	109,879
43 公 立 医 療 機 関 整 備	—	—	217,012	—	—	—	217,012	208,535	8,477	—	217,012
44 公 立 医 療 機 関 整 備	1,398	3,417	—	389,535	—	—	394,350	389,738	4,612	—	394,350
45 公 立 医 療 機 関 整 備	20,371	1,596	3,828	31,494	30,301	2	87,592	45,243	36,569	891	82,703
V 老 人 保 健 事 業	5,968,633	16,873	—	—	40,680	—	6,026,186	1,215,276	662,791	4,148,119	6,026,186
46 老 人 保 健 事 業	5,887,090	—	—	—	16,385	—	5,903,475	1,174,252	581,104	4,148,119	5,903,475
47 老 人 保 健 事 業	81,543	16,873	—	—	24,295	—	122,711	41,024	81,687	—	122,711
狭 義 の 社 会 保 障 (I ~ V)	18,625,388	27,912,075	2,512,087	650,966	2,324,268	3,544,785	54,969,569	13,429,311	5,024,432	46,593,594	65,047,337
VI 恩 給 給 付 事 業	—	1,884,516	—	—	8,386	—	1,892,902	1,878,811	14,091	—	1,892,902
48 文 官 恩 給 給 付 事 業	—	104,936	—	—	498	—	105,434	91,343	14,091	—	105,434
49 地 方 官 員 恩 給 給 付 事 業	—	182,856	—	—	—	—	182,856	182,856	—	—	182,856
50 旧 軍 人 恩 給 給 付 事 業	—	1,580,523	—	—	7,568	—	1,588,091	1,588,091	—	—	1,588,091
51 そ の 他 の 恩 給 給 付 事 業	—	16,201	—	—	320	—	16,521	16,521	—	—	16,521
VII 戦 争 犠 牲 者 年 金 等 事 業	28,795	337,643	330	1,286	3,932	—	371,986	371,109	877	—	371,986
52 戦 争 犠 牲 者 年 金 等 事 業	—	241,944	—	—	733	—	242,677	242,677	—	—	242,677
53 戦 争 犠 牲 者 年 金 等 事 業	3,360	1,999	—	—	95	—	5,454	5,454	—	—	5,454
54 戦 争 犠 牲 者 年 金 等 事 業	25,428	93,151	330	1,286	1,655	—	121,850	120,973	877	—	121,850
55 そ の 他 の 戦 争 犠 牲 者 年 金 等 事 業	7	549	—	—	1,449	—	2,005	2,005	—	—	2,005
広 義 の 社 会 保 障 (I ~ VII)	18,654,183	29,534,234	2,512,417	652,252	2,336,586	3,544,785	57,234,457	15,679,231	5,039,400	46,593,594	67,312,225
VIII 住 宅 建 設 事 業	—	—	269,935	—	—	—	269,935	269,935	—	—	269,935
56 第 一 種 公 営 住 宅 建 設	—	—	103,793	—	—	—	103,793	103,793	—	—	103,793
57 第 二 種 公 営 住 宅 建 設	—	—	100,197	—	—	—	100,197	100,197	—	—	100,197
58 住 宅 地 区 改 善 事 業	—	—	65,918	—	—	—	65,918	65,918	—	—	65,918
59 電 気 導 入 策 事 業	—	—	27	—	—	—	27	27	—	—	27
IX 雇 用 (失 業 対 策) 事 業	—	20,574	167	5,595	2,831	61,607	90,774	56,503	34,271	—	90,774
60 失 業 対 策 諸 事 業	—	—	—	—	1,478	27,569	29,047	14,524	14,523	—	29,047
61 中 高 年 齢 者 等 就 職 促 進 事 業	—	14,335	—	5,501	—	29,323	49,159	30,773	18,386	—	49,159
62 炭 鉱 離 職 者 援 護 策	—	6,239	26	94	604	4,715	11,678	10,759	919	—	11,678
63 そ の 他 の 雇 用 対 策	—	—	141	—	749	—	890	447	443	—	890
社 会 保 障 関 連 制 度 (VIII ~ IX)	—	20,574	270,102	5,595	2,831	61,607	360,709	326,438	34,271	—	360,709
社 会 保 障 及 び 関 連 制 度 合 計 (I ~ IX)	18,654,183	29,554,808	2,782,519	657,847	2,339,417	3,606,392	57,595,166	16,005,669	5,073,671	46,593,594	67,672,934

(注) 1 児童手当の実収入と実支出の差額は、実収入以外の収入(前年度繰越金の受入)である。
2 第25表の(注)参照。

第27表 平成元年度社会保険収支(決算)(保険の種類、収入、支出の種類別)

(単位 百万円)

区分	支出								合計
	合計	医療給付費	その他の給付費	施設整備費	施設運営費	事務費	拠出金	その他	
社会保険合計	39,766,811	10,727,659	23,016,774	265,170	111,957	878,608	3,809,383	957,260	52,151,617
16 政府管掌健康保険	4,690,135	2,979,800	353,683	27,231	40,763	59,801	1,160,028	68,829	4,886,312
17 組管管掌健康保険	4,057,880	2,322,141	326,929	49,548	48,294	104,645	1,115,627	90,696	4,138,706
18 日雇労働者健康保険	—	—	—	—	—	—	—	—	—
19 国民健康保険	6,294,770	4,169,438	64,190	26,246	—	198,466	1,610,981	225,449	6,219,214
20 厚生年金保険	13,378,621	—	9,632,833	45,537	95	111,239	3,563,797	25,120	19,483,423
21 厚生年金基金	607,413	—	553,348	—	—	—	—	54,065	3,232,964
22 国民年金	6,961,319	—	4,416,437	9,057	—	141,693	—	2,394,132	7,426,830
23 農業者年金基金	246,363	—	241,921	—	—	4,442	—	—	136,510
24 雇用保険	1,624,599	—	1,288,955	92,817	19,311	140,991	—	82,525	2,079,038
25 政府職員等失業者退職手当	1,482	—	1,476	—	—	6	—	—	1,482
26 労働者災害補償保険	1,057,131	268,510	644,230	13,079	2,863	77,512	—	50,937	1,487,639
27 公務災害補償	26,700	11,016	15,305	—	—	378	—	1	27,846
28 船員保険	93,370	41,819	27,063	1,655	631	3,095	18,127	980	108,057
29 国家公務員等共済組合(各省市庁組合)	1,740,288	197,266	1,219,270	—	—	6,085	274,080	43,587	2,073,470
30 国家公務員等共済組合(適用法人組合)	1,413,101	98,237	1,166,706	—	—	3,402	139,334	5,422	1,520,423
31 地方公務員等共済組合	4,360,980	571,190	2,756,706	—	—	21,238	719,281	292,565	5,924,103
32 私立学校教職員共済組合	238,308	68,242	88,925	—	—	2,983	76,456	1,702	385,145
33 農林漁業団体職員共済組合	289,091	—	218,797	—	—	2,632	67,276	386	335,195

(注) 1 「17 組管管掌健康保険」、「19 国民健康保険」の事務費は国庫の事務費負担分のみを掲げた。
 2 「22 国民年金」のうち、実支出の「合計」「拠出金」及び「その他」並びに実収入の「合計」及び「その他」には、
 3 「社会保険合計」のうち、実支出の「合計」「拠出金」及び「その他」並びに実収入の「合計」及び「その他」には、

収入					実収入と実支出の差額	実支出以外の支出		実収入以外の収入		
国庫負担	地方負担	保険料	運用収入	その他		借入金還	積立金等入	借入金入	積立金入	前年度繰越金受入
9,057,198	2,122,650	32,651,419	7,431,816	888,534	12,384,806	1,408,888	15,767,923	1,426,290	703,671	2,662,044
759,827	—	4,086,708	—	39,777	196,177	1,407,994	214,434	1,426,251	—	—
4,760	—	3,917,070	—	216,876	80,826	894	265,153	39	94,029	91,153
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2,539,912	372,037	2,637,464	—	669,801	△75,556	—	195,847	—	28,919	242,484
3,229,129	—	10,490,993	3,915,945	1,847,356	6,104,802	—	6,104,802	—	—	—
550	—	1,779,171	1,453,243	—	2,625,551	—	2,625,551	—	—	—
1,526,858	—	1,284,127	216,988	4,398,857	465,511	—	1,327,040	—	—	861,529
33,071	—	71,007	32,386	46	△109,853	—	—	—	—	109,853
222,133	—	1,740,161	108,004	8,740	454,439	—	482,206	—	—	27,767
1,482	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—
1,307	—	1,418,765	56,895	10,672	430,508	—	1,013,083	—	580,723	1,852
—	—	27,020	—	826	1,146	—	1,146	—	—	—
9,226	—	95,746	2,286	799	14,687	—	14,687	—	—	—
669,898	—	920,513	301,049	182,010	333,182	—	333,182	—	—	—
—	—	1,184,049	121,558	214,816	107,322	—	107,322	—	—	—
—	1,743,748	2,588,627	1,049,141	542,587	1,563,123	—	1,665,184	—	—	102,061
21,962	6,865	230,909	90,744	34,665	146,837	—	146,837	—	—	—
37,083	—	179,089	83,577	35,446	46,104	—	1,271,449	—	—	1,225,345

基礎年金給付等に要する費用の重複相当額を控除した額を計上した。
 退職者給付拠出金及び日雇拠出金並びに基礎年金給付等に要する費用の重複相当額を控除した額を計上した。

第28表 平成2年度社会保険収支(当初予算)(保険の種類、収入、支出の種類別)

(単位 百万円)

区分	支出								合計
	合計	医療給付費	その他の給付費	施設整備費	施設運営費	事務費	拠出金	(予備費)その他	
社会保険合計	46,442,003	11,630,131	25,737,895	274,517	163,829	971,759	5,342,102	2,321,770	56,542,720
16 政府管掌健康保険	5,284,480	3,251,407	386,090	27,565	44,184	60,604	1,383,192	(50,361) 81,077	5,258,065
17 組合管掌健康保険	4,840,161	2,507,136	514,615	58,569	56,787	126,172	1,281,990	(166,140) 128,752	4,428,236
18 日雇労働者健康保険	—	—	—	—	—	—	—	—	—
19 国民健康保険	6,553,838	4,454,084	72,525	—	35,908	212,489	1,595,950	(63,656) 119,226	6,414,872
20 厚生年金保険	17,066,551	—	10,863,520	50,680	106	116,718	5,458,299	(543,139) 34,089	22,427,863
21 厚生年金基金	714,153	—	649,255	—	—	—	—	64,898	3,538,626
22 国民年金	8,386,024	—	4,861,820	9,636	—	149,672	—	(413,200) 2,951,696	8,385,060
23 農業者年金基金	254,097	—	249,345	—	—	4,752	—	—	206,921
24 雇用保険	2,245,962	—	1,559,290	81,610	21,405	154,736	—	(300,500) 128,421	2,432,034
25 政府職員等失業者退職手当	1,565	—	1,559	—	—	6	—	—	1,565
26 労働者災害補償保険	1,318,697	379,408	667,600	45,232	4,024	109,454	—	(50,509) 62,479	1,729,035
27 公務災害補償	32,190	13,475	18,451	—	—	264	—	—	32,829
28 船員保険	107,928	41,115	28,968	1,225	1,415	3,250	16,845	15,110	103,938
29 国家公務員等共済組合(各者各庁組合)	1,825,958	205,299	1,308,188	—	—	3,111	291,391	17,969	2,140,014
30 国家公務員等共済組合(適用法入組合)	1,482,370	103,123	1,224,876	—	—	3,928	144,668	5,775	1,590,997
31 地方公務員等共済組合	4,415,833	598,142	2,965,656	—	—	20,573	777,844	53,618	5,733,205
32 私立学校教職員共済組合	287,789	76,942	118,249	—	—	3,213	87,240	(96) 2,049	440,081
33 農林漁業団体職員共済組合	324,264	—	247,888	—	—	2,817	72,561	(472) 526	379,236

(注) 第27表の(注)参照。

収入					実収入と実支出の差額	実支出以外の支出		実収入以外の収入		
国庫負担	地方負担	保険料	運入	その他		借入金還償	積立金等繰入	借入金受	積立金入	前年度繰越金受入
8,176,190	1,975,164	37,244,266	7,353,468	1,793,631	10,100,717	1,430,013	12,987,464	1,457,740	871,467	1,987,553
929,973	—	4,325,289	—	2,803	△26,415	1,429,231	—	1,455,646	0	—
4,621	—	4,235,555	—	188,060	△411,925	782	7,336	500	330,231	89,312
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2,514,933	379,988	2,753,338	—	766,613	△138,966	—	—	—	54,533	84,433
2,181,787	—	12,899,436	3,989,380	3,357,260	5,361,312	—	5,361,312	—	—	—
527	—	2,063,089	1,475,010	—	2,824,473	—	2,824,473	—	—	—
1,422,989	—	1,584,160	231,239	5,146,672	△964	—	390,871	—	—	391,835
102,501	—	75,132	29,283	5	△47,176	—	—	—	—	47,176
294,325	—	1,967,247	120,513	49,949	186,072	—	186,072	—	—	—
1,565	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—
1,307	—	1,643,911	71,802	12,015	410,338	—	894,645	—	484,307	—
—	—	32,059	—	770	639	—	639	—	—	—
7,056	—	93,814	2,077	991	△3,990	—	—	1,594	2,396	—
632,273	—	1,004,351	306,889	196,501	314,056	—	314,056	—	—	—
21,639	—	1,167,285	105,643	296,430	108,627	—	108,627	—	—	—
—	1,584,506	2,905,882	836,998	405,819	1,317,372	—	1,420,842	—	—	103,470
22,480	10,670	271,923	103,821	31,187	152,292	—	152,292	—	—	—
38,215	—	221,795	80,813	38,413	54,972	—	1,326,299	—	—	1,271,327

第29表 社会保障関係総費用(実支出)の推移(事項小分類)

(単位 百万円)

区	分	昭和61年度 (決算)	62 (決算)	63 (決算)	平成元年度 (決算)	2 (予算)
I	公 的 扶 助	1,529,982	1,493,120	1,433,683	1,395,873	1,475,227
1	生 活 保 護	1,529,982	1,493,120	1,433,683	1,395,873	1,475,227
II	社 会 福 祉	2,017,260	2,045,347	2,093,404	4,242,570	2,427,906
2	身 体 障 害 者 福 祉	73,314	97,350	104,707	115,568	129,762
3	精 神 薄 弱 者 福 祉	155,842	151,777	175,366	195,916	216,286
4	老 人 福 祉	418,547	473,742	506,520	573,421	648,492
5	老 人 医 療	—	—	—	—	—
6	児 童 福 祉	586,393	554,986	549,313	573,254	584,563
7	心 身 障 害 児 等 対 策	208,226	192,360	195,063	209,239	218,741
8	児 童 扶 養 手 当	225,085	251,408	250,243	249,281	254,764
9	児 童 手 当	166,368	153,212	155,476	152,411	178,285
10	母 子 衛 生	15,977	16,008	16,885	19,693	22,533
11	母 子 及 び 寡 婦 福 祉	4,323	5,508	5,176	4,701	5,753
12	学 校 給 食 等	51,455	38,536	42,573	41,941	42,171
13	国 立 更 生 援 護 機 関	6,362	9,688	7,829	7,161	7,794
14	災 害 救 助	1,438	1,299	458	338	1,430
15	そ の 他 の 社 会 福 祉	103,930	99,473	83,795	99,646	117,332
III	社 会 保 険	33,530,982	35,723,074	37,400,928	39,766,811	46,442,003
16	政 府 管 掌 健 康 保 険	3,940,208	4,317,807	4,465,583	4,690,135	5,284,480
17	組 合 管 掌 健 康 保 険	3,295,385	3,659,609	3,873,842	4,057,880	4,840,161
18	日 雇 労 働 者 健 康 保 険	—	—	—	—	—
19	国 民 健 康 保 険	5,639,499	5,749,290	5,960,991	6,294,770	6,553,838
20	厚 生 年 金 保 険	10,854,345	12,226,016	12,596,834	13,378,621	17,066,551
21	厚 生 年 金 基 金	388,016	448,494	514,597	607,413	714,153
22	国 民 年 金	6,011,498	6,740,178	6,840,964	6,961,318	8,386,024
23	農 業 者 年 金 基 金	205,498	226,391	238,371	246,363	254,097
24	雇 用 保 険	1,499,381	1,604,891	1,600,290	1,624,599	2,245,962
25	政 府 職 員 等 失 業 者 退 職 手 当	1,774	1,705	1,585	1,482	1,565
26	労 働 者 災 害 補 償 保 険	1,003,630	1,008,613	1,021,722	1,057,132	1,318,697
27	公 務 災 害 補 償	25,978	26,415	26,313	26,700	32,190
28	船 員 保 険	105,804	104,922	101,050	93,370	107,928
29	国 家 公 務 員 等 共 済 組 合 (各 省 各 庁 組 合)	1,328,574	1,538,796	1,632,795	1,740,288	1,825,958
30	国 家 公 務 員 等 共 済 組 合 (適 用 法 人 組 合)	1,224,185	1,387,032	1,399,391	1,413,102	1,482,370
31	地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	3,437,643	3,871,396	4,067,757	4,360,979	4,415,833
32	私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	179,891	205,700	222,682	238,308	287,789
33	農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	211,175	250,159	268,866	289,091	324,264
IV	公 衆 衛 生 及 び 医 療	2,568,167	2,914,397	2,641,661	2,703,576	2,746,366
34	結 核 対 策	55,319	53,421	43,855	41,310	37,676

区	分	昭和61年度 (決算)	62 (決算)	63 (決算)	平成元年度 (決算)	2 (予算)
35	精 神 衛 生 事 業	91,437	83,966	79,846	75,982	84,911
36	ら い 予 防 対 策	834	823	823	799	798
37	伝 染 病 予 防	1,945	2,564	2,779	2,882	3,932
38	保 健 所	45,264	36,330	40,459	39,447	47,166
39	上 水 道 等 施 設 整 備	332,486	397,952	326,556	322,119	325,065
40	一 般 廃 棄 物 処 理 施 設	184,774	199,733	185,542	191,064	194,155
41	下 水 道 施 設 整 備	1,220,716	1,459,603	1,224,167	1,238,103	1,243,830
42	公 害 対 策	111,491	110,934	115,803	114,446	109,879
43	国 公 立 医 療 機 関 整 備	154,357	187,021	210,922	213,559	217,012
44	国 公 立 医 療 機 関 運 営	300,962	304,917	337,675	384,792	394,350
45	そ の 他 の 公 衆 衛 生 及 び 医 療	68,583	77,133	73,240	79,073	87,592
V	老 人 保 健	4,515,224	4,913,480	5,248,522	5,655,098	6,026,186
46	医 療	4,454,283	4,843,907	5,173,066	5,573,000	5,903,475
47	医 療 以 外 の 保 健 事 業	60,941	69,573	75,456	82,098	122,711
狭 義 の 社 会 保 障 (I~V)		41,062,147	43,683,088	45,313,536	47,963,995	54,969,569
VI	恩 給	1,942,750	1,961,443	1,930,548	1,895,192	1,892,902
48	文 官 恩 給	120,720	119,579	116,111	110,449	105,434
49	地 方 公 務 員 恩 給	194,598	191,523	190,272	182,856	182,856
50	旧 軍 人 遺 族 恩 給	1,610,952	1,632,882	1,607,503	1,585,624	1,588,091
51	そ の 他 の 恩 給	16,480	17,459	16,662	16,263	16,521
VII	戦 争 犠 牲 者 援 護	326,069	351,910	377,078	398,852	371,986
52	戦 没 者 遺 族 年 金 等	211,645	233,949	256,024	274,146	242,677
53	戦 傷 病 者 医 療 等	5,816	5,822	5,593	5,489	5,454
54	原 爆 医 療 等	107,725	110,706	113,779	117,459	121,850
55	そ の 他 の 戦 争 犠 牲 者 援 護	883	1,433	1,682	1,758	2,005
広 義 の 社 会 保 障 (I~VII)		43,330,966	43,996,441	47,621,162	50,258,039	57,234,457
VIII	住 宅 等	307,322	282,605	242,364	246,553	269,935
56	第 一 種 公 営 住 宅 建 設	144,812	137,712	115,177	101,569	103,793
57	第 二 種 公 営 住 宅 建 設	74,647	71,433	69,864	77,521	100,197
58	住 宅 地 区 改 良	87,835	73,429	57,295	67,443	65,918
59	電 気 導 入	28	31	28	20	27
IX	雇 用 (失 業) 対 策	147,502	104,034	99,389	88,526	90,774
60	失 業 対 策 諸 事 業	107,985	56,623	45,397	37,815	29,047
61	中 高 年 齢 者 等 就 職 促 進	31,759	38,546	41,884	38,755	49,159
62	炭 鉱 離 職 者 援 護	7,151	8,285	10,780	11,040	11,678
63	そ の 他 の 雇 用 対 策	607	580	1,328	916	890
社 会 保 障 関 連 制 度 (VIII~IX)		457,824	386,639	341,753	335,079	360,709
社 会 保 障 及 び 関 連 制 度 合 計 (I~IX)		43,785,790	46,383,080	47,962,915	50,593,118	57,595,166

(注) 第25表及び第28表の(注)参照。

第30表 社会保障関係総費用(実支出)対前年度比(事項小分類別)

(単位 %)

区	分	昭和61年度 (決算)	62 (決算)	63 (決算)	平成元年度 (決算)	2 (予算)
I	公 的 扶 助	99.5	97.6	96.0	97.4	105.7
1	生 活 保 護	99.5	97.6	96.0	97.4	105.7
II	社 会 福 祉	101.1	101.4	102.3	107.1	108.3
2	身 体 障 害 者 福 祉	81.0	132.8	107.6	110.4	112.3
3	精 神 薄 弱 者 福 祉	103.8	97.4	115.5	111.7	110.4
4	老 人 福 祉	108.7	113.2	106.9	113.2	113.1
5	老 人 医 療	—	—	—	—	—
6	児 童 福 祉	105.5	94.6	99.0	104.4	102.0
7	心 身 障 害 児 等 対 策	105.1	92.4	101.4	107.3	104.5
8	児 童 扶 養 手 当	87.8	111.7	99.5	99.6	102.2
9	児 童 手 当	97.0	92.1	101.5	98.0	117.0
10	母 子 衛 生	104.5	100.2	105.5	116.6	114.4
11	母 子 及 び 寡 婦 福 祉	70.7	127.4	94.0	90.8	122.4
12	学 校 給 食 等	96.0	74.9	110.5	98.5	100.5
13	国 立 更 生 援 護 機 関	101.1	152.3	80.8	91.5	108.8
14	災 害 救 助	347.3	90.3	35.3	73.8	423.1
15	そ の 他 の 社 会 福 祉	97.0	95.7	84.2	118.9	117.7
III	社 会 保 険	109.9	106.5	104.7	106.3	116.8
16	政 府 管 掌 健 康 保 険	108.8	109.6	103.4	105.0	112.7
17	組 合 管 掌 健 康 保 険	107.8	111.1	105.9	104.8	119.3
18	日 雇 労 働 者 健 康 保 険	—	—	—	—	—
19	国 民 健 康 保 険	109.2	101.9	103.7	105.6	104.1
20	厚 生 年 金 保 険	167.2	112.6	103.0	106.2	127.6
21	厚 生 年 金 基 金	113.7	115.6	114.7	118.0	117.6
22	国 民 年 金	162.3	112.1	101.5	101.8	120.5
23	農 業 者 年 金 基 金	110.3	110.2	105.3	103.4	103.1
24	雇 用 保 険	108.1	107.0	99.7	101.5	138.2
25	政 府 職 員 等 失 業 者 退 職 手 当	92.3	96.1	93.0	93.5	105.6
26	労 働 者 災 害 補 償 保 険	102.5	100.5	101.3	103.5	124.7
27	公 務 災 害 補 償	80.2	101.7	99.6	101.5	120.6
28	船 員 保 険	35.3	99.2	96.3	92.8	115.6
29	国 家 公 務 員 等 共 済 組 合 (各 省 各 庁 組 合)	110.6	115.8	106.1	106.6	104.9
31	国 家 公 務 員 等 共 済 組 合 (適 用 法 人 組 合)	107.1	113.3	100.9	101.0	104.9
30	地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	115.0	112.6	105.1	107.2	101.3
32	私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	140.0	114.3	108.3	107.0	85.1
33	農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	141.9	118.5	107.5	107.5	112.2
IV	公 衆 衛 生 及 び 医 療	108.4	113.5	90.6	102.3	101.6
34	結 核 対 策	84.6	96.6	82.1	94.2	91.2

区	分	昭和61年度 (決算)	62 (決算)	63 (決算)	平成元年度 (決算)	2 (予算)
35	精 神 衛 生 事 業	92.1	91.8	91.5	95.2	111.8
36	ら い 予 防 対 策	101.1	98.7	100.0	97.1	99.9
37	伝 染 病 予 防	75.6	131.8	108.4	103.7	136.4
38	保 健 所	87.8	80.3	111.4	97.5	119.6
39	上 水 道 等 施 設 整 備	118.3	119.7	82.1	98.6	100.9
40	一 般 廃 棄 物 処 理 施 設	113.7	108.1	92.9	103.0	101.6
41	下 水 道 施 設 整 備	111.6	119.6	83.9	101.1	100.5
42	公 害 対 策	104.4	99.5	104.4	98.8	96.0
43	国 公 立 医 療 機 関 整 備	110.4	121.2	112.8	101.3	101.6
44	国 公 立 医 療 機 関 運 営	100.2	101.3	110.7	114.0	102.5
45	そ の 他 の 公 衆 衛 生 及 び 医 療	104.7	112.5	95.0	108.0	110.8
V	老 人 保 健	109.2	108.8	106.8	107.7	106.6
46	医 療	109.1	108.7	106.8	107.7	105.9
47	医 療 以 外 の 保 健 事 業	118.1	114.2	108.5	108.8	149.5
	狭 義 の 社 会 保 障 (I~V)	108.4	106.4	103.7	105.8	114.6
VI	恩 給	100.4	101.0	98.4	98.2	109.5
48	文 官 恩 給	97.4	99.1	97.1	88.2	102.2
49	地 方 公 務 員 恩 給	98.2	98.4	99.3	96.1	100.0
50	旧 軍 人 遺 族 恩 給	101.2	100.8	98.4	98.6	100.2
51	そ の 他 の 恩 給	84.6	105.9	95.4	97.6	101.6
VII	戦 争 犠 牲 者 援 護	102.3	107.9	107.2	105.8	93.3
52	戦 没 者 遺 族 年 金 等	100.2	110.5	109.4	107.1	88.5
53	戦 傷 病 者 医 療 等	104.7	100.1	96.1	98.1	99.4
54	原 爆 医 療 等	106.2	102.8	102.8	103.2	103.7
55	そ の 他 の 戦 争 犠 牲 者 援 護	156.3	162.3	117.4	104.5	114.1
	広 義 の 社 会 保 障 (I~VII)	108.0	101.5	108.2	105.5	113.9
VIII	住 宅 等	97.9	92.0	85.8	101.7	109.5
56	第 一 種 公 営 住 宅 建 設	103.4	95.1	83.6	88.2	102.2
57	第 二 種 公 営 住 宅 建 設	85.6	95.7	97.8	111.0	129.3
58	住 宅 地 区 改 良	101.4	83.6	78.0	117.7	97.7
59	電 気 導 入	100.0	110.7	90.3	71.4	135.0
IX	雇 用 (失 業) 対 策	132.1	83.6	95.5	89.1	102.5
60	失 業 対 策 諸 事 業	138.9	52.4	80.2	83.3	76.8
61	中 高 年 齢 者 就 職 促 進	126.7	121.4	108.7	92.5	126.8
62	炭 鉱 離 職 者 援 護	87.9	115.9	130.1	102.4	105.8
63	そ の 他 の 雇 用 対 策	80.5	95.6	229.0	69.0	97.2
	社 会 保 障 関 連 制 度 (VIII・IX)	106.9	84.5	88.4	98.0	107.6
	社 会 保 障 及 び 関 連 制 度 合 計 (I~IX)	108.0	105.9	103.4	105.5	113.8

第31表 社会保障関係総費用の推移 (実支出、実収入の種類別)

(金額 単位 百万円 構成比 単位 %)

区分	狭義の社会保障					広義の		
	昭和61年度 (決算)	62 (決算)	63 (決算)	平成元 (決算)	2 (予算)	昭和61年度 (決算)	62 (決算)	
実支出	合計	41,062,147	43,683,088	45,313,536	47,963,995	54,969,569	43,390,966	45,996,441
	給付費	35,584,157	37,683,131	39,433,413	41,826,934	45,937,463	37,837,778	39,982,902
	施設整備費	2,424,224	2,771,242	2,444,103	2,425,038	2,512,087	2,424,651	2,771,852
	施設運営費	768,775	498,716	539,325	605,668	650,966	770,210	500,211
	事務費	1,495,291	1,876,612	1,960,716	2,119,758	2,324,268	1,508,628	1,888,089
	その他	789,706	853,387	935,979	986,597	3,544,785	789,706	853,387
実収入	合計	50,809,945	53,076,263	56,621,479	60,388,369	65,047,337	53,078,764	55,389,616
	国庫負担	11,764,794	12,048,128	13,556,939	14,071,038	13,429,311	13,822,000	14,345,367
	地方負担	4,340,697	4,703,817	4,773,849	4,967,256	5,024,432	4,552,310	4,719,931
	保険料	27,064,846	28,249,711	29,916,576	32,651,419	37,244,266	24,064,846	28,249,711
	運用収入	6,649,896	6,957,706	7,166,624	7,432,476	7,354,039	6,649,896	6,957,706
	その他	989,712	1,116,901	1,162,491	1,266,180	1,995,289	989,712	1,116,901
実支出 構成比	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	給付費	86.7	86.3	87.0	87.2	83.6	87.3	86.9
	施設整備費	5.9	6.3	5.4	5.0	4.6	5.6	6.0
	施設運営費	1.9	1.1	1.2	1.3	1.2	1.8	1.1
	事務費	3.6	4.3	4.3	4.4	4.2	3.5	4.1
	その他	1.9	2.0	2.2	2.1	6.4	1.8	1.9
実収入 構成比	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	国庫負担	23.2	22.7	23.9	23.3	20.6	26.0	25.9
	地方負担	8.5	8.9	8.4	8.2	7.7	8.6	8.5
	保険料	53.3	53.2	52.9	54.1	57.3	51.0	51.0
	運用収入	13.1	13.1	12.7	11.3	11.3	12.5	12.6
	その他	1.9	2.1	2.1	3.1	3.1	1.9	2.0

社会 保 障			社会 保 障 及 び 関 連 制 度 合 計				
63 (決算)	平成元年度 (決算)	2 (予算)	昭和61年度 (決算)	62 (決算)	63 (決算)	平成元年度 (決算)	2 (予算)
47,621,162	50,258,039	57,234,457	43,785,820	46,383,080	47,962,915	50,593,118	57,595,166
41,727,136	44,107,407	48,188,417	37,851,692	39,989,415	41,739,363	44,118,032	48,208,991
2,445,079	2,425,073	2,512,417	2,732,124	3,054,607	2,687,598	2,671,786	2,782,519
540,317	606,820	652,252	775,749	514,382	553,595	616,500	657,847
1,972,651	2,132,142	2,336,586	1,514,416	1,892,317	1,976,216	2,135,596	2,339,417
935,979	986,597	3,544,785	911,816	932,359	1,006,143	1,051,204	3,606,392
58,929,105	62,682,413	67,312,225	53,533,588	55,776,255	59,270,858	63,017,492	67,672,934
15,847,993	16,349,442	15,679,231	14,211,315	14,688,551	16,150,865	16,648,830	16,005,669
4,790,421	4,982,896	5,039,400	4,617,819	4,763,386	4,829,302	5,018,587	5,073,671
29,961,576	32,651,419	37,244,266	27,064,846	28,249,711	29,961,576	32,651,419	37,244,266
7,166,624	7,432,476	7,354,039	6,649,896	6,957,706	7,166,624	7,432,476	7,354,039
1,162,491	1,266,180	1,995,289	989,712	1,116,901	1,162,491	1,266,180	1,995,289
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
87.6	87.8	84.2	86.4	86.2	87.0	87.2	83.7
5.1	4.8	4.4	6.2	6.6	5.6	5.3	4.8
1.1	1.2	1.1	1.8	1.1	1.2	1.2	1.1
4.2	4.2	4.1	3.5	4.1	4.1	4.2	4.1
2.0	2.0	6.2	2.1	2.0	2.1	2.1	6.3
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
26.9	26.1	23.3	26.6	26.3	27.2	26.4	23.7
8.1	7.9	7.5	8.6	8.5	8.1	8.0	7.5
50.8	52.1	55.3	50.6	50.7	50.6	51.8	55.0
12.2	11.9	10.9	12.4	12.5	12.1	11.8	10.9
2.0	2.0	3.0	1.8	2.0	2.0	2.0	2.9

第32表 社会保険収支の推移

(単位 百万円)

区分	昭和61年度 (決算)	62 (決算)	63 (決算)	平成元年度 (決算)	2 (予算)
合計					
実収入	43,214,190	44,951,008	48,675,494	52,151,617	56,542,720
実支出	33,530,982	35,723,074	37,400,928	39,766,811	46,442,003
実収入と実支出の差額	9,683,208	9,227,934	11,274,566	12,384,806	10,100,717
医療保険					
実収入	13,956,295	14,514,781	15,289,235	16,305,911	17,121,595
実支出	13,820,632	14,720,974	15,317,639	16,039,866	17,672,700
実収入と実支出の差額	135,663	△206,193	△28,404	266,045	551,105
年金保険					
実収入	26,190,287	27,234,626	30,002,607	32,127,286	35,105,886
実支出	17,086,552	18,265,964	19,337,855	20,921,067	25,068,654
実収入と実支出の差額	9,103,735	8,968,662	10,664,752	11,206,219	10,037,232
雇用保険					
実収入	1,807,991	1,881,895	1,972,723	2,094,542	2,445,030
実支出	1,517,605	1,622,272	1,616,688	1,635,494	2,258,933
実収入と実支出の差額	290,386	259,623	356,035	459,048	186,097
業務災害補償保険					
実収入	1,152,443	1,220,962	1,306,039	1,515,485	1,761,864
実支出	1,029,608	1,035,028	1,048,035	1,084,013	1,350,887
実収入と実支出の差額	122,835	185,934	258,004	431,472	410,977

- (注) 1 医療保険には、政府管掌健康保険、組管管掌健康保険、日雇労働者健康保険、国民健康保険、船員保険の疾病部門（職務上傷病を含む。）、共済組合の短期経理を掲げた。
 2 年金保険には、厚生年金保険、厚生年金基金、国民年金、農業者年金基金、船員保険の年金部門、共済組合の長期経理を掲げた。
 3 雇用保険には、雇用保険、船員保険の失業部門、政府職員等失業者退職手当を掲げた。
 4 業務災害補償保険には労働者災害補償保険、公務災害補償を掲げた。
 5 平成2年度予算については、予備費も実支出として扱っている。
 6 合計欄の額は医療保険、年金保険、雇用保険、業務災害補償保険の他、業務経理及び保健経理の分を含む。

第33表 昭和45年度以降の社会保障関係総費用の推移及び伸び率

(単位 10億円、昭和45年度=1)

区分	昭和45年度 (決算)	50 (決算)	55 (決算)	60 (決算)	63 (決算)	平成元年度 (決算)	構成 比%	前年度 増減額	対前年 度伸率
実費									
公庫負担	1,650	5,581	11,320	13,868	16,151	16,649	10.1	26	1.03
地方負担	457	1,438	2,895	3,974	4,829	5,018	11.0	8	1.04
収入									
保険料	3,184	8,961	17,345	25,797	29,962	32,651	10.3	52	1.09
運用収入等	514	1,566	3,520	6,958	8,329	8,699	16.9	14	1.04
合計	5,805	17,548	35,080	50,597	59,271	63,017	10.9	100	1.06
支出									
広義の社会保険									
公的扶助	277	690	1,179	1,538	1,434	1,396	5.0	3	0.97
社会福祉	167	1,121	2,099	1,996	2,093	2,243	13.4	4	1.07
社会保険	2,848	9,535	20,728	27,837	33,536	35,967	12.6	71	1.07
公衆衛生及び医療	343	924	2,027	2,369	2,642	2,704	7.9	5	1.02
老人保健	—	—	—	4,136	5,249	5,655	11.4	11	1.08
小計	3,636	12,270	26,033	37,876	45,314	47,964	13.2	94	1.06
保障									
恩給	324	794	1,721	1,934	1,931	1,895	5.8	4	0.98
職争犠牲者援護	41	134	270	319	377	399	6.3	1	1.06
小計	365	927	1,991	2,253	2,308	2,294	5.9	5	0.99
累計	4,001	13,198	28,024	40,129	47,621	50,258	12.5	99	1.06
出									
社会保険連制度									
住宅等	88	225	318	314	242	247	2.8	0.7	1.02
雇用(失業)対策	74	108	144	112	99	89	1.2	0.3	0.89
小計	162	334	463	426	342	335	2.1	1	0.98
社会連									
保障及び	4,162	13,531	28,486	40,555	47,863	50,593	12.1	100	1.05
制度合計									
性質的									
内訳									
給付費	3,407	11,334	24,290	34,957	41,739	44,118	12.9	87	1.06
施設運営費	167	578	928	733	554	617	3.7	1	1.11
施設整備費	329	955	2,175	2,570	2,688	2,672	8.1	5	0.99
事務費等	259	664	1,093	2,296	2,982	3,186	12.3	7	1.06
収支差									
実収入と実支出の差	1,643	4,015	6,594	10,042	11,808	12,424	7.6	—	1.10

- (注) 1 老人保健は、昭和58年度以降の制度であり、()は社会福祉に老人保健の数値を加えた数値である。
 2 老人保健の<>は昭和60年度を1とした場合の数値である。
 3 「社会保険」の上段の〔 〕は「老人保健」への拠出金を含んだ額である。

第34表 社会保障関係総費用と国民所得等の推移及び比較

区分	昭和45年度 指数	50 指数	55 指数	60 指数	63 指数	平成元年度 指数
社会保障関係総費用 (億円) a	41,844 1	135,321 3.2	287,422 6.9	405,548 9.7	479,629 11.5	505,931 12.1
社会保障給付費 (億円) b	35,239 (1.187) 1	116,726 (1.159) 3.3	246,044 (1.168) 7.0	356,440 (1.138) 10.1	422,777 (1.134) 12.0	446,404 (1.133) 12.7
行政投資額 (億円) c	59,111 (0.708) 1	165,137 (0.819) 2.8	255,196 (1.126) 4.3	262,475 (1.545) 4.4	316,790 (1.514) 5.4	338,276 (1.495) 5.7
一般会計歳出 (億円) d	81,877 (0.511) 1	208,609 (0.649) 2.5	434,050 (0.662) 5.3	530,045 (0.765) 6.5	618,517 (0.775) 7.6	663,119 (0.762) 8.1
一般歳出 (億円) e	59,960 (0.698) 1	158,408 (0.854) 2.6	307,332 (0.935) 5.1	325,854 (1.244) 5.4	329,821 (1.454) 5.5	340,805 (1.485) 5.7
社会保障関係予算 (億円) f	1,153,076 (注4) (0.036) 1	4,032,248 (0.034) 3.5	8,264,386 (0.035) 7.2	9,830,815 (0.041) 8.5	11,801,437 (0.041) 10.2	12,474,185 (0.041) 10.8
国民所得 (億円) g	610,297 (0.069) 1	1,239,907 (0.109) 2.0	1,993,352 (0.144) 3.3	2,543,949 (0.159) 4.2	2,919,421 (0.164) 4.8	3,183,424 (0.159) 5.2
国民総生産 (億円) h	751,520 (0.056) 1	1,522,094 (0.089) 2.0	2,451,627 (0.117) 3.3	3,212,903 (0.126) 4.3	3,725,000 (0.129) 5.0	4,062,499 (0.125) 5.4
消費者物価指数	100.0	177.9	236.5	267.7	271.2	278.9

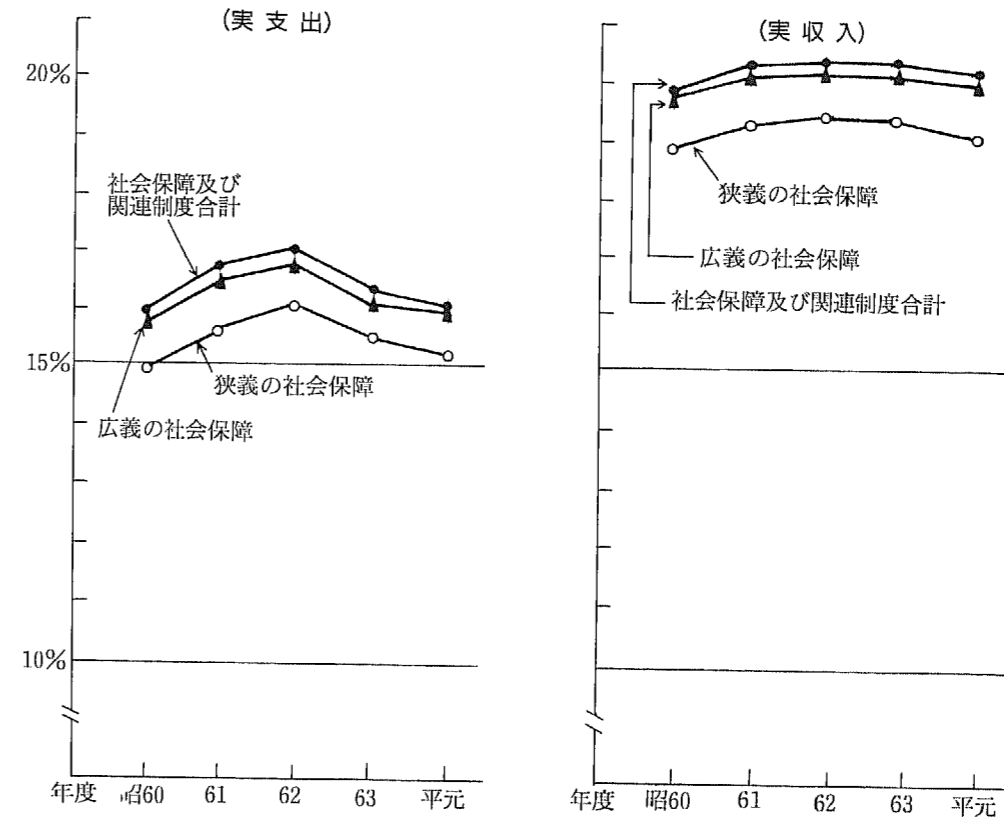
(注) ()内は、a/b～hである。
 1) 昭和55年度以降は専売、電電、国鉄を除く。
 2) 平成元年度は補正予等額、他は決算額。
 3)、4) 補正後予算額

区分	昭和45年	50	55	60	63	平成元年
平均余命 (注) (歳)						
男	69.31	71.73	73.35	74.78	75.54	75.91
女	74.66	76.89	78.76	80.48	81.30	81.77
0～14歳の人口 (千人)(%)	24,751 (23.9)	27,221 (24.3)	27,533 (23.5)	26,033 (21.4)	23,985 (19.5)	23,200 (18.8)
65歳以上人口 (千人)(%)	7,331 (7.1)	8,865 (7.9)	10,647 (9.1)	12,468 (10.3)	13,322 (11.2)	13,785 (11.6)
合計特殊出生率	2.13	1.91	1.75	1.76	1.66	1.57
出生者数(千人)	1,934	1,901	1,577	1,432	1,314	1,247

(注) 昭和63年度、平成元年度は簡易生命表、他は生命表

出所：①社会保障給付費……社会保障研究所
 ②行政投資額……自治省
 ③一般会計歳出……大蔵省
 ④一般歳出……大蔵省
 ⑤社会保障関係予算……大蔵省
 ⑥国民所得……経済企画庁
 ⑦国民総生産……経済企画庁
 ⑧消費者物価指数……総務庁統計局
 ⑨平均余命……厚生省統計情報部
 ⑩65歳以上人口の割合……総務庁統計局(S60以前)
 厚生省人口問題研究所
 ⑪合計特殊出生率……厚生省統計情報部
 ⑫0～14歳の人口……総務庁統計局(S60以前)
 厚生省人口問題研究所

第35表 国民所得に対する社会保障関係総費用の割合



第36表 社会保障関係総費用構成比 (実支出)

(単位：%)

区 分	昭和60年度 (決算)	61 (決算)	62 (決算)	63 (決算)	平成元年度 (決算)
社会保障及び関連制度合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
公 的 扶 助	3.8	3.5	3.2	3.0	2.8
社 会 福 祉	4.9	4.7	4.4	4.4	4.4
社 会 保 険	68.6	69.5	69.7	70.7	71.1
医 療 保 険	24.9	24.5	24.4	24.6	24.2
年 金 保 険	37.6	39.0	39.7	40.3	41.4
雇 用 保 険	3.5	3.5	3.5	3.4	3.2
そ の 他	2.7	2.5	2.4	2.4	2.3
老 人 保 健	10.2	10.3	10.6	10.9	11.2
公 衆 衛 生 ・ 医 療	5.8	5.9	6.3	5.5	5.3
そ の 他	6.6	6.2	5.8	5.5	5.2
恩 給	4.8	4.4	4.2	4.0	3.7
そ の 他	1.8	1.8	1.6	1.5	1.5

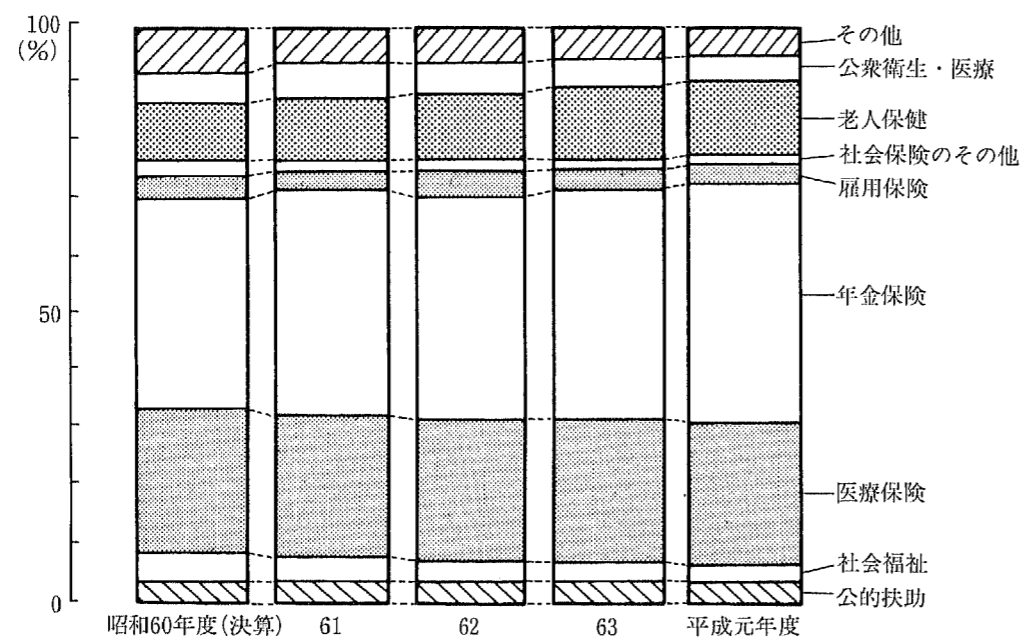
(注) 社会保険の医療保険には、老人保健拠出金は含まない。

第37表 社会保障関係総費用増加の寄与率 (実支出)

(単位：%)

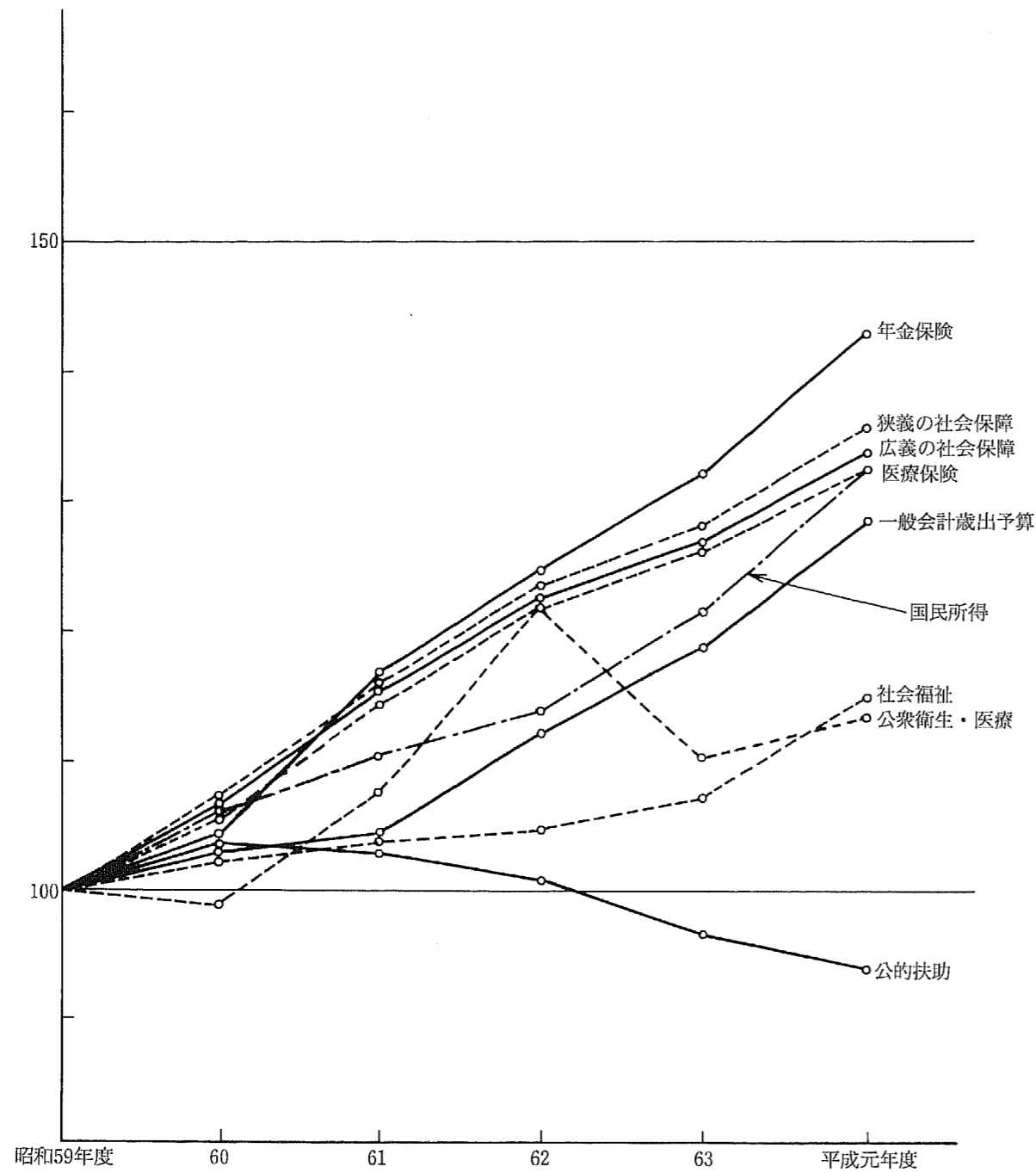
区 分	昭和60年度 (決算)	61 (決算)	62 (決算)	63 (決算)	平成元年度 (決算)
社会保障及び関連制度合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
公 的 扶 助	1.9	△0.2	△1.4	△3.7	△1.4
社 会 福 祉	1.5	0.7	1.0	3.0	5.7
社 会 保 険	78.7	80.3	72.6	99.9	78.7
医 療 保 険	61.9	19.7	22.9	31.5	16.2
年 金 保 険	24.3	56.4	45.4	67.9	60.2
雇 用 保 険	△9.0	3.6	4.0	△0.4	0.7
そ の 他 ^(注1)	1.4	0.6	0.3	0.9	1.6
老 人 保 険	18.1	11.7	15.3	21.2	15.4
公 衆 衛 生 ・ 医 療	△0.8	6.1	13.3	△17.3	2.3
そ の 他	0.6	1.4	△0.9	△3.1	△0.7
恩 給	0.6	0.3	0.7	△1.0	△1.3
そ の 他 ^(注2)	0.1	1.1	△1.6	△1.2	0.6

(注) 1) 業務災害補償保険及び共済組合の業務経理、保健経理よりなる。
 2) 戦争犠牲者援護、住宅対策、雇用(失業)対策よりなる。
 3) 社会保険の医療保険には、老人保健拠出金は含まない。



第38表 社会保障関係総費用の事項別伸び率（実支出）

(昭和59年度=100)



第3節 社会保障給付及び再配分効果

第39表 社会保障関係総費用、社会保障給付費、社会保障移転の推移

(単位：億円、%)

項目 年度	国民所得		社会保障関係総費用			社会保障給付費			社会保障移転		
		伸率		伸率	対国民所得比		伸率	対国民所得比		伸率	対国民所得費
昭和45年	610,297	17.1	41,844	24.0	6.9	35,239	22.6	5.8	35,364		5.8
50	1,239,907	10.2	135,312	29.1	10.9	116,726	31.3	9.4	118,260	30.2	9.5
51	1,403,972	13.2	165,607	22.4	11.8	144,828	24.1	10.3	146,339	23.7	10.4
52	1,557,032	10.9	193,559	16.9	12.4	168,462	16.3	10.8	168,964	15.5	10.9
53	1,717,785	10.3	229,855	18.8	13.4	197,213	17.1	11.5	201,153	19.1	11.7
54	1,822,066	6.1	255,731	11.3	14.0	219,066	11.1	12.0	221,726	10.2	12.2
55	1,995,902	9.5	287,422	12.4	14.4	246,044	12.3	12.3	249,082	12.3	12.5
56	2,097,489	5.1	318,640	10.9	15.2	273,578	11.2	13.0	277,209	11.3	13.2
57	2,193,918	4.6	342,348	7.4	15.6	299,489	9.5	13.7	301,815	8.9	13.8
58	2,308,057	5.2	362,568	5.9	15.7	319,016	6.5	13.8	320,095	6.1	13.9
59	2,436,089	5.5	379,687	4.7	15.6	335,794	5.3	13.8	336,303	5.1	13.8
60	2,595,898	6.6	405,548	6.8	15.6	356,440	6.1	13.7	357,639	6.3	13.8
61	2,693,947	3.8	437,858	8.0	16.3	385,886	8.3	14.3	387,428	8.3	14.4
62	2,817,375	4.6	463,831	5.9	16.5	406,546	5.4	14.4	409,071	5.6	14.5
63	2,993,566	6.3	479,629	3.4	16.0	422,777	4.0	14.1	426,030	4.1	14.2
平成元年	3,183,424	6.3	505,931	5.5	16.3	446,404	5.6	14.0	450,510	5.7	14.2
2	3,381,000	6.2	575,952	13.8	17.0	—	—	—	—	—	—

(注) 1 国民所得、社会保障移転は経済企画庁「国民経済計算」による実績、2年度は見通しである。
 2 社会保障関係総費用は、平成2年度は当初予算額、他は決算額である。
 3 社会保障給付費は、社会保障研究所「社会保障給付費」による。

第40表 制度別社会保障給付費の推移

(単位 百万円)

年度		昭和60年度	61	62	63	平成元年度
給 付 費	総計	35,643.986	38,588,557	40,654,610	42,277,669	44,640,393
	医療保険	9,142,289	9,717,554	10,227,432	10,625,134	11,057,150
	老人保健	4,056,844	4,419,219	4,733,700	5,057,697	5,457,648
	年金保険	14,572,857	16,400,763	17,621,834	18,721,928	20,263,772
	雇用保険	1,121,380	1,210,499	1,207,652	1,055,817	989,748
	業務災害補償	869,174	892,712	894,803	903,452	912,410
	家族手当	461,676	460,428	457,425	449,985	446,506
	生活保護	1,502,711	1,471,032	1,432,475	1,367,435	1,345,671
	社会福祉	1,258,579	1,341,193	1,369,816	1,416,025	1,531,464
	公衆衛生	539,924	543,904	534,904	531,002	537,199
	恩給	1,902,298	1,914,670	1,935,588	1,899,800	1,865,089
	戦争犠牲者援護	216,254	216,583	239,541	249,394	233,736

資料：社会保障研究所「社会保障給付費」

第41表 社会保障移転の推移

(単位 10億円)

区 分	昭和59年度	60	61	62	63
社会保障給付特別会計	29,759.5	32,631.9	34,638.7	36,309.5	38,651.9
厚生保険(除児童手当)	14,769.3	16,671.5	17,274.6	18,050.1	19,282.8
健康・日雇健康保険	8,986.7	10,491.5	11,225.4	11,908.1	12,953.8
厚生年金	2,762.8	2,874.2	2,995.0	3,145.6	3,331.0
国民年金	6,223.8	7,617.3	8,230.4	8,762.5	9,622.8
労働保険	3,564.5	4,049.3	3,923.4	4,164.4	4,413.3
労災保険	1,941.5	2,048.4	2,046.4	1,902.1	1,847.7
雇用保険	837.5	857.4	857.7	865.5	873.7
船員保険	1,104.0	1,191.0	1,188.7	1,036.6	974.1
国民健康保険	276.6	82.4	79.3	75.5	67.9
老人保健医療	3,369.9	3,678.9	3,947.2	4,069.3	4,270.5
共済組合	4,011.4	4,363.8	4,669.9	4,989.3	5,323.6
国家公務員共済組合	4,996.1	5,103.1	5,789.8	6,066.0	6,508.2
地方公務員共済組合	1,046.5	1,076.2	1,240.3	1,313.0	1,413.7
田公共企業体職員共済組合	2,563.0	2,613.8	2,959.4	3,125.0	3,384.9
その他	1,099.1	1,102.9	1,232.6	1,247.6	1,294.3
組合管掌健康保険	287.5	310.1	357.5	380.4	415.2
児童手当	2,032.3	2,158.5	2,267.9	2,371.4	2,486.4
基金	161.5	163.4	161.4	153.0	143.9
年金基金	419.0	492.6	527.8	610.3	636.5
災害補償基金	390.9	462.3	491.3	568.6	599.2
社会扶助金	28.1	30.3	36.6	41.7	37.3
うち恩給	5,996.6	6,103.0	6,260.0	6,285.0	6,390.5
無基金雇用者福祉給付	1,915.6	1,925.6	1,950.6	1,913.9	1,878.3
うち公務災害補償	7.9	8.0	8.4	8.5	8.6
合計	7.7	7.8	8.2	8.3	8.5
合計	35,763.9	38,742.8	40,907.1	42,603.0	45,051.0

資料：経済企画庁「国民経済計算年報」

第42表 部門別社会保障給付費の前年度との比較

社会保障給付費	昭和63年度	平成元年度	対前年度比		対国民所得比	
			増加額	伸び率	昭和63年度	平成元年度
計	億円 422,777 (100.0)	億円 446,404 (100.0)	億円 23,627	% 5.6	% 14.12	% 14.02
医療	165,303 (39.1)	173,713 (38.9)	8,410	5.1	5.52	5.46
年金	212,107 (50.2)	227,231 (50.9)	15,125	7.1	7.09	7.14
その他	45,367 (10.7)	45,459 (10.2)	92	0.2	1.52	1.43

(注) ()内は構成割合である。

資料：社会保障研究所「社会保障給付費」

第43表 高齢者関係給付費の前年度との比較

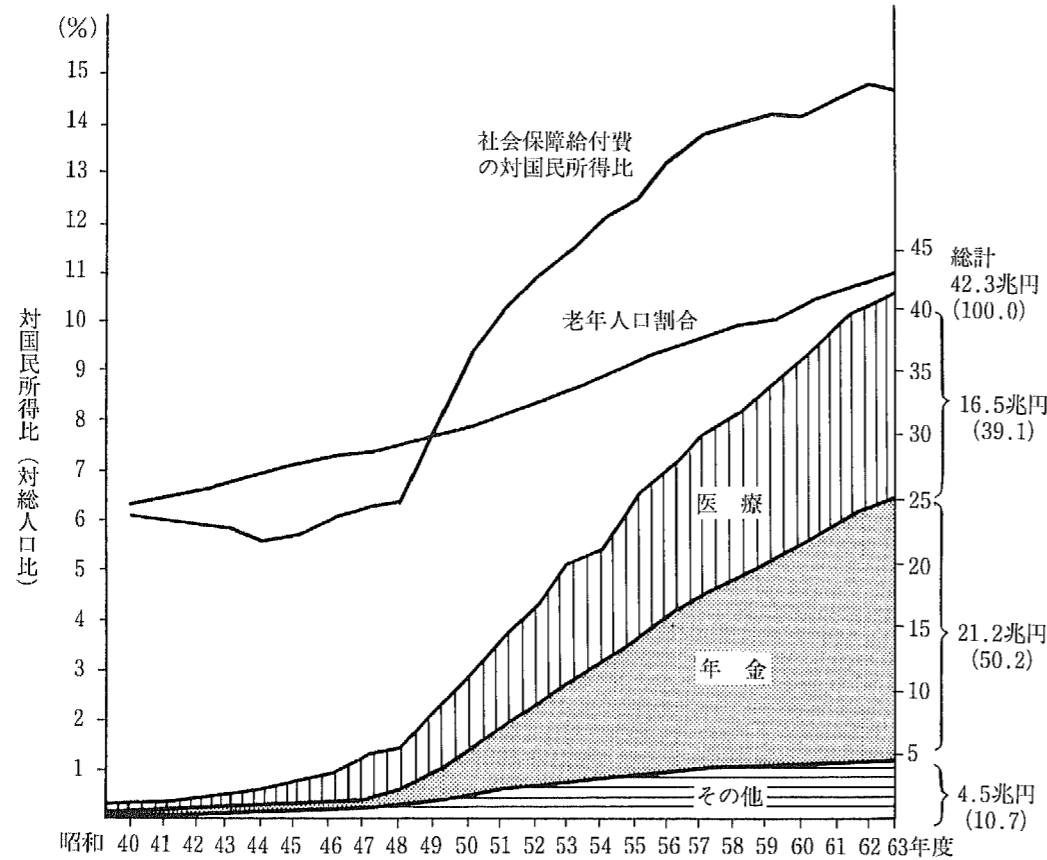
	昭和63年度	平成元年度	対前年度伸び率
社会保障給付費	億円 422,777	億円 446,404	% 5.6
年金保険給付費	億円 187,219	億円 202,638	% 8.2
老人保健(医療分)給付費	49,824	53,730	7.8
老人福祉サービス給付費	4,569	5,106	11.8
計	241,612 (57.1)	261,474 (58.6)	8.2
60歳以上人口	万人 2,011	万人 2,088	% 3.9
65歳以上人口	1,378	1,431	3.8
70歳以上人口	917	941	2.6
75歳以上人口	548	575	4.9

(注) 1 ()内は社会保障給付費に占める割合である。

2 老人福祉サービス給付費は、老人保護関係給付費及び在宅福祉サービス関係給付費からなる。

資料：社会保障研究所「社会保障給付費」

第44表 社会保障給付費等の年次推移



資料：年金研究所「財政と社会保障の諸問題」

第45表 社会保障関係費の推移

(単位：億円、%)

区分	昭和40年度	45	50	60	61	'62	63	平成元年度	2
生 活 保 護 費	1,059 (20.4)	2,172 (19.0)	5,348 (13.6)	10,816 (11.3)	11,101 (11.3)	11,147 (11.0)	10,897 (10.5)	11,416 (10.5)	11,087 (9.5)
社 会 福 祉 費	433 (8.4)	1,114 (9.8)	6,178 (15.7)	20,042 (20.9)	19,002 (19.3)	20,158 (20.0)	20,827 (20.1)	22,309 (20.5)	24,056 (20.7)
社 会 保 險 費	2,095 (40.4)	5,874 (51.5)	23,277 (59.3)	56,584 (59.1)	59,640 (60.6)	60,974 (60.4)	63,450 (61.1)	66,412 (61.0)	71,947 (61.9)
保 健 衛 生 対 策 費	930 (17.9)	1,406 (12.3)	2,738 (7.0)	4,621 (5.0)	4,961 (5.0)	5,007 (5.0)	5,071 (4.9)	5,269 (4.8)	5,587 (4.8)
失 業 対 策 費	667 (12.9)	847 (7.4)	1,741 (4.4)	3,674 (3.8)	3,642 (3.7)	3,610 (3.6)	3,600 (3.5)	3,541 (3.3)	3,471 (3.0)
社 会 保 障 関 係 費	5,184 (100.0)	11,413 (100.0)	39,282 (100.0)	95,737 (100.0)	98,346 (100.0)	100,896 (100.0)	103,845 (100.0)	108,947 (100.0)	116,148 (100.0)
厚 生 省 予 算	4,787 (20.7)	11,035 (22.1)	39,067 (36.2)	95,028 (2.7)	97,721 (2.8)	100,265 (2.6)	103,211 (2.9)	108,372 (5.0)	115,652 (6.7)
一 般 歳 出	29,199 (12.8)	59,960 (16.9)	158,408 (23.2)	325,854 (△0.0)	325,842 (△0.0)	325,834 (△0.0)	329,821 (1.2)	340,805 (3.3)	353,731 (3.8)

(注) 1 ()内は構成比。ただし、厚生省予算及び一般歳出欄は対前年伸び率。
 2 社会保険費には、福祉年金及び児童手当に要する費用が含まれ、労災保険に要する費用は含まれていない。また、雇用保険に要する費用は失業対策費に含まれている。
 3 厚生省大臣官房会計課調べ。

資料：厚生省「厚生白書」

第46表 21世紀初頭における高齢化状況等及び社会保障の給付と負担の展望(63.3.10-厚生省・大蔵省)

(i) 21世紀初頭における高齢化状況等

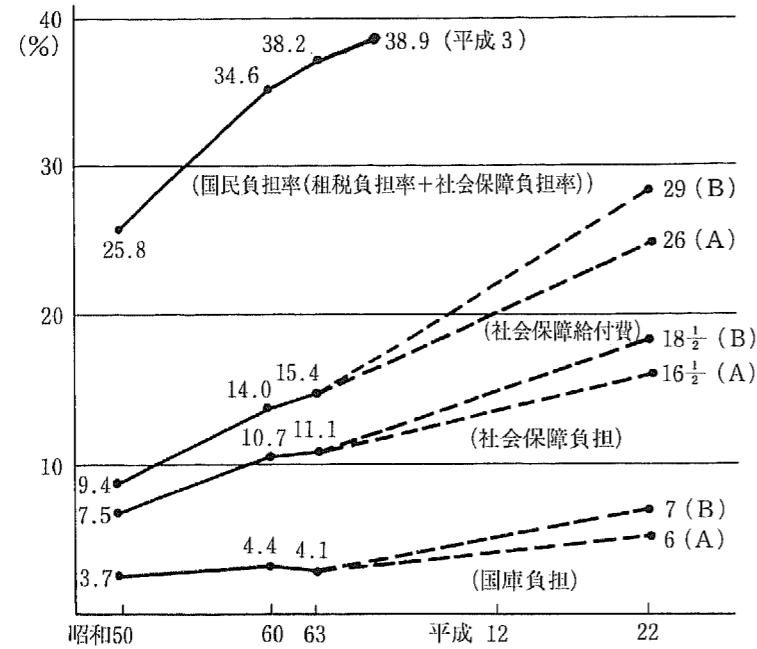
	昭和60年(1985年)	平成12年(2000年)	平成22年(2010年)	備 考
I 高齢人口数等				厚生省人口問題研究所「日本の将来推計人口(61年12月推計)」による。
(1) 総人口	1億2,105万人	1億3,119万人	1億3,582万人	
(2) 65歳以上人口(総人口に占める割合)	1,247万人(10.3%)	2,134万人(16.3%)	2,710万人(20.0%)	
(3) 70歳以上人口(総人口に占める割合)	828万人(6.8%)	1,427万人(10.9%)	1,912万人(14.1%)	
(4) 75歳以上人口(総人口に占める割合)	471万人(3.9%)	845万人(6.4%)	1,246万人(9.2%)	
(5) 生産年齢人口と65歳以上人口との比率	5.9人：1人(6.6人：1人)	3.7人：1人(4.0人：1人)	2.8人：1人(3.1人：1人)	生産年齢人口は20～64歳人口による。()内は、15～64歳人口の場合
II 勤労者数等				「構造調整の指針」(経済審議会)等に基づく労働省試算
(1) 就業者数	5,807万人	約6,310万人	約6,480万人	
(2) 雇用者数	4,313万人	約4,730万人	約4,860万人	
III その他				公的年金受給者について推計
(1) 年金受給者数	約1,840万人	約2,700万人	約3,300万人	
(2) 老人医療				1人当たり医療費の伸びは、最近の実績を勘案
① 国民医療費	約16兆円	約43兆円	約88兆円	
② 老人医療費	約4兆円	約16兆円	約36兆円	
③ ②/①	25%	37%	41%	
(3) わたきり老人数等				直近の出現率に基づく厚生省試算
① わたきり老人数	約60万人	約100万人	約140万人	
② 痴呆性老人数	約60万人	約110万人	約160万人	

(ii) 社会保障給付費、社会保障負担、国庫負担の推計

	昭和60年度(実績)	昭和63年度(見通し)	平成12年度(推計)	平成22年度(推計)
社会保障給付費	国民所得比14.0% 35.6兆円	15.4% 約44兆円	21 1/2%程度～23%程度 105兆円程度～120兆円程度	26%程度～29%程度 195兆円程度～240兆円程度
社会保障負担	国民所得比10.7% 27.1兆円	11.1% 約32兆円	14%程度～14 1/2%程度 65兆円程度～75兆円程度	16 1/2%程度～18 1/2%程度 125兆円程度～155兆円程度
国庫負担	国民所得比4.4% 11.3兆円	4.1% 約12兆円	5 1/2%程度 25兆円程度～30兆円程度	6%程度～7%程度 45兆円程度～55兆円程度
(参考)国民所得	255兆円	約288兆円	460兆円程度～550兆円程度	680兆円程度～940兆円程度

(注) 1 この試算は、現行制度を前提として、社会保障にかかる給付費及び負担を仮定試算したものである。
 2 これに際し、昭和64年度以降の国民所得は、年平均4.0%～5.5%で伸びるものと仮定した。
 3 国民所得の伸び率の仮定等が変化すればこれらの数値は相当の幅で変化するので、上記の数値が確定的なものとして受け取られることは適当でない。

第47表 社会保障給付費及び社会保障負担等の国民所得比の将来見通し



(注) 1 (A)は国民所得について平成元年度以降5.5%で伸びるものと仮定。
 2 (B)は4.0%で伸びるものと仮定。
 3 昭和63年3月厚生省・大蔵省試算

資料：厚生省政策課「社会保障入門」

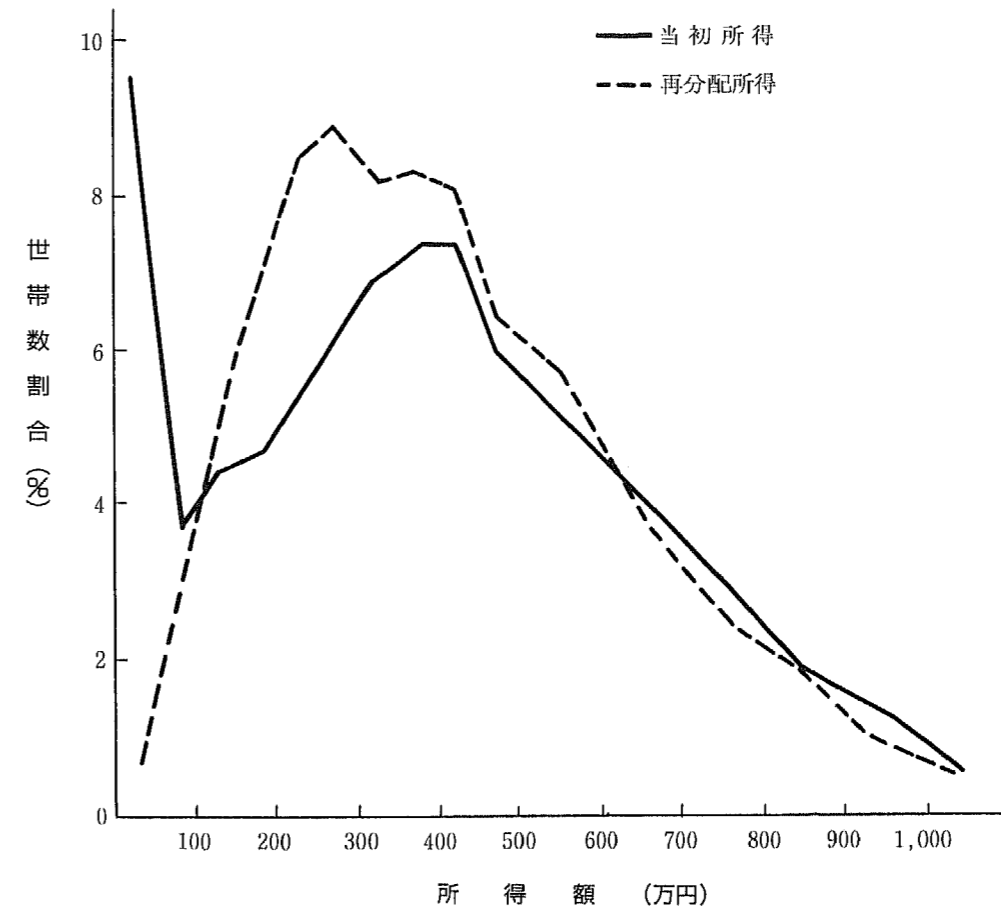
第48表 所得再分配による不平等是正効果（ジニ係数）の年次比較

調査年次	当初所得	再分配所得		社会保障による再分配所得 (当初所得+医療費+社会保障給付金-社会保険料)	
	ジニ係数	ジニ係数	改善度	ジニ係数	改善度
昭和56年	0.3491	0.3143	10.0	0.3317	5.0
59	0.3975	0.3426	13.8	0.3584	9.8
62	0.4049	0.3382	16.5	0.3564	12.0

(注) 1 当初所得とは、雇用者所得、事業所得、農耕所得、畜産所得、財産所得、家内労働所得、雑収入、私的給付の合計額をいう。
 2 再分配所得=当初所得-(税金+社会保険料)+社会保障給付金+医療費
 3 社会保障による再分配所得=当初所得-社会保険料-社会保険給付金+医療費
 4 改善度(%) = $\frac{\text{当初所得のジニ係数} - \text{再分配所得のジニ係数}}{\text{当初所得のジニ係数}} \times 100$
 5 ジニ係数とは、完全に均等な所得分布と、現実の所得分布との差を示すもので、一般にはこれが低下することは所得格差の縮小を意味する。

資料：厚生省大臣官房政策課「所得再分配調査」(昭和62年)

第49表 当初・再分配所得階級別世帯分布



(注) 1 当初所得…雇用者所得、事業所得、農耕所得、畜産所得、財産所得、家内労働所得及び雑収入並びに私的給付(仕送り、企業年金、退職金、生命保険金等の合計額)の合計額をいう。
 2 再分配所得…当初所得から税、社会保険料を控除し、社会保障給付を加えたものである。
 3 再分配係数(%) = $\frac{\text{再分配所得} - \text{当初所得}}{\text{当初所得}} \times 100$

資料：厚生省大臣官房政策課「所得再分配調査」(昭和62年)

第50表 世帯主の年齢階級別1世帯当たり平均金額等

	総数	30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上
世帯人員(人)	3.41	2.33	3.67	3.93	3.42	3.05	2.91
当初所得(万円)	468.7	314.1	448.0	537.4	605.4	384.9	279.4
再分配所得(万円)	466.9	285.0	414.1	491.6	560.4	465.4	429.9
再分配係数(%)	-0.4	-9.3	-7.5	-8.5	-7.4	20.9	53.9
拠出(万円)	拠出合計額	88.8	47.0	74.3	97.2	120.2	87.8
	税金	54.4	24.3	40.8	57.9	75.3	60.0
	社会保険料計	34.4	22.7	33.5	39.3	44.9	27.9
受給(万円)	受給合計額	87.1	17.9	40.4	51.4	75.2	168.3
	うち年金	44.0	2.7	12.0	16.9	24.3	115.9
	うち医療	39.6	12.7	24.4	30.9	47.2	75.4

資料：厚生省大臣官房政策課「所得再分配調査」(昭和62年)

第51表 世帯類型等別1世帯当たり平均金額等

(再掲)

	総数	一般世帯	高齢者世帯	母子世帯	被保護世帯
世帯人員(人)	3.41	3.63	1.59	2.74	2.27
当初所得(万円)	468.7	511.0	137.2	159.1	39.0
再分配所得(万円)	466.9	491.4	284.5	218.6	297.0
再分配係数(%)	-0.4	-3.8	107.3	37.4	660.7
拠出(万円)	拠出合計額	88.8	95.4	40.3	18.0
	税金	54.4	57.6	32.4	7.1
	社会保険料計	34.4	37.7	7.9	10.9
受給(万円)	受給合計額	87.1	75.8	187.5	77.6
	うち年金	44.0	34.5	130.7	14.3
	うち医療	39.6	38.3	53.8	18.1

資料：厚生省大臣官房政策課「所得再分配調査」(昭和62年)

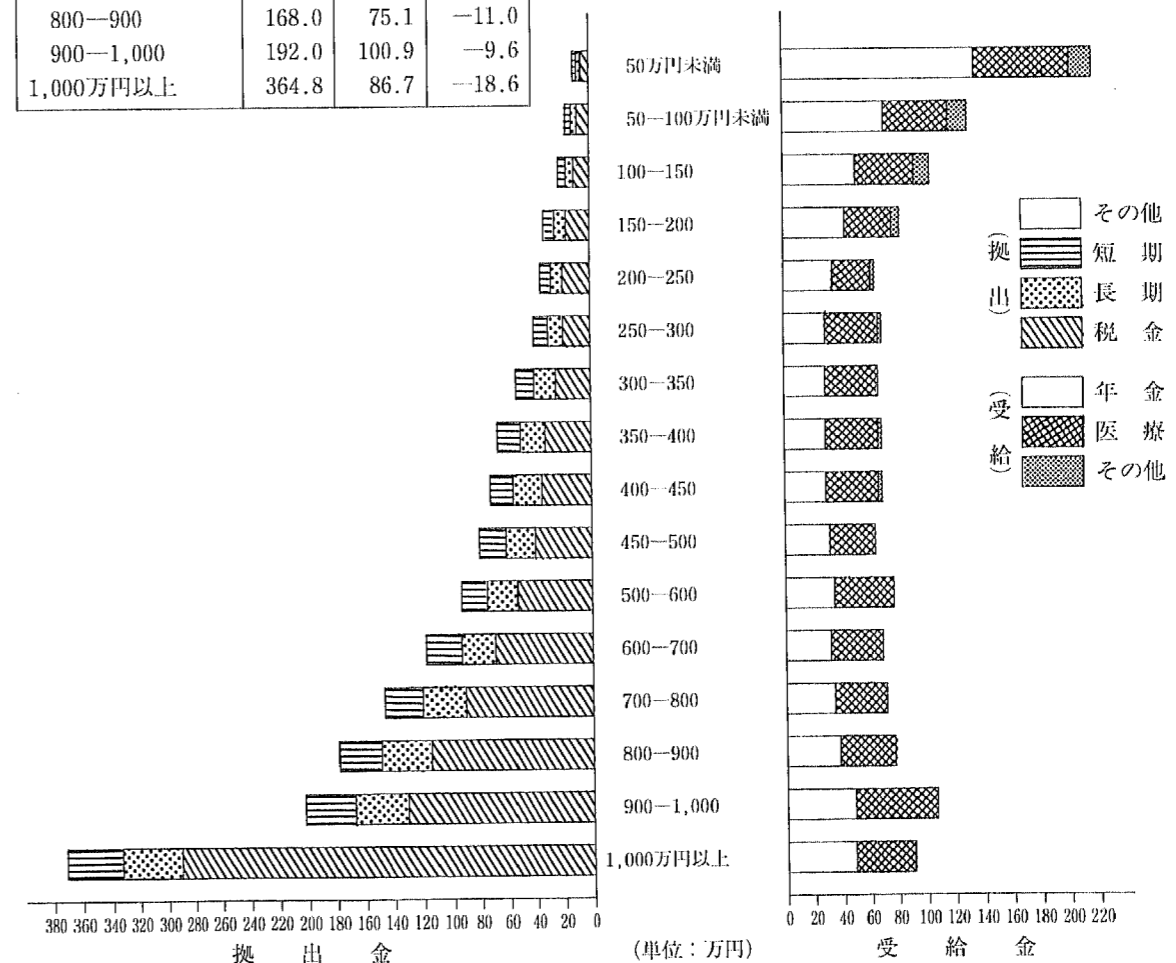
第52表 世帯構造別1世帯当たり平均金額等

	総数	単独世帯	夫婦のみ の世帯	夫婦と未 婚の子の みの世帯	片親と未 婚の子の みの世帯	三世代 世帯	その他 の世帯
世帯人員(人)	3.41	1.00	2.00	3.86	2.48	5.47	3.58
当初所得(万円)	468.7	173.9	358.7	554.9	269.6	603.9	482.9
再分配所得(万円)	466.9	200.0	406.3	495.3	321.9	652.6	527.7
再分配係数(%)	-0.4	15.0	13.3	-10.7	19.4	8.1	9.3
拠出(万円)	拠出合計額	88.8	30.5	82.7	100.7	42.7	110.7
	税金	54.4	18.1	57.2	60.7	22.3	63.3
	社会保険料計	34.4	12.4	25.5	40.0	20.4	47.3
受給(万円)	受給合計額	87.1	56.6	130.4	41.0	95.0	159.3
	うち年金	44.0	36.6	81.8	12.3	37.2	84.4
	うち医療	39.6	16.3	46.0	26.3	40.2	72.3

資料：厚生省大臣官房政策課「所得再分配調査」(昭和62年)

第53表 当初所得階級別1世帯当たり再分配金額

当初所得階級	拠出 総額 (万円)	受給 総額 (万円)	再分配 係数 (%)
総数	88.8	87.1	-0.4
50万円未満	10.2	215.6	3,214.9
50-100万円未満	14.4	129.1	154.9
100-150	20.3	98.4	63.4
150-200	28.0	77.1	28.2
200-250	35.6	60.4	11.1
250-300	40.9	64.0	8.4
300-350	49.0	62.8	4.3
350-400	58.4	66.1	2.1
400-450	66.0	64.7	-0.3
450-500	76.4	59.8	-3.5
500-600	92.4	75.6	-3.1
600-700	113.2	65.4	-7.5
700-800	136.2	65.4	-9.6
800-900	168.0	75.1	-11.0
900-1,000	192.0	100.9	-9.6
1,000万円以上	364.8	86.7	-18.6



第4節 国民所得と国民負担(率)の動向等

第54表 国民負担率(租税負担率及び社会保障負担率)の推移

(単位 %)

年 度	国民負担率	租税負担率	社 会 保 障 負 担 率		
			医 療	年 金	そ の 他
昭和30年度	20.8	18.1	2.7	—	—
35	22.3	19.2	3.1	—	—
40	22.7	18.3	4.4	—	—
45	24.3	18.9	5.4	2.4	2.4
50	25.8	18.3	7.5	3.0	3.6
55	31.3	22.2	9.1	3.4	4.8
56	32.6	22.8	9.8	3.6	5.3
57	33.1	23.1	10.0	3.7	5.4
58	33.4	23.4	10.0	3.7	5.4
59	34.0	23.9	10.1	3.7	5.5
60	34.6	24.1	10.5	3.7	5.9
61	35.7	25.0	10.7	3.8	6.0
62	37.3	26.6	10.7	3.8	6.0
63	38.2	27.5	10.7	3.8	6.0
平成元年度	38.7	27.9	10.8	3.8	6.1
2 (見込み)	39.5	28.2	11.3	3.8	6.6
3 (見通し)	38.7	27.4	11.3	3.7	6.7

(注) 1 母数となる国民所得は、昭和35年度以前は経済企画庁「昭和53年版国民所得統計年報」、昭和40年度以降は経済企画庁「昭和60年基準改訂国民経済計算」による。

2 国民負担率=租税負担率+社会保障負担率

資料：厚生省大臣官房政策課「社会保障入門」

第55表 国民負担率の国際比較等

(i) 国民負担率の国際比較

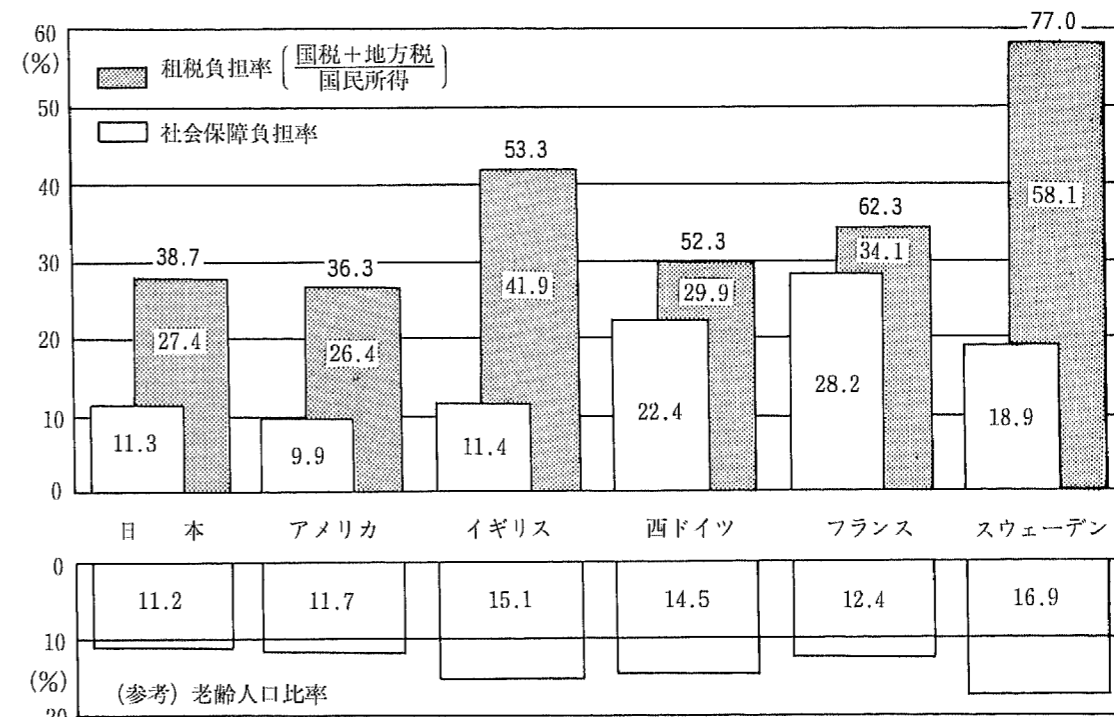
(単位 %)

区 分	日 本 (平成2年度)	アメリ カ (昭和62)	イギリス (昭和61)	西ドイツ (昭和62)	フランス (昭和62)	スウェー デン (昭和62)
租 税 負 担 率	28.3	26.4	41.9	29.9	34.1	58.1
社会 保 障 負 担 率	12.1	9.9	11.4	22.4	28.2	18.9
国民 負 担 率	40.4	36.3	53.3	52.3	62.3	77.0
(注) 老 齡 人 口 比 率	(昭和60) 10.3	(昭和60) 12.0	(昭和60) 15.1	(昭和60) 14.5	(昭和60) 12.8	(昭和60) 16.9
(65歳以上人口)	(平成12) 16.3	(平成12) 12.0	(平成12) 15.3	(平成12) 16.7	(平成12) 14.7	(平成12) 17.2

(注) 〔過去15年間の高齢人口比率の上昇：3.2%ポイント(7.1%→10.3%)
今後15年間の高齢人口比率の上昇：6.0%ポイント(10.3%→16.3%)〕

資料：年金研究所「財政と社会保障の諸問題」

(ii) 国民所得に対する租税負担率と社会保障負担率の国際比較



(注) 1 負担率については、日本は平成3年度予算、諸外国は昭和62年度実績(イギリスは昭和61年)である。太字は、社会保障負担率と租税負担率の合計(国民負担率)である。

2 高齢人口比率は、65歳以上人口の総人口に対する割合で、日本は平成元年推計、諸外国は国連推計による昭和60年の値である。

資料：厚生省大臣官房政策課「社会保障入門」

第56表 国民所得及び国民可処分所得の分配

(実数)

(単位 10億円)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
1 雇 用 者 所 得	176,180.4	183,327.6	191,172.1	202,748.4	217,841.1
(1) 賃 金 ・ 俸 給	152,717.5	158,577.6	164,428.4	174,320.9	187,494.4
(2) 社 会 保 障 雇 主 負 担	13,841.3	14,794.8	15,514.4	16,595.8	17,913.3
(3) そ の 他 の 雇 主 負 担	9,621.7	9,955.2	11,229.4	11,831.6	12,433.4
2 財 産 所 得 (非企業部門)	24,825.5	26,203.6	26,448.4	27,146.7	31,355.7
a 受 取	41,621.1	43,703.3	44,251.6	45,593.0	50,417.3
b 支 払	16,795.6	17,499.7	17,803.2	18,446.3	19,061.5
(1) 一 般 政 府	-6,034.5	-5,572.1	-4,994.3	-4,547.7	-4,058.9
a 受 取	8,595.9	9,601.9	10,445.3	11,265.5	12,127.2
b 支 払	14,630.4	15,174.0	15,439.6	15,813.1	16,186.1
(2) 対 家 計 民 間 非 営 利 団 体	343.4	317.3	201.3	109.1	87.3
a 受 取	1,248.0	1,254.7	1,123.6	1,035.3	1,048.1
b 支 払	904.6	937.4	922.2	926.3	960.8
(3) 家 計	30,516.5	31,458.4	31,241.4	31,585.3	35,327.3
① 利 子	23,831.8	24,106.6	22,486.8	21,492.7	23,442.2
a 受 取	25,092.5	25,494.8	23,928.1	23,199.7	25,356.8
b 支 払	1,260.7	1,388.2	1,441.3	1,706.9	1,914.6
② 配 当 (受取)	5,051.0	5,628.7	6,828.9	7,949.3	9,571.8
③ 賃 料 (受取)	1,633.7	1,723.2	1,925.8	2,143.3	2,313.3
3 企 業 所 得 (配当受払後)	58,583.9	59,863.4	64,117.0	69,461.5	69,145.5
(1) 民 間 法 人 企 業	27,581.5	29,279.7	31,509.7	35,334.7	33,104.7
a 非 金 融 法 人 企 業	26,388.8	28,668.0	32,352.0	35,759.9	36,012.8
b 金 融 機 関	1,192.7	611.7	-842.3	-425.2	-2,908.2
(2) 公 的 企 業	-12.3	-508.9	-455.2	76.7	2,869.2
a 非 金 融 法 人 企 業	-2,102.9	-1,792.7	-1,435.5	-1,262.1	-167.4
b 金 融 機 関	2,090.6	1,283.8	980.3	1,338.9	3,036.6
(3) 個 人 企 業	31,014.7	31,092.6	33,062.4	34,050.0	33,171.7
a 農 林 水 産 業	3,627.7	3,525.9	3,223.5	3,361.7	3,626.0
b その他の産業(非農林水・非金融)	19,725.4	18,760.0	20,212.8	20,967.0	20,050.8
c 持 ち 家	7,661.5	8,806.8	9,626.1	9,721.3	9,494.9
4 国 民 所 得 (1+2+3)	259,589.8	269,394.7	281,737.5	299,356.6	318,342.4
5 間 接 税 (控除) 補 助 金	20,683.5	22,585.4	25,245.3	28,246.9	28,274.4
6 国 民 所 得 (市場価格表示) (4+5)	280,273.3	291,980.0	306,982.8	327,603.4	346,616.8
7 そ の 他 の 経 常 移 転 (純)	-247.4	-237.7	-361.2	-380.3	-342.0
(1) 非金融法人企業及び金融機関	-18,928.0	-19,757.1	-22,017.9	-25,552.3	-27,941.1
a 民 間	-16,943.7	-18,410.0	-21,143.2	-24,765.3	-27,460.1
b 公 的	-1,984.3	-1,347.1	-874.7	-787.0	-481.0
(2) 一 般 政 府	30,384.8	31,382.5	34,502.4	39,034.1	43,905.1
(3) 対 家 計 民 間 非 営 利 団 体	2,612.9	2,709.0	2,896.0	3,260.7	3,711.3
(4) 家 計 (個人企業を含む)	-14,317.1	-14,572.2	-15,741.7	-17,122.8	-20,017.3
8 国 民 可 処 分 所 得 (6+7)	280,025.9	291,742.4	306,621.6	327,223.1	346,274.8
(1) 非金融法人企業及び金融機関	8,641.2	9,013.7	9,036.6	9,859.1	8,032.7
a 民 間	10,637.8	10,869.7	10,366.5	10,569.4	5,644.5
b 公 的	-1,996.5	-1,856.0	-1,329.9	-710.2	2,388.2
(2) 一 般 政 府	45,033.8	48,395.8	54,753.4	62,733.3	68,120.5
(3) 対 家 計 民 間 非 営 利 団 体	2,956.3	3,026.3	3,097.3	3,369.8	3,798.6
(4) 家 計 (個人企業を含む)	223,394.5	231,306.5	239,734.3	251,260.9	266,322.9

(注) 1 国民所得は通常4の額をいう。
 2 企業所得=営業余剰+財産所得の受取-財産所得の支払
 資料: 経済企画庁「国民経済計算年報(平成3年版)」

(実数)

(単位 10億円)

区 分	昭和60暦年	61	62	63	平成元暦年
1 雇 用 者 所 得	173,815.3	182,005.9	189,124.7	200,191.9	214,729.6
(1) 賃 金 ・ 俸 給	151,291.2	157,802.6	162,579.7	172,235.2	184,864.2
(2) 社 会 保 障 雇 主 負 担	13,437.2	14,610.5	15,376.2	16,258.2	17,642.7
(3) そ の 他 の 雇 主 負 担	9,086.9	9,592.9	11,168.8	11,698.5	12,222.7
2 財 産 所 得 (非企業部門)	24,482.7	26,257.8	25,585.5	26,249.4	29,647.3
a 受 取	40,920.6	43,454.5	43,284.4	44,470.7	48,461.2
b 支 払	16,437.8	17,196.7	17,698.9	18,221.3	18,814.0
(1) 一 般 政 府	-5,948.5	-5,565.5	-5,337.3	-4,558.5	-4,401.9
a 受 取	8,369.4	9,346.2	10,009.1	11,112.3	11,620.8
b 支 払	14,317.9	14,911.7	15,346.3	15,670.8	16,022.7
(2) 対 家 計 民 間 非 営 利 団 体	334.0	346.2	202.1	120.8	62.2
a 受 取	1,234.6	1,271.3	1,134.2	1,042.5	998.7
b 支 払	900.5	925.1	932.1	921.7	936.5
(3) 家 計	30,097.2	31,477.1	30,720.6	30,687.1	33,987.0
① 利 子	23,718.4	24,483.3	22,460.9	21,780.5	21,916.3
a 受 取	24,937.8	25,843.2	23,881.4	23,409.3	23,771.0
b 支 払	1,219.3	1,359.9	1,420.5	1,628.8	1,854.8
② 配 当 (受取)	4,764.9	5,291.8	6,387.0	6,818.6	9,799.3
③ 賃 料 (受取)	1,613.9	1,702.0	1,872.7	2,088.1	2,271.4
3 企 業 所 得 (配当受払後)	58,231.9	59,710.7	63,037.7	69,222.0	69,477.2
(1) 民 間 法 人 企 業	28,273.2	29,178.3	31,017.6	36,051.2	33,929.8
a 非 金 融 法 人 企 業	26,676.1	28,608.4	31,258.7	35,918.7	36,691.2
b 金 融 機 関	1,597.2	570.0	-241.1	132.5	-2,761.4
(2) 公 的 企 業	-165.6	-420.1	-256.3	-135.4	2,610.1
a 非 金 融 法 人 企 業	-2,029.9	-1,899.8	-1,308.4	-1,387.4	-551.0
b 金 融 機 関	1,864.3	1,479.7	1,052.1	1,252.0	3,161.1
(3) 個 人 企 業	30,124.2	30,952.5	32,276.4	33,306.2	32,937.3
a 農 林 水 産 業	3,554.3	3,566.0	3,121.8	3,357.2	3,498.9
b その他の産業(非農林水・非金融)	19,181.7	18,791.7	19,655.5	20,215.0	19,721.0
c 持 ち 家	7,388.2	8,594.7	9,499.1	9,734.0	9,717.4
4 国 民 所 得 (1+2+3)	258,529.9	267,974.5	277,747.8	295,663.4	313,854.0
5 間 接 税 (控除) 補 助 金	21,249.8	21,534.6	24,960.6	27,469.3	29,001.0
6 国 民 所 得 (市場価格表示) (4+5)	277,779.7	289,509.1	302,708.4	323,132.7	342,855.1
7 そ の 他 の 経 常 移 転 (純)	-253.1	-222.2	-371.8	-356.0	-333.2
(1) 非金融法人企業及び金融機関	-18,477.2	-18,979.8	-20,988.4	-23,718.2	-27,466.1
a 民 間	-16,619.2	-17,238.5	-19,830.7	-23,069.8	-26,845.9
b 公 的	-1,858.0	-1,741.3	-1,157.7	-648.4	-620.2
(2) 一 般 政 府	29,038.9	30,136.9	33,198.9	36,693.9	42,339.0
(3) 対 家 計 民 間 非 営 利 団 体	2,566.4	2,726.4	2,810.7	3,141.8	3,614.6
(4) 家 計 (個人企業を含む)	-13,381.2	-14,105.6	-15,392.9	-16,473.6	-18,820.7
8 国 民 可 処 分 所 得 (6+7)	277,526.6	289,287.0	302,336.6	322,776.7	342,521.8
(1) 非金融法人企業及び金融機関	9,630.4	9,778.4	9,772.9	12,197.6	9,073.8
a 民 間	11,654.0	11,939.8	11,186.9	12,981.4	7,083.9
b 公 的	-2,023.6	-2,161.4	-1,414.1	-783.8	1,989.9
(2) 一 般 政 府	44,340.1	46,106.0	52,822.2	59,604.7	66,938.1
(3) 対 家 計 民 間 非 営 利 団 体	2,900.4	3,072.6	3,012.8	3,262.6	3,676.8
(4) 家 計 (個人企業を含む)	220,655.6	230,329.9	236,728.7	247,711.8	262,833.2

(注) 1 国民所得は通常4の額をいう。
 2 企業所得=営業余剰+財産所得の受取-財産所得の支払
 資料: 経済企画庁「国民経済計算年報(平成3年版)」

〈構成比〉

(単位 %) (昭和60年度)

項 目	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
1 雇 用 者 所 得	67.9	68.1	67.9	67.7	68.4
(1) 賃 金 ・ 俸 給	58.8	58.9	58.4	58.2	58.9
(2) 社 会 保 障 雇 主 負 担	5.3	5.5	5.5	5.5	5.6
(3) そ の 他 の 雇 主 負 担	3.7	3.7	4.0	4.0	3.9
2 財 産 所 得 (非企業部門)	9.6	9.7	9.4	9.1	9.8
a 受 取	16.0	16.2	15.7	15.2	15.8
b 支 払	6.5	6.5	6.3	6.2	6.0
(1) 一 般 政 府	-2.3	-2.1	-1.8	-1.5	-1.3
a 受 取	3.3	3.6	3.7	3.8	3.8
b 支 払	5.6	5.6	5.5	5.3	5.1
(2) 対 家 計 民 間 非 営 利 団 体	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0
a 受 取	0.5	0.5	0.4	0.3	0.3
b 支 払	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
(3) 家 計	11.8	11.7	11.1	10.6	11.1
① 利 子	9.2	8.9	8.0	7.2	7.4
a 受 取	9.7	9.5	8.5	7.7	8.0
b 支 払	0.5	0.5	0.5	0.6	0.6
② 配 当 (受取)	1.9	2.1	2.4	2.7	3.0
③ 賃 貸 料 (受取)	0.6	0.6	0.7	0.7	0.7
3 企 業 所 得 (配当受払後)	22.6	22.2	22.8	23.2	21.7
(1) 民 間 法 人 企 業	10.6	10.9	11.2	11.8	10.4
a 非 金 融 法 人 企 業	10.2	10.6	11.5	11.9	11.3
b 金 融 機 関	0.5	0.2	-0.3	-0.1	-0.9
(2) 公 的 企 業	-0.0	-0.2	-0.2	0.0	0.9
a 非 金 融 法 人 企 業	-0.8	-0.7	-0.5	-0.4	-0.1
b 金 融 機 関	0.8	0.5	0.3	0.4	1.0
(3) 個 人 企 業	11.9	11.5	11.7	11.4	10.4
a 農 林 水 産 業	1.4	1.3	1.1	1.1	1.1
b その他の産業(非農林水・非金融)	7.6	7.0	7.2	7.0	6.3
c 持 ち 家	3.0	3.3	3.4	3.2	3.0
4 国 民 所 得 (1+2+3)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
5 間 接 税 (控除) 補 助 金	8.0	8.4	9.0	9.4	8.9
6 国 民 所 得 (市場価格表示) (4+5)	108.0	108.4	109.0	109.4	108.9
7 そ の 他 の 経 常 移 転 (純)	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1
(1) 非 金 融 法 人 企 業 及 び 金 融 機 関	-7.3	-7.3	-7.8	-8.5	-8.8
a 民 間	-6.5	-6.8	-7.5	-8.3	-8.6
b 公 的	-0.8	-0.5	-0.3	-0.3	-0.2
(2) 一 般 政 府	11.7	11.6	12.2	13.0	13.8
(3) 対 家 計 民 間 非 営 利 団 体	1.0	1.0	1.0	1.1	1.2
(4) 家 計 (個人企業を含む)	-5.5	-5.4	-5.6	-5.7	-6.3
8 国 民 可 処 分 所 得 (6+7)	107.9	108.3	108.8	109.3	108.8
(1) 非 金 融 法 人 企 業 及 び 金 融 機 関	3.3	3.3	3.2	3.3	2.5
a 民 間	4.1	4.0	3.7	3.5	1.8
b 公 的	-0.8	-0.7	-0.5	-0.2	0.8
(2) 一 般 政 府	17.3	18.0	19.4	21.0	21.4
(3) 対 家 計 民 間 非 営 利 団 体	1.1	1.1	1.1	1.1	1.2
(4) 家 計 (個人企業を含む)	86.1	85.9	85.1	83.9	83.7

〈構成比〉

(単位 %) (昭和60暦年)

項 目	昭和60暦年	61	62	63	平成元暦年
1 雇 用 者 所 得	67.8	67.9	68.1	67.7	68.4
(1) 賃 金 ・ 俸 給	59.0	58.9	58.5	58.3	58.9
(2) 社 会 保 障 雇 主 負 担	5.2	5.5	5.5	5.5	5.6
(3) そ の 他 の 雇 主 負 担	3.5	3.6	4.0	4.0	3.9
2 財 産 所 得 (非企業部門)	9.5	9.8	9.2	8.9	9.4
a 受 取	16.0	16.2	15.6	15.0	15.4
b 支 払	6.4	6.4	6.4	6.2	6.0
(1) 一 般 政 府	-2.3	-2.1	-1.9	-1.5	-1.4
a 受 取	3.3	3.5	3.6	3.8	3.7
b 支 払	5.6	5.6	5.5	5.3	5.1
(2) 対 家 計 民 間 非 営 利 団 体	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0
a 受 取	0.5	0.5	0.4	0.4	0.3
b 支 払	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3
(3) 家 計	11.7	11.7	11.1	10.4	10.8
① 利 子	9.2	9.1	8.1	7.4	7.0
a 受 取	9.7	9.6	8.6	7.9	7.6
b 支 払	0.5	0.5	0.5	0.6	0.6
② 配 当 (受取)	1.9	2.0	2.3	2.3	3.1
③ 賃 貸 料 (受取)	0.6	0.6	0.7	0.7	0.7
3 企 業 所 得 (配当受払後)	22.7	22.3	22.7	23.4	22.1
(1) 民 間 法 人 企 業	11.0	10.9	11.2	12.2	10.8
a 非 金 融 法 人 企 業	10.4	10.7	11.3	12.1	11.7
b 金 融 機 関	0.6	0.2	-0.1	0.0	-0.9
(2) 公 的 企 業	-0.1	-0.2	-0.1	-0.0	0.8
a 非 金 融 法 人 企 業	-0.8	-0.7	-0.5	-0.5	-0.2
b 金 融 機 関	0.7	0.6	0.4	0.4	1.0
(3) 個 人 企 業	11.7	11.6	11.6	11.3	10.5
a 農 林 水 産 業	1.4	1.3	1.1	1.1	1.1
b その他の産業(非農林水・非金融)	7.5	7.0	7.1	6.8	6.3
c 持 ち 家	2.9	3.2	3.4	3.3	3.1
4 国 民 所 得 (1+2+3)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
5 間 接 税 (控除) 補 助 金	8.3	8.0	9.0	9.3	9.2
6 国 民 所 得 (市場価格表示) (4+5)	108.3	108.0	109.0	109.3	109.2
7 そ の 他 の 経 常 移 転 (純)	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1
(1) 非 金 融 法 人 企 業 及 び 金 融 機 関	-7.2	-7.1	-7.6	-8.0	-8.8
a 民 間	-6.5	-6.4	-7.1	-7.8	-8.6
b 公 的	-0.7	-0.6	-0.4	-0.2	-0.2
(2) 一 般 政 府	11.3	11.2	12.0	12.4	13.5
(3) 対 家 計 民 間 非 営 利 団 体	1.0	1.0	1.0	1.1	1.2
(4) 家 計 (個人企業を含む)	-5.2	-5.3	-5.5	-5.6	-6.0
8 国 民 可 処 分 所 得 (6+7)	108.2	108.0	108.9	109.2	109.1
(1) 非 金 融 法 人 企 業 及 び 金 融 機 関	3.8	3.6	3.5	4.1	2.9
a 民 間	4.5	4.5	4.0	4.4	2.3
b 公 的	-0.8	-0.8	-0.5	-0.3	0.6
(2) 一 般 政 府	17.3	17.2	19.0	20.2	21.3
(3) 対 家 計 民 間 非 営 利 団 体	1.1	1.1	1.1	1.1	1.2
(4) 家 計 (個人企業を含む)	86.0	86.0	85.2	83.8	83.7

第57表 国民総支出(名目)

〈実数〉

項 目	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
1 民間最終消費支出	190,575.4	198,091.5	206,799.7	218,028.3	232,304.7
(1) 家計最終消費支出	188,027.0	195,453.6	204,122.6	215,182.9	229,483.2
a 国内家計最終消費支出	187,115.5	194,423.3	202,760.9	212,909.4	226,642.9
b 居住者家計の海外での直接購入	1,199.9	1,311.5	1,699.0	2,665.1	3,337.7
c (控除) 非居住者家計の国内での直接購入	288.4	281.2	337.3	391.6	497.3
(2) 対家計民間非営利団体最終消費支出	2,548.3	2,637.9	2,677.1	2,845.4	2,821.5
2 政府最終消費支出	31,038.0	32,559.9	33,241.0	34,564.8	36,686.2
3 国内総資本形成	91,285.2	93,604.3	104,002.7	115,887.3	129,041.7
(1) 総固定資本形成	89,208.9	92,337.8	102,817.9	113,632.8	125,895.3
a 民間	67,720.4	69,801.5	78,271.4	88,748.9	99,357.8
(a) 住宅	14,760.8	16,176.2	20,849.8	22,112.8	23,422.3
(b) 企業設備	52,959.6	53,625.3	57,421.7	66,636.1	75,935.5
b 公的	21,488.5	22,536.3	24,546.4	24,883.9	26,537.5
(a) 住宅	844.0	816.5	793.8	801.7	849.2
(b) 企業設備	5,286.7	5,467.3	5,301.8	5,381.0	5,462.5
(c) 一般政府	15,357.8	16,252.5	18,450.9	18,701.2	20,225.8
(2) 在庫品増加	2,076.3	1,266.6	1,184.8	2,254.6	3,146.4
a 民間企業	1,732.4	781.3	1,179.9	2,637.7	3,250.8
b 公的企業	343.9	485.3	4.9	-383.1	-104.4
4 経常海外余剰	12,472.0	15,429.5	12,220.3	10,482.6	8,212.3
(1) 財貨・サービスの輸出と海外からの要素所得	50,146.4	43,081.1	44,366.9	49,688.2	60,317.2
a 財貨・サービスの輸出	44,497.5	37,394.0	36,070.0	38,708.9	43,714.2
b 海外からの要素所得	5,648.9	5,687.1	8,296.9	10,979.3	16,603.0
(2) (控除) 財貨・サービスの輸入と海外への要素所得	37,674.5	27,651.6	32,146.7	39,205.6	52,104.9
a 財貨・サービスの輸入	33,237.1	23,297.1	26,124.4	30,567.7	38,994.5
b 海外への要素所得	4,437.3	4,354.5	6,022.3	8,637.9	13,110.5
5 国内総支出	325,370.5	339,685.3	356,263.6	378,963.0	406,244.9

資料：経済企画庁「国民経済計算年報(平成3年版)」

〈実数〉

項 目	昭和60暦年	61	62	63	平成元暦年
1 民間最終消費支出	188,759.5	195,968.5	204,585.3	215,122.0	228,444.7
(1) 家計最終消費支出	186,234.6	193,307.9	201,973.3	212,237.2	225,476.1
a 国内家計最終消費支出	185,335.1	192,326.5	200,703.8	210,185.2	222,767.6
b 居住者家計の海外での直接購入	1,196.1	1,247.0	1,591.4	2,438.6	3,158.0
c (控除) 非居住者家計の国内での直接購入	296.6	265.7	321.9	386.6	449.6
(2) 対家計民間非営利団体最終消費支出	2,524.9	2,660.6	2,612.1	2,884.8	2,968.6
2 政府最終消費支出	30,685.3	32,388.0	32,974.5	34,184.3	36,239.5
3 国内総資本形成	90,198.3	92,953.3	99,850.4	113,704.5	125,576.0
(1) 総固定資本形成	88,039.5	91,310.3	99,160.2	111,074.2	122,518.2
a 民間	66,391.3	69,039.7	75,430.3	86,027.4	96,558.6
(a) 住宅	14,633.4	15,703.2	19,513.0	22,125.8	23,088.4
(b) 企業設備	51,757.9	53,336.5	55,917.3	63,901.5	73,470.3
b 公的	21,648.2	22,270.6	23,729.8	25,046.8	25,959.5
(a) 住宅	812.7	864.6	788.4	801.2	829.1
(b) 企業設備	5,667.5	5,358.4	5,405.2	5,385.7	5,328.6
(c) 一般政府	15,168.1	16,047.7	17,536.2	18,859.9	19,801.8
(2) 在庫品増加	2,158.8	1,643.0	690.2	2,630.4	3,057.8
a 民間企業	1,809.7	1,170.3	746.2	3,016.4	3,214.9
b 公的企業	349.1	472.7	-56.0	-386.0	-157.1
4 経常海外余剰	11,912.8	14,527.9	13,068.7	10,720.3	8,433.1
(1) 財貨・サービスの輸出と海外からの要素所得	52,075.5	43,427.4	43,816.6	47,607.1	57,112.6
a 財貨・サービスの輸出	46,307.1	38,089.9	36,209.6	37,483.2	42,351.8
b 海外からの要素所得	5,768.4	5,337.5	7,607.0	10,123.9	14,760.8
(2) (控除) 財貨・サービスの輸入と海外への要素所得	40,162.7	28,899.5	30,748.0	36,886.9	48,679.5
a 財貨・サービスの輸入	35,531.6	24,791.1	25,194.9	29,065.1	36,768.1
b 海外への要素所得	4,631.2	4,108.3	5,553.1	7,821.8	11,911.4
5 国民総支出	321,555.9	335,837.8	350,478.9	373,731.1	398,693.3

資料：経済企画庁「国民経済計算年報(平成3年版)」

〈構成比〉

(単位 %)

項	目	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
1	民間最終消費支出	58.6	58.3	58.0	57.5	57.2
(1)	家計最終消費支出	57.8	57.5	57.3	56.8	56.5
a	国内家計最終消費支出	57.5	57.2	56.9	56.2	55.8
b	居住者家計の海外での直接購入	0.4	0.4	0.5	0.7	0.8
c	(控除)非居住者家計の国内での直接購入	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
(2)	対家計民間非営利団体最終消費支出	0.8	0.8	0.8	0.8	0.7
2	政府最終消費支出	9.5	9.6	9.3	9.1	9.0
3	国内総資本形成	28.1	27.6	29.2	30.6	31.8
(1)	総固定資本形成	27.4	27.2	28.9	30.0	31.0
a	民間	20.8	20.5	22.0	23.4	24.5
(a)	住宅	4.5	4.8	5.9	5.8	5.8
(b)	企業設備	16.3	15.8	16.1	17.6	18.7
b	公的	6.6	6.6	6.9	6.6	6.5
(a)	住宅	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2
(b)	企業設備	1.6	1.6	1.5	1.4	1.3
(c)	一般政府	4.7	4.8	5.2	4.9	5.0
(2)	在庫品増加	0.6	0.4	0.3	0.6	0.8
a	民間企業	0.5	0.2	0.3	0.7	0.8
b	公的企業	0.1	0.1	0.0	-0.1	-0.0
4	経常海外余剰	3.8	4.5	3.4	2.8	2.0
(1)	財貨・サービスの輸出と海外からの要素所得	15.4	12.7	12.5	13.1	14.8
a	財貨・サービスの輸出	13.7	11.0	10.1	10.2	10.8
b	海外からの要素所得	1.7	1.7	2.3	2.9	4.1
(2)	(控除)財貨・サービスの輸入と海外への要素所得	11.6	8.1	9.0	10.3	12.8
a	財貨・サービスの輸入	10.2	6.9	7.3	8.1	9.6
b	海外への要素所得	1.4	1.3	1.7	2.3	3.2
5	国民総支出	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：経済企画庁「国民経済計算年報（平成3年版）」

〈構成比〉

(単位 %)

項	目	昭和60暦年	61	62	63	平成元暦年
1	民間最終消費支出	58.7	58.4	58.4	57.6	57.3
(1)	家計最終消費支出	57.9	57.6	57.6	56.8	56.6
a	国内家計最終消費支出	57.6	57.3	57.3	56.2	55.9
b	居住者家計の海外での直接購入	0.4	0.4	0.5	0.7	0.8
c	(控除)非居住者家計の国内での直接購入	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
(2)	対家計民間非営利団体最終消費支出	0.8	0.8	0.7	0.8	0.7
2	政府最終消費支出	9.5	9.6	9.4	9.1	9.1
3	国内総資本形成	28.1	27.7	28.5	30.4	31.5
(1)	総固定資本形成	27.4	27.2	28.3	29.7	30.7
a	民間	20.6	20.6	21.5	23.0	24.2
(a)	住宅	4.6	4.7	5.6	5.9	5.8
(b)	企業設備	16.1	15.9	16.0	17.1	18.4
b	公的	6.7	6.6	6.8	6.7	6.5
(a)	住宅	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2
(b)	企業設備	1.8	1.6	1.5	1.4	1.3
(c)	一般政府	4.7	4.8	5.0	5.0	5.0
(2)	在庫品増加	0.7	0.5	0.2	0.7	0.8
a	民間企業	0.6	0.3	0.2	0.8	0.8
b	公的企業	0.1	0.1	-0.0	-0.1	-0.0
4	経常海外余剰	3.7	4.3	3.7	2.9	2.1
(1)	財貨・サービスの輸出と海外からの要素所得	16.2	12.9	12.5	12.7	14.3
a	財貨・サービスの輸出	14.4	11.3	10.3	10.0	10.6
b	海外からの要素所得	1.8	1.6	2.2	2.7	3.7
(2)	(控除)財貨・サービスの輸入と海外への要素所得	12.5	8.6	8.8	9.9	12.2
a	財貨・サービスの輸入	11.0	7.4	7.2	7.8	9.2
b	海外への要素所得	1.4	1.2	1.6	2.1	3.0
5	国民総支出	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：経済企画庁「国民経済計算年報（平成3年版）」

第58表 家計(個人企業を含む)

(金額 単位 10億円)

区分	可処分所得	最終消費支出	貯蓄	平均消費性向	平均貯蓄性向	可処分所得対前年増加額	最終消費支出対前年増加額	貯蓄対前年増加額	限界消費性向	限界貯蓄性向
				%	%				%	%
昭和54年度	159,077.5	131,331.3	27,746.2	82.6	17.4	10,413.2	11,822.9	△1,409.7	113.5	△13.5
55	172,744.0	141,781.5	30,962.5	82.1	17.9	13,666.5	10,450.2	3,216.3	76.5	23.5
56	183,313.8	150,444.6	32,869.2	82.1	17.9	10,569.8	8,663.1	1,906.7	82.0	18.0
57	192,235.4	161,366.8	30,868.6	83.9	16.1	8,921.6	10,922.2	△2,000.6	122.4	△22.4
58	201,461.4	169,676.3	31,785.1	84.2	15.8	9,226.0	8,309.5	916.5	90.1	9.9
59	211,816.1	178,360.4	33,455.7	84.2	15.8	10,354.7	8,684.1	1,670.6	83.9	16.1
60	223,394.5	188,027.0	35,367.5	84.2	15.8	11,578.4	9,666.6	1,911.8	83.5	16.5
61	231,306.5	195,453.6	35,852.9	84.5	15.5	7,912.0	7,426.6	485.4	93.9	6.1
62	239,734.3	204,122.6	35,611.7	85.1	14.9	8,427.8	8,669.0	△241.2	102.9	△2.9
63	251,260.9	215,182.9	36,078.0	85.6	14.4	11,526.6	11,060.3	466.3	96.0	4.0
平成元年度	266,322.9	229,483.2	36,839.6	86.2	13.8	15,062.0	14,300.3	761.6	94.9	5.1
昭和54暦年	157,071.1	128,558.4	28,512.7	81.8	18.2	9,826.9	11,915.4	△2,088.5	121.3	△21.3
55	169,931.5	139,506.4	30,425.2	82.1	17.9	12,860.4	10,948.0	1,912.5	85.1	14.9
56	181,349.2	147,988.3	33,360.9	81.6	18.4	11,417.7	8,481.9	2,935.7	74.3	25.7
57	190,611.5	158,853.9	31,757.6	83.3	16.7	9,262.3	10,865.6	△1,603.3	117.3	△17.3
58	199,587.8	167,508.7	32,079.1	83.9	16.1	8,976.3	8,654.8	321.5	96.4	3.6
59	209,451.9	176,267.1	33,184.7	84.2	15.8	9,864.1	8,758.4	1,105.6	88.8	11.2
60	220,655.6	186,234.6	34,421.0	84.4	15.6	11,203.7	9,967.5	1,236.3	89.0	11.0
61	230,329.9	193,307.9	37,022.0	83.9	16.1	9,674.3	7,073.3	2,601.0	73.1	26.9
62	236,728.7	201,973.3	34,755.5	85.3	14.7	6,398.8	8,665.4	△2,266.5	135.4	△35.4
63	247,711.8	212,237.2	35,474.6	85.7	14.3	10,983.1	10,263.9	719.1	93.5	6.5
平成元暦年	262,833.2	225,476.1	37,357.1	85.8	14.2	15,121.4	13,238.9	1,882.5	87.6	12.4

資料：可処分所得、最終消費支出及び貯蓄は経済企画庁「国民経済計算年報(平成3年版)」

第59表 常用労働者1人当たり平均月間現金給与額

[事業所規模30人以上]

区分	昭和60年	61	62	63	平成元年
調査産業計 現金給与総額	317,091	327,041	335,944	341,160	357,079
きまって支給する給与	236,587	244,216	251,298	254,865	264,427
特別に支払われた給与	80,504	82,825	84,646	86,295	92,652
鉱業 現金給与総額	342,339	340,705	346,241	344,329	359,359
きまって支給する給与	264,590	269,266	269,343	272,231	281,473
特別に支払われた給与	77,749	71,439	76,898	72,098	77,886
建設業 現金給与総額	306,244	319,696	331,368	348,360	373,211
きまって支給する給与	243,849	254,145	262,385	271,163	285,830
特別に支払われた給与	62,395	65,551	68,983	77,197	87,381
製造業 現金給与総額	299,531	305,414	313,170	318,663	336,648
きまって支給する給与	225,653	230,986	237,413	240,870	251,287
特別に支払われた給与	73,878	74,428	75,757	77,793	85,361
卸売・小売業・飲食店 現金給与総額	272,692	283,166	291,670	284,442	297,799
きまって支給する給与	204,671	212,433	218,402	214,117	222,056
特別に支払われた給与	68,021	70,733	73,268	70,325	75,743
金融・保険業 現金給与総額	408,124	425,479	436,696	475,457	486,338
きまって支給する給与	277,545	287,048	294,208	318,138	324,491
特別に支払われた給与	130,579	138,431	142,488	157,319	161,847
不動産業 現金給与総額	332,666	350,978	362,161	382,145	424,230
きまって支給する給与	245,599	255,190	265,657	273,129	303,867
特別に支払われた給与	87,067	95,788	96,504	104,016	120,363
運輸・通信業 現金給与総額	343,923	353,319	369,410	377,449	395,349
きまって支給する給与	261,928	269,022	279,504	287,229	301,377
特別に支払われた給与	81,995	84,297	89,906	90,220	93,972
電気・ガス・水道・熱供給業 現金給与総額	427,171	451,078	463,743	472,104	492,967
きまって支給する給与	309,679	325,569	336,832	340,423	353,471
特別に支払われた給与	117,492	125,509	126,911	131,681	139,496
サービス業 現金給与総額	338,361	351,655	356,884	360,581	372,564
きまって支給する給与	247,610	257,875	264,312	267,044	273,591
特別に支払われた給与	90,751	93,780	92,572	93,537	98,973

(注) 年平均である。

資料：労働省政策調査部「毎月勤労統計調査報告—12月分—(全国調査)」

第60表 常用労働者1人当たり平均月間現金給与額

(事業所規模5~29人)

区 分	昭和60年	61	62	63	平成元年	
						調査産業計現金給与総額
	きまって支給する給与	188,519	194,901	199,377	204,981	212,410
	特別に支払われた給与	39,589	42,313	43,138	44,822	49,278
鉱業現金給与総額	216,366	233,342	254,641	260,722	249,944	
	きまって支給する給与	192,552	206,052	216,233	230,622	208,092
	特別に支払われた給与	23,814	27,290	38,408	30,100	41,852
建設業現金給与総額	233,769	241,497	250,317	260,238	276,029	
	きまって支給する給与	207,199	215,589	221,046	227,719	238,409
	特別に支払われた給与	26,570	25,908	29,271	32,519	37,620
製造業現金給与総額	203,034	212,755	214,335	224,236	232,792	
	きまって支給する給与	174,657	182,062	185,328	191,427	197,205
	特別に支払われた給与	28,377	30,693	29,007	32,809	35,587
卸売・小売業現金給与総額	208,543	216,169	220,940	225,284	237,124	
	きまって支給する給与	175,933	178,793	182,550	186,594	192,782
	特別に支払われた給与	32,610	37,376	38,390	38,690	44,342
金融・保険業現金給与総額	324,492	329,405	350,758	357,631	376,517	
	きまって支給する給与	228,420	236,187	248,598	253,244	267,600
	特別に支払われた給与	96,072	93,218	102,160	104,387	108,917
不動産業現金給与総額	280,296	307,857	336,080	323,323	339,915	
	きまって支給する給与	227,553	250,322	264,403	257,767	274,477
	特別に支払われた給与	52,743	57,535	71,677	65,556	65,438
運輸・通信業現金給与総額	273,147	286,589	291,573	305,595	314,998	
	きまって支給する給与	227,302	235,953	242,794	252,713	260,027
	特別に支払われた給与	45,845	50,636	48,779	52,882	54,971
電気・ガス・水道・熱供給業現金給与総額	362,916	373,738	401,301	419,733	428,068	
	きまって支給する給与	268,512	279,466	302,196	306,752	321,336
	特別に支払われた給与	94,404	94,272	99,105	112,981	106,732
サービス業現金給与総額	243,490	250,484	258,777	266,841	277,908	
	きまって支給する給与	191,093	197,011	203,457	210,090	216,626
	特別に支払われた給与	52,397	53,473	55,320	56,751	61,282

(注) 年平均である。

資料：労働省政策調査部「毎月勤労統計調査報告—12月分—(全国調査)」

第61表 1人平均月間きまって支給する現金給与額(通勤・住込別)

(事業所規模1~4人)(単位 百円)

区 分	平 均			男			女		
	平均	通勤	住込	平均	通勤	住込	平均	通勤	住込
昭和60年7月	152.6	154.3	140.3	204.1	206.7	176.9	106.4	104.0	120.9
61年7月	154.7	156.4	142.8	206.6	209.6	176.4	108.7	105.9	124.7
62年7月	157.8	159.1	147.8	211.9	214.2	188.0	110.4	107.9	125.4
63年7月	162.2	163.2	154.1	218.7	221.1	193.7	113.4	110.5	132.2
平成元年7月	167.4	168.6	158.7	228.1	231.0	199.0	117.6	114.3	137.4
鉱業	207.6	214.5	*	228.1	230.3	*	136.7	*	*
建設業	222.8	229.3	179.4	242.6	244.8	216.2	133.7	126.0	146.2
製造業	183.3	186.8	161.8	244.0	246.8	213.2	113.1	106.4	138.4
電気・ガス・熱供給・水道	282.6	269.0	*	286.6	272.7	*	*	*	*
運輸通信業	226.3	229.0	179.1	255.7	257.2	222.4	167.9	170.9	130.1
卸売小売業・飲食店	151.3	150.8	154.9	218.0	220.9	192.6	111.1	107.5	136.4
金融・保険業	220.8	222.6	137.7	279.9	280.7	*	156.1	157.6	113.7
不動産業	201.9	205.7	161.0	257.0	262.7	188.3	151.9	153.0	140.7
サービス業	156.6	157.1	153.2	211.3	213.7	189.3	123.6	121.9	135.8

(注) *印は、調査対象が少ないため、掲載しない。—印は、該当数なし。

資料：労働省政策調査部「毎月勤労統計調査特別調査結果報告」

第62表 賞与支給状況

調査産業計

規模・年	夏季賞与(6、7、8月)				年末賞与(11、12、翌年1月)				
	支給労働者1人平均支給額	対前年増減率	きまって支給する給与に対する支給割合	所定内給与に対する支給割合	支給労働者1人平均支給額	対前年増減率	きまって支給する給与に対する支給割合	所定内給与に対する支給割合	
	円	%	カ月分	カ月分	円	%	カ月分	カ月分	
事業所規模5人以上	平成2年	424,084	—	1.24	1.32	—	—	—	
事業所規模30人以上	昭和60年	411,019	2.3	1.47	1.59	490,635	3.6	1.75	1.90
	61	428,152	3.4	1.46	1.58	495,206	0.1	1.72	1.87
	62	440,032	2.0	1.48	1.60	517,675	3.7	1.76	1.92
	63	445,468	3.6	1.46	1.58	528,586	4.8	1.73	1.89
	平成元年	476,194	6.9	1.49	1.62	563,072	6.5	1.78	1.94
	2	501,680	7.1	1.51	1.64	—	—	—	—

(注) 1 「支給労働者1人平均支給額」とは、賞与を支給した事業所の全常用労働者1人平均賞与支給額である。

2 対前年増減率は、調査事業所の抽出替えに伴うギャップを修正して算出している。

3 「きまって支給する給与(又は所定内給与)に対する支給割合」とは賞与を支給した事業所について、それぞれ「賞与」の「きまって支給する給与(又は所定内給与)」に対する支給月数を求め単純平均したものである。

資料：労働省政策調査部「毎月勤労統計調査報告(全国調査)」

第63表 全世帯年平均1か月間の消費支出

区分	(全数)				
	昭和60年	61	62	63	平成元年
集計世帯数	7,985	7,987	7,993	7,983	7,976
世帯人員数	3.71	3.69	3.67	3.63	3.61
有業人員数	1.56	1.59	1.61	1.61	1.60
消費支出総額	273,114	276,374	280,944	291,122	299,350
食料費	73,735	73,995	73,226	74,173	75,849
住居費	12,686	13,041	13,995	14,375	14,720
光熱・水道費	17,724	17,493	16,376	16,326	16,261
家具・家事用品費	11,665	11,257	11,800	11,805	12,015
被服・履物費	19,606	19,700	20,068	21,043	21,801
保健医療費	6,931	6,921	7,355	7,925	8,211
交通通信費	24,754	25,055	26,347	27,628	28,466
教育費	10,853	11,429	12,120	12,725	13,510
教養娯楽費	24,191	24,912	25,238	27,185	28,369
雑費	70,970	72,572	74,420	77,938	80,148
現物総額	14,008	14,186	14,862	14,892	14,408

(人口5万以上の都市)

集計世帯数	6,908	6,913	6,915	6,930	6,921
世帯人員数	3.65	3.65	3.61	3.59	3.55
有業人員数	1.51	1.55	1.56	1.56	1.56
消費支出総額	276,592	279,798	287,393	297,030	305,046
現物総額	13,941	14,141	14,623	14,768	14,372

(注) 「現物総額」の数字は現物評価額を示し、それ以外は現物を含まない。

資料：総務庁統計局「家計調査年報」

第64表 勤労者世帯年平均1か月間の収入と支出

区分	(全数)				
	昭和60年	61	62	63	平成元年
集計世帯数	5,127	5,141	5,109	5,097	5,117
世帯人員数	3.79	3.78	3.77	3.74	3.72
有業人員数	1.57	1.57	1.62	1.63	1.63
収入総額	753,309	772,786	801,562	839,539	873,421
実収入総額	444,846	452,942	460,613	481,250	495,849
勤め先からの収入	419,610	427,110	431,414	453,320	466,564
世帯主収入	367,036	373,267	376,242	394,956	410,117
妻の収入	35,677	37,393	38,302	43,195	40,892
その他の世帯員収入	16,897	16,450	16,871	15,170	15,555
事業・内職収入	6,388	6,014	6,468	5,589	5,600
その他の実収入	18,847	19,818	22,730	22,341	23,685
実収入以外の収入	212,976	225,696	247,754	263,404	281,331
貯蓄引当金	191,339	203,925	218,756	238,473	256,812
保険	1,887	2,296	2,221	2,054	1,876
借入金	7,504	4,914	8,136	6,337	3,533
掛金	4,478	4,549	6,197	7,273	8,707
その他の収入	7,768	10,012	12,445	9,267	10,403
前月からの繰入金	95,487	94,148	93,194	94,884	96,240
支出総額	753,309	772,786	801,562	839,539	873,421
実支出総額	360,642	367,052	369,214	382,517	390,904
消費支出総額	289,489	293,630	295,915	307,204	316,489
食料費	74,369	74,889	73,431	74,827	76,794
住居費	13,748	14,215	15,170	15,722	15,846
光熱・水道費	17,125	16,912	15,655	15,701	15,887
家具・家事用品費	12,182	11,888	12,632	12,235	12,388
被服・履物費	20,176	20,554	20,834	21,715	22,577
保健医療費	6,814	6,985	7,255	7,753	8,092
交通通信費	27,950	28,819	30,069	31,210	32,217
教育費	12,157	13,118	13,570	14,522	15,349
教養娯楽費	25,269	26,142	26,072	28,109	29,585
雑費	79,699	80,109	81,227	85,410	87,753
非消費支出総額	71,153	73,422	73,299	75,313	74,415
実支出以外の支出	293,548	308,750	335,178	359,736	385,140
貯蓄	216,822	230,302	246,802	269,809	295,672
保険	24,586	27,160	28,857	31,394	32,994
借金	23,793	24,210	27,609	25,569	26,709
掛金	4,089	4,317	5,530	6,915	-8,016
その他の支出	24,258	22,761	26,381	26,048	21,749
翌月への繰越金	99,119	96,984	97,170	97,286	97,377
現物総額	13,928	13,836	14,300	14,480	13,902

(人口5万以上の都市)

集計世帯数	4,462	4,469	4,446	4,467	4,475
世帯人員数	3.75	3.74	3.73	3.70	3.66
有業人員数	1.52	1.54	1.57	1.58	1.59
収入総額	769,643	784,040	819,940	853,687	889,508
実収入総額	450,981	455,447	468,031	485,566	498,298
実収入以外の収入	224,989	234,855	258,392	273,330	296,140
前月からの繰入金	93,672	93,738	93,517	94,791	95,069
支出総額	769,643	784,040	819,940	853,687	889,508
実支出総額	367,204	370,324	378,632	388,673	396,454
実支出以外の支出	305,484	317,208	343,836	367,908	397,172
翌月への繰越金	96,955	96,508	97,473	97,106	95,882
現物総額	13,912	13,786	14,379	14,522	14,133

(注) 「現物総額」の数字は現物評価額を示し、それ以外は現物を含まない。

資料：総務庁統計局「家計調査年報」

第65表 年間収入階級別勤労者世帯1世帯当たり年平均1か月間の収入と支出(全数)

平成元年

区分	平均	～	1,000,000	1,500,000	2,000,000	2,500,000	3,000,000	3,500,000	4,000,000
			999,999	1,499,999	1,999,999	2,499,999	2,999,999	3,499,999	3,999,999
集計世帯数	5,117	4	23	43	122	203	301	409	426
世帯人員数	3.72	2.31	2.43	2.78	3.01	3.28	3.44	3.58	3.58
有業人員数	1.63	1.13	1.38	1.25	1.30	1.35	1.47	1.46	1.49
収入総額	873,421	167,765	258,477	335,559	405,162	444,934	519,085	576,077	629,419
実収入	495,849	82,507	130,884	165,263	209,281	240,181	286,887	309,105	353,446
勤め先収入	466,564	67,305	111,626	141,027	187,585	222,271	266,954	287,746	327,155
世帯主収入	410,117	67,305	102,878	136,856	175,223	207,557	242,190	268,046	302,871
妻の収入	40,892	0	5,413	2,664	7,612	10,622	15,640	16,535	17,318
その他の世帯員の収入	15,555	0	3,335	1,508	4,751	4,092	9,124	3,165	6,966
事業・内職収入	5,600	551	2,521	1,974	2,994	2,249	4,030	3,347	4,720
その他の実収入	23,685	14,651	16,737	22,262	18,703	15,660	15,903	18,012	21,571
実収入以外の収入	281,331	40,808	67,328	101,873	117,450	128,307	156,910	185,472	193,850
前月からの繰入金	96,240	44,450	60,265	68,424	78,430	76,447	75,288	81,500	82,124
支出総額	873,421	167,765	258,477	335,559	405,162	444,934	519,085	576,077	629,419
実支出	390,904	86,034	132,545	159,661	188,466	209,876	247,772	262,973	288,137
消費支出	316,489	85,336	124,986	147,423	170,739	185,718	217,680	228,227	247,000
食料費	76,794	27,902	36,037	42,996	51,427	53,542	59,176	64,734	67,241
住居費	15,846	20,805	20,667	15,181	17,498	17,400	18,997	18,682	17,447
光熱・水道費	15,887	6,147	9,974	10,170	11,550	12,167	12,794	13,469	14,267
家具・家事用品費	12,388	2,277	4,518	9,442	6,086	7,053	8,927	8,593	8,755
被服・履物費	22,577	3,598	5,750	9,461	10,098	9,900	12,355	13,568	15,635
保健医療費	8,092	1,789	8,262	4,481	5,671	6,367	7,802	7,542	7,918
交通通信費	32,217	5,793	9,185	14,097	15,633	20,152	20,876	22,535	24,595
教育費	15,349	3,197	5,399	4,675	4,583	5,948	6,219	7,348	8,949
教養娯楽費	29,585	4,201	7,086	10,088	12,609	15,389	18,914	20,419	22,283
雑費	87,753	9,627	18,107	26,831	35,583	37,799	51,619	51,337	59,908
非消費支出	74,415	698	7,558	12,238	17,727	24,159	30,092	34,746	41,137
実支出以外の支出	385,140	35,856	61,872	103,089	132,732	156,197	191,624	229,176	257,180
翌月への繰越金	97,377	45,874	64,061	72,810	83,964	78,861	79,690	83,928	84,102

4,500,000	5,000,000	5,500,000	6,000,000	6,500,000	7,000,000	7,500,000	8,000,000	9,000,000	10,000,000
4,999,999	5,499,999	5,999,999	6,499,999	6,999,999	7,499,999	7,999,999	8,999,999	9,999,999	～
443	448	413	359	326	276	238	340	248	495
3.73	3.75	3.79	3.85	3.82	3.92	3.83	3.88	3.81	3.93
1.50	1.54	1.57	1.58	1.60	1.76	1.74	1.92	1.97	1.97
710,993	768,534	819,139	858,936	954,494	1,027,869	1,073,088	1,156,474	1,220,228	1,458,494
390,864	428,425	457,061	488,338	539,488	575,190	616,057	653,060	728,600	866,699
369,874	401,810	434,647	461,265	516,309	539,024	584,019	616,190	683,743	815,314
340,239	372,146	396,669	414,151	464,713	477,951	510,465	521,773	563,058	658,172
20,836	24,965	28,552	35,830	40,881	45,239	57,489	66,043	84,388	106,926
8,799	4,700	9,426	11,284	10,715	15,834	16,065	28,374	36,297	50,216
3,915	4,179	3,051	4,299	4,715	7,496	4,989	8,406	11,266	11,225
17,075	22,436	19,364	22,773	18,464	28,670	27,048	28,464	33,591	40,160
233,444	254,698	265,803	275,762	316,051	347,924	347,733	389,110	374,192	464,522
86,685	85,410	96,275	94,836	98,954	104,755	109,298	114,305	117,436	127,273
710,993	768,534	819,139	858,936	954,494	1,027,869	1,073,088	1,156,474	1,220,228	1,458,494
316,797	339,422	366,627	381,615	419,887	450,984	474,319	499,949	551,990	660,820
268,053	282,430	303,053	312,587	337,737	363,144	379,863	392,164	429,312	491,280
70,788	74,142	77,435	80,262	83,614	84,309	84,204	88,316	91,446	96,638
16,254	15,770	15,373	13,637	12,152	15,152	13,355	12,952	16,177	17,089
14,641	15,145	15,500	16,155	16,653	17,283	16,863	18,777	18,247	20,554
10,868	9,934	11,382	13,400	14,460	13,896	13,775	15,030	16,508	20,173
16,842	18,647	20,689	24,116	24,066	25,960	26,781	29,287	33,875	42,312
7,134	7,511	7,833	8,310	7,867	8,234	7,735	8,793	9,850	10,437
28,817	27,714	32,768	27,748	33,954	43,168	41,310	40,002	41,406	49,659
11,312	14,302	14,469	16,322	16,620	19,248	19,076	24,730	22,663	27,934
25,659	27,759	28,836	29,588	32,470	33,725	35,709	37,194	38,130	47,327
65,738	71,507	78,767	83,051	95,880	102,168	121,054	117,082	141,012	159,158
48,743	56,992	63,574	69,028	82,150	87,839	94,456	107,786	122,678	169,540
305,516	341,400	353,992	379,683	431,848	471,963	490,637	542,915	553,594	675,119
88,680	87,712	98,521	97,638	102,760	104,922	108,133	113,611	114,644	122,556

(注) 平均は1～11月の世帯数による加重算術平均である。

資料：総務庁統計局「家計調査年報」

第66表 消費者物価指数

(i) 全国

区分	総合	食料									
		合計	穀類	魚介類	肉類	乳卵類	野菜・海藻	果物	油脂調味料	菓子類	調食品
昭和60年平均	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
61	100.6	100.2	101.0	101.2	98.8	101.0	98.7	92.8	99.5	100.8	100.8
62	100.7	99.3	100.9	99.6	96.9	91.3	97.9	88.2	97.2	101.1	101.8
63	101.4	100.0	99.7	98.8	96.0	90.4	107.2	88.9	96.1	100.8	101.9
平成元年平均	103.7	102.2	101.4	100.5	97.3	94.7	106.9	96.8	97.4	102.6	104.8

(ii) 人口5万人以上の都市

昭和62年平均	100.8	99.2	100.8	99.5	96.9	91.0	97.7	88.2	97.0	101.1	101.9
63	101.6	100.0	99.7	98.7	96.1	90.3	107.1	88.7	95.9	100.7	102.0
平成元年平均	104.0	102.3	101.5	100.4	97.5	94.6	106.7	96.6	97.1	102.5	104.9

資料：総務庁統計局「消費者物価指数年報」

第67表 農村消費者物価指数

区分	総合	食料				住居	光熱・水道
		合計	穀類	魚介・肉卵乳	その他		
昭和60年度	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
61	99.2	99.4	100.3	99.1	99.2	98.8	
62	99.4	99.1	98.4	96.2	100.8	101.4	
63	99.4	99.1	94.5	95.3	102.4	102.6	
平成元年度	102.0	101.2	93.0	98.5	105.2	106.3	

資料：農林水産省統計情報部「農家経済収支」

昭和60年=100

飲料	酒類	外食	住居	光熱水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通通信	教育	教養娯楽	諸雑費
100.8	100.0	101.7	102.5	95.0	100.0	102.2	101.9	99.3	103.6	101.5	102.0
99.0	99.9	102.6	105.4	88.0	99.4	103.3	103.8	100.0	107.1	102.0	103.2
97.0	99.9	103.4	107.6	85.9	98.9	104.5	104.2	99.5	110.7	102.6	103.6
98.6	98.7	107.2	110.8	85.6	99.4	109.1	105.8	100.6	115.1	105.9	105.1

98.8	99.9	102.7	105.2	88.3	99.2	103.2	103.8	100.3	106.9	102.0	103.1
96.8	99.9	103.5	107.8	86.3	98.7	104.5	104.2	99.9	110.4	102.7	103.6
98.3	98.7	107.4	111.2	85.9	99.0	109.2	105.9	101.1	114.9	106.1	105.0

昭和60年度=100

家具家事用品	被服及び履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	雑費	臨時費
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
100.1	100.9	102.6	95.3	104.2	101.8	99.6	98.5
100.1	101.4	103.6	96.4	109.6	102.9	99.9	98.6
99.9	102.0	103.6	95.3	112.3	103.5	99.9	98.5
100.8	105.9	105.0	98.6	117.9	106.3	102.5	101.2

第68表 農家家計費 (全国1戸当たり平均)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
集 計 戸 数	11,032	11,024	10,712	10,730	10,707
年 間 月 平 均 世 帯 員 数	4.34	4.33	4.32	4.28	4.26
家 計 費 合 計	4,700,700	4,718,900	4,819,300	4,934,100	5,091,800
飲 食 費	1,023,900	1,014,700	1,028,000	1,033,000	1,056,200
住 居 費	252,200	261,400	261,900	276,500	283,400
家 計 光 熱 費 ・ 水 道 料	200,700	186,200	181,600	180,400	185,100
家 具 ・ 家 事 用 品 費	195,500	191,700	191,800	199,800	203,500
被 服 及 び 履 物 費	283,500	278,900	277,500	290,300	302,800
保 健 医 療 費	108,100	110,500	115,300	119,600	130,300
交 通 通 信 費	694,000	701,400	688,000	670,900	651,000
教 育 費	113,700	119,300	131,100	138,000	147,100
教 養 娛 楽 費	335,800	346,900	365,800	409,000	427,100
雑 費	1,161,100	1,190,100	1,245,400	1,273,200	1,332,600
臨 時 費	332,200	317,800	332,900	343,400	372,700
農 家 経 済 の 総 括 計 算					
(1)農 業 所 得 (農業粗収益-農業経営費)	1,065,500	1,011,500	943,800	952,700 (963,000)	1,111,700
(2)農 外 所 得 (農外収入-農外支出)	4,437,000	4,502,600	4,668,100	4,822,200 (4,811,900)	5,110,300
(3)農 家 所 得 ((1)+(2))	5,502,500	5,514,100	5,611,900	5,774,900	6,222,000
(4)年 金 ・ 被 贈 等 の 収 入	1,413,400	1,484,800	1,551,400	1,676,800	1,762,600
(5)農 家 総 所 得 ((3)+(4))	6,915,900	6,998,900	7,163,300	7,451,700	7,984,600
(6)租 税 公 課 諸 負 担	1,160,800	1,205,800	1,276,900	1,281,100	1,333,500
(7)可 処 分 所 得 ((5)-(6))	5,755,100	5,793,100	5,886,400	6,170,600	6,651,100
(8)農 家 経 済 余 剰 ((7)-家 計 費 合 計)	1,054,400	1,074,200	1,067,100	1,236,500	1,559,300
分 析 指 標	%	%	%	%	%
農 業 依 存 度 $\left(\frac{\text{農業所得}}{\text{農家所得}}\right)$	19.4	18.3	16.8	16.5 (16.7)	17.9
農 業 所 得 率 $\left(\frac{\text{農業所得}}{\text{農業粗収益}}\right)$	36.8	35.9	35.5	35.6 (35.7)	38.7
家 計 費 充 足 率 $\left(\frac{\text{農業所得}}{\text{家計費合計}}\right)$	22.7	21.4	19.6	19.3 (19.5)	21.8

(注) 昭和63年度まで、農外事業等の収支に計上していた農作業受託収支を平成元年度から農業収支に計上した。なお、昭和63年度の()内の数値は修正値である。

資料：農林水産省統計情報部調

第5節 社会保険関係

1 総 括

第69表 医療保険適用者数 (制度別)

年度末現在 (単位 千人)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
合 計	120,741	121,241	121,961	122,924	123,602
被 用 者 保 険	75,447	75,705	76,623	78,310	79,813
被 保 険 者	33,629	33,931	34,580	35,655	36,821
被 扶 養 者	41,820	41,774	42,043	42,657	42,991
政 府 管 掌 健 康 保 険					
一 般 被 保 険 者	32,547	32,624	33,219	34,479	35,694
被 保 険 者	15,333	15,430	15,863	16,595	17,336
被 扶 養 者	17,214	17,194	17,356	17,884	18,358
日 雇 特 例 被 保 険 者	287	227	211	186	168
被 保 険 者 ^(注1)	187	146	139	124	111
被 扶 養 者 ^(注2)	101	81	72	62	57
組 合 管 掌 健 康 保 険	29,687	30,052	30,545	31,087	31,458
被 保 険 者	12,723	13,023	13,322	13,721	14,173
被 扶 養 者	16,964	17,029	17,223	17,367	17,286
船 員 保 険	573	542	506	467	441
被 保 険 者	180	173	162	153	144
被 扶 養 者	394	369	344	315	297
国 家 公 務 員 等 共 済 組 合 (各省各庁組合)	2,958	2,925	2,910	2,883	2,854
組 合 員	1,197	1,188	1,186	1,183	1,178
被 扶 養 者	1,761	1,737	1,724	1,700	1,675
国 家 公 務 員 等 共 済 組 合 (適用法人組合)	1,778	1,707	1,557	1,534	1,510
組 合 員	673	639	570	544	529
被 扶 養 者	1,105	1,068	987	990	980
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	6,931	6,925	6,952	6,933	6,931
組 合 員	2,983	2,970	2,965	2,952	2,957
被 扶 養 者	3,948	3,955	3,987	3,981	3,974
私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	686	704	723	741	757
組 合 員	353	362	373	383	393
被 扶 養 者	333	342	350	358	364
国 民 健 康 保 険	45,294	45,536	45,338	44,614	43,789

(注) 1) 年度末現在有効被保険者手帳数。
2) 実態調査における扶養率を用いて推計。

第70表 公的年金適用者数 (制度別)

年度末現在 (単位 千人)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
合 計	58,237	63,317	64,104	64,925	75,469
厚生年金保険	27,068	26,994	27,676	28,769	29,921
厚生年金基金	7,058	7,265	7,645	8,268	9,034
船員保険	166	156	146	138	132
国家公務員等共済組合 (各省各庁組合)	1,161	1,152	1,151	1,148	1,144
国家公務員等共済組合 (適用法人組合)	621	591	541	526	512
地方公務員等共済組合	3,295	3,289	3,287	3,272	3,277
私立学校教職員共済組合	347	355	365	375	384
農林漁業団体職員共済組合	488	493	494	494	496
国民年金	25,091	30,443	30,590	30,342	29,943
農業者年金	834	783	734	677	626

(注) 厚生年金基金及び61年度以降の船員保険の適用者数は、厚生年金保険適用者数の再掲であり、また、農業者年金の適用者数は、国民年金適用者(第1号、任意及び第3号被保険者)数の再掲である。

第71表 雇用保険適用者数 (制度別)

年度末現在 (単位 千人)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
合 計	27,772	28,079	28,866	29,705	30,554
雇用保険	27,637	27,953	28,749	29,595	30,448
船員保険	135	126	117	110	106

(注) 公務員及び旧公企体等職員については、退職手当制度の中に、失業保険給付水準を保障する定めがある。

第72表 業務災害補償保険適用者数 (制度別)

年度末現在 (単位 千人)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
合 計	41,036	41,210	43,293	44,208	45,742
労働者災害補償保険	36,215	36,697	38,800	39,725	41,249
船員保険	166	157	147	138	132
小 計	36,381	36,854	38,947	39,863	41,381
公共企業体職員 ^(注1)	281
国家公務員災害補償 ^(注2)	1,091	1,083	1,079	1,077	1,088
地方公務員災害補償 ^(注3)	3,283	3,273	3,267	3,268	3,273

(注) 1) 国家公務員等共済組合(公企体等組合)の組合員数より推計。
2) 7月1日現在である。
3) 4月1日現在である。

第73表 社会保険被保険者1人当たり平均報酬月額 (制度別)

年度末現在

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
政府管掌健康保険 一般被保険者 ^(注1)	211,054	216,541	221,074	228,705	238,588
日雇特別被保険者 ^(注2)	7,413	7,343	8,371	8,907	9,427
組合管掌健康保険 ^(注1)	269,382	276,145	281,884	291,658	302,385
船員保険 ^(注1)	286,743	285,834	290,405	291,752	304,955
国家公務員等共済組合 ^(注3) (各省各庁組合)	231,861	286,417	290,460	298,781	314,964
国家公務員等共済組合 ^(注3) (適用法人組合)	217,837	279,087	283,110	306,572	336,164
地方公務員等共済組合 ^(注3)	246,037	251,856	257,643	265,152	278,645
私立学校教職員共済組合 ^(注4)	250,007	258,545	264,383	269,984	290,692
厚生年金保険 ^(注1)	231,566	237,166	241,391	248,712	261,829
厚生年金基金 ^(注4)	252,013	260,647	261,588	269,074	282,450
農林漁業団体職員共済組合 ^(注4)	204,857	210,997	215,650	220,728	228,141

(注) 1) 平均標準報酬月額である。
2) 平均賃金日額である。
3) 平均給料月額である。
4) 平均標準給与である。

第74表 社会保険被保険者1人当たり保険料 (制度別)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
政府管掌健康保険	211,648	215,421	220,446	226,648	237,096
日雇労働者健康保険	—	—	—	—	—
組合管掌健康保険	250,076	257,219	262,133	270,599	282,173
国民健康保険	45,037 (117,388)	50,402 (129,021)	54,526 (137,118)	57,855 (142,539)	61,064 (147,125)
船員保険	—	—	—	—	—
疾病年金	420,297	437,153	438,844	438,438	458,326
失業給付	506,471	116,324	77,841	76,341	82,949
国家公務員等共済組合 ^(注) (各省各庁組合)	74,603	78,473	73,925	78,700	81,880
短期分	218,554	220,376	232,452	263,422	276,781
長期分	427,481	429,934	436,071	446,451	511,119
国家公務員等共済組合 ^(注) (適用法人組合)	—	—	—	—	—
短期分	229,356	226,630	234,393	295,131	327,958
長期分	461,575	452,756	464,840	491,996	557,484
地方公務員等共済組合	—	—	—	—	—
短期分	244,358	253,673	260,307	275,077	303,484
長期分	415,117	426,488	435,974	448,680	503,141
私立学校教職員共済組合	—	—	—	—	—
短期分	213,638	221,345	226,679	231,549	255,728
長期分	285,422	296,169	303,451	309,863	319,865
厚生年金保険	275,074	315,770	322,273	329,877	351,663
農林漁業団体職員共済組合	263,743	328,159	342,054	349,920	359,008
国民年金	62,616	61,319	64,590	67,215	69,491
雇用保険	49,677	50,421	50,779	53,991	57,057

(注) 1) 本表にいう1人当たり保険料とは、取納済保険料(掛金又は保険税)を年度間平均被保険者数(国民年金は第1号及び任意加入被保険者)で除したものである。ただし、国家公務員等共済組合及び地方公務員等共済組合に係る保険料収入は、次による推計である。
(1) 短期分 掛金収入+負担金
(2) 長期分 掛金収入×2
2) 国民健康保険は1人当たりの調定額であり、()内は一世帯当たりの調定額を示す。
3) 日雇労働者健康保険は、昭和59年10月1日に廃止され、政府管掌健康保険体系に取り入れられた。
4) 船員保険の職務外年金部門は昭和61年4月から厚生年金保険に統合された。

第75表 制度別被保険者1人当たり診療費

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
政府管掌健康保険					
一般被保険者	150,986	157,843	163,001	164,301	171,084
被保険者分	94,276	98,133	100,825	101,171	105,182
被扶養者分	56,710	59,710	62,176	63,130	65,902
日雇特例被保険者	178,196	188,274	202,432	195,667	257,034
被保険者分	140,267	149,586	164,048	158,548	169,004
被扶養者分	37,929	38,688	38,384	37,119	88,030
組合管掌健康保険	132,411	138,110	142,789	144,064	146,067
被保険者分	71,215	74,754	77,484	78,331	80,385
被扶養者分	61,196	63,356	65,305	65,733	65,682
船員保険	244,082	256,148	262,465	264,317	209,489
被保険者分	128,144	134,923	136,769	137,005	140,915
被扶養者分	115,938	121,225	125,696	127,311	68,574
国家公務員等共済組合 (各省各庁組合)	141,094	146,060	150,218	154,692	159,977
組合員分	71,738	74,256	75,866	77,106	79,599
被扶養者分	69,356	71,804	74,352	77,586	80,378
国家公務員等共済組合 (適用法人組合)	161,066	166,265	171,801	176,164	170,764
組合員分	85,190	85,721	85,303	84,312	81,494
被扶養者分	75,876	80,544	86,498	91,852	89,270
地方公務員等共済組合	150,516	157,554	162,922	170,181	171,118
組合員分	84,698	88,659	91,059	94,055	94,610
被扶養者分	65,818	68,895	71,863	76,126	76,508
私立学校教職員共済組合	136,748	143,414	147,599	153,874	155,868
組合員分	87,205	91,389	93,953	97,643	99,054
被扶養者分	49,543	52,025	53,646	56,231	56,814
国民健康保険	146,995 (383,117)	159,827 (409,186)	172,534 (433,878)	182,157 (448,781)	195,085 (470,028)

(注) 1 「1人当たり診療費」とは、療養の給付(家族の療養の給付)のうち入院、入院外、歯科を加えた額を年度間平均被保険者又は組合員数で除した額をいう。
 2 国民健康保険の医療費には一部負担金を含んでおり、その他の社会保険では一部負担金を含んでいない。なお、国民健康保険以外の保険の被扶養者分には、法定給付費を掲げた。
 3 国民健康保険の()内は、1世帯当たりの医療費である。
 4 老人保健による給付分を除く。

第76表 公的年金受給権者数

(1) 新制度分

区 分	昭和61年度	62	63	平成元年度
老 齡 年 金 (退職年金)	2,852,787	3,723,521	4,627,568	5,589,708
老 齡 基 礎 年 金	122,825	330,032	533,523	759,841
老 齡 厚 生 年 金	194,827	623,227	1,103,659	1,617,279
退 職 共 済 年 金	39,583	184,376	314,324	435,297
国家公務員(各省各庁組合 等共済組合)	13,441	46,516	79,447	111,997
適用法人組合	11,365	44,894	56,718	63,872
地方公務員等共済組合	6,195	67,790	134,987	203,694
私立学校教職員共済組合	2,951	10,364	17,358	19,151
農林漁業団体職員共済組合	5,631	14,812	25,814	36,583
厚 生 年 金 基 金	1,364,090	1,492,129	1,623,005	1,764,147
恩 給	39,778	36,591	33,273	30,560
軍 人	1,030,004	999,761	966,617	933,677
都道府県知事裁定	61,680	57,405	53,167	48,907
障 害 年 金	949,714	1,020,575	1,078,892	1,145,874
障 害 基 礎 年 金	727,099	778,782	819,069	863,992
障 害 厚 生 年 金	11,528	31,548	49,246	71,013
障 害 共 済 年 金	206	1,265	3,154	5,156
国家公務員(各省各庁組合 等共済組合)	19	246	600	975
適用法人組合	5	102	217	345
地方公務員等共済組合	125	606	1,767	2,993
私立学校教職員共済組合	4	55	121	157
農林漁業団体職員共済組合	53	256	449	686
恩 給	904	846	791	758
軍 人	113,882	110,015	106,374	103,096
都道府県知事裁定	217	202	195	183
船 員 保 険	14	47	104	157
労働者災害補償保険	95,864	97,870	99,959	101,519
遺 族 年 金	1,280,292	1,537,132	1,784,775	2,029,179
遺 族 基 礎 年 金	41,161	100,715	144,332	181,365
遺 族 厚 生 年 金	90,237	258,226	426,581	593,231
遺 族 共 済 年 金	25,766	64,246	106,124	147,928
国家公務員(各省各庁組合 等共済組合)	5,439	14,131	23,428	32,703
適用法人組合	5,538	13,018	20,523	28,485
地方公務員等共済組合	11,966	29,461	49,758	69,515
私立学校教職員共済組合	1,279	3,079	5,012	6,838
農林漁業団体職員共済組合	1,544	4,557	7,403	10,387
恩 給	79,220	76,836	74,134	71,858
軍 人	890,804	883,147	879,079	879,829
都道府県知事裁定	74,450	72,728	70,853	68,771
船 員 保 険	28	182	307	476
労働者災害補償保険	78,626	81,052	83,365	85,721
合 計	5,082,793	6,281,228	7,491,235	8,764,761

(注) 1 昭和61年度からの新年金制度の受給権者数並びに厚生年金基金、恩給及び労働者災害補償保険の受給権者数を掲げた。
 2 恩給の老齢・障害・遺族年金欄はそれぞれ普通恩給・増加恩給及び傷病年金・扶助料等を掲げた。
 3 労働者災害補償保険の受給権者数は、年間支給総件数をもとに社会保障制度審議会事務局において推計したものである。また障害年金に関しては、傷病補償年金の受給権者数を含む。

(ii) 旧制度分

区 分	年度末現在				
	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
老 齡 年 金 (退職年金)	16,602,518	14,291,718	14,045,696	13,748,129	13,424,859
厚生年金保険	3,266,951	3,521,236	3,542,054	3,531,861	3,503,603
船 員 保 險	1,228,533
国家公務員(各省各庁組合)	74,569
等共済組合(適用法人組合)	390,807	401,056	392,419	383,551	374,305
地方公務員等共済組合	438,533	438,696	429,410	420,120	410,421
私立学校教職員共済組合	830,461	868,388	852,410	836,013	818,020
農林漁業団体職員共済組合	16,770	18,188	17,763	17,274	16,803
国民年金(老齡年金)	91,958	94,396	92,553	90,829	89,027
恩 給 (文 官)	43,355
(軍 人)	1,061,656
(都道府県知事裁定)	65,965
国民年金(老齡福祉年金)	6,845,879	6,929,315	6,915,588	6,876,480	6,817,387
通算老齡年金(通算退職年金)	2,247,081	2,020,443	1,803,499	1,592,001	1,395,293
厚生年金保険	3,711,439	4,015,521	4,191,894	4,342,118	4,485,666
船 員 保 險	2,066,275	2,216,662	2,273,051	2,310,307	2,333,499
国家公務員(各省各庁組合)	15,855
等共済組合(適用法人組合)	9,385	10,295	10,164	9,987	9,861
地方公務員等共済組合	939	945	923	903	900
私立学校教職員共済組合	49,096	51,390	50,298	49,754	48,630
農林漁業団体職員共済組合	37,777	39,382	37,939	36,304	34,776
国民年金(老齡年金)	31,619	32,312	31,261	30,270	29,387
国民年金(障害年金)	1,500,493	1,664,535	1,788,258	1,904,593	2,028,613
障 害 年 金	1,528,567	629,603	611,619	590,855	569,071
厚生年金保険	265,185	275,627	267,368	257,766	248,574
船 員 保 險	6,859
国家公務員(各省各庁組合)	6,483	6,929	7,357	7,555	7,655
等共済組合(適用法人組合)	6,282	6,495	6,556	6,432	6,259
地方公務員等共済組合	17,818	19,205	20,098	21,313	21,516
私立学校教職員共済組合	868	928	984	985	974
農林漁業団体職員共済組合	3,079	3,180	3,223	3,246	3,205
恩 給 (文 官)	929
(軍 人)	116,958
(都道府県知事裁定)	229
国民年金(障害福祉年金)	320,538	317,239	306,033	293,558	280,888
労働者災害補償保険	689,780
遺 族 年 金	93,559
厚生年金保険	3,449,077	2,303,946	2,233,005	2,161,230	2,093,265
船 員 保 險	1,647,249	1,692,615	1,646,042	1,599,279	1,552,064
国家公務員(各省各庁組合)	41,529
等共済組合(適用法人組合)	104,035	104,357	102,274	100,239	98,274
地方公務員等共済組合	119,674	118,269	115,477	112,510	109,473
私立学校教職員共済組合	194,551	195,821	192,602	190,121	186,614
農林漁業団体職員共済組合	13,706	13,753	13,454	13,098	12,730
国民年金(遺族年金)	25,545	25,772	25,399	25,042	24,624
恩 給 (文 官)	81,428
(軍 人)	899,055
(都道府県知事裁定)	75,882
国民年金(遺族年金)	111,453	96,308	80,870	65,838	53,503
遺 族 基 礎 年 金	154	139	118	94	68
遺 族 厚 生 年 金	5,830	4,852	3,831	2,811	2,178
遺 族 共 済 年 金	52,254	52,060	52,938	52,198	53,737
労働者災害補償保険	779
労働者災害補償保険	75,951
合 計	25,291,601	21,240,788	21,082,214	20,842,332	20,572,861

- (注) 1 昭和61年度からは新年金制度前の受給権者数を掲げた。
 2 老齡年金(退職年金)には、減額退職年金、船員年金を含む。
 3 通算老齡年金には、特例老齡年金を含む。
 4 遺族年金には、通算遺族年金、特例遺族年金、殉職年金、寡婦年金、かん夫年金、遺児年金を含む。
 5 国民年金の老齡福祉年金には、老齡特別給付金受給権者数を含む。
 6 昭和61年度の厚生年金保険には、船員保険の旧法分を含む。
 7 国民年金の障害福祉年金、母子福祉年金及び準母子福祉年金は、昭和61年度から基礎年金に移行した。

第77表 公的年金受給権者1人当たり年金額

(i) 新制度分

区 分	年度末現在			
	昭和61年度	62	63	平成元年度
老 齡 年 金 (退職年金)				
老 齡 基 礎 年 金	336,926	340,694	343,543	369,548
老 齡 厚 生 年 金	1,214,168	1,188,310	1,176,767	1,199,373
退 職 共 済 年 金				
国家公務員(各省各庁組合)	2,538,774	2,442,529	2,413,943	2,426,212
等共済組合(適用法人組合)	1,850,810	1,610,992	1,701,983	1,872,332
地方公務員等共済組合	2,004,400	2,478,793	2,469,676	2,480,026
私立学校教職員共済組合	490,264	774,263	931,818	1,137,746
農林漁業団体職員共済組合	1,236,579	1,318,853	1,339,847	1,346,449
厚 生 年 金 基 金	193,107	207,246	222,428	238,503
恩 給 (文 官)	1,218,626	1,230,581	1,230,738	1,248,677
(軍 人)	507,436	518,603	524,886	534,875
(都道府県知事裁定)	1,495,412	1,449,664	1,454,499	1,467,047
障 害 年 金				
障 害 基 礎 年 金	753,715	754,478	751,166	792,394
障 害 厚 生 年 金	630,408	627,272	625,506	653,247
障 害 共 済 年 金				
国家公務員(各省各庁組合)	1,607,563	1,443,485	1,265,982	1,191,759
等共済組合(適用法人組合)	927,755	1,023,696	1,084,465	941,945
地方公務員等共済組合	1,492,712	1,558,228	1,448,741	1,342,327
私立学校教職員共済組合	797,675	1,207,451	1,054,471	1,082,204
農林漁業団体職員共済組合	1,112,540	1,085,535	1,068,798	1,040,155
恩 給 (文 官)	2,547,941	2,598,087	2,617,598	2,658,541
(軍 人)	1,670,875	1,706,388	1,721,327	1,757,825
(都道府県知事裁定)	2,680,659	2,702,218	2,634,226	2,698,596
船 員 保 險	1,708,714	1,741,494	1,753,094	1,800,306
労働者災害補償保険	1,425,821	1,449,502	1,466,243	1,495,113
遺 族 年 金				
遺 族 基 礎 年 金	604,460	607,054	608,708	641,097
遺 族 厚 生 年 金	699,832	697,646	706,689	751,831
遺 族 共 済 年 金				
国家公務員(各省各庁組合)	1,252,278	1,247,705	1,248,572	1,296,103
等共済組合(適用法人組合)	1,151,620	1,171,090	1,184,712	1,223,226
地方公務員等共済組合	1,234,706	1,242,800	1,250,608	1,288,389
私立学校教職員共済組合	624,669	613,980	621,678	651,478
農林漁業団体職員共済組合	953,923	907,235	886,876	924,104
恩 給 (文 官)	915,610	937,459	946,762	962,283
(軍 人)	1,005,116	1,003,017	984,454	979,805
(都道府県知事裁定)	970,418	998,338	1,011,382	1,032,968
船 員 保 險	1,720,000	1,735,486	1,714,933	1,699,309
労働者災害補償保険	1,426,363	1,428,666	1,434,542	1,466,633

(注) 第76表の(注)参照

(ii) 旧制度分

区 分	年度末現在				
	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
老 齡 年 金 (退職年金)					
厚生年金保険	1,450,416	1,553,515	1,565,606	1,569,736	1,636,263
厚生年金基金	181,306
船員保険	2,060,047
国家公務員(各省各庁組合等共済組合)	1,963,459	2,067,809	2,074,479	2,078,950	2,136,247
適用法人組合	2,100,156	2,136,673	2,147,171	2,151,297	2,176,277
地方公務員等共済組合	2,201,883	2,280,364	2,290,728	2,297,582	2,352,777
私立学校教職員共済組合	1,738,832	1,826,396	1,498,864	1,838,189	1,865,197
農林漁業団体職員共済組合	1,466,083	1,541,887	1,552,559	1,556,604	1,612,226
文官	1,170,152
軍人	477,526
都道府県知事裁定	1,368,998
国民年金(老齡年金)	333,609	345,813	351,416	355,690	373,689
老齡福祉年金	317,996	326,396	328,794	329,995	340,800
通算老齡年金(通算退職年金)					
厚生年金保険	332,472	348,724	346,771	344,124	355,817
船員保険	339,983
国家公務員(各省各庁組合等共済組合)	576,709	652,821	655,532	655,685	681,602
適用法人組合	529,669	550,368	559,919	556,797	569,044
地方公務員等共済組合	558,342	642,213	649,371	650,635	676,323
私立学校教職員共済組合	444,407	508,888	511,004	510,358	529,829
農林漁業団体職員共済組合	382,905	446,630	446,206	444,078	459,244
国民年金	134,791	143,151	148,403	153,416	165,018
障 害 年 金					
厚生年金保険	1,000,230	1,066,385	1,069,045	1,066,439	1,103,825
船員保険	1,430,221
国家公務員(各省各庁組合等共済組合)	1,652,150	1,776,739	1,798,020	1,800,312	1,865,261
適用法人組合	1,734,124	1,803,589	1,812,622	1,812,020	1,842,040
地方公務員等共済組合	1,897,739	1,966,895	1,989,290	1,997,877	2,045,497
私立学校教職員共済組合	1,224,455	1,316,636	1,381,066	1,400,856	1,451,134
農林漁業団体職員共済組合	1,215,400	1,298,104	1,314,779	1,320,505	1,362,061
文官	2,421,418
軍人	1,598,133
都道府県知事裁定	2,462,678
国民年金(障害年金)	670,807	721,685	724,780	722,973	764,450
障害福祉年金	433,100
労働者災害補償保険	1,382,960
遺 族 年 金					
厚生年金保険	678,457	734,767	739,654	742,138	778,240
船員保険	1,019,148
国家公務員(各省各庁組合等共済組合)	1,010,034	1,066,339	1,072,490	1,074,616	1,108,844
適用法人組合	974,460	1,007,288	1,019,138	1,024,140	1,045,482
地方公務員等共済組合	1,032,936	1,068,468	1,073,935	1,074,624	1,103,245
私立学校教職員共済組合	533,903	563,255	566,685	566,704	582,180
農林漁業団体職員共済組合	694,266	736,803	739,001	739,001	766,195
文官	873,584
軍人	981,783
都道府県知事裁定	922,611
国民年金(母子年金)	722,993	813,690	813,305	808,151	843,883
準母子年金	755,091	816,770	827,144	824,638	871,176
遺児年金	448,721	502,719	512,601	525,261	562,391
寡婦年金	210,766	340,780	358,308	372,479	402,434
母子福祉年金	439,969
準母子福祉年金	444,000
労働者災害補償保険	1,388,411

(注) 1 国民年金の福祉年金は、現に支給された金額を受給権者数で除して得たものである。
2 第76表の(注)参照

第78表 公的年金における年金総額(制度別)

(i) 新制度分

年度末現在 (単位 千円)

区 分	年度末現在 (単位 千円)				
	昭和61年度	62	63	平成元年度	
老 齡 年 金 (退職年金)					
老齡基礎年金	41,382,906	112,439,765	183,288,030	280,797,850	
老齡厚生年金	236,552,797	750,281,962	1,298,749,931	1,939,721,090	
退職共済年金	75,985,322	381,537,267	672,449,037	970,179,369	
国家公務員(各省各庁組合等共済組合)	34,123,663	113,616,699	191,780,510	271,728,520	
適用法人組合	21,034,460	72,323,878	96,533,095	119,589,590	
地方公務員等共済組合	12,417,256	168,037,376	333,374,105	505,166,470	
私立学校教職員共済組合	1,446,768	8,024,464	16,174,504	24,437,628	
農林漁業団体職員共済組合	6,963,175	19,534,850	34,586,823	49,257,161	
厚生年金基金	263,415,159	309,238,425	361,001,373	420,754,902	
文官	48,474,496	45,028,205	40,950,358	38,159,563	
軍人	522,660,776	518,479,500	507,363,603	499,400,641	
都道府県知事裁定	92,237,015	83,217,934	77,331,339	71,748,851	
障 害 年 金	885,453,377	941,528,113	982,657,553	1,073,198,268	
障害基礎年金	548,025,725	587,574,175	615,256,458	684,622,507	
障害厚生年金	7,267,347	19,789,163	30,803,672	46,389,052	
障害共済年金	283,928	1,748,107	4,162,325	6,387,974	
国家公務員(各省各庁組合等共済組合)	30,544	355,097	759,589	1,161,965	
適用法人組合	4,639	104,417	235,329	324,971	
地方公務員等共済組合	186,589	944,286	2,559,926	4,017,586	
私立学校教職員共済組合	3,191	66,410	127,591	169,906	
農林漁業団体職員共済組合	58,965	277,897	479,890	713,546	
文官	2,303,339	2,197,982	2,070,520	2,015,174	
軍人	190,282,550	187,728,241	183,104,413	181,224,681	
都道府県知事裁定	581,703	545,848	513,674	493,843	
船員保険	23,922	81,850	182,322	282,648	
労働者災害補償保険	136,684,863	141,862,747	146,564,169	151,782,389	
遺 族 年 金	1,270,651,558	1,463,366,404	1,642,167,132	1,871,904,858	
遺族基礎年金	24,880,196	61,139,410	87,855,981	116,272,490	
遺族厚生年金	63,150,761	180,150,273	301,460,094	446,009,470	
遺族共済年金	30,235,106	75,515,431	125,474,544	180,845,892	
国家公務員(各省各庁組合等共済組合)	6,811,140	17,631,324	29,251,545	42,386,464	
適用法人組合	6,377,669	15,245,255	24,313,850	34,843,595	
地方公務員等共済組合	14,774,488	36,614,138	62,227,756	89,562,358	
私立学校教職員共済組合	798,952	1,890,445	3,115,849	4,454,808	
農林漁業団体職員共済組合	1,472,857	4,134,269	6,565,544	9,598,667	
文官	72,534,659	72,030,622	70,187,279	69,147,744	
軍人	895,405,843	885,811,401	865,412,702	862,060,702	
都道府県知事裁定	72,247,629	72,607,153	71,659,462	71,038,263	
船員保険	48,160	315,858	526,484	808,871	
労働者災害補償保険	112,149,204	115,796,256	119,590,586	125,721,226	
合 計	3,436,813,406	4,605,117,575	5,765,958,956	7,165,865,192	

(注) 第76表の(注)参照

(ii) 旧制度分

年度末現在 (単位 千円)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
老 齡 年 金 (退職年金)	12,442,085,648	12,451,669,986	12,434,569,255	12,310,463,497	12,549,442,848
厚生年金保険	4,738,437,437	5,470,291,872	5,545,459,278	5,544,088,589	5,732,816,573
厚生年金基金	222,740,609
船 員 保 險	153,615,608
国家公務員(各省各庁組合)	767,333,368	829,307,199	814,941,538	797,383,354	799,608,101
等共済組合(適用法人組合)	920,987,670	937,349,811	922,016,769	903,802,774	893,189,878
地方公務員等共済組合	1,828,577,657	1,980,240,646	1,952,639,180	1,920,808,463	1,925,618,891
私立学校教職員共済組合	29,160,223	33,218,498	32,593,160	31,752,881	31,590,338
農林漁業団体職員共済組合	134,818,038	145,547,945	143,693,971	141,384,785	143,531,649
文 官	50,731,949
恩 給 { 軍 人	506,968,309
{ 都道府県知事裁定	90,305,932
国民年金(老 齡 年 金)	2,283,846,750	2,396,250,156	2,430,246,067	2,445,893,211	2,547,582,469
(老 齡 福 祉 年 金)	714,562,098	659,463,859	592,979,292	525,349,440	475,504,949
通算老齡年金(通算退職年金)	956,840,079	1,085,948,416	1,126,788,255	1,158,620,898	1,237,099,874
厚生年金保険	686,979,101	773,003,071	788,227,606	795,033,053	830,298,270
船 員 保 險	5,390,428
国家公務員(各省各庁組合)	5,412,413	6,720,795	6,662,831	6,548,322	6,721,280
等共済組合(適用法人組合)	497,359	520,098	516,805	502,788	512,140
地方公務員等共済組合	27,412,338	32,951,951	32,662,043	32,371,705	32,889,567
私立学校教職員共済組合	16,788,370	20,041,010	19,386,978	18,528,044	18,425,326
農林漁業団体職員共済組合	12,107,078	14,431,501	13,948,845	13,442,228	13,495,805
国民年金	202,252,992	238,279,990	265,383,147	292,194,758	334,757,486
障 害 年 金	1,168,183,171	590,020,413	578,323,850	560,629,598	564,704,629
厚生年金保険	265,246,038	293,924,456	285,828,481	274,891,798	274,382,145
船 員 保 險	9,809,883
国家公務員(各省各庁組合)	10,710,889	12,311,025	13,228,032	13,601,356	14,278,572
等共済組合(適用法人組合)	10,893,768	11,714,313	11,883,551	11,654,912	11,529,328
地方公務員等共済組合	33,813,922	37,774,226	39,980,752	42,580,761	44,010,904
私立学校教職員共済組合	1,062,827	1,221,838	1,358,969	1,379,843	1,413,405
農林漁業団体職員共済組合	3,742,218	4,127,972	4,237,532	4,286,358	4,365,404
文 官	2,249,497
恩 給 { 軍 人	186,914,477
{ 都道府県知事裁定	588,580
国民年金(障 害 年 金)	215,018,987	228,946,583	221,806,533	212,234,570	214,724,871
(障 害 福 祉 年 金)	298,743,698
労働者災害補償保険	129,388,387
遺 族 年 金	2,831,561,049	1,808,711,112	1,764,914,466	1,714,271,065	1,741,520,429
厚生年金保険	1,117,587,698	1,243,677,883	1,217,502,005	1,186,885,467	1,207,878,962
船 員 保 險	42,324,180
国家公務員(各省各庁組合)	105,078,925	111,279,952	109,687,840	107,718,464	118,970,488
等共済組合(適用法人組合)	116,617,505	119,130,913	117,687,026	115,226,046	114,452,070
地方公務員等共済組合	200,958,799	209,228,421	206,842,046	204,308,625	205,880,894
私立学校教職員共済組合	7,317,671	7,746,443	7,624,180	7,422,694	7,411,156
農林漁業団体職員共済組合	17,735,018	18,988,894	18,769,879	18,506,052	18,866,804
文 官	71,134,220
恩 給 { 軍 人	882,677,205
{ 都道府県知事裁定	70,009,565
国民年金(母 子 年 金)	80,579,733	78,364,852	65,772,001	53,207,033	45,150,310
(準 母 子 年 金)	116,284	113,531	97,603	77,516	59,240
遺 児 年 金	2,616,042	2,439,194	1,963,775	1,476,510	1,224,888
寡 婦 年 金	11,013,375	17,741,029	18,968,111	19,442,658	21,625,617
母子福祉年金	342,736
準母子福祉年金	888
労働者災害補償保険	105,441,205
合 計	17,398,669,947	15,936,349,927	15,904,595,826	15,743,985,058	16,092,767,780

(注) 第76表の(注)参照

第79表 公的年金積立金状況

年度末現在 (単位 百万円)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
合 計	85,987,592	94,728,604	103,509,533	113,851,837	123,159,303
厚生年金保険	50,782,832	55,281,343	59,963,820	65,612,647	70,217,477
厚生年金基金	12,348,188	14,488,300	16,908,800	19,649,400	22,487,800
国民年金	2,593,854	2,915,820	3,344,259	3,665,487	3,946,190
船 員 保 險	394,223	428,612	62,753	62,650	61,580
国家公務員等共済組合(各省各庁組合)	4,030,279	4,390,496	4,703,705	5,074,874	5,395,551
国家公務員等共済組合(適用法人組合)	1,978,430	2,000,481	2,096,033	2,090,049	2,026,528
地方公務員等共済組合	11,728,080	12,887,280	13,902,374	14,933,940	16,068,854
私立学校教職員共済組合	1,040,711	1,154,363	1,269,501	1,414,825	1,561,256
農林漁業団体職員共済組合	1,090,995	1,181,909	1,258,288	1,347,965	1,394,067

(注) 1 船員保険は、船員保険特別会計全体の積立金である。
2 国民年金は、国民年金勘定と基礎年金勘定の合計である。

第80表 年金財政指標

(i) 昭和61年度(1986年度)年金財政指標総括表

保 険 者	被保険者・組合員数(人)	老 齡・退 職 年 金 受 給 権 者 数 (人) (注1)	同 左 (加 入 期 間 20 年 以 上) (人) (注2)	年 金 扶 養 比 率	補 正 し た 年 金 扶 養 比 率	総 合 費 用 率 (%)	独 自 給 付 費 用 率 (%)	収 支 比 率 (%)	積 立 比 率 (倍)
厚生年金	26,994,238	5,932,725	3,650,777	7.39	—	9.84	7.26	61.45	6.75
国共済連合会	1,151,730	424,371	413,791	2.78	5.22	10.69	8.51	56.29	9.51
鉄 道 共 済	259,976	339,881	339,431	0.77	1.76	32.83	29.97	130.18	1.53
N T T 共 済	301,185	86,578	86,165	3.50	5.29	11.75	9.63	63.93	10.16
た ば こ 共 済	29,459	22,073	21,952	1.34	3.02	16.32	13.93	80.42	5.26
地 共 済 連 合 会	1,893,404	482,626	437,404	4.33	7.89	6.60	4.56	36.88	15.74
公立学校共済	1,137,798	360,148	352,600	3.23	7.80	6.64	4.99	35.10	16.23
警 察 共 済	257,464	82,673	82,048	3.14	8.22	6.17	3.88	31.53	17.05
私 学 共 済	355,065	60,366	18,839	18.85	—	6.54	4.53	39.66	14.36
農 林 年 金	494,328	132,339	97,110	5.09	—	12.46	9.73	64.74	7.00

(ii) 昭和62年度(1987年度)年金財政指標総括表

保険者	被保険者・ 組合員数 (人)	高齢・退職 年金受給権 者数(人) (注1)	同左(加入 期間20年以 上)(人) (注2)	年金 扶養比率	補正した 年金扶養比 率	総合 費用率 (%)	独自給付 費用率 (%)	収支比率 (%)	積立比率 (倍)
厚生年金	27,675,524	6,438,332	3,937,561	7.03	—	10.32	7.19	64.44	6.75
国共済連合会	1,151,386	448,671	436,473	2.64	4.85	12.09	9.46	63.20	9.04
鉄道共済	216,487	353,735	353,278	0.61	1.53	38.94	35.13	147.07	1.30
N T T 共済	296,017	91,521	90,981	3.25	4.64	15.22	12.54	81.35	8.48
たばこ共済	28,053	22,818	22,689	1.24	2.58	21.14	18.37	95.48	4.31
地共済連合会	1,892,237	504,179	458,742	4.12	6.89	7.80	5.39	43.57	14.39
公立学校共済	1,136,155	380,827	372,847	3.05	6.23	8.95	6.92	46.72	13.23
警察共済	258,877	84,939	84,232	3.07	6.90	8.13	5.36	41.04	14.12
私学共済	364,952	66,046	20,360	17.92	—	7.02	4.61	42.24	14.12
農林年金	495,574	138,626	100,262	4.94	—	14.04	10.73	72.22	6.56

(iii) 昭和63年度(1988年度)年金財政指標総括表

保険者	被保険者・ 組合員数 (人)	高齢・退職 年金受給権 者数(人) (注1)	同左(加入 期間20年以 上)(人) (注2)	年金 扶養比率	補正した 年金扶養比 率	総合 費用率 (%)	独自給付 費用率 (%)	収支比率 (%)	積立比率 (倍)
厚生年金	28,769,153	6,945,827	4,222,143	6.81	—	10.47	7.63	66.43	6.80
国共済連合会	1,148,279	472,565	458,929	2.50	4.40	13.20	10.41	68.84	8.65
鉄道共済	209,233	348,020	347,543	0.60	1.59	30.99	27.86	111.82	1.20
N T T 共済	290,049	98,466	97,776	2.97	4.26	14.48	11.78	80.97	8.64
たばこ共済	26,806	23,540	23,394	1.15	2.28	22.60	19.83	107.56	4.06
地共済連合会	1,892,860	530,550	478,261	3.96	6.39	8.66	6.22	47.78	13.69
公立学校共済	1,119,837	403,457	394,646	2.84	5.64	10.17	8.02	52.75	12.52
警察共済	259,612	86,747	85,961	3.02	6.48	8.53	5.63	42.60	14.30
私学共済	374,697	70,626	21,858	17.14	—	5.99	3.46	35.63	17.37
農林年金	495,830	146,913	104,804	4.73	—	15.44	12.01	79.65	6.21

(iv) 平成元年度(1989年度)年金財政指標総括表

保険者	被保険者・ 組合員数 (人)	高齢・退職 年金受給権 者数(人) (注1)	同左(加入 期間20年以 上)(人) (注2)	年金 扶養比率	補正した 年金扶養比 率	総合 費用率 (%)	独自給付 費用率 (%)	収支比率 (%)	積立比率 (倍)
厚生年金	29,921,063	7,454,381	4,507,307	6.64	—	10.63	8.02	67.18	6.78
国共済連合会	1,140,400	495,751	446,620	2.55	4.41	13.97	11.32	67.88	8.43
鉄道共済	204,752	343,368	342,817	0.60	1.58	28.44	25.91	99.86	1.12
N T T 共済	281,462	105,451	105,073	2.68	3.83	14.41	11.97	76.76	8.33
たばこ共済	26,048	24,702	24,504	1.06	1.91	24.39	21.84	124.59	3.36
地共済連合会	1,898,414	555,488	499,561	3.80	5.97	7.68	5.32	39.93	15.89
公立学校共済	1,118,923	426,411	417,051	2.68	5.09	10.57	7.72	52.75	12.36
警察共済	259,702	88,445	87,568	2.97	5.49	7.29	3.12	35.05	17.42
私学共済	384,013	76,284	23,560	16.30	—	6.04	3.62	35.99	17.79
農林年金	496,886	154,997	108,667	4.57	—	16.36	13.06	84.71	6.06

(注) 1) 通算高齢(退職)年金受給権者を含む。
2) 旧法分の退職年金(含減額)年金受給権者を全て含めている。

年金財政指標について

(1) 年金扶養比率(Pensioner Support Ratio)

$$\text{年金扶養比率} = \frac{\text{年度末被保険者・組合員数}}{\text{年度末高齢・退職年金受給者数(20年以上加入)}}$$

$$\text{補正した年金扶養比率} = \text{年金扶養比率} \times \frac{\text{支出総額}}{\text{支出総額} - \text{追加費用}}$$

(2) 総合費用率(Total Cost Rate)

$$\text{総合費用率} = \frac{\text{支出総額} - \text{追加費用} - \text{国庫・公経済負担額} - \text{基礎年金交付金}}{\text{被保険者・組合員の標準報酬総額}}$$

$$\text{国民年金の1人当たり総合費用} = \frac{\text{支出総額} - \text{国庫負担額}}{\text{1号被保険者数}}$$

(3) 独自給付費用率(Supplementary Benefits Cost Rate)

$$\text{独自給付費用率} = \frac{\text{独自給付の給付費} - \text{追加費用} - \text{独自給付に対する国庫・公経済負担額}}{\text{被保険者・組合員の標準報酬総額}}$$

$$\text{国民年金の1人当たり独自給付費} = \frac{\text{独自給付の給付費} - \text{国庫負担額}}{\text{1号被保険者数}}$$

(4) 収支比率(Income Outgo Ratio)

$$\text{収支比率} = \frac{\text{支出総額} - \text{追加費用} - \text{国庫・公経済負担額} - \text{基礎年金交付金}}{\text{収入総額} - \text{追加費用} - \text{国庫・公経済負担額} - \text{基礎年金交付金}}$$

(5) 積立比率(Reserve Fund Ratio)

$$\text{積立比率} = \frac{\text{前年度末積立金}}{\text{支出総額} - \text{追加費用} - \text{国庫・公経済負担額} - \text{基礎年金交付金}}$$

注) 1 支出総額: 基礎年金拠出金+給付費

ただし、国共済連合会、N T T 共済、たばこ共済は長期財調拠出金を含む。

2 収入総額: 拠出保険料+国庫・公経済負担額+基礎年金交付金+利息及び配当金

ただし、鉄道共済は長期財調交付金、地共済連合会は払込金、私学共済は都道府県補助金を含む。

3 年金財政指標の図示について

図の点数で示した正五角形は、制度がほぼ成熟状態に達した場合を示したものであり、年金財政指標は、

年金扶養比率=2

総合費用率=26%

独自給付費用率=18%

収支比率=100%

積立比率=2

になるものと想定している。

五角形の図は、年金財政指標を次の算式で変換した値により作成したものであり、制度がほぼ成熟状態に達した場合と比べて、現在の財政状態がどのような位置にあるかを示している。

1. =2/(1+0.5・年金扶養比率)

2. =総合費用率/26

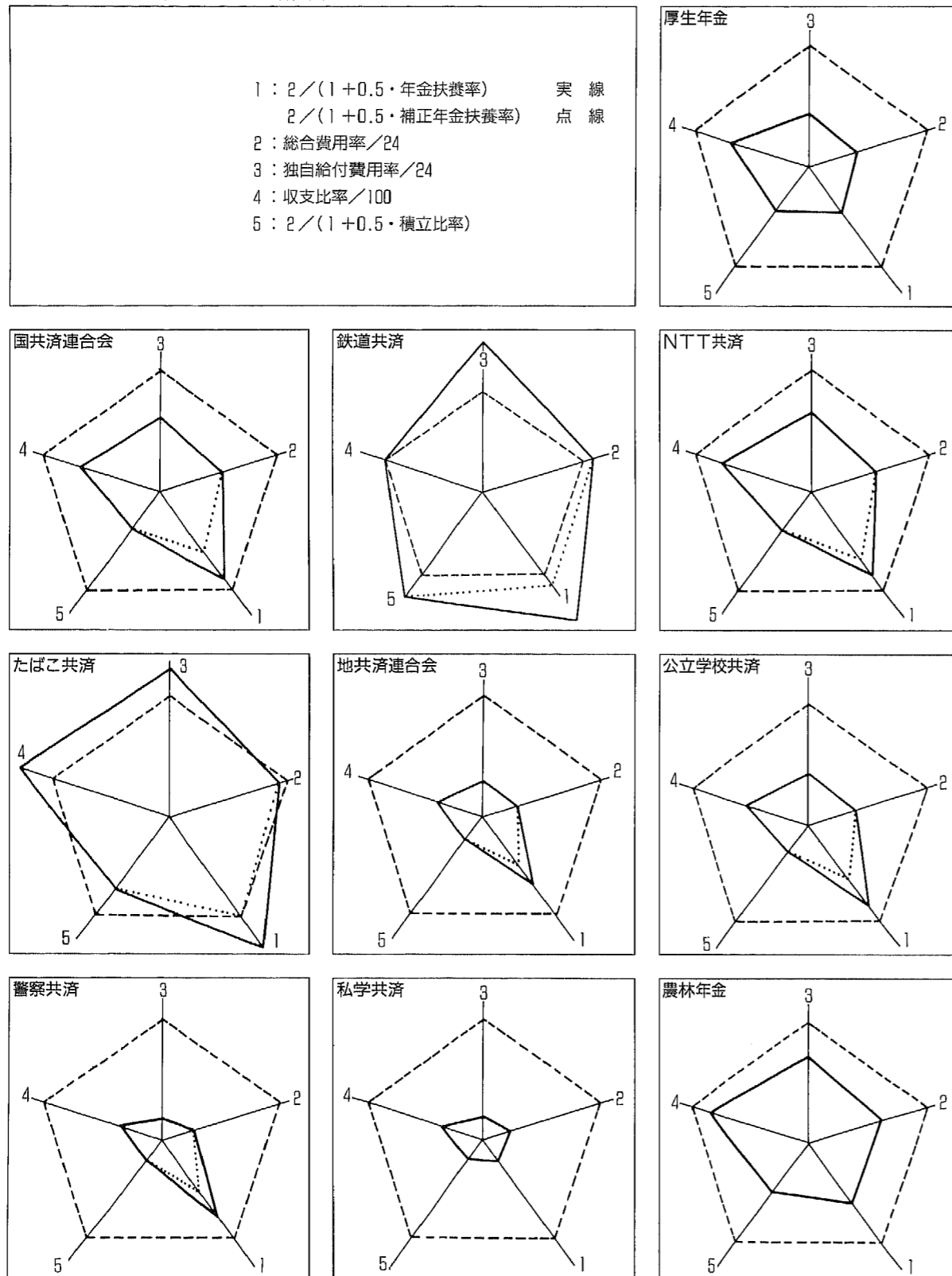
3. =独自給付費用率/18

4. =収支比率/100

5. =2/(1+0.5・積立比率)

1、2、3、4の値が正五角形の内部にあるほど制度は未成熟であり、5の値が正五角形の内部にあるほど積立水準は高いということになる。

(参考) 平成元年度 年金財政指標図



2 健康保険

① 政府管掌健康保険

第81表 政府管掌健康保険適用状況

年度末現在

区分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
(一般被保険者関係)					
事業所数	923,639	940,931	988,996	1,085,474	1,184,155
被保険者数	15,333,383	15,430,491	15,862,623	16,594,829	17,336,258
男	9,801,003	9,884,827	10,171,420	10,609,517	11,047,485
女	5,532,380	5,545,664	5,691,203	5,985,312	6,288,773
強制適用	13,148,666	14,070,198	14,883,018	15,743,300	16,480,995
任意包括適用	1,938,712	1,080,641	687,824	567,581	571,864
任意継続適用	246,005	279,652	291,781	283,948	283,399
被扶養者数	17,213,950	17,193,731	17,356,387	17,883,707	18,357,994
(被保険者1人当たり)					
平均標準報酬月額	211,054	216,541	221,074	228,705	238,588
男	250,306	255,907	260,540	269,653	281,270
女	141,516	146,373	150,540	156,120	163,608
(日雇特例被保険者関係)					
年度末現在有効健康保険印紙購入通帳数	12,105	10,874	10,277	9,609	9,105
年度末現在有効被保険者手帳所有者数	186,663	145,683	139,060	123,975	111,013
男	85,672	71,354	68,515	60,682	53,678
女	100,991	74,329	70,545	63,293	57,335
被保険者1人当たり平均賃金日額	7,413	7,898	8,371	8,907	9,427

資料：社会保険庁調

第82表 政府管掌健康保険被保険者数（一般被保険者・標準報酬等級別）

平成2年3月末現在

等級	標準報酬月額 (千円)	被保険者数		
		計	男	女
総数		17,336,258	11,047,485	6,288,773
	30	0	0	0
	33	0	0	0
	36	0	0	0
	39	0	0	0
	42	0	0	0
	45	0	0	0
	48	0	0	0
	52	0	0	0
	56	0	0	0
	60	0	0	0
	64	0	0	0
第1級	68	45,790	11,444	34,346
2	72	46,707	7,705	39,002
3	76	46,319	4,968	41,351
4	80	85,930	14,162	71,768
5	86	146,549	17,788	128,761
6	92	263,236	57,910	205,326
7	98	413,217	75,701	337,516
8	104	337,983	40,464	297,519
9	110	461,190	69,372	391,818
10	118	607,106	119,474	487,632
11	126	572,290	129,757	442,533
12	134	657,051	191,802	465,249
13	142	627,698	215,274	412,424
14	150	824,887	358,437	466,450
15	160	746,609	361,242	385,367
16	170	709,921	396,340	313,581
17	180	714,319	451,900	262,419
18	190	633,629	431,345	202,284
19	200	1,068,544	769,295	299,249
20	220	1,223,948	987,099	236,849
21	240	992,907	838,191	154,716
22	260	990,529	848,815	141,714
23	280	771,138	693,831	77,307
24	300	777,563	680,349	97,214
25	320	542,687	503,842	38,845
26	340	437,562	410,446	27,116
27	360	428,552	390,052	38,500
28	380	349,503	329,820	19,683
29	410	388,806	349,030	39,776
30	440	240,854	222,530	18,324
31	470	142,767	134,609	8,158
32	500	202,124	172,562	29,562
33	530	72,692	68,316	4,376
34	560	79,737	72,354	7,383
35	590	100,456	87,374	13,082
36	620	36,766	34,207	2,559
37	650	46,189	41,897	4,292
38	680	24,424	22,876	1,548
39	710	478,079	434,905	43,174

資料：社会保険庁調

第83表 政府管掌健康保険適用状況（一般被保険者・業態別）

平成2年10月1日現在

区分	事業所数	被保険者数			平均標準報酬月額(円)		
		計	男	女	平均	男	女
合計	1,245,644	17,706,379	11,207,187	6,499,192	252,037	297,685	173,321
農林水産業	11,051	109,251	73,372	35,879	229,683	265,455	156,529
石炭鉱業	170	3,883	3,354	529	268,801	285,684	161,762
石炭以外の鉱業	4,939	78,559	64,394	14,165	276,200	296,482	184,001
総合工事業	93,569	1,155,101	948,970	206,131	277,531	298,526	180,873
職別工事業	46,289	385,062	311,803	73,259	295,437	317,631	200,977
設備工事業	51,400	472,371	387,926	84,445	294,515	316,612	193,001
食料品・たばこ製造業	28,948	679,395	350,879	328,516	216,591	281,618	147,137
繊維製品製造業	39,677	730,194	245,977	484,217	186,496	291,531	133,139
木製品・家具等製造業	25,195	328,987	235,393	93,594	232,555	263,870	153,797
紙製品製造業	7,821	159,594	106,817	52,777	247,945	291,833	159,119
出版・印刷・同関連産業	26,187	324,104	223,346	100,758	283,974	324,123	194,977
化学工業・同類似業	27,411	601,946	411,507	190,439	258,554	302,255	164,124
金属工業	41,139	611,774	466,655	145,119	283,812	315,841	180,818
機械器具製造業	78,320	1,729,237	1,140,268	588,969	251,379	301,652	154,049
その他の製造業	24,248	407,328	262,078	145,250	250,929	299,435	163,408
卸売業	112,773	1,499,888	1,032,564	467,324	272,996	313,352	183,829
飲食料品小売業	38,146	401,630	214,559	187,071	230,960	288,187	165,324
飲食料品以外的小売業	148,995	1,542,452	935,663	606,789	250,017	296,576	178,224
飲食店	25,956	292,314	173,522	118,792	240,438	282,147	179,513
金融・保険業	9,552	179,099	109,722	69,377	284,136	338,100	198,790
不動産業	37,675	280,364	178,812	101,552	290,838	337,907	207,960
運輸・通信業	45,965	1,144,137	999,204	144,933	271,164	284,682	177,966
電気・ガス・熱供給・水道業	6,625	86,087	66,112	19,975	273,727	302,072	179,913
物品賃貸業	6,923	90,606	61,586	29,020	267,143	304,493	187,877
旅館・その他の宿泊所	10,800	263,172	138,700	124,472	222,183	262,319	177,458
対個人サービス業	18,890	247,160	130,719	116,441	238,315	290,836	179,354
放送・情報サービス業	22,272	258,410	170,928	87,482	273,465	312,627	196,948
その他の対事業所サービス業	36,762	779,785	499,809	279,976	219,877	254,054	158,865
修理業	32,419	240,610	195,391	45,219	258,918	277,339	179,321
映画・娯楽業	12,302	294,709	151,413	143,296	248,247	292,967	200,994
医療・保健・廃棄物処理業	44,405	987,148	257,405	729,743	232,986	335,351	196,878
教育	11,991	166,664	82,194	84,470	231,252	281,527	182,332
社会保険・社会福祉	19,464	311,686	73,210	238,476	200,564	256,289	183,457
学術研究機関	1,590	21,586	13,080	8,506	271,268	333,244	175,964
政治・経済・文化団体	22,678	171,792	99,684	72,108	239,682	282,069	181,086
その他のサービス業	60,785	514,846	333,676	181,170	268,416	312,020	188,106
公務	12,312	155,448	56,495	98,953	153,945	184,065	136,749

(注) 1 産業分類は、社会保険庁「政府管掌健康保険及び厚生年金保険業態分類標準」による。
2 任意継続被保険者を除く。

資料：社会保険庁調

第84表 政府管掌健康保険保険料徴収状況

(1) 一般被保険者関係

(単位 千円)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
徴収決定額	3,341,908,096	3,404,906,778	3,533,709,542	3,775,701,706	4,100,272,744
前年度より繰越額(再掲)	40,362,414	42,350,796	43,016,909	40,777,802	36,936,789
収納済額	3,295,145,725	3,357,075,031	3,488,231,889	3,733,808,421	4,063,873,571
不納欠損額	4,173,574	4,666,425	4,558,266	4,829,263	4,253,477
収納未済額	42,588,797	43,165,321	40,919,387	37,064,022	32,145,696
収納率(%)	98.6	98.6	98.7	98.9	99.1

資料：社会保険庁調

(ii) 日雇特例被保険者関係

(金額 単位 千円)

区 分	昭和59年度	60		61	62	63	平成元年度
		(59.4~59.9)	(59.10~60.3)				
《印紙売さばき状況》							
印紙枚数(千枚)	23,465	21,053	34,949	29,457	24,846	22,489	20,087
特例第1級	8	—	—	—	—	—	—
第1級	48	48	83	58	46	40	26
第2級	249	208	337	264	212	177	152
第3級	973	884	1,180	741	420	302	241
第4級	8,249	7,876	14,267	10,595	7,112	4,957	3,532
第5級	3,359	2,911	5,175	4,606	3,628	3,779	3,163
第6級	2,927	2,483	3,574	3,264	3,642	3,450	3,105
第7級	2,187	1,926	2,965	2,886	2,762	2,661	2,229
第8級	5,466	2,678	3,872	3,386	3,004	2,711	2,839
第9級	—	1,384	2,262	2,356	2,509	2,649	2,736
第10級	—	382	735	757	840	951	1,042
第11級	—	274	498	545	670	812	1,020
印紙売さばき額	22,057,903	23,422,328	—	—	—	—	—
《保険料徴収状況》							
徴収決定額	3,702,087	3,992,034	3,659,900	3,413,128	3,425,353	3,403,590	3,403,590
収納済額	3,486,176	3,944,563	3,622,625	3,380,197	3,386,121	3,376,077	3,376,077
不納欠損額	6,112	8,022	7,175	1,438	4,399	1,766	1,766
収納未済額	209,800	39,450	30,100	31,493	34,833	25,747	25,747

資料：社会保険庁調

第85表 政府管掌健康保険給付決定状況

(1) 一般被保険者関係

(金額 単位 千円)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
合計	214,682,590	219,039,737	225,875,878	236,263,517	248,022,057
被保険者分	2,711,243,767	2,833,475,145	2,964,267,998	3,097,721,299	3,303,659,655
診療費	1,718,661,692	1,788,245,765	1,860,673,306	1,933,184,647	2,068,859,757
薬剤の支給	97,420,856	99,567,965	102,124,330	107,085,190	112,706,018
療養費	293,063,206	292,114,910	293,958,703	299,340,670	308,278,295
高額療養費	1,461,149,222	1,524,780,226	1,592,032,245	1,663,638,904	1,786,111,646
看護費	7,370,985	7,626,070	7,938,091	8,455,359	9,268,204
移送費	13,287,694	13,496,146	13,829,246	14,495,207	15,590,901
傷病手当金	36,066,771	38,432,910	41,714,593	44,119,644	50,857,503
埋葬料	2,496,741	2,698,616	2,901,240	3,184,002	3,686,100
分娩費	17,421,838	18,427,215	19,804,432	21,587,551	25,250,870
出産手当金	129,095	142,357	142,130	145,026	145,043
育児手当金	5,732,652	6,142,500	6,381,530	6,492,744	6,576,614
被扶養者分	11,155	10,642	11,123	11,391	12,220
診療費	255,427	245,031	250,830	260,123	275,254
薬剤の支給	1,004,837	965,955	1,025,496	1,043,306	1,099,555
療養費	198	202	217	223	215
高額療養費	10,130	6,843	9,701	9,831	11,120
看護費	1,420,381	1,364,483	1,323,143	1,249,249	1,203,576
移送費	42,039,418	40,467,874	39,685,739	38,228,942	38,005,345
傷病手当金	141,098,997	141,153,932	141,632,583	138,600,877	140,553,299
埋葬料	36,551	35,047	34,956	35,000	36,959
分娩費	8,560,292	8,471,617	8,631,176	8,863,204	9,558,606
出産手当金	138,775	132,696	126,887	123,556	121,482
育児手当金	26,925,462	26,572,750	25,422,519	24,775,253	24,370,050
被扶養者分	120,970	117,475	114,568	110,014	106,834
診療費	8,025,521	8,774,889	8,751,881	8,518,978	8,441,168
薬剤の支給	20,420,006	23,032,201	23,770,827	23,811,422	24,232,491
療養費	135,745	129,807	124,103	120,956	119,001
高額療養費	271,486	259,614	248,206	241,912	238,002
看護費	105,371,772	107,203,450	111,022,916	115,729,811	120,601,607
移送費	991,744,379	1,044,259,571	1,102,524,276	1,163,291,001	1,233,445,477
傷病手当金	95,857,706	97,124,850	100,280,831	104,185,139	107,924,759
埋葬料	252,037,915	251,613,807	257,575,453	263,587,827	269,317,084
分娩費	878,920,612	927,770,830	981,761,204	1,038,103,829	1,103,030,832
出産手当金	6,678,535	7,120,606	7,687,146	8,392,164	9,296,817
育児手当金	11,882,513	12,499,128	13,444,607	14,563,899	15,959,963
被扶養者分	16,989,446	18,924,763	21,662,265	24,118,954	28,738,182
診療費	1,831,101	1,940,629	2,027,177	2,099,551	2,335,613
薬剤の支給	9,557,022	10,125,574	10,691,412	11,184,351	12,824,784
療養費	280,785	310,648	322,657	339,199	344,822
高額療養費	14,400,250	15,871,296	16,949,383	17,616,395	18,062,317
看護費	10,302	11,168	11,602	12,586	13,759
移送費	259,156	280,081	288,128	313,291	347,370
傷病手当金	868,072	932,401	993,668	1,078,331	1,176,949
埋葬料	142	154	166	163	176
分娩費	3,871	4,602	4,998	6,425	6,773
出産手当金	78,287	75,661	80,274	84,394	83,998
育児手当金	7,513,269	7,535,997	8,027,280	8,439,400	8,399,800
被扶養者分	320,178	312,470	309,131	310,657	303,043
診療費	62,862,860	62,479,580	61,826,200	62,131,400	60,608,600
薬剤の支給	314,736	307,264	303,932	305,958	298,620
療養費	629,476	614,528	607,864	611,916	597,240
高額療養費	9,366	10,927	12,174	13,740	14,798
看護費	897,197	969,809	1,070,417	1,245,651	1,354,421

(注) 老人保健による給付分を除く。

資料：社会保険庁調

(II) 日雇特例被保険者関係

(金額 単位 千円)

区	分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
合	計	2,298,316	2,081,383	1,898,888	1,730,765	1,571,284
被	保	41,232,249	38,310,053	35,384,199	31,124,619	27,793,078
險	者	1,853,953	1,700,366	1,560,589	1,421,649	1,294,162
分	金	33,268,485	31,346,475	29,555,603	25,827,165	22,961,076
診	療	1,584,283	1,438,263	1,319,565	1,201,969	1,090,499
費	件	6,060,346	5,419,159	4,883,258	4,338,315	3,804,910
日	数	27,186,481	24,749,915	22,946,203	20,707,788	19,004,658
金	額	171,235	161,228	153,040	142,974	135,721
薬	剤	373,621	342,336	325,233	300,075	277,893
の	支	899,874	875,946	875,485	826,477	818,449
給	付	41,683	41,635	39,662	38,043	37,892
療	養	359,048	355,930	343,596	321,052	335,878
費	件	3,086	2,940	2,758	2,515	2,027
高	額	119,980	109,861	105,742	95,318	77,477
療	養	3,270	2,947	2,769	2,821	3,168
費	件	34,885	32,663	35,121	36,676	37,630
特	別	483	463	426	465	297
療	養	13,310	10,888	9,988	10,778	7,361
費	日	50,727	42,169	40,392	44,177	28,822
看	護	4	3	1	1	1
費	金	73	39	14	36	36
移	送	48,476	51,853	41,601	32,268	24,034
傷	病	1,504,872	1,623,415	1,285,857	1,005,178	756,704
手	当	4,452,371	5,053,500	5,107,166	3,714,865	2,583,610
金	件	980	730	463	417	364
埋	葬	109,507	84,837	59,705	55,622	51,056
料	日	153	101	104	60	51
分	娩	29,550	20,200	20,800	12,000	10,200
費	金	152	104	99	58	57
出	産	10,084	7,626	7,639	4,595	4,458
手	当	25,694	21,217	21,175	13,036	13,159
金	日	148	99	101	58	51
育	児	296	198	202	116	102
手	当	444,222	380,860	338,190	308,989	277,008
金	件	7,952,527	6,950,490	5,820,317	5,287,141	4,822,703
被	扶	393,383	335,278	297,195	270,026	240,608
養	者	1,600,241	1,333,282	1,114,154	1,000,544	877,449
分	金	7,351,442	6,401,172	5,368,978	4,848,138	4,417,622
診	療	32,249	29,003	26,981	25,665	23,972
費	日	67,211	59,415	53,038	50,171	46,796
薬	剤	117,424	107,225	101,288	96,089	94,351
の	支	7,830	6,685	6,019	5,772	5,560
給	付	47,973	42,623	36,391	36,618	38,505
療	養	5,537	5,280	4,021	3,934	3,400
費	件	214,949	209,922	154,315	159,084	141,824
高	額	3,265	3,059	2,693	2,413	2,414
療	養	33,227	33,484	31,253	28,945	24,608
費	日	174	126	78	101	82
特	別	4,638	3,633	2,040	2,783	2,504
療	養	15,063	12,038	6,578	9,292	7,917
費	金	5	1	—	—	1
看	護	94	24	—	—	140
費	件	943	738	612	556	535
移	送	89,430	73,570	61,130	55,600	53,500
家	族	428	349	299	264	219
埋	葬	82,110	69,750	59,800	52,800	43,800
料	日	408	341	292	257	217
配	偶	816	682	584	514	434
者	分	141	157	109	127	114
当	金	11,237	13,089	8,279	10,313	9,300
金	額					

(注) 老人保健による給付分を除く。

資料：社会保険庁調

第86表 政府管掌健康保険療養の給付及び家族療養費決定状況 (診療費分)

(i) 一般被保険者関係

(金額 単位 千円)

区	分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
被	保	97,420,856	99,567,965	102,124,330	107,085,190	112,706,018
險	者	293,063,206	292,114,910	293,958,703	299,340,670	308,278,295
分	日	1,461,149,222	1,524,780,226	1,592,032,245	1,663,638,904	1,786,111,646
件	数	80,248,980	81,445,941	83,311,106	87,024,264	91,372,998
日	数	240,455,531	237,138,024	237,627,196	240,559,079	246,847,359
金	額	1,231,690,786	1,275,875,833	1,332,913,225	1,390,484,478	1,497,169,497
一	般	2,123,325	2,078,677	2,083,106	2,127,588	2,229,062
入	院	35,332,258	34,236,306	33,781,785	33,734,115	34,728,914
件	日	481,029,405	491,540,966	503,390,790	515,299,811	548,632,832
数	金	78,125,655	79,367,264	81,228,000	84,896,676	89,143,936
日	数	205,123,273	202,901,718	203,845,411	206,824,964	212,118,445
金	額	750,661,381	784,334,867	829,522,435	875,184,667	948,536,665
歯	科	17,171,876	18,122,024	18,813,224	20,060,926	21,333,020
診	療	52,607,675	54,976,886	56,331,507	58,781,591	61,430,936
件	日	229,458,435	248,904,394	259,119,020	273,154,426	288,942,148
数	金	95,857,706	97,124,850	100,280,831	104,185,139	107,924,759
被	扶	252,037,915	251,613,807	257,575,453	263,587,827	269,317,084
養	者	878,920,612	927,770,830	981,761,204	1,038,103,829	1,103,030,832
分	日	79,057,633	79,806,787	82,456,544	85,391,415	88,455,945
件	数	207,002,950	205,620,814	210,653,786	214,980,577	219,828,463
日	数	748,743,136	791,075,569	840,226,763	889,833,357	950,542,191
金	額	1,985,161	2,000,317	2,059,018	2,135,549	2,226,813
一	般	30,073,627	30,229,682	30,853,368	31,787,024	32,883,156
入	院	340,683,665	358,307,611	375,029,618	391,980,124	414,113,110
件	日	77,072,472	77,806,470	80,397,526	83,255,866	86,229,132
数	金	176,929,323	175,391,132	179,800,418	183,193,553	186,945,307
日	数	408,059,471	432,767,958	465,197,145	497,853,233	536,429,081
金	額	16,800,073	17,318,063	17,824,287	18,793,724	19,468,814
歯	科	45,034,965	45,992,993	46,921,667	48,607,250	49,488,621
診	療	130,177,475	136,695,261	141,534,442	148,270,471	152,488,641
件	日					
数	金					

(注) 第85表の(注)参照

資料：社会保険庁調

(ii) 日雇特例被保険者関係

(金額 単位 千円)

区	分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
被保険者分	件数	1,584,283	1,438,263	1,319,565	1,201,969	1,090,499
	日数	6,060,346	5,419,159	4,883,258	4,338,315	3,804,910
	金額	27,186,481	24,749,915	22,946,203	20,707,788	19,004,658
一般診療	件数	1,415,619	1,274,275	1,164,942	1,055,601	955,857
	日数	5,510,621	4,879,583	4,378,368	3,870,310	3,382,652
	金額	24,749,334	22,255,214	20,553,497	18,469,248	16,970,471
入院	件数	42,256	34,198	29,762	26,540	23,075
	日数	866,223	684,055	584,351	509,940	436,319
	金額	10,256,076	8,748,479	7,820,598	6,818,280	6,145,550
入院外	件数	1,373,363	1,240,077	1,135,180	1,029,061	932,782
	日数	4,644,398	4,195,528	3,794,017	3,360,370	2,946,333
	金額	14,493,258	13,506,735	12,732,899	11,650,968	10,824,921
歯科診療	件数	168,664	163,988	154,623	146,368	134,642
	日数	549,725	539,576	504,890	468,005	422,258
	金額	2,437,147	2,494,701	2,392,705	2,238,541	2,034,187
被扶養者分	件数	393,383	325,278	297,195	270,026	240,608
	日数	1,800,241	1,333,282	1,114,154	1,000,544	877,449
	金額	7,351,442	6,401,172	5,368,978	4,848,138	4,417,622
一般診療	件数	338,775	286,694	252,781	229,522	204,954
	日数	1,428,919	1,181,294	976,512	876,189	769,242
	金額	6,822,776	5,924,426	4,921,661	4,438,892	4,056,402
入院	件数	21,494	17,736	13,959	12,401	10,655
	日数	502,986	417,140	312,673	277,370	236,508
	金額	4,350,948	3,757,468	2,946,896	2,602,871	2,341,368
入院外	件数	317,281	268,958	238,822	217,121	194,299
	日数	925,933	764,154	663,839	598,769	532,734
	金額	2,471,828	2,166,958	1,974,765	1,836,021	1,715,034
歯科診療	件数	54,608	48,584	44,414	40,504	35,654
	日数	171,322	151,988	137,642	124,405	108,207
	金額	528,667	476,747	447,317	409,246	361,220

(注) 第85表の(注)参照
資料：社会保険庁調

第87表 政府管掌健康保険給付率

(i) 一般被保険者関係

区	分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
《被保険者分》						
診療費	被保険者1人当診療費	94,276	98,133	100,825	101,171	105,182
	被保険者1,000人当件数	6,286	6,408	6,468	6,512	6,637
	診療1件当日数	3.0	3.0	2.9	2.8	2.7
一般診療	診療1件当金額	14,998	15,314	15,589	15,536	15,848
	被保険者1人当診療費	79,471	82,114	84,414	84,560	88,166
	被保険者1,000人当件数	5,178	5,242	5,276	5,292	5,381
	診療1件当日数	3.0	2.9	2.9	2.8	2.7
入院	診療1件当金額	15,348	15,665	15,999	15,978	16,385
	被保険者1人当診療費	31,037	31,635	31,880	31,337	32,308
	被保険者1,000人当件数	137	134	132	129	131
	診療1件当日数	16.6	16.5	16.2	15.9	15.6
入院外	診療1件当金額	226,545	236,468	241,654	242,199	246,127
	被保険者1人当診療費	48,434	50,479	52,534	53,223	55,858
	被保険者1,000人当件数	5,041	5,108	5,144	5,163	5,250
	診療1件当日数	2.6	2.6	2.5	2.4	2.4
歯科診療	診療1件当金額	9,608	9,882	10,212	10,309	10,641
	被保険者1人当診療費	14,805	16,019	16,410	16,611	17,015
	被保険者1,000人当件数	1,108	1,166	1,191	1,220	1,256
	診療1件当日数	3.1	3.0	3.0	2.9	2.9
	診療1件当金額	13,362	13,735	13,773	13,616	13,544
看護費	被保険者1,000人当日数	16	16	16	16	16
	1日当金額	3,934	3,942	4,088	4,011	3,995
傷病手当金	被保険者1,000人当件数	92	88	84	76	70
	被保険者1人当日数	2.7	2.6	2.5	2.3	2.2
	1件当金額	99,339	103,449	107,043	110,947	116,780
埋葬料	被保険者1,000人当件数	2	2	2	2	2
分娩費	被保険者1,000人当件数	9	9	8	8	7
出産手当金	被保険者1,000人当件数	8	8	7	7	6
	1件当金額	168,802	196,060	207,482	216,440	226,824
《被扶養者分》						
診療費	被保険者1人当診療費	56,710	59,710	62,176	63,130	65,902
	被保険者1,000人当件数	6,185	6,251	6,351	6,336	6,448
	診療1件当日数	2.6	2.6	2.6	2.5	2.5
一般診療	診療1件当金額	9,169	9,552	9,790	9,964	10,220
	被保険者1人当診療費	48,310	50,913	53,212	54,114	56,792
	被保険者1,000人当件数	5,101	5,136	5,222	5,193	5,285
	診療1件当日数	2.6	2.6	2.6	2.5	2.5
入院	診療1件当金額	9,471	9,912	10,190	10,421	10,746
	被保険者1人当診療費	21,982	23,060	23,751	23,838	24,742
	被保険者1,000人当件数	128	129	130	130	133
	診療1件当日数	15.2	15.1	15.0	14.9	14.8
入院外	診療1件当金額	171,615	179,125	182,140	183,550	185,967
	被保険者1人当診療費	26,329	27,852	29,461	30,276	32,050
	被保険者1,000人当件数	4,973	5,008	5,092	5,063	5,152
	診療1件当日数	2.3	2.3	2.2	2.2	2.2
歯科診療	診療1件当金額	5,294	5,562	5,786	5,980	6,221
	被保険者1人当診療費	8,399	8,798	8,964	9,017	9,111
	被保険者1,000人当件数	1,084	1,115	1,129	1,143	1,163
	診療1件当日数	2.7	2.7	2.6	2.6	2.5
	診療1件当金額	7,749	7,893	7,941	7,889	7,832
看護費	被保険者1,000人当日数	17	18	18	19	21
	1日当金額	3,350	3,329	3,449	3,442	3,388
家族埋葬料	被保険者1,000人当件数	5	5	5	5	5
配偶者分娩費	被保険者1,000人当件数	21	20	20	19	17

(注) 第85表の(注)参照
資料：社会保険庁調

(ii) 日雇特例被保険者関係

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
《被保険者分》					
診療費 1件当日数	3.8	3.8	3.7	3.6	3.5
1件当金額	17,160	17,208	17,389	17,228	17,427
一般診療 1件当日数	3.9	3.8	3.8	3.7	3.5
1件当金額	17,483	17,465	17,643	17,496	17,754
入院 1件当日数	20.5	20.0	19.6	19.2	18.9
1件当金額	242,713	255,818	262,771	256,906	266,329
入院外 1件当日数	3.4	3.4	3.3	3.3	3.2
1件当金額	10,553	10,892	11,217	11,322	11,605
歯科診療 1件当日数	3.3	3.3	3.3	3.2	3.1
1件当金額	14,450	15,213	15,474	15,294	15,108
看護費 1件当日数	27.6	23.5	23.5	23.2	24.8
1日当金額	3,811	3,873	4,044	4,099	3,915
傷病手当金 1件当日数	31.0	31.3	30.9	31.2	31.5
1件当金額	91,847	97,458	122,765	115,125	107,498
出産手当金 1件当日数	66.3	73.3	77.2	79.2	78.2
1件当金額	169,038	204,011	213,889	224,753	230,852
《被扶養者分》					
診療費 1件当日数	4.1	4.0	3.8	3.7	3.7
1件当金額	18,688	19,092	18,066	17,954	18,360
一般診療 1件当日数	4.2	4.1	3.9	3.8	3.8
1件当金額	20,140	20,665	19,470	19,340	19,792
入院 1件当日数	23.4	23.5	22.4	22.4	22.2
1件当金額	202,426	211,855	211,111	209,892	219,744
入院外 1件当日数	2.9	2.8	2.8	2.8	2.7
1件当金額	7,791	8,057	8,269	8,456	8,827
歯科診療 1件当日数	3.1	3.1	3.1	3.1	3.0
1件当金額	9,681	9,813	10,072	10,104	10,131
看護費 1件当日数	26.7	28.8	26.2	27.6	30.5
1日当金額	3,248	3,314	3,224	3,339	3,162

(注) 1 診療費には、特別療養費を含まない。
2 第85表の(注)参照。

資料：社会保険庁調

第88表 政府管掌健康保険収支状況

(単位 千円)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
収 入	5,251,768,797	5,355,675,125	5,702,342,972	5,905,582,378	6,311,418,286
保険料収入	3,321,275,882	3,382,838,726	3,511,685,676	3,756,552,366	4,085,618,679
国庫負担金	538,073,653	556,846,287	619,440,119	699,057,491	759,748,784
事務費	42,949,922	45,803,503	47,888,333	47,251,776	51,136,734
給付費	495,123,731	511,042,784	571,551,786	651,805,715	708,612,050
その他の収入	1,392,419,261	1,415,990,112	1,571,217,177	1,449,972,521	1,466,050,822
借入金	1,366,346,228	1,378,422,647	1,389,481,653	1,407,994,456	1,426,251,053
雑収入等	26,073,033	37,567,465	181,735,524	41,978,065	39,799,769
支 出	4,954,331,506	5,303,866,556	5,693,539,217	5,852,618,037	6,095,571,595
保険給付費	2,765,011,072	2,876,300,008	2,997,043,635	3,147,724,646	3,333,482,927
老人保健拠出金	567,835,392	719,652,864	963,009,406	916,473,292	945,082,390
退職者給付拠出金	113,235,567	164,940,182	173,641,712	209,104,061	214,946,126
事務費	48,080,775	50,024,033	51,997,898	54,172,639	57,243,034
借入金償還金	1,416,028,608	1,443,022,647	1,447,308,427	1,457,836,110	1,475,340,914
保健施設費	20,432,267	25,677,873	32,695,946	37,725,867	40,504,894
福祉施設費	22,855,102	23,019,619	26,700,732	28,245,441	27,488,841
その他の支出	852,722	1,229,330	1,141,461	1,335,981	1,482,470
収支差引残	297,437,291	51,808,569	8,803,755	52,964,341	215,846,691
翌年度の繰越	2,210,659	3,128,413	5,022,825	2,150,155	855,024
積立金へ繰入	295,226,632	48,680,156	4,698,118	50,814,186	214,991,666
積立金から補足	—	—	917,188	—	—
年度末現在積立金	520,969,166	569,649,322	438,430,253	489,244,439	704,236,105

(注) 昭和59年10月1日以降は日雇健康保険を含む。

資料：社会保険庁調

② 組管掌健康保険

第89表 組管掌健康保険適用状況

年度末現在

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
組 合 数	1,743	1,777	1,800	1,814	1,818
被 保 険 者 数	12,722,869	13,022,756	13,322,318	13,720,670	14,172,682
男	9,307,432	9,502,348	9,698,464	9,950,508	10,222,523
女	3,415,437	3,520,408	3,623,854	3,770,162	3,950,159
被 扶 養 者 数	16,963,951	17,028,926	17,222,634	17,366,797	17,285,760
(被保険者1人当たり)	1.33	1.31	1.29	1.27	1.22
平均標準報酬月額	269,382	276,145	281,884	291,658	302,385
男	307,431	314,328	320,279	331,837	344,669
女	165,694	173,084	179,127	185,616	192,961

資料：厚生省保険局調

第90表 組保管掌健康保険被保険者数(標準報酬等級別)

平成2年3月末現在

標準報酬		被保険者数		
等級	月額	計	男	女
総数	(千円)	14,149,275	10,201,700	3,947,575
第1級	68	12,678	2,348	10,330
2	72	8,130	762	7,368
3	76	10,808	715	10,093
4	80	18,765	1,559	17,206
5	86	34,067	3,485	30,582
6	92	84,991	18,875	66,116
7	98	80,516	8,957	71,559
8	104	85,540	6,575	78,965
9	110	122,647	12,006	110,641
10	118	165,753	22,796	142,957
11	126	222,232	41,879	180,353
12	134	284,638	62,747	221,891
13	142	325,745	77,166	248,579
14	150	421,414	115,046	306,368
15	160	473,334	150,010	323,324
16	170	484,220	191,329	292,891
17	180	483,412	225,306	258,106
18	190	460,657	242,791	217,866
19	200	675,070	407,037	268,033
20	220	820,619	567,286	253,333
21	240	771,314	589,361	181,953
22	260	748,343	615,050	133,293
23	280	713,654	616,134	97,520
24	300	702,429	621,821	80,608
25	320	671,224	611,955	59,269
26	340	647,579	600,373	47,206
27	360	615,401	575,543	39,858
28	380	696,482	658,518	37,964
29	410	722,428	687,183	35,245
30	440	579,418	554,850	24,568
31	470	454,789	437,138	17,651
32	500	350,351	335,264	15,087
33	530	253,971	243,545	10,426
34	560	192,125	183,772	8,353
35	590	149,740	142,689	7,051
36	620	111,989	106,885	5,104
37	650	88,183	83,774	4,409
38	680	66,165	62,807	3,358
39	710	338,454	316,363	22,091

(注) 特例退職被保険者分を除く。

資料：厚生省保険局調

第91表 組保管掌健康保険適用状況(業態別)

平成2年3月末現在

区分	組合数	被保険者数(人)			平均標準報酬月額(円)		
		計	男	女	平均	男	女
総数	1,818	14,172,682	10,222,523	3,950,159	302,385	344,668	192,963
化学工業	170	815,093	660,620	154,473	325,890	360,055	179,778
窯業並びに土石業	37	113,432	93,782	19,650	325,142	355,505	180,227
紡織工業	50	138,869	73,029	65,840	222,751	293,236	144,571
機械器具工業	400	3,334,720	2,694,122	640,598	307,687	340,269	170,660
その他の工業	93	410,855	301,793	109,062	293,732	340,311	164,840
金属鉱業	6	45,008	38,196	6,812	310,919	337,168	163,739
運送の事業	116	819,773	687,109	132,664	323,113	348,511	191,570
物品販売事業	173	978,475	573,195	405,280	267,667	336,896	169,754
金融保険の事業	208	1,468,040	676,049	791,991	318,898	419,993	232,603
その他の事業	177	829,686	682,950	146,736	344,197	374,698	202,237
法人又は団体の事務所	79	537,489	355,321	182,168	347,295	387,423	269,024
石炭鉱業	5	10,301	9,336	965	309,551	325,543	154,839
小計	1,514	9,501,741	6,845,502	2,656,239	312,000	356,150	198,218
総合組合	304	4,670,941	3,377,021	1,293,920	282,828	321,393	182,175

資料：健康保険組合連合会「健康保険組合の現勢」

第92表 組保管掌健康保険平均保険料率

年度末現在

区分	保険料率(%)			負担割合(%)		
	計	被保険者	事業主	計	被保険者	事業主
昭和60年度	80.93	34.80	46.13	100	43	57
61	81.03	35.00	46.03	100	43	57
62	81.37	35.23	46.14	100	43	57
63	81.84	35.48	46.37	100	43	57
平成元年度	82.20	35.67	46.54	100	43	57

資料：健康保険組合連合会「健康保険組合の現勢」

第93表 組合管掌健康保険給付決定状況

(i) 法定給付

(金額 単位 千円)

区	分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
合計	件数	183,345,582	190,709,087	197,379,220	203,236,199	209,586,793
	金額	1,938,417,196	2,074,075,485	2,184,231,595	2,259,770,377	2,363,624,642
被保険者分	件数	75,444,827	79,862,193	82,904,214	86,397,352	90,614,209
	金額	1,045,878,113	1,126,715,924	1,190,080,765	1,232,841,878	1,304,697,675
診療費	件数	67,849,879	71,612,554	74,127,359	77,022,011	80,357,348
	金額	179,320,636	184,779,343	188,241,874	190,523,603	194,415,755
薬剤の支給	件数	906,023,066	977,601,701	1,033,753,841	1,073,350,489	1,138,373,697
	金額	5,234,757	5,707,441	6,082,873	6,504,334	7,191,102
	処方箋枚数	8,713,084	9,321,180	9,817,198	10,358,552	11,254,763
	金額	24,733,755	27,795,056	31,065,459	32,942,765	38,337,362
療養費	件数	1,458,956	1,650,669	1,798,153	1,987,017	2,207,552
	金額	9,889,772	10,784,923	11,726,758	12,667,138	14,309,328
高額療養費	件数	108,837	115,849	123,039	127,867	127,988
	金額	4,229,273	4,607,201	5,010,089	5,261,043	5,258,528
看護費	件数	6,884	6,932	7,075	7,281	7,206
	金額	131,421	146,744	152,693	154,353	156,135
移送費	件数	558,050	593,891	635,070	638,778	631,080
	金額	318	370	325	312	353
傷病手当金	件数	12,093	17,060	16,637	16,039	19,052
	金額	501,092	491,107	487,876	479,563	463,209
	日数	13,592,857	13,757,114	13,853,242	14,263,034	13,359,811
埋葬料	件数	59,900,615	61,642,842	62,944,332	63,467,432	63,751,077
	金額	19,895	19,837	20,307	20,307	20,527
分娩費	件数	6,039,646	6,160,425	6,324,097	6,601,389	6,870,163
	金額	92,452	90,048	89,122	86,236	82,834
出産手当金	件数	17,839,802	18,029,962	17,850,528	17,276,972	16,602,897
	金額	81,325	79,276	81,197	77,866	74,887
	日数	5,618,995	6,278,801	6,515,937	6,322,594	6,066,127
育児手当金	件数	16,471,227	19,306,643	20,579,432	20,450,717	20,382,085
	金額	90,432	88,110	87,261	84,558	81,203
被扶養者分	件数	180,864	176,220	174,522	169,116	162,406
	金額	107,888,593	110,833,649	114,459,973	116,822,387	118,955,973
診療費	件数	891,638,383	946,361,478	993,029,359	1,025,695,335	1,057,661,984
	金額	98,114,206	100,246,890	103,124,694	104,684,249	105,774,804
	日数	241,935,848	243,160,707	248,029,941	247,602,605	246,058,831
薬剤の支給	件数	778,564,707	828,552,902	871,266,943	900,731,198	930,157,879
	金額	6,929,582	7,580,655	8,252,924	8,915,033	9,870,694
	処方箋枚数	11,962,469	12,923,031	14,033,855	15,055,132	16,445,741
	金額	17,218,615	19,865,250	23,091,965	25,443,661	30,003,889
療養費	件数	1,820,862	1,971,666	2,039,115	2,168,843	2,286,050
	金額	9,537,878	9,938,717	10,377,569	11,071,599	11,948,589
高額療養費	件数	279,705	302,469	317,083	333,617	331,770
	金額	12,680,791	13,808,323	14,664,669	15,445,628	15,420,865
看護費	件数	8,494	8,172	8,099	9,049	9,091
	金額	187,792	183,724	189,735	216,535	217,659
移送費	件数	681,482	653,463	680,290	768,701	760,595
	金額	262	254	261	225	206
家族埋葬料	件数	9,582	7,735	10,355	8,596	12,623
	金額	54,016	54,791	52,889	54,371	56,156
配偶者分娩費	件数	5,194,610	5,468,930	5,287,550	5,436,720	5,615,300
	金額	343,332	337,053	334,973	330,695	615,612
育児手当金	件数	67,074,450	67,402,760	66,990,382	66,137,850	63,119,050
	金額	338,134	331,699	329,935	326,255	311,590
世帯合算	件数	676,268	663,398	659,636	651,382	623,194
	金額	12,162	13,245	15,033	16,460	16,611
高額療養費	件数	900,700	998,083	1,121,471	1,233,161	1,264,983

(注) 老人保健による給付分を除く。

(ii) 附加給付

(金額 単位 千円)

区	分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
付加給付	件数	18,106,815	17,586,196	18,560,057	19,721,770	19,372,730
	金額	96,566,838	99,405,451	106,428,361	112,967,194	112,640,104
被保険者分	件数	3,568,063	3,461,104	3,664,548	3,830,634	3,898,388
	金額	31,650,637	33,512,354	35,313,278	37,416,584	37,881,553
一部負担金 還元金	件数	3,223,277	3,127,606	3,330,486	3,506,261	3,581,963
	金額	17,006,001	18,233,311	19,432,390	21,198,273	21,545,797
傷病手当に 関するもの	件数	233,724	222,956	222,581	217,871	212,430
	金額	10,377,254	10,758,286	11,195,082	11,374,354	11,454,520
その他	件数	111,062	110,542	111,481	106,502	103,993
	金額	4,267,382	4,520,757	4,685,806	4,843,957	4,881,236
被扶養者分	件数	14,528,003	14,112,780	14,877,037	15,870,104	15,449,107
	金額	64,564,759	65,484,469	70,632,038	75,011,556	74,098,491
療養に 関するもの	件数	14,049,314	13,641,204	14,408,776	15,404,454	15,057,726
	金額	58,424,650	59,271,294	64,217,696	68,371,429	67,855,670
その他	件数	478,689	471,576	468,261	465,650	441,381
	金額	6,140,109	6,213,175	6,414,342	6,640,127	6,242,821
合算高額療養	件数	10,749	12,312	18,472	21,032	25,237
附加金	金額	351,442	408,628	483,045	539,054	660,060

(iii) 法定給付・附加給付合計

(金額 単位 千円)

区	分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
合計	件数	201,452,397	208,295,283	215,939,277	222,957,969	229,009,523
	金額	2,034,984,034	2,173,480,936	2,290,659,956	2,372,737,571	2,476,264,746
被保険者分	件数	79,012,890	83,323,297	86,568,762	90,227,986	94,512,595
	金額	1,077,528,750	1,160,228,278	1,225,394,043	1,270,258,462	1,342,579,228
被扶養者分	件数	122,416,596	124,946,429	129,337,010	132,692,491	134,455,080
	金額	956,203,142	1,011,845,947	1,063,661,397	1,100,706,891	1,131,760,475

(注) 世帯合算高額療養費及び合算高額療養附加金を含む。

資料：厚生省保険局調

第94表 組合管掌健康保険療養の給付及び家族療養費決定状況 (診療費分) (金額 単位 千円)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度	
被保険者分	件数	67,849,879	71,612,554	74,127,359	77,022,011	80,357,348
	日数	179,320,636	184,779,343	188,241,874	190,523,603	194,415,755
	金額	906,023,066	977,601,701	1,033,753,841	1,073,350,489	1,138,373,697
一般診療	件数	53,407,443	56,099,400	57,939,775	60,025,945	62,478,972
	日数	137,038,170	139,888,846	142,086,641	143,221,866	145,655,392
	金額	722,171,067	776,475,827	823,692,400	855,858,036	911,192,878
入院	件数	1,163,106	1,183,147	1,212,293	1,232,639	1,270,874
	日数	17,371,541	17,455,037	17,586,382	17,619,620	17,934,312
	金額	266,587,116	282,449,692	294,525,227	301,444,128	316,511,006
入院外	件数	52,244,337	54,916,253	56,727,482	58,793,306	61,208,098
	日数	119,666,629	122,433,809	124,500,259	125,602,246	127,721,080
	金額	455,583,951	494,026,135	529,167,173	554,413,908	594,681,872
歯科診療	件数	14,442,436	15,513,154	16,187,584	16,996,066	17,878,376
	日数	42,282,466	44,890,497	46,155,233	47,301,737	48,760,363
	金額	183,851,999	201,125,874	210,061,441	217,492,453	227,180,819
被扶養者分	件数	98,114,206	100,246,890	103,124,694	104,684,249	105,774,804
	日数	241,936,848	243,160,707	248,029,941	247,602,605	246,058,831
	金額	778,564,707	828,552,902	871,266,943	900,731,198	930,157,879
一般診療	件数	79,549,563	81,022,463	83,404,810	84,265,510	85,192,045
	日数	194,371,450	194,321,494	198,423,367	197,213,812	196,159,668
	金額	641,784,656	684,813,106	723,469,391	749,064,009	778,261,138
入院	件数	1,577,824	1,607,051	1,675,735	1,678,440	1,695,316
	日数	20,691,931	21,002,924	21,484,986	21,594,741	21,702,064
	金額	257,196,800	273,432,652	284,979,219	291,431,735	299,946,728
入院外	件数	77,971,739	79,415,412	81,729,075	82,587,070	83,496,729
	日数	173,679,519	173,318,570	176,938,381	175,619,071	174,457,604
	金額	384,587,856	411,380,454	438,490,172	457,632,274	478,314,410
歯科診療	件数	18,564,643	19,224,427	19,719,884	20,418,739	20,582,759
	日数	47,564,398	48,839,213	49,606,574	50,388,793	49,899,163
	金額	136,780,051	143,739,796	147,797,552	151,667,189	151,896,741

(注) 第93表の(注)参照
資料：厚生省保険局調

第95表 組合管掌健康保険給付率

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度	
《被保険者分》						
診療費	被保険者1人当診療費	71,215	74,754	77,484	78,331	80,385
	被保険者1,000人当件数	5,333	5,476	5,556	5,621	5,674
	診療1件当日数	2.6	2.6	2.5	2.5	2.4
	診療1件当金額	13,353	13,651	13,946	13,936	14,166
一般診療	被保険者1人当診療費	56,764	59,374	61,739	62,458	64,343
	被保険者1,000人当件数	4,198	4,290	4,343	4,381	4,412
	診療1件当日数	2.6	2.5	2.5	2.4	2.3
	診療1件当金額	13,522	13,841	14,216	14,258	14,584
入院	被保険者1人当診療費	20,954	21,598	22,076	21,999	22,350
	被保険者1,000人当件数	91	90	91	90	90
	診療1件当日数	14.9	14.8	14.5	14.3	14.1
	診療1件当金額	229,203	238,727	242,949	244,552	249,050
入院外	被保険者1人当診療費	35,810	37,776	39,663	40,460	41,993
	被保険者1,000人当件数	4,106	4,199	4,252	4,291	4,322
	診療1件当日数	2.3	2.2	2.2	2.1	2.1
	診療1件当金額	8,720	8,996	9,328	9,430	9,716
歯科診療	被保険者1人当診療費	14,451	15,379	15,745	15,872	16,042
	被保険者1,000人当件数	1,135	1,186	1,213	1,240	1,262
	診療1件当日数	2.9	2.9	2.9	2.8	2.7
	診療1件当金額	12,730	12,965	12,977	12,797	12,707
看護費	被保険者1,000人当日数	10	11	11	11	11
	1日当金額	4,246	4,047	4,159	4,138	4,042
傷病手当金	被保険者1,000人当件数	39	38	37	35	33
	被保険者1人当日数	1.1	1.1	1.0	1.0	0.9
	1件当金額	119,540	125,518	129,017	132,344	137,629
埋葬料	被保険者1,000人当件数	2	2	1	1	1
分娩費	被保険者1,000人当件数	7	7	7	6	6
出産手当金	被保険者1,000人当件数	6	6	6	6	5
	1件当金額	202,536	243,537	253,451	262,640	272,171
《被扶養者分》						
診療費	被保険者1人当診療費	61,196	63,356	65,305	65,733	65,682
	被保険者1,000人当件数	7,712	7,666	7,730	7,640	7,469
	診療1件当日数	2.5	2.4	2.4	2.3	2.3
	診療1件当金額	7,935	8,265	8,449	8,604	8,794
一般診療	被保険者1人当診療費	50,445	52,365	54,227	54,665	54,956
	被保険者1,000人当件数	6,253	6,196	6,252	6,149	6,016
	診療1件当日数	2.4	2.4	2.4	2.3	2.3
	診療1件当金額	8,068	8,452	8,674	8,889	9,135
入院	被保険者1人当診療費	20,216	20,908	21,360	21,268	21,180
	被保険者1,000人当件数	124	123	126	122	120
	診療1件当日数	13.1	13.1	12.8	12.9	13
	診療1件当金額	163,007	170,146	170,062	173,633	176,927
入院外	被保険者1人当診療費	30,229	31,457	32,867	33,397	33,776
	被保険者1,000人当件数	6,129	6,073	6,126	6,027	5,896
	診療1件当日数	2.2	2.2	2.2	2.1	2.1
	診療1件当金額	4,932	5,180	5,365	5,541	5,729
歯科診療	被保険者1人当診療費	10,751	10,991	11,078	11,068	10,726
	被保険者1,000人当件数	1,459	1,470	1,478	1,490	1,453
	診療1件当日数	2.6	2.5	2.5	2.5	2.4
	診療1件当金額	7,368	7,477	7,495	7,428	7,380
看護費	被保険者1,000人当日数	15	14	14	16	15
	1日当金額	3,629	3,557	3,585	3,550	3,494
家族埋葬料	被保険者1,000人当件数	4	4	4	4	4
配偶者分娩費	被保険者1,000人当件数	27	26	25	24	22

(注) 第93表の(注)参照
資料：厚生省保険局調

第96表 組合管掌健康保険収支状況

(単位 千円)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
収 入	3,607,465,268	3,742,960,939	3,987,947,113	4,207,394,491	4,461,743,666
保 険 料	3,147,279,477	3,343,722,423	3,490,620,675	3,698,546,596	3,985,370,295
国庫支出金	5,430,815	5,558,971	4,390,045	11,537,318	12,509,874
事務負担金	4,130,815	4,258,971	3,090,045	4,487,318	4,759,874
療養補助金	1,300,000	1,300,000	1,300,000	7,050,000	7,750,000
前年度より繰越金	116,540,420	100,237,867	149,313,577	106,111,169	91,153,363
積立金より繰入金	32,646,922	32,203,585	89,693,554	128,677,354	94,028,714
その他の収入	278,567,634	261,238,093	253,929,262	262,525,054	278,681,420
支 出	3,120,884,212	3,364,774,940	3,731,126,718	3,947,457,868	4,135,822,714
保険給付費	2,032,301,301	2,158,524,097	2,267,852,617	2,371,417,676	2,461,596,879
老人保健拠出金	456,135,518	531,016,892	750,373,389	809,213,849	881,248,159
退職者給付拠出金	163,027,124	162,491,184	196,436,058	228,207,914	232,660,697
日雇拠出金	6,135,702	4,422,811	4,845,007	3,752,945	1,717,721
事務費	84,955,623	90,829,429	95,330,055	99,439,107	104,644,858
保健施設費	213,979,310	234,988,677	244,305,016	254,633,655	271,500,303
その他の支出	164,349,634	182,501,850	171,984,576	180,792,722	182,454,097
収支差引残	486,581,056	378,185,999	256,820,395	259,939,623	325,920,952
翌年度への繰越	107,835,174	149,324,553	106,217,386	91,255,412	91,565,220
法定準備金へ繰入	39,956,003	34,426,179	41,530,864	49,934,589	58,409,470
別途積立金へ繰入	338,295,544	194,093,211	108,642,248	117,144,166	173,653,243
その他	494,335	342,056	429,897	1,605,456	2,293,019
年度末現在積立金	2,048,004,819	2,249,683,425	2,319,852,873	2,365,584,817	2,512,346,473
法定準備金	680,000,494	713,964,436	752,369,313	799,452,972	856,408,839
別途積立金	1,368,004,325	1,535,718,989	1,567,483,560	1,566,131,845	1,655,937,634

資料：健康保険組合連合会「組合決算概況報告」

3 国民健康保険

第97表 国民健康保険適用状況

年度末現在

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
保 険 者 数	3,437	3,437	3,429	3,429	3,428
市 町 村	3,270	3,270	3,262	3,262	3,262
国 保 組 合	167	167	167	167	166
世 帯 数	17,479,966	17,885,977	18,144,967	18,249,386	18,317,837
市 町 村	16,180,538	16,540,131	16,739,113	16,770,061	16,764,825
国 保 組 合	1,299,428	1,345,846	1,405,854	1,479,325	1,553,012
被 保 険 者 数	45,294,260	45,536,017	45,337,985	44,614,199	43,788,893
市 町 村	41,750,453	41,889,124	41,560,262	40,690,110	39,728,856
国 保 組 合	3,543,807	3,646,893	3,777,723	3,924,089	4,060,037

資料：厚生省保険局調

第98表 国民健康保険給付決定状況

(金額 単位 千円)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
総 数					
件 数	255,012,273	264,237,537	272,983,012	276,895,450	278,281,764
金 額	4,233,787,080	4,605,384,615	4,925,669,959	5,072,659,584	5,277,713,815
療 養 諸 費					
件 数	253,393,544	262,513,155	271,218,162	275,135,746	277,512,858
金 額	4,173,122,538	4,540,188,539	4,860,035,155	5,006,684,857	5,213,568,680
療 養 の 給 付					
件 数	247,495,656	256,055,071	264,371,264	268,081,221	270,111,283
金 額	4,121,573,272	4,484,047,234	4,799,346,256	4,942,758,053	5,141,437,776
療 養 費					
件 数	5,897,888	6,458,084	6,846,898	7,054,525	7,401,575
金 額	51,549,266	56,141,305	60,688,899	63,926,804	72,130,904
高 額 療 養 費 (再 掲)					
件 数	4,209,526	4,653,629	5,053,651	5,225,781	5,322,900
金 額	283,172,674	317,967,330	348,082,435	359,702,522	369,266,916
医 療 給 付 費 (再 掲)	3,281,634,425	3,585,270,916	3,851,023,248	3,972,980,335	4,138,055,149
そ の 他 の 給 付					
件 数	1,618,729	1,724,382	1,764,850	1,759,704	1,768,906
金 額	60,664,542	65,196,076	65,634,804	65,974,727	64,145,135

(注) 1 医療給付費は、療養諸費費用額の保険者負担分+高額療養費である。
2 老人保健による給付分を除く。

資料：厚生省保険局調

第99表 国民健康保険療養の給付決定状況

(金額 単位 千円)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
合 計 件 数	327,103,185	341,573,681	354,029,458	363,352,282	370,494,030
金 額	6,780,254,479	7,418,916,287	8,029,608,470	8,384,148,720	8,851,919,137
診 療 費 件 数	305,038,878	317,341,010	327,948,719	335,431,063	340,246,477
日 数	1,071,713,027	1,113,856,033	1,154,526,667	1,172,044,982	1,178,701,612
金 額	6,650,798,338	7,269,087,837	7,856,280,601	8,194,241,482	8,617,813,092
入 院 件 数	11,747,157	12,422,273	13,093,796	13,556,066	13,892,883
日 数	245,354,696	262,092,537	277,468,095	287,011,389	293,481,045
金 額	3,218,952,995	3,523,836,810	3,791,419,784	3,925,751,226	4,107,397,636
入 院 外 件 数	248,773,355	258,264,143	267,032,503	272,850,097	277,337,371
日 数	695,142,482	714,825,112	737,137,039	743,459,296	745,973,014
金 額	2,849,884,715	3,112,957,274	3,405,681,731	3,589,877,616	3,830,294,371
歯 科 診 療 件 数	44,518,366	46,654,594	47,822,420	49,024,900	49,016,193
日 数	131,215,849	136,938,384	139,921,533	141,574,297	139,247,553
金 額	581,960,628	632,293,753	659,179,087	678,612,641	680,121,085
薬 剤 の 支 給 件 数	22,064,307	24,232,671	26,080,739	27,907,013	30,141,320
金 額	129,456,141	149,828,450	173,327,869	187,679,384	216,372,772
老 人 保 健 件 数	—	—	—	14,206	106,233
施 設 療 養 費 金 額	—	—	—	2,227,854	17,733,273

(注) 老人保健分を含む。

資料：厚生省保険局調

第100表 国民健康保険療養費決定状況

(金額 単位 千円)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
合 計 件 数	7,847,338	8,657,463	9,173,399	9,604,134	10,196,141
金 額	111,342,656	125,042,123	139,447,454	151,480,368	169,743,758
診 療 費 件 数	134,135	107,865	99,757	93,160	184,518
金 額	2,352,959	1,719,711	1,671,870	1,557,951	6,957,613
そ の 他 件 数	7,713,203	8,549,598	9,073,642	9,510,974	10,011,623
金 額	108,989,698	123,322,412	137,775,585	149,922,417	162,786,145

(注) 老人保健分を含む。

資料：厚生省保険局調

第101表 国民健康保険療養の給付率

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
診 療 費 被 保 険 者 1 人 当 診 療 費	146,995	159,827	172,534	182,157	195,085
被 保 険 者 1,000 人 当 件 数	6,742	6,977	7,202	7,457	7,702
診 療 1 件 当 日 数	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5
診 療 1 件 当 金 額	21,803	22,906	23,956	24,429	25,328
入 院 被 保 険 者 1 人 当 診 療 費	71,145	77,479	83,264	87,269	92,981
被 保 険 者 1,000 人 当 件 数	260	273	288	301	346
診 療 1 件 当 日 数	20.9	21.1	21.2	21.2	21.1
診 療 1 件 当 金 額	274,020	283,671	289,558	289,594	295,648
入 院 外 被 保 険 者 1 人 当 診 療 費	62,988	68,445	74,793	79,802	86,708
被 保 険 者 1,000 人 当 件 数	5,498	5,679	5,864	6,065	6,278
診 療 1 件 当 日 数	2.8	2.8	2.8	2.7	2.7
診 療 1 件 当 金 額	11,456	12,053	12,754	13,157	13,811
歯 科 診 療 被 保 険 者 1 人 当 診 療 費	12,862	13,902	14,476	15,085	15,396
被 保 険 者 1,000 人 当 件 数	984	1,026	1,050	1,090	1,110
診 療 1 件 当 日 数	3.0	3.0	2.9	2.9	2.8
診 療 1 件 当 金 額	13,072	13,553	13,784	13,842	13,875
療 養 費 被 保 険 者 1,000 人 当 件 数	173	190	201	213	231

(注) 老人保健分を含む。

資料：厚生省保険局調

第102表 国民健康保険「その他の給付」決定状況

(金額 単位 千円)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
合 計 件 数	1,618,729	1,724,382	1,764,843	1,759,704	1,768,906
金 額	60,664,542	65,196,076	65,634,804	65,974,727	64,145,195
助 産 給 付 件 数	349,121	328,250	309,980	291,430	263,448
金 額	36,857,689	39,383,683	38,447,614	37,403,560	34,478,812
葬 祭 給 付 件 数	434,761	432,072	447,907	466,109	476,000
金 額	12,693,035	13,910,734	14,814,883	15,762,704	16,397,891
育 児 手 当 件 数	115,431	104,839	97,288	90,214	80,812
金 額	540,353	524,271	501,190	469,399	426,784
そ の 他 件 数	719,416	859,221	909,668	911,951	948,755
金 額	10,573,466	11,377,388	11,871,118	12,339,064	12,841,648

資料：厚生省保険局調

第103表 国民健康保険諸率

(金額 単位 円)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度		
保険料(税)現年分	1世帯当調定額	117,388	129,021	137,118	142,539	147,125	
	被保険者1人当調定額	45,037	50,402	54,526	57,855	61,064	
	被保険者1人当取納額	42,484	47,558	51,552	54,825	57,937	
被保険者一人当国庫支出金	合計	52,413	54,333	54,030	52,256	56,365	
	事務費負担額	1,761	1,812	1,848	1,928	1,984	
	療養給付費等負担金	38,581	40,714	40,322	40,591	43,915	
	普通調整交付金	5,054	6,170	6,015	6,580	7,121	
	特別調整交付金	3,737	3,242	3,387	2,909	3,099	
	その他	3,280	2,395	2,459	247	247	
	都道府県支出金	995	982	905	964	1,008	
被保険者一人当諸費	一般会計繰入金	3,892	4,949	5,137	5,711	6,282	
	総務費	3,625	4,107	3,949	4,207	4,493	
	保健施設費	336	422	430	511	594	
	療養諸費	152,317	165,870	179,403	189,746	204,227	
	老人保健金	事務費	139	170	180	197	224
		医療費	32,024	37,969	29,834	31,850	36,244
	診療費	被保険者1,000人当受診件数	6,742	6,997	7,202	7,457	7,702
		診療1日当金額	6,206	6,526	6,805	6,991	7,311

(注) 経理関係諸率の算出に当たって使用した被保険者数には、老人保健医療給付対象者を含む。

資料：厚生省保険局調

第104表 国民健康保険診療施設経理状況

(単位 千円)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
収入	57,012,915	58,096,161	59,754,656	61,828,089	65,397,030
診療収入	40,294,342	42,549,534	44,046,901	44,939,740	47,616,313
入院外	4,047,852	3,953,910	3,580,994	3,393,480	3,346,967
その他	35,440,958	37,857,631	39,695,337	40,761,065	43,473,917
国庫支出金	805,532	737,993	770,569	785,196	795,429
繰入金	174,664	198,461	179,722	175,790	155,988
他会計	10,605,458	9,833,905	10,217,078	10,786,908	11,544,596
基金	7,191,971	6,821,090	7,120,353	8,062,010	8,429,702
事業勘定	587,174	501,393	799,995	327,045	442,059
前年度繰越金	2,826,313	2,511,422	2,296,730	2,397,854	2,672,835
その他の収入	2,941,878	3,130,983	3,328,517	3,667,417	3,635,894
支出	2,691,175	2,045,136	1,982,438	2,258,234	2,150,110
総務費	57,897,167	58,599,863	59,855,016	61,580,411	64,320,240
医療費	30,877,033	31,381,932	31,243,637	31,622,464	33,660,959
医療費	17,440,624	18,677,483	19,786,583	20,951,884	22,585,866
給食費	17,042,543	18,285,123	19,411,748	20,586,616	22,192,982
施設整備費	398,081	392,360	374,835	365,268	392,884
公債費	2,994,170	1,887,856	2,073,652	2,726,033	2,011,520
その他の支出	1,790,835	1,884,329	2,035,999	1,842,177	1,892,402
収支差引額	4,794,534	4,768,263	4,515,146	4,437,853	4,169,493
積立金保有額	△884,252	△503,702	99,640	247,678	1,076,790
市町村債	7,178,928	5,206,970	5,092,384	5,843,302	6,200,882
	9,200,024	9,583,536	9,105,175	9,236,221	9,807,060

(注) 国民健康保険直営診療施設のうち、地方公営企業法の適用を受けない施設に係る分である。

資料：厚生省保険局調

第105表 国民健康保険料(税)収納状況

(金額 単位 千円)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
保険料(税)現年分					
調定額	2,037,715,691	2,292,338,203	2,482,814,627	2,602,593,367	2,697,479,982
取納額	1,922,279,273	2,162,990,479	2,347,424,970	2,466,291,814	2,559,359,749
取納率(%)	94.33	94.36	94.55	94.76	94.88

資料：厚生省保険局調

第106表 国民健康保険収支状況

(単位 千円)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
収 入	5,275,787,888	5,680,483,270	5,900,401,919	6,145,710,697	6,490,617,247
保 険 料(税)	1,976,669,335	2,223,920,515	2,419,305,990	2,541,731,403	2,637,463,483
国 庫 支 出 金	2,371,423,304	2,474,115,143	2,460,265,004	2,350,703,450	2,489,912,456
事 務 費 負 担 金	79,675,101	82,529,816	84,148,293	86,742,835	87,631,047
療 養 給 付 費 等 負 担 金	1,745,618,213	1,853,947,188	1,836,072,733	1,825,980,083	1,939,945,814
調 整 交 付 金	534,471,233	525,584,299	528,903,406	426,848,292	451,431,954
そ の 他 の 支 出 金	11,658,757	12,053,840	11,140,572	11,132,240	10,903,641
療 養 給 付 費 交 付 金	351,238,411	406,789,695	491,614,468	497,531,339	549,004,633
都 道 府 県 支 出 金	45,031,334	44,725,183	41,224,490	43,366,327	44,517,734
保 険 基 盤 安 定 繰 入 金	—	—	—	100,002,505	100,000,955
一 般 会 計 繰 入 金	176,102,732	225,337,274	233,906,906	256,898,019	277,518,648
基 金 繰 入 金	69,307,370	53,950,333	20,963,107	22,180,591	28,824,613
繰 越 金	204,994,818	165,984,629	144,622,058	223,007,137	242,484,235
そ の 他 の 収 入	81,020,585	85,660,498	88,499,895	110,289,927	120,890,491
支 出	5,164,751,030	5,639,498,995	5,749,290,419	5,980,991,320	6,294,770,410
総 務 費	164,001,767	172,021,607	179,799,314	189,249,648	198,465,921
保 険 給 付 費	3,369,943,512	3,678,889,942	3,947,237,570	4,069,345,265	4,233,628,305
一 般 被 保 険 者 分					
療 養 諸 費	2,515,978,922	2,697,994,799	2,848,081,307	2,899,764,786	2,986,537,259
高 額 療 養 費	254,764,949	284,035,095	309,225,477	318,064,090	324,917,553
退 職 被 保 険 者 等 分					
療 養 諸 費	498,276,137	585,350,774	672,479,587	730,222,436	799,460,511
高 額 療 養 費	28,568,752	34,090,278	39,027,289	41,817,142	44,576,202
助 産 諸 費	36,872,803	39,399,813	38,460,747	37,415,017	34,489,657
育 児 諸 費	543,134	523,326	494,379	492,374	428,259
葬 祭 諸 費	12,698,278	13,917,854	14,832,121	15,772,424	16,404,307
そ の 他 (傷 病・出 産 手 当)	10,593,912	11,393,260	11,885,298	12,329,355	12,868,166
手 数 料	11,646,624	12,184,744	12,751,365	13,467,642	13,946,391
老 人 保 健 拠 出 金	1,455,224,140	1,597,619,804	1,366,662,872	1,441,627,860	1,610,981,384
保 健 施 設 費	15,223,618	17,667,540	19,568,459	22,989,392	26,245,650
直 診 勘 定 繰 出 金	4,132,956	3,721,320	3,617,631	3,941,094	4,327,288
前 年 度 繰 上 充 用 金	29,669,374	80,782,827	125,022,620	101,929,882	87,130,042
そ の 他 の 支 出	126,555,664	88,795,956	107,381,954	131,908,177	133,991,821
収 支 差 引 残	111,036,858	40,984,275	151,111,499	184,719,377	195,846,837
赤 字 保 険 者 分	△80,786,559	△124,993,327	△101,870,360	△87,117,512	△80,557,512
黒 字 保 険 者 分	191,823,417	165,977,602	252,981,859	271,836,889	276,404,349
市 町 村 (組 合) 債	195,924	606,910	306,999	414,098	388,329
保 険 給 付 費 未 払 額	349,957	1,019,232	132,038	314,083	81,518

資料：厚生省保険局調

4 厚生年金保険

① 厚生年金保険

第107表 厚生年金保険適用状況

年度末現在

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
事 業 所 数	1,029,992	1,049,799	1,104,675	1,207,141	1,310,876
船 舶 所 有 者 数	・	9,308	9,116	8,927	8,738
被 保 険 者 数 ^(注1)	27,068,283	26,994,238	27,676,524	28,769,153	29,921,069
第 1 種	18,344,115	18,168,757	18,643,013	19,341,213	20,046,000
2	8,572,685	8,531,323	8,779,549	9,212,743	9,689,017
3	25,496	20,158	14,455	12,275	9,113
4	125,987	117,746	92,441	65,095	45,445
船 員	・	156,000	145,917	137,737	131,430
船 員 任 意 継 続	・	254	149	90	58
平均標準報酬月額 ^(注2)	231,566	237,166	241,391	248,712	261,829
第 1 種	270,435	276,333	280,533	289,120	305,200
2	148,177	153,580	158,168	163,789	172,036
3	303,757	311,278	305,829	315,727	327,465
4	144,714	147,292	146,458	150,279	154,339
船 員	・	280,153	284,135	286,059	301,435
船 員 任 意 継 続	・	154,606	149,114	144,067	149,655

(注) 第1種 一般男子、第2種 女子、第3種 坑内員、第4種 任意継続加入者。

1) 昭和61年度より、船員及び船員任意継続被保険者を含む。

2) 第4種被保険者、船員及び船員任意継続被保険者を除く。

資料：社会保険庁調

第108表 厚生年金保険被保険者数 (標準報酬等級別)

平成2年3月末現在

標準報酬等級	標準報酬月額	被保険者数				
		計	第1種	第2種	第3種	船員
総数		29,875,560	20,046,000	9,689,017	9,113	131,430
第1級	80	231,920	25,662	205,839	—	419
2	86	162,508	14,275	148,071	—	162
3	92	307,631	54,604	252,822	1	204
4	98	438,143	56,701	380,987	2	453
5	104	394,472	36,441	357,587	—	444
6	110	544,375	65,242	478,500	1	632
7	118	722,700	118,214	603,681	3	802
8	126	749,360	148,460	600,005	4	891
9	134	891,292	225,576	664,729	4	983
10	142	904,464	262,413	640,928	28	1,095
11	150	1,165,197	417,921	745,484	32	1,760
12	160	1,163,821	472,350	689,148	41	2,282
13	170	1,140,880	549,681	588,920	73	2,206
14	180	1,145,333	638,803	503,636	98	2,796
15	190	1,046,265	639,100	404,426	114	2,625
16	200	1,653,799	1,108,831	539,085	248	5,635
17	220	1,854,096	1,392,646	453,056	471	7,923
18	240	1,703,675	1,380,321	312,695	571	10,088
19	260	1,672,412	1,408,129	251,771	726	11,786
20	280	1,427,701	1,257,881	156,522	809	12,489
21	300	1,414,215	1,244,269	157,601	829	11,516
22	320	1,168,068	1,072,496	84,469	806	10,297
23	340	1,044,049	972,876	62,529	791	7,853
24	360	1,003,678	929,418	66,845	690	6,725
25	380	1,010,903	956,066	47,427	784	6,626
26	410	1,068,367	996,854	64,796	736	5,981
27	440	787,810	745,914	36,896	561	4,439
28	470	582,398	555,417	23,588	338	3,055
29	500	531,511	487,428	41,518	203	2,362
30	530	1,944,517	1,812,011	125,456	149	6,901

(注) 第4種被保険者を除く。

資料：社会保険庁調

第109表 厚生年金保険適用状況 (業態別)

平成2年10月1日現在

区分	事業所数	被保険者数				平均標準報酬月額(円)			
		計	第1種	第2種	第3種	平均	第1種	第2種	第3種
合計	1,374,916	30,880,479	20,701,682	10,170,073	8,724	273,957	319,232	161,739	340,890
農林水産業	9,250	100,060	67,370	32,690	0	237,495	276,774	156,546	
石炭鉱業	204	12,945	4,922	1,306	6,717	315,577	313,696	170,622	345,138
石炭以外の鉱業	5,218	108,456	89,119	18,065	1,272	293,211	315,375	180,272	344,347
総合工事業	101,261	1,676,294	1,387,680	288,287	327	296,463	320,235	181,997	332,312
職別工事業	48,920	425,258	345,799	79,426	33	289,528	310,415	198,575	329,091
設備工事業	56,269	658,823	549,003	109,732	88	297,710	319,048	190,974	274,000
食料品・たばこ製造業	30,863	964,598	549,788	414,810	0	237,003	301,777	151,151	
繊維製品製造業	43,252	946,446	355,005	591,441	0	197,334	295,521	138,399	
木製品・家具等製造業	26,919	381,262	276,005	105,256	1	236,297	267,097	155,532	110,000
紙製品製造業	9,438	304,503	222,987	81,516	0	276,933	317,524	165,897	
出版・印刷・同関連産業	32,998	656,221	480,749	175,471	1	300,631	338,082	198,027	200,000
化学工業・同類似業	31,755	1,518,670	1,149,707	368,929	34	298,250	337,984	174,427	278,412
金属工業	46,279	1,156,999	931,092	225,833	74	301,873	331,902	178,091	226,892
機械器具製造業	88,021	4,473,292	3,303,313	1,169,950	29	285,639	328,534	164,526	315,517
その他の製造業	26,963	700,362	482,309	218,053	0	272,864	319,976	168,658	
卸売業	131,489	2,849,448	1,964,412	884,973	63	281,625	323,771	188,072	275,556
飲食料品小売業	40,058	506,745	282,042	224,702	1	233,352	287,581	165,285	200,000
飲食料品以外の小売業	162,429	2,700,764	1,652,837	1,047,924	3	252,973	301,642	176,209	242,000
飲食店	27,255	403,577	256,616	146,961	0	244,952	282,180	179,946	
金融・保険業	17,207	1,693,335	809,313	884,022	0	305,004	386,397	230,489	
不動産業	39,212	373,569	243,465	130,103	1	284,928	330,195	200,220	134,000
運輸・通信業	56,931	2,346,443	2,043,547	302,887	9	302,215	318,246	194,053	271,111
電気・ガス・熱供給・水道業	7,396	288,776	243,170	45,606	0	337,271	363,545	197,177	
物品賃貸業	7,257	115,790	77,465	38,325	0	267,194	306,309	188,132	
旅館・その他の宿泊所	11,484	334,175	186,237	147,938	0	228,405	267,601	179,061	
対個人サービス業	19,252	263,089	141,061	122,028	0	236,179	286,677	177,804	
放送・情報サービス業	27,035	730,586	522,716	207,869	1	293,014	326,554	208,674	98,000
その他の対事業所サービス業	33,960	697,411	447,605	249,805	1	230,104	268,680	160,982	280,000
修理業	36,721	355,366	291,868	63,453	45	270,477	289,584	182,614	239,778
映画・娯楽業	12,898	342,587	175,614	166,973	0	246,446	290,116	200,517	
医療・保健・廃棄物処理業	48,763	1,147,095	296,930	850,165	0	231,606	318,747	201,171	
教育	12,308	188,185	97,323	90,861	1	246,948	302,588	187,351	200,000
社会保険・社会福祉	21,137	333,920	82,178	251,742	0	207,461	275,420	185,277	
学術研究機関	1,832	63,790	46,902	16,867	21	314,134	357,967	192,329	248,095
政治・経済・文化団体	24,383	201,745	118,162	83,583	0	256,248	305,562	186,531	
その他のサービス業	66,003	678,360	456,486	221,872	2	272,576	312,986	189,435	415,000
公務	12,296	181,534	70,885	110,649	0	171,316	218,456	141,117	

(注) 1 産業分類は社会保険庁「政府管掌健康保険及び厚生年金保険業態分類標準」による。

2 第4種被保険者を除く。

資料：社会保険庁調

第110表 厚生年金保険年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(金額 単位 千円)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
合 計 人 員	791,508	829,170	881,495	891,952	911,254
金 額	755,840,856	840,391,707	884,042,562	879,569,283	901,537,117
老 齢 厚 生 年 金 人 員	・	195,273	431,405	487,039	524,274
金 額	・	237,120,522	514,490,913	554,719,283	385,813,078
障 害 厚 生 年 金 人 員	・	11,826	21,778	20,563	25,597
金 額	・	7,483,627	13,701,692	12,975,596	16,399,823
遺 族 厚 生 年 金 人 員	・	91,552	174,697	181,343	184,372
金 額	・	63,490,652	118,499,826	125,312,032	131,399,546
老 齢 年 金 人 員	366,892	260,421	115,977	89,751	77,911
金 額	556,058,969	420,390,158	196,006,124	154,753,803	141,893,616
通 算 老 齢 年 金 人 員	247,618	206,016	131,100	109,910	96,579
金 額	73,677,337	60,412,778	35,917,184	29,195,465	26,112,949
遺 族 年 金 人 員	122,431	38,225	1,406	633	458
金 額	91,721,483	31,270,101	1,001,972	441,860	313,138
通 算 遺 族 年 金 人 員	28,066	10,044	1,057	588	462
金 額	5,482,029	2,042,311	188,971	115,135	88,995
障 害 年 金 人 員	26,501	15,813	4,075	2,125	1,601
金 額	28,901,039	18,181,558	4,325,882	2,056,110	1,515,972

(ii) 年度末現在

(金額 単位 千円)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
合 計 人 員	7,245,660	8,002,732	8,641,516	9,278,699	9,919,263
金 額	6,808,250,275	8,087,868,187	8,787,238,769	9,431,912,604	10,477,495,563
老 齢 厚 生 年 金 人 員	・	194,827	623,227	1,103,659	1,617,279
金 額	・	236,552,797	750,281,962	1,298,749,931	1,939,721,090
障 害 厚 生 年 金 人 員	・	11,528	31,548	49,246	71,013
金 額	・	7,267,347	19,789,163	30,803,672	46,389,052
遺 族 厚 生 年 金 人 員	・	90,237	258,226	426,581	593,231
金 額	・	63,150,761	180,150,273	301,460,094	446,069,470
老 齢 年 金 人 員	3,266,951	3,521,236	3,542,054	3,531,861	3,503,603
金 額	4,738,437,437	5,470,291,872	5,545,459,279	5,544,088,589	5,732,816,573
通 算 老 齢 年 金 人 員	2,066,275	2,216,662	2,273,051	2,310,307	2,333,499
金 額	686,979,101	773,003,071	788,227,606	795,033,053	830,298,270
遺 族 年 金 人 員	1,481,860	1,518,316	1,474,692	1,431,213	1,387,753
金 額	1,084,501,995	1,207,231,890	1,181,477,880	1,151,514,763	1,171,927,618
通 算 遺 族 年 金 人 員	165,389	174,299	171,350	168,066	164,311
金 額	33,085,703	36,445,993	36,024,125	35,370,704	35,951,344
障 害 年 金 人 員	265,185	275,627	267,368	257,766	248,574
金 額	265,246,038	293,924,456	285,828,480	274,891,798	274,382,145

- (注) 1 通算老齢年金には特例老齢年金を含む。
 2 遺族年金には、寡婦年金、かん夫年金及び遺児年金を含む。
 3 通算遺族年金には、特例遺族年金を含む。
 4 昭和61年度から、船員保険の旧法分を含む。

資料：社会保険庁調

第111表 厚生年金保険一時金裁定状況

(金額 単位 千円)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
合 計 件 数	3,527	5,288	4,565	4,661	4,753
金 額	1,194,137	1,444,276	1,008,177	1,006,509	1,033,044
脱 退 手 当 金 件 数	3,012	4,814	4,301	4,433	4,518
金 額	418,916	780,315	672,815	719,265	751,953
障 害 手 当 金 件 数	515	474	264	228	235
金 額	775,221	663,961	335,362	287,244	281,091

(注) 昭和61年度から、船員保険の旧法分を含む。

資料：社会保険庁調

第112表 厚生年金保険給付受給権者1人当たり金額

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
年 新 規 裁 定 金	954,938	1,013,534	1,002,890	986,117	989,337
老 齢 厚 生 年 金	・	1,214,303	1,192,594	1,138,963	1,113,565
障 害 厚 生 年 金	・	632,811	629,153	631,017	640,693
遺 族 厚 生 年 金	・	693,493	678,316	691,022	712,687
老 齢 年 金	1,515,593	1,614,271	1,690,043	1,724,257	1,821,227
通 算 老 齢 年 金	297,544	293,243	273,968	265,631	270,379
遺 族 年 金	749,169	818,054	712,640	698,042	683,708
通 算 遺 族 年 金	195,326	203,336	178,780	195,807	192,629
障 害 年 金	1,090,564	1,149,785	1,039,480	967,581	946,891
年 度 末 現 在	939,631	1,010,638	1,016,863	1,016,512	1,056,278
老 齢 厚 生 年 金	・	1,214,168	1,203,866	1,176,767	1,199,373
障 害 厚 生 年 金	・	630,408	627,272	625,566	653,247
遺 族 厚 生 年 金	・	699,832	697,646	706,689	751,831
老 齢 年 金	1,450,416	1,553,515	1,565,606	1,569,736	1,636,263
通 算 老 齢 年 金	332,472	348,724	346,771	344,124	355,817
遺 族 年 金	731,852	795,112	801,169	804,573	844,479
通 算 遺 族 年 金	200,048	209,100	210,237	210,451	218,801
障 害 年 金	1,000,230	1,066,385	1,069,045	1,066,439	1,103,825
一 時 金	338,570	273,123	220,849	215,943	217,346
脱 退 手 当 金	139,082	162,093	156,432	162,252	166,435
障 害 手 当 金	1,505,283	1,400,762	1,270,311	1,259,842	1,196,133

(注) 第110・111表の(注)参照

資料：社会保険庁調

第113表 厚生年金保険保険料徴収状況

(単位 千円)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
徴 収 決 定 額	7,590,783,697	8,695,926,965	9,003,645,319	9,532,318,538	10,563,789,995
前 年 度 からの 繰 越 額	73,363,670	78,689,321	86,048,448	81,924,771	73,626,082
現 年 度 分	7,517,420,027	8,617,237,644	8,917,596,871	9,450,393,767	10,490,163,913
収 納 済 額	7,505,306,784	8,601,772,735	8,914,254,875	9,450,492,983	10,490,993,235
不 納 欠 損 額	6,382,273	7,830,985	7,257,642	8,008,356	7,248,685
収 納 未 済 額	79,094,640	86,323,245	82,141,802	73,817,199	65,548,075
収 納 率 (%)	98.9	98.9	99.0	99.1	99.3

資料：社会保険庁調

第114表 厚生年金保険収支状況

(単位 千円)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
収入	11,794,803,260	15,358,705,478	16,549,737,484	18,247,241,046	17,984,288,779
保険料収入	7,505,306,784	8,601,772,735	8,914,245,875	9,450,492,983	10,490,993,235
国庫負担金	943,469,116	1,619,595,642	1,676,785,208	2,994,696,759	1,730,295,965
事務費	29,941,191	31,611,087	33,213,177	32,795,549	36,036,574
給付費	913,527,925	1,587,984,555	1,643,572,031	2,961,901,209	1,694,259,391
国年特会より受入	・	1,466,257,442	2,137,811,800	1,945,725,701	1,819,435,821
その他の収入	16,384,193	30,038,062	33,215,948	29,302,074	27,618,330
積立金より受入	—	—	—	—	—
雑収入等	16,384,193	30,038,062	33,215,948	29,302,074	27,618,330
運用収入	3,329,443,167	3,641,041,597	3,787,678,653	3,826,823,529	3,915,945,428
支出	6,491,182,348	10,855,120,435	12,226,709,812	12,597,308,570	13,379,020,861
保険給付費	6,227,415,127	7,620,876,370	8,236,025,411	8,768,318,580	9,628,350,303
国年特会へ繰入	・	2,957,013,368	3,730,978,672	3,596,889,622	3,563,797,092
事務費	32,839,740	34,068,852	35,667,589	36,686,836	39,541,405
福祉施設費	230,132,414	238,325,047	214,596,684	184,556,807	124,042,752
その他の支出	795,067	4,836,798	9,441,456	10,856,724	23,289,308
収支差引残	5,303,420,912	4,503,585,044	4,323,027,672	5,649,932,476	4,805,267,918
翌年度への繰越	4,849,202	5,073,753	2,180,884	1,105,839	438,126
積立金への繰入	5,298,571,710	4,498,511,291	4,320,846,788	5,648,826,637	4,604,829,792
積立金から補足	—	—	—	—	—
年度末現在積立金	50,782,831,906	55,281,343,197	59,963,820,485	65,612,647,122	70,217,476,914

(注) 雑収入には、前年度からの繰越額を含む。

資料：社会保険庁調

② 厚生年金基金

第115表 厚生年金基金適用状況

年度末現在

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
基金数	1,091	1,134	1,194	1,259	1,358
設立事業所数	87,578	91,250	97,242	106,221	119,755
加入員数	7,058,387	7,264,543	7,644,948	8,268,082	9,033,924
特例第1種	5,152,601	5,307,416	5,577,617	6,032,632	6,557,769
2	1,905,646	1,957,127	2,067,263	2,235,358	2,476,022
3	140	109	68	92	133
平均標準給与月額	252,013	260,647	261,588	269,074	282,450
特例第1種	288,908	297,765	294,086	307,406	322,874
2	152,251	159,988	162,388	167,771	175,388
3	262,071	283,791	252,205	244,826	258,135

(注) 特例第1種 一般男子、特例第2種 女子、特例第3種 坑内員。

資料：厚生省年金局調

第116表 厚生年金基金年金受給権者状況

年度末現在 (金額 単位 千円)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
合計件数	1,228,533	1,364,090	1,492,129	1,623,005	1,764,147
基金裁定件数	222,740,609	263,415,159	309,238,425	361,001,373	420,754,902
基金連合会裁定件数	951,307	1,051,484	1,140,950	1,233,860	1,334,844
金額	212,505,400	251,465,736	295,355,968	345,142,094	402,803,731
金額	277,226	312,606	351,179	389,145	429,303
金額	10,235,209	11,949,423	13,882,457	15,859,279	17,951,171

資料：厚生省年金局調

第117表 厚生年金基金一時金裁定状況

(金額 単位 千円)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
合計件数	163,233	195,866	188,178	202,877	213,934
金額	85,467,827	101,812,739	100,502,230	110,807,099	132,593,458
脱退一時金件数	142,350	170,875	164,729	178,408	187,478
金額	28,820,293	35,056,883	35,284,337	38,954,002	43,808,872
死亡一時金件数	5,208	5,298	5,546	6,088	6,803
金額	7,580,254	8,265,788	9,356,313	11,030,196	13,019,546
選択一時金件数	15,675	19,693	17,901	18,381	19,653
金額	49,067,280	58,490,069	55,861,580	60,622,901	75,765,040

(注) 選択一時金とは、年金給付の原資の一部を退職時又は年金給付の支給開始年齢の到達時に、受給権者の選択により支給したものである。

資料：厚生省年金局調

第118表 厚生年金基金給付1人当たり金額

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
年 時 金	181,306	193,090	207,246	222,428	238,503
脱退一時金	523,594	519,808	534,086	545,193	619,787
死亡一時金	202,461	205,161	214,196	218,342	233,675
選択一時金	1,455,502	1,560,171	1,687,038	1,811,793	1,913,795
合計	3,130,289	2,970,094	3,120,584	3,298,129	3,855,139

(注) 年金については年度末現在のものである。

資料：厚生省年金局調

○参考 税制適格年金

第119表 税制適格年金加入型別件数

年度末現在

区 分	昭和61年度	62	63	平成元年度	2
保険型	62,733	65,659	69,493	73,561	77,227
共済型	1,144	1,232	1,277	1,272	1,227
信託型	7,326	7,532	7,785	7,960	8,144
計	71,203	74,423	78,555	82,793	86,648

資料：生命保険協会・信託協会・全国共済農業協同組合連合会調

第120表 税制適格年金加入者数

(単位 千人)

区 分	昭和61年度	62	63	平成元年度	2
加入者数	7,884	8,206	8,438	9,045	9,374

資料：生命保険協会・信託協会・全国共済農業協同組合連合会調

5 国民年金

第121表 国民年金被保険者数

区 分	年度末現在				
	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
総 数	25,090,536	30,442,577	30,590,170	30,342,171	29,943,431
第1号被保険者	17,638,744	18,954,658	18,954,510	18,396,653	17,799,439
任意加入被保険者	7,451,792	559,243	337,148	330,342	355,969
第3号被保険者 (再 掲)		10,928,676	11,298,512	11,615,176	11,788,023
保険料免除被保険者	2,612,271	2,258,749	2,246,166	2,235,841	2,226,670
法定免除	819,850	868,296	899,353	896,907	893,974
申請免除	1,792,421	1,390,453	1,346,813	1,338,934	1,332,696
付加保険料被保険者	3,222,979	2,043,032	1,731,046	1,825,330	1,711,957
強 制	762,215	713,963	675,365	636,779	588,671
任 意	2,460,764	1,329,069	1,055,681	1,188,551	1,123,286

資料：社会保険庁調

第122表 国民年金印紙売さばき状況及び保険料収納状況

区 分	(単位 千円)				
	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
印紙売さばき代金収入	1,536,930,381 (16,187,306)	1,166,344,599 (10,108,356)	1,205,844,510 (9,145,567)	1,222,249,089 (8,615,567)	1,222,651,066 (8,128,934)
検認済保険料収入	1,542,688,926 (23,517)	1,150,845,356 (7,290)	1,194,649,442 (6,291)	1,216,616,890 (5,075)	1,216,616,890 (3,723)
前納保険料収入	1,479,001	477,932	394,356	387,861	305,629
追納保険料収入	5,721,339	5,360,855	6,035,055	7,605,221	8,492,550

(注) () 内の計数は、付加保険料(再掲)である。

資料：社会保険庁調

第123表 拠出制年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(金額 単位 千円)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
合 計 人 員	729,205	1,330,770	654,062	613,756	651,738
金 額	233,514,071	762,334,085	271,616,175	258,877,342	285,179,298
老 齢 基 礎 年 金 人 員	.	117,971	198,048	193,897	216,535
金 額	.	39,739,677	67,470,127	67,217,832	78,798,979
障 害 基 礎 年 金 人 員	.	744,846	69,847	59,925	67,314
金 額	.	554,233,816	50,518,086	43,481,687	49,617,060
遺 族 基 礎 年 金 人 員	.	43,729	70,330	64,526	62,712
金 額	.	26,401,738	42,378,625	38,993,948	38,437,869
老 齢 年 金 人 員	423,401	224,402	156,494	143,197	140,025
金 額	159,366,561	96,891,050	76,985,879	75,120,547	78,677,098
通 算 老 齢 年 金 人 員	254,268	179,747	148,868	144,172	155,966
金 額	41,980,110	32,337,493	28,919,158	30,238,286	35,311,767
障 害 年 金 人 員	31,782	11,960	3,364	1,648	1,574
金 額	20,712,128	8,575,767	2,417,564	1,181,445	1,140,134
母 子 年 金 人 員	13,206	2,038	101	103	61
金 額	9,528,879	1,672,156	84,761	81,573	52,350
準 母 子 年 金 人 員	15	7	—	1	—
金 額	11,383	5,667	—	815	—
遺 児 年 金 人 員	1,231	261	42	21	14
金 額	518,476	118,610	18,048	10,095	6,938
寡 婦 年 金 人 員	5,302	5,809	6,968	6,266	7,537
金 額	1,396,533	2,358,112	2,823,928	2,551,114	3,137,103

(ii) 年度末現在

(金額 単位 千円)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
合 計 人 員	8,836,601	9,955,533	10,357,165	10,962,496	11,041,572
金 額	2,795,444,166	3,576,424,161	3,765,390,585	3,910,926,723	4,246,817,728
老 齢 基 礎 年 金 人 員	.	122,825	330,032	533,523	759,841
金 額	.	41,382,906	112,439,765	183,288,030	280,797,850
障 害 基 礎 年 金 人 員	.	727,099	778,782	819,069	863,992
金 額	.	548,025,725	587,574,175	615,256,458	684,622,507
遺 族 基 礎 年 金 人 員	.	41,161	100,715	144,332	181,365
金 額	.	24,880,196	61,139,410	87,855,981	116,272,490
老 齢 年 金 人 員	6,845,879	6,929,315	6,915,588	6,876,480	6,817,387
金 額	2,283,846,750	2,396,250,156	2,430,246,067	2,445,893,211	2,547,582,469
通 算 老 齢 年 金 人 員	1,500,493	1,664,535	1,788,258	1,904,593	2,028,613
金 額	202,252,992	238,279,990	265,383,147	292,194,758	334,757,486
障 害 年 金 人 員	320,538	317,239	306,033	293,558	280,888
金 額	215,018,987	228,946,583	221,806,533	212,234,570	214,724,871
母 子 年 金 人 員	111,453	96,308	80,870	65,838	53,503
金 額	80,579,733	78,364,852	65,772,001	53,207,033	45,150,310
準 母 子 年 金 人 員	154	139	118	94	68
金 額	116,284	113,531	97,603	77,516	59,240
遺 児 年 金 人 員	5,830	4,852	3,831	2,811	2,178
金 額	2,616,045	2,439,194	1,963,775	1,476,510	1,224,888
寡 婦 年 金 人 員	52,254	52,060	52,938	52,198	53,737
金 額	11,013,375	17,741,029	18,968,111	19,442,658	21,625,617

資料：社会保険庁調

第124表 福祉年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(金額 単位 千円)

区	分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
合	計人員	35,011	2,087	1,406	1,018	733
	金額	13,428,154	674,208	455,621	332,396	243,388
老齢福祉年金	人員	3,480	2,055	1,379	1,003	727
	金額	1,096,240	670,752	452,705	330,776	242,740
障害福祉年金	人員	31,453
	金額	12,297,612
母子福祉年金	人員	77
	金額	34,194
準母子福祉年金	人員	—
	金額	—
老齢特別給付金	人員	1	32	27	15	6
	金額	108	3,456	2,916	1,620	648

(注) 障害福祉年金、母子福祉年金及び準母子福祉年金は、昭和61年度より基礎年金に移行した。

(ii) 年度末現在

(金額 単位 千円)

区	分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
合	計人員	2,937,642	2,020,443	1,803,499	1,592,001	1,395,293
	金額	1,013,649,420	659,469,859	592,982,964	525,353,004	475,508,405
老齢福祉年金	人員	2,247,035	2,020,403	1,803,465	1,591,968	1,395,261
	金額	714,557,130	659,459,539	592,979,292	525,349,440	475,504,949
一部支給停止	人員	230,324	219,125	198,420	178,686	160,538
	金額	19,600,947	19,580,479	17,927,904	15,843,529	15,615,284
全部支給停止	人員	353,198	334,321	315,612	294,201	268,977
障害福祉年金	人員	689,780
	金額	298,743,698
一部支給停止	人員	4,263
	金額	1,064,465
全部支給停止	人員	47,221
母子福祉年金	人員	779
	金額	342,736
一部支給停止	人員	2
	金額	447
全部支給停止	人員	148
準母子福祉年金	人員	2
	金額	888
一部支給停止	人員	—
	金額	—
全部支給停止	人員	—
	金額	—
老齢特別給付金	人員	46	40	34	33	32
	金額	4,968	4,320	3,672	3,564	3,456
一部支給停止	人員	—	—	—	—	1
	金額	—	—	—	—	40
全部支給停止	人員	4	2	2	2	3

(注) 障害福祉年金、母子福祉年金及び準母子福祉年金は、昭和61年度より基礎年金に移行した。

資料：社会保険庁調

第125表 国民年金特別会計収支状況

(単位 千円)

区	分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
基礎年金勘定	歳入	.	5,095,514,066	6,409,140,188	6,763,813,655	6,991,009,887
	拠入金等収入	.	5,041,736,585	6,313,528,157	6,699,540,865	6,922,795,089
	運用収入	.	53,775,301	52,071,318	62,775,315	65,580,375
	雑収入	.	2,180	1,216,667	1,497,476	2,634,423
	歳出	.	5,001,118,702	6,147,038,384	6,236,313,546	6,311,125,663
	基礎年金給付費	.	452,060,636	661,971,817	777,914,835	940,124,539
	基礎年金相当給付費	.	4,549,055,599	5,484,377,269	5,457,942,390	5,370,869,204
	繰入及交付金
	諸支出金	.	2,467	689,298	456,321	131,919
	歳入歳出差引	.	94,395,364	262,101,804	527,500,109	679,884,225
(翌年度へ繰越)	.	94,395,364	262,101,804	527,500,109	679,884,225	
年度末現在積立金	.	724,607,812	724,607,812	724,607,812	724,607,812	
国民年金勘定	歳入	2,732,327,978	4,956,273,215	5,188,209,462	5,538,908,283	5,637,489,734
	保険料収入	1,576,178,762	1,212,665,786	1,262,067,944	1,284,420,202	1,284,127,086
	一般会計より受入	843,066,022	656,720,046	725,896,808	919,736,921	970,035,225
	基礎年金勘定より受入	.	2,735,358,566	2,823,005,403	2,944,183,097	2,991,732,418
	運用収入	182,742,810	133,171,367	133,785,654	149,658,131	151,407,557
	積立金より受入	—	—	—	—	—
	雑収入	130,340,383	218,357,450	243,453,652	240,909,931	240,187,448
	歳出	2,688,380,265	4,397,560,576	4,524,402,949	4,982,114,600	5,121,796,377
	国民年金給付費	2,650,013,215	2,913,673,742	2,736,856,619	2,928,580,942	3,071,318,164
	基礎年金勘定へ繰入	.	1,440,150,984	1,742,013,253	2,006,920,655	2,004,961,499
諸支出金	8,654,606	10,715,343	12,297,945	14,101,239	14,487,309	
業務勘定へ繰入	29,712,444	33,020,507	33,235,132	32,511,764	31,029,406	
歳入歳出差引	43,947,713	558,712,639	663,806,513	556,793,682	515,693,356	
(超過受入)	213,518,617	236,874,106	235,932,484	235,701,272	235,046,811	
(積立金へ繰入)	—	321,838,533	427,874,029	321,092,411	280,646,545	
積立金から補足	△169,570,904	—	—	—	—	
年度末現在積立金	2,593,854,152	2,191,212,493	2,619,651,535	2,940,879,689	3,221,581,913	
福祉年金勘定	歳入	1,003,511,417	773,341,862	617,213,837	558,253,772	535,475,412
	一般会計より受入	930,610,360	685,521,568	528,324,512	467,941,744	437,688,279
	雑収入等	72,901,056	87,820,294	88,889,325	90,312,028	97,787,133
	歳出	916,103,237	685,292,791	527,558,225	461,062,985	404,994,618
	福祉年金給付費	916,103,222	685,292,772	527,557,957	461,062,984	404,994,522
	諸支出金	15	19	268	1	96
	歳入歳出差引	87,408,179	88,049,071	89,655,612	97,190,788	130,480,794
	歳入	1,667,600,095	1,302,183,914	1,348,641,617	1,368,609,918	1,374,758,340
	一般会計より受入	96,329,220	100,119,845	105,949,227	110,218,336	119,134,694
	印紙売さばき収入	1,536,930,381	1,166,344,599	1,205,844,510	1,222,249,089	1,222,651,066
国民年金勘定より受入	29,712,444	33,020,507	33,235,132	32,511,764	31,029,406	
雑収入等	4,628,050	2,698,963	3,612,747	3,630,730	1,943,174	
歳出	1,665,838,936	1,299,916,436	1,345,277,069	1,367,337,194	1,373,776,268	
業務取扱費	98,243,602	100,351,085	106,031,066	112,375,149	119,876,302	
施設整備費	472,049	302,920	260,867	278,014	267,790	
国民年金勘定へ繰入	1,536,930,381	1,166,344,599	1,205,844,510	1,222,249,089	1,222,651,066	
諸支出金	—	—	—	—	—	
福祉施設費	30,193,903	32,917,832	33,140,626	32,434,943	30,981,110	
歳入歳出差引	1,760,159	2,267,478	3,364,547	1,272,724	982,072	
(翌年度へ繰越)	1,627,304	2,139,859	2,799,534	1,137,001	926,373	
(国民年金勘定積立金へ繰入)	132,855	127,619	565,014	135,723	55,699	

資料：社会保険庁調

6 農業者年金基金

第126表 農業者年金被保険者数

年度末現在

区	分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
総	数	834,159	782,766	733,542	676,791	625,756
当	然	572,131	521,386	470,679	419,635	374,248
任	意	262,028	261,380	262,868	257,156	251,508
	農地等の面積30アール~50アール 年間労働時間700時間	14,062	12,682	11,339	9,924	8,727
	農業生産法人の常時従事者	2,199	2,082	1,955	1,832	1,726
	農業後継者	245,767	246,294	249,063	244,754	240,304
	その他	—	322	506	646	751

資料：農業者年金基金調

第127表 農業者年金受給権者状況

(金額 単位 千円)

区	分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
経営移譲年金	人員	425,942	470,377	519,442	559,550	595,643
	金額	162,987,405	176,899,438	191,559,108	197,160,548	198,127,740
農業者老齢年金	人員	219,930	263,134	307,717	352,064	399,650
	金額	16,637,107	21,781,880	27,445,936	33,189,688	40,187,186

資料：農業者年金基金調

第128表 農業者年金年金勘定経理状況

(単位 千円)

区	分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
収	益	1,565,872,143	1,453,818,472	1,620,665,370	1,662,603,486	1,711,306,988
(年金給付関係)		1,561,935,068	1,449,732,068	1,616,413,849	1,658,192,424	1,706,862,207
保険料	収入	55,364,232	57,747,857	72,075,445	73,349,977	71,728,182
運用	収入	50,119,592	50,101,604	37,940,300	32,727,882	30,827,006
補助金	収入	83,098,959	88,493,902	95,793,198	98,592,500	99,063,870
準備金	戻入	1,339,304,804	1,993,105,996	1,214,419,087	1,392,900,247	1,421,784,998
雑	益	4,970	6,566	9,727	26,104	39,997
戻	入	34,042,506	34,513,469	—	—	—
当期	欠損金	—	225,762,670	196,176,089	60,595,713	83,418,154
(年金給付関係以外)		3,937,075	4,086,403	4,251,520	4,411,062	4,444,780
補助金	収入	3,550,564	3,674,301	3,721,875	3,790,296	3,883,558
資産見返	補助金収入	—	—	2,892	2,677	3,181
受取	利益	349,262	399,099	521,333	612,287	551,821
雑	益	8,654	5,685	5,419	5,801	6,220
戻	入	28,594	7,316	—	—	—
費	用	1,565,872,143	1,453,818,472	1,620,665,370	1,662,603,486	1,711,306,988
(年金給付関係)		1,561,935,068	1,449,732,068	1,616,413,849	1,658,192,424	1,706,862,207
給付	金	182,432,491	201,453,842	222,162,523	233,962,227	241,921,101
準備金	繰入	993,105,996	1,214,419,087	1,392,900,246	1,421,784,998	1,463,152,029
保険料	還付金	1,246,174	1,449,411	1,351,079	2,445,198	1,789,077
繰	入金	5,860,653	7,123,907	—	—	—
返	納金	1	163,395	—	—	—
返納引当	金繰入	—	—	—	—	—
戻	入	24,531,813	25,122,424	—	—	—
当期	利益金	354,757,938	—	—	—	—
(年金給付関係以外)		3,937,075	4,086,403	4,251,520	4,411,062	4,444,780
一般	管理費	3,927,472	4,085,757	4,250,907	4,369,732	4,424,092
固定資産	除却損	—	—	213	164	428
返	納金	7,762	—	—	—	—
繰	入金	0	0	—	—	—
戻	入	224	297	—	—	—
当期	利益金	1,616	348	400	273	478

資料：農業者年金基金調

7 国家公務員等共済組合

① 各省各庁組合

第129表 国家公務員等共済組合適用状況

年度末現在

区分	組合員数			
	長期組合員	短期組合員	その他	計
昭和60年度	< 3> (2,952)907,809	(38,930)101	250,113	(41,885)1,158,023
61	< 4> (2,990)903,313	(38,918)98	245,423	(41,912)1,148,834
62	< 2> (3,085)901,016	(38,021)96	247,283	(41,108)1,148,395
63	< 3> (3,153)895,617	(38,222)95	249,506	(41,378)1,145,218
平成元年度	< 2> (3,198)891,497	(37,601)95	248,903	(40,801)1,140,495
衆議院	2,663	(147) —	—	(147) 2,663
参議院	1,303	(93) —	—	(93) 1,303
総理府	(289) 21,385	(480) 44	—	(769) 21,429
法務省	29,316	(1,669) 5	—	(1,669) 29,321
外務省	(17) 4,264	(60) 2	—	(77) 4,266
大蔵省	(294) 68,727	(3,731) 3	—	(4,025) 68,730
文部省	< 1> (263) 134,843	(3,226) 2	—	(3,490) 134,845
農林水産省	(221) 38,632	(2,927) 3	—	(3,148) 38,635
通商産業省	(432) 12,190	(364) 3	—	(796) 12,193
運輸省	(604) 37,161	(1,110) 11	—	(1,714) 37,172
厚生省	(211) 5,606	(152) 8	—	(363) 5,614
厚生省第二	< 1> (6) 55,209	(1,572) —	—	(1,579) 55,209
労働省	(168) 23,148	(510) 8	—	(678) 23,156
裁判所	25,311	(2,232) —	—	(2,232) 25,311
会計検査院	(16) 1,220	(33) —	—	(49) 1,220
刑務務	20,935	(589) —	—	(589) 20,935
防衛施設庁	(1) 3,382	(56) —	—	(57) 3,382
防衛庁	24,027	(2,495) 2	248,903	(2,495) 272,932
印刷局	(1) 6,327	(406) —	—	(407) 6,327
造幣局	1,519	(70) —	—	(70) 1,519
林野庁	(24) 35,770	(2,789) —	—	(2,813) 35,770
建設省	(527) 25,754	(696) 2	—	(1,223) 25,756
郵政省	(124) 301,700	(11,828) 2	—	(11,952) 301,702
連合会職員	11,105	(366) —	—	(366) 11,105

被扶養者数	組合員1人当り被扶養者数	組合員1人当たり本俸月額			
		長期組合員	短期組合員	その他	平均
(34,921)1,725,847	(0.90)1.49	<210,721> (265,258)231,841	(202,681) 460,000	222,665	231,861
(35,107)1,702,041	(0.90)1.48	<297,250> (400,072)286,402	(260,535) 470,000	253,432	286,417
(34,950)1,689,278	(0.92)1.47	<274,500> (397,604)290,445	(265,862) 469,688	254,261	290,460
(35,026)1,665,328	(0.92)1.45	<266,667> (405,852)298,767	(266,029) 470,000	258,194	298,781
(34,264)1,641,203	(0.91)1.44	<240,000> (439,153)311,157	(273,913) 724,947	266,026	314,964
(117) 3,127	(0.80)1.17	381,317	(318,503) —	—	405,606
(80) 1,748	(0.86)1.34	388,305	(314,946) —	—	410,293
(438) 33,194	(0.91)1.55	(416,298)335,697	(263,313) 710,000	—	341,956
(1,813) 44,036	(1.09)1.50	332,140	(290,836) 710,000	—	339,037
(88) 7,226	(1.47)1.69	(504,118)348,085	(316,000) 710,000	—	362,268
(3,797) 104,116	(1.02)1.51	(452,551)325,472	(309,161) 1,183,333	—	329,617
(2,491) 212,690	(0.77)1.58	<200,000> (390,951)353,232	(277,120) 710,000	—	360,107
(2,821) 59,177	(0.96)1.53	(437,059)312,728	(275,729) 710,000	—	314,869
(386) 18,672	(1.06)1.53	(435,741)356,834	(304,945) 710,000	—	365,876
(1,082) 65,223	(0.97)1.75	(448,642)338,973	(297,160) 710,000	—	343,357
(96) 7,886	(0.63)1.40	(413,555)351,394	(283,434) 710,000	—	361,484
(729) 47,496	(0.46)0.86	<280,000> (288,333)325,657	(271,908) —	—	335,174
(385) 31,865	(0.75)1.38	(463,929)311,395	(273,531) 710,000	—	312,029
(2,132) 30,423	(0.96)1.20	338,147	(273,902) —	—	353,700
(22) 1,703	(0.67)1.40	(451,875)348,864	(302,727) —	—	355,995
(585) 36,775	(0.99)1.76	334,306	(292,683) —	—	336,810
(36) 5,487	(0.64)1.62	(340,000)321,644	(253,321) —	—	325,760
(3,260) 358,011	(1.31)1.31	288,850	(256,023) 710,000	266,026	269,151
(262) 6,754	(0.65)1.07	(320,000)292,311	(263,645) —	—	294,029
(50) 2,331	(0.71)1.53	327,984	(286,857) —	—	329,979
(2,551) 54,982	(0.91)1.54	(457,500)296,657	(239,551) —	—	297,119
(545) 40,202	(0.78)1.56	(466,622)330,044	(246,443) 710,000	—	331,315
(10,375) 460,328	(0.88)1.53	(420,484)309,882	(268,806) 710,000	—	312,202
(123) 7,751	(0.34)0.70	320,708	(257,519) —	—	334,097

(注) 1 長期組合員は短期保険及び長期保険両方の適用者、短期組合員は短期保険のみの適用者、その他は自衛官である。
 2 長期組合員欄内の()書は、継続長期組合員(公社又は公益等に転出した後も引続き長期保険の適用を受ける組合員)の別掲
 3 短期組合員欄内の()書は、任意継続組合員(退職後も引続き短期保険の適用を受けることを希望した者)の別掲

員)の、< >書は特例継続組合員の別掲である。

資料：大蔵省主計局調

第130表 国家公務員等共済組合短期部門給付決定状況

(i) 保健給付

(金額 単位 千円)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
合計	18,301,056	18,190,540	18,261,965	18,907,008	18,284,883
組合員分	188,278,448	194,385,621	199,104,004	204,380,919	203,550,175
診療費	91,171,093	93,938,986	95,582,815	96,876,637	96,266,895
薬剤支給	16,884,740	16,473,322	16,102,650	15,880,215	15,145,887
療養費	86,068,201	88,583,541	90,118,541	91,286,065	90,656,730
特定療養の給付	402,998	405,574	409,668	425,229	424,316
看護料	2,120,789	2,160,369	2,234,685	2,330,461	2,383,803
移送料	111,029	118,121	118,840	120,656	126,607
出産費	737,758	761,226	762,450	779,257	847,661
育児手当金	269	1,561	2,842	3,739	4,068
埋葬料	9,400	63,658	97,113	115,958	93,124
被扶養者分	586	442	419	526	564
診療費	49,607	39,575	37,949	52,402	53,191
薬剤支給	2,306	3,466	2,433	1,768	1,665
療養費	7,527	7,131	7,065	6,869	6,462
特定療養の給付	1,488,789	1,543,418	1,563,444	1,528,200	1,476,278
看護料	39,597	38,918	38,805	38,463	36,820
移送料	95,040	93,420	93,146	92,362	88,430
出産費	2,322	2,232	2,075	2,103	1,976
育児手当金	599,203	690,313	673,054	690,163	666,013
埋葬料	11,329,284	11,221,389	11,329,628	11,888,190	11,465,131
診療費	97,107,354	100,446,635	103,521,189	107,504,282	107,283,280
薬剤支給	10,398,903	10,254,079	10,319,081	10,700,690	10,335,569
療養費	25,674,081	24,936,816	24,913,444	25,375,490	24,202,304
特定療養の給付	83,210,534	85,658,621	88,319,698	91,853,878	91,544,368
看護料	728,038	757,587	802,387	887,635	918,451
移送料	1,773,366	1,953,703	2,157,823	2,439,931	2,658,973
出産費	160,931	169,260	167,839	259,622	172,582
育児手当金	754,376	799,383	805,837	795,629	889,353
埋葬料	.	.	.	23	1
高額療養費	.	.	.	584	2
高額療養の給付	(43,678)	(43,353)	(45,594)	(45,520)	(46,189)
看護料	1,804,153	1,883,142	2,001,989	2,085,759	2,074,233
移送料	(25,822)	(26,834)	(27,406)	(27,200)	(27,034)
出産費	1,510,162	1,629,391	1,647,989	1,658,724	1,671,160
育児手当金	761	755	767	803	783
埋葬料	62,854	64,773	65,350	69,585	67,570
配偶者出産費	25	28	38	24	32
家族埋葬料	524	987	1,247	695	1,389
診療費	32,830	32,451	32,365	32,277	30,949
薬剤支給	6,492,055	6,768,362	6,806,810	6,850,910	6,651,360
療養費	7,796	7,229	7,151	7,116	6,764
特定療養の給付	1,499,330	1,688,273	1,714,446	1,748,587	1,724,882

(注) 1 高額療養の給付及び高額療養費の件数は、診療費及び療養費の件数の再掲である。
2 老人保健による給付分を除く。

(ii) 災害給付

(金額 単位 千円)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
合計	381	651	380	343	303
災害見舞金	147,409	212,919	174,857	149,897	154,538
弔慰金	300	585	304	280	229
家族弔慰金	129,690	196,856	152,216	132,858	134,075
弔慰金	41	32	34	30	36
家族弔慰金	10,357	9,492	11,765	8,772	11,048
弔慰金	40	34	42	33	38
家族弔慰金	7,361	6,571	10,876	8,267	9,415

(iii) 休業給付

(金額 単位 千円)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
合計	17,511	16,031	14,937	14,430	13,596
傷病手当金	400,597	375,588	351,971	337,241	311,717
休業手当金	1,683,627	1,437,044	1,329,395	1,210,606	1,118,315
傷病手当金	15,674	14,696	13,760	13,243	12,469
休業手当金	363,071	342,379	321,552	308,193	282,198
傷病手当金	1,513,441	1,280,721	1,175,435	1,060,320	956,636
休業手当金	1,155	1,057	1,028	964	923
傷病手当金	34,963	31,930	29,655	27,840	28,735
休業手当金	160,042	151,270	151,373	146,053	159,395
傷病手当金	682	278	149	223	204
休業手当金	2,563	1,279	764	1,208	784
傷病手当金	10,144	5,053	2,587	4,232	2,284

(iv) 附加給付

(金額 単位 千円)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
合計	601,090	585,587	639,178	614,660	593,938
家族療養費	6,038,558	6,152,104	6,731,233	6,674,234	6,607,651
家族療養費	394,076	380,991	421,394	402,007	389,946
家族療養費	2,694,037	2,918,138	3,266,226	3,181,129	3,189,550
出産費	5,824	4,647	4,554	4,216	3,820
配偶者出産費	91,209	70,159	69,733	63,990	58,382
配偶者出産費	16,851	17,055	18,516	18,272	16,696
育児手当金	265,146	254,895	286,603	284,346	262,452
育児手当金	28,436	27,605	27,695	27,422	25,876
育児手当金	147,704	144,076	143,696	143,354	135,945
埋葬料	1,052	997	966	959	926
家族埋葬料	13,120	10,326	9,596	10,271	9,287
家族埋葬料	5,249	4,466	4,654	4,593	4,343
傷病手当金	81,699	52,388	53,727	57,904	51,777
傷病手当金	4,569	4,035	3,834	4,153	4,194
その他	607,637	497,709	477,426	505,980	506,986
その他	145,033	145,791	157,565	153,038	148,137
その他	2,138,007	2,204,413	2,424,226	2,427,260	2,393,272

資料：大蔵省主計局調

第131表 国家公務員等共済組合短期部門療養の給付及び家族療養費決定状況 (診療費分)
(金額 単位 千円)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
組合員分件数	6,407,387	6,395,124	6,352,582	6,421,194	6,218,908
日数	16,884,740	16,473,322	16,102,650	15,880,215	15,145,887
金額	86,068,201	88,583,541	90,118,541	91,286,065	90,656,730
一般診療件数	5,329,310	5,274,479	5,214,149	5,285,855	5,089,441
日数	13,670,085	13,182,417	12,801,651	12,635,852	11,963,116
金額	72,626,070	74,321,897	75,541,059	76,769,853	76,394,775
入院件数	121,511	116,634	115,435	113,306	111,322
日数	1,904,007	1,794,646	1,745,885	1,694,636	1,648,707
金額	27,816,989	28,100,131	27,893,496	27,979,449	27,570,664
入院外件数	5,207,799	5,157,845	5,098,714	5,172,549	4,978,119
日数	11,766,078	11,387,771	11,055,766	10,941,216	10,314,409
金額	44,809,081	46,221,767	47,647,564	48,790,405	48,824,111
歯科診療件数	1,078,077	1,120,645	1,138,433	1,135,339	1,129,467
日数	3,214,655	3,290,905	3,300,999	3,244,363	3,182,771
金額	13,442,131	14,261,644	14,577,481	14,516,212	14,261,955
被扶養者分件数	10,398,903	10,254,079	10,319,081	10,700,690	10,335,569
日数	25,674,081	24,936,816	24,913,444	25,375,490	24,202,304
金額	83,210,534	85,658,621	88,319,698	91,853,878	91,544,368
一般診療件数	8,465,439	8,288,604	8,333,986	8,706,999	8,330,864
日数	20,595,499	19,826,973	19,819,734	20,320,052	19,221,136
金額	68,492,304	70,460,913	72,934,886	76,429,939	76,316,932
入院件数	180,704	181,083	184,042	189,740	183,558
日数	2,506,647	2,451,849	2,460,799	2,448,714	2,394,252
金額	28,401,866	29,252,841	29,990,400	30,398,369	30,605,216
入院外件数	8,284,735	8,107,521	8,149,944	8,517,259	8,147,306
日数	18,088,852	17,375,124	17,358,935	17,871,338	16,826,884
金額	40,090,438	41,208,072	42,944,486	46,031,570	45,711,716
歯科診療件数	1,933,464	1,965,475	1,985,095	1,993,691	2,004,705
日数	5,078,582	5,109,843	5,093,710	5,055,438	4,981,168
金額	14,718,230	15,197,708	15,384,812	15,423,939	15,227,436

(注) 第129表の(注)参照
資料：大蔵省主計局調

第132表 国家公務員等共済組合短期部門給付諸率

(i) 保健給付

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度	
〈組合員分〉						
診療費	診療1件当日数	2.6	2.6	2.5	2.5	2.4
	診療1件当金額	13,433	13,852	14,186	14,216	15,010
	組合員1人当金額	71,738	74,256	75,866	77,106	79,599
	組合員1,000人当件数	5,341	5,361	5,348	5,424	5,461
入院	診療1件当日数	15.7	15.4	15.1	15.0	14.8
	診療1件当金額	228,926	240,926	241,638	246,937	247,666
	組合員1人当金額	23,186	23,555	23,482	23,633	24,208
	組合員1,000人当件数	101	98	97	96	98
入院外	診療1件当日数	2.3	2.2	2.2	2.1	2.1
	診療1件当金額	8,604	8,961	9,345	9,433	9,808
	組合員1人当金額	37,348	38,747	40,112	41,211	42,869
	組合員1,000人当件数	4,341	4,324	4,292	4,369	4,371
歯科診療	診療1件当日数	3.0	2.9	2.9	2.9	2.8
	診療1件当金額	12,469	12,726	12,805	12,786	12,627
	組合員1人当金額	11,204	11,995	12,272	12,261	12,522
	組合員1,000人当件数	899	939	958	959	992
出産費	組合員1,000人当件数	6.3	6.0	5.9	5.8	5.7
埋葬料	組合員1,000人当件数	1.9	1.9	1.7	1.8	1.7
〈被扶養者分〉						
診療費	診療1件当日数	2.5	2.4	2.4	2.4	2.3
	診療1件当金額	8,002	8,354	8,559	8,584	9,161
	組合員1人当金額	69,356	71,804	74,352	77,586	80,378
	組合員1,000人当件数	8,668	8,596	8,687	9,038	9,075
入院	診療1件当日数	13.9	13.5	13.4	12.9	13.0
	診療1件当金額	157,173	161,544	162,954	160,211	166,733
	組合員1人当金額	23,673	24,521	25,247	25,676	26,872
	組合員1,000人当件数	151	152	155	160	161
入院外	診療1件当日数	2.2	2.1	2.1	2.1	2.1
	診療1件当金額	4,839	5,083	5,269	5,405	5,611
	組合員1人当金額	33,416	34,543	36,153	38,881	40,136
	組合員1,000人当件数	6,905	6,796	6,861	7,194	7,153
歯科診療	診療1件当日数	2.6	2.6	2.6	2.5	2.5
	診療1件当金額	7,612	7,732	7,750	7,736	7,596
	組合員1人当金額	12,268	12,740	12,952	13,028	13,370
	組合員1,000人当件数	1,662	1,648	1,671	1,684	1,761
配偶者出産費	組合員1,000人当件数	27.4	27.2	27.2	27.3	27.2
家族埋葬料	組合員1,000人当件数	6.5	6.1	6.0	6.0	5.9

(注) 第129表の(注)参照

(ii) 災害給付

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度	
災害見舞金	組合員1,000人当件数	0.3	0.5	0.3	0.2	0.2
	1件当金額	432,301	336,505	500,711	474,493	585,480
弔慰金	組合員1,000人当件数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1件当金額	252,619	296,613	346,029	292,400	306,889
家族弔慰金	組合員1,000人当件数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1件当金額	184,022	193,274	258,952	250,515	247,763

(11) 休業給付

区	分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
傷病手当金	組合員1,000人当件数	13.1	12.3	11.6	11.2	10.9
	1件当日数	23.2	23.3	23.4	23.3	22.6
	1日当金額	4,168	3,741	3,656	3,440	3,390
出産手当金	組合員1,000人当件数	1.0	0.9	0.9	0.8	0.8
	1件当日数	30.3	30.2	28.8	28.9	31.1
	1日当金額	4,577	4,738	5,104	5,246	5,547
休業手当金	組合員1,000人当件数	0.6	0.2	0.1	0.2	0.2
	1件当日数	3.8	4.6	5.1	5.4	3.8
	1日当金額	3,958	3,951	3,386	3,503	2,913

資料：大蔵省主計局調

第133表 国家公務員等共済組合長期部門支給決定状況

(金額 単位 千円)

区	分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
合計	件数	1,972,308	2,080,513	2,223,764	2,341,741	2,465,760
	金額	850,391,581	881,552,829	1,033,012,165	1,102,780,931	1,195,035,563
退職共済年金	件数	·	22,709	146,802	279,562	410,223
	金額	·	16,502,266	85,449,434	160,954,230	239,871,072
障害共済年金	件数	·	17	441	1,156	1,898
	金額	·	11,525	249,216	522,928	703,155
遺族共済年金	件数	·	8,987	39,737	71,337	105,180
	金額	·	2,598,738	12,020,950	22,585,425	34,343,410
退職年金	件数	1,195,045	1,224,675	1,207,683	1,173,313	1,142,949
	金額	603,444,089	607,257,835	658,257,263	644,516,896	644,012,510
減額退職年金	件数	328,496	348,658	348,493	346,132	344,344
	金額	129,878,070	134,497,697	147,158,177	146,253,076	147,186,795
通算退職年金	件数	18,090	29,894	39,687	39,191	38,785
	金額	4,624,212	7,240,029	6,622,537	6,499,582	6,732,104
脱退一時金	件数	12	27	13	19	12
	金額	15,608	32,174	14,537	33,181	24,312
退職一時金	件数	135	—	—	—	—
	金額	39,940	—	—	—	—
障害年金	件数	25,361	26,726	27,762	28,051	28,253
	金額	10,829,183	11,220,423	12,825,939	13,110,708	13,480,866
障害一時金	件数	25	10	16	14	10
	金額	30,173	14,217	16,880	13,854	8,729
遺族年金	件数	402,498	415,060	408,357	398,306	389,546
	金額	100,665,679	100,992,613	109,064,887	107,039,905	107,412,439
通算遺族年金	件数	1,187	1,973	2,580	2,535	2,495
	金額	137,798	214,493	198,976	191,403	192,873
死亡一時金	件数	41	27	48	18	27
	金額	33,190	30,270	53,497	19,401	28,573
船員年金	件数	928	1,272	1,683	1,680	1,636
	金額	507,236	767,210	891,614	863,427	868,572
公務災害給付	件数	490	478	462	427	402
	金額	186,403	173,340	188,260	176,915	170,154

(注) 1 脱退一時金には返還一時金を、死亡一時金には特例死亡一時金を含む。

2 本表における、各種年金の件数は、年4回の支払件数の合計である。

資料：大蔵省主計局調

第134表 国家公務員等共済組合長期部門年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(金額 単位 千円)

区	分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
合計	人員	45,544	41,994	44,445	46,580	46,727
	金額	88,377,270	91,251,171	94,965,306	98,252,550	98,820,172
退職共済年金	人員	·	13,441	33,367	34,758	35,066
	金額	·	34,123,664	80,107,842	82,591,706	83,103,249
障害共済年金	人員	·	19	230	393	433
	金額	·	30,544	328,140	443,745	463,730
遺族共済年金	人員	·	5,439	8,763	9,533	9,634
	金額	·	6,811,140	10,866,897	11,871,360	12,533,336
退職年金	人員	26,106	15,549	691	610	607
	金額	59,178,088	38,148,823	1,539,910	1,269,922	1,205,111
減額退職年金	人員	8,268	3,240	421	382	344
	金額	17,552,278	6,881,965	550,432	503,376	464,135
通算退職年金	人員	2,690	1,218	138	44	94
	金額	1,730,859	828,807	64,393	22,413	52,212
障害年金	人員	624	698	678	711	439
	金額	1,281,265	1,555,155	1,367,666	1,411,989	902,543
遺族年金	人員	7,627	2,166	130	141	105
	金額	8,349,152	2,500,082	113,207	128,102	90,382
通算遺族年金	人員	118	48	12	3	1
	金額	30,014	12,403	2,893	506	329
船員年金	人員	110	175	15	2	1
	金額	254,528	357,392	23,926	5,722	1,352
公務傷病遺族年金	人員	1	1	—	3	3
	金額	1,086	1,196	—	3,709	3,793

(ii) 年度末現在

(金額 単位 千円)

区	分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
合計	人員	510,710	541,536	573,107	604,807	635,770
	金額	888,535,595	1,000,584,318	1,076,123,360	1,147,043,140	1,244,855,390
退職共済年金	人員	·	13,441	46,516	79,447	111,997
	金額	·	34,123,663	113,616,699	191,780,510	271,728,520
障害共済年金	人員	·	19	246	600	975
	金額	·	30,544	355,097	759,589	1,161,965
遺族共済年金	人員	·	5,439	14,131	23,428	32,703
	金額	·	6,811,140	17,631,324	29,251,545	42,386,464
退職年金	人員	303,542	311,448	303,461	295,303	286,830
	金額	626,104,319	678,499,645	664,753,705	648,172,094	648,804,287
減額退職年金	人員	87,016	89,187	88,530	87,828	87,063
	金額	140,735,515	149,944,477	149,310,761	148,347,840	149,925,161
通算退職年金	人員	9,385	10,295	10,164	9,987	9,861
	金額	5,412,413	6,720,795	6,662,831	6,548,322	6,721,280
障害年金	人員	6,464	6,911	7,339	7,542	7,644
	金額	10,667,932	12,267,532	13,183,605	13,567,084	14,248,577
遺族年金	人員	103,323	103,604	101,531	99,505	97,560
	金額	104,782,182	110,934,938	109,350,338	107,386,519	108,643,401
通算遺族年金	人員	611	651	647	640	626
	金額	155,435	195,538	194,083	191,060	192,759
船員年金	人員	249	421	428	420	412
	金額	493,534	863,077	877,072	863,420	878,653
公務傷病年金	人員	19	18	18	13	11
	金額	42,957	43,493	44,427	34,272	29,995
殉職年金	人員	88	88	82	77	70
	金額	126,437	132,692	126,265	119,826	111,530
公務傷病遺族年金	人員	13	14	14	17	18
	金額	14,871	16,784	17,154	21,059	22,798

資料：大蔵省主計局調

第135表 国家公務員等共済組合長期部門1人当たり金額

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
＜年金＞					
新 規 定 年 金	1,940,481	2,172,957	2,136,693	2,109,329	2,114,841
退職共済年金	-	2,538,774	2,400,810	2,376,193	2,369,910
遺族共済年金	-	1,607,579	1,426,696	1,129,122	1,070,970
退職共済年金	-	1,252,278	1,240,089	1,245,291	1,300,948
退職共済年金	2,266,839	2,453,458	2,228,524	2,081,839	1,985,356
減額退職年金	2,122,917	2,124,063	1,307,439	1,317,738	1,349,230
通算退職年金	643,442	680,466	466,616	509,386	555,447
遺族共済年金	2,053,309	2,228,016	2,017,206	1,985,920	2,055,907
通算遺族年金	1,094,684	1,154,239	870,823	908,525	860,781
通算遺族年金	254,356	258,396	241,083	168,667	329,000
公務員遺族年金	2,313,891	2,042,240	1,595,067	2,861,000	1,352,000
公務員遺族年金	1,086,000	1,196,000	-	1,236,333	1,264,333
年度末現在年金	1,739,805	1,847,608	1,877,701	1,896,544	1,958,028
退職共済年金	-	2,538,774	2,442,529	2,413,943	2,426,212
遺族共済年金	-	1,607,563	1,443,485	1,265,982	1,191,759
退職共済年金	-	1,252,278	1,247,705	1,248,572	1,296,103
退職共済年金	2,062,661	2,178,533	2,190,574	2,194,939	2,261,982
減額退職年金	1,617,352	1,681,237	1,686,556	1,689,072	1,722,031
通算退職年金	576,709	652,821	655,532	655,685	681,602
通算遺族年金	1,650,361	1,775,073	1,796,376	1,798,871	1,864,021
通算遺族年金	1,014,123	1,070,759	1,077,014	1,079,207	1,113,606
通算遺族年金	254,395	300,366	299,974	298,532	307,922
公務員遺族年金	1,982,064	2,050,064	2,049,233	2,055,762	2,132,653
公務員遺族年金	2,260,895	2,416,278	2,468,167	2,636,308	2,726,818
公務員遺族年金	1,436,782	1,507,864	1,539,820	1,556,184	1,593,286
公務員遺族年金	1,143,908	1,198,857	1,225,293	1,238,782	1,266,556
＜一時金＞					
退職一時金	1,300,675	1,191,615	1,118,213	1,746,352	2,026,017
退職一時金	295,853	-	-	-	-
退職一時金	1,206,917	1,421,690	1,054,990	989,538	872,862
退職一時金	550,229	-	-	-	-

(注) 退職一時金には返還一時金を含む。

資料：大蔵省主計局調

第136表 国家公務員等共済組合短期経理状況

(単位 千円)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
利 益	273,508,761	278,446,160	304,674,984	323,090,503	333,590,211
負担金	127,224,437	127,680,230	134,338,094	152,013,696	158,974,962
交付金	134,988,208	135,216,467	141,783,082	159,853,548	166,929,849
利息及び配当	5,504,781	4,679,127	3,739,567	2,883,451	4,055,019
償還差益	41,272	40,431	8,658	6,592	1,443
賠償雑収入	453,351	397,466	407,507	473,895	442,846
雑収入	4,611,912	1,334,000	4,043	1,032	3,779
資産処分益	4,874	-	23,702	-	-
当期不足	-	-	481,788	706,327	743,258
損 失	679,926	8,482,924	23,487,769	5,900,209	1,232,011
短期給付	273,508,761	278,446,160	304,674,984	323,090,503	333,590,211
健康給付	195,142,899	201,095,195	206,176,492	211,271,031	210,299,719
健康給付	178,379,170	183,903,914	188,197,444	193,424,492	192,052,340
健康給付	3,746,292	3,936,027	3,964,048	3,943,964	4,138,949
健康給付	6,152,986	6,545,680	6,942,511	7,012,462	7,358,888
休業給付	1,683,627	1,437,044	1,329,395	1,210,604	1,118,471
災害給付	147,409	212,919	174,857	149,897	154,538
加給付	5,033,415	5,059,611	5,568,237	5,526,611	5,476,533
負担金返還	8,704	7,523	8,634	8,876	9,586
等価手数	-	935	3,745	-	-
償還差損	16,437	11,134	2,945	19	-
資産処分損	20	4,033	-	-	-
老人保健拠出	50,191,106	57,117,342	78,103,656	78,675,744	81,811,038
退職者給付	15,819,791	15,734,438	18,486,731	21,283,992	20,748,623
一部負担	1,005,143	1,092,493	1,162,996	1,144,624	1,133,396
一部負担	1,581	1,979	348	27	35
雑特別拠出	4,143	1,804	1,258	1,722	372
当期利益	11,318,937	3,379,284	728,179	10,701,128	19,484,564

資料：大蔵省主計局調

第137表 国家公務員等共済組合長期経理状況

(単位 千円)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
利 益	1,290,725,220	1,404,929,634	1,538,699,684	1,680,639,201	1,726,759,713
負担金	732,404,105	797,298,837	878,618,101	983,225,487	958,758,583
掛金	248,131,151	248,158,053	251,158,214	256,225,041	291,878,843
基礎年金交付金	-	74,503,525	115,581,340	-	136,924,538
利息及び配当	247,557,579	254,023,657	263,947,815	275,398,768	301,048,664
貸付雑収入	9,934,929	20,226,841	21,384,027	21,637,615	25,427,450
雑収入	159,869	103,325	98,207	86,328	75,183
財産処分益	4,087,915	1,536,057	1,347,715	2,002,996	5,090,943
償還差益	1,779,672	1,582,637	3,990,605	6,408,509	5,212,005
退職一時金等返還	-	7,496,701	2,573,660	2,196,182	2,343,504
交 付	46,670,000	-	-	133,458,276	-
損 失	1,290,725,220	1,404,929,634	1,538,699,684	1,680,639,201	1,726,759,713
長期給付	850,391,581	881,552,829	1,033,012,166	1,102,780,931	1,195,035,563
退職給付	738,001,919	765,530,001	897,501,947	958,256,965	1,037,826,792
障害給付	10,859,356	11,246,165	13,092,035	13,647,490	14,192,750
遺族給付	100,836,667	103,836,113	121,338,310	129,836,134	141,977,295
公務災害給付	186,403	173,340	188,260	176,915	170,154
船員給付	507,236	767,210	891,614	863,427	868,572
基礎年金拠出金	-	129,533,453	158,420,864	172,519,697	171,520,057
公庫等負担金返還	691,035	-	942	-	822
公庫等職員掛金返還	502,625	-	681	-	593
旅費	3,185	2,889	1,722	2,737	1,441
負担金	96,225	83,419	44,090	83,130	2,851,854
雑収入	34,121	5,767	23,820	59,349	95,737
財産処分損	-	-	-	48	-
償還差損	178,186	93,357	58,832	220,328	229,664
交 付	46,670,000	-	-	-	-
長期財調拠出	33,022,000	34,013,000	35,033,000	36,084,000	37,167,000
長期経理移行諸費	19,232	-	-	-	-
保険料	-	-	-	-	58,609
消 費	-	-	-	-	711,674
当期利益金	359,117,030	359,644,921	312,103,568	368,888,981	319,086,698
年度末現在長期給付積立金 ^(注)	4,030,278,567	4,390,496,425	4,703,705,128	5,074,874,331	5,395,550,957

(注) 昭和60年度までは「年度末現在責任準備金」として処理していた。

資料：大蔵省主計局調

第138表 国家公務員等共済組合業務経理状況

(単位 千円)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
利 益	2,273,343	2,706,056	2,678,506	2,795,909	3,156,119
負担金	2,202,007	2,613,007	2,640,145	2,738,538	3,017,899
利息及び配当	9,673	5,895	3,867	5,443	7,907
雑収入	13,876	11,194	11,218	10,606	30,086
当期不足	47,787	75,960	23,276	41,321	100,227
損 失	2,273,343	2,706,056	2,678,506	2,795,909	3,156,119
職員給付	925,871	1,031,579	995,657	1,081,007	1,135,957
厚生給付	8,867	10,504	11,242	10,162	10,642
旅費	45,125	51,166	53,384	52,544	57,090
事務費	794,554	1,007,359	995,216	1,059,769	1,263,399
その他	478,514	579,331	617,062	585,435	672,506
当期利益	20,412	26,117	5,945	6,991	16,524

資料：大蔵省主計局調

第139表 国家公務員等共済組合保健経理状況

(単位 千円)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
利益	16,453,488	25,779,972	16,508,013	20,088,217	18,435,304
負担金	4,923,966	5,007,859	5,000,716	5,094,445	5,255,363
掛金	5,261,993	5,367,075	5,337,682	5,426,743	5,595,163
利息及び配当金	197,135	458,192	127,631	128,497	287,523
寄附金	5,807	105	64	—	—
繰入金受入	4,531,612	4,389,795	4,362,817	4,806,118	5,016,057
施設取入	1,395,802	1,420,806	1,411,055	1,411,346	1,872,627
財産処分益	—	8,953,586	979	2,980,684	—
その他の	131,436	138,011	141,388	149,031	157,839
当期不足金	5,739	44,542	125,681	91,354	250,732
損失	16,453,488	25,779,972	16,508,013	20,088,217	18,435,304
職員給与	389,272	425,444	538,007	445,021	457,417
厚生費	5,210,617	5,240,026	5,174,168	5,516,873	5,864,653
旅費	60,775	62,992	59,526	55,337	64,549
事務費	96,190	101,786	94,376	96,286	90,971
連合会繰入金	4,230,625	4,297,567	4,271,850	4,354,832	4,487,449
他経理への繰入	4,989,885	14,158,691	5,079,712	4,961,946	5,200,967
その他の	1,097,110	1,132,856	1,125,224	1,217,939	1,572,270
当期利益金	379,014	360,610	165,150	3,439,983	697,029

資料：大蔵省主計局調

第140表 国家公務員等共済組合旧令共済年金受給権者状況

年度末現在 (金額 単位 千円)

区 分	昭和60年度			61			62			63			平成元年度		
	人員	年金額	1人当たり年金額	人員	年金額	1人当たり年金額	人員	年金額	1人当たり年金額	人員	年金額	1人当たり年金額	人員	年金額	1人当たり年金額
合計	15,912	13,950,920	877	15,058	13,893,924	923	14,321	13,484,746	942	13,432	12,762,149	950	12,631	12,192,222	965
退職年金	4,757	4,538,557	954	4,302	4,301,155	1,000	3,887	3,947,955	1,016	3,428	3,510,818	1,024	3,012	3,133,784	1,040
障害年金	17	3,243	191	17	3,360	198	16	3,385	212	15	2,961	197	16	3,463	216
遺族年金	9,425	6,529,927	693	9,087	6,670,945	734	8,818	6,662,204	756	8,441	6,439,782	763	8,118	6,298,063	776
公務傷病年金	372	988,184	2,656	362	1,011,143	2,793	345	980,642	2,842	332	957,423	2,884	319	943,600	2,958
公務傷病遺族年金	124	141,385	1,140	124	148,123	1,195	135	164,725	1,220	137	169,087	1,234	135	170,356	1,262
殉職年金	1,217	1,749,624	1,438	1,166	1,759,198	1,509	1,120	1,725,835	1,541	1,079	1,682,078	1,559	1,031	1,642,956	1,594

資料：国家公務員等共済組合連合会旧令年金部調

② 適用法人組合

第141表 国家公務員等共済組合適用状況

年度末現在

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
組合員数	673,200	639,446	570,305	544,486	529,341
旅客鉄道会社等	318,152	290,522	230,619	213,815	206,193
短期組合員	12	11	3	3	3
長期組合員	280,498	259,140	215,982	209,143	204,690
船員組合員	920	784	457	59	62
任意継続組合員	36,629	30,535	14,129	4,579	1,411
継続長期組合員	93	52	48	31	27
日本電信電話(株)	321,245	316,720	308,906	301,832	295,680
普通組合員	307,457	300,927	295,781	289,824	281,270
船員組合員	261	258	236	225	192
短期組合員	13	7	7	4	4
任意継続組合員	13,514	15,528	12,882	11,779	14,214
継続長期組合員	0	0	0	0	0
日本たばこ産業(株)	33,803	32,204	30,780	28,839	27,468
長期組合員	31,296	29,459	28,053	26,806	26,048
短期組合員	11	9	7	3	2
任意継続組合員	2,496	2,736	2,720	2,030	1,418
継続長期組合員	0	0	0	0	0
被扶養者数	1,105,322	1,067,521	986,636	989,523	980,205
旅客鉄道会社等	582,790	534,810	460,612	454,728	446,697
日本電信電話(株)	479,650	490,545	484,412	494,271	493,336
日本たばこ産業(株)	42,882	42,166	41,612	40,524	40,172
組合員1人当たり被扶養者数	1.6	1.7	1.7	1.8	1.9
旅客鉄道会社等	1.8	1.8	2.0	2.1	2.2
日本電信電話(株)	1.5	1.5	1.6	1.6	1.7
日本たばこ産業(株)	1.3	1.3	1.3	1.4	1.5
平均標準報酬月額	217,837	279,087	283,110	306,573	336,164
旅客鉄道会社等	209,937	266,095	268,924	288,530	307,723
日本電信電話(株)	225,241	291,287	293,520	320,056	355,835
日本たばこ産業(株)	221,830	276,307	284,929	299,223	337,774

(注) 1 旅客鉄道会社等 短期組合員は短期給付のみ適用され、長期組合員、船員組合員は短期及び長期給付が適用される。
 2 日本電信電話(株) 普通及び船員組合員は短期及び長期給付が適用され、短期組合員は短期給付のみが適用される。
 3 日本たばこ産業(株) 長期組合員は短期及び長期給付が適用され、短期組合員は短期給付のみが適用される。
 4 任意継続組合員は退職後も引き続き短期給付の適用を受けることを希望した者、継続長期組合員は国家公務員又は地方公務員等として転出した後も引き続き長期給付の適用を受ける者である。

資料：国鉄清算事業団、日本たばこ産業株式会社、日本電信電話株式会社調

第142表 国家公務員等共済組合短期部門給付決定状況

(i) 保健給付

(金額 単位 千円)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
合計件数	11,890,421	11,354,712	10,600,516	10,490,065	9,726,610
合計金額	122,427,982	119,244,697	110,857,747	107,067,774	100,958,154
組合員分件数	4,499,999	4,163,344	3,714,877	3,506,473	3,249,680
組合員分金額	61,623,426	58,438,822	52,347,604	48,714,463	45,715,782
診療費件数	4,153,391	3,830,976	3,408,066	3,197,745	2,967,891
診療費日数	11,655,774	10,433,448	8,877,889	7,937,396	7,108,602
診療費金額	58,941,355	55,860,020	49,987,186	46,435,787	43,539,221
薬剤支給件数	266,141	252,413	230,673	233,788	209,380
薬剤支給金額	1,203,345	1,162,316	1,073,066	1,069,525	1,033,487
療養費件数	51,704	53,034	52,769	53,198	53,627
療養費金額	328,383	333,805	335,698	337,599	347,722
高額療養費件数	(4,798)	(4,891)	(5,515)	(5,349)	(5,535)
高額療養費金額	188,557	185,075	200,862	202,960	225,475
看護料件数	433	368	252	262	208
看護料金額	38,326	35,825	23,705	26,724	20,328
移送料件数	13	16	17	18	7
移送料金額	583	799	577	477	291
出産費件数	2,932	2,396	1,949	1,567	1,243
出産費金額	572,928	497,986	414,441	341,900	279,910
育児手当金件数	24,182	23,040	20,253	19,077	16,625
育児手当金金額	58,037	55,296	48,607	45,785	39,901
埋葬料件数	1,202	1,101	898	818	699
埋葬料金額	291,912	307,699	263,462	256,748	229,447
被扶養者分件数	7,990,423	7,191,368	6,885,639	6,983,592	6,476,930
被扶養者分金額	60,804,556	60,805,875	58,510,142	58,350,310	55,242,372
診療費件数	6,840,365	6,627,934	6,324,604	6,388,704	5,874,832
診療費日数	17,324,994	16,283,056	15,247,648	15,093,651	13,654,613
診療費金額	52,495,509	52,486,437	50,687,255	50,588,697	47,693,852
薬剤支給件数	445,968	468,748	471,361	502,907	514,653
薬剤支給金額	1,040,095	1,118,727	1,194,077	1,306,068	1,416,602
療養費件数	77,654	69,673	67,452	70,851	68,612
療養費金額	407,578	363,886	353,859	379,069	355,594
高額療養費件数	(36,311)	(36,232)	(32,638)	(31,554)	(30,553)
高額療養費金額	1,786,842	1,759,427	1,705,519	1,631,226	1,709,105
看護料件数	382	359	303	273	286
看護料金額	29,318	29,896	23,103	22,211	23,073
移送料件数	17	23	11	16	2
移送料金額	743	347	217	572	199
配偶者出産費件数	21,610	20,914	18,613	17,766	15,641
配偶者出産費金額	4,265,251	4,266,770	3,811,371	3,696,252	3,323,538
家族埋葬料件数	4,427	3,717	3,295	3,075	2,904
家族埋葬料金額	779,220	780,386	734,742	726,216	720,409

(注) 老人保健に係る給付分を除く。高額療養費の件数は再掲である。

(ii) 災害給付

(金額 単位 千円)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
合計件数	196	555	143	155	144
合計金額	76,439	140,568	62,581	76,792	76,049
災害見舞金件数	162	514	114	129	99
災害見舞金金額	69,521	131,252	55,814	70,076	63,320
弔慰金件数	14	25	17	14	23
弔慰金金額	3,047	6,287	4,302	4,000	7,262
家族弔慰金件数	20	16	12	12	22
家族弔慰金金額	3,871	3,029	2,465	2,716	5,467

(iii) 休業給付

(金額 単位 千円)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
合計件数	7,109	6,099	14,768	14,094	12,979
合計日数	88,717	70,661	197,972	190,882	182,075
合計金額	501,592	404,291	1,249,648	1,273,037	1,284,891
傷病手当金件数	2,679	2,497	11,322	10,809	10,062
傷病手当金日数	71,027	56,159	180,368	174,999	167,133
傷病手当金金額	424,156	336,279	1,164,028	1,193,479	1,207,586
出産手当金件数	75	104	313	271	377
出産手当金日数	1,802	2,840	6,222	5,248	6,081
出産手当金金額	10,464	15,554	34,161	29,833	33,365
休業手当金件数	4,355	3,498	3,133	3,014	2,540
休業手当金日数	15,888	11,662	11,382	10,635	8,861
休業手当金金額	66,972	52,458	51,459	49,725	43,940

(iv) 附加給付

(金額 単位 千円)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
合計件数	420,757	412,242	339,161	346,330	362,031
合計金額	3,809,488	3,931,642	2,588,686	2,710,708	2,880,407
家族療養費件数	319,654	310,933	312,142	311,962	300,880
家族療養費金額	2,101,151	2,124,478	2,065,480	2,015,326	1,943,940
出産費件数	3,803	6,199	6,653	6,861	5,209
出産費金額	101,075	331,410	407,582	238,120	95,861
埋葬料件数	17	8	9	14	1
埋葬料金額	507	226	323	472	10
家族埋葬料件数	306	141	107	240	275
家族埋葬料金額	7,706	2,911	1,902	5,262	5,530
その他件数	96,977	94,961	20,250	27,253	55,666
その他金額	1,599,049	1,472,617	113,400	451,528	835,066

(注) 出産費には配偶者分を含む。

資料：国鉄清算事業団、日本たばこ産業株式会社、日本電信電話株式会社調

第143表 国家公務員等共済組合短期部門療養の給付及び家族療養費決定状況 (診療費分)
(金額 単位 千円)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
組合員分件数	4,153,391	3,830,976	3,408,066	3,197,745	2,967,891
日数	11,655,774	10,433,448	8,877,889	7,937,396	7,108,602
金額	58,941,355	55,860,020	49,987,186	46,435,787	43,539,221
一般診療件数	3,409,846	3,114,037	2,757,457	2,576,784	2,372,913
日数	9,399,619	8,287,338	6,989,149	6,174,253	5,466,571
金額	49,125,590	46,142,918	41,207,092	38,135,097	35,733,462
入院件数	84,503	75,354	72,179	63,029	50,030
日数	1,268,030	1,122,605	968,468	832,195	729,837
金額	18,686,339	17,245,627	15,064,342	13,546,667	12,362,898
入院外件数	3,325,343	3,038,683	2,685,278	2,513,755	2,322,883
日数	8,131,589	7,164,733	6,020,681	5,342,058	4,736,734
金額	30,439,251	28,897,291	26,142,749	24,588,429	23,370,564
歯科診療件数	743,545	716,939	650,609	620,961	594,978
日数	2,256,155	2,146,110	1,888,740	1,763,143	1,642,031
金額	9,815,765	9,717,102	8,780,095	8,300,690	7,805,759
被扶養者分件数	6,840,365	6,827,934	6,324,804	6,388,704	5,874,832
日数	17,324,994	16,283,056	15,247,648	15,093,651	13,654,613
金額	52,495,509	52,486,437	50,687,255	50,588,697	47,693,852
一般診療件数	5,617,679	5,405,489	5,138,954	5,193,343	4,721,590
日数	14,109,576	13,158,873	12,250,304	12,169,711	10,860,144
金額	43,405,001	43,326,474	41,843,180	41,880,673	39,263,210
入院件数	118,380	125,438	106,698	103,940	92,941
日数	1,526,258	1,430,112	1,289,368	1,212,808	1,113,893
金額	17,324,363	17,160,417	16,337,246	15,641,827	14,783,349
入院外件数	5,499,299	5,280,051	5,032,256	5,089,403	4,628,649
日数	12,583,318	11,728,761	10,960,936	10,956,903	9,746,251
金額	26,080,638	26,166,057	25,505,934	26,238,846	24,479,861
歯科診療件数	1,222,686	1,222,445	1,185,650	1,195,361	1,153,242
日数	3,215,418	3,124,183	2,997,344	2,923,940	2,794,469
金額	9,090,508	9,159,962	8,844,074	8,708,024	8,430,642

(注) 第141表の(注)参照

資料：国鉄清算事業団、日本たばこ産業株式会社、日本電信電話株式会社調

第144表 国家公務員等共済組合短期部門給付諸率

(i) 保健給付

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度	
《組合員分》						
診療費	組合員1,000人当件数	6,003	5,879	5,816	5,806	5,555
	組合員1人当金額	85,190	85,721	85,303	84,312	81,494
	診療1件当金額	14,191	14,581	14,667	14,521	14,670
	診療1件当日数	2.8	2.7	2.6	2.5	2.4
一般診療	組合員1,000人当件数	4,929	4,779	4,706	4,679	4,441
	組合員1人当金額	71,003	70,810	70,320	69,240	66,884
	診療1件当金額	14,407	14,818	14,944	14,799	15,059
	診療1件当日数	2.8	2.7	2.5	2.4	2.3
入院	組合員1,000人当件数	122	116	123	114	94
	組合員1人当金額	27,009	26,465	25,707	24,596	23,140
	診療1件当金額	221,135	228,861	208,708	214,928	247,110
	診療1件当日数	15.0	14.9	13.4	13.2	14.6
入院外	組合員1,000人当件数	4,806	4,663	4,536	4,564	4,348
	組合員1人当金額	43,994	44,345	44,612	44,644	43,743
	診療1件当金額	9,153	9,510	9,736	9,782	10,061
	診療1件当日数	2.4	2.4	2.2	2.1	2.0
歯科診療	組合員1,000人当件数	969	1,100	1,110	1,127	1,113
	組合員1人当金額	14,186	14,912	14,983	15,071	14,610
	診療1件当金額	13,201	13,554	13,495	13,367	13,119
	診療1件当日数	3.0	3.0	2.9	2.8	2.8
看護費	組合員1,000人当日数	13.7	13.2	9.5	10.3	9.8
	1日当金額	4,017	4,161	4,253	4,732	3,888
出産費	組合員1,000人当件数	4.2	3.7	3.3	2.8	2.3
埋葬料	組合員1,000人当件数	1.7	1.7	1.5	1.5	1.3
《被扶養者分》						
診療費	組合員1,000人当件数	9,887	10,171	10,793	11,600	10,996
	組合員1人当金額	75,876	80,544	86,497	91,852	89,270
	診療1件当金額	7,674	7,919	8,014	7,918	8,118
	診療1件当日数	2.5	2.5	2.4	2.4	2.3
一般診療	組合員1,000人当件数	8,120	8,295	8,770	9,429	8,838
	組合員1人当金額	62,737	66,488	71,405	76,041	73,490
	診療1件当金額	7,727	8,015	8,142	8,064	8,316
	診療1件当日数	2.5	2.4	2.4	2.3	2.3
入院	組合員1,000人当件数	171	193	182	189	174
	組合員1人当金額	25,040	26,334	27,879	28,400	27,670
	診療1件当金額	146,345	136,804	153,117	150,489	159,062
	診療1件当日数	12.9	11.4	12.1	11.7	12.0
入院外	組合員1,000人当件数	7,949	8,103	8,588	9,241	8,664
	組合員1人当金額	37,697	40,154	43,526	47,641	45,820
	診療1件当金額	4,743	4,956	5,068	5,156	5,289
	診療1件当日数	2.3	2.2	2.2	2.2	2.1
歯科診療	組合員1,000人当件数	1,767	1,876	2,023	2,170	2,159
	組合員1人当金額	13,139	14,057	15,092	15,811	15,780
	診療1件当金額	7,435	7,493	7,459	7,285	7,310
	診療1件当日数	2.6	2.6	2.5	2.4	2.4
看護費	組合員1,000人当日数	12.9	13.3	12.9	11.2	13.5
	1日当金額	3,277	3,442	3,046	3,616	3,201
配偶者出産費	組合員1,000人当件数	31.2	32.1	31.8	32.3	29.3
家族埋葬料	組合員1,000人当件数	6.4	5.7	5.6	5.6	5.4

(注) 第141表の(注)参照

(ii) 災害給付

区	分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
災害見舞金	組合員1,000人当件数	0.2	0.8	0.2	0.2	0.3
	1件当金額	429,139	255,355	489,596	543,225	528,118
弔慰金	組合員1,000人当件数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1件当金額	217,642	251,488	253,037	285,714	315,739
家族弔慰金	組合員1,000人当件数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1件当金額	193,565	189,319	205,417	226,333	248,500

(iii) 休業給付

区	分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
傷病手当金	組合員1,000人当件数	3.9	3.8	19.3	19.6	18.8
	1件当日金額	26.5	22.5	15.9	16.2	16.6
出産手当金	組合員1,000人当件数	5,972	5,988	6,454	6,820	7,225
	1件当日金額	0.1	0.2	0.5	0.5	0.7
休業手当金	組合員1,000人当件数	24.0	27.3	19.4	19.4	16.1
	1件当日金額	5,807	5,477	5,490	5,685	5,487
休業手当金	組合員1,000人当件数	6.3	5.4	5.3	5.5	4.8
	1件当日金額	3.6	3.3	3.6	3.5	3.5
休業手当金	組合員1,000人当件数	4,215	4,498	4,521	4,676	4,959
	1件当日金額					

資料：国鉄清算事業団、日本たばこ産業株式会社、日本電信電話株式会社調

第145表 国家公務員等共済組合長期部門支給決定状況

(金額 単位 千円)

区	分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
合計	件数	2,142,499	2,344,388	2,379,347	2,419,577	2,478,298
	金額	972,221,917	980,106,153	1,116,736,338	1,135,817,826	1,160,207,122
退職共済年金	件数	·	18,334	123,905	183,824	236,834
	金額	·	9,884,179	51,287,976	81,602,406	108,350,993
障害共済年金	件数	·	15	199	462	706
	金額	·	8,323	68,448	172,132	226,003
遺族共済年金	件数	·	7,649	34,800	64,838	96,204
	金額	·	2,397,700	9,980,430	18,988,413	29,221,915
退職年金	件数	1,404,553	1,462,898	1,396,289	1,362,864	1,340,490
	金額	743,979,967	709,470,136	767,887,891	751,080,058	739,929,331
減額退職年金	件数	243,311	339,003	327,713	326,072	328,935
	金額	103,796,799	138,460,292	156,994,668	156,180,276	156,299,336
通算退職年金	件数	1,484	2,788	3,690	3,543	3,719
	金額	459,993	595,500	521,844	510,077	521,927
返還一時金	件数	2	1	—	—	—
	金額	2,148	750	—	—	—
障害年金	件数	17,784	18,823	19,016	18,762	18,503
	金額	6,156,733	6,084,966	7,058,914	6,927,058	6,867,860
障害一時金	件数	4	—	—	—	1
	金額	6,131	—	—	—	1,223
遺族年金	件数	455,140	475,255	454,780	441,137	435,631
	金額	108,750,717	104,823,843	113,860,836	111,531,561	110,225,084
通算遺族年金	件数	73	272	465	451	421
	金額	13,042	27,128	27,764	28,164	22,138
脱退一時金	件数	—	2	1	1	1
	金額	—	3,061	2,113	2,873	3,547
死亡一時金	件数	8	6	2	1	1
	金額	11,120	8,358	1,202	4,290	770
特例死亡一時金	件数	—	—	—	1	1
	金額	—	—	—	3,816	626
重複一時金	件数	—	—	—	—	—
	金額	—	—	—	—	—
公務災害給付	件数	20,140	19,342	18,487	17,621	16,851
	金額	9,045,267	8,341,917	9,044,251	8,786,501	8,536,369

(注) 本表における各種年金の件数は、年4回の支払件数の合計である。

資料：国鉄清算事業団、日本たばこ産業株式会社、日本電信電話株式会社調

第146表 国家公務員等共済組合長期部門年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(金額 単位 千円)

区	分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
合計	人員	74,725	28,066	43,489	20,247	29,060
	金額	164,077,287	50,775,349	62,521,132	34,614,150	38,473,305
退職共済年金	人員	·	11,570	34,744	11,642	13,974
	金額	·	21,355,758	52,410,674	24,485,177	27,471,505
障害共済年金	人員	·	6	100	123	142
	金額	·	5,099	100,369	142,651	114,981
遺族共済年金	人員	·	5,579	7,623	7,733	8,295
	金額	·	6,446,945	8,964,126	9,287,693	10,115,394
退職年金	人員	29,881	6,556	26	22	15
	金額	73,091,905	15,767,884	51,449	48,768	28,118
減額退職年金	人員	35,259	2,465	99	73	43
	金額	78,687,633	4,738,107	93,342	74,967	41,685
通算退職年金	人員	393	33	18	3	9
	金額	161,852	24,073	12,080	1,618	1,870
船員年金	人員	1,282	61	—	1	1
	金額	2,873,160	132,817	—	1,623	1,340
障害年金	人員	318	445	260	85	67
	金額	749,804	849,610	420,968	131,942	145,748
遺族年金	人員	7,585	1,294	575	528	469
	金額	8,510,272	1,449,164	423,642	394,051	497,018
通算遺族年金	人員	7	57	3	—	1
	金額	2,661	5,892	675	—	519
公務傷病遺族年金	人員	—	—	36	37	44
	金額	—	—	43,807	45,661	55,127

(ii) 年度末現在

区	分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
合計	人員	565,428	581,313	610,380	617,423	619,755
	金額	1,048,996,302	1,096,131,901	1,139,777,702	1,152,268,794	1,174,441,574
退職共済年金	人員	·	11,365	44,894	56,718	63,872
	金額	·	21,034,460	72,323,878	96,533,095	119,589,590
障害共済年金	人員	·	5	102	217	345
	金額	·	4,639	104,417	235,329	324,971
遺族共済年金	人員	·	5,538	13,018	20,523	28,485
	金額	·	6,377,669	15,245,255	24,313,850	34,843,595
退職年金	人員	356,136	354,643	345,835	337,034	327,933
	金額	764,650,947	776,274,095	761,508,448	744,271,556	733,428,169
減額退職年金	人員	81,160	82,788	82,334	81,864	81,301
	金額	153,497,086	158,054,135	157,520,313	156,590,836	156,790,082
通算退職年金	人員	939	945	923	903	900
	金額	497,358	520,098	516,805	502,788	512,140
障害年金	人員	4,563	4,834	4,946	4,873	4,756
	金額	6,207,772	6,941,967	7,154,955	7,024,852	6,977,458
遺族年金	人員	116,253	114,941	112,335	109,513	106,610
	金額	112,012,522	114,523,081	113,265,397	110,976,680	110,323,851
通算遺族年金	人員	47	103	105	103	104
	金額	15,346	21,115	21,515	21,692	22,711
船員年金	人員	1,237	1,265	1,241	1,222	1,187
	金額	2,839,638	3,021,581	2,988,008	2,940,382	2,971,627
公務傷病年金	人員	1,719	1,661	1,610	1,559	1,503
	金額	4,685,996	4,772,346	4,728,596	4,630,060	4,551,870
殉職年金	人員	2,471	2,313	2,126	1,994	1,855
	金額	3,558,180	3,494,643	3,279,586	3,114,670	2,961,568
公務傷病遺族年金	人員	903	912	911	900	904
	金額	1,031,457	1,092,074	1,120,528	1,113,004	1,143,940

資料：国鉄清算事業団、日本たばこ産業株式会社、日本電信電話株式会社調

第147表 国家公務員等共済組合長期部門1人当たり金額

(単位 円)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
《年金》					
新規 定額 退職年金	2,164,515	1,809,141	1,437,631	1,709,594	1,668,400
退職共済年金	・	1,845,787	1,508,481	2,103,176	1,965,901
障害共済年金	・	849,833	1,003,690	1,159,764	809,725
遺族共済年金	・	1,155,574	1,175,161	1,201,047	1,219,457
退職年額年金	2,392,108	2,405,107	1,978,808	2,216,727	1,874,533
減額退職年金	2,218,961	1,922,153	942,848	1,026,945	969,419
通算退職年金	401,104	729,485	671,111	539,333	207,778
船員年金	2,241,154	2,177,328	—	1,623,000	1,340,000
障害年金	2,245,211	1,909,236	1,619,108	1,552,259	2,175,349
遺族年金	1,097,141	1,119,910	736,769	746,309	1,059,740
通算遺族年金	352,000	103,368	225,000	—	519,000
公務傷病遺族年金	—	—	1,216,861	1,234,081	1,252,886
年度末現在	1,855,225	1,865,614	1,867,325	1,866,255	1,895,009
退職共済年金	・	1,850,810	1,610,992	1,701,983	1,872,332
障害共済年金	・	927,755	1,023,696	1,084,465	941,945
遺族共済年金	・	1,151,620	1,171,090	1,184,712	1,223,226
退職年額年金	2,147,076	2,188,889	2,201,942	2,208,298	2,236,518
減額退職年金	1,891,290	1,909,143	1,913,187	1,912,817	1,928,514
通算退職年金	529,669	550,368	559,919	556,797	569,044
障害年金	1,360,458	1,436,071	1,446,615	1,441,587	1,467,085
遺族年金	963,524	996,364	1,008,283	1,013,365	1,034,836
通算遺族年金	326,516	204,999	204,907	210,602	218,375
船員年金	2,295,584	2,388,601	2,407,742	2,406,205	2,503,477
公務傷病年金	2,726,001	2,873,176	2,937,016	2,969,891	3,028,523
殉職年金	1,439,975	1,510,870	1,542,609	1,562,021	1,596,533
公務傷病遺族年金	1,142,256	1,197,450	1,229,998	1,236,671	1,265,420
《一時金》					
返還一時金	1,074,250	749,700	—	—	—
障害一時金	1,532,700	—	—	—	—

資料：国鉄清算事業団、日本たばこ産業株式会社、日本電信電話株式会社調

第148表 国家公務員等共済組合短期経理状況

(単位 千円)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
利益	167,695,967	168,889,789	167,081,799	167,575,787	178,992,153
負担金	74,895,716	68,674,423	64,628,897	78,759,729	85,204,491
掛金	83,787,785	79,008,169	72,724,473	83,787,742	90,011,497
補助金	—	—	—	200,000	203,069
利息及び配当	6,079,750	5,756,484	5,104,914	2,766,714	3,452,649
雑収入	2,932,718	1,025,234	508,609	162,054	120,447
当期不足	—	9,425,479	24,114,906	1,882,646	—
償還差益	—	—	—	16,902	—
損失	167,695,967	168,889,789	167,081,799	167,575,787	178,992,153
短期給付	125,994,707	122,910,346	115,136,980	111,128,312	104,810,593
保健給付	122,427,984	119,244,698	110,857,747	107,067,776	100,958,154
休業給付	501,592	404,291	1,249,648	1,273,037	1,284,891
災害給付	76,439	140,568	62,581	76,792	76,049
附加給付	2,988,692	3,120,788	2,967,003	2,710,707	2,491,499
老人保健拠出	27,938,753	31,799,988	42,261,570	41,350,666	42,154,321
退職者給付	8,885,187	8,361,543	8,935,437	9,540,342	9,449,841
特別拠出	—	—	—	—	52,033
負担	—	—	—	—	6,226
一部負担金払戻	861,516	810,854	746,317	681,930	611,293
雑費	—	—	0	0	0
償還差損	14,976	7,059	1,495	2,319	0
当期利益	4,000,828	—	—	4,872,218	21,907,846

資料：国鉄清算事業団、日本たばこ産業株式会社、日本電信電話株式会社調

第149表 国家公務員等共済組合長期経理状況

(i) 適用法人合計

(単位 千円)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
利益	1,124,607,104	1,168,784,993	1,281,452,593	1,298,664,464	1,334,312,860
負担金	(567,347,254)	(546,518,504)	(643,228,068)	(665,698,923)	(664,603,044)
掛金	795,154,148	738,711,057	819,254,376	847,666,138	858,444,814
基礎年金交付金	149,665,359	136,704,376	127,234,775	130,612,653	144,044,954
退職一時金等返還金	・	45,599,048	67,562,697	103,417,327	117,354,235
長期財調交付金	17,088,000	34,195,000	47,770,000	61,373,000	72,489,000
利息及び配当金	127,603,349	132,425,102	122,425,821	118,792,032	115,563,746
貸付	16,175,976	16,883,111	16,988,697	17,051,028	17,392,017
雑収入	81,087	7,421	56,377	5,041	18,457
財産処分益	298,009	272,012	374,716	1,028,845	1,149,571
償還差益	62,176	33,365	271,211	1,247,117	1,000,966
その他	550	71	71	71	179
当期不足	18,478,449	63,023,205	79,251,487	17,408,232	6,795,950
損失	1,124,607,104	1,168,784,993	1,281,452,593	1,298,664,464	1,334,312,860
長期給付	972,221,918	980,106,153	1,116,736,338	1,135,817,627	1,160,207,121
退職給付	848,034,814	858,413,918	976,694,492	989,375,691	1,005,105,132
障害給付	6,162,865	6,093,290	7,127,363	7,099,190	7,095,085
遺族給付	108,978,972	107,257,029	123,870,232	130,556,243	139,470,535
公務災害給付	9,045,267	8,341,917	9,044,251	8,786,502	8,536,369
基礎年金拠出金	・	73,012,676	86,363,442	83,579,639	77,187,149
長期財調拠出金	9,368,000	9,648,000	9,938,000	10,236,000	10,543,000
旅費	3,703	4,230	1,807	5,264	2,091
事務費	370	476	416	507	477
諸謝金	430	430	430	430	323
負担金	1,601,735	1,766,716	1,763,571	1,726,203	1,747,100
保険料	1,373	884	599	83	—
その他	108,092	47,604	87,220	97,304	2,569,191
償還差損	84,620	141,346	20,520	12,075	48
当期利益	141,216,863	104,056,479	66,540,250	67,189,332	82,056,360

(注) 1 負担金欄上段の()内は追加費用の再掲である。その他の部分は公的負担分と事業主負担分である。
2 長期給付積立金についての取扱いが日本鉄道会社等、日本たばこ産業(株)と日本電信電話(株)とは異なるため合計は計上しないこととした。

資料：国鉄清算事業団、日本たばこ産業株式会社、日本電信電話株式会社調

(ii) 平成元年度適用法人別内訳

(単位 千円)

区 分	旅客鉄道会社等	日本電信電話㈱	日本たばこ産業㈱	計
利 益	876,724,316 (543,379,398)	394,939,577 (93,443,237)	62,648,967 (27,780,409)	1,334,312,860 (664,603,044)
負 担 金	632,984,324	187,065,060	38,395,430	858,444,814
掛 金	62,922,043	73,217,956	7,904,955	144,044,954
基礎年金交付金	88,925,267	22,376,164	6,052,804	117,354,235
退職一時金等返還金	58,971	—	—	58,971
長期財調交付金	72,489,000	—	—	72,489,000
利息及び配当金	17,222,724	92,746,974	5,594,048	115,563,746
貸 貸 料	—	17,392,017	—	17,392,017
雑 収 入	3	14,334	4,120	18,457
財 産 処 分 益	—	1,149,571	—	1,149,571
償 還 差 益	—	977,322	23,644	1,000,966
そ の 他	—	179	—	179
当 期 不 足 金	2,121,984	—	4,673,966	6,795,950
損 失	876,724,316	394,939,577	62,648,967	1,334,312,860
長 期 給 付	845,468,550	257,209,575	57,528,996	1,160,207,121
退 職 給 付	724,350,441	229,965,368	50,789,323	1,005,105,132
障 害 給 付	5,013,611	1,752,455	329,019	7,095,085
遺 族 給 付	107,798,188	25,278,549	6,393,798	139,470,535
公 務 災 害 給 付	8,306,310	213,203	16,856	8,536,369
基礎年金拠出金	28,775,486	44,319,860	4,091,803	77,187,149
長期財調拠出金	—	9,515,000	1,028,000	10,543,000
旅 費	—	2,091	—	2,091
事 務 費	—	477	—	477
諸 謝 金	—	323	—	323
負 担 金	7,530	1,739,450	120	1,747,100
保 険 料	—	—	—	—
そ の 他	2,472,750	96,441	—	2,569,191
償 還 差 損	—	—	48	48
当 期 利 益 金	—	82,056,360	—	82,056,360
年度末現在長期給付積立金	238,800,748	1,698,109,340	89,618,056	2,026,528,144

(注) 負担金欄上段の()内は追加費用の再掲である。その他の部分は公的負担分と事業主負担分である。

資料：国鉄清算事業団、日本たばこ産業株式会社、日本電信電話株式会社調

第150表 国家公務員等共済組合業務経理状況

(単位 千円)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
利 益	777,886	728,144	1,005,203	1,091,720	1,672,472
負 担 金	356,026	277,889	447,066	508,313	1,128,773
補 助 金	341,278	368,347	516,361	515,593	531,237
利 息 及 び 配 当 金	26,212	6,308	3,800	3,201	10,222
雑 収 入	47,000	44,935	37,976	28,092	2,240
当 期 不 足 金	7,371	30,665	—	26,521	—
損 失	777,886	728,144	1,005,203	1,091,720	1,672,472
職 員 給 与	12,348	12,955	16,723	16,985	11,333
厚 生 費	15	9	3	6	—
旅 費	53,423	57,746	75,551	94,623	69,610
事 務 費	480,621	447,345	596,366	610,448	493,008
そ の 他	148,208	191,756	237,082	349,293	980,892
財 産 処 分 損	4	634	135	41	682
当 期 利 益 金	83,267	17,699	79,343	20,324	116,947

資料：国鉄清算事業団、日本たばこ産業株式会社、日本電信電話株式会社調

第151表 国家公務員等共済組合保健経理状況

(単位 千円)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
利 益	8,676,476	8,525,962	7,944,716	8,236,909	8,844,245
負 担 金	2,725,406	2,501,251	2,355,189	2,421,839	2,535,389
掛 金	3,046,519	2,876,746	2,649,446	2,580,380	2,679,054
利 息 及 び 配 当 金	719,387	633,448	646,962	776,295	864,678
相 互 繰 入 金	144,000	130,000	—	37,714	—
施 設 収 入	1,916,372	2,173,215	2,140,101	2,292,903	2,596,052
財 産 処 分 益	92,081	90,754	—	—	—
雑 収 入	32,711	120,549	153,017	127,779	168,072
償 還 差 益	—	—	—	—	—
当 期 不 足 金	—	—	—	—	—
損 失	8,676,476	8,525,962	7,944,716	8,236,909	8,844,245
職 員 給 与	1,240,519	1,199,064	1,052,662	1,029,574	1,010,008
厚 生 費	1,724,729	1,577,273	1,357,010	1,445,959	1,534,405
旅 費	31,972	35,186	36,781	47,089	44,021
事 務 費	33,674	31,214	45,336	55,285	67,571
そ の 他	3,694,496	3,769,263	3,326,475	3,518,656	4,382,275
財 産 処 分 損	359,213	195,715	162,230	236,831	271,656
当 期 利 益 金	1,591,873	1,718,247	1,633,222	1,781,515	1,409,309
相 互 繰 入 金	—	—	—	122,000	125,000

(注) 日本たばこ産業株式会社については宿泊経理も掲げた。

資料：国鉄清算事業団、日本たばこ産業株式会社、日本電信電話株式会社調

第152表 国家公務員等共済組合等所要財源率

平成2年4月1日現在 (単位%)

区 分	短 期 給 付			長 期 給 付		
	組合員掛金率	国庫(地方)負担率	計	組合員掛金率	国庫(地方)負担率	整理資源率
国家公務員等共済組合	衆議院	36.50	36.60	73.10	—	—
	参議院	32.00	32.10	64.10		
	総務府	48.00	48.10	96.10		
	法務省	41.00	41.10	82.10		
	外務省	{ 本土 41.50 }	{ 本土 41.60 }	{ 本土 83.10 }		
		{ 在外 31.00 }	{ 在外 31.10 }	{ 在外 62.10 }		
	大蔵省	40.00	40.10	80.10		
	農林水産省	42.00	42.10	84.10		
	通商産業省	43.50	43.60	87.10		
	運輸省	35.00	35.10	70.10		
	厚生省	43.50	43.60	87.10		
	労働省	36.50	36.60	73.10		
	裁判所	37.50	37.60	75.10		
	会計検査院	37.40	37.50	74.90		
	刑務省	41.50	41.60	83.10		
	防衛施設庁	32.00	32.10	64.10		
	防衛庁	48.00	48.10	96.10		
	印刷局	42.00	42.10	84.10		
	造幣局	(自衛官 26.00)	(自衛官 26.10)	(自衛官 52.10)		
林野庁	(文官 45.00)	(文官 45.10)	(文官 90.10)			
建設省	41.00	41.10	82.10	発生額 負担方式		
郵政省	41.10	41.20	82.30			
日本鉄道	52.30	52.40	104.70			
日本電信電話	38.90	39.00	77.90			
日本たばこ産業	44.00	44.10	88.10			
地方公務員共済組合	45.00	45.10	90.10			
	43.70	43.80	87.50			
地方職員	38.25	38.35	76.60			
公立学校	48.5	48.5	97.0			
	(38.8)	(38.8)	(77.6)			
警察	44.2	44.2	88.4			
都 職 員	(35.36)	(35.36)	(70.72)			
	56.5	56.5	113.0			
指定都市職員	(45.2)	(45.2)	(90.4)			
	45.5	45.5	91.0			
都市職員	(36.4)	(36.4)	(72.8)			
	51.0~69.6	51.0~69.6	102.0~139.2			
市町村職員	(40.8) (55.68)	(40.8) (55.68)	(81.6) (111.36)			
	46.0~63.08	46.0~63.08	92.0~126.16			
関係団体職員	(36.8) (50.464)	(36.8) (50.464)	(73.6) (100.928)			
	46.8~63.74	46.8~63.74	93.6~127.48			
	(37.44) (50.992)	(37.44) (50.992)	(74.88) (101.984)			

(注) 1 地方公務員共済組合における短期給付は、指定都市職員共済組合については札幌市職員組合及び名古屋市職員共済組合(名古屋港管理組合職員に限る。)に係る率並びに都市職員については北海道都市職員共済組合及び仙台市職員共済組合に係る率であり、長期給付は、一般組合員に係る率である。また、地方公務員共済組合の財源率は、給料に対する率であり、() 書は給料に対する率を標準報酬に対する率とした場合の率(当該財源率を手当率1.25で除した率)である。
2 短期給付の財源率には福祉財源を含む。
3 林野庁の短期給付掛金率及び国庫負担率は平成2年7月1日現在である。

資料：大蔵省主計局、自治省及び各共済組合調

8 地方公務員等共済組合

第153表 地方公務員等共済組合適用状況

年度末現在

区 分	組 合 員 数	組 合 員 数					被扶養者数		組合員1人当たり本俸月額						
		合計	短期 長期	短期	長期	任 継	被扶養 者数	組合員1 人当被扶 養者数	平均	短期 長期	短期	長期	任 継	継続 長期	
昭和59年度	92	3,382,989	2,898,364	112	399,932	84,418	163	3,940,321 (67,585)	1.3 (0.8)	232,726	233,304	314,071	231,185	220,010	272,245
60	92	3,382,099	2,896,738	94	399,454 (20)	86,671	142	3,947,809 (66,211)	1.3 (0.8)	246,037	246,896	332,213	244,005	226,440	289,514
61	91	3,367,601	2,891,269	86	397,276 (19)	78,849	121	3,954,759 (62,146)	1.3 (0.8)	251,856	252,067	330,535	252,825	239,084	300,455
62	91	3,362,014	2,890,200	81	396,955 (21)	74,664	114	3,966,732 (60,393)	1.3 (0.8)	257,643	257,662	338,383	259,685	245,895	304,246
63	90	3,345,688	2,878,307	73	393,890 (15)	73,306	112	3,980,932 (61,547)	1.3 (0.8)	265,152	265,199	346,945	268,229	246,844	304,152
平成元年度	90	3,351,792	2,882,363	63	394,559	74,690	117	3,973,977 (62,311)	1.3 (0.8)	278,645	279,024	383,854	281,291	249,903	318,379
地方職員共済組合	1	393,967	372,919	—	13,801	7,187	60	575,878 (6,102)	1.5 (0.8)	278,221	279,418	—	260,545	249,716	343,600
警察共済組合	1	261,918	259,672	4	—	2,212	30	514,097 (2,298)	2.0 (1.0)	277,392	277,627	428,050	—	248,926	324,493
公立学校共済組合	1	1,161,908	1,118,913	—	(6)	42,985	4	1,264,476 (34,983)	1.1 (0.8)	294,871	296,199	—	215,480	260,300	377,759
東京都職員共済組合	1	174,370	172,493	—	—	1,863	14	217,010 (1,199)	1.2 (0.6)	263,899	284,284	—	—	247,874	341,286
指定都市職員共済組合	10	212,453	18,144	—	194,074	235	—	31,824 (210)	1.7 (0.9)	280,650	272,563	—	281,452	242,934	—
都市職員共済組合	29	159,591	35,447	—	123,431	713	—	55,721 (620)	1.5 (0.9)	278,022	276,934	—	278,461	256,239	—
市町村職員共済組合	47	987,585	904,775	59	63,247 (7)	19,495	9	1,314,971 (16,899)	1.4 (0.9)	258,799	257,231	380,858	290,852	227,204	243,481

(注) 1 「短期長期」は短期保険及び長期保険両方の適用者、「短期」は短期保険のみの適用者、「長期」は長期保険のみの適用者、「任継」は退職後も引き続き短期保険の適用を受けることを希望した者、「継続長期」は公社又は公庫等に転出した後も引き続き長期保険の適用を受ける者である。
2 本俸月額は各年度末1月間(毎年度3月)に支給したものの平均である。
3 被扶養者数の()は任意継続組合員の再掲である。
4 長期の()は特例継続、再掲
5 地方職員共済組合には、団体共済部の団体組合員数を含む。

資料：自治省行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

第154表 地方公務員等共済組合短期部門給付決定状況

(i) 保健給付

(金額 単位 千円)

区	分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
合	計	47,884,658	48,283,918	48,943,008	51,224,647	50,375,143
	件数	505,766,324	529,180,083	546,012,708	566,659,998	571,024,646
	金額	21,284,449	21,546,398	21,648,108	22,387,765	22,027,614
組	員	277,549,282	290,572,992	297,588,434	305,466,209	307,806,503
	件数	19,198,784	19,362,055	19,417,403	20,049,249	19,651,818
	日数	50,131,375	49,558,218	48,843,816	49,317,123	47,520,810
	金額	252,695,346	263,335,826	269,973,826	277,611,041	279,788,301
薬	剤	1,409,512	1,478,019	1,503,534	1,597,311	1,620,349
	件数	6,755,954	7,235,634	7,671,703	8,263,638	8,631,156
	金額	475,445	512,693	539,998	562,938	589,451
療	養	2,957,902	3,134,222	3,266,120	3,405,297	3,750,384
	件数	1,700	1,534	1,571	1,630	1,613
	日数	34,564	30,472	30,332	34,378	33,223
	金額	133,185	120,105	120,482	134,843	132,295
移	送	93	96	85	101	69
	件数	3,930	4,115	5,373	6,014	3,002
	金額	4,700	4,469	4,448	4,310	4,328
埋	葬	1,316,991	1,559,656	1,618,278	1,605,658	1,664,683
	件数	66,252	63,757	60,668	56,921	52,433
	金額	13,378,692	14,886,242	14,643,563	14,162,862	13,578,427
出	産	127,963	123,773	120,401	115,305	107,553
	件数	307,282	297,192	289,089	276,856	258,255
	金額	26,800,209	26,737,522	27,294,900	28,836,882	28,552,397
被	扶	228,217,042	238,587,091	248,424,274	261,193,789	263,218,143
	件数	24,365,349	24,376,028	24,800,098	26,120,835	25,530,584
	日数	60,697,175	59,588,436	60,054,016	62,272,532	60,009,247
	金額	196,368,142	204,631,891	213,063,313	224,692,621	226,256,035
薬	剤	1,729,025	1,834,445	1,954,792	2,169,156	2,252,613
	件数	4,316,514	4,783,129	5,328,949	6,143,460	6,715,044
	金額	419,150	443,405	456,323	464,425	485,669
療	養	1,979,707	2,099,248	2,170,190	2,224,201	2,456,687
	件数	(64,055)	(68,809)	(71,633)	(76,604)	(78,017)
	金額	3,763,844	4,057,446	4,307,649	4,504,305	4,753,407
高	額	(116,324)	(123,697)	(128,189)	(131,301)	(126,851)
	件数	4,864,172	5,179,824	5,458,587	5,531,398	5,432,619
	金額	2,351	2,239	2,200	2,285	2,412
看	護	53,525	51,942	50,945	52,369	57,805
	日数	178,618	173,405	177,819	179,556	195,610
	金額	85	103	91	99	75
移	送	3,226	3,959	3,051	2,629	2,990
	件数	20,085	19,021	18,973	19,619	19,138
	金額	4,106,432	4,822,502	4,968,911	5,222,348	5,251,198
配	偶	64,164	62,281	62,423	60,463	57,038
	件数	12,636,387	12,835,687	12,945,805	12,693,271	12,154,553
	金額					

(注) 1 老人保健による給付分を除く。
2 高額療養の給付及び高額療養費の件数は診療費及び療養費の件数の再掲である。

(ii) 災害給付

(金額 単位 千円)

区	分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
合	計	1,067	2,258	1,040	1,191	898
	件数	420,555	866,120	536,426	605,756	533,420
	金額	799	2,045	829	972	689
災	害	362,720	810,161	477,044	544,194	472,212
	件数	124	85	84	97	80
	金額	30,809	26,384	28,527	31,013	27,129
弔	慰	144	128	127	122	129
	件数	27,026	29,575	30,855	30,549	34,079
	金額					

(iii) 休業給付

(金額 単位 千円)

区	分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
合	計	22,250	22,188	22,245	23,174	24,133
	件数	595,084	576,368	569,767	594,538	591,671
	金額	3,881,446	3,914,909	3,993,146	4,238,690	4,318,931
傷	病	19,356	19,118	18,987	19,748	20,744
	件数	474,852	464,532	460,036	484,983	490,387
	日数	3,282,757	3,324,777	3,389,268	3,626,151	3,733,888
	金額	1,789	1,552	1,448	1,365	1,118
出	産	102,477	87,688	80,421	77,437	64,016
	件数	503,345	455,529	432,001	425,135	363,008
	金額	1,105	1,518	1,810	2,061	2,271
休	業	17,755	24,148	29,310	32,118	37,268
	日数	95,344	134,603	171,877	187,404	221,435
	金額					

(iv) 附加給付

(金額 単位 千円)

区	分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
合	計	9,036,327	9,013,634	9,338,323	9,746,120	8,840,349
	件数	38,873,712	39,857,463	40,882,508	42,050,520	37,594,708
	金額	6,620,048	6,527,567	6,777,361	7,173,455	6,443,381
家	族	23,728,169	24,018,147	25,151,925	26,178,127	24,970,061
	件数	55,735	53,200	50,447	46,775	42,793
	金額	1,013,706	1,013,463	981,087	926,934	849,134
出	産	49,793	47,837	47,265	45,426	42,617
	件数	900,470	893,870	908,182	863,339	807,079
	金額	87,882	84,914	83,285	79,575	74,265
育	児	445,487	434,642	426,845	410,161	384,626
	件数	3,324	3,154	3,086	2,936	2,960
	金額	150,524	159,417	162,455	150,904	159,262
埋	葬	15,441	14,472	14,255	14,598	14,080
	件数	433,076	446,977	457,754	470,663	468,312
	金額	1,110	2,863	1,596	3,202	1,537
災	害	262,855	641,098	427,013	716,221	433,896
	件数	2,057	1,914	1,930	1,721	1,869
	金額	357,525	334,579	348,375	316,383	337,015
傷	病	70,970	66,718	63,118	61,069	57,413
	件数	2,690,470	2,534,580	2,397,595	2,317,655	2,178,965
	金額	210,100	205,402	202,135	200,976	199,055
入	院	1,148,907	1,117,074	1,087,830	1,074,691	1,042,784
	件数	1,918,867	2,005,593	2,093,845	2,116,387	1,960,379
	金額	7,742,523	8,263,616	8,533,447	8,625,442	5,963,574
	金額					

資料：自治省行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

第155表 地方公務員等共済組合短期部門療養の給付及び家族療養費決定状況 (診療費分)
(金額 単位 千円)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
組合員分件数	19,198,784	19,362,055	19,417,403	20,049,249	19,651,818
日数	50,131,375	49,558,218	48,843,816	49,317,123	47,520,810
金額	252,695,346	263,335,826	269,973,826	277,611,041	279,788,301
一般診療件数	15,677,416	15,723,058	15,719,942	16,321,186	15,894,360
日数	40,007,828	39,203,078	38,471,653	39,008,109	37,364,536
金額	209,722,916	218,069,849	223,861,037	231,206,703	233,654,110
入院件数	365,114	361,828	356,855	354,847	352,592
日数	5,005,378	4,949,267	4,824,471	4,755,434	4,690,976
金額	75,139,287	77,596,697	78,755,938	78,515,910	79,396,492
入院外件数	15,312,302	15,361,230	15,363,087	15,966,339	15,541,768
日数	35,002,450	34,253,811	33,647,182	34,252,675	32,673,560
金額	134,583,629	140,473,152	145,060,099	152,690,793	154,257,618
歯科診療件数	3,521,368	3,638,997	3,697,461	3,728,063	3,757,458
日数	10,123,547	10,355,140	10,372,163	10,309,014	10,156,274
金額	42,972,430	45,265,977	46,157,789	46,404,338	46,134,191
被扶養者分件数	24,365,349	24,376,028	24,800,098	26,120,835	25,530,584
日数	60,697,175	59,588,436	60,054,016	62,272,532	60,009,247
金額	196,368,142	204,631,891	213,063,313	224,692,621	226,256,035
一般診療件数	20,106,343	19,969,769	20,273,732	21,461,526	20,796,559
日数	49,696,182	48,408,342	48,738,479	50,818,819	48,621,018
金額	164,758,878	171,561,352	179,143,131	190,084,754	191,553,823
入院件数	426,951	424,624	430,760	438,009	434,839
日数	6,200,086	6,133,886	6,136,159	6,172,746	6,100,895
金額	68,318,253	71,135,440	73,738,170	75,252,568	75,846,959
入院外件数	19,679,392	19,545,145	19,842,972	21,023,517	20,361,720
日数	43,496,096	42,274,456	42,602,320	44,646,073	42,520,123
金額	96,440,625	100,425,912	105,404,961	114,832,186	115,706,864
歯科診療件数	4,259,006	4,406,259	4,526,366	4,659,309	4,734,025
日数	11,000,993	11,180,094	11,315,537	11,453,713	11,388,229
金額	31,609,264	33,070,539	33,920,182	34,607,867	34,702,212

(注) 第153表の(注)1参照

資料：自治省行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

第156表 地方公務員等共済組合短期部門給付諸率

(i) 保健給付

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度	
《組合員分》						
診療費	組合員1,000人当件数	6,435	6,518	6,549	6,793	6,645
	組合員1人当金額	84,698	88,659	91,059	94,055	94,610
	診療1件当日数	2.6	2.6	2.5	2.5	2.4
	診療1件当金額	13,162	13,601	13,904	13,846	14,237
一般診療	組合員1,000人当件数	5,255	5,294	5,302	5,530	5,375
	組合員1人当金額	70,294	73,419	75,490	78,333	79,010
	診療1件当日数	2.6	2.5	2.4	2.4	2.4
	診療1件当金額	13,377	13,869	14,241	14,166	14,700
入院	組合員1,000人当件数	122	122	120	120	119
	組合員1人当金額	25,185	26,125	26,563	26,601	26,848
	診療1件当日数	13.7	13.7	13.5	13.4	13.3
	診療1件当金額	205,797	214,457	220,695	221,267	225,179
入院外	組合員1,000人当件数	5,132	5,172	5,182	5,409	5,256
	組合員1人当金額	45,109	47,294	48,927	51,732	52,162
	診療1件当日数	2.3	2.2	2.2	2.1	2.1
	診療1件当金額	8,789	9,145	9,442	9,563	9,925
歯科診療	組合員1,000人当件数	1,180	1,225	1,247	1,263	1,271
	組合員1人当金額	14,403	15,240	15,568	15,722	15,600
	診療1件当日数	2.9	2.8	2.8	2.8	2.7
	診療1件当金額	12,203	12,439	12,484	12,447	12,278
看護料	組合員1,000人当日数	12	10	10	12	11
	1日当金額	3,853	3,941	3,972	3,922	3,982
埋葬料	組合員1,000人当件数	2	2	2	1	1
出産費	組合員1,000人当件数	22	21	20	19	18
育児手当金	組合員1,000人当件数	43	42	41	39	36
《被扶養者分》						
診療費	組合員1,000人当件数	8,167	8,207	8,365	8,850	8,633
	組合員1人当金額	65,818	68,895	71,863	76,126	76,508
	診療1件当日数	2.5	2.4	2.4	2.4	2.4
	診療1件当金額	8,059	8,395	8,591	8,602	8,862
一般診療	組合員1,000人当件数	6,739	6,723	6,838	7,271	7,032
	組合員1人当金額	55,223	57,761	60,423	64,401	64,774
	診療1件当日数	2.5	2.4	2.4	2.4	2.3
	診療1件当金額	8,194	8,591	8,836	8,857	9,211
入院	組合員1,000人当件数	143	143	145	148	147
	組合員1人当金額	22,899	23,950	24,871	25,496	25,648
	診療1件当日数	14.5	14.4	14.2	14.1	14.0
	診療1件当金額	160,014	167,526	171,182	171,806	174,425
入院外	組合員1,000人当件数	6,596	6,580	6,693	7,123	6,885
	組合員1人当金額	32,325	33,811	35,552	38,905	39,126
	診療1件当日数	2.2	2.2	2.1	2.1	2.1
	診療1件当金額	4,901	5,138	5,312	5,462	5,683
歯科診療	組合員1,000人当件数	1,428	1,483	1,527	1,579	1,601
	組合員1人当金額	10,595	11,134	11,441	11,725	11,735
	診療1件当日数	2.6	2.5	2.5	2.5	2.4
	診療1件当金額	7,422	7,505	7,494	7,428	7,330
看護料	組合員1,000人当日数	18	17	17	18	20
	1日当金額	3,337	3,338	3,490	3,429	3,384
埋葬料	組合員1,000人当件数	7	6	6	7	6
配偶者出産費	組合員1,000人当件数	22	21	21	20	19

(注) 第153表の(注)1参照

(ii) 災害給付

区	分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
合 計	組合員1,000人当件数	0.4	0.8	0.4	0.4	0.9
	1 件 当 金 額	394,147	383,578	515,794	508,611	594,009
災 害 見 舞 金	組合員1,000人当件数	0.3	0.7	0.2	0.3	0.2
	1 件 当 金 額	453,967	396,167	575,445	559,870	685,358
弔 慰 金	組合員1,000人当件数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1 件 当 金 額	248,460	310,400	339,607	319,722	339,113
家 族 弔 慰 金	組合員1,000人当件数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1 件 当 金 額	187,681	231,055	242,953	250,402	264,178

(iii) 休業給付

区	分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
合 計	組合員1,000人当件数	7.5	7.5	7.5	7.9	8.2
	1 日 当 金 額	6,523	6,792	7,008	7,129	7,299
	1 件 当 金 額	174,447	176,443	179,508	182,907	178,939
傷 病 手 当 金	組合員1,000人当件数	6.5	6.4	6.4	6.7	7.0
	1 日 当 金 額	6,913	7,157	7,367	7,477	7,614
	1 件 当 金 額	169,599	173,908	178,505	183,621	179,998
出 産 手 当 金	組合員1,000人当件数	0.6	0.5	0.5	0.5	0.4
	1 日 当 金 額	4,912	5,195	5,372	5,490	5,671
	1 件 当 金 額	281,356	293,511	298,343	311,454	324,694
休 業 手 当 金	組合員1,000人当件数	0.4	0.3	0.6	0.7	0.8
	1 日 当 金 額	5,370	5,574	5,864	5,835	5,942
	1 件 当 金 額	86,284	88,671	94,960	90,929	97,506

資料：自治省行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

第157表 地方公務員等共済組合長期部門支給決定状況

(金額 単位 千円)

区	分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
合 計	件 数	4,723,366	4,499,002	5,137,103	5,344,949	5,802,735
	金 額	2,016,399,449	2,046,633,870	2,367,989,626	2,515,087,201	2,712,826,446
退 職 共 済 年 金	件 数	・	10,940	239,138	498,264	823,461
	金 額	・	5,038,324	128,762,106	284,166,133	451,723,641
障 害 共 済 年 金	件 数	・	157	1,505	3,673	6,869
	金 額	・	76,761	686,500	1,576,040	2,382,590
遺 族 共 済 年 金	件 数	・	20,357	95,841	171,554	257,838
	金 額	・	5,547,482	25,671,254	47,058,035	72,184,504
退 職 年 金	件 数	3,611,629	3,361,387	3,557,223	3,465,649	3,503,807
	金 額	1,732,349,201	1,739,255,700	1,895,330,866	1,867,462,687	1,868,133,648
減 額 退 職 年 金	件 数	96,193	96,293	101,355	100,765	106,099
	金 額	33,068,617	34,864,139	39,210,184	39,426,735	40,455,958
通 算 退 職 年 金	件 数	107,355	154,454	211,964	206,075	203,156
	金 額	25,020,095	36,666,803	32,931,069	32,310,349	32,653,831
障 害 年 金	件 数	79,797	76,390	82,236	84,087	87,118
	金 額	34,070,762	34,230,992	39,479,585	40,547,018	41,705,125
遺 族 年 金	件 数	820,769	767,890	833,013	800,560	800,385
	金 額	190,757,760	189,533,137	204,670,416	201,347,344	202,354,568
通 算 遺 族 年 金	件 数	7,142	10,887	14,633	14,170	13,846
	金 額	721,204	1,134,674	1,020,818	997,819	1,002,096
公 務 傷 病 年 金	件 数	36	32	32	—	—
	金 額	25,926	23,718	23,720	—	—
退 職 一 時 金	件 数	36	3	△2	△1	1
	金 額	△2,077	526	△4,604	△4,141	△2,194
脱 退 一 時 金	件 数	63	44	38	31	33
	金 額	117,731	82,354	73,108	61,833	70,846
返 還 一 時 金	件 数	218	73	51	52	44
	金 額	118,254	52,647	52,506	46,005	52,608
死 亡 一 時 金	件 数	67	50	41	40	38
	金 額	58,883	38,567	29,666	43,622	33,203
特 例 死 亡 一 時 金	件 数	35	31	20	23	22
	金 額	47,796	61,294	30,527	37,863	50,868
障 害 一 時 金	件 数	24	14	15	7	18
	金 額	40,154	26,752	21,905	9,859	25,186
遺 族 一 時 金	件 数	2	—	—	—	—
	金 額	5,143	—	—	—	—

(注) 本表における各種年金の件数は、年4回(通算退職年金及び通算遺族年金の件数は、年2回)の支払件数の合計である。

資料：自治省行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

第158表 地方公務員等共済組合長期部門年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(金額 単位 千円)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
合 計 人 員	97,175	88,305	82,946	90,748	95,542
金 額	200,930,021	196,046,814	189,890,639	198,381,441	206,347,677
退職共済年金 人 員	・	6,195	62,847	67,119	71,730
金 額	・	12,417,256	162,756,667	166,432,640	174,909,701
障害共済年金 人 員	・	125	410	1,094	1,031
金 額	・	186,589	747,432	1,496,769	1,088,726
遺族共済年金 人 員	・	11,966	17,305	19,551	20,605
金 額	・	14,774,488	21,682,339	24,785,997	26,124,353
退職年金 人 員	68,149	58,339	535	832	915
金 額	167,292,796	154,247,424	1,262,047	2,040,994	2,307,728
減額退職年金 人 員	2,715	1,751	227	336	320
金 額	4,960,899	3,245,698	434,032	514,092	476,960
通算退職年金 人 員	7,027	4,285	54	249	121
金 額	4,932,358	2,707,807	26,899	132,430	50,583
障害年金 人 員	2,120	2,130	1,131	1,310	584
金 額	4,564,657	4,407,836	2,641,167	2,785,288	1,196,084
遺族年金 人 員	16,548	3,424	391	241	224
金 額	19,020,875	4,041,513	333,547	190,178	190,105
通算遺族年金 人 員	616	90	46	16	12
金 額	158,436	18,203	6,509	3,503	3,437

(注) 旧市町村共済法給付及び恩給組合条例給付は除く。

資料：自治省行政局調

(ii) 年度末現在

(金額 単位 千円)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
合 計 人 員	1,091,926	1,153,090	1,213,265	1,289,713	1,350,932
金 額	2,090,762,716	2,287,573,577	2,437,719,821	2,598,291,341	2,806,098,301
退職共済年金 人 員	・	6,195	67,790	134,987	203,694
金 額	・	12,417,256	168,037,376	333,374,105	505,166,470
障害共済年金 人 員	・	125	606	1,767	2,993
金 額	・	186,589	944,286	2,559,926	4,017,586
遺族共済年金 人 員	・	11,966	29,461	49,758	69,515
金 額	・	14,774,488	36,614,138	62,227,756	89,562,358
退職年金 人 員	807,636	843,746	827,581	811,489	793,404
金 額	1,793,238,751	1,940,296,813	1,912,247,884	1,880,889,412	1,883,500,495
減額退職年金 人 員	22,356	24,116	24,276	24,524	24,616
金 額	34,732,100	39,189,873	39,569,178	39,919,051	41,118,033
通算退職年金 人 員	49,096	51,390	50,298	49,754	48,630
金 額	27,412,338	32,951,951	32,662,043	32,371,705	32,889,567
障害年金 人 員	17,809	19,196	20,090	21,313	21,516
金 額	33,787,913	37,747,454	39,956,990	42,580,761	44,010,904
遺族年金 人 員	191,145	192,282	189,118	186,678	183,257
金 額	200,169,996	208,231,417	205,839,930	203,318,538	204,880,441
通算遺族年金 人 員	3,406	3,539	3,484	3,443	3,357
金 額	788,803	997,004	1,002,116	990,087	1,000,453
船員年金 人 員	469	526	553	・	・
金 額	606,806	753,960	822,118	・	・
公務傷病年金 人 員	9	9	8	・	・
金 額	26,009	26,772	23,762	・	・

資料：自治省行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

第159表 地方公務員等共済組合長期部門1人当たり金額

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
《年 金》					
新 規 裁 定	2,067,713	2,220,110	2,289,328	2,186,070	2,159,759
退職共済年金	・	2,004,400	2,589,728	2,479,665	2,438,446
障害共済年金	・	1,492,712	1,823,005	1,368,162	1,055,990
遺族共済年金	・	1,234,706	1,252,952	1,267,761	1,267,865
退職年金	2,454,809	2,643,985	2,358,966	2,453,118	2,522,107
減額退職年金	1,827,219	1,853,625	1,912,035	1,530,036	1,490,500
通算退職年金	701,915	631,927	498,130	531,847	418,041
障害年金	2,153,436	2,069,407	2,335,249	2,126,174	2,048,089
遺族年金	1,149,436	1,180,348	853,061	789,120	848,683
通算遺族年金	257,201	202,256	141,500	218,938	286,417
年 度 末 現 在	1,914,748	1,983,864	2,009,223	2,023,997	2,077,114
退職共済年金	・	2,004,400	2,478,793	2,469,676	2,480,026
障害共済年金	・	1,492,712	1,558,228	1,448,741	1,342,328
遺族共済年金	・	1,234,706	1,242,800	1,250,608	1,288,389
退職年金	2,220,355	2,299,622	2,310,647	2,317,825	2,373,949
減額退職年金	1,553,592	1,625,057	1,629,971	1,627,754	1,670,256
通算退職年金	558,342	641,213	649,371	650,635	676,323
障害年金	1,897,238	1,966,423	1,988,899	1,997,877	2,045,506
遺族年金	1,047,215	1,082,948	1,088,421	1,089,140	1,117,995
通算遺族年金	231,592	281,719	287,634	287,565	298,020
船員年金	1,293,829	1,433,384	1,486,651	・	・
公務傷病年金	2,889,889	2,974,667	2,970,250	・	・
《一 時 金》					
退職一時金	・	175,333	・	・	・
脱退一時金	1,868,746	1,871,682	1,923,895	1,994,613	2,146,855
障害一時金	1,673,083	1,910,857	1,460,333	1,408,429	1,399,228
遺族一時金	2,571,500	・	・	・	・
返還一時金	542,450	721,192	1,029,529	884,712	1,195,639
死亡一時金	878,851	771,340	723,561	1,090,550	873,776
特例死亡一時金	1,365,600	1,977,226	2,035,133	1,646,217	2,312,177

資料：自治省行政局調

第160表 地方公務員等共済組合短期経理状況

(単位 千円)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
収 入	840,989,863	866,526,911	917,000,193	962,719,992	1,028,951,706
負担入金	355,319,244	367,316,885	377,503,902	398,553,798	439,693,521
掛入金	353,696,756	366,500,911	375,742,208	394,711,311	436,806,727
任意継続掛金	20,001,800	19,616,377	18,522,201	18,649,063	20,985,576
利息及び配当	13,931,859	14,708,813	13,438,911	11,806,442	12,768,782
雑収	73,566	74,219	50,270	562,388	122,071
その他の	1,707,738	1,864,699	1,851,229	1,876,720	10,372,800
前年度繰越支払準備金	91,476,142	91,265,583	95,316,278	98,299,398	102,032,934
償還差益	13,807	12,913	20,942	59,344	21,906
交付金	3,693,254	5,111,458	3,750,378	4,886,395	5,122,171
当期不足金	1,075,697	55,053	30,803,874	33,315,133	1,025,218
支 出	840,989,863	866,526,911	917,000,193	962,719,992	1,028,951,706
保健給付	499,944,671	523,088,764	540,243,954	560,773,051	565,118,648
直営保健給付	5,821,653	6,071,319	5,768,754	5,886,946	5,903,979
災害給付	420,555	866,120	536,426	605,756	533,420
休業給付	3,881,446	3,914,909	3,993,146	4,238,690	4,318,331
一部負担金返還金	5,622	3,277	3,546	2,843	2,681
一部負担金払戻金	7,742,523	8,263,616	8,533,447	8,625,376	8,353,762
老人保健拠出金	123,012,863	133,883,028	171,797,625	182,373,311	200,687,660
退職者給付拠出金	29,793,318	38,925,295	49,046,653	56,212,686	56,179,710
附加給付	31,131,189	31,593,847	32,349,061	33,425,078	31,631,134
繰入金	480,000	793,000	929,000	727,000	765,000
その他の	4,778,903	6,297,629	5,354,446	6,186,486	13,479,550
当期利益金	42,711,536	17,509,829	144,736	1,629,833	37,182,836
次年度繰越支払準備金	91,265,584	95,316,278	98,299,399	102,032,936	102,464,802
次年度繰越交付金準備金	—	—	—	—	2,330,193

資料：自治省行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

第161表 地方公務員等共済組合長期経理状況

(単位 千円)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
収 入	14,266,225,688	15,845,789,714	17,208,990,096	18,392,275,962	19,867,580,629
負担入金	1,928,199,199	2,093,391,174	2,186,200,155	2,328,591,316	2,547,882,004
掛入金	683,974,693	701,287,545	716,581,114	734,109,716	824,406,201
基礎年金交付金	—	199,460,608	296,242,138	273,873,492	249,536,380
利息及び配当	807,386,265	872,616,442	905,331,670	951,780,658	1,049,141,119
その他の収入	232,678,469	248,725,089	214,936,343	198,664,436	259,756,258
償還差益	1,376,720	1,505,599	2,264,498	2,962,879	2,685,381
前年度繰越支払準備金	59,384	58,355	35,809	28,163	28,374
前年度繰越金	10,612,550,958	11,728,744,902	12,887,398,369	13,902,265,302	14,934,144,912
長期給付積立金	—	—	—	—	—
支 出	14,266,225,688	15,845,789,714	17,208,990,096	18,392,275,962	19,867,580,629
退職給付	1,761,865,123	1,812,760,845	2,093,097,095	2,220,512,713	2,390,397,932
障害給付	34,076,092	34,302,361	40,152,924	42,074,053	43,875,721
遺族給付	186,198,784	191,967,663	226,590,260	244,706,401	270,295,933
基礎年金拠出金	—	357,538,260	437,956,266	463,764,449	462,413,499
業務経理へ繰入金	867,907	1,140,756	1,103,043	1,117,273	2,420,183
その他の	258,403,267	241,741,511	207,916,922	188,837,357	254,350,614
当期利益金	296,675,680	319,021,867	299,771,893	297,294,958	374,939,967
次年度繰越支払準備金	58,353	36,438	28,166	28,378	32,682
次年度繰越金	11,728,080,482	12,887,280,013	13,902,373,527	14,933,940,380	16,068,854,098
長期給付積立金	11,728,080,482	12,887,280,013	13,902,373,527	14,933,940,380	16,068,854,098

資料：自治省行政局調

第162表 地方公務員等共済組合業務経理状況

(単位 千円)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
収 入	16,946,766	18,336,812	18,731,129	19,384,938	21,727,815
負担入金	13,555,636	14,633,481	15,255,501	15,749,721	16,489,170
補助金	229,366	263,656	260,866	280,587	273,117
繰入金	1,526,747	1,855,595	1,860,819	1,892,240	3,247,081
利息及び配当	1,006,836	898,576	806,386	873,745	1,040,861
その他の	464,879	510,519	540,050	586,613	665,428
不足金	163,302	174,985	7,507	2,027	12,158
支 出	16,946,766	18,336,812	18,731,129	19,384,938	21,727,815
報酬	264,123	281,124	296,194	308,950	320,560
職員給与	9,440,454	9,866,006	10,079,484	10,405,603	10,994,634
厚生費	20,941	20,694	20,804	22,343	24,757
旅費	569,145	604,675	545,005	564,442	535,993
事務費	1,256,114	1,420,994	1,361,456	1,413,622	1,479,574
その他の	4,902,058	5,818,484	5,962,672	6,033,682	7,882,694
当期利益金	493,931	324,835	465,514	636,291	489,603

資料：自治省行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

第163表 地方公務員等共済組合保健経理状況

(単位 千円)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
収 入	43,221,365	45,865,641	47,340,618	50,566,198	53,254,250
負担入金	17,883,035	19,144,574	19,776,890	20,442,881	21,214,996
掛入金	17,954,897	19,106,593	19,728,921	20,342,525	21,113,577
補助金	3,220,663	2,843,935	2,914,015	3,319,510	3,509,521
利息及び配当	1,553,504	1,440,222	1,377,338	1,496,476	1,907,994
繰入金受入	537,284	858,322	1,038,903	859,199	867,963
その他の	729,139	1,164,737	1,461,047	2,440,584	3,709,676
施設取入	617,420	713,726	639,407	772,238	820,090
当期不足金	725,423	593,532	404,097	892,785	110,433
支 出	43,221,365	45,865,641	47,340,618	50,566,198	53,254,250
職員給与	2,327,692	2,118,631	2,482,381	2,681,432	2,799,855
厚生費	22,252,703	23,352,354	24,307,579	25,173,628	26,556,116
旅費	251,153	261,622	255,069	248,102	160,936
事務費	288,893	312,815	317,753	322,843	309,815
他経理への繰入	13,109,778	14,868,147	14,983,957	15,137,838	14,243,274
その他の	2,275,229	3,081,163	3,064,949	3,129,767	3,192,373
当期利益金	2,715,917	1,870,909	1,928,930	3,872,588	5,991,881

資料：自治省行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

9 私立学校教職員共済組合

第164表 私立学校教職員共済組合適用状況(学校種別)

年度末現在

区分	合計	甲種	乙種	丙種	任 継	再 掲		学校数	被扶養者数	組合員1人当り被扶養者数
						短期(甲乙任継)	長期(甲丙)			
昭和60年度	356,946	343,405	158	3,531	9,852	353,415	346,936	12,926	332,585	0.94
61	365,520	351,534	156	3,531	10,299	361,989	355,065	13,044	341,619	0.94
62	376,058	361,423	159	3,529	10,947	372,529	364,952	13,132	350,497	0.94
63	386,369	371,168	163	3,529	11,509	382,840	374,697	13,244	357,967	0.94
平成元年度	396,134	380,499	164	3,514	11,957	392,620	384,013	13,364	364,189	0.93
大 学	139,182	137,566	—	1,616	—	137,566	139,182	400	153,172	1.11
短 大	26,589	26,126	—	463	—	26,126	26,589	487	24,849	0.95
高 専	203	203	—	—	—	203	203	3	405	2.00
高 校	84,421	83,970	—	451	—	83,970	84,421	1,293	112,525	1.34
中 学	8,517	8,405	—	112	—	8,405	8,517	532	9,313	1.11
小 学	3,478	3,435	—	43	—	3,435	3,478	161	2,924	0.85
幼稚園	86,740	86,725	15	—	—	86,740	86,725	8,759	21,733	0.25
盲・ろう	349	349	—	—	—	349	349	15	223	0.64
各 種	10,666	10,514	149	3	—	10,663	10,517	473	10,769	1.01
専 修	22,985	22,159	—	826	—	22,159	22,985	1,216	18,541	0.84
組 合	1,047	1,047	—	—	—	1,047	1,047	25	1,177	1.12
任 継	11,957	—	—	—	11,957	11,957	—	—	8,558	0.72

(注) 甲種組合員は短期及び長期給付の適用者、乙種組合員は短期給付のみの適用者、丙種組合員は長期給付のみの適用者。
資料：私立学校教職員共済組合「事業年報」

第165表 私立学校教職員共済組合平均標準給与月額(学校種別)

年度末現在

区分	合計	甲種	乙種	丙種	任 継	再 掲	
						短期(甲乙任継)	長期(甲丙)
昭和60年度	250,007	250,506	363,354	348,421	195,524	249,024	251,502
61	258,545	259,077	374,583	358,421	204,249	257,567	260,069
62	264,383	264,975	381,610	364,247	210,951	263,437	265,935
63	269,984	270,668	373,405	370,274	215,700	269,060	271,606
平成元年度	290,692	291,862	419,841	397,638	220,271	289,735	285,578
大 学	347,039	345,847	—	448,524	—	345,847	333,145
短 大	330,921	330,706	—	343,102	—	330,706	323,519
高 専	405,803	405,803	—	—	—	405,803	399,744
高 校	333,604	333,244	—	400,772	—	333,244	328,944
中 学	343,525	342,882	—	391,839	—	342,882	338,862
小 学	319,655	319,323	—	346,186	—	319,323	316,377
幼稚園	164,843	164,843	164,667	—	—	164,843	164,144
盲・ろう	240,888	240,888	—	—	—	240,888	240,372
各 種	242,275	239,348	445,530	403,333	—	242,229	234,800
専 修	255,689	252,905	—	330,368	—	252,905	251,704
組 合	278,904	278,904	—	—	—	278,904	271,482
任 継	220,271	—	—	—	220,271	220,271	—

(注) 第164表の(注)に同じ。
資料：私立学校教職員共済組合「事業年報」

第166表 私立学校教職員共済組合組合員数(標準給与等級別)

平成2年3月末現在

等級	標準給与 月額 (千円)	短 期 (除任継)			長 期			任継給与 (千円)	任 継		
		計	男	女	計	男	女		計	男	女
合 計		380,663	192,664	187,979	384,013	194,890	189,123		11,957	7,255	4,702
第1級	80	2,489	739	1,750	2,489	739	1,750	126以下	1,086	366	720
2	86	1,642	325	1,317	1,642	325	1,317	130	298	90	208
3	92	1,851	296	1,555	1,851	296	1,555	133	35	9	26
4	98	3,715	632	3,083	3,717	633	3,084	134	16	3	13
5	104	4,304	481	3,823	4,304	481	3,823	140	369	121	248
6	110	7,248	674	6,574	7,248	674	6,574	142	21	5	16
7	118	11,031	990	10,041	11,035	992	10,043	147	59	13	46
8	126	12,414	1,026	11,388	12,423	1,028	11,395	150	341	129	212
9	134	12,661	1,342	11,319	12,672	1,351	11,321	154	62	23	39
10	142	11,538	1,614	9,924	11,555	1,619	9,936	160	313	128	185
11	150	12,465	2,370	10,095	12,505	2,379	10,126	161	36	14	22
12	160	13,245	2,959	10,286	13,299	2,971	10,328	168	39	14	25
13	170	12,319	3,244	9,075	12,391	3,259	9,132	170	342	138	204
14	180	11,814	3,666	8,148	11,881	3,682	8,199	175	63	27	36
15	190	11,735	4,221	7,514	11,825	4,246	7,579	180	311	151	160
16	200	17,384	7,202	10,182	17,466	7,228	10,238	182	51	13	38
17	220	20,759	9,274	11,485	20,871	9,323	11,548	189	66	28	38
18	240	18,783	9,081	9,702	18,866	9,117	9,749	190	347	182	165
19	260	17,115	9,169	7,946	17,224	9,221	8,003	196	57	22	35
20	280	15,222	8,924	6,298	15,318	8,970	6,348	200	351	174	177
21	300	14,341	9,064	5,277	14,460	9,119	5,341	203	59	31	28
22	320	13,369	8,827	4,542	13,488	8,876	4,612	210	357	219	138
23	340	12,610	8,728	3,882	12,714	8,783	3,931	217	64	26	38
24	360	11,932	8,403	3,529	12,051	8,463	3,588	220	323	183	140
25	380	14,060	10,375	3,685	14,218	10,470	3,748	224	60	33	27
26	410	16,019	12,137	3,882	16,178	12,248	3,930	230	275	192	83
27	440	14,489	11,280	3,209	14,701	11,426	3,275	231	51	25	26
28	470	13,021	10,399	2,622	13,213	10,548	2,665	238	72	39	33
29	500	11,210	9,337	1,873	11,393	9,477	1,916	240	266	149	117
30	530	9,485	8,135	1,350	41,015	36,946	4,069	245	63	37	26
31	560	7,754	6,847	907				250	235	168	67
32	590	6,301	5,658	643				252	74	36	38
33	620	5,023	4,637	386				259	55	27	28
34	650	3,885	3,658	227				260	222	153	69
35	680	2,569	2,433	136				266	61	30	31
36	710	4,861	4,537	324				270	5,457	4,257	1,200

資料：私立学校教職員共済組合「事業年報」

第167表 私立学校教職員共済組合短期部門給付決定状況

(1) 保健給付

(金額 単位 千円)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
合計	4,939,400	5,146,351	5,344,298	5,753,986	5,831,879
組合員分	53,419,668	57,319,281	60,654,666	65,027,208	67,661,849
診療費	2,385,239	2,485,423	2,567,899	2,757,722	2,791,663
調剤費	5,980,234	6,141,266	6,259,380	6,571,669	6,564,524
療養費	30,228,492	32,458,963	34,339,232	36,783,319	38,314,300
調剤	197,238	211,665	225,155	250,459	266,835
療養	995,572	1,102,031	1,221,678	1,371,422	1,525,093
調剤	46,361	54,040	58,410	63,162	71,282
看料	303,744	343,304	364,538	394,833	475,428
調剤	49	44	61	69	171
看料	145	149	342	348	1,188
看護料	228	241	295	308	324
移送料	3,698	4,147	6,081	6,402	6,609
移送料	15,197	17,416	26,509	27,569	27,379
移送料	13	12	17	15	12
出産費	832	748	580	661	3,423
出産費	6,046	5,735	5,523	5,318	4,938
育児手当	1,262,874	1,234,200	1,210,201	1,176,830	1,108,115
育児手当	12,178	11,968	11,740	11,232	10,585
埋葬料	29,419	28,922	28,387	27,166	25,586
埋葬料	697	693	720	699	652
被扶養者分	207,061	214,150	227,234	223,635	223,054
被扶養者分	2,291,351	2,376,530	2,474,478	2,664,412	2,685,417
診療費	20,014,009	21,510,023	22,787,910	24,519,095	25,419,497
診療費	2,082,728	2,145,534	2,225,903	2,383,568	2,382,658
入院	5,168,366	5,249,324	5,388,305	5,695,705	5,625,456
入院	17,173,647	18,477,856	19,607,209	21,183,039	21,975,971
調剤	156,106	172,007	187,822	216,472	234,104
調剤	419,639	490,560	560,791	668,118	748,232
療養	32,516	37,746	38,856	41,167	45,469
療養	166,538	194,029	199,459	207,557	251,919
高額療養	11,843	13,052	13,674	15,131	15,324
調剤	517,435	562,434	589,895	647,441	659,544
調剤	110	104	65	80	98
看護	362	276	218	230	425
看護	208	249	253	278	343
移送	4,262	5,133	5,344	5,681	7,414
移送	15,189	18,790	20,471	21,627	27,466
移送	7	5	5	7	8
配偶者出産	271	49	378	269	205
配偶者出産	6,342	6,412	6,397	6,082	5,814
家族埋葬	1,367,195	1,420,368	1,433,067	1,381,309	1,342,060
家族埋葬	1,491	1,421	1,503	1,627	1,599
基金審査	353,823	345,660	376,422	409,504	413,675
基金審査	362,321	409,374	488,056	502,330	538,787

(注) 1 育児手当金には配偶者育児手当金を含む。
2 老人保健による給付分を除く。

(ii) 災害給付

(金額 単位 千円)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
合計	42,115	56,199	34,103	46,077	31,060
災害見舞	77	123	53	61	50
弔慰	38,148	55,611	31,006	42,491	28,511
弔慰	6	—	6	5	4
家族弔慰	1,930	—	1,410	870	820
家族弔慰	9	2	6	10	6
家族弔慰	2,037	588	1,687	2,716	1,729

(iii) 休業給付

(金額 単位 千円)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
合計	11,962	11,080	11,207	10,817	9,990
傷病手当	429,941	393,691	406,886	384,731	359,370
傷病手当	2,050,316	1,929,177	2,041,560	1,999,456	1,917,414
傷病手当	8,424	7,886	7,717	7,696	7,099
傷病手当	199,608	186,402	179,850	182,025	167,315
傷病手当	1,083,868	1,037,248	1,022,196	1,058,246	1,001,765
傷病手当	3,537	3,173	3,470	3,105	2,881
傷病手当	230,327	207,018	226,702	202,496	191,903
傷病手当	966,432	891,195	1,018,340	940,416	915,371
休業手当	1	21	20	16	10
休業手当	6	271	334	210	152
休業手当	16	734	1,024	795	279

資料：私立学校教職員共済組合「事業年報」

第168表 私立学校教職員共済組合短期部門療養の給付及び家族療養費決定状況 (診療費分)

(金額 単位 千円)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
組合員分	2,385,239	2,485,423	2,567,899	2,757,722	2,791,663
組合員分	5,980,234	6,141,266	6,259,380	6,571,669	6,564,524
組合員分	30,228,492	32,458,963	34,339,232	36,783,319	38,314,300
一般診療	1,911,227	1,984,098	2,045,740	2,210,832	2,228,551
一般診療	4,627,923	4,733,698	4,813,517	5,077,185	5,060,476
入院	24,665,527	26,541,446	28,159,449	30,367,059	31,775,906
入院	35,726	36,925	37,574	39,136	40,292
入院	486,038	496,900	506,422	524,622	540,444
入院	8,236,984	8,895,145	9,332,388	9,784,566	10,286,706
入院	1,875,501	1,947,173	2,008,166	2,171,696	2,188,259
入院	4,141,885	4,236,798	4,307,095	4,552,563	4,520,032
入院	16,428,544	17,646,301	18,827,061	20,582,493	21,489,200
入院	474,012	501,325	522,159	546,890	563,112
入院	1,352,311	1,407,568	1,445,863	1,494,484	1,504,048
被扶養者分	5,562,965	5,917,517	6,179,783	6,416,261	6,538,394
被扶養者分	2,082,728	2,145,534	2,225,903	2,383,568	2,382,658
被扶養者分	5,168,366	5,249,324	5,388,305	5,695,705	5,625,456
被扶養者分	17,173,647	18,477,856	19,607,209	21,183,039	21,975,971
一般診療	1,710,168	1,750,416	1,812,543	1,950,196	1,934,386
入院	4,210,998	4,244,568	4,349,101	4,625,356	4,541,692
入院	14,452,814	15,560,759	16,544,887	17,998,708	18,714,387
入院	34,229	35,232	35,873	37,540	38,319
入院	489,607	498,173	501,845	521,344	535,878
入院	5,866,867	6,323,169	6,555,217	6,908,008	7,291,601
入院	1,675,939	1,715,184	1,776,670	1,912,656	1,896,067
入院	3,721,391	3,746,395	3,847,256	4,104,012	4,005,814
入院	8,585,947	9,237,590	9,989,670	11,090,700	11,422,786
入院	372,560	395,118	413,360	433,372	448,272
入院	957,368	1,004,756	1,039,204	1,070,349	1,083,764
入院	2,720,833	2,917,096	3,062,322	3,184,331	3,261,584

(注) 第167表の(注)参照

資料：私立学校教職員共済組合「事業年報」

第169表 私立学校教職員共済組合短期部門給付諸率

(i) 保健給付

区	分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
《組合員分》						
診療費	組合員1,000人当件数	6,881	6,998	7,026	7,321	7,217
	組合員1人当金額	87,205	91,389	93,953	97,643	99,054
	診療1件当金額	12,673	13,060	13,373	13,338	13,725
	診療1件当日数	2.5	2.5	2.4	2.4	2.4
一般診療	組合員1,000人当件数	5,514	5,586	5,597	5,869	5,761
	組合員1人当金額	71,156	74,728	77,045	80,611	82,150
	診療1件当金額	12,906	13,377	13,765	13,736	14,259
	診療1件当日数	2.4	2.4	2.4	2.3	2.3
入院	組合員1,000人当件数	103	104	103	104	104
	組合員1人当金額	23,762	25,045	25,534	25,974	26,594
	診療1件当金額	230,560	240,898	248,374	250,014	255,304
	診療1件当日数	13.6	13.5	13.5	13.4	13.4
入院外	組合員1,000人当件数	5,411	5,482	5,494	5,765	5,657
	組合員1人当金額	47,394	49,684	51,511	54,637	55,556
	診療1件当金額	8,760	9,063	9,375	9,478	9,820
	診療1件当日数	2.2	2.2	2.1	2.1	2.1
歯科診療	組合員1,000人当件数	1,367	1,411	1,429	1,452	1,456
	組合員1人当金額	16,048	16,661	16,908	17,032	16,903
	診療1件当金額	11,736	11,804	11,835	11,732	11,611
	診療1件当日数	2.9	2.8	2.8	2.7	2.7
看護料	組合員1,000人当日数	10.7	11.7	16.6	17.0	17.1
	1日当金額	4,110	4,200	4,359	4,306	4,143
出産費	組合員1,000人当件数	17	16	15	14	13
	組合員1,000人当件数	2.0	2.0	2.0	1.9	1.7
《被扶養者分》						
診療費	組合員1,000人当件数	6,008	6,041	6,090	6,327	6,160
	組合員1人当金額	49,543	52,025	53,646	56,231	56,814
	診療1件当金額	8,246	8,612	8,809	8,887	9,223
	診療1件当日数	2.5	2.4	2.4	2.4	2.4
一般診療	組合員1,000人当件数	4,934	4,928	4,959	5,177	5,001
	組合員1人当金額	41,694	43,812	45,267	47,778	48,382
	診療1件当金額	8,451	8,889	9,128	9,229	9,675
	診療1件当日数	2.5	2.4	2.4	2.4	2.3
入院	組合員1,000人当件数	99	99	98	100	99
	組合員1人当金額	16,925	17,803	17,935	18,338	18,851
	診療1件当金額	171,400	179,472	182,734	184,017	190,287
	診療1件当日数	14.3	14.1	14.0	13.9	14.0
入院外	組合員1,000人当件数	4,835	4,829	4,861	5,077	4,902
	組合員1人当金額	24,769	26,009	27,332	29,441	29,531
	診療1件当金額	5,123	5,386	5,623	5,799	6,024
	診療1件当日数	2.2	2.2	2.2	2.1	2.1
歯科診療	組合員1,000人当件数	1,075	1,112	1,131	1,150	1,159
	組合員1人当金額	7,849	8,213	8,379	8,453	8,432
	診療1件当金額	7,303	7,383	7,408	7,348	7,276
	診療1件当日数	2.6	2.5	2.5	2.5	2.4
看護料	組合員1,000人当日数	12.3	14.4	14.6	15.1	19.2
	1日当金額	3,564	3,661	3,831	3,807	3,705
配偶者出産費	組合員1,000人当件数	18	18	18	16	15
	組合員1,000人当件数	4	4	4	4	4

(注) 第167表の(注)参照

(ii) 災害給付

区	分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
災害見舞金	組合員1,000人当件数	0.2	0.4	0.1	0.2	0.1
	1件当金額	495,429	449,592	585,019	696,566	570,220
弔慰金	組合員1,000人当件数	0.0	—	0.0	0.0	0.0
	1件当金額	321,667	—	235,000	174,000	205,000
家族弔慰金	組合員1,000人当件数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1件当金額	226,333	294,000	281,167	271,600	288,167

(iii) 休業給付

区	分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
病傷手当金	組合員1,000人当件数	24	22	21	20	18
	1件当日数	23.7	23.6	23.3	23.7	23.6
	1日当金額	5,430	5,565	5,684	5,814	5,987
出産手当金	組合員1,000人当件数	10	9	9	8	7
	1件当日数	65.1	65.2	65.3	65.2	66.6
	1日当金額	4,196	4,305	4,492	4,644	4,770
休業手当金	組合員1,000人当件数	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0
	1件当日数	6.0	12.9	16.7	13.1	15.2
	1日当金額	2,667	2,708	3,065	3,784	1,834

資料：私立学校教職員共済組合「事業年報」

第170表 私立学校教職員共済組合長期部門支給決定状況

(金額 単位 千円)

区	分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
合	計	182,925	249,496	325,743	352,178	379,475
	件数	50,859,836	60,401,535	67,679,574	73,641,516	82,290,510
退職共済年金	件数	—	5,465	37,147	64,585	92,711
	金額	—	718,334	6,716,557	13,065,571	20,908,650
障害共済年金	件数	—	6	176	426	642
	金額	—	1,432	47,684	117,848	157,463
遺族共済年金	件数	—	2,113	9,188	16,820	24,394
	金額	—	287,571	1,253,669	2,285,228	3,471,548
退職年金	件数	61,457	68,778	67,689	65,831	64,145
	金額	26,337,559	27,986,394	30,425,736	29,838,405	29,672,429
減額退職年金	件数	1,226	1,344	1,403	1,399	1,432
	金額	360,960	409,097	471,043	480,131	497,750
通算退職年金	件数	73,613	116,209	149,957	144,468	139,018
	金額	15,632,744	21,894,703	19,261,723	18,569,406	18,376,083
障害年金	件数	3,408	3,921	4,188	4,089	3,937
	金額	1,101,547	1,208,903	1,403,937	1,401,301	1,377,939
遺族年金	件数	32,074	33,268	32,601	31,873	31,133
	金額	6,006,129	5,948,237	6,342,758	6,210,061	6,162,113
通算遺族年金	件数	10,191	16,767	21,893	21,356	20,836
	金額	942,907	1,475,664	1,319,877	1,287,775	1,294,710
恩給財団給付年金	件数	837	1,524	1,386	1,249	1,147
	金額	337,731	350,390	304,788	278,598	264,949
脱退一時金	件数	35	41	47	34	25
	金額	45,393	58,360	73,810	56,239	53,660
退職一時金	件数	10	4	—	—	2
	金額	849	365	—	—	716
返還一時金	件数	28	17	16	6	9
	金額	38,241	20,849	7,779	6,404	6,710
障害一時金	件数	5	3	1	4	1
	金額	13,348	8,508	2,538	7,033	1,051
遺族一時金	件数	—	—	—	—	—
	金額	—	—	—	—	—
死亡一時金	件数	7	8	13	4	12
	金額	7,845	2,256	5,679	2,251	15,684
特例死亡一時金	件数	4	3	7	5	4
	金額	9,851	8,800	14,727	11,748	7,802
恩給財団給付一時扶助金	件数	30	25	31	29	27
	金額	24,700	21,672	27,267	23,515	21,252

(注) 本表における各種年金の件数は、年4回(通算退職年金、通算遺族年金、恩給財団給付年金は年2回)の支払件数の合計である。

資料：私立学校教職員共済組合「事業年報」

第171表 私立学校教職員共済組合長期部門年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(金額 単位 千円)

区	分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
合	計	7,889	9,738	10,577	10,370	13,222
退職共済年金	人金	7,370,601	9,189,235	9,120,989	9,224,789	11,120,875
障害共済年金	人金	・	1,249	5,756	6,079	6,433
遺族共済年金	人金	・	1,076,401	6,356,370	6,780,764	7,610,632
在職年金	人金	・	4	52	75	57
本来の退職者退職年金	人金	・	3,191	63,967	69,874	58,468
在職年通算者退職年金	人金	・	1,279	1,826	2,039	1,929
恩給財団継続者退職年金	人金	・	798,952	1,093,418	1,270,964	1,254,957
沖縄私学継続者退職年金	人金	・	1,730	2,403	1,821	4,507
切替厚年継続者退職年金	人金	・	1,058,865	1,073,981	780,163	1,902,503
減額退職年金	人金	1,745	1,572	61	43	39
通算退職年金	人金	3,593,172	3,447,864	89,430	67,881	57,995
障害年金	人金	・	・	・	・	・
遺族年金	人金	46	28	2	1	・
通算遺族年金	人金	117,575	78,307	5,387	2,913	・
減額退職年金	人金	6	1	1	・	・
通算退職年金	人金	7,556	877	1,651	・	・
障害年金	人金	189	230	4	9	3
遺族年金	人金	412,637	512,143	6,287	15,502	5,335
通算遺族年金	人金	51	53	10	5	7
障害年金	人金	81,059	80,194	13,181	6,496	9,447
遺族年金	人金	4,057	3,125	252	191	158
通算遺族年金	人金	2,100,564	1,759,103	102,589	77,621	65,851
障害年金	人金	155	124	186	87	83
遺族年金	人金	257,505	195,309	303,876	139,085	150,427
通算遺族年金	人金	703	159	13	17	4
障害年金	人金	592,337	138,602	8,930	13,138	4,199
遺族年金	人金	937	184	11	3	1
通算遺族年金	人金	208,197	39,428	1,924	388	135

(ii) 年度末現在

区	分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
合	計	69,121	76,513	83,862	90,152	97,318
退職共済年金	人金	54,329,091	65,165,194	72,160,235	78,501,404	87,902,565
障害共済年金	人金	・	1,249	6,975	12,927	19,151
遺族共済年金	人金	・	1,076,401	7,402,497	14,043,390	21,788,982
在職年金	人金	・	4	55	121	157
本来の退職者退職年金	人金	・	3,191	66,410	127,591	169,906
在職年通算者退職年金	人金	・	1,279	3,079	5,012	6,838
恩給財団継続者退職年金	人金	・	798,952	1,890,445	3,115,849	4,454,808
沖縄私学継続者退職年金	人金	・	1,730	3,613	4,431	5,887
切替厚年継続者退職年金	人金	・	1,058,865	1,837,596	2,131,114	2,648,646
減額退職年金	人金	12,783	14,030	13,725	13,385	13,072
通算退職年金	人金	22,950,049	26,287,120	25,789,699	25,146,662	24,982,551
障害年金	人金	594	561	530	486	439
遺族年金	人金	613,156	599,219	568,725	524,229	488,689
通算遺族年金	人金	1,075	1,055	1,022	980	923
障害年金	人金	1,833,603	1,916,806	1,873,310	1,808,265	1,782,043
遺族年金	人金	43	44	45	45	45
通算遺族年金	人金	51,932	53,702	55,473	55,496	56,767
障害年金	人金	1,547	1,746	1,717	1,685	1,653
遺族年金	人金	2,943,973	3,513,294	3,471,339	3,405,118	3,468,443
通算遺族年金	人金	335	387	394	395	401
障害年金	人金	442,068	529,830	540,654	543,178	562,412
遺族年金	人金	37,777	39,382	37,939	36,304	34,776
通算遺族年金	人金	16,788,370	20,041,010	19,386,978	18,528,044	18,425,326
障害年金	人金	868	928	984	985	974
遺族年金	人金	1,062,827	1,221,838	1,358,969	1,379,843	1,413,405
通算遺族年金	人金	8,244	8,206	8,040	7,829	7,617
障害年金	人金	6,235,693	6,416,460	6,318,155	6,152,388	6,131,323
遺族年金	人金	5,462	5,547	5,414	5,269	5,113
通算遺族年金	人金	1,081,978	1,329,983	1,306,025	1,270,306	1,279,833
障害年金	人金	393	365	330	298	270
遺族年金	人金	325,442	318,527	293,959	269,933	249,433

資料：私立学校教職員共済組合「事業年報」

第172表 私立学校教職員共済組合長期部門1人当たり金額

(単位 円)

区	分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
《年 金》						
新規裁定		934,288	943,647	862,342	889,565	841,089
退職共済年金		・	861,810	1,104,303	1,115,441	1,183,061
障害共済年金		・	797,675	1,230,137	931,653	1,025,747
遺族共済年金		・	624,669	598,805	623,327	650,574
在職年金		・	612,060	446,933	428,425	422,122
本来の退職者退職年金		2,059,124	2,193,298	1,466,066	1,578,637	1,487,046
在職年通算者退職年金		・	・	・	・	・
恩給財団継続者退職年金		2,555,983	2,796,664	2,693,350	2,913,400	・
沖縄私学継続者退職年金		1,259,350	877,000	1,651,000	・	・
切替厚年継続者退職年金		2,183,262	2,226,707	1,571,725	1,722,389	1,778,333
減額退職年金		1,589,382	1,513,089	1,318,090	1,299,220	1,349,514
通算退職年金		517,763	562,913	407,098	406,393	416,777
障害年金		1,661,325	1,575,073	1,633,739	1,598,683	1,812,376
遺族年金		842,584	871,711	686,885	772,835	1,049,775
通算遺族年金		222,196	214,284	174,927	129,167	135,400
年度末現在		786,000	851,688	860,464	870,767	903,269
退職共済年金		・	861,810	1,061,290	1,086,361	1,137,746
障害共済年金		・	797,675	1,207,451	1,054,471	1,082,204
遺族共済年金		・	624,669	613,980	621,678	651,478
在職年金		・	612,060	508,607	480,956	449,914
本来の退職者退職年金		1,795,357	1,873,636	1,879,031	1,878,720	1,911,150
在職年通算者退職年金		1,032,249	1,068,127	1,073,066	1,078,661	1,113,186
恩給財団継続者退職年金		1,705,677	1,816,877	1,832,984	1,845,169	1,930,708
沖縄私学継続者退職年金		1,207,723	1,220,489	1,232,738	1,233,242	1,261,484
切替厚年継続者退職年金		1,903,020	2,012,196	2,021,747	2,020,842	2,098,272
減額退職年金		1,319,605	1,369,069	1,372,219	1,375,133	1,402,522
通算退職年金		444,407	508,888	511,004	510,358	529,829
障害年金		1,224,455	1,316,636	1,381,066	1,400,856	1,451,134
遺族年金		756,392	781,923	785,840	785,846	804,952
通算遺族年金		198,092	239,766	241,231	241,090	250,310
恩給財団年金		828,096	872,676	890,785	905,815	923,827
《一時金》						
脱退一時金		1,296,943	1,423,415	1,570,432	1,654,079	2,146,404
退職一時金		84,925	91,256	・	・	358,130
返還一時金		1,365,757	1,226,406	486,181	1,067,300	745,556
障害一時金		2,669,600	2,836,000	2,538,000	1,758,350	1,051,200
遺族一時金		・	・	・	・	・
死亡一時金		1,124,957	281,975	436,869	562,825	1,307,025
特例死亡一時金		2,462,825	2,933,167	2,103,914	2,349,540	1,950,400
恩給財団給付一時扶助金		823,343	866,896	879,587	810,848	787,122

資料：私立学校教職員共済組合「事業年報」

第173表 私立学校教職員共済組合短期経理状況

(単位 千円)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
収 入	77,430,214	82,213,203	91,920,046	98,437,983	103,507,370
掛 金	75,955,252	80,580,201	84,903,988	89,237,746	101,072,248
利息及び配当金	1,094,789	1,050,279	805,273	486,991	115,390
延滞金	26,232	36,167	19,924	8,590	17,023
損害賠償金	72,821	71,649	97,734	110,951	67,267
事業雑収入	65	1	—	—	1,216
事業外収入	281,055	211,140	181,465	296,557	138,538
当期不足金	—	263,766	5,911,662	8,297,147	2,095,690
支 出	77,430,214	82,213,203	91,920,046	98,437,983	103,507,370
保健給付	53,419,668	57,319,281	60,654,666	65,027,208	67,661,849
災害給付	42,115	56,199	34,103	46,077	31,060
休業給付	2,050,316	1,929,177	2,041,560	1,999,456	1,917,414
附加給付	3,159,123	3,493,122	3,765,627	3,973,833	4,082,562
老人保健拠出金	11,490,614	14,506,406	18,948,714	19,913,644	22,259,322
退職者給付拠出金	3,062,821	3,933,583	5,422,782	6,368,170	6,371,020
財産処分損	2,925	—	—	—	—
その他の	891,397	975,435	1,052,594	1,109,596	1,184,143
当期利益金	3,311,234	—	—	—	—

資料：私立学校教職員共済組合調

第174表 私立学校教職員共済組合長期経理状況

(単位 千円)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
収 入	181,927,279	207,404,509	224,873,966	265,193,661	276,368,429
掛 金	99,468,671	105,537,630	111,110,267	116,632,581	123,373,768
補助金	13,565,203	21,359,714	23,637,019	35,850,989	28,427,721
国庫補助金	7,806,465	15,468,490	17,468,694	29,385,562	21,562,494
都道府県補助金	5,758,739	5,891,224	6,168,325	6,465,428	6,865,227
助成金	369,115	369,115	369,115	369,115	325,620
厚生保険特別会計からの繰入金	181	203	189	128	121
退職一時金等返還金	—	222,530	169,992	146,430	149,226
交付金	—	5,893,193	10,576,590	28,018,444	29,020,937
利息及び配当金	64,980,050	71,251,719	76,243,284	82,024,775	90,744,334
延滞金	26,223	36,145	19,917	8,585	17,017
事業雑収入	346	157	174	136	82,554
事業外収入	3,517,490	2,788,102	2,747,419	2,142,477	4,227,132
支 出	181,927,279	207,404,509	224,873,966	265,193,661	276,368,429
退職給付	42,415,747	51,088,102	56,956,648	62,016,157	69,515,998
障害給付	1,114,895	1,218,844	1,454,159	1,526,183	1,536,452
遺族給付	6,966,763	7,722,526	8,936,710	9,797,064	10,951,858
恩給財団給付	362,431	372,062	332,056	302,113	286,202
基礎年金拠出金	—	33,355,585	42,104,069	46,305,455	47,825,383
管理費	485	438	1,226	378	398
負担金	54,822	64,501	63,117	74,947	78,414
支払交付金	225	162	213	—	459
事業外支出	3,213	—	161	15	—
当期利益金	131,008,697	113,582,289	115,025,607	145,171,350	146,173,267
年度末現在責任準備金	2,328,022,589	1,721,510,829	1,842,574,037	1,981,367,415	2,357,890,274
整理資源等将来収入現価	1,215,647,499	565,809,355	594,820,725	613,473,092	808,178,988

資料：私立学校教職員共済組合調

第175表 私立学校教職員共済組合業務経理状況

(単位 千円)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
収 入	2,734,058	3,889,902	2,912,820	3,043,574	3,295,904
掛 金	2,071,388	2,195,858	2,312,687	2,428,935	2,578,549
補助金	289,895	312,126	333,883	345,688	399,081
利息及び配当金	235,736	229,032	224,378	242,520	274,374
事業雑収入	5	287	605	14	26,391
貸 貸 料	4,852	6,982	8,517	8,764	9,822
その他の	132,181	1,145,617	32,750	17,653	7,688
支 出	2,734,058	3,889,902	2,912,820	3,043,574	3,295,904
給与	1,178,850	1,248,901	1,291,984	1,337,126	1,467,602
委員手当	1,546	1,320	1,216	1,271	1,402
厚生費	86,577	94,494	94,224	98,132	105,186
旅 費	14,434	15,773	17,125	16,458	14,939
事務費	232,508	284,809	286,982	301,649	317,727
その他の	788,354	898,882	843,735	951,562	1,076,391
当期利益金	434,789	1,345,723	377,554	337,377	312,657

資料：私立学校教職員共済組合調

第176表 私立学校教職員共済組合保健経理状況

(単位 千円)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
収 入	3,316,505	3,486,458	3,661,856	3,823,166	4,070,565
掛 金	3,122,391	3,309,550	3,485,127	3,659,740	3,884,606
利息及び配当金	183,877	160,316	167,484	157,245	182,905
その他の	10,237	16,592	9,245	6,182	3,054
支 出	3,316,505	3,486,458	3,661,856	3,823,166	4,070,565
職員給与	138,417	139,662	146,749	161,447	173,370
厚生費	10,500	11,350	12,290	12,720	13,691
旅 費	19,679	21,386	25,972	22,278	24,842
事務費	10,714	11,350	13,045	12,337	13,201
他経理への繰入	1,727,923	1,773,704	1,999,534	2,148,832	1,899,173
その他の	996,114	1,127,252	1,198,291	1,307,917	1,396,946
当期利益金	413,158	401,754	265,975	157,635	549,342

資料：私立学校教職員共済組合調

10 農林漁業団体職員共済組合

第177表 農林漁業団体職員共済組合適用状況

年度末現在

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
団 体 数	12,775	12,676	12,570	12,352	12,060
組 合 員 数	488,127	492,551	493,899	494,333	495,697
男	317,457	318,743	319,091	318,565	318,076
女	170,670	173,808	174,808	175,768	177,621
平均標準給与月額	204,857	210,997	215,650	220,728	228,141
男	231,856	239,344	244,636	250,504	259,707
女	154,637	159,012	162,742	166,762	171,614

資料：農林漁業団体職員共済組合調

第178表 農林漁業団体職員共済組合組合員数（標準給与等級別）

平成2年3月末現在

標準給与等級	計	男	女	標準給与等級	計	男	女
合計	495,697	318,076	177,621				
第1級	80	1,913	164	第21級	300	23,045	19,773
2	86	1,879	186	22	320	19,244	17,229
3	92	4,345	479	23	340	15,728	14,431
4	98	7,922	1,170	24	360	12,607	11,745
5	104	9,653	1,659	25	380	11,917	11,279
6	110	13,994	3,284	26	410	9,940	9,559
7	118	17,545	5,000	27	440	6,430	6,219
8	126	18,116	6,368	28	470	4,414	4,294
9	134	18,510	7,559	29	500	3,011	2,945
10	142	18,318	8,514	30	530	9,563	9,383
11	150	19,953	10,217				
12	160	21,424	11,837				
13	170	21,745	12,976				
14	180	21,265	13,078				
15	190	20,759	12,982				
16	200	30,443	19,455				
17	220	38,782	25,830				
18	240	35,296	24,897				
19	260	31,092	23,718				
20	280	26,844	21,846				

資料：農林漁業団体職員共済組合調

第179表 農林漁業団体職員共済組合支給決定状況

(金額 単位 千円)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
合 計 件 数	605,249	550,384	627,608	673,541	719,782
金 額	146,407,157	157,467,469	183,793,678	198,440,595	218,797,327
退職共済年金 件 数	.	9,753	45,320	87,019	128,896
金 額	.	2,909,446	14,521,361	28,301,470	43,588,150
障害共済年金 件 数	.	56	514	1,195	1,905
金 額	.	15,775	158,542	345,553	529,755
遺族共済年金 件 数	.	2,476	12,378	23,825	35,242
金 額	.	556,992	2,801,672	5,095,089	7,791,929
退職年金 件 数	364,696	311,519	310,808	306,068	302,145
金 額	109,788,405	111,663,859	122,884,823	121,460,064	123,065,920
減額退職年金 件 数	25,451	23,215	24,239	24,781	25,304
金 額	5,780,080	6,449,258	7,401,185	7,600,455	7,954,259
通算退職年金 件 数	85,471	92,452	121,503	119,355	116,926
金 額	10,430,327	15,187,190	13,601,444	13,334,370	13,380,270
障害年金 件 数	13,242	11,108	11,239	11,272	11,190
金 額	3,424,470	3,372,711	3,846,234	3,971,618	3,950,895
遺族年金 件 数	108,506	90,835	89,887	88,457	86,811
金 額	16,323,134	16,443,520	17,857,260	17,622,467	17,811,904
通算遺族年金 件 数	7,625	8,787	11,634	11,467	11,283
金 額	458,705	726,250	660,376	652,056	656,754
脱退一時金 件 数	13	16	19	12	15
金 額	14,103	21,406	17,327	12,642	19,455
退職一時金 件 数	19	19	9	24	16
金 額	693	2,930	130	648	471
障害一時金 件 数	3	1	3	1	3
金 額	2,360	3,000	2,570	1,560	3,286
遺族一時金 件 数	0	1	0	0	0
金 額	0	37	0	0	0
返還一時金 件 数	144	89	15	15	9
金 額	113,620	78,924	13,567	9,135	7,183
死亡一時金 件 数	61	44	32	39	26
金 額	45,021	20,114	15,451	15,257	15,098
特例死亡一時金 件 数	18	13	8	11	11
金 額	25,839	16,057	11,736	18,213	21,998

資料：農林漁業団体職員共済組合調

第180表 農林漁業団体職員共済組合年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(金額 単位 千円)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
合 計 人 員	15,072	15,151	14,897	16,998	16,482
金 額	19,456,434	18,552,324	17,054,343	19,353,702	18,272,984
退職共済年金 人 員	.	5,649	9,312	11,229	11,093
金 額	.	6,985,965	12,697,615	15,274,759	14,146,017
障害共済年金 人 員	.	53	214	223	261
金 額	.	58,965	232,118	233,756	256,334
遺族共済年金 人 員	.	1,546	3,046	2,935	3,119
金 額	.	1,474,584	2,697,494	2,477,807	2,795,589
退職年金 人 員	7,734	3,574	75	62	34
金 額	14,482,879	7,022,626	108,556	86,883	54,457
減額退職年金 人 員	782	641	220	186	144
金 額	1,225,329	942,926	276,411	225,583	184,759
通算退職年金 人 員	3,874	2,842	1,772	2,174	1,687
金 額	1,625,849	1,286,828	699,066	813,448	648,911
障害年金 人 員	326	239	226	164	130
金 額	490,949	360,775	329,696	230,449	183,659
遺族年金 人 員	1,833	433	13	11	4
金 額	1,535,071	380,719	10,379	8,259	2,122
通算遺族年金 人 員	523	174	19	14	10
金 額	96,358	38,937	3,008	2,758	1,137

(ii) 年度末現在

(金額 単位 千円)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
合 計 人 員	152,201	162,888	172,061	183,053	193,899
金 額	188,402,352	191,591,310	204,597,242	219,251,681	239,829,036
退職共済年金 人 員	.	5,631	14,812	25,814	36,583
金 額	.	6,963,175	19,534,850	34,586,823	49,257,161
障害共済年金 人 員	.	53	256	449	686
金 額	.	58,965	277,897	479,890	713,546
遺族共済年金 人 員	.	1,544	4,557	7,403	10,387
金 額	.	1,472,857	4,134,269	6,565,544	9,598,667
退職年金 人 員	86,382	88,222	86,229	84,377	82,501
金 額	128,353,082	137,928,594	135,844,851	133,374,706	135,140,606
減額退職年金 人 員	5,576	6,174	6,324	6,452	6,526
金 額	6,464,956	7,619,351	7,849,120	8,010,079	8,391,043
通算退職年金 人 員	31,619	32,312	31,261	30,270	29,387
金 額	12,107,078	14,431,501	13,948,845	13,442,228	13,495,805
障害年金 人 員	3,079	3,180	3,223	3,246	3,205
金 額	3,742,218	9,127,972	4,237,532	4,286,358	4,365,404
遺族年金 人 員	22,737	22,841	22,505	22,188	21,814
金 額	17,225,218	18,329,632	18,117,716	17,864,189	18,212,052
通算遺族年金 人 員	2,808	2,931	2,894	2,854	2,810
金 額	509,799	659,262	652,163	641,863	654,752

資料：農林漁業団体職員共済組合調

第181表 農林漁業団体職員共済組合給付1人当たり金額

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
《年 金》					
新 規 裁 定	1,290,899	1,224,495	1,144,817	1,138,587	1,108,663
退職共済年金	.	1,236,673	1,363,576	1,360,296	1,275,220
障害共済年金	.	1,112,540	1,084,661	1,048,234	982,121
遺族共済年金	.	953,806	885,586	844,227	896,309
退職年金	1,872,625	1,964,921	1,447,409	1,401,342	1,601,676
減額退職年金	1,566,916	1,471,024	1,256,415	1,212,812	1,283,048
通算退職年金	419,682	452,789	394,507	374,171	384,654
障害年金	1,505,979	1,509,517	1,458,833	1,405,178	1,412,762
遺族年金	837,464	879,258	798,369	750,782	530,550
通算遺族年金	184,241	223,776	158,326	196,993	113,740
年 度 末 現 在	1,106,447	1,176,215	1,189,097	1,197,750	1,236,876
退職共済年金	.	1,236,579	1,318,853	1,339,847	1,346,449
障害共済年金	.	1,112,540	1,085,535	1,068,798	1,040,154
遺族共済年金	.	953,923	907,235	886,876	924,104
退職年金	1,485,878	1,563,426	1,575,396	1,580,700	1,638,048
減額退職年金	1,159,425	1,234,103	1,241,164	1,241,488	1,285,786
通算退職年金	382,905	446,630	446,206	444,078	459,244
障害年金	1,215,400	1,298,104	1,314,779	1,320,505	1,362,060
遺族年金	757,585	802,488	805,053	805,128	834,879
通算遺族年金	181,552	224,927	225,350	224,899	233,008
《一 時 金》					
退職一時金	36,468	154,194	14,483	26,987	29,411
脱退一時金	1,084,846	1,337,912	911,963	1,053,500	1,297,007
障害一時金	786,564	3,000,000	856,583	1,560,000	1,095,233
遺族一時金	-	37,152	-	-	-
返還一時金	789,028	886,784	904,442	608,987	798,156
死亡一時金	738,045	457,136	482,857	391,208	580,708
特例死亡一時金	1,435,489	1,235,162	1,466,975	1,655,709	1,999,818

資料：農林漁業団体職員共済組合調

第182表 農林漁業団体職員共済組合給付経理状況

(単位 千円)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
収入	232,348,205	301,716,034	326,116,247	358,128,014	334,698,112
掛入金	129,449,139	162,510,818	170,033,872	174,180,814	179,089,469
国庫補助金	22,558,199	30,666,183	33,761,274	65,177,049	36,695,882
基礎年金交付金	.	22,037,025	33,597,119	29,065,878	26,864,654
運用取入	78,620,344	82,665,551	85,040,082	86,436,444	88,746,241
受取延滞金	7	68	52	169	22
給付金返還金	261,647	1,310,023	883,736	376,412	351,685
事業外取入	3,869	6,367	112	1,247	159
その他の収入	1,455,000	2,520,000	2,800,000	2,890,000	2,950,000
支出	232,348,205	301,716,034	326,116,247	358,128,014	334,698,112
退職給付	126,127,228	136,313,013	158,439,837	170,718,783	188,015,708
障害給付	3,427,230	3,391,486	4,007,346	4,318,730	4,483,936
遺族給付	16,852,698	17,762,970	21,346,495	23,403,081	26,297,683
基礎年金拠出金	.	51,132,570	63,620,645	67,446,877	67,276,032
減価償却費	289	251	251	251	90
事業外支出	236,577	323,767	383,119	459,886	386,256
業務外経理へ繰入金	1,816,330	1,877,720	1,939,958	2,103,871	2,135,541
当期利益金	83,887,852	90,914,257	76,378,596	89,676,534	46,102,866
年度末現在責任準備金	4,456,603,194
年度末現在不足責任準備金	3,365,608,075
年度末現在給付準備金	.	1,181,909,375	1,258,287,971	1,347,964,505	1,394,067,371

(注) 1 昭和60年度までは年度末現在の責任準備金と積立金との差額を不足責任準備金として計上していたが、昭和61年度からは責任準備金の計上をやめ、積立金を給付準備金として処理を行うこととした。

2 「その他の収入」とは、相互扶助助成金をいう。

資料：農林漁業団体職員共済組合調

第183表 農林漁業団体職員共済組合業務経理状況

(単位 千円)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
収入	3,026,047	2,288,265	2,396,758	2,518,423	2,670,067
国庫補助金	285,143	299,969	327,255	337,179	386,706
受取利息	62,787	68,395	76,463	65,970	97,627
退職給与引当金戻入	822,855	-	-	-	-
雑収入	14,950	9,702	10,702	11,137	11,656
給付経理より繰入金	1,816,330	1,868,160	1,932,014	2,061,622	2,130,540
資産見返繰入金戻入	.	42,039	42,844	42,515	43,538
当期不足金	23,981	-	7,480	-	-
支出	3,026,047	2,288,265	2,396,758	2,518,423	2,670,067
人件費	1,041,952	1,232,912	1,286,635	1,338,558	1,386,598
事務費	1,005,698	1,012,621	1,067,279	1,137,182	1,240,100
償却費	43,693	41,449	41,377	42,116	43,205
退職給与引当金繰入	933,559	-	-	-	-
固定資産処分損等	1,145	590	1,468	398	333
当期剰余金(当期不足金)	-	693	-	169	-169

(注) 1 昭和57年度までは、雑収入の中に退職給与引当金戻入分を含めていたが、昭和58年度から60年度については、新たに退職給与引当金戻入勘定をたてて処理を行った。昭和61年度からは、退職給与引当金の戻入及び繰入という会計処理を行わず、退職手当の予算額をそのまま人件費の支出として処理することとした。

2 昭和61年度から、減価償却費と固定資産処分損に対して資産見返繰入金戻入勘定をたてて処理を行った。

資料：農林漁業団体職員共済組合調

11 船員保険

第184表 船員保険適用状況

年度末現在

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
《船舶所有者数》					
普通保険	9,570	9,313	9,230	9,132	9,877
漁船	4,221	4,047	4,040	3,995	4,655
その他	5,400	5,315	5,222	5,164	5,243
失業保険	6,752	6,558	6,440	6,289	6,240
《被保険者数》					
普通保険					
強制適用	165,666	156,584	146,549	138,429	132,205
漁船	80,241	76,789	73,503	69,392	64,237
その他	85,425	79,795	73,046	69,037	67,968
任意継続適用					
疾病年金	14,145	16,082	15,857	14,145	11,416
失業保険	415
失業保険	134,627	125,855	116,696	109,836	106,018
《被扶養者数》	393,680	369,215	343,795	314,721	297,287
(被保険者1人当り被扶養者数)	2.19	2.14	2.12	2.06	2.07
《平均標準報酬月額》					
普通保険					
(280,385)					
強制適用	286,743	285,834	290,405	291,752	304,955
(247,810)					
漁船	252,034	252,359	258,004	257,422	267,167
(310,982)					
その他	319,346	318,048	323,008	326,259	340,669
任意継続適用					
疾病年金	253,242	255,241	259,722	257,845	264,296
失業保険	155,520
失業保険	304,502	303,939	308,616	311,471	324,430

(注) 1 船舶所有者数の漁船、その他は延数である。

2 平均標準報酬月額の()は、年金部門の額である。

資料：社会保険庁調

第185表 船員保険被保険者数(標準報酬等級別)

平成2年3月末現在

標準報酬等級	標準報酬月額	普通保険(強制適用)			失業保険
		合計	漁船	その他	
総数	(千円)	132,205	64,237	67,968	106,018
第1級	68	230	229	1	24
2	72	53	52	1	3
3	76	49	48	1	10
4	80	139	135	4	39
5	86	172	170	2	113
6	92	215	195	20	90
7	98	460	425	35	82
8	104	454	444	10	132
9	110	646	624	22	251
10	118	854	802	52	342
11	126	923	821	102	270
12	134	1,009	818	191	454
13	142	1,117	941	176	466
14	150	1,808	1,437	371	757
15	160	2,317	1,760	557	1,258
16	170	2,226	1,575	651	1,178
17	180	2,823	1,936	887	1,606
18	190	2,650	1,765	885	1,525
19	200	5,689	3,771	1,918	3,412
20	220	7,958	5,267	2,691	5,512
21	240	10,132	6,339	3,793	7,506
22	260	11,843	6,578	5,265	9,388
23	280	12,540	6,360	6,180	10,535
24	300	11,555	5,339	6,216	9,968
25	320	10,315	4,557	5,758	9,142
26	340	7,870	2,363	5,507	7,393
27	360	6,736	1,936	4,800	6,334
28	380	6,638	1,699	4,939	6,279
29	410	5,989	1,553	4,436	5,711
30	440	4,445	1,110	3,335	4,245
31	470	3,058	721	2,337	2,961
32	500	2,364	605	1,759	2,291
33	530	1,626	376	1,250	1,582
34	560	1,245	298	947	1,198
35	590	1,079	269	810	1,051
36	620	674	168	506	659
37	650	481	127	354	469
38	680	356	110	246	349
39	710	1,467	514	953	1,433

資料：社会保険庁調

第186表 船員保険疾病部門給付決定状況

(金額 単位 千円)

区分	昭和60年度				平成元年度
	61	62	63	平均	
合計	3,709,305	3,574,561	3,436,801	3,233,980	3,038,800
被保険者分	62,802,324	61,622,795	59,162,007	55,468,598	52,846,145
診療費	1,217,699	1,184,231	1,143,375	1,082,273	1,034,662
薬剤の支給	37,956,867	36,899,482	35,033,357	32,662,846	31,246,040
療養費	1,032,323	1,006,632	974,049	922,794	880,741
高額療養費	3,989,369	3,780,760	3,564,453	3,267,891	3,022,434
看護費	24,024,412	24,147,677	23,177,784	21,696,865	20,901,873
移送費	80,770	79,475	77,639	74,684	74,376
傷病手当金	144,042	137,677	132,964	125,970	121,921
葬祭料	435,857	448,404	454,870	426,424	447,691
分娩費	30,614	30,052	29,578	28,689	28,491
出産手当金	582,929	441,191	410,333	364,173	415,910
育児手当金	1,371	1,363	1,311	1,086	1,172
被扶養者分	57,857	59,146	54,348	44,175	51,814
診療費	159	121	133	112	152
薬剤の支給	3,583	2,338	2,492	2,108	2,492
療養費	15,136	10,276	10,653	8,997	14,217
看護費	372	272	228	202	148
移送費	114,842	82,405	65,694	64,099	46,031
傷病手当金	(20,282)	(18,972)	(18,120)	(16,995)	(15,697)
葬祭料	71,277	65,585	59,695	54,085	48,967
分娩費	(566,718)	(524,640)	(504,742)	(480,158)	(439,070)
出産手当金	2,077,441	1,891,225	1,738,310	1,585,796	1,433,126
育児手当金	(4,341,928)	(4,106,601)	(3,942,564)	(3,850,370)	(3,632,432)
被扶養者分	12,304,282	11,340,599	10,466,216	9,726,011	9,044,238
診療費	(206)	(127)	(194)	(134)	(149)
薬剤の支給	777	700	704	600	595
療養費	(116,227)	(65,720)	(106,243)	(75,523)	(81,831)
看護費	417,700	365,632	387,097	327,906	320,092
移送費	14	10	11	7	7
家族葬祭料	2,650	2,000	2,200	1,400	1,400
配偶者分娩費	8	11	16	8	7
育児手当金	491	795	1,359	738	905
被扶養者分	1,175	2,132	4,138	2,784	2,762
診療費	14	10	11	6	6
薬剤の支給	28	20	22	12	12
療養費	2,491,354	2,390,003	2,293,147	2,151,468	2,003,932
看護費	24,826,270	24,699,662	23,843,127	22,783,132	21,584,151
移送費	2,256,457	2,156,214	2,065,630	1,932,974	1,790,886
家族葬祭料	6,317,392	5,913,987	5,606,184	5,171,073	4,737,042
配偶者分娩費	21,736,120	21,696,197	21,301,256	20,161,657	19,069,983
育児手当金	170,625	169,594	166,617	162,556	158,593
被扶養者分	313,561	304,441	296,991	287,754	276,337
診療費	436,147	445,574	459,459	463,437	481,087
薬剤の支給	42,594	43,756	42,325	38,611	38,583
療養費	205,767	211,732	203,604	187,876	200,118
看護費	8,016	8,285	7,683	7,469	7,053
移送費	393,087	433,857	405,772	381,094	353,549
家族葬祭料	115	136	103	141	114
配偶者分娩費	2,813	2,920	2,243	3,211	2,775
育児手当金	9,390	9,878	7,768	11,149	9,558
被扶養者分	10	8	10	10	7
診療費	416	334	608	406	224
薬剤の支給	2,278	2,219	1,984	1,887	1,806
療養費	922,296	903,003	827,409	779,179	768,595
看護費	5,686	4,947	4,440	3,953	3,471
移送費	1,111,900	989,400	888,000	790,600	694,200
家族葬祭料	5,573	4,844	4,355	3,867	3,419
配偶者分娩費	11,146	9,688	8,710	7,734	6,838
育児手当金	252	327	279	239	206
世帯合算高額療養費	19,187	23,651	26,064	22,620	15,953

(注) 1 ()内の数字は職務上を示す。(再掲)

2 老人保健による給付分を除く。

資料：社会保険庁調

第187表 船員保険疾病部門療養の給付及び家族療養費決定状況（診療費分）
（金額 単位 千円）

区分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
被保険者分					
件数	1,032,323	1,006,632	974,049	922,794	880,741
日数	3,989,369	3,780,760	3,564,453	3,267,891	3,022,434
金額	24,024,412	24,147,677	23,177,784	21,696,865	20,901,873
一般診療					
件数	841,000	817,598	791,152	748,444	715,012
日数	3,412,055	3,210,551	3,022,627	2,761,318	2,549,471
金額	20,909,705	20,914,843	20,057,721	18,754,315	18,087,400
入院					
件数	59,094	55,947	52,659	48,453	45,373
日数	1,157,819	1,091,582	1,011,299	918,457	839,195
金額	12,403,398	12,401,670	11,610,737	10,713,306	10,210,428
入院外					
件数	781,906	761,651	738,493	699,991	669,639
日数	2,254,236	2,118,969	2,011,328	1,842,861	1,710,276
金額	8,506,307	8,513,174	8,446,983	8,041,009	7,876,972
歯科診療					
件数	191,323	189,034	182,897	174,350	165,729
日数	577,314	570,209	541,826	506,573	472,963
金額	3,114,706	3,232,833	3,120,064	2,942,550	2,814,473
被扶養者分					
件数	2,256,457	2,156,214	2,065,630	1,932,974	1,790,886
日数	6,317,392	5,913,987	5,606,184	5,171,073	4,737,042
金額	21,736,120	21,696,197	21,301,256	20,161,657	19,069,983
一般診療					
件数	1,867,886	1,778,572	1,704,577	1,589,252	1,473,116
日数	5,220,975	4,862,585	4,611,383	4,234,045	3,884,093
金額	18,521,010	18,501,763	18,241,165	17,240,587	16,383,479
入院					
件数	50,260	47,042	45,105	41,901	39,183
日数	819,683	761,302	730,098	679,132	623,458
金額	8,740,262	8,701,779	8,525,847	7,896,517	7,336,133
入院外					
件数	1,817,626	1,731,530	1,659,472	1,547,351	1,433,933
日数	4,401,292	4,101,283	3,881,285	3,554,913	3,260,635
金額	9,780,748	9,799,983	9,715,318	9,344,070	9,047,347
歯科診療					
件数	388,571	377,642	361,053	343,722	317,770
日数	1,096,417	1,051,402	994,801	937,028	852,949
金額	3,215,111	3,194,434	3,060,091	2,921,069	2,686,503

(注) 第186表の(注)参照
資料：社会保険庁調

第188表 船員保険疾病部門給付諸率
（金額 単位 円）

区分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
《被保険者分》					
診療費					
被保険者1人当診療費	128,144	134,923	142,715	142,206	140,915
被保険者1,000人当件数	5,506	5,624	5,998	6,048	5,938
診療1件当日数	3.9	3.8	3.7	3.5	3.4
診療1件当金額	23,272	23,989	23,795	23,512	23,732
一般診療					
被保険者1人当診療費	111,530	116,860	123,504	122,919	121,940
被保険者1,000人当件数	4,486	4,568	4,871	4,905	4,820
診療1件当日数	4.1	3.9	3.8	3.7	3.6
診療1件当金額	24,863	25,581	25,353	25,058	25,297
入院					
被保険者1人当診療費	66,159	69,293	71,492	70,217	68,836
被保険者1,000人当件数	315	313	324	318	306
診療1件当日数	19.6	19.5	19.2	19.0	18.5
診療1件当金額	209,893	221,668	220,489	221,107	225,033
入院外					
被保険者1人当診療費	45,372	47,566	52,012	52,702	53,104
被保険者1,000人当件数	4,171	4,256	4,547	4,588	4,515
診療1件当日数	2.9	2.8	2.7	2.6	2.6
診療1件当金額	10,879	11,177	11,438	11,487	11,763
歯科診療					
被保険者1人当診療費	16,614	18,063	19,212	19,286	18,974
被保険者1,000人当件数	1,020	1,056	1,126	1,143	1,117
診療1件当日数	3.0	3.0	3.0	2.9	2.9
診療1件当金額	16,280	17,102	17,059	16,877	16,982
看護費					
被保険者1,000人当日数	19	13	15	14	17
1日当金額	4,224	4,395	4,275	4,268	5,705
傷病手当金					
被保険者1,000人当件数	380	366	368	354	330
被保険者1,000人当日数	11,081	10,567	10,703	10,394	9,654
1件当金額	172,626	172,915	175,328	179,828	184,701
葬祭料					
被保険者1,000人当件数	4.1	3.9	4.3	3.9	4.0
分娩費					
被保険者1,000人当件数	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1
出産手当金					
被保険者1,000人当件数	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1
1件当金額	146,906	193,787	258,625	347,972	394,568
《被扶養者分》					
診療費					
被保険者1人当診療費	115,938	121,225	131,161	132,143	68,574
被保険者1,000人当件数	12,036	12,048	12,719	12,669	6,440
診療1件当日数	2.8	2.7	2.7	2.7	2.7
診療1件当金額	9,633	10,062	10,312	10,430	10,648
一般診療					
被保険者1人当診療費	98,789	103,377	112,318	112,998	58,913
被保険者1,000人当件数	9,963	9,938	10,496	10,416	5,297
診療1件当日数	2.8	2.7	2.7	2.7	2.6
診療1件当金額	9,915	10,403	10,701	10,848	11,122
入院					
被保険者1人当診療費	46,620	48,620	52,497	51,755	26,380
被保険者1,000人当件数	268	263	278	275	32,533
診療1件当日数	16.3	16.2	16.2	16.2	15.9
診療1件当金額	173,901	184,979	189,022	188,457	187,227
入院外					
被保険者1人当診療費	52,170	54,756	59,821	61,243	32,533
被保険者1,000人当件数	9,695	9,675	10,218	10,142	5,156
診療1件当日数	2.4	2.4	2.3	2.3	2.3
診療1件当金額	5,381	5,660	5,854	6,039	6,309
歯科診療					
被保険者1人当診療費	17,149	17,849	18,842	19,145	9,660
被保険者1,000人当件数	2,073	2,110	2,223	2,253	1,143
診療1件当日数	2.8	2.8	2.8	2.7	2.7
診療1件当金額	8,274	8,459	8,475	8,498	8,454
看護費					
被保険者1,000人当日数	15	16	14	21	10
1日当金額	3,338	3,383	3,463	3,472	3,444
家族葬祭料					
被保険者1,000人当件数	12	12	12	12	6
配偶者分娩費					
被保険者1,000人当件数	30	28	27	25	11

(注) 第186表の(注)参照
資料：社会保険庁調

第189表 船員保険年金部門年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(金額 単位 千円)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
合 計 人 員	16,972	42	188	186	239
金 額	28,835,681	72,082	33,545	316,535	387,911
老 齢 年 金 人 員	11,281
金 額	42,869,231
通 算 老 齢 年 金 人 員	2,493
金 額	779,371
障 害 年 金 人 員	446	14	33	58	57
金 額	646,296	23,922	57,428	99,139	102,900
遺 族 年 金 人 員	2,303	28	155	128	176
金 額	2,453,205	48,160	273,117	217,396	285,011
通 算 遺 族 年 金 人 員	449
金 額	87,578

(ii) 年度末現在

(金額 単位 千円)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
合 計 人 員	138,812	42	229	411	633
金 額	211,140,098	72,082	397,709	708,806	1,091,519
老 齢 年 金 人 員	74,569
金 額	153,615,608
通 算 老 齢 年 金 人 員	15,855
金 額	5,390,428
障 害 年 金 人 員	6,859	14	47	104	157
金 額	9,809,883	23,922	81,850	182,322	282,648
遺 族 年 金 人 員	39,204	28	182	307	476
金 額	41,862,059	48,160	315,858	526,484	808,871
通 算 遺 族 年 金 人 員	2,325
金 額	462,121

(注) 1 老齢年金には養老年金を含む。
 2 遺族年金には、寡婦(かん夫)年金及び遺児年金を含む。
 3 昭和61年度からは新法分のみである。

資料：社会保険庁調

第190表 船員保険年金部門一時金裁定状況

(金額 単位 千円)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
合 計 件 数	642	384	444	520	511
金 額	1,655,628	992,963	1,173,594	1,321,530	1,378,362
脱 退 手 当 金 件 数	32
金 額	2,365
障 害 手 当 金 職 務 上 件 数	539	365	417	501	487
金 額	1,201,118	831,234	962,312	1,185,783	1,171,506
職 務 外 件 数	26
金 額	53,428
遺 族 一 時 金 件 数	40	19	24	17	24
金 額	360,599	161,730	193,040	123,696	206,856
そ の 他 の 一 時 金 件 数	5	—	3	2	—
金 額	38,117	—	18,242	12,051	—

(注) 昭和61年度からは新法分のみである。

資料：社会保険庁調

第191表 船員保険年金部門1人当たり金額

(i) 年 金

(金額 単位 円)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
新 規 裁 定 分	1,699,015	1,716,238	1,758,218	1,701,800	1,664,853
老 齢 年 金	2,204,524
通 算 老 齢 年 金	312,624
障 害 年 金	1,449,094	1,708,714	1,740,248	1,709,297	1,805,256
遺 族 年 金	1,065,221	1,720,000	1,762,044	1,698,403	1,619,381
通 算 遺 族 年 金	195,051
年 度 末 現 在	1,521,051	1,716,238	1,736,719	1,724,589	.
老 齢 年 金	2,060,047
通 算 老 齢 年 金	339,983
障 害 年 金	1,430,221	1,708,714	1,741,494	1,753,094	1,800,308
遺 族 年 金	1,067,801	1,720,000	1,735,486	1,714,933	1,699,308
通 算 遺 族 年 金	198,762

(ii) 一時金

(金額 単位 円)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
脱 退 手 当 金	73,902
障 害 手 当 金 職 務 上	2,228,420	2,277,353	2,307,702	2,366,833	2,405,556
職 務 外	2,054,906
遺 族 一 時 金	9,014,987	8,512,105	8,043,320	7,276,235	8,619,000
そ の 他 の 一 時 金	7,623,461	—	6,080,660	6,025,353	—

(注) 第189表の(注)参照。

資料：社会保険庁調

第192表 船員保険失業部門給付決定状況

(金額 単位 千円)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
合計	97,724	113,276	109,019	105,550	89,167
失業保険金	13,573,227	16,394,328	15,594,561	14,727,343	9,356,277
傷病給付金	12,710,434	15,431,824	14,679,921	13,534,622	8,460,270
技能習得手当	72,544	85,615	70,127	71,413	64,911
受講手当	4,969	5,999	7,327	10,251	7,381
通所手当	61,675	70,981	86,819	115,783	81,210
寄宿手当	32,582	44,833	52,982	78,807	53,809
再就職手当	5,567	4,521	6,154	7,021	6,222
高齢求職者給付金	1,487	1,742	1,781	2,420	1,834
移転費	63,100	78,740	89,910	113,180	85,470
失業保険金 月末受給者数(年間平均)	353,556	471,529	478,439	672,889	506,618
1,000人当たり失業者数	779	629	486	534	371
1件当たり日数	69,098	55,801	44,177	49,125	34,339
1日当たり金額	336,869	285,025	220,119	246,807	183,237
傷病給付金	500	547	536	468	536
1件当たり日数	23,107	25,244	25,008	20,786	17,886
1日当たり金額	6,021	7,083	6,551	6,160	4,001
1件当たり金額	43	54	54	54	37
1件当たり日数	24.0	24.4	24.3	24.3	23.8
1日当たり金額	5,939	6,081	6,149	6,119	6,078
1件当たり金額	142,586	148,554	149,277	148,386	144,761
1件当たり日数	24.7	26.5	24.1	26.8	25.8
1日当たり金額	5,814	6,040	6,027	6,585	5,914
1件当たり金額	143,367	160,028	145,191	176,327	152,372
1件当たり日数	21.0	20.1	20.1	19.1	18.7
1日当たり金額	590	590	590	590	590
1件当たり金額	12,412	11,832	11,849	11,295	11,003
1件当たり日数	28.1	28.8	32.1	29.7	27.5
1日当たり金額	319	320	318	325	318
1件当たり金額	8,979	9,208	10,223	9,644	8,739

(注) 1 通所手当の件数は、受講手当の支給と併せて支給を受けた件数を示し、件数の合計には含まない。
2 移転費は合計には含まない。

資料：社会保険庁調

第193表 船員保険収支状況

(単位 千円)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
収入	309,670,031	154,734,413	115,272,344	115,191,438	108,347,277
保険料	187,145,823	116,288,687	103,540,830	96,923,374	95,746,334
疾病給付	78,797,369	78,239,100	74,369,202	69,433,230	68,038,953
年金給付	89,108,421	19,144,211	11,997,638	10,961,203	11,345,219
失業給付	10,467,685	10,265,817	8,989,993	8,901,633	8,868,953
福祉施設	8,070,210	7,948,277	7,529,227	7,017,082	6,893,736
業務取扱費	702,137	691,282	654,770	610,226	599,473
利子	25,520,256	27,333,768	2,405,539	1,795,549	2,285,856
国庫負担金	54,986,694	8,094,247	7,750,117	15,476,824	9,225,699
疾病給付	2,700,000	2,700,000	2,700,000	2,700,000	3,000,000
年金給付	47,920,822	63,423	56,465	7,391,655	46,771
失業給付	3,014,115	4,032,867	3,630,325	4,037,420	4,843,227
業務取扱費	1,351,757	1,297,957	1,363,327	1,347,749	1,335,701
積立金より受入	40,200,000	—	—	—	289,137
雑収	1,398,660	926,871	733,101	827,721	800,251
前年度より繰越	418,599	2,090,840	842,757	167,970	—
支出	300,053,782	119,502,992	119,332,622	115,294,163	107,799,298
保険給付	273,484,989	79,273,388	76,610,049	72,721,676	64,858,351
疾病給付	63,160,984	61,792,658	59,522,254	56,010,360	53,325,459
年金給付	196,725,171	1,052,995	1,433,989	1,930,919	2,139,604
失業給付	13,598,834	16,427,735	15,653,806	14,780,397	9,393,288
老人保健拠出金	11,900,020	13,059,484	15,100,140	15,056,441	15,540,789
退職者給付拠出金	1,911,980	2,724,352	2,486,107	2,560,331	2,585,967
福祉施設費	8,337,421	8,027,990	7,991,993	7,858,629	7,541,536
業務取扱費	2,770,911	2,589,482	2,602,906	2,652,795	2,662,350
諸支出金	177,921	13,814,812	14,500,342	14,442,605	14,609,513
年金福祉事業団出資	945,839	—	—	—	—
厚生保険特別会計児童手当勘定へ繰入	524,700	13,484	41,085	1,686	792
収入支出差引	9,616,249	35,231,421	△4,060,278	△102,725	547,980
翌年度へ繰越	2,090,840	842,757	167,970	—	1,328,820
積立金へ繰入	7,525,409	34,388,664	—	—	—
積立金から補足	—	—	△4,228,248	△102,725	△780,841
年度末現在積立金	394,223,133	428,611,798	62,753,049	62,650,325	61,580,346

資料：社会保険庁調

第194表 船員保険保険料徴収状況

(単位 千円)

区分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
徴収決定額	200,049,551	127,327,479	113,076,440	105,247,695	103,130,898
現年度分	189,115,162	115,437,408	103,064,460	96,666,251	95,655,380
前年度からの繰越額	10,934,389	11,890,071	10,011,980	8,581,444	7,475,518
収納済額	187,145,823	116,288,687	103,540,830	96,923,374	95,746,334
不納欠損額	1,007,632	1,025,479	952,369	847,887	1,528,455
収納未済額	11,896,096	10,013,314	8,583,241	7,476,433	5,856,109
収納率 (%)	93.5	91.3	91.6	92.1	92.8

資料：社会保険庁調

12 雇用保険

第195表 雇用保険適用状況

(単位 所・人・枚)

区分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
《一般及び短期雇用特例被保険者関係》					
適用事業所数 ^(注1)	1,490,338	1,522,074	1,571,733	1,637,182	1,698,185
新規加入	84,962	89,605	103,575	116,358	109,705
廃止・脱退	61,612	61,800	56,574	53,382	52,286
被保険者数 ^(注1)	27,483,909	27,807,135	28,633,586	29,487,166	30,353,080
資格取得者数 ^(注2)	488,999	458,807	497,962	513,694	526,975
資格喪失者数 ^(注2)	431,373	431,686	428,244	441,783	453,508
《日雇労働被保険者関係》					
被保険者数 ^(注1)・3)	153,000	145,618	125,991	108,141	94,867
日雇労働被保険者手帳交付数	153,000	145,618	125,991	108,141	96,956

(注) 1) 適用事業所数、被保険者数は年度末現在。

2) 年度平均を示す。

3) 日雇労働被保険者手帳交付数より推計した。

資料：労働省職業安定局「雇用保険事業年報」

第196表 雇用保険適用状況(一般・高年齢及び短期雇用特例)(産業・規模別)

平成2年3月末現在 (単位 所・人)

区分	総数	4人以下	5~29人	30~99人	100~499人	500人以上
《事業所数》						
合計	1,698,185	910,414	620,370	120,798	40,787	5,816
農業	8,016	5,609	2,147	226	34	0
林業	3,867	2,574	1,111	174	8	0
漁業	2,797	2,026	677	78	14	2
鉱業	4,999	2,112	2,413	382	80	12
建設業	256,046	150,853	92,580	10,242	2,111	260
製造業	424,358	198,013	167,874	41,304	14,683	2,484
電気・ガス・熱供給・水道業	1,693	682	523	203	197	88
運輸・通信業	64,487	18,612	30,958	10,539	3,794	584
卸売・小売業・飲食店	432,093	251,662	146,276	24,881	8,207	1,067
金融・保険・不動産業	48,583	23,460	16,504	5,889	2,249	481
サービス業	439,190	247,423	155,603	26,149	9,194	821
公務	11,545	7,078	3,542	698	211	16
分類不能	511	310	162	33	5	1
《被保険者数》						
合計	30,353,080	1,728,291	6,945,971	6,232,625	7,902,545	7,543,648
農業	46,087	7,020	22,689	10,792	5,586	0
林業	24,428	2,843	12,314	8,228	1,043	0
漁業	18,507	2,193	7,854	3,584	2,663	2,213
鉱業	77,969	4,009	28,767	18,546	14,600	12,047
建設業	2,400,561	253,188	974,852	497,827	395,530	279,164
製造業	10,697,887	391,036	1,978,332	2,148,620	2,893,665	3,286,234
電気・ガス・熱供給・水道業	222,662	1,324	6,441	11,679	44,972	158,246
運輸・通信業	2,732,087	38,963	403,264	548,932	721,613	1,019,315
卸売・小売業・飲食店	6,180,021	477,720	1,589,436	1,272,891	1,588,667	1,251,307
金融・保険・不動産業	1,766,456	43,481	217,957	305,536	467,558	731,924
サービス業	6,027,799	494,487	1,661,538	1,368,961	1,725,164	777,649
公務	152,627	11,290	40,625	35,432	40,240	25,040
分類不能	5,989	737	1,902	1,597	1,244	509

資料：労働省職業安定局「雇用保険事業年報」

第197表 雇用保険給付状況

区 分	昭 和 63 年 度				平 成 元 年 度			
	初回受給者数(人)年度合計	受給者実人員(人)年度合計	給付額年度合計(千円)	受給月額(円)	初回受給者数(人)年度合計	受給者実人員(人)年度合計	給付額年度合計(千円)	受給月額(円)
失 業 給 付 計	—	—	1,041,036,757	—	—	—	980,854,723	—
I 一 般 求 職 者 給 付	—	—	771,008,676	—	—	—	718,986,320	—
基 本 手 当	—	—	761,022,662	—	—	—	709,716,159	—
基 本 分 (所定給付日数)	1,169,886	6,599,056	724,689,468	109,817	1,075,372	6,070,520	681,228,959	112,219
個 別 延 長 給 付	40,782	137,053	13,877,433	101,256	23,507	80,248	7,959,641	99,188
訓 練 延 長 給 付	32,393	158,756	21,039,567	132,528	30,108	143,861	19,321,359	134,306
広 域 延 長 給 付	0	0	0	0	0	0	0	0
特 例 訓 練 給 付	1,887	9,608	1,416,194	147,397	1,499	7,883	1,206,200	153,013
技 能 習 得 手 当	—	—	4,608,506	—	—	—	4,282,753	—
受 講 手 当	35,879	237,586	2,821,869	—	34,081	225,253	2,594,583	—
特 定 職 種 受 講 手 当	4,150	32,250	66,481	—	3,098	22,443	46,440	—
通 所 手 当	32,614	217,400	1,720,156	—	31,250	207,366	1,641,730	—
寄 宿 手 当	283	2,333	22,941	—	147	1,174	11,572	—
傷 病 手 当	14,470	39,877	5,354,567	—	13,015	36,357	4,975,836	—
II 高 年 齢 求 職 者 給 付	60,791	—	29,196,346	480,274	54,897	—	26,991,294	491,672
III 特 例 求 職 者 給 付	575,540	—	132,781,397	230,708	548,059	—	130,815,614	238,689
IV 日 雇 求 職 者 給 付	—	—	41,585,679	—	—	—	38,077,398	—
普 通 給 付	—	910,866	41,340,319	—	—	811,779	37,875,460	—
第 1 級	—	600,526	34,525,425	—	—	570,814	32,473,630	—
第 2 級	—	147,350	4,497,183	—	—	123,533	3,679,951	—
第 3 級	—	157,152	2,231,872	—	—	111,303	1,639,136	—
第 4 級	—	5,838	85,839	—	—	6,129	82,743	—
特 例 給 付	752	2,488	245,360	—	707	2,375	201,938	—
V 就 職 促 進 給 付	—	—	66,464,659	—	—	—	65,484,097	—
再 就 職 手 当	238,224	—	63,539,175	266,720	233,877	—	63,074,828	269,692
常 用 就 職 支 度 金	19,308	—	2,796,577	144,840	15,294	—	2,297,294	150,209
移 転 費	1,174	—	120,907	102,988	937	—	101,070	107,866
広 域 求 職 活 動 費	177	—	8,000	45,197	211	—	10,905	51,682

(注) 給付額は決算値である。

資料：労働省職業安定局「雇用保険事業年報」

第198表 労働保険保険料徴収状況(雇用勘定)

(単位 千円)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
《保険料収入》					
徴 収 決 定 済 額	1,408,442,607	1,451,915,699	1,487,257,759	1,618,430,521	1,755,877,034
収 納 済 歳 入 額	1,381,970,407	1,425,353,002	1,464,514,125	1,599,980,832	1,738,786,661
不 能 欠 損 額	1,415,797	2,869,015	3,474,170	1,282,898	1,134,461
収 納 未 済 歳 入 額	25,056,402	23,693,681	19,269,463	17,166,790	15,955,911
収 納 率 (%)	98.1	98.2	98.5	98.9	99.0
郵政事業特別会計より受入	2,438,055	2,324,707	2,156,345	2,026,311	1,819,966

資料：労働省職業安定局調

第199表 労働保険特別会計雇用勘定収支状況

(単位 千円)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
収 入	1,758,264,087	1,798,848,687	1,876,652,524	1,980,755,045	2,106,804,160
一 般 保 険 料	1,381,565,745	1,414,813,968	1,474,429,685	1,594,402,075	1,737,186,829
印 紙 保 険 料	2,842,716	2,638,531	2,465,995	2,332,488	2,095,887
郵政事業特別会計より受入	2,438,054	2,324,707	2,156,345	2,026,311	1,819,966
現 金 収 入	404,661	313,823	309,650	306,177	275,920
国 庫 負 担 金	306,780,362	286,052,036	297,510,000	252,424,669	222,132,816
求 職 者 給 付 費	305,930,362	285,202,036	296,660,000	251,574,669	221,282,816
業 務 取 扱 費	850,000	850,000	850,000	850,000	850,000
運 用 収 入	61,149,395	80,658,600	87,381,893	100,569,454	108,003,734
雇 用 安 定 資 金 よ り 受 入	—	—	—	—	—
雑 収 入	5,850,232	5,064,110	5,486,005	8,208,821	9,618,378
前 年 度 繰 越 資 金 受 入	75,635	9,621,441	9,378,943	22,817,537	27,766,514
支 出	1,397,716,517	1,499,207,906	1,604,861,896	1,600,044,001	1,624,243,370
失 業 給 付 費	1,107,781,149	1,194,070,540	1,191,997,702	1,041,036,757	980,354,723
一 般 求 職 者 給 付	807,978,444	890,267,832	900,331,238	771,008,676	718,986,320
高 年 齢 求 職 者 給 付	35,788,856	37,221,995	33,029,307	29,196,346	26,991,294
短 期 雇 用 特 例 求 職 者 給 付	146,922,295	145,575,155	139,277,206	132,781,397	130,815,614
日 雇 勞 働 求 職 者 給 付	54,145,231	52,718,738	47,027,164	41,585,679	38,077,398
就 職 促 進 給 付	62,946,323	68,286,820	72,332,787	66,464,659	65,484,097
業 務 取 扱 費	47,482,094	45,706,452	46,918,351	48,629,811	49,695,757
施 設 整 備 費	3,025,882	3,232,757	3,276,072	3,281,140	3,569,328
雇 用 安 定 等 事 業 費	153,989,020	181,211,575	253,279,192	405,976,402	491,339,379
雇 用 促 進 事 業 団 出 資	59,671,773	59,237,746	93,221,223	84,672,059	81,716,112
徴 収 勘 定 へ 繰 入	15,766,598	15,748,835	16,169,355	16,447,830	17,568,069
雇 用 安 定 資 金 へ 繰 入	10,000,000	—	—	—	—
収 支 差 引 残	360,547,569	299,640,780	271,790,627	380,711,045	482,560,789

資料：労働省職業安定局調

13 労働者災害補償保険

第200表 労働者災害補償保険適用状況及び給付件数

平成元年度

業種別	区分	事業場数	労働者数	療養補償給付	休業補償給付	障害補償一時金	遺族補償一時金	葬祭料	年金等支払	合計
全業種		2,342,024	41,249,304	3,229,228	879,334	40,759	768	3,894	1,078,376	5,232,359
林業		31,092	156,512	176,717	87,957	1,084	5	89	25,808	291,658
木材伐出業		17,461	68,332	115,430	57,433	689	4	75	21,559	195,190
その他の林業		13,631	88,180	61,287	30,524	395	1	14	4,247	96,468
漁業		6,904	57,179	10,718	3,021	126	—	22	5,480	19,367
海面漁業		5,033	44,697	8,016	2,174	82	—	15	4,853	15,140
定置網漁業又は海面魚類養殖業		1,871	12,482	2,702	847	44	—	7	627	4,227
鉱業		6,351	56,321	74,741	40,356	402	97	467	174,737	290,800
金属又は非金属鉱業		224	3,232	22,872	13,014	96	24	140	47,362	83,508
石炭鉱業		131	13,592	32,626	18,902	168	61	254	98,743	150,754
石灰石鉱業又はドロマイト鉱業		233	4,451	2,231	1,128	10	3	14	3,470	6,856
原油又は天然ガス鉱業		55	2,234	120	22	1	1	1	113	258
採石業		2,453	11,453	13,533	5,932	76	8	47	18,429	38,025
その他の鉱業		3,255	21,359	3,359	1,358	51	—	11	6,620	11,399
建設事業		603,231	5,545,040	737,833	287,946	10,495	247	1,306	334,668	1,372,495
水力発電施設等新設事業		1,916	53,584	43,505	22,403	210	22	153	70,419	136,712
道路新設事業		2,103	41,923	6,600	3,313	68	3	15	6,466	16,465
ほ装工事		5,385	92,138	9,444	3,893	153	2	19	5,088	18,599
鉄道又は軌道新設事業		222	9,772	1,303	623	15	4	8	2,853	4,806
建築事業		422,530	3,665,287	475,030	174,965	7,233	139	699	152,513	810,579
機械の組立据付事業		12,342	222,488	10,238	3,570	200	10	31	7,248	21,297
その他の建設事業		108,152	1,237,347	177,939	74,872	2,417	63	359	87,667	343,317
既設建築物設備工事		50,581	222,501	13,774	4,307	199	4	22	2,414	20,720
製造業		537,347	11,190,742	984,466	205,544	17,247	169	965	354,603	1,562,994
食料品製造業		51,545	1,181,460	103,702	20,181	1,473	16	54	17,245	142,671
繊維工業又は繊維製品製造業		51,390	1,060,382	62,137	12,434	873	6	43	15,590	91,083
木材又は木製品製造業		47,176	447,741	85,317	22,821	2,124	6	53	33,141	143,462
パルプ又は紙製造業		1,150	89,368	7,818	1,604	153	3	7	4,434	14,019
印刷又は製本業		27,832	378,143	22,598	3,098	348	1	15	5,410	31,470
化学工業		16,336	670,285	45,370	8,328	636	10	73	20,058	74,475
ガラス又はセメント製造業		1,854	84,453	6,836	1,333	93	1	10	2,983	11,256
窯業又は土石製品製造業		19,563	270,937	49,293	17,451	647	36	212	56,651	124,290
金属精錬業		1,868	224,436	11,269	2,899	238	4	36	10,346	24,792

業種別	区分	事業場数	労働者数	療養補償給付	休業補償給付	障害補償一時金	遺族補償一時金	葬祭料	年金等支払	合計
非鉄金属精錬業		1,193	56,383	7,856	2,093	115	2	12	3,168	13,246
金属材料品製造業		2,141	76,993	9,942	1,830	205	1	7	4,104	16,089
鋳物業		5,275	85,744	20,550	4,551	310	5	31	11,842	37,289
金属製品製造業又は金属加工業		76,501	992,650	171,274	37,071	3,756	14	87	58,670	270,872
めっき業		3,435	56,466	7,161	1,371	86	1	4	1,664	10,287
機械器具製造業		55,874	995,048	106,426	18,399	1,804	12	94	27,860	154,595
電気機械器具製造業		37,828	2,002,430	63,068	9,442	862	15	44	9,984	83,415
輸送用機械器具製造業		58,943	1,092,279	81,279	12,791	1,408	9	47	15,144	110,678
船舶製造又は修理業		6,618	97,448	22,863	8,859	499	3	27	17,076	49,327
計量器、光学機械、時計等製造業		8,517	353,511	11,577	1,497	124	4	5	1,762	14,969
その他の製造業		50,203	790,695	74,948	14,358	1,294	11	55	22,950	113,616
陶磁器製品製造業		2,952	65,740	5,865	1,837	69	8	48	13,148	20,975
洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業		2,137	23,069	2,662	445	72	—	—	750	3,929
貴金属、装身具、皮革製品等製造業		5,201	69,465	3,693	706	45	—	—	613	5,057
たばこ等製造業		1,815	25,616	962	145	13	1	1	10	1,132
運輸業		62,502	2,121,489	225,374	69,154	2,694	68	348	74,303	371,941
交通運輸事業		10,491	903,437	38,740	11,599	412	9	43	10,898	61,701
貨物取扱事業		49,775	1,158,546	167,483	50,960	1,817	52	277	51,589	272,178
港湾貨物取扱事業		971	26,441	6,573	2,254	142	1	12	3,538	12,520
港湾荷役業		1,265	33,065	12,578	4,341	323	6	16	8,278	25,542
電気、ガス、水道又は熱供給の事業		1,868	178,572	2,479	471	19	—	5	2,517	5,491
その他の事業		1,092,729	21,943,449	1,016,900	184,885	8,692	182	692	106,262	1,317,613
清掃、火葬又はと畜の事業		12,197	131,694	17,274	4,518	173	5	26	3,975	25,971
一般失業対策事業		571	31,622	3,241	740	42	—	1	1,219	5,243
ビルメンテナンス業		10,737	503,603	30,303	8,032	268	5	21	2,415	41,044
その他の各種事業		1,019,000	20,626,102	902,054	155,402	7,629	157	584	90,432	1,156,258
農業又は海面漁業以外の漁業		41,055	273,975	30,156	7,021	297	6	35	4,707	42,222
倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業		9,169	376,453	33,872	9,172	283	9	25	3,514	46,875

資料：労働省労働基準局調

第201表 労働者災害補償保険補償費支払状況

(金額 単位 千円)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
合計 件数	5,291,437	5,343,355	5,364,925	5,291,420	5,232,359
金額	705,935,593	724,260,350	725,922,490	733,379,996	741,378,235
療養補償給付 件数	3,213,191	3,267,815	3,315,412	3,283,304	3,229,228
日数	70,656,126	70,222,816	69,274,770	68,570,527	67,114,866
金額	234,809,391	236,289,831	232,960,564	232,736,786	230,073,817
休業補償給付 件数	1,000,669	981,795	942,619	909,762	879,334
日数	30,497,145	30,029,033	28,856,610	27,895,299	27,104,719
金額	135,145,245	136,022,075	133,496,028	132,240,834	132,824,488
障害補償一時金 件数	46,648	46,170	44,256	43,181	40,759
金額	63,442,391	65,246,679	63,788,184	63,802,473	62,625,199
遺族補償一時金 件数	735	699	704	773	768
金額	4,362,185	4,256,035	4,340,987	4,850,217	5,145,626
葬 祭 料 件数	3,903	3,609	3,570	3,789	3,894
金額	1,845,649	1,741,335	1,767,062	1,918,351	2,023,908
年金等支払 件数	1,026,291	1,043,267	1,058,364	1,050,611	1,078,376
金額	266,330,732	280,704,395	289,569,665	297,831,334	308,685,197
障害補償年金 件数	277,758	287,906	298,257	308,801	317,942
金額	78,617,967	84,511,864	90,448,016	95,406,497	100,910,795
遺族補償年金 件数	303,804	314,504	324,208	333,460	342,884
金額	105,451,205	112,149,204	115,796,256	119,590,586	125,721,226
傷病補償年金 件数	96,477	95,550	93,224	91,034	88,134
金額	50,770,420	52,172,999	51,414,731	51,157,672	50,871,594
傷病補償年金に係る 件数	348,252	345,307	342,675	317,316	329,416
療養補償給付 金額	31,491,140	31,870,328	31,910,662	31,676,579	31,181,582

(注) 通勤災害を含む。

資料：労働省労働基準局「労災保険事業月報」

第202表 労働者災害補償保険補償費平均支払状況

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
1日当たり療養補償給付	3,323.27	3,364.86	3,362.85	3,394.12	3,428.06
1日当たり休業補償給付	4,431.41	4,529.69	4,626.19	4,740.61	4,900.42
1件当たり療養日数	22.0	21.5	20.9	20.9	20.8
1件当たり休業日数	30.5	30.6	30.6	30.7	30.8
1件当たり障害補償一時金	1,360,024	1,413,183	1,441,345	1,477,559	1,536,475
1件当たり遺族補償一時金	5,934,946	6,088,741	6,166,175	6,274,538	6,700,034
1件当たり葬祭料	472,880	482,498	494,975	506,295	519,750
平均給付基礎日額	7,385.68	7,549.48	7,710.31	7,901.02	8,167.37
1日当たり療養補償費の平均給付基礎日額に対する比(%)	45.0	44.6	43.6	43.0	42.0

(注) 通勤災害を含む。

資料：労働省労働基準局調

第203表 労働保険保険料徴収状況(労災勘定)

(単位 千円)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
保険料徴収決定額	1,047,521,935	1,088,132,588	1,131,114,208	1,223,460,644	1,409,510,667
保険料収納額	1,018,094,193	1,057,557,086	1,103,932,507	1,198,256,368	1,388,016,325
不納欠損額	1,456,434	2,956,644	4,225,088	1,024,084	1,205,878
収納未済額	27,971,308	27,618,858	22,956,614	24,180,191	20,288,463
収納率(%)	97.2	97.2	97.6	97.9	98.5

資料：労働省労働基準局調

第204表 労働保険特別会計労災勘定収支状況

(単位 千円)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
収入	1,619,886,582	1,688,645,547	1,771,053,014	1,858,452,186	2,070,213,205
徴収勘定より受入	1,019,008,428	1,051,712,011	1,111,582,380	1,183,131,982	1,377,715,240
一般会計より受入	1,560,000	1,443,000	1,433,000	1,307,000	1,307,000
未経過保険料受入	24,169,008	24,301,222	27,877,369	33,608,824	41,049,448
支払備金受入	531,385,890	562,734,334	577,464,216	579,687,028	580,723,065
雑収入	43,763,256	48,206,338	52,448,221	60,344,023	67,566,942
前年度繰越資金受入	0	248,642	247,829	373,329	1,851,510
支出	978,968,683	1,003,814,910	1,008,789,976	1,021,500,920	1,057,233,491
保険給付費	705,935,593	724,260,350	725,922,490	733,379,996	741,378,234
業務取扱費等	34,165,028	35,179,775	36,205,566	37,478,562	39,486,642
労働福祉事業費	161,762,906	165,567,853	169,216,933	169,061,950	185,983,216
労働福祉事業団出資	19,647,291	20,102,991	22,945,446	22,294,957	24,844,328
他勘定へ繰入	57,457,865	58,703,941	54,499,541	59,285,455	65,541,071
収支差引残	640,917,899	684,830,637	762,263,038	836,951,266	1,012,979,714

資料：労働省労働基準局調

14 公務災害補償

第205表 国家公務員災害補償費支払状況

(金額 単位 千円)

区	分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
合	計	23,990	23,998	25,756	26,017	25,727
	件数	23,990	23,998	25,756	26,017	25,727
	金額	8,097,203	8,253,575	8,300,383	8,332,823	8,817,960
療	養	19,760	19,645	21,122	21,128	20,652
	件数	19,760	19,645	21,122	21,128	20,652
	金額	548,635	546,735	538,203	504,125	509,036
休	業	4,249,016	4,332,513	4,217,801	4,132,477	4,360,251
	件数	2,151	2,281	2,561	2,765	2,881
	日数	154,981	163,208	170,111	166,871	182,536
	金額	618,422	658,950	719,645	716,909	794,139
傷	病	70	70	66	59	61
	件数	70	70	66	59	61
	金額	158,242	164,249	144,935	146,472	143,331
障	害	463	465	465	464	471
	件数	463	465	465	464	471
	金額	734,950	723,278	732,381	747,445	769,928
障	害	261	209	194	215	250
	件数	261	209	194	215	250
	金額	370,661	338,758	273,075	282,563	401,623
遺	族	1,246	1,279	1,302	1,336	1,370
	件数	1,246	1,279	1,302	1,336	1,370
	金額	1,878,314	1,977,621	2,131,165	2,220,100	2,282,135
遺	族	3	6	5	8	7
	件数	3	6	5	8	7
	金額	23,140	33,244	32,844	47,694	34,892
葬	祭	28	43	38	41	33
	件数	28	43	38	41	33
	金額	16,790	24,963	24,536	25,653	19,556
障	害	2	—	2	—	—
	件数	2	—	2	—	—
	金額	1,790	—	15,177	—	—
障	害	1	—	—	—	—
	件数	1	—	—	—	—
	金額	4,405	—	—	—	—
遺	族	4	—	1	1	2
	件数	4	—	1	1	2
	金額	39,932	—	8,824	13,510	12,104
行	方	1	—	—	—	—
	不明	1	—	—	—	—
	金額	1,541	—	—	—	—

(注) 1 一般職の国家公務員に対するものである。
2 通勤災害を含む。

資料：人事院職員局「国家公務員災害補償統計」

第206表 国家公務員災害補償1件当たり補償費

区	分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
療	養	215,031	220,540	199,688	195,592	211,130
休	業	287,505	288,886	281,002	259,280	275,647
傷	病	2,260,592	2,346,408	2,195,991	2,482,580	2,349,695
障	害	1,587,365	1,555,436	1,575,012	1,610,873	1,634,666
障	害	1,420,159	1,620,850	1,407,603	1,314,245	1,606,494
障	害	1,507,475	1,546,225	1,636,840	1,661,752	1,665,792
障	害	7,713,211	5,540,639	6,568,880	5,961,780	4,984,508
障	害	599,638	580,527	645,684	625,674	592,609
障	害	894,983	—	7,588,500	—	—
障	害	4,405,040	—	—	—	—
障	害	9,982,950	—	8,824,000	13,510,000	6,051,958
障	害	1,540,908	—	—	—	—

資料：人事院職員局「国家公務員災害補償統計」

第207表 地方公務員災害補償費支払状況

(金額 単位 千円)

区	分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
合	計	51,685	52,391	47,952	45,438	42,206
	件数	51,685	52,391	47,952	45,438	42,206
	金額	15,258,835	15,844,472	16,273,481	16,028,811	16,034,456
療	養	40,877	43,357	39,410	37,289	33,986
	件数	40,877	43,357	39,410	37,289	33,986
	金額	867,733	872,188	830,136	776,203	723,942
休	業	6,641	4,804	4,272	3,827	3,877
	件数	6,641	4,804	4,272	3,827	3,877
	日数	185,276	178,552	176,900	158,068	162,704
	金額	1,183,576	1,182,905	1,178,174	1,083,324	1,168,394
傷	病	95	95	98	103	93
	件数	95	95	98	103	93
	金額	265,891	298,619	312,618	329,800	313,596
障	害	812	847	885	918	943
	件数	812	847	885	918	943
	金額	1,531,528	1,529,164	1,731,856	1,833,878	1,902,365
障	害	762	739	706	634	592
	件数	762	739	706	634	592
	金額	1,138,071	1,180,363	1,136,497	1,003,212	1,064,536
遺	族	2,371	2,450	2,508	2,559	2,627
	件数	2,371	2,450	2,508	2,559	2,627
	金額	4,149,962	4,259,258	4,643,891	4,852,673	5,003,471
遺	族	18	10	10	14	12
	件数	18	10	10	14	12
	金額	104,873	52,311	45,170	77,613	73,212
葬	祭	106	85	59	93	75
	件数	106	85	59	93	75
	金額	63,677	55,128	32,673	54,885	50,431
障	害	2	2	1	1	—
	件数	2	2	1	1	—
	金額	6,102	7,602	900	196	—
障	害	—	1	1	—	—
	件数	—	1	1	—	—
	金額	—	6,954	1,354	—	—
遺	族	1	1	2	—	1
	件数	1	1	2	—	1
	金額	10,432	16,975	11,239	—	2,000

(注) 1 通勤災害を含む。
2 休業補償については、特別補償経理分を含む。

資料：常勤地方公務員災害補償統計

第208表 地方公務員災害補償1件当たり補償費

区	分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
療	養	166,468	167,336	182,165	182,178	189,974
休	業	178,223	246,233	275,790	283,074	301,365
傷	病	2,798,850	3,143,360	3,189,976	3,201,937	3,372,004
障	害	1,886,118	1,805,389	1,956,899	1,997,689	2,017,354
障	害	1,493,531	1,597,243	1,609,770	1,582,354	1,798,202
障	害	1,750,300	1,738,472	1,851,631	1,896,316	1,904,633
障	害	5,826,284	5,231,140	4,516,970	5,543,769	6,100,977
障	害	600,730	648,559	553,777	590,162	672,412
障	害	3,050,931	3,801,164	899,694	196,024	—
障	害	—	6,953,624	1,353,940	—	—
障	害	10,432,000	16,975,000	5,619,500	—	2,000,400

(注) 1 通勤災害を含む。
2 休業補償については、特別補償経理分を含む。

資料：常勤地方公務員災害補償統計

第6節 高齢者保健（医療）福祉

1 総括

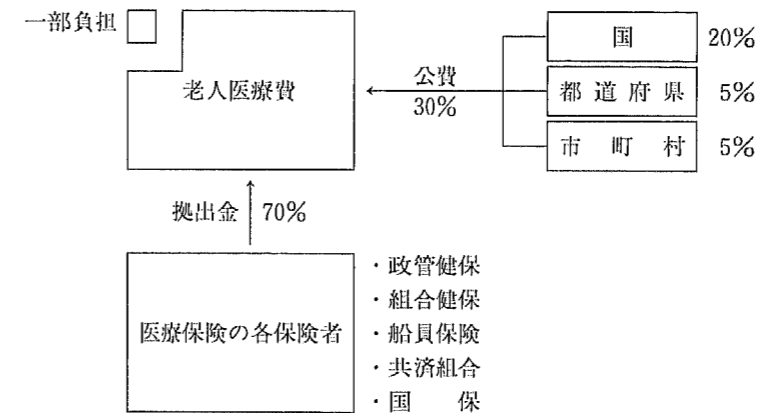
第209表 「高齢者保健福祉推進10か年戦略（ゴールドプラン）」の推進

事項	元年度予算	2年度予算	3年度予算	整備目標(11年度)
1. 在宅福祉対策の緊急整備				
(1) ホームヘルパー（訪問し介護を行う者）の充実	31,405人	35,905人 (+ 4,500人)	40,905人 (+ 5,000人)	100,000人
(2) ショートステイ（特別養護老人ホーム等に短期滞在する事業）の充実	4,274床	7,674床 (+ 3,400床)	11,674床 (+ 4,000床)	50,000床
(3) デイ・サービス（日帰りで介護サービスを受ける事業）の充実	1,080か所	1,780か所 (+ 700か所)	2,630か所 (+ 850か所)	10,000か所
(4) 在宅介護支援センターの充実	—	300か所	700か所 (+ 400か所)	10,000か所
(5) 「住みよい福祉のまちづくり事業」の推進	新規 30市町村	80市町村 (新規 50市町村)	100市町村 (新規 50市町村)	—
2. 「ねたきり老人ゼロ作戦」の展開				
(1) 機能訓練の充実				
① 機能訓練を行う場の確保（市町村保健センター等の活用）	3,849か所	4,316か所 (+ 467か所)	4,783か所 (+ 467か所)	—
② 機能訓練会場への送迎のためのリフト付バスの配備	—	1,054台	1,287台	—
(2) 脳卒中情報システムの整備	—	10県	15県 (+ 5県)	—
(3) 脳卒中、骨折等の予防のための健康教育等の充実	17,625百万円	17,779百万円	18,026百万円	—
3. 在宅福祉等充実のための長寿社会福祉基金	〔63年度 補正予算 100億円〕	〔元年度補正 予算追加出資 600億円〕	—	—
4. 施設の緊急整備（整備費）				
(1) 特別養護老人ホームの整備	8,000床	10,000床 (+ 2,000床)	10,000床	240,000床
(2) 老人保健施設の整備	150か所	250か所	275か所	3,500か所 (280,000床)
(3) ケアハウスの整備	200人	1,500人 (+ 1,300人)	3,000人 (+ 1,500人)	100,000人
(4) 高齢者生活福祉センターの整備	—	40か所	40か所	400か所
5. 高齢者の生きがい対策の推進				
(1) 「明るい長寿社会づくり推進機構」の設置	15県	30県 (+ 15県)	47県 (+ 17県)	—
(2) 「高齢者の生きがいと健康づくり推進モデル事業」	152市町村	304市町村 (新規152市町村)	304市町村 (新規152市町村)	—

事項	元年度予算	2年度予算	3年度予算	整備目標(11年度)
6. 長寿科学研究の推進 長寿科学総合研究経費	508百万円	1,002百万円	1,392百万円	—
7. 高齢者のための総合的な福祉施設の整備 「ふるさと21健康長寿のまちづくり事業」基本計画策定費	60百万円	60百万円	60百万円	—
8. ゴールドプラン推進支援方策 (平成3年度から実施のもの)				
(1) 福祉マンパワーの確保				
① 福祉人材情報センターの設置	—	—	15か所	—
② 福祉人材バンク事業の推進	—	—	95か所	—
(2) 在宅福祉サービス推進等事業	—	—	1,000百万円	—

総事業費約3,000億円 総事業費約4,200億円
〔長寿社会福祉基金への出資を加えると約3,600億円〕

第210表 老人医療費の負担



資料：厚生省「厚生白書」

第211表 老人病院、老人保健施設及び特別養護老人ホームの比較

	老人病院	老人保健施設	特別養護老人ホーム
機能	治療機能	家庭復帰・療養機能	家庭と同じ機能
対象者	病状の急性期又は慢性期の治療を必要とする老人	病状安定期にあり、入院治療をする必要はないが、リハビリ、看護・介護を必要とするねたきり老人等	在宅での介護が困難なため生活の場を必要とするねたきり老人
入院の要件	・療養が必要な場合（治療が重点）	・リハビリ、看護・介護等の施設療養が必要な場合（入院治療は要さない）	・常時の介護が必要な場合（入院治療は要さない） ・居室での介護が困難
費用の支払	医療費 ・老人診療報酬による出来高払	療養費 ・老人保健施設療養費を支給 ・生保対象者には医療扶助（226,770円）	措置費 ・生活費全般について措置費を支給（月22万円程度）
財源	保険者拠出金 7割 国 2割 県・市町村 1割	同左	国 1/2 県又は市 1/2
利用者負担	一部負担 ・月 12,000円（入院）	利用者負担 ・施設ごとに設定（5万円程度） ・生保対象者には一定額の生活扶助	費用徴収 ・本人の所得に応じ負担（平均2万円程度）
利用手続	病院と個人の契約	施設と個人の契約	福祉事務所長の入所措置
開設者	医療法人、国、地方自治体、社会福祉法人、公益法人、厚生連、日赤、社会保険関係団体、医師等	医療法人、社会福祉法人、地方自治体その他告示で定める者	社会福祉法人、地方自治体
開設許可等	都道府県知事の許可	都道府県知事の許可	都道府県の設置一許認可不要 市町村の設置一知事への届出 社会福祉法人の設置一知事への認可
施設	病室（1人当たり4.3㎡以上） 診察室 手術室 処置室 臨床検査室等 廊下幅 片廊下1.2m以上 中廊下1.6m以上	療養室（1人当たり8㎡以上） 診察室 機能訓練室 談話室 食堂 浴室等 廊下幅 片廊下1.8m以上 中廊下2.7m以上	居室（1人当たり8.25㎡以上） 医務室 機能回復訓練室 食堂 浴室等 廊下幅 片廊下1.8m以上 中廊下2.7m以上
スタッフ	（特例許可老人病院） 医師 3人 看護婦 17人 介護職員 13人 その他 薬剤師・診療放射線技師、臨床検査技師等	医師 1人（常勤） 看護婦 8人 介護職員 20人 その他 OT・PT、相談指導員等	医師 1人（非常勤で可） 看護婦 3人 介護職員 22人 その他 生活指導員、機能回復訓練指導員等

資料：厚生省「厚生白書」

2 老人福祉

第212表 老人福祉施設の施設数及び在所者数

10月1日現在

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
総 数	4,610	4,787	4,972	5,170	5,350
施設数	201,044	208,471	216,383	225,115	233,147
養護老人ホーム 施設数	944	944	945	945	949
在 所 者 数	66,452	66,136	65,826	65,480	65,238
特別養護老人ホーム 施設数	1,619	1,731	1,855	1,995	2,125
在 所 者 数	118,959	126,332	134,461	143,496	151,743
軽費老人ホーム 施設数	280	286	288	288	290
在 所 者 数	15,633	16,003	16,096	16,139	16,166
老人福祉センター 施設数	1,767	1,826	1,884	1,942	1,986

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉施設調査報告」

第213表 ホームヘルパー設置団体数・ホームヘルパー数及び派遣対象世帯数

年度末現在

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
設 置 市 町 村 数	3,241	3,237	3,230	3,237	3,248
運営委託している市町村数（再掲）	1,517	1,572	1,596	1,689	1,873
ホ ー ム ヘ ル パ ー 数	14,973	15,914	17,486	19,180	23,151
派 遣 対 象 世 帯 数	75,235	78,456	82,776	87,867	102,757
老 人 世 帯	54,763	56,912	60,237	63,064	72,336
被 保 護 世 帯	17,646	17,619	16,610	16,063	16,533
そ の 他 の 世 帯	37,117	39,293	43,627	47,001	55,803
	(15,229)	(16,155)	(17,159)	(18,649)	(23,045)
そ の 他 の 世 帯	20,472	21,544	22,539	24,803	30,421
	(1,319)	(1,306)	(1,287)	(1,392)	(1,276)
被 保 護 世 帯	2,665	2,805	2,746	2,886	2,878
	(13,910)	(14,849)	(15,872)	(17,257)	(21,769)
そ の 他 の 世 帯	17,807	18,739	19,793	21,917	27,543

（注）（ ）内は、老人同居世帯の再掲である。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第214表 年齢階級及び性別ねたきり者数

（単位 千人）

年 齢 階 級	昭 和 61 年					平 成 元 年				
	総 数	ねたきり者数			ねたきり者の割合 (人口千対)	総 数	ねたきり者数			ねたきり者の割合 (人口千対)
		計	男	女			計	男	女	
総 数	12,628	282	120	163	22.3	14,239	335	132	203	23.5
65歳～69歳	4,276	26	14	11	6.0	4,929	30	15	15	6.1
70歳～74歳	3,575	43	25	18	11.9	3,782	49	26	23	13.1
75歳～79歳	2,571	61	30	31	23.6	2,934	75	33	43	25.7
80歳～84歳	1,383	70	28	43	51.0	1,636	70	27	44	43.0
85歳以上	821	82	22	60	100.4	956	110	31	79	115.2

（注）ねたきり者数には、在宅者のみで入院者は含まれていない。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

3 老人医療

第215表 老人医療費と国民医療費の推移

年 度	老人医療費		国民医療費		老人医療費の 国民医療費に 対する割合	国民所得に対する割合	
	実 数	伸 率	実 数	伸 率		老人医療費	国民医療費
	億円	%	億円	%	%	%	%
昭和48年度	4,289		39,496		10.9	0.45	4.12
49	6,652	55.1	53,786	36.2	12.4	0.59	4.78
50	8,666	30.3	64,779	20.4	13.4	0.70	5.22
51	10,780	24.4	76,684	18.4	14.1	0.77	5.46
52	12,872	19.4	85,686	11.7	15.0	0.83	5.50
53	15,948	23.9	100,042	16.8	15.9	0.93	5.82
54	18,503	16.0	109,510	9.5	16.9	1.02	6.01
55	21,269	14.9	119,805	9.4	17.8	1.07	6.00
56	24,281	14.2	128,709	7.4	18.9	1.16	6.14
57	27,487	(13.2)	138,659	7.7	19.8	1.25	6.32
58	33,185	(20.7)	145,438	4.9	22.8	1.44	6.30
59	36,098	8.8	150,932	3.8	23.9	1.48	6.20
60	40,673	12.7	160,159	6.1	25.4	1.57	6.17
61	44,377	9.1	170,690	6.6	26.0	1.65	6.34
62	48,309	8.9	180,759	5.9	26.7	1.71	6.42
63	51,593	6.8	187,554	3.8	27.5	1.72	6.27
平成元年度	55,578	7.7	197,290	5.2	28.2	1.75	6.20

(注) 1 国民医療費は「平成元年度国民医療費」(厚生省大臣官房統計情報部)による。

2 国民所得額は経済企画庁発表による。

資料：厚生省大臣官房老人保健福祉部調

第216表 老人医療対象者数

(年度平均)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
総 数	8,156,884	8,484,486	8,804,624	9,084,366	9,362,828
政府管掌健康保険 一般被保険者	1,351,592	1,384,583	1,428,011	1,483,223	1,553,023
日雇特例被保険者	40,584	31,850	18,866	15,307	13,357
組合管掌健康保険	817,019	838,043	855,139	869,483	881,645
船員保険	31,383	30,890	30,231	28,898	27,835
国民健康保険	5,446,825	5,729,969	6,005,478	6,225,151	6,425,420
共 済 組 合	469,482	469,151	466,900	462,303	461,549

(注) 保険者からの報告の集計である。

資料：厚生省大臣官房老人保健福祉部調

第217表 老人医療受給対象者数及び老人医療費の推移

年 度	老人医療受給対象者数	対前年度比	老人医療費	対前年度比	1人当たり老人医療費	対前年度比
	千人	%	億円	%	千円	%
昭和48年度	4,237		4,289		101	
49	4,493	6.0	6,652	55.1	148	46.3
50	4,700	4.6	8,666	30.3	184	24.5
51	4,894	4.1	10,780	24.4	220	19.5
52	5,146	5.1	12,872	19.4	250	13.6
53	5,408	5.1	15,948	23.9	295	17.9
54	5,675	4.9	18,503	16.0	326	10.6
55	5,907	4.1	21,269	14.9	360	10.4
56	6,158	4.3	24,281	14.2	394	9.5
昭和57年度	6,465	(5.0)	27,487	(13.2)	425	(7.8)
58	7,491	(15.9)	33,185	(20.7)	443	(4.2)
59	7,823	4.4	36,098	8.8	461	4.2
60	8,157	4.3	40,673	12.7	499	8.1
61	8,484	4.0	44,377	9.1	523	4.9
62	8,805	3.8	48,309	8.9	549	4.9
63	9,084	3.2	51,593	6.8	568	3.5
平成元年度	9,362	3.1	55,578	7.7	594	4.5

(注) 老人医療費は、昭和58年1月以前は旧老人医療費支給制度の対象者に係るものであり、昭和58年2月以降は老人保健法による医療の対象者に係るものであって、老人保健制度の創設に伴う対象者の拡大のため昭和56年度と57年度、57年度と58年度は単純に比較できない。

資料：厚生省大臣官房老人福祉部調

第218表 制度別老人医療費の状況

	年 度	被 用 者 保 険						国民健康保険			合 計
		政管一般	組 合	日雇特例	船 保	共 済	小 計	市町村	組 合	小 計	
実 額 (億円)	昭和58年度	5,932	3,473	179	149	2,048	11,781	20,625	779	21,403	33,185
	59	6,323	3,698	177	153	2,137	12,488	22,750	860	23,610	36,098
	60	7,015	4,099	166	163	2,296	13,739	25,968	966	26,934	40,673
	61	7,508	4,417	130	168	2,391	14,614	28,707	1,056	29,763	44,377
	62	8,127	4,724	62	169	2,482	15,565	31,578	1,166	32,745	48,309
	63	8,766	4,936	57	165	2,537	16,460	33,863	1,269	35,133	51,593
	平成元年度	9,601	5,207	51	166	2,635	17,660	36,533	1,385	37,918	55,578
構 成 比 (%)	昭和58年度	17.88	10.47	0.54	0.45	6.17	35.50	62.15	2.35	64.50	100.00
	59	17.52	10.24	0.49	0.42	5.92	34.59	63.02	2.38	65.41	100.00
	60	17.25	10.08	0.41	0.40	5.65	33.78	63.84	2.38	66.22	100.00
	61	16.92	9.95	0.29	0.38	5.39	32.93	64.69	2.38	67.07	100.00
	62	16.82	9.78	0.13	0.35	5.14	32.22	65.37	2.41	67.78	100.00
	63	16.99	9.57	0.11	0.32	4.91	31.90	65.64	2.46	68.10	100.00
	平成元年度	17.29	9.37	0.09	0.30	4.75	31.70	65.80	2.49	68.30	100.00

資料：厚生省大臣官房老人保健福祉部調

第219表 老人医療費（診療費）の状況

区分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
総件数	109,408,832	115,946,868	119,526,991	126,141,557	132,169,499
日数	546,153,757	572,669,273	594,384,252	617,028,171	634,432,932
金額(千円)	3,898,643,172	4,244,457,101	4,610,404,727	4,913,827,620	5,257,261,285
入院件数	7,452,299	7,868,462	8,308,293	8,842,910	9,209,310
日数	175,883,737	185,629,570	195,455,996	205,987,784	212,929,544
金額(千円)	2,251,901,070	2,434,312,948	2,624,659,845	2,779,821,727	2,939,982,962
入院外件数	95,321,163	100,791,443	103,793,379	109,279,388	114,516,191
日数	348,911,977	363,603,817	374,484,490	385,206,044	394,816,436
金額(千円)	1,543,310,834	1,692,353,907	1,860,536,589	1,997,539,247	2,174,276,336
歯科件数	6,635,370	7,286,963	7,425,319	8,019,259	8,443,998
日数	21,358,043	23,435,886	24,443,766	25,834,343	26,687,012
金額(千円)	103,431,268	117,790,247	125,208,293	136,466,646	143,001,986

(注) 金額は一部負担金を含む。

資料：厚生省大臣官房老人保健福祉部調

第220表 老人医療費の状況

区分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
総件数	121,915,772	129,844,420	134,253,253	142,216,809	149,971,804
金額(千円)	4,067,322,836	4,437,867,165	4,830,917,288	5,159,286,671	5,557,826,307
診療費件数	109,408,832	115,946,868	119,526,991	126,141,557	132,169,499
金額(千円)	3,898,643,172	4,244,457,101	4,610,404,727	4,913,827,620	5,257,261,285
薬剤の支給件数	9,552,563	10,584,992	11,251,265	12,256,963	13,491,855
金額(千円)	78,454,387	90,164,906	103,684,712	113,276,437	131,221,241
医療の支給件数	2,954,377	3,312,560	3,474,997	3,801,582	4,158,047
金額(千円)	90,225,277	103,045,158	116,827,849	129,562,535	144,080,237
施設療養費件数	—	—	—	16,707	152,403
金額(千円)	—	—	—	2,620,078	25,263,543
1人当たり医療費(円)	498,637	523,033	548,680	567,930	593,606

(注) 金額は一部負担金を含む。

資料：厚生省大臣官房老人保健福祉部調

第221表 開設者別老人施設数、病床数（実数、構成割合(%)）

昭和62年10月1日現在

	総数		特例許可老人病院		特例許可外老人病院	
	施設数(%)	病床数(%)	施設数(%)	病床数(%)	施設数(%)	病床数(%)
総数	834(100.0)	110,467(100.0)	787(100.0)	107,432(100.0)	50(100.0)	3,035(100.0)
公的医療機関	18(2.2)	1,611(1.5)	17(2.2)	1,395(1.3)	1(2.0)	216(7.1)
社会保険関係団体	—	—	—	—	—	—
医療法人	407(48.8)	64,772(58.6)	390(49.6)	63,628(59.2)	19(38.0)	1,144(37.7)
個人	384(46.0)	41,150(37.3)	358(45.5)	39,669(36.9)	27(54.0)	1,481(48.8)
その他	25(3.0)	2,934(2.7)	22(2.8)	2,740(2.6)	3(6.0)	194(6.4)

資料：厚生省大臣官房統計情報部「医療施設調査」

第222表 老人病院等の区別状況

区分	昭和63年度	平成元年度	平成2年度	都市日 道府県 町村赤 会連 合	厚生保 生保組 合	国保組 合	公法 益法 人	医法 療法 人	学法 校法 人	会法 社	個 他 法 人	計					
全病院数	9,699 (100)	10,034 (100)	10,034 (100)	1	11	1	1	2	0	20	605	0	0	9	431	1,081	
老人病院	特例 許可	848 (8.7)	1,018 (10.1)	1,081 (10.8)	0	2	0	0	0	0	6	28	0	1	1	53	91
院	特例 許可外	58 (0.6)	99 (1.0)	91 (0.9)	1	13	1	1	2	0	26	632	0	1	10	482	1,169
院	合計	906 (9.3)	1,114 (11.1)	1,169 (11.7)	1	41	2	0	3	1	0	26	0	0	2	20	96
知事認 定病院	314 (3.2)	104 (1.0)	96 (1.0)														

資料：厚生省大臣官房老人保健福祉部老人福祉課調

第223表 老人医療費の負担の状況

(単位 億円 %)

区分	昭和61年度		昭和62年度		昭和63年度		平成元年度	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
公費	13,075	29.5	13,992	29.0	14,947	28.9	16,119	29.0
国	8,717	19.6	9,328	19.3	9,965	19.3	10,746	19.3
道府県	2,179	4.9	2,332	4.8	2,491	4.8	2,687	4.8
市町村	2,179	4.9	2,332	4.8	2,491	4.8	2,687	4.8
保険者	30,509	68.7	32,647	67.6	34,877	67.6	37,611	67.7
被用者保険	14,595	32.9	19,297	39.9	20,847	40.4	22,766	41.0
政管一般	6,751	15.2	8,617	17.8	9,341	18.1	10,409	18.7
組合	5,249	11.8	7,406	15.3	8,070	15.6	8,716	15.7
日雇特例	78	0.2	40	0.1	41	0.1	42	0.1
船保	130	0.3	145	0.3	139	0.3	142	0.3
共済	2,387	5.4	3,089	6.4	3,256	6.3	3,457	6.2
国保	15,914	35.9	13,350	27.6	14,030	27.2	14,845	26.7
患者負担	792	1.8	1,671	3.5	1,769	3.4	1,848	3.3
合計	44,377	100.0	48,309	100.0	51,593	100.0	55,578	100.0

資料：厚生省大臣官房老人保健福祉部「老人医療事業年報」

第224表 平成元年度老人医療費拠出金積算内訳（加入者按分率0.9）

(単位 億円)

区分	被用者保険						国民健康保険			合計
	政管一般	組合	日雇特例	船保	共済	小計	市町村	組合	小計	
医療費	9,601	5,207	51	166	2,635	17,660	36,533	1,385	37,918	55,578
一部負担金	320	177	2	6	91	595	1,208	45	1,253	1,848
医療給付費	9,280	5,030	50	160	2,545	17,065	35,325	1,340	36,665	53,730
拠出金	10,409	8,716	42	142	3,457	22,766	13,642	1,203	14,845	37,611
医療費按分額	650	352	4	11	178	1,195	2,473	94	2,567	3,762
加入者按分額	9,759	8,364	38	131	3,279	21,571	11,169	1,109	12,278	33,849
調整対象外	0	6	0	0	4	10	160	1	161	171
確定加入者調整率	1.679	2.648	1.138	1.301	2.025	2.018	0.495	1.302	0.524	1.000

(注) 医療給付費は、医療費から一部負担金を控除したものである。

資料：厚生省大臣官房老人保健福祉部「老人医療事業年報」

4 老人保健施設

第225表 設置主体・設置形態別の開設状況

平成元年9月末現在

設置主体	定員(床)	設置形態	定員(床)
医療法人 46	3,533床	独立 13	1,079床
社会福祉法人 11	769床	病院併設 46	3,128床
済生会 1	50床	診療所併設 6	463床
日本赤十字社 1	22床	特養併設 7	474床
厚生連 2	90床	病院・特養併設 1	50床
社団法人 1	50床		
財団法人 4	252床		
市町村 5	278床		
一部事務組合 2	150床		
合計 73	5,194床	合計 73	5,194床

資料：厚生省大臣官房統計情報部「医療施設調査」「社会福祉施設調査」

第226表 保健事業の概要

保健事業の種類	対象者	内容	備考
健康手帳の交付	・老人保健法の医療の受給資格のある者 ・40歳以上70歳未満で健康管理上必要な者	健康手帳の様式 ・医療の受給資格を証するページおよび医療の記録に係わるページは全国統一の様式 ・健康診査、健康教育、健康相談、機能訓練、訪問指導の記録、健康についての知識等については市町村が創意工夫する ・大きさ、日本工業規格A列6番程度	・医療を受けることができる者に対する健康手帳は、おおむね5年ごとに更新
健康教育	・40歳以上の者 ・必要に応じ、本人に代わってその家族等	高血圧教室等の保健学級や講演会などを開催 ・成人病予防のための日常生活上の心得 ・食生活のあり方 ・健康増進の方法 ・かかりやすい病気とその予防 ・医師にかかる時の心得について ・家庭における看護 ・その他	標準的な実施回数 人口 回数 1万未満……………6回 1万以上3万未満……………12 3万以上10万未満……………24 10万以上30万未満……………30 30万以上……………50
重点健康教育		以下の項目について重点的に健康教育を行う ・肺がん予防健康教育 ・乳がん予防健康教育 ・寝たきり予防健康教育 ・歯の健康教育	標準的な実施回数 1万未満……………3回 1万以上3万未満……………6 3万以上10万未満……………12 10万以上30万未満……………15 30万以上……………25

保健事業の種類	対象者	内容	備考
健康相談	一般健康相談 重点健康相談	・40歳以上の者 ・必要に応じ、本人に代わってその家族等 健康相談室等気軽にかつ幅広く相談できる窓口の開設 ・必要に応じ血圧測定、検尿を行う 以下の項目について重点的に健康相談を行う ・病態別食生活健康相談 ・歯の健康相談 ・老人健康相談	標準的な実施回数 人口 回数 1万未満……………40回 1万以上3万未満……………80 3万以上10万未満……………120 10万以上30万未満……………140 30万以上……………200 標準的な実施回数 1万未満……………4回 1万以上3万未満……………8 3万以上10万未満……………12 10万以上30万未満……………16 30万以上……………20
健康診査	基本健康診査 訪問健康診査	・40歳以上 ・40歳以上ねたきり者等	・問診、身体計測、理学的検査、血圧、検尿、(蛋白、潜血、糖) ・循環器検査(心電図、眼底、コレステロール)、貧血検査(赤血球数、ヘマトクリット、ヘモグロビン)、肝機能検査(GOT、GPT)、血糖検査 ・基本健康診査に準ず
がん検診	胃がん検診 子宮がん検診 肺がん検診 乳がん検診	・40歳以上 ・30歳以上 ^(注) ・40歳以上 ・30歳以上 ^(注)	・問診、胃部エックス線検査(原則として間接撮影6枚どり) ・問診、視診、子宮頸部及び体部の細胞診、内診 ・エックス線フィルム読影は原則として2名以上で行う ・細胞診は臨床細胞学会の細胞検査士、細胞診指導医によることが望ましい ・子宮体部の検診は高危険群のみに行う ・エックス線フィルムの読影は二重読影とし、必要に応じて比較読影を行う ・問診、胸部エックス線フィルム読影(結核検診のフィルムを利用)、喀痰細胞診(必要と認められた者) ・問診、視診、触診
機能訓練	・40歳以上の者で(1)医療終了後も継続し訓練を行う必要のある者 (2)必要な訓練を受けていない者 (3)老化等で心身機能が低下している者	市町村保健センター等適切な施設に通所 ・歩行、おきあがり等の基本動作の訓練 ・食事、衣服の着脱等の日常生活動作の訓練 ・習字、くみひも編等の手工業 ・レクリエーション、スポーツ	・おおむね週2回、6ヵ月を1単位とする
訪問指導	・40歳以上の者で寝たきりの状態またはこれに準ずる状態にあるもの	初回訪問は原則として保健婦、必要に応じ、ホームヘルパー、民主委員等との連携をとりチームアプローチを行う。 ・家庭における療育、看護方法に関する指導 ・家庭における機能訓練の方法 ・家族への支援 ・諸制度の紹介	・主治医との連携をはかり、その指導のもとに実施 ・医療においても6ヵ月を限度に月2回(初回4回)、看護婦等を訪問させ保健指導や看護が行われるため、継続して指導が必要な者に対し、連携を充分に保つこと

(注) 子宮がん検診と乳がん検診については、予算措置によって対象者を30歳まで下げている。

第227表 老人保健事業実施状況

(単位 人)

事業	項目	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
健康手帳の交付	医療受給資格者(年度末現在)					
	総数	8,313,281	8,644,204	8,961,788	9,240,190	9,554,689
	70歳以上	8,134,539	8,455,699	8,763,088	9,023,602	9,326,671
健康教育 ^(注1)	65～69歳	178,742	188,505	198,700	216,588	228,018
	医療受給者以外の者(年度中)	2,243,294	2,046,893	2,619,325	2,401,325	1,981,872
	開催回数	192,568	218,035	238,252	253,910	264,926
	参加延人員	7,287,579	7,507,490	8,613,532	9,021,659	9,554,193
	1回当たり参加人員	37.8	34.4	36.2	35.5	36.1
	従事者延人員	394,665	473,099	537,760	576,737	592,412
健康相談 ^(注2)	開催回数	376,491	405,870	424,897	437,862	446,797
	被指導延人員	7,447,916	8,248,655	8,889,071	8,904,916	8,957,526
	1回当たり被指導延人員	19.8	20.3	20.9	20.3	20.0
基本健康診査 ^{(注3)(注5)}	従事者延人員	720,040	777,215	818,642	849,271	876,885
	受診者数					
	基本・一般診査 ^(注5)	7,530,368	8,133,028	8,515,554	8,654,180	8,818,694
がん検診	選択・精密診査 ^(注4)	3,202,806	3,684,022	4,595,102	5,657,411	6,183,586
	(再掲)要指導・要医療者					
	総数	3,392,806	3,906,282	4,853,757	5,667,842	6,072,165
	高血圧	1,157,108	1,233,412	1,265,097	1,282,619	1,270,868
	境界域高血圧	939,947	1,080,156	1,274,824	1,429,821	1,502,372
	受診者数					
	胃がん	2,974,298	3,326,421	3,631,285	3,729,591	3,874,541
	子宮がん	3,294,908	3,548,645	3,674,936	3,715,572	3,710,182
	子宮体がん(再掲)	—	—	20,115	40,251	68,697
	肺がん	—	—	2,661,807	3,884,028	4,688,291
機能訓練	乳がん	—	—	1,434,392	1,818,168	2,098,831
	訓練実施施設数	1,745	2,241	2,708	2,655	2,838
	実施回数	87,838	103,827	109,192	115,431	122,191
	被指導実人員	54,900	66,390	66,174	71,447	75,664
	傷病事由 { 脳血管疾患の後遺症	19,186	25,763	30,672	34,967	39,114
	{ その他	35,714	40,627	35,502	36,480	36,550
訪問指導	被指導延人員	1,082,405	1,248,577	1,314,680	1,405,844	1,499,109
	1回当たり被指導人員	12.3	12.0	12.0	12.2	12.3
	従事者延人員	239,777	291,806	342,344	383,879	420,535
	被訪問指導実人員	708,972	790,156	828,987	850,081	862,876
	傷病事由 { 脳血管疾患の後遺症	163,512	173,385	174,687	176,313	176,185
	{ その他	545,460	616,771	654,300	673,768	686,691
被訪問指導延人員	1,609,710	1,795,626	1,907,729	1,993,747	2,081,854	
訪問従事者延人員	910,598	1,074,717	1,171,961	1,258,043	1,356,433	

(注) 1) 昭和62年～平成元年度分は、一般健康教育と重点健康教育の合計
 2) 昭和62年～平成元年度分は、一般健康相談と重点健康相談の合計
 3) 昭和61年度分は、一般健康診査受診者分
 4) 昭和61年度分は、精密健康診査受診者分
 5) 昭和62年～平成元年度分においても、一般健康診査方式実施分は含まれている。

資料：厚生省「老人保健事業報告」

5 老人保健（ヘルス事業）

第228表 保健事業第2次5か年計画

対象疾病	期間	指標	目標
胃がん・子宮がん	昭和57～平成3年度	死亡率	30%程度減
肺がん・乳がん	62～3	早期がんの発見割合	50%程度
心臓病	62～3	発病の危険性の高い者の把握割合	60%程度
脳卒中	57～3	発生率	50%程度減

資料：厚生省「厚生白書」

第229表 老人保健健康手帳の交付状況

区分	総数			左のうち70歳以上の者(再掲)		
	昭和62年度	63	平成元年度	昭和62年度	63	平成元年度
新規交付	1,001,126	982,467	1,047,689	943,824	917,069	981,411
資格喪失	689,740	695,947	728,402	645,177	649,735	678,865
年度末	8,961,788	9,240,190	9,554,689	8,763,088	9,023,602	9,326,671

資料：厚生省大臣官房統計情報部「老人保健事業報告」

第230表 基本健康診査・一般健康診査の受診者及び判定・指導区分別状況

区分	総数		左のうち70歳以上の者(再掲)	
	昭和63年度	平成元年度	昭和63年度	平成元年度
受診者				
基本健康診査	5,492,796	6,364,255	1,112,397	1,334,006
選択実施実人員(再)	4,665,566	5,419,484	925,968	1,114,525
一般健康診査	3,161,384	2,454,439	744,063	572,377
精密診査	991,845	764,102	248,470	197,797
一般・精密同時受診
判定・指導区分				
異常認めず	3,182,632	3,010,155	480,547	449,246
要観察
要指導	2,639,045	2,854,949	481,473	527,367
要医療	2,702,513	2,860,710	869,656	913,162

(注) 受診者及び判定結果は、各年度中に受診し、及び診査結果の判定した者の数である。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「老人保健事業報告」

第231表 基本健康診査・一般健康診査による検査結果別要指導・要医療者数

区 分	総 数		左のうち70歳以上の者（再掲）	
	昭和63年度	平成元年度	昭和63年度	平成元年度
高血圧境界領域	1,429,821	1,502,372	379,661	402,947
心電図異常あり（再）	285,109	303,527	97,110	108,690
高血圧	1,282,619	1,270,868	432,905	432,721
心電図異常あり（再）	326,463	333,551	128,223	136,251
心電図異常あり	1,149,205	1,247,579	392,519	442,550
貧血（疑いを含む）	726,026	830,593	207,716	243,562
肝疾患（疑いを含む）	533,732	589,175	98,428	105,905
糖尿病（疑いを含む）	546,439	631,578	146,208	171,690

(注) 1 高血圧境界領域とは、最大血圧140～159mmHg、最小血圧90～94mmHgのいずれか一方又は両者に該当する場合をいう。(WHO本態性高血圧分類)
 2 高血圧とは、最大血圧160mmHg以上、最小血圧95mmHg以上のいずれか一方又は両者に該当する場合をいう。(WHO本態性高血圧分類)
 3 同一人が、複数の区分に該当する場合は、それぞれの区分に計上してある。
 4 「心電図異常あり」については、昭和62年度より計上することとした。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「老人保健事業報告」

第232表 ガン検診の受診人員・結果別人員状況

区 分	総 数		左のうち70歳以上の者（再掲）	
	昭和63年度	平成元年度	昭和63年度	平成元年度
胃 ガン				
受診人員	3,729,591	3,874,541	354,828	392,795
正常人員	3,278,758	3,405,465	295,036	327,316
ガン・ガンの疑いのある人員	10,897	10,906	2,120	2,232
子宮ガン				
頸部受診人員	3,715,572	3,710,182	70,585	79,467
正常人員	3,530,055	3,548,402	67,241	76,516
ガン・ガンの疑いのある人員	7,978	7,598	300	297
体部受診人員	40,251	68,697	724	1,185
正常人員	37,805	65,543	673	1,104
ガン・ガンの疑いのある人員	258	294	18	14
肺 ガン				
受診人員	3,884,028	4,688,291	751,665	930,743
正常人員	3,722,574	4,535,183	705,949	881,766
ガン・ガンの疑いのある人員	3,925	4,267	1,457	1,686
乳 ガン				
受診人員	1,818,168	2,098,831	39,841	52,474
正常人員	1,728,370	2,002,698	38,767	51,280
ガン・ガンの疑いのある人員	3,436	3,239	109	110

資料：厚生省大臣官房統計情報部「老人保健事業報告」

第7節 医療供給と医療費

1 総 括

第233表 国民医療費推計額

(金額 単位 億円)

区 分	昭和59年度	60	61	62	63	昭和59年度	60	61	62	63
						%	%	%	%	%
合 計	150,932	160,159	170,690	180,759	187,554	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
公費負担制度負担分	11,724	12,090	11,845	11,544	11,101	7.8	7.5	6.9	6.4	5.9
生活保護法	8,164	8,443	8,177	7,950	7,642	5.4	5.3	4.8	4.4	4.1
結核予防法	523	572	544	493	429	0.3	0.4	0.3	0.3	0.2
精神衛生法	960	938	879	868	728	0.6	0.6	0.5	0.5	0.4
その他 ^(注1)	2,077	2,138	2,245	2,233	2,302	1.4	1.3	1.3	1.2	1.2
保険者等負担分	85,828	88,508	94,405	99,625	103,279	56.9	55.3	55.3	55.1	55.1
政府管掌健康保険	25,433	24,794	25,963	27,242	28,575	16.9	15.5	15.2	15.1	15.2
組合管掌健康保険	18,283	18,408	19,731	20,876	21,697	12.1	11.5	11.6	11.5	11.6
日雇労働者健康保険 ^(注2)	293	0.2
船員保険	489	480	480	466	438	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2
国家公務員等共済組合	3,095	3,007	3,071	3,009	3,023	2.1	1.9	1.8	1.7	1.6
地方公務員等共済組合	5,098	5,055	5,270	5,450	5,675	3.4	3.2	3.1	3.0	3.0
私立学校教職員共済組合	531	530	571	607	653	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3
国民健康保険	29,325	32,816	35,853	38,510	39,730	19.4	20.5	21.0	21.3	21.2
退職者医療制度（再掲）	2,015	5,262	6,184	7,100	7,703	1.3	3.3	3.6	3.9	4.1
労働者災害補償保険	2,559	2,664	2,682	2,649	2,644	1.7	1.7	1.6	1.5	1.4
その他 ^(注3)	721	753	783	818	845	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
老人保健制度負担分	35,889	40,377	43,829	47,084	50,002	23.8	25.2	25.7	26.0	26.7
患者負担分	17,492	19,185	20,611	22,506	23,173	11.6	12.0	12.1	12.5	12.4
公費、保険又は老人保険の一部負担	14,453	15,937	17,173	18,980	19,694	9.6	10.0	10.1	10.5	10.5
全 額 自 費	3,039	3,248	3,439	3,526	3,479	2.0	2.0	2.0	2.0	1.9

(注) 1) 公費負担制度負担分のうち「その他」とは、母子保健法・児童福祉法・原子爆弾被爆者の医療等に関する法律・身体障害者福祉法・戦傷病者特別援護法・伝染病予防法・らい予防法・性病予防法等による医療費及び地方公共団体単独実施に係る医療費である。
 2) 昭和59年度の日雇労働者健康保険は4月～9月分である。10月以降は、政府管掌健康保険に含まれる。
 3) 保険者等負担分のうち「その他」とは、国家公務員災害補償法、地方公務員災害補償法、日本体育・学校健康センター法・防衛庁職員給与法及び公害健康被害補償法による医療費である。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「国民医療費」

第234表 治療費支払方法別患者数 (病院・診療所別)

(単位 千人)

区分	総 数					病 院			
	56.7.15	57.7.14	58.7.13	59.10.	62.10.	56.7.15	57.7.14	58.7.13	59.10.
総 数	8,565.8	8,076.8	8,873.7	7,698.7	8,069.5	2,552.4	2,631.7	2,818.5	2,766.1
全 額 自 費	129.2	144.9	112.3	168.9	154.8	52.4	50.8	49.2	69.0
健保・共済の本人	2,055.2	1,903.9	2,041.5	1,693.4	1,641.0	530.0	559.4	580.7	505.6
日雇健保の本人	40.4	34.5	39.7	—	—	11.8	11.4	8.8	—
健保・共済の家族	2,571.2	2,359.9	2,093.9	1,616.8	1,695.2	622.6	629.4	499.7	460.2
日雇健保の家族	15.0	14.6	11.7	—	—	6.3	5.4	3.2	—
国 保	3,102.3	2,970.2	2,272.1	1,985.5	1,854.8	921.7	981.2	693.7	690.2
労 災	91.9	79.7	92.9	81.9	76.6	58.7	52.8	52.1	50.3
自 賠 法	53.9	63.5	72.0	61.6	64.0	31.5	34.8	37.2	36.2
そ の 他	493.3	494.7	500.4	500.3	450.3	319.5	303.5	295.6	303.8
不 詳	13.3	10.8	6.4	11.2	22.2	2.9	3.0	2.7	3.0
老 人 保 健 法	—	—	1,630.7	1,579.3	1,806.0	—	—	595.5	647.6
結核予防法(再掲)	35.2	26.5	24.8	24.4	23.3	32.0	23.9	21.3	21.2
精神衛生法(再掲)	52.8	56.5	41.5	46.1	36.7	50.2	52.3	40.4	44.5
生活保護法(再掲)	338.0	310.9	363.0	309.4	282.4	225.4	217.4	226.4	214.7

(注) 1 全国推計数である。
 2 船員保険は、「その他」に含む。
 3 昭和59年以降の調査については、10月中旬の3日間のうち医療施設ごとに定めた1日である。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「患者調査」

第235表 患者数及び受療率 (入院・外来、病院・診療所別)

区分		総 数			病 院		
		総 数	入 院	外 来	総 数	入 院	外 来
全国推計患者数 (単位 千人)	昭56.7.15	8,565.8	1,277.7	7,288.1	2,557.4	1,122.0	1,435.4
	57.7.14	8,076.8	1,344.9	6,731.9	2,631.7	1,181.3	1,450.4
	58.7.13	8,873.7	1,378.2	7,495.5	2,818.5	1,217.3	1,601.2
	59.10.	7,698.7	1,343.8	6,354.9	2,766.1	1,208.1	1,558.0
	62.10.	8,069.5	1,436.0	6,633.5	3,090.9	1,324.6	1,766.2
受 療 率 (人口10万対)	昭56.7.15	7,266	1,084	6,182	2,169	952	1,218
	57.7.14	6,805	1,133	5,672	2,217	995	1,222
	58.7.13	7,427	1,153	6,273	2,359	1,019	1,340
	59.10.	6,403	1,118	5,285	2,301	1,005	1,296
	62.10.	6,600	1,174	5,426	2,528	1,083	1,445

(注) 昭和59年以降の調査については、10月中旬の3日間のうち医療施設ごとに定めた1日である。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「患者調査」

	一 般 診 療 所					歯 科 診 療 所				
	62.10.	56.7.15	57.7.14	58.7.13	59.10.	62.10.	56.7.15	57.7.14	58.7.13	59.10.
3,090.9	4,726.2	4,121.7	4,723.9	3,831.2	3,768.4	1,282.2	1,323.3	1,331.3	1,101.4	1,210.3
67.4	58.2	79.5	47.9	86.8	73.1	18.7	14.6	15.2	13.1	14.4
527.4	1,143.8	956.8	1,061.1	848.6	756.8	381.4	387.9	399.7	339.1	356.7
—	25.3	19.7	28.2	—	—	3.3	3.4	2.7	—	—
504.8	1,523.9	1,300.1	1,168.0	853.4	853.2	424.9	430.4	426.2	303.0	337.3
—	7.3	7.4	7.4	—	—	1.4	1.8	1.0	—	—
696.7	1,756.2	1,533.4	1,187.6	949.0	817.6	424.4	455.6	390.8	346.2	340.5
49.8	33.1	26.8	40.7	31.6	26.7	0.1	—	—	0.0	0.0
36.7	22.2	28.6	34.8	25.3	27.3	0.2	—	—	0.1	0.0
268.4	147.4	164.6	176.7	173.1	159.3	26.4	26.6	28.1	23.4	22.7
7.8	8.8	4.7	2.3	4.6	9.4	1.6	3.0	1.5	3.5	5.0
812.6	—	—	906.2	858.8	898.5	—	—	66.0	72.9	94.9
21.8	3.3	2.5	3.4	3.1	1.5	—	0.1	0.1	—	0.0
33.0	2.5	4.2	0.7	1.5	3.3	0.1	—	0.4	0.1	0.4
190.5	98.4	79.9	120.4	81.9	80.1	14.2	13.6	16.2	12.8	11.8

	一 般 診 療 所			歯 科 診 療 所		
	総 数	入 院	外 来	総 数	入 院	外 来
4,726.2	155.6	4,570.6	1,282.2	—	1,282.2	
4,121.7	163.6	3,958.1	1,323.3	—	1,323.3	
4,723.9	160.9	4,563.0	1,331.3	—	1,331.3	
3,831.2	135.8	3,695.5	1,101.4	—	1,101.4	
3,768.4	111.3	3,657.0	1,210.3	—	1,210.3	
4,009	132	3,877	1,088	—	1,088	
3,473	138	3,335	1,115	—	1,115	
3,954	135	3,819	1,114	—	1,114	
3,186	113	3,074	916	—	916	
3,082	91	2,991	990	—	990	

2 医療関係者

第236表 医師数（業務別）

年末現在

区 分	昭和57年	59	61	63
総 数	167,952	181,101	191,346	201,658
医療施設の従事者	160,379	173,452	183,129	193,682
病院の開設者	3,544	3,539	3,670	3,565
診療所の開設者	62,058	62,201	61,910	61,582
病院(医育機関附属のものを除く)の勤務者	56,824	64,886	72,678	81,071
診療所の勤務者	9,166	9,620	10,086	11,075
医育機関附属の病院の勤務者	28,787	33,206	34,785	36,389
老人保健施設の従事者	—	—	—	22
老人保健施設の開設者	—	—	—	—
老人保健施設の勤務者	—	—	—	22
医療施設・老人保健施設以外の従事者	5,833	5,906	6,402	6,254
臨床以外の医学的教育機関又は研究機関の勤務者	3,771	3,743	4,190	4,111
衛生行政又は保健衛生業務の従事者	2,062	2,163	2,212	2,143
その他	1,740	1,743	1,815	1,700

(注) 1 昭和57年を初年とする2年ごとの届け出となった。
2 老人保健施設の開設者・勤務者は昭和63年から業務の種別に加えられた。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」

第237表 歯科医師数（業務別）

年末現在

区 分	昭和57年	59	61	63
総 数	58,362	63,145	66,797	70,572
医療施設の従事者	56,327	61,283	64,904	68,692
病院の開設者	5	5	4	2
診療所の開設者	37,827	40,563	42,997	45,367
病院(医育機関附属のものを除く)の勤務者	1,561	1,701	1,736	1,860
診療所の勤務者	11,968	13,092	13,906	14,778
医育機関附属の病院の勤務者	4,966	5,922	6,261	6,685
老人保健施設の勤務者	—	—	—	—
医療施設・老人保健施設以外の従事者	821	628	701	807
臨床以外の医学的教育機関又は研究機関の勤務者	682	473	551	653
衛生行政又は保健衛生業務の従事者	139	155	150	154
その他	1,214	1,234	1,190	1,073

(注) 1 昭和57年を初年とする2年ごとの届け出となった。
2 老人保健施設の勤務者は昭和63年から業務の種別に加えられた。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」

第238表 歯科衛生士数（就業場所別）

年末現在

区 分	昭和57年	59	61	63
総 数	24,836	29,178	32,666	36,986
保健所	348	399	417	503
病院	1,953	2,270	2,415	2,637
診療所	21,759	25,568	28,889	32,775
学校	417	485	465	541
その他	359	456	480	530

(注) 昭和57年を初年とする隔年報となった。
資料：厚生省大臣官房統計情報部「衛生行政業務報告」

第239表 歯科技工士数

年末現在

区 分	昭和57年	59	61	63
総 数	26,658	29,399	31,139	32,518
技工所	10,662	11,526	13,652	14,828
病院・診療所	15,218	17,111	16,700	16,953
その他	778	702	787	737

(注) 昭和57年を初年とする隔年報となった。
資料：厚生省大臣官房統計情報部「衛生行政業務報告」

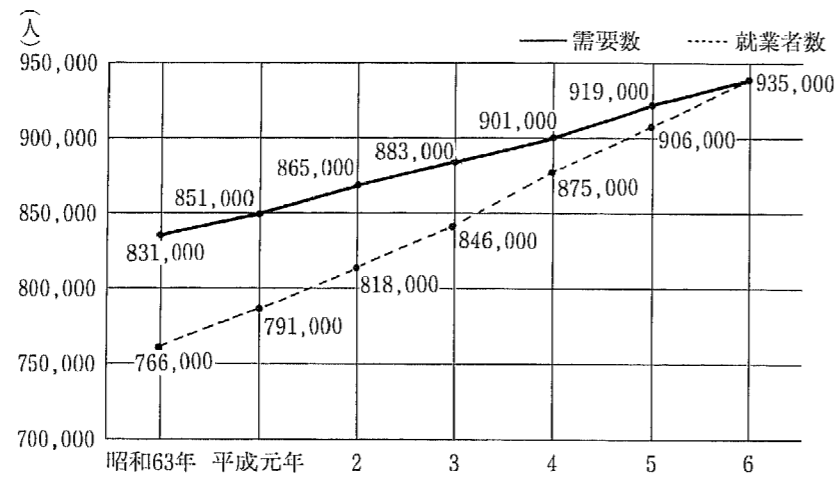
第240表 薬剤師数（業務別）

年末現在

区 分	昭和57年	59	61	63
総 数	124,390	129,700	135,990	143,429
薬局の開設者	16,333	16,462	17,379	17,046
薬局の勤務者	23,418	25,711	26,370	28,917
病院又は診療所の勤務者	30,220	32,503	34,799	37,591
大学において教育又は研究に従事する者	2,937	2,976	3,082	3,111
衛生行政又は保健衛生業務の従事者	4,923	4,881	5,007	4,879
医薬品営業(製造・輸入・販売)従事者	23,909	25,149	26,793	28,931
毒物劇物営業(製造・輸入・販売)従事者	299	242	240	192
その他の化学工業従事者	874	882	1,010	965
その他	21,477	20,894	21,310	21,049

(注) 昭和57年を初年とする2年ごとの届け出となった。
資料：厚生省大臣官房統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」

第241表 看護職員需給見通し



(単位 人)

年次	昭和63年	平成元年	2	3	4	5	6	
需 要 数	A	831,000	851,000	865,000	883,000	901,000	919,000	935,000
年当初就業者数	B	741,000	766,000	791,000	818,000	846,000	875,000	906,000
新卒就業者数	C	55,200	55,600	55,800	56,200	56,500	56,800	57,100
再就業者数	D	11,200	11,900	14,800	17,600	20,300	23,300	24,400
離職者数	E	△41,400	△42,500	△43,600	△45,800	△47,800	△49,100	△52,500
年末就業者数	F = B + C + D - E	766,000	791,000	818,000	846,000	875,000	906,000	935,000
(%)	F / A × 100	92.2	92.9	94.6	95.8	97.1	98.6	100.0

資料：厚生省健康政策局調

第242表 就業保健婦数 (就業場所別)

年末現在

区 分	昭和57年	59	61	63
総 数	19,137	20,958	22,050	23,559
保健婦学校及び養成所	188	215	227	293
保健所	7,478	7,745	8,061	8,142
市内勤務	392	405	325	318
市町村駐在				
都道府県職員				
国保特別会計所属	8,390	9,486	10,273	11,033
その他				
病院・診療所及び老人保健施設	1,246	1,320	1,439	1,842
事業所	953	1,112	1,080	1,154
その他	490	575	645	777

(注) 昭和57年を初年とする隔年報となった。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「衛生行政業務報告」

第243表 就業助産婦数 (就業場所別)

年末現在

区 分	昭和57年	59	61	63
総 数	25,416	24,649	24,056	23,320
助産婦学校及び養成所	229	251	307	283
保健所	141	169	203	220
病院	12,627	13,308	13,998	14,512
診療所	3,075	2,993	2,678	2,491
助産所				
開設者	2,533	2,118	1,944	1,757
従事者	838	635	497	323
出張のみによる者	5,410	4,491	3,741	3,020
その他	563	684	688	714

(注) 昭和57年を初年とする隔年報となった。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「衛生行政業務報告」

第244表 就業看護婦(士)及び准看護婦(士)数 (就業場所・資格別)

年末現在

区 分	昭和57年	59	61	63
総 数	540,971	590,177	639,936	694,999
就業場所別				
看護婦学校及び養成所	5,734	6,093	6,308	6,359
保健所	569	721	886	1,051
病院	419,978	459,177	503,781	549,727
診療所	106,657	115,077	119,887	126,400
老人保健施設	.	.	.	346
学校	585	630	520	615
派出看護婦	366	304	150	167
その他	7,082	8,175	8,404	10,334
資格別				
看護婦	275,578	303,734	333,040	365,298
准看護婦	251,882	270,499	288,411	308,474
看護士	3,608	4,681	6,218	7,845
准看護士	9,903	11,263	12,267	13,382

(注) 昭和57年を初年とする隔年報となった。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「衛生行政業務報告」

第245表 就業あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師及び柔道整復師数

年末現在

区分	昭和57年	59	61	63
あん摩マッサージ指圧師	83,113	86,024	86,806	87,519
はり師	49,901	52,794	55,086	56,465
きゅう師	48,596	51,433	53,696	54,950
柔道整復師	14,689	16,779	18,728	20,571

(注) 昭和57年を初年とする隔年報となった。
資料：厚生省大臣官房統計情報部「衛生行政業務報告」

第246表 就業診療エックス線技師数及び放射線技師数

区分	昭和60年	61	62	63	平成元年
合計	19,962	20,919	27,616	22,949	23,945
就業診療エックス線技師数	2,236	2,077	3,507	1,602	1,579
就業診療放射線技師数	17,726	18,842	24,109	21,347	22,366

(注) 1 昭和62年は「病院・一般診療所に勤務する者」、その他の年は「病院に勤務する者」を計上してある。
2 10月1日現在

資料：厚生省大臣官房統計情報部「医療施設調査・病院報告」

第247表 理学療法士及び作業療法士数

年末現在

区分	昭和60年	61	62	63	平成元年
理学療法士	5,265	6,120	7,042	7,994	8,976
作業療法士	2,142	2,582	3,003	3,525	4,081

資料：厚生省健康政策局調

3 医療機関

第248表 病院・診療所数(開設者別)

10月1日現在

区分	病院					一般診療所			歯科診療所			
	総数	精神 病院	結核 療養所	らい 療養所	伝染 病院	一般 病院	総数	有床	無床	総数	有床	無床
昭和60年	9,608	1,026	27	16	12	8,527	78,927	26,162	52,765	45,540	64	45,476
61	9,699	1,035	22	16	13	8,613	79,369	25,740	53,629	47,174	65	47,109
62	9,841	1,044	19	16	13	8,749	79,134	24,975	54,159	48,300	57	48,243
63	10,034	1,048	18	16	12	8,940	79,752	24,598	55,154	49,756	58	49,698
平成元年	10,081	1,047	18	16	11	8,991	80,572	24,372	56,200	51,196	54	51,142
国	厚生省	253	3	—	13	—	237	10	1	9	—	—
	文部省	67	—	—	—	—	67	17	1	16	—	—
	労働福祉事業団	38	—	—	—	—	38	8	—	8	—	—
	その他の	42	—	—	—	—	42	451	225	226	2	2
都道府県	308	37	1	—	—	270	351	18	333	14	—	14
市町村	767	10	1	—	11	745	3,209	483	2,726	329	—	329
日赤	97	—	—	—	—	97	172	2	170	—	—	—
済生会	70	1	—	—	—	69	30	3	27	1	—	1
北海道社会事業協会	7	—	—	—	—	7	1	—	1	—	—	—
厚生連	113	2	—	—	—	111	68	4	64	—	—	—
国民健康保険団体連合会	4	—	—	—	—	4	2	1	1	—	—	—
全国社会保険協会連合会	53	—	—	—	—	53	15	—	15	—	—	—
厚生団	7	—	—	—	—	7	4	—	4	—	—	—
船員保険会	3	—	—	—	—	3	13	3	10	—	—	—
健康保険組合及びその連合会	23	—	—	—	—	23	447	6	441	12	—	12
共済組合及びその連合会	49	—	—	—	—	49	324	1	323	6	—	6
国民健康保険組合	1	—	—	—	—	1	5	1	4	—	—	—
公益法人	408	62	4	2	—	340	856	58	798	159	—	159
医療法人	4,041	646	4	—	—	3,391	4,724	1,953	2,771	1,487	6	1,481
学校法人	88	2	—	—	—	86	62	3	59	7	—	7
会社	88	—	—	—	—	88	2,913	59	2,854	57	—	57
その他の法人	279	15	—	1	—	263	3,001	143	2,858	61	1	60
個人	3,275	269	6	—	—	3,000	63,889	21,407	42,482	49,061	47	49,014
医療機関(再掲)	164	2	—	—	—	162	·	·	·	·	·	·

資料：厚生省大臣官房統計情報部「医療施設調査」

第249表 病床数（開設者・種類別）

10月1日現在

区分	病院						一般診療所 病床数	
	病院 病床数合計	精神病床	結核病床	らい病床	伝染病床	一般病床		
昭和60年	1,495,328	334,589	55,230	10,471	14,619	1,080,419	283,390	
61	1,533,887	340,506	51,367	10,205	14,109	1,117,700	282,046	
62	1,582,393	347,196	48,938	9,997	13,772	1,162,490	277,958	
63	1,634,309	352,504	46,256	9,887	13,226	1,212,436	276,603	
平成元年	1,661,952	355,743	44,050	9,655	12,621	1,239,883	276,801	
国	厚生省	105,233	6,962	17,940	9,498	1,121	69,712	5
	文部省	33,319	1,854	571	—	56	30,838	6
	労働福祉事業団	14,700	34	284	—	—	14,382	—
	その他	5,859	434	351	—	48	5,026	2,353
	都道府県	86,266	17,159	4,185	—	1,525	63,397	153
	市町村	160,927	8,101	5,463	—	7,171	140,192	4,622
	日赤	38,933	1,902	1,198	—	794	35,039	37
	済生会	19,114	466	285	—	126	18,237	34
	北海道社会事業協会	2,119	138	30	—	66	1,885	—
	厚生連	37,303	3,527	917	—	918	31,941	57
国民健康保険団体連合会	790	—	33	—	—	757	3	
全国社会保険協会連合会	14,767	50	644	—	136	13,937	—	
厚生団	3,010	—	—	—	—	3,010	—	
船員保険会	883	—	—	—	—	883	30	
健康保険組合及びその連合会	3,940	—	—	—	—	3,940	69	
共済組合及びその連合会	16,100	293	582	—	43	15,182	18	
国民健康保険組合	295	—	—	—	—	295	19	
公益法人	94,582	28,599	2,982	125	270	62,606	760	
医療法人	628,488	219,449	4,654	—	195	404,190	26,575	
学校法人	47,868	2,369	211	—	114	45,174	13	
会社	17,774	330	145	—	38	17,261	420	
その他の法人	50,110	6,289	1,090	32	—	42,699	1,381	
個人	279,572	57,787	2,485	—	—	219,300	240,246	
医療機関(再掲)	88,989	4,669	1,022	—	239	83,059	—	

資料：厚生省統計情報部「医療施設調査」

第250表 医療法人数の推移

年末現在

	昭和61年	62	63	平成元年
厚生大臣所管	119	123	130	137
都道府県知事所管	4,049	4,752	5,785	11,018
全医療法人数	4,168	4,875	5,915	11,155

(注) 厚生大臣所管医療法人は、昭和61年10月1日から適用。

第251表 薬局数・無薬局町村数及び医薬品販売業数

年末現在

区分	昭和60年	61	62	63	平成元年
薬局数	35,264	35,783	35,915	36,142	36,670
開設者が自ら管理している薬局	15,696	15,432	15,414	15,090	15,104
開設者が自ら管理していない薬局	19,568	20,351	20,501	21,052	21,566
無薬局町村	875	872	863	865	845
医薬品販売業	66,991	66,266	64,632	63,821	63,966
一般販売業	8,615	8,995	9,347	9,734	10,189
薬種商販売業	19,175	19,108	19,070	19,001	18,985
特例販売業	22,372	21,917	20,150	19,068	18,596
配置販売業	16,829	16,246	16,065	16,018	16,196

資料：厚生省大臣官房統計情報部「衛生行政業務報告」

第252表 1病院当たり収支状況（構成割合・病院種類・開設者別）

平成元年6月1ヵ月間

	一般病院						精神病院					
	総数		法人・その他		個人		総数		法人・その他		個人	
	金額(千円)	%	金額(千円)	%	金額(千円)	%	金額(千円)	%	金額(千円)	%	金額(千円)	%
I 医業収入	116,365	100.0	149,733	100.0	42,105	100.0	69,304	100.0	75,283	100.0	46,669	100.0
1. 入院収入	70,993	61.0	91,553	61.1	25,235	59.9	62,686	90.5	68,117	90.5	42,125	90.3
2. 室料差額収入	1,746	1.5	2,207	1.5	722	1.7	117	0.2	103	0.1	170	0.4
3. 外来収入	40,659	34.9	52,294	34.9	14,766	35.1	5,927	8.6	6,439	8.6	3,987	8.5
4. その他の医業収入	2,967	2.5	3,679	2.5	1,382	3.3	575	0.8	624	0.8	387	0.8
II 医業費用	112,333	96.5	146,236	97.7	36,884	87.6	65,485	94.5	72,545	96.4	38,760	83.1
1. 給与費	55,734	47.9	73,586	49.1	16,004	38.0	39,812	57.4	44,691	59.4	21,342	45.7
2. 医薬品費	27,412	23.6	35,756	23.9	8,840	21.0	7,394	10.7	8,083	10.7	2,784	10.3
3. 経費	10,541	9.1	12,729	8.5	5,673	13.5	7,918	11.4	8,538	11.3	5,573	11.9
4. 減価償却費	4,973	4.3	6,584	4.4	1,385	3.3	2,506	3.6	2,774	3.7	1,492	3.2
5. その他	13,674	11.8	17,580	11.7	4,982	11.8	7,855	11.3	8,459	11.2	5,568	11.9
III 医業収支差額(I-II)	4,032	3.5	3,497	2.3	5,221	12.4	3,819	5.5	2,738	3.6	7,909	16.9
IV その他の医業関連収入	4,846	4.2	6,735	4.5	642	1.5	5,018	7.2	6,100	8.1	919	2.0
V その他の医業関連費用	4,086	3.5	5,144	3.4	1,732	4.1	2,525	3.6	2,623	3.5	2,153	4.6
VI 総収支差額(III+IV-V)	4,791	4.1	5,088	3.4	4,131	9.8	6,311	9.1	6,215	8.3	6,675	14.3
病院数	1,087		750		337		134		106		28	

(注) 1 個人病院においては、院長など開設者の報酬に相当する部分は「II医業費用」の「1.給与費」には含まれていない。

2 「II医業費用」の「5.その他」は、診療材料費、給食用材料費、委託費などの費用の合計額である。

資料：中央社会保険医療協議会「平成元年医療経済実態調査」

第253表 一般診療所1施設当たり収支状況(構成割合・有床—無床・開設者別)
平成元年6月1ヵ月間

	有 床						無 床					
	総 数		個 人		そ の 他		総 数		個 人		そ の 他	
	金額(千円)	%	金額(千円)	%	金額(千円)	%	金額(千円)	%	金額(千円)	%	金額(千円)	%
I 医 業 収 入	10,264	100.0	9,514	100.0	19,366	100.0	6,174	100.0	5,998	100.0	10,008	100.0
1. 保 険 診 療 収 入	9,019	87.9	8,306	87.3	17,683	91.3	5,898	95.5	5,780	96.4	8,481	84.7
2. 労 災 ・ 自 賠 ・ 自 費	1,085	10.6	1,050	11.0	1,507	7.8	142	2.3	110	1.8	841	8.4
3. そ の 他 の 医 業 収 入	160	1.6	158	1.7	177	0.9	134	2.2	109	1.8	686	6.9
II 医 業 費 用	7,301	71.1	6,535	68.7	16,610	85.8	3,748	60.7	3,571	59.5	7,600	75.9
1. 給 与 費	2,608	25.4	2,276	23.9	6,641	34.3	1,113	18.0	1,009	16.8	3,388	33.9
2. 医 薬 品 費	2,241	21.8	2,095	22.0	4,012	20.7	1,517	24.6	1,485	24.8	2,227	22.3
3. 材 料 費	326	3.2	260	2.7	1,132	5.8	82	1.3	75	1.3	222	2.2
4. 委 託 費	305	3.0	267	2.8	774	4.0	163	2.6	157	2.6	294	2.9
5. そ の 他 の 医 業 費 用	1,821	17.7	1,637	17.2	4,051	20.9	873	14.1	846	14.1	1,469	14.7
III 収 支 差 額 (I - II)	2,962	28.9	2,979	31.3	2,756	14.2	2,427	39.3	2,427	40.5	2,409	24.1
診 療 所 数	473		437		36		776		742		34	

(注) 1 院長など開設者の報酬に相当する部分は「II医業費用」の「1. 給与費」には含まれていない。
2 「II医業費用」の「5. その他の医業費用」は、光熱水費、福利厚生費などの経費、減価償却費の費用の合計額である。

資料：中央社会保険医療協議会「平成元年医療経済実態調査」

第254表 歯科診療所1施設当たり収支状況(構成割合)
平成元年6月1ヵ月間

	金 額 (千円)	%
I 医 業 収 入	4,263	100.0
1. 保 険 診 療 収 入	3,645	85.5
2. 労 災 ・ 自 賠 ・ 自 費	590	13.8
3. そ の 他 の 医 業 収 入	28	0.7
II 医 業 費 用	2,513	58.9
1. 給 与 費	980	23.0
2. 医 薬 品 費 ・ 材 料 費	307	7.2
3. 外 注 技 工 料	363	8.5
4. そ の 他 の 医 業 費 用	863	20.2
III 収 支 差 額 (I - II)	1,750	41.1

(注) 1 院長など開設者の報酬に相当する部分は、「II 医業費用」の「1. 給与費」には含まれていない。
2 「II 医業費用」の「4. その他の医業費用」は、賃借料、光熱水費、福利厚生費などの経費、減価償却費の費用合計額である。

資料：中央社会保険医療協議会「平成元年医療経済実態調査」

第255表 過去5年間における総収入100対総費用割合

	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
一 般 病 院					
調査対象施設	432	346	259	308	310
収 支 率	95.5	95.9	96.3	96.1	97.0
精 神 病 院					
調査対象施設	123	98	82	92	90
収 支 率	91.0	90.1	90.8	92.2	93.4

(注) 「総収入」には医業外収入が、「総費用」には支払利息が含まれる。

資料：社会福祉・医療事業団調

第256表 病院経営の収支の状況

	平成元年度	
	一 般 病 院	精 神 病 院
調 査 対 象 施 設	310	90
1床当たり医業収入(1000円)	7,572	3,211
医 業 収 入 の 構 成 割 合		
入 院 収 入	66.6	90.1
(うち室料差額収入)	(1.9)	(0.3)
外 来 収 入	31.2	9.0
そ の 他 の 医 業 収 入	2.3	0.9
医 業 収 入 100 対 する 医 業 費 用 の 割 合		
総 数	94.7	92.7
人 件 費	45.1	54.4
医 療 材 料 費	25.1	12.5
経 費	16.5	15.1
そ の 他	7.9	10.7

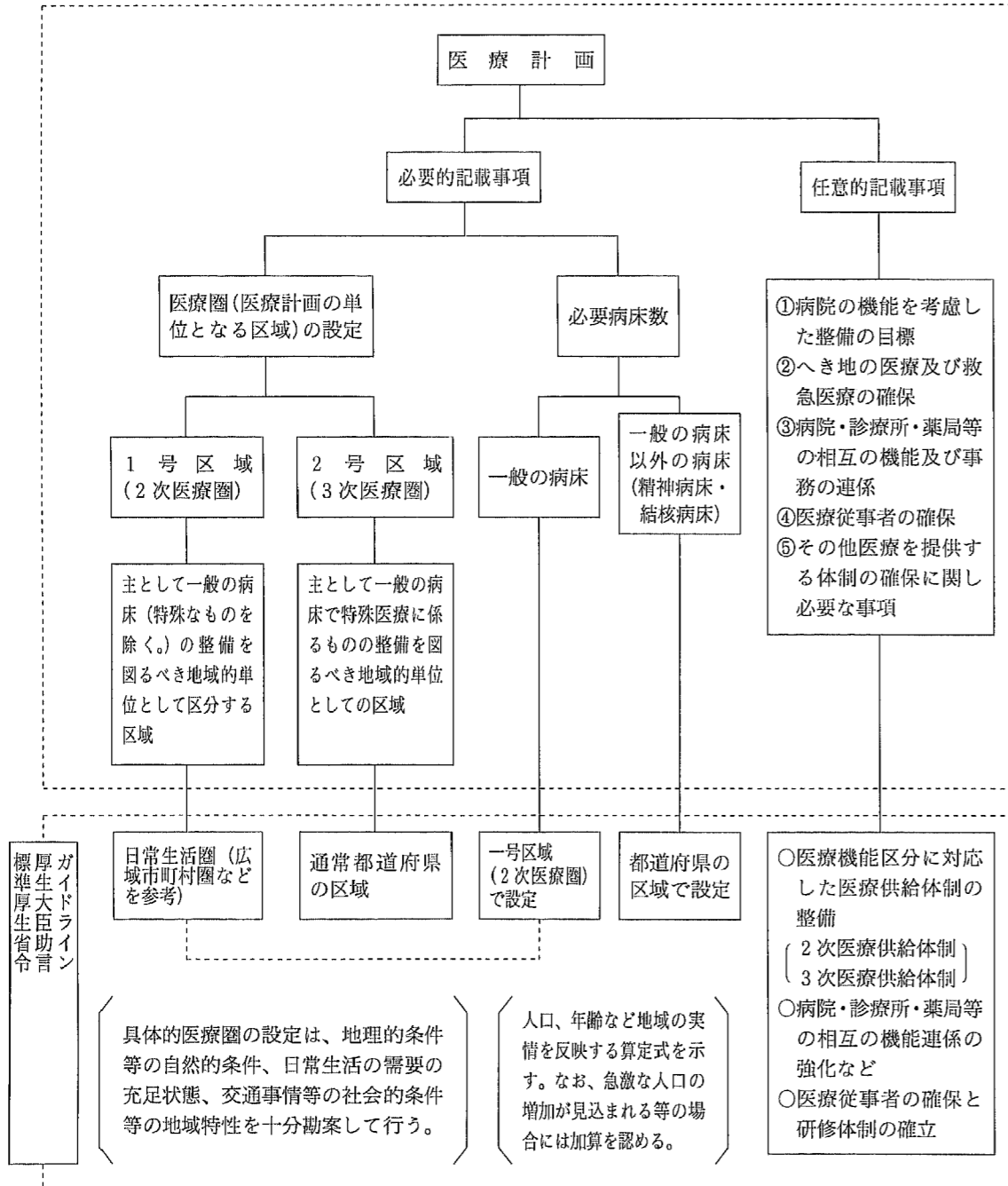
(注) 「その他」は給食材料費、減価償却費の合計。

資料：社会福祉・医療事業団調

4 地域医療計画

第257表 地域医療計画の内容

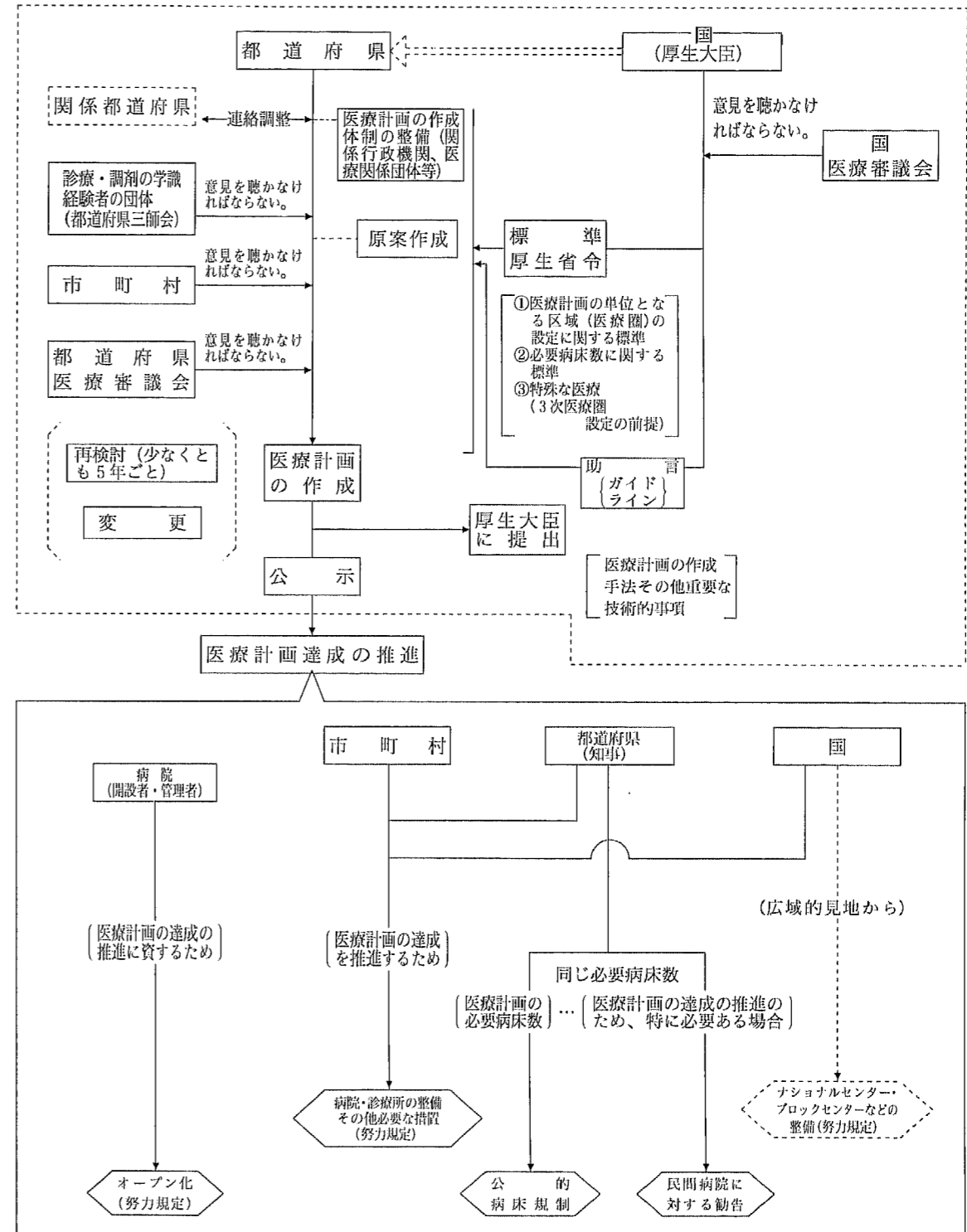
医療計画の内容



資料：厚生省健康政策局作成

第258表 地域医療計画の作成手続きと達成の推進

医療計画の作成手続



資料：厚生省健康政策局作成

第259表 都道府県別医療計画における必要病床数及び既存病床数等の状況

平成3年3月末現在

No.	都道府県	一 般 病 床							
		2次医療圏数	必要病床数	既存病床数		病床過剰医療圏		病床非過剰医療圏	
				既存病床数	内老健施設分	医療圏数	過剰病床数	医療圏数	非過剰病床数
1	北海道	21	77,476	85,712	929	10	11,649	11	△ 3,413
2	青森	6	13,684	15,425	700	4	1,936	2	△ 195
3	岩手	9	14,777	15,623	355	3	1,671	6	△ 825
4	宮城	5	19,476	19,068	269	2	268	3	△ 676
5	秋田	8	12,359	12,763	497	4	1,265	4	△ 861
6	山形	4	12,463	10,708	86	—	—	4	△ 1,755
7	福島	7	20,932	24,337	353	6	3,537	1	△ 132
8	茨城	6	20,609	24,777	406	6	4,168	—	—
9	栃木	5	15,075	16,433	225	5	1,358	—	—
10	群馬	10	16,543	18,221	431	8	1,898	2	△ 220
11	埼玉	9	43,674	46,463	294	5	3,197	4	△ 408
12	千葉	12	34,802	40,701	632	11	6,225	1	△ 326
13	東京	13	104,819	105,996	76	7	4,779	6	△ 3,602
14	神奈川	8	52,340	59,896	193	8	7,556	—	—
15	新潟	13	22,700	22,759	800	4	1,314	9	△ 1,255
16	富山	4	14,290	14,631	448	2	976	2	△ 635
17	石川	4	14,867	16,795	350	2	2,498	2	△ 570
18	福井	4	9,988	9,621	308	2	284	2	△ 651
19	山梨	8	8,678	8,306	260	1	139	7	△ 511
20	長野	10	18,692	18,065	321	3	471	7	△ 1,098
21	岐阜	5	16,139	17,223	174	3	1,448	2	△ 364
22	静岡	10	27,588	30,155	235	8	2,914	2	△ 347
23	愛知	8	46,968	58,153	932	8	11,185	—	—
24	三重	4	15,396	16,181	413	2	1,039	2	△ 254
25	滋賀	7	11,250	10,375	15	1	129	6	△ 1,004
26	京都	6	27,144	30,691	392	3	4,575	3	△ 1,028
27	大阪	4	71,751	99,310	330	4	27,559	—	—
28	兵庫	10	48,919	49,855	493	5	3,334	5	△ 2,398
29	奈良	3	12,478	11,629	227	1	69	2	△ 918
30	和歌山	6	11,819	12,500	331	2	1,019	4	△ 338
31	鳥取	3	6,934	6,066	135	1	26	2	△ 894
32	島根	6	9,914	8,662	158	2	107	4	△ 1,359
33	岡山	5	21,148	24,132	491	4	3,271	1	△ 287
34	広島	10	32,411	29,941	388	2	346	8	△ 2,816
35	山口	9	18,357	21,798	285	6	3,662	3	△ 221
36	徳島	3	12,136	12,630	523	3	494	—	—
37	香川	5	14,460	13,094	245	—	—	5	△ 1,366
38	愛媛	6	20,538	18,550	290	3	243	3	△ 2,231
39	高知	4	13,405	16,521	132	2	3,352	2	△ 236
40	福岡	10	54,457	67,141	921	8	13,143	2	△ 459
41	佐賀	3	10,628	10,944	225	3	316	—	—
42	長崎	9	17,584	20,085	390	7	2,606	2	△ 105
43	熊本	10	24,798	26,054	436	4	2,052	6	△ 796
44	大分	10	14,921	14,637	260	5	286	5	△ 570
45	宮崎	6	13,013	14,294	208	6	1,281	—	—
46	鹿児島	12	24,537	23,907	425	5	1,590	7	△ 2,220
47	沖縄	5	11,293	12,519	401	3	1,623	2	△ 397
計		345	1,158,230	1,263,347	17,388	194	142,858	151	△37,741

(注) 1 過剰病床数及び非過剰病床数は、それぞれ当該2次医療圏の必要病床数と既存病床数との差の合計である。

2 老健施設分は、収容定員数に0.5を乗じて得た数である。

資料：厚生省健康政策局調

No.	都道府県	精 神 病 床				結 核 病 床			
		必要病床数	既存病床数	過剰病床数	非過剰病床数	必要病床数	既存病床数	過剰病床数	非過剰病床数
1	北海道	20,683	21,409	726	—	1,860	2,044	184	—
2	青森	4,638	5,017	379	—	762	793	31	—
3	岩手	4,431	4,897	466	—	783	643	—	△ 140
4	宮城	6,658	4,932	—	△ 1,726	1,085	711	—	△ 374
5	秋田	4,013	4,778	765	—	689	426	—	△ 263
6	山形	3,832	3,118	—	△ 714	723	207	—	△ 516
7	福島	6,549	8,757	2,208	—	1,100	800	—	△ 300
8	茨城	6,728	8,747	2,019	—	1,079	808	—	△ 271
9	栃木	4,711	5,630	919	—	813	627	—	△ 186
10	群馬	4,441	5,814	1,373	—	765	412	—	△ 353
11	埼玉	14,596	11,780	—	△ 2,816	1,532	1,184	—	△ 348
12	千葉	13,258	12,503	—	△ 755	1,962	1,044	—	△ 918
13	東京	28,783	27,206	—	△ 1,577	4,849	2,930	—	△ 1,919
14	神奈川	16,990	12,657	—	△ 4,333	2,450	900	—	△ 1,550
15	新潟	5,908	7,604	1,696	—	1,079	516	—	△ 563
16	富山	3,631	3,897	266	—	677	531	—	△ 146
17	石川	3,599	4,139	540	—	641	454	—	△ 187
18	福井	2,618	2,216	—	△ 402	470	512	42	—
19	山梨	1,966	2,696	730	—	348	303	—	△ 45
20	長野	5,137	6,042	905	—	926	491	—	△ 435
21	岐阜	4,353	4,479	126	—	1,024	676	—	△ 348
22	静岡	7,931	7,544	—	△ 387	1,665	781	—	△ 884
23	愛知	14,300	14,319	19	—	2,808	2,027	—	△ 781
24	三重	3,861	5,376	1,515	—	970	874	—	△ 96
25	滋賀	2,437	2,151	—	△ 286	810	363	—	△ 447
26	京都	6,377	6,979	602	—	1,751	1,183	—	△ 568
27	大阪	20,957	22,115	1,158	—	5,270	3,505	—	△ 1,765
28	兵庫	12,126	12,121	—	△ 5	3,621	2,163	—	△ 1,458
29	奈良	3,206	2,694	—	△ 512	862	329	—	△ 533
30	和歌山	2,582	3,119	537	—	801	556	—	△ 245
31	鳥取	2,014	1,998	—	△ 16	367	150	—	△ 217
32	島根	2,719	2,644	—	△ 75	497	229	—	△ 268
33	岡山	6,150	6,100	—	△ 50	1,101	846	—	△ 255
34	広島	9,167	9,186	19	—	1,562	1,081	—	△ 481
35	山口	5,509	6,573	1,064	—	1,000	605	—	△ 395
36	徳島	3,836	4,693	857	—	545	677	132	—
37	香川	4,450	4,310	—	△ 140	800	558	—	△ 242
38	愛媛	6,272	5,147	—	△ 1,125	1,126	661	—	△ 465
39	高知	3,700	4,203	503	—	661	662	1	—
40	福岡	22,315	22,134	—	△ 181	3,546	2,310	—	△ 1,236
41	佐賀	4,431	4,480	49	—	748	458	—	△ 290
42	長崎	7,414	8,631	1,217	—	1,308	759	—	△ 549
43	熊本	8,801	9,154	353	—	1,617	955	—	△ 662
44	大分	5,880	5,371	—	△ 509	1,048	692	—	△ 356
45	宮崎	5,550	6,332	782	—	931	691	—	△ 240
46	鹿児島	8,566	10,320	1,754	—	1,653	840	—	△ 813
47	沖縄	4,897	5,584	687	—	745	234	—	△ 511
計		352,971	361,596	24,234	△15,609	63,430	41,201	390	△22,619

第8節 公衆衛生

1 結核等

第260表 結核医療費推計額

(単位 億円)

区 分	推 計 額				
	昭和59年度	60	61	62	63
合 計	1,866	1,765	1,828	1,644	1,548

資料：厚生省大臣官房統計情報部「国民医療費」

第261表 結核医療費公費負担承認件数（治療費支払方法別）

区 分	総 数	被 用 者 保 険		国民健康保険	老人保健	生活保護	そ の 他
		本 人	家 族				
昭和60年	166,688	50,283	26,244	69,289	215	20,030	627
61	150,562	45,225	23,588	63,336	252	17,523	638
62	137,728	41,094	21,910	58,588	258	15,283	595
63	125,244	37,235	20,237	53,814	223	13,200	535
平成元年	115,628	34,804	18,769	49,460	239	11,787	569

資料：厚生省大臣官房統計情報部「保健所運営報告」

第262表 結核医療費公費負担額

(単位 百万円)

区 分	合 計	法第34条1項による一般患者に対する適正医療費		法第35条1項による措置患者に対する医療費	
昭和60年度	57,363	4,987	52,376		
61	54,530	4,168	50,362		
62	49,873	3,916	45,957		
63	43,133	3,448	39,685		
平成元年度	40,553	3,275	37,278		

資料：厚生省保健医療局調

第263表 結核登録者

(i) 結核登録者数（活動性分類別）

年末現在

区 分	総 計	活 動 性 肺 結 核				活 動 性 肺 外 結 核	不 活 動 性	不 明
		感 染 性			非 感 染 性			
		計	広汎空洞型	その他の感染性				
昭和60年	306,262	29,862	1,593	28,269	107,599	10,119	148,457	10,225
61	282,084	28,303	1,408	26,895	97,071	9,076	139,623	8,011
62	268,146	29,473	1,194	28,279	79,970	7,650	81,117	69,936
63	252,146	27,890	1,073	26,817	71,684	6,590	87,681	58,301
平成元年	238,189	25,903	980	24,923	67,408	6,213	89,854	48,811

資料：厚生省保健医療局「結核登録者に関する定期報告」（昭和62年から結核・感染症サーベイランス年報集計）

(ii) 新登録結核患者数

区 分	総 計	活 動 性 肺 結 核				活 動 性 肺 外 結 核	不 明
		感 染 性			非 感 染 性		
		計	広汎空洞型	その他の感染性			
昭和60年度	58,567	23,315	1,095	22,220	29,972	5,167	113
61	56,690	23,131	1,037	22,094	28,740	4,731	88
62	56,496	27,267	1,035	26,232	24,777	4,452	0
63	54,357	26,369	940	25,429	23,645	4,336	7
平成元年度	53,112	25,848	945	24,903	22,979	4,273	12

資料：厚生省保健医療局「結核登録者に関する定期報告」（昭和62年度から結核・感染症サーベイランス年報集計）

第264表 結核病床数・患者数・病床利用率

区 分	昭和60年	61	62	63	平成元年
結核病床数	57,055	52,272	49,343	46,594	44,409
在院患者数	31,814	29,197	26,832	24,383	22,398
病床利用率(%)	55.8	55.9	54.4	52.3	50.4

(注) 病床数は、6月末現在の数である。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「病院報告」

第265表 ハンセン病患者数・有病率の年次推移

年末現在

	患 者 数(人)			有 病 率 (人口10万対)
	総 数	入所患者	在宅患者	
明治33年(1900)	30,359	69.2
39 ('06)	23,819	226	23,593	50.6
大正8 ('19)	16,261	1,491	14,770	29.5
14 ('25)	15,351	2,176	13,175	25.7
昭和5 ('30)	14,261	3,261	11,000	22.1
10 ('35)	14,193	9,735	4,458	20.5
15 ('40)	11,326	8,855	2,471	15.7
25 ('50)	11,094	8,325	2,769	13.3
30 ('55)	12,169	10,057	1,112	13.6
35 ('60)	11,587	10,645	942	12.4
40 ('65)	10,607	9,874	733	10.8
45 ('70)	9,565	8,958	607	9.3
50 ('75)	10,199	9,166	1,033	9.2
55 ('80)	9,458	8,509	949	8.1
60 ('85)	8,452	7,568	884	7.0
平成2 ('90)	7,348	6,597	751	5.9

(注) 昭和25～46年は沖繩を含まず。

資料：厚生省保健医療局結核・感染症対策室、国立療養所課調

第266表 未収容らい患者・一時救護患者数

区 分	前年末の患者	本 年 中 増			本 年 中 減			本年末の患者	本年末の一時救護患者(本年末患者再掲)
		計	新発見	その他	計	入 所	死 亡		
昭和60年度	908	50	42	8	74	14	21	39	11
61	886	48	43	5	42	9	14	19	—
62	892	27	15	12	102	13	10	79	—
63	816	38	33	5	86	9	9	68	—
平成元年度	764	66	26	40	52	17	5	30	—

(注) 「本年中増」の「その他」は、らい療養所から当該都道府県内に移動した患者であって、外出の許可期間経過後正当な理由がなく帰所しない者又は無断外出逃亡等により退所処分が付された旨らい療養所から通知された者等を、「本年中減」の「その他」は、当該都道府県外に移動した未収容らい患者及び法第4条第2項の規定により治ゆした旨医師から届け出られた者等を集計したものである。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「衛生行政業務報告」

第267表 らい療養所入所患者数

区 分	昭和61年度			62			63			平成元年度		
	計	国立療養所	公益法人立病院	計	国立療養所	公益法人立病院	計	国立療養所	公益法人立病院	計	国立療養所	公益法人立病院
前年度繰越患者数	7,530	7,406	124	7,233	7,118	115	7,102	6,995	107	6,896	6,805	91
本年度入所患者数	187	187	—	155	155	—	147	147	—	161	161	—
退 所 患 者 数	484	475	9	286	278	8	353	337	16	334	328	6
本年度末患者数	7,233	7,118	115	7,102	6,995	107	6,896	6,805	91	6,723	6,638	85

資料：厚生省保健医療局調

第268表 らい予防法による生活援護人員(種類別)

区 分	生 活 援 助		教育援助人員	住宅援助人員	出産援助人員	生業援助人員	葬祭援助人員
	世 帯	人 員					
昭和60年度	5,028	8,622	1,554	4,270	—	2	5
61	4,893	8,076	1,413	3,876	—	3	4
62	4,720	7,648	1,300	3,728	2	—	8
63	4,573	7,249	1,220	3,600	—	—	5
平成元年度	4,252	6,693	1,075	3,451	3	—	4

資料：厚生省大臣官房統計情報部「衛生行政業務報告」

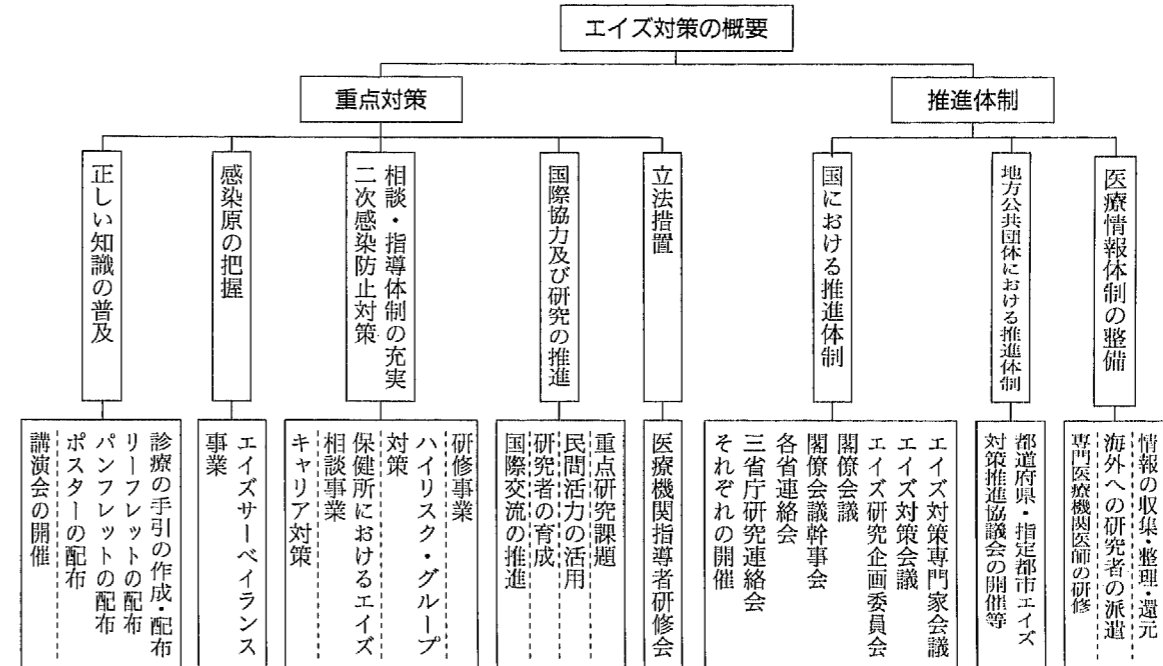
第269表 らい患者家族生活援護委託費・らい療養所運営費国庫負担額

(単位 百万円)

区 分	らい患者家族生活援護委託費	ら い 療 養 所 運 営 費	
		国立療養所	公益法人立病院
昭和60年度	368	23,526	354
61	387	24,358	363
62	371	24,701	364
63	348	24,999	382
平成元年度	348	25,769	362

資料：厚生省保健医療局調

第270表 エイズ対策の概要



資料：厚生省保健医療局結核・感染症対策室

第271表 エイズ患者及び感染者の現状及び将来予測

	患 者 数		感 染 者 数		備 考
	現 状 (人)	将来予測 (人)	現 状 (人)	将来予測 (人)	
日 本	189	260~300 (1992年)	1,170 ※(2,400)	3,000 (1992年)	1. 現状の数字は1990年2月28日現在。 2. 将来予測及び※の数字は厚生省の研究班の推計(S63.1.8)。
アメリカ	126,127	27万 (1991年)	100万~150万	...	1. 現状の数字は1990年4月30日現在 2. 感染者の現状及び患者の予測はCDCによる。
全 世 界	254,078	100万 (1991年)	500万~1,000万	...	1. 同上 2. 感染者の現状及び患者の予測はWHOによる。

資料：厚生省保健医療局結核・感染症対策室

2 伝染病

第272表 法定・指定伝染病患者数及び死者数

区 分	昭和60年	61	62	63	平成元年
コ レ ラ	患者数 34	26	34	33	95
	り患率 0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
	死者数 —	—	—	—	—
	死亡率 —	—	—	—	—
赤 痢	患者数 1,128	1,303	1,275	1,046	924
	り患率 0.9	1.1	1.0	0.9	0.7
	死者数 6	4	3	3	4
	死亡率 0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
腸 チ フ ス	患者数 211	184	145	111	105
	り患率 0.2	0.2	0.1	0.1	0.1
	死者数 —	—	—	—	—
	死亡率 —	—	—	—	—
パ ラ チ フ ス	患者数 141	37	27	32	65
	り患率 0.1	0.0	0.0	0.0	0.1
	死者数 —	—	—	—	—
	死亡率 —	—	—	—	—
し ょ う 紅 熱	患者数 368	319	222	185	96
	り患率 0.3	0.3	0.2	0.2	0.1
	死者数 —	—	—	—	—
	死亡率 —	—	—	—	—
ジ フ テ リ ア	患者数 10	9	7	9	4
	り患率 0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	死者数 —	—	1	—	—
	死亡率 —	—	0.0	—	—
流行性脳脊髄膜炎	患者数 27	22	21	9	10
	り患率 0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	死者数 1	1	1	1	—
	死亡率 0.0	0.0	0.0	0.0	—
日 本 脳 炎	患者数 40	28	44	31	32
	り患率 0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	死者数 8	6	7	5	7
	死亡率 0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
急性灰白髄炎 (小児麻痺)	患者数 1	—	2	—	—
	り患率 0.0	—	0.0	—	—
	死者数 —	—	—	—	—
	死亡率 —	—	—	—	—

(注) 1 り患率、死亡率は人口10万対であり、昭和60年のり患率の算出に用いた人口は昭和60年国勢調査(確定人口)で、
 その他は総務庁統計局10月1日現在の「推計人口」を用いた。
 2 急性灰白髄炎は指定伝染病で法定伝染病と同様の措置がとられる。
 3 上記の伝染病は、法定・指定伝染病中で過去5か年に患者の発生があった主な疾病である。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「伝染病統計」「人口動態統計」

第273表 届出伝染病等患者数及び死者数

区 分	昭和60年	61	62	63	平成元年
インフルエンザ	患者数 63,572	14,296	5,759	17,859	11,508
	り患率 52.5	11.7	4.7	14.5	9.3
	死者数 523	280	121	192	121
	死亡率 0.4	0.2	0.1	0.2	0.1
伝染病下痢症	患者数 —	—	3	—	—
	り患率 —	—	0.0	—	—
	死者数 —	—	—	—	—
	死亡率 —	—	—	—	—
百日せき	患者数 938	1,037	909	499	229
	り患率 0.8	0.9	0.7	0.4	0.2
	死者数 7	5	9	5	1
	死亡率 0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ましん	患者数 2,810	6,323	5,872	3,109	1,753
	り患率 2.3	5.2	4.8	2.5	1.4
	死者数 36	68	96	78	34
	死亡率 0.0	0.1	0.1	0.1	0.0
破傷風	患者数 43	62	50	53	42
	り患率 0.0	0.1	0.0	0.0	0.0
	死者数 28	22	19	17	11
	死亡率 0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
マラリア	患者数 56	54	45	55	57
	り患率 0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	死者数 2	1	1	1	2
	死亡率 0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
つつが虫病	患者数 885	763	804	608	754
	り患率 0.7	0.6	0.7	0.5	0.6
	死者数 3	5	—	3	—
	死亡率 0.0	0.0	—	0.0	—
フィラリア病	患者数 1	—	1	1	2
	り患率 0.0	—	0.0	0.0	0.0
	死者数 3	1	1	1	—
	死亡率 0.0	0.0	0.0	0.0	—
住血吸虫病	患者数 1	2	2	2	3
	り患率 0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	死者数 4	5	6	9	6
	死亡率 0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
結核	患者数 58,567	56,690	56,496	54,357	53,112
	り患率 48.4	46.6	46.2	44.3	43.1
	死者数 4,692	4,170	4,022	3,872	3,525
	死亡率 3.9	3.4	3.3	3.2	2.9
らい	患者数 42	43	15	33	26
	り患率 0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	死者数 —	—	—	1	1
	死亡率 —	—	—	0.0	0.0
梅毒	患者数 1,904	2,598	2,928	2,530	2,108
	り患率 1.6	2.1	2.4	2.1	1.7
	死者数 67	66	68	52	40
	死亡率 0.1	0.1	0.1	0.0	0.0

区 分	昭和160年	61	62	63	平成元年	
り ん 病	患者数	11,443	9,915	6,528	5,931	5,439
	り患率	9.5	8.1	5.3	4.8	4.4
	死者数	—	—	—	—	—
	死亡率	—	—	—	—	—
軟 性 下 かん	患者数	94	95	72	34	54
	り患率	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0
	死者数	—	—	—	—	—
	死亡率	—	—	—	—	—
そけいりんば肉芽 しゅ症	患者数	5	1	1	8	9
	り患率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	死者数	—	—	—	—	—
	死亡率	—	—	—	—	—
食 中 毒	患者数	44,102	35,556	25,368	41,439	36,479
	り患率	36.4	29.2	20.7	33.7	29.6
	死者数	12	7	5	8	10
	死亡率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

- (注) 1 り患率・死亡率は人口10万対であり、昭和60年のり患率の算出に用いた人口は昭和60年国勢調査(確定人口)で、その他は総務庁統計局10月1日現在の「推計人口」を用いた。
 2 フィラリア病までが伝染病予防法による届出伝染病である。
 3 上記の伝染病は過去5か年に患者の発生があった主な疾病である。
 4 結核については、「結核登録者に関する定期報告(～61年)」、「結核・感染症サーベイランス年報集計結果(62年～元年)」による。
 5 らいについては、「厚生省報告例(衛生関係)」による。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「伝染病統計」「食中毒統計」「人口動態統計」保健医療局「結核の統計」

第274表 予防接種被接種者数

平成元年

区 分	被 接 種 者 数		
	法 に よ る		そ の 他
	定 期	臨 時	
ジ フ テ リ ア	1,462,053	—	23,236
百 日 せ き	—	—	—
ジフテリア・百日せき混合	—	—	—
ジフテリア・百日せき・破傷風混合	2,353,609	—	436,838
イ ン フ ル エ ン ザ	—	6,381,728	1,359,209
コ レ ラ	—	—	287
ワ イ ル 病	—	4,024	155
日 本 脳 炎	—	6,747,023	840,779
急 性 灰 白 髄 炎	1,244,245	—	518,535
風 し ん	655,869	—	88,236
ま し ん	1,039,378	—	35,874
破 傷 風	—	—	7,692

- (注) 1 「法による」は、2回及び3回に分けて接種されるものについては第1回の被接種者による。
 なお、日本脳炎は、初回免疫(1回、2回)、追加免疫の合計した延数を計上してある。
 2 「ジフテリア」には、「ジフテリアトキソイド」、「ジフテリア破傷風混合トキソイド」及び「沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド」を使用した被接種者数を計上してある。
 3 「その他」は、予防接種法の規定による定期及び臨時又は法によらないでその年中に保健所の医師が行った予防接種のすべてについて被接種延人員を計上してある。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「保健所運営報告」

3 精神衛生

第275表 精神病床数・患者数・病床利用率

6月末現在

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
精 神 病 床 数	333,570	339,161	345,495	351,469	355,334
在 院 患 者 数	340,023	341,135	342,459	344,709	346,754
病 床 利 用 率(%)	101.9	100.6	99.1	98.1	97.6

(注) 病床数は、6月末現在のものである。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「病院報告」

第276表 措置入院患者数及び医療費国庫負担額

(金額 単位 百万円)

区 分	措置入院患者数(12月現在)	措置入院医療費国庫負担額
昭和60年	28,353	51,622
61	24,081	49,626
62	20,014	43,507
63	16,756	36,798
平成元年	13,843	34,698

(注) 国庫負担額は当初予算額である。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「衛生行政業務報告」
 厚生省補助金ハンドブック

第277表 通院医療公費負担承認件数及び医療費国庫補助額

(金額 単位 百万円)

区 分	承 認	通院医療費国庫補助額
昭和60年	481,325	10,478
61	513,808	11,679
62	547,244	12,524
63	579,350	13,853
平成元年	606,179	15,409

(注) 国庫補助額は当初予算額である。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「衛生行政業務報告」
 厚生省補助金ハンドブック

第278表 精神病床数・在院患者数・措置患者数・措置率・利用率の年次推移
各年6月末

	全精神 病床数	1日平均 在院患者数	措 置 患 者 数	措 置 率 (%)	病 床 利 用 率 (%)
昭和40年	164,027	177,170	63,894	36.1	108.0
45	242,022	253,769	76,597	30.2	103.0
50	275,468	281,346	65,571	23.3	102.1
55	304,469	312,098	47,400	15.2	102.3
60	333,570	339,989	30,543	9.0	101.9
平成2年	358,128	348,859	12,570	3.6	97.5

資料：厚生省「病院報告」「衛生行政業務報告」

第279表 同意入院・仮入院届出件数

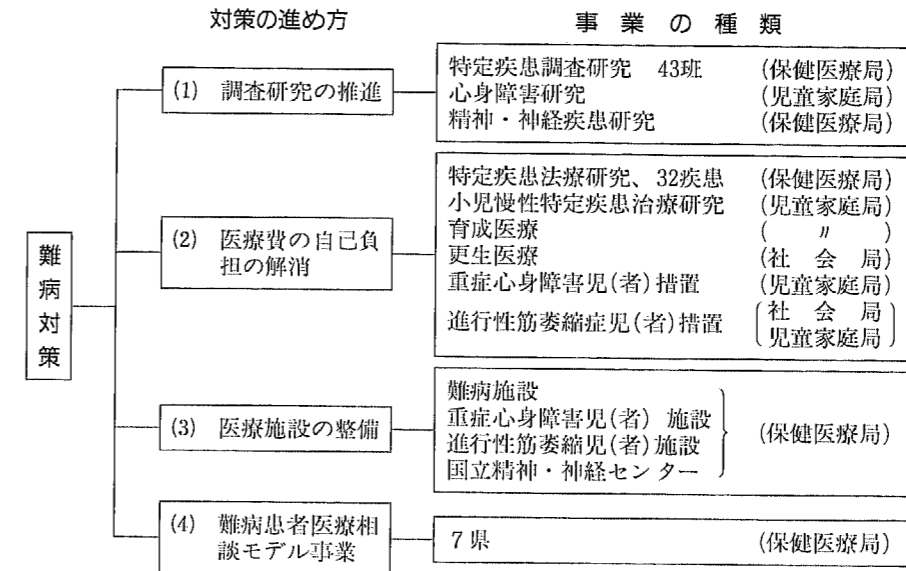
区 分	同意入院・仮入院届出件数
昭和60年	172,592
61	166,661
62	166,196
63	126,563
平成元年	85,951

(注) 法律第98号により題名を「精神保健法」に改め、昭和63年7月1日から施行されたため、平成元年の数値は「保護義務者の同意による医療保護入院」+「保護義務者の同意による医療保護入院」+「仮入院」である。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「衛生行政業務報告」

4 難 病

第280表 難病対策の概要



第281表 特定疾患治療研究事業対象疾患及び特定疾患医療受給者証交付件数

平成元年度末現在

疾患名	実施年月	受給者証 交付件数	疾患名	実施年月	受給者証 交付件数
1 ベーチェット病	昭和47年4月	11,890	18 難治性の肝炎のうち劇症肝炎	51年10月	644
2 多発性硬化症	48年4月	3,213	19 悪性関節リウマチ	52年10月	4,218
3 重症筋無力症	47年4月	6,929	20 パーキンソン病	53年10月	22,206
4 全身性エリテマトーデス	"	29,594	21 アミロイドーシス	54年10月	470
5 スモン	"	2,201	22 後縦靭帯骨化症	55年12月	6,591
6 再生不良性貧血	48年4月	6,618	23 ハンチントン舞踏病	56年10月	309
7 サルコイドーシス	49年10月	6,937	24 ウィリス動脈輪閉塞症	57年10月	3,127
8 筋萎縮性側索硬化症	"	2,541	25 ウェゲナー肉芽腫症	59年1月	345
9 強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎	"	13,038	26 特発性拡張型(うっ血型)心筋症	60年1月	2,969
10 特発性血小板減少性紫斑病	"	14,602	27 シャイ・ドレーガー症候群	61年1月	261
11 結節性動脈周囲炎	50年10月	1,155	28 表皮水疱症(接合部型及び栄養障害型)	62年1月	221
12 潰瘍性大腸炎	"	20,813	29 膿毒性乾癬	"	336
13 大動脈炎症候群	"	4,045	30 広範脊柱管狭窄症	64年1月	213
14 ビュルガー病	"	8,470	31 原発性胆汁性肝硬変	平成2年1月	481
15 天疱瘡	"	1,494	32 重症急性性肝炎	3年1月	-
16 脊髄小脳変性症	51年10月	8,351			
17 クロウン病	"	5,715			
			合 計		189,997

資料：厚生省保健医療局調

5 歯科

第282表 1人平均喪失歯数の年次推移、性・年齢別（永久歯）

（単位 本）

	昭和32年	38	44	50	56	62
《総数》						
20歳	0.32	0.36	0.61	0.86	0.40	0.38
30	1.37	1.39	1.09	1.58	1.77	1.63
40	4.47	4.10	3.64	3.26	2.66	3.01
50	8.74	9.32	7.25	7.35	7.04	5.23
60	13.10	14.98	14.90	14.08	15.49	12.18
70	18.14	19.32	19.88	19.88	21.17	20.10
（男）						
20歳	0.29	0.35	0.56	0.37	0.23	0.38
30	1.20	0.98	0.55	1.00	1.13	1.65
40	3.23	3.01	2.45	3.04	2.07	2.75
50	7.01	6.61	6.78	5.53	6.40	3.81
60	11.90	12.32	12.80	12.28	12.64	11.36
70	15.59	17.26	17.47	19.16	19.26	18.89
（女）						
20歳	0.33	0.37	0.64	1.22	0.55	0.37
30	1.49	1.61	1.39	1.87	2.09	1.63
40	5.24	4.86	4.47	3.38	3.06	3.21
50	10.10	11.33	7.61	8.74	7.61	6.25
60	15.46	17.23	16.32	15.41	16.84	12.76
70	21.13	21.21	21.95	20.38	22.83	20.72

資料：厚生省「昭和62年歯科疾患実態調査」

第283表 歯石沈着の有無、年齢階級別（5歳以上・永久歯）

昭和62年（単位 %）

	歯石沈着のある者			歯石沈着のない者	歯のない者
	総数	歯面の1/3未満	歯面の1/3以上		
総数	55.79	42.62	13.17	30.13	14.08
5～14歳	19.56	17.79	1.77	68.70	11.74
15～24	53.98	46.58	7.40	46.02	0.00
25～34	66.88	54.38	12.50	33.06	0.08
35～44	73.99	56.14	17.85	25.34	0.66
45～54	75.98	55.24	20.74	18.06	5.96
55～64	66.57	46.90	19.67	13.59	19.84
65～74	43.61	30.29	13.32	9.49	46.62
75～	20.59	15.63	4.96	7.35	72.06

資料：厚生省「昭和62年歯科疾患実態調査」

6 環境衛生

第284表 全国水道普及状況

年度末現在（単位 千人）

区分	昭和60年度		61		62		63		平成元年度	
	箇所	給水人口	箇所	給水人口	箇所	給水人口	箇所	給水人口	箇所	給水人口
合計	17,512	112,866	17,414	113,858	17,268	114,773	17,131	115,637	16,979	116,379
上水道	1,934	104,135	1,931	105,201	1,939	106,338	1,947	107,286	1,957	108,201
簡易水道	11,303	7,800	11,213	7,764	11,010	7,581	10,841	7,519	10,670	7,359
専用水道	4,177	931	4,172	893	4,218	854	4,241	833	4,252	819
水道用水供給	98	—	98	—	101	—	102	—	100	—
普及率(%)	93.3		93.6		93.9		94.2		94.4	

資料：厚生省生活衛生局調

第285表 下水道終末処理施設処理人口及びごみ・し尿処理施設の処理能力状況

年度末現在（1日当たり）

区分	昭和59年度	60	61	62	63
下水道終末処理(万人)	4,128	4,333	4,541	4,753	4,953
ごみ処理(トン)	158,071	161,721	162,265	164,280	164,322
し尿処理(kl)	107,218	108,461	107,677	109,914	109,875

(注) 現有処理能力(着工ベース含む)

資料：「下水道終末処理」建設省都市局調

「ごみ・し尿処理」厚生省生活衛生局「日本の廃棄物処理」

第286表 下水道終末処理施設及びごみ・し尿処理施設事業費

(単位 百万円)

区分	昭和59年度	60	61	62	63
下水道終末処理					
総事業費	1,357,463	1,426,072	1,555,186	1,855,364	1,875,459
国庫支出金	480,356	469,763	464,554	562,502	545,956
地方債	739,555	811,762	921,528	1,174,166	1,212,692
その他	137,552	144,547	169,104	118,696	116,811
ごみ処理					
総事業費	965,782	1,009,211	1,041,869	1,085,764	1,154,028
国庫支出金	50,602	48,906	46,191	49,290	52,761
地方債	122,004	121,170	110,926	124,059	120,677
その他	793,176	839,135	884,752	912,415	980,590
し尿処理					
総事業費	355,516	345,250	350,750	356,952	345,290
国庫支出金	15,059	12,766	16,181	16,858	11,893
地方債	33,430	22,938	28,344	35,640	29,941
その他	307,027	309,546	306,225	304,454	303,456

(注) 1 下水道終末処理は公共下水道の管渠及び終末処理場の公共事業費である。

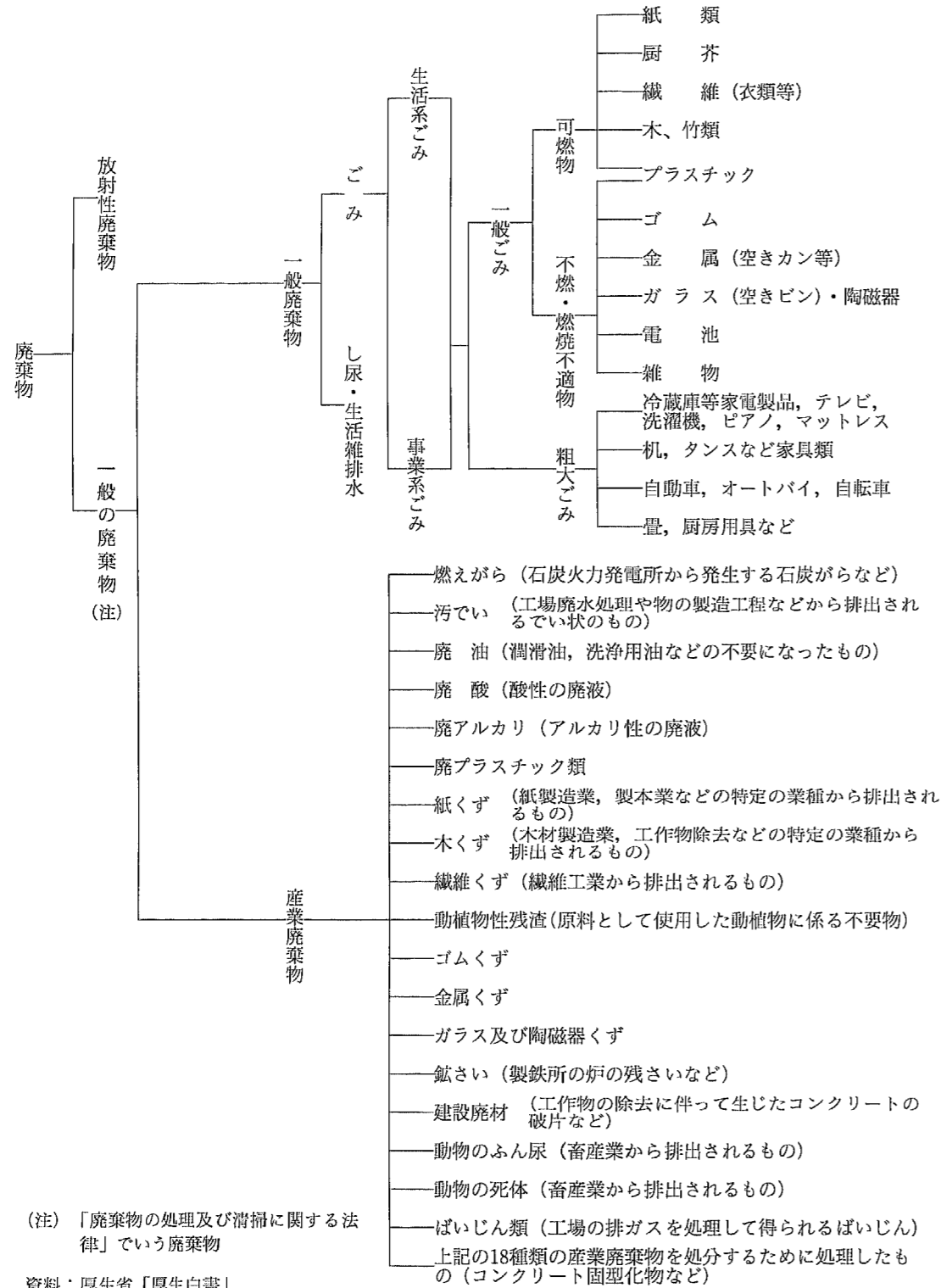
2 「その他」には、都道府県支出金、使用料・手数料及び市町村一般財源等を含む。

資料：「下水道終末処理」建設省都市局調

「ごみ・し尿処理」厚生省生活衛生局「日本の廃棄物処理」

第287表 廃棄物の分類と処理体制

[廃棄物の分類]

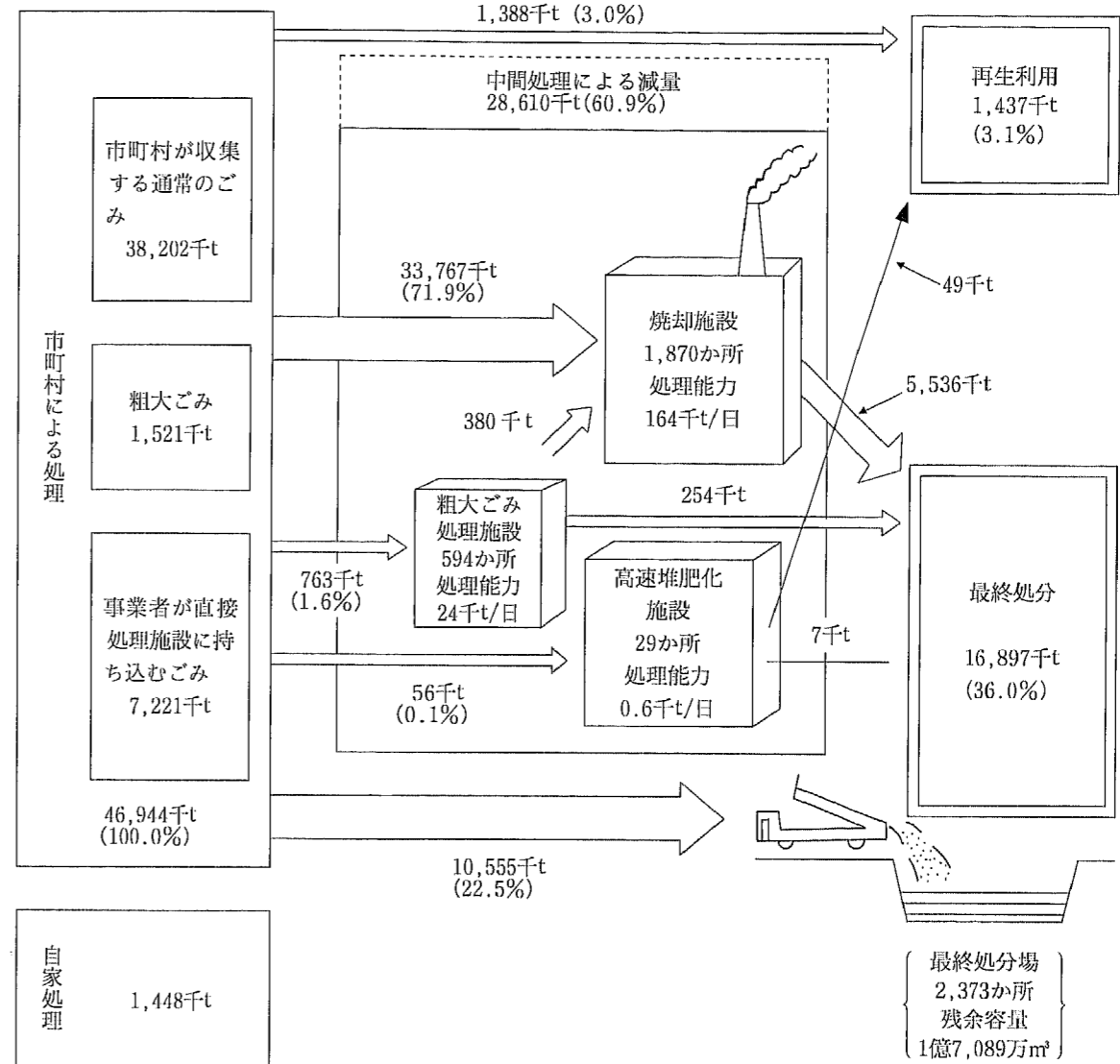


(注) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」でいう廃棄物

資料：厚生省「厚生白書」

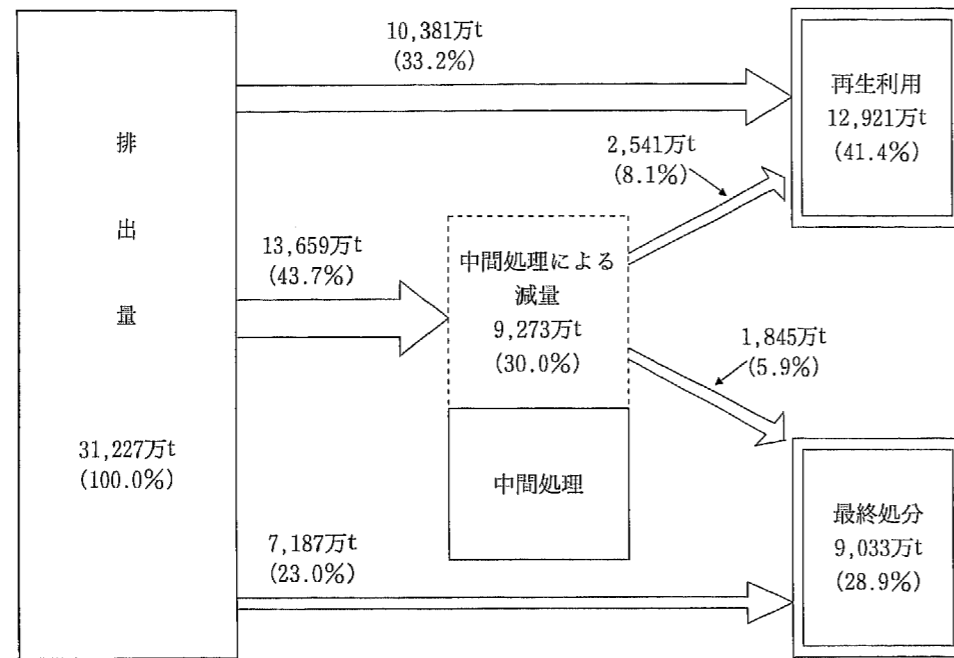
第288表 ゴミ処理等の流れ

(i) ゴミ処理の流れ (昭和63年度)



資料：厚生省水道環境部「廃棄物処理事業実態調査」

(ii) 産業廃棄物処理の流れ (昭和60年度)



資料：厚生省水道環境部調

7 公害

第290表 公害等調整委員会に所属した事件の処理件数

区分 年度	調停			仲裁			裁定			その他			計			
	受付	終結	未済	受付	終結	未済	受付	終結	未済	受付	終結	未済	係属	うち新規受付	終結	未済
昭和45・46年度	8	1	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	8	1	7
47	14	2	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	14	2	19
48	36	8	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0	55	36	8	47
49	20	26	41	0	0	0	6	2	4	0	0	0	73	26	28	45
50	45	22	64	1	0	1	2(1)	1	5(1)	0	0	0	93	48	23	70
51	55	43	76	0	1	0	2	3(1)	4	0	0	0	127	57	47	80
52	62	33	105	0	0	0	0	2	2	0	0	0	142	62	35	107
53	42	89	58	0	0	0	1(1)	2	1(1)	0	0	0	150	43	91	59
54	48	36	70	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	107	48	36	71
55	34	49	55	0	0	0	1	1(1)	1	0	0	0	106	35	50	56
56	45	33	67	0	0	0	0	0	1	0	0	0	101	45	33	68
57	48	40	75	0	0	0	1(1)	0	2(1)	0	0	0	117	49	40	77
58	42	46	71	0	0	0	0	1	1(1)	0	0	0	119	42	47	72
59	31	40	62	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	103	31	40	63
60	31	38	55	0	0	0	1	1	1(1)	0	0	0	95	32	39	56
61	31	61	25	0	0	0	1	0	2(1)	1	0	1	89	33	61	28
62	25	29	21	0	0	0	3	0	5(1)	0	0	1	56	28	29	27
63	14	22	13	0	0	0	1(1)	6(2)	0	0	0	1	42	15	28	14
平成元年度	11	18	6	0	0	0	0	0	0	0	0	1	25	11	18	7
2	21	14	13	0	0	0	2(1)	1(1)	1	0	1	0	30	23	16	14
計	663	650	—	1	1	—	21(5)	20(5)	—	1	1	—	686	672	—	—

(注) 1. 昭和45・46年度の期間は、昭和45年11月1日～47年3月31日である。
 2. 「裁定」()内の数字は、原因裁定事件数で、内数である。 3. 「その他」は、義務履行勧告申出事件である。
 資料：公害等調整委員会「年次報告」

第289表 市町村のごみ処理費用の推移

()内は対前年増加率(%)

年次	昭和58年	59	60	61	62	63
処理費用総額 (百万円)	947,551 (3.9)	965,782 (1.9)	1,009,211 (4.5)	1,041,869 (3.2)	1,085,764 (4.2)	1,154,028 (6.3)
国民1人当たり の処理費用(円)	7,927 (3.2)	8,028 (1.3)	8,337 (3.8)	8,563 (2.7)	8,880 (3.7)	9,399 (5.8)

(注) 人件費、委託費等の運営費のほか、処理施設の整備費等を含む。
 資料：厚生省水道環境部「廃棄物処理事業実態調査」

第291表 都道府県公害審査会等における公害紛争事件の受付及び処理状況

区分 年度	受付件数				処理件数					年度末 係属件数
	合計	あっせん	調停	仲裁	合計	成立	打切り	取下げ	その他	
昭和45・46年度	25	8	17	0	15	10	2	2	1	10
47	25	3	20	2	14	8	4	1	1	21
48	30	6	23	1	28	19	6	3	0	23
49	24	4	19	1	27	22	5	0	0	20
50	21	3	18	0	22	9	9	4	0	19
51	22	3	19	0	21	12	5	4	0	20
52	25	1	24	0	15	12	1	2	0	30
53	22	2	20	0	21	11	6	4	0	31
54	22	1	21	0	24	12	7	5	0	29
55	27	0	27	0	22	13	8	1	0	34
56	19	1	18	0	21	4	13	4	0	32
57	15	0	15	0	23	13	8	2	0	24
58	26	0	26	0	19	12	5	0	2	31
59	20	1	19	0	24	14	5	5	0	27
60	29	0	29	0	21	11	9	1	0	35
61	23	0	23	0	26	18	6	2	0	32
62	28	0	28	0	27	15	10	1	1	33
63	26	1	25	0	22	11	7	4	0	37
平成元年度	36	0	36	0	23	13	6	4	0	50
2	55	0	55	0	39	9	23	5	2	66
計	520	34	482	4	454	248	145	54	7	—

(注) 1. 昭和45・46年度の期間は、昭和45年11月1日～47年3月31日である。
 2. 昭和45年11月1日～49年10月31日の間の「和解の仲介」は、「あっせん」に含めた。
 3. 昭和56年度受付数欄のあっせん1件は、職権によるあっせんである。
 資料：公害等調整委員会「年次報告」

第292表 典型7公害の種類別苦情件数の推移

年 度	典 型 7 公 害	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音・振動			地盤沈下	悪 臭
					計	騒 音	振 動		
昭和55年度	54,809	9,282	8,269	230	24,094	21,063	3,031	34	12,900
56	54,445	9,225	8,132	206	23,806	21,095	2,711	47	13,029
57	53,215	9,015	7,683	170	23,654	21,154	2,500	34	12,659
58	52,638	8,995	7,661	162	23,442	20,966	2,476	36	12,342
59	54,687	9,403	7,999	206	24,042	21,536	2,506	39	12,998
60	51,413	9,036	7,617	222	21,946	19,364	2,582	39	12,553
61	50,129	8,851	7,324	165	21,512	19,077	2,435	28	12,249
62	51,665	9,430	7,114	150	22,639	20,083	2,556	32	12,300
63	51,223	8,978	7,551	175	22,746	20,080	2,666	41	11,732
平成元年度	49,036	9,036	7,513	175	20,826	18,495	2,331	47	11,439

資料：公害等調整委員会「年次報告」

第293表 典型7公害以外の種類別苦情件数の推移

年 度	典型7公 害 以 外	廃棄物	日照	電波 障害	通風	そ の 他						
						計	製造事 業所に 関する もの	建築工 事に関 するも の	空地の 管理に 関する もの	農・畜 産業に 関する もの	動物に 関する もの	その他 に関する もの
昭和55年度	9,881	2,619	136	403	23	6,700	479	458	2,417	751	2,595	
56	10,438	3,273	169	333	52	6,611	442	332	2,330	874	2,633	
57	10,344	3,073	145	303	35	6,785	355	342	2,496	769	831	1,992
58	11,338	3,118	169	261	30	7,760	318	359	3,230	740	1,105	2,008
59	13,067	3,417	219	264	37	9,130	345	391	4,434	743	1,202	2,015
60	13,137	3,799	411	317	24	8,586	330	398	3,663	742	1,414	2,035
61	15,338	3,914	703	363	70	10,288	272	310	5,295	691	1,958	1,762
62	17,648	4,394	846	336	53	12,019	299	360	5,867	856	2,875	1,762
63	21,342	5,000	435	372	14	15,521	322	390	9,341	856	2,827	1,785
平成元年度	23,123	5,147	352	327	34	17,263	324	480	8,635	987	4,976	1,861

資料：公害等調整委員会「年次報告」

第294表 公害健康被害の補償等に関する法律の指定地域及び被認定者数等

平成2年12月末現在

地 域	疾 病 名	指 定 地 域	実施主体	指定年月日	現在被認定者数		
	総	数			99,080		
旧 第 一 種 地 域	慢性気管支炎、 気管支喘息、喘 息性気管支炎及 び肺気腫並び にこれらの続発 症	千葉県 南部臨海地域	千葉県	49.11.30	644		
		東京都 千代田区 全域	千代田区	"	292		
		" 中央区 全域	中央区	50.12.19	443		
		" 港区 全域	港区	49.11.30	1,018		
		" 新宿区 全域	新宿区	"	2,308		
		" 文京区 全域	文京区	"	1,178		
		" 台東区 全域	台東区	50.12.19	1,002		
		" 品川区 全域	品川区	49.11.30	1,933		
		" 大田区 全域	大田区	"	4,333		
		" 目黒区 全域	目黒区	50.12.19	1,248		
		" 渋谷区 全域	渋谷区	49.11.30	1,357		
		" 豊島区 全域	豊島区	50.12.19	1,514		
		" 板橋区 全域	板橋区	"	2,368		
		" 墨田区 全域	墨田区	"	2,893		
		" 江東区 全域	江東区	"	1,453		
		" 荒川区 全域	荒川区	49.11.30	3,070		
		" 足立区 全域	足立区	50.12.19	1,731		
		" 葛飾区 全域	葛飾区	"	4,566		
		" 江戸川区 全域	江戸川区	"	2,531		
				東京都 小計			38,932
				横浜市 鶴見臨海地域	横浜市	47.2.1	894
				川崎市 川崎区・幸区	川崎市	44.12.27	3,225
						47.2.1	
						49.11.30	
				富士市 中部地域	富士市	47.2.1	756
						52.1.13	
				名古屋市 中南部地域	名古屋市	48.2.1	5,346
				50.12.19			
				53.6.2			
		東海市 北部・中部地域	愛知県	48.2.1	955		
		四日市市 臨海地域	四日市市	44.12.27	809		
		楠町 全地域	三重県	49.11.30	85		
		大阪市 全地域	大阪市	44.12.27	18,176		
				49.11.30			
				50.12.19			
		豊中市 南部地域	豊中市	48.2.1	530		
		吹田市 南部地域	吹田市	49.11.30	468		
		守口市 全地域	守口市	52.1.13	2,719		
		東大阪市 中西部地域	東大阪市	53.6.2	3,399		
		八尾市 中西部地域	八尾市	"	1,739		
		堺市 西部地域	堺市	48.8.1	4,028		
				52.1.13			
		神戸市 臨海地域	神戸市	"	2,102		
		尼崎市 東部・南部地域	尼崎市	45.12.1	5,206		
				49.11.30			
		倉敷市 水島地域	倉敷市	50.12.19	2,745		
		玉野市 南部臨海地域	岡山市	"	93		
		備前市 片上湾周辺地域	"	"	133		
		北九州市 洞海湾沿岸地域	北九州市	48.2.1	1,963		
		大牟田市 中部地域	大牟田市	48.8.1	2,332		
		計			97,279		
第 二 種 地 域	水 俣 病 " " " イタイイタイ病 慢性砒素中毒症 "	阿賀野川下流地域	新潟県	44.12.27	225		
		"	新潟市	"	224		
		水俣湾沿岸地域	鹿児島県	"	944		
		"	熊本県	"	308		
		"	富山県	"	12		
	神通川下流地域	富山県	"	6			
	島根県 笹ヶ谷地区	島根県	49.7.4	82			
	宮崎県 土呂久地区	宮崎県	48.2.1	82			
		計			1,801		

(注) 指定地域の表示は、いずれも指定当時の行政区画等による。

資料：環境庁調

第295表 公害防止事業団事業状況

(i) 譲渡(売買予約)契約ベース

(金額 単位 千円)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
造成建設事業	件数 21 金額 37,000,000	25 39,999,968	70 53,745,950	20 40,000,000	26 49,000,000
共同公害防止施設	件数 1 金額 200,000	— —	— —	— —	— —
集団設置建物	件数 10 金額 12,571,000	9 11,436,968	8 19,385,000	5 15,510,000	10 24,950,000
工場移転用地	件数 4 金額 12,572,000	10 16,454,000	6 9,260,000	6 12,000,000	5 11,497,000
共同福利施設	件数 6 金額 11,657,000	6 12,109,000	3 12,094,000	7 10,490,000	7 7,373,000
大気汚染対策緑地	件数 — 金額 —	— —	— —	1 1,000,000	2 2,405,000
国立・国定公園施設	件数 — 金額 —	— —	— —	1 1,000,000	2 2,775,000
貸付事業	件数 70 金額 20,103,000	53 11,664,700	53 13,006,950	61 17,280,350	51 20,000,000

(注) 「集団設置建物」の昭和63年9月までの区分(名称)は「共同利用建物」である。

資料：公害防止事業団調

(ii) 確定(売買)契約ベース

(金額 単位 千円)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
共同公害防止施設	件数 — 金額 —	1 233,360	1 167,600	— —	— —
集団設置建物	件数 6 金額 5,087,400	12 16,469,489	12 17,579,868	5 14,638,770	3 3,061,736
工場移転用地	件数 5 金額 6,913,420	7 6,987,220	7 10,321,787	8 11,118,433	4 10,338,083
共同福利施設	件数 4 金額 3,628,548	7 16,787,472	6 17,479,388	3 11,012,520	4 5,050,108

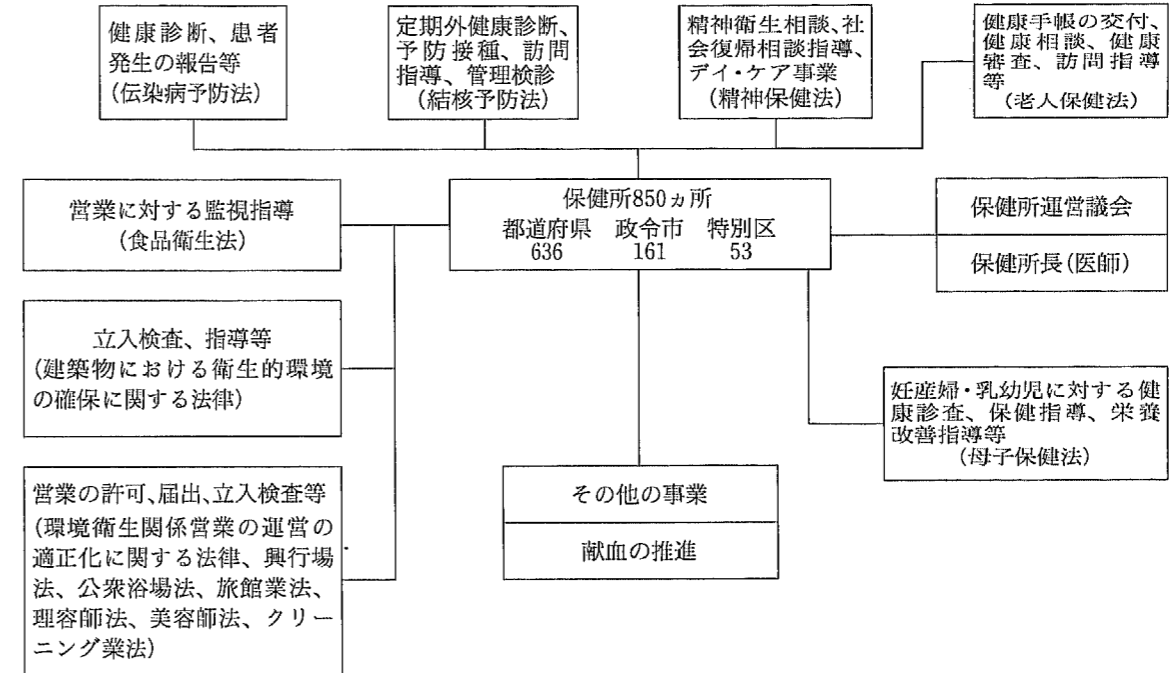
(注) 前表を参照

資料：公害防止事業団調

8 保健所及び保健センター

第296表 保健所の活動

平成元年3月31日



資料：厚生省健康政策局作成

第297表 保健所数及び保健所職員総数

	昭和60年	61	62	63	平成元年	2
保健所数	849	850	851	850	848	850
都道府県立	638	637	638	637	632	634
政令市	158	160	160	160	163	163
特別区	53	53	53	53	53	53
職員総数	35,289	35,253	34,884	34,684	34,680	34,571
医師	1,215	1,231	1,263	1,260	1,239	1,245
歯科医師	64	62	61	66	67	70
薬剤師獣医師	1,461	1,456	1,619	1,627	1,580	1,625
保健婦	8,020	8,070	8,129	8,134	8,224	8,305
看護婦	312	316	313	308	306	281
助産婦	90	85	87	85	81	76
X線技術者	1,377	1,359	1,339	1,312	1,295	1,274
管理栄養士	809	826	920	957	993	1,026
栄養士	431	412	331	299	283	254
歯科衛生士	311	318	322	328	337	350
試験検査技術者	1,720	1,704	1,705	1,693	1,615	1,613
理学療法士	—	—	—	—	—	—
作業療法士	12	15	20	22	25	22
その他	19,467	19,399	18,775	18,593	18,635	18,430

資料：厚生省健康政策局調

第298表 保健所活動状況

平成元年

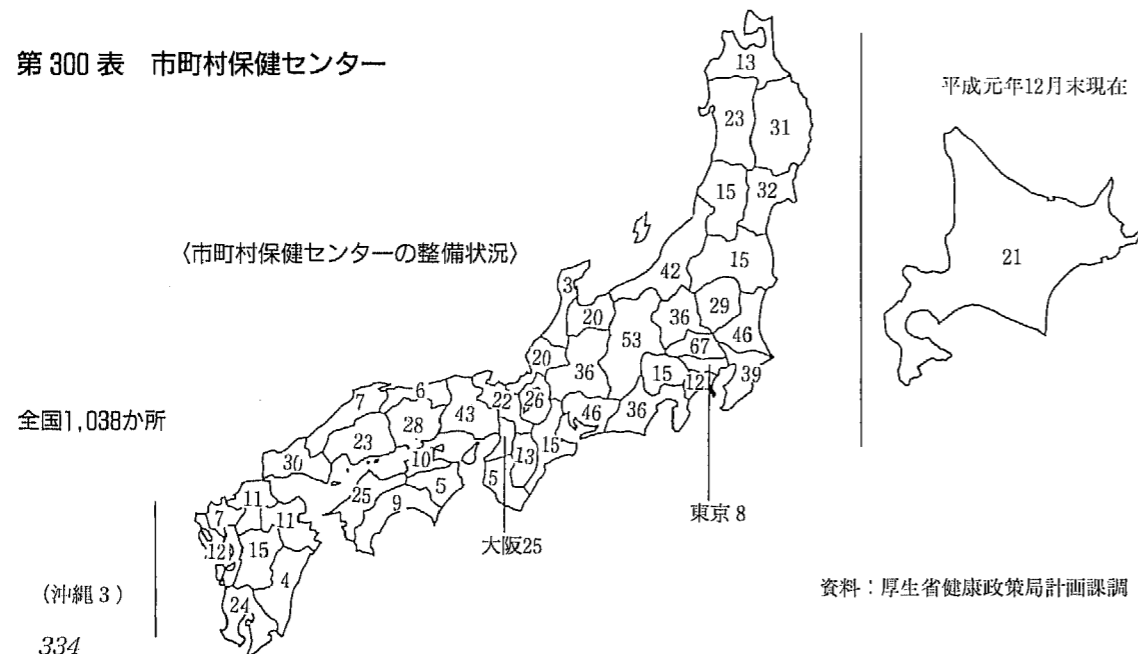
業務の種類	実数
健康診断 {開設回数 受診延人数}	367,290 13,065,326
環境衛生監視指導延施設数	729,330
食品衛生監視指導延施設数 {許可を要する施設 許可を要しない施設}	3,809,555 2,254,266
結核予防 {結核予防法第34条による 医療費公費負担承認件数}	115,628
梅毒血清反応検査被検査者数	84,350
保健所活動による予防接種被接種者延数	3,499,727
寄生虫検査被検査者数 (保健所活動分)	181,807
母子衛生 {妊婦保健指導延人員 産婦保健指導延人員 (保健所活動分) 乳児保健指導延人員 幼児保健指導 {3歳児(実人員) 延人員 {その他の	219,365 290,584 1,328,812 1,139,185 786,726
歯科衛生 {検診・保健指導受診延人員 予防処置延人員 治療延人員	3,002,577 505,080 5,067
栄養改善指導 {個別指導 {栄養指導延人員 施設指導延施設数 集団指導 {栄養指導 {開設回数 延人員 施設指導 {開設回数 延施設数	1,475,261 39,771 118,877 3,173,978 5,810 92,451
衛生教育開催回数	295,958
保健婦 {家庭訪問被訪問延数 家庭訪問以外の活動実施回数	1,158,684 569,791
医療社会事業 {面接延回数 訪問延回数	167,681 113,386
試験検査検体数	36,906,428

資料：厚生省大臣官房統計情報部「保健所運営報告」

第299表 保健センター数

	昭和60年	61	62	63	平成元年	2
保健センター数	768	861	926	979	1038	1106

第300表 市町村保健センター



第9節 福祉サービス

1 身体障害者及び精神薄弱者福祉

第301表 身体障害者手帳交付台帳登録数

平成元年度末

区分	総数	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由	内部障害
総数	3,376,162	440,534	449,511	40,190	1,989,806	456,121
18歳未満	122,681	8,250	22,624	1,699	73,594	16,514
18歳以上	3,253,481	432,284	426,887	38,491	1,916,212	439,607

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第302表 福祉事務所における精神薄弱者相談状況

区分	相談実人員	相談内容							
		総数	施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	その他
昭和60年度	131,682	206,884	58,221	1,488	18,980	17,571	30,420	9,628	70,576
61	137,699	232,156	65,837	1,464	19,785	19,820	34,912	11,498	78,840
62	141,357	242,417	68,936	1,449	20,354	20,668	38,293	12,395	80,322
63	147,165	248,930	72,733	1,405	20,187	22,228	37,832	12,008	82,537
平成元年度	148,115	257,072	76,393	1,291	20,284	21,979	39,138	12,439	85,548

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第303表 身体障害者更生援護施設・精神薄弱者援護施設の施設数及び在所者数

10月1日現在

区	分	昭和60年	61	62	63	平成元年
肢体不自由者更生施設	施設数	48	45	45	45	45
	在所者数	1,423	1,339	1,266	1,295	1,252
視覚障害者更生施設	施設数	16	16	16	16	16
	在所者数	1,196	1,308	1,266	1,315	1,266
聴覚・言語障害者更生施設	施設数	3	3	3	3	3
	在所者数	126	162	131	140	152
内部障害者更生施設	施設数	15	14	14	14	14
	在所者数	566	542	544	541	520
身体障害者療養施設	施設数	167	178	186	194	203
	在所者数	10,555	11,056	11,621	12,079	12,723
重度身体障害者更生援護施設	施設数	52	56	59	61	61
	在所者数	3,005	3,317	3,480	3,561	3,569
身体障害者福祉ホーム	施設数	—	—	—	5	9
	在所者数	—	—	—	73	123
身体障害者授産施設	施設数	87	88	86	85	84
	在所者数	4,062	4,091	4,116	4,143	4,082
重度身体障害者授産施設	施設数	110	110	118	118	119
	在所者数	6,613	6,623	7,081	7,149	7,188
身体障害者通所授産施設	施設数	64	74	82	95	101
	在所者数	1,291	1,512	1,743	2,019	2,188
身体障害者福祉工場	施設数	21	23	23	23	24
	在所者数	1,058	1,143	1,157	1,147	1,210
身体障害者福祉センター	施設数	138	158	168	182	187
	在宅障害者デイ・サービス施設	—	—	—	—	9
障害者更生センター	施設数	8	8	8	8	9
	補装具製作施設	34	34	38	28	29
点字図書館	施設数	73	73	73	74	74
	施設数	12	12	13	13	13
精神薄弱者更生施設	施設数	756	800	849	899	946
	在所者数	49,193	51,760	54,461	57,554	60,343
精神薄弱者授産施設	施設数	384	421	464	510	542
	在所者数	17,129	18,595	20,359	22,240	23,684

(注) 身体障害者福祉センター及び障害者更生センターは昭和59年法律改正により身体障害者更生援護施設となった。
資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉施設調査報告」

第304表 身体障害者更生援護状況

区	分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
更生援護取扱実人員		968,767	1,007,969	1,044,167	1,087,047	1,156,680
身体障害者手帳新規交付数 (18歳以上)		186,387	194,091	205,106	200,097	203,201
相談指導及び措置件数		1,332,039	1,425,637	1,476,261	1,535,995	1,659,820
身体障害者更生援護施設等への 入所その利用及び紹介(再掲)		39,652	43,119	42,337	41,663	41,965
補装具件数	交付	209,235	241,867	287,275	324,879	367,752
	修理	40,048	39,869	42,198	42,240	44,338
更生医療給付件数		57,243	61,508	70,330	83,803	86,369

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第305表 身体障害者に対する補装具交付等の状況

(金額 単位 千円)

区	分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
交付	件数	209,235	241,867	287,275	324,879	367,752
	公費負担額	6,650,398	6,994,866	7,537,076	8,021,027	8,691,811
義肢	件数	3,482	3,521	3,027	2,995	2,835
	公費負担額	217,830	292,202	204,817	198,676	206,531
義足	件数	8,937	7,739	8,367	8,194	7,671
	公費負担額	1,303,514	1,150,573	1,287,344	1,299,386	1,277,353
装具	件数	21,222	18,731	19,312	19,413	18,831
	公費負担額	892,739	968,978	942,380	986,486	1,004,135
盲人安全つえ	件数	8,784	8,296	8,129	7,989	7,631
	公費負担額	20,440	20,010	19,476	19,110	19,531
補聴器	件数	30,656	29,846	30,438	29,704	29,007
	公費負担額	996,511	992,330	1,054,511	1,057,384	1,095,671
車いす	件数	27,139	28,932	30,997	32,486	34,200
	公費負担額	2,535,193	2,664,441	2,856,781	3,063,347	3,383,950
歩行補助つえ	件数	12,801	11,829	12,518	11,779	11,369
	公費負担額	41,788	41,574	43,266	42,956	43,709
その他	件数	96,214	132,973	174,487	212,359	256,208
	公費負担額	642,383	864,758	1,128,501	1,353,683	1,660,932
修理	件数	40,048	39,869	42,198	42,240	44,338
	公費負担額	732,114	769,073	869,743	890,019	972,230
義肢	件数	1,281	1,418	1,155	1,115	1,068
	公費負担額	31,492	51,940	38,664	38,020	38,071
義足	件数	7,501	6,156	6,620	6,054	6,023
	公費負担額	328,711	315,642	377,427	364,846	391,750
装具	件数	5,398	5,567	5,831	5,816	6,248
	公費負担額	73,324	78,978	81,969	84,848	92,936
盲人安全つえ	件数	20	24	39	40	20
	公費負担額	15	24	40	43	14
補聴器	件数	13,063	13,447	14,220	14,530	15,532
	公費負担額	43,824	45,629	55,418	60,468	65,863
車いす	件数	10,142	10,654	11,811	12,219	12,910
	公費負担額	248,813	271,041	310,828	336,381	377,689
歩行補助つえ	件数	1,851	1,823	1,791	1,792	1,870
	公費負担額	2,141	2,255	2,020	2,038	2,133
その他	件数	792	780	731	674	667
	公費負担額	3,793	3,564	3,377	3,375	3,773

(注) 車いすには電動車いすを含む。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第306表 身体障害者に対する更生医療給付決定状況

(金額 単位 千円)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
合 計	件数 57,243 公費負担額 6,001,792	61,508 3,700,651	70,330 3,826,988	83,803 3,916,250	86,750 4,017,061
視 覚 障 害	件数 105 公費負担額 13,697	93 10,959	107 8,127	63 7,055	61 4,592
聴覚・平衡機能障害	件数 14 公費負担額 942	23 951	16 1,143	16 623	21 668
音声・言語・そしゃく機能障害	件数 56 公費負担額 1,527	96 5,066	126 3,175	115 2,746	135 3,964
肢体不自由	件数 2,452 公費負担額 268,048	2,698 307,730	2,832 318,103	3,505 326,200	3,628 341,216
心臓機能障害	件数 7,379 公費負担額 731,462	8,233 844,650	9,292 892,839	10,600 917,614	11,356 998,786
じん臓機能障害	件数 47,237 公費負担額 4,986,116	50,365 2,531,195	57,719 2,601,751	69,489 2,657,768	71,523 2,664,092
小腸障害	件数 . 公費負担額 .	. .	238 1,850	15 4,244	26 3,744

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第307表 障害者職業訓練校修了者数

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
総 数	1,192	1,182	1,251	1,239	1,159
※電子機器・修理工	139	132	147	124	136
※衣服製作工	177	186	183	164	165
※木工	38	32	37	39	39
※製図工	69	74	83	87	78
※印刷・写植工	203	217	216	193	190
塗 装 工	16	22	12	14	7
製 ク ツ 工	26	31	28	15	18
義肢装具工	26	26	35	33	30
印章彫刻	21	18	29	21	11
陶磁器工	25	26	28	22	21
意匠図案工	23	19	18	22	22
理美容具	20	16	6	8	3
園 芸	26	31	27	19	35
※事務員	196	181	213	227	186
臨床検査員	27	13	8	10	14
その他	160	158	181	241	204

(注) ※印は類似のものをまとめた数を掲げた。

資料：労働省職業能力開発局調

2 児童福祉

第308表 児童相談所処理件数

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
総 数	250,718	251,016	248,912	248,898	280,343
訓 戒 ・ 誓 約	3,915	3,201	2,262	2,073	1,731
児童福祉司の指導	6,361	5,919	5,812	5,237	5,198
福祉事務所へ送致又は通知	1,350	1,482	1,641	1,454	1,539
児童委員の指導	105	70	57	56	50
里親・保護受託者委託	912	880	814	822	812
児童福祉施設に収容通園	24,839	24,585	23,235	22,588	22,450
他の機関に於て旋紹介	1,550	1,357	1,393	1,114	1,279
面接指導	189,745	191,882	190,917	192,332	201,746
その他	21,941	21,640	22,181	23,222	25,538
法第27条の2により家庭裁判所に送致されたもの(再掲)	37	32	36	25	25
年度末現在未処理件数	16,921	15,696	16,430	17,481	16,991

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第309表 児童福祉施設数及び在所者数(施設種別)

10月1日現在

区 分	昭和60年	61	62	63	平成元年
総 数	33,309	33,297	33,229	33,232	33,180
助産施設	1,924,318	1,887,925	1,862,643	1,844,195	1,820,771
乳児施設	780	733	703	670	655
母子寮	122	122	121	120	119
保育所	3,004	2,885	2,804	2,734	2,661
養護施設	348	343	339	336	329
精神薄弱児施設	14,753	14,477	13,681	12,889	12,442
自閉症児施設	22,899	22,879	22,826	22,776	22,737
精神薄弱児通園施設	1,843,550	1,808,303	1,784,193	1,767,275	1,745,296
盲児施設	538	538	538	538	534
ろうあ児施設	30,717	30,211	29,595	28,876	28,252
難聴幼児通園施設	321	319	317	313	309
虚弱児施設	18,622	18,331	17,921	17,485	17,067
肢体不自由児施設	8	8	8	8	8
精神薄弱児通園施設	282	318	314	318	316
盲児施設	218	215	216	216	216
ろうあ児施設	6,068	6,066	6,019	6,059	6,070
難聴幼児通園施設	28	26	26	24	22
虚弱児施設	649	598	539	459	400
肢体不自由児通園施設	24	23	22	20	20
難聴幼児通園施設	466	412	366	327	311
虚弱児施設	23	25	26	27	27
肢体不自由児療護施設	641	699	710	729	723
重症心身障害児施設	34	34	34	33	33
情緒障害児短期治療施設	1,778	1,684	1,648	1,601	1,595
児童遊園	74	73	73	72	72
児童遊園	7,136	6,852	6,823	6,678	6,325
児童遊園	70	71	71	72	71
児童遊園	2,278	2,275	2,252	2,202	2,336
児童遊園	8	8	8	8	8
児童遊園	267	264	271	271	268
児童遊園	56	58	58	60	62
児童遊園	5,728	5,945	6,105	6,313	6,397
児童遊園	11	11	12	13	13
児童遊園	436	432	472	495	474
児童遊園	57	57	57	57	57
児童遊園	2,696	2,650	2,611	2,373	2,280
児童遊園	3,517	3,596	3,667	3,746	3,788
児童遊園	4,173	4,158	4,107	4,123	4,100

(注) 在所者数には母子寮を含まない。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉施設調査報告」

第310表 里親・保護受託者及び委託児童数

区 分	年度末現在				
	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
登録里親数	8,659	8,702	8,565	8,114	7,841
児童が委託されている里親数	2,627	2,588	2,661	2,569	2,472
里親に委託されている児童数	3,322	3,265	3,322	3,367	3,069
登録保護受託者数	558	441	351	317	321
児童が委託されている保護受託者数	6	4	6	9	9
保護受託者に委託されている児童数	6	4	6	10	9

(注) 1 現行里親制度は里親を希望する者を登録しておき、適当な場合に児童の養育を委託するという仕組みをとっている。

2 保護受託者とは義務教育を終了した養護に欠ける児童の保護及び技能指導を行うものである。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第311表 育成医療等の給付及び補装具等の交付状況

区 分	(金額 単位 千円)				
	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
〈養育医療〉					
決定件数	19,289	20,491	19,197	20,225	21,689
母子保健法による公費負担額	1,901,265	1,918,726	1,809,646	1,881,228	1,895,439
社会保険・結核予防法による負担額	14,428,185	16,236,415	16,709,936	18,059,686	18,017,370
〈療育の給付〉					
決定件数	216	222	111	84	65
骨関節結核以外の結核	9	4	2	-	-
児童福祉法による公費負担額	207	218	109	84	65
社会保険・結核予防法による負担額	66,918	38,835	31,533	21,326	21,294
社会保険・結核予防法による負担額	146,286	105,909	89,214	79,454	54,486
〈育成医療〉					
決定件数	50,050	52,652	50,976	51,518	55,603
視覚・平衡機能障害	6,711	6,645	6,328	5,890	5,541
聴覚・平衡機能障害	1,715	1,916	1,806	1,862	1,936
音声・言語・そしゃく機能障害	9,628	10,511	10,766	11,548	12,683
肢體不自由	12,741	13,351	11,843	11,605	13,075
心臓機能障害	7,980	8,001	8,286	8,423	8,665
腎臓機能障害	870	947	899	735	786
その他	10,405	11,281	11,048	11,255	11,782
児童福祉法による公費負担額	2,577,172	3,374,374	2,592,406	2,475,968	2,644,759
社会保険・結核予防法による負担額	29,455,334	29,863,913	30,761,836	31,074,009	35,137,969
〈補装具の交付〉					
決定件数	34,175	34,761	35,966	38,958	39,171
盲人安全つえ	159	167	145	105	111
補聴器	6,275	6,701	6,309	6,530	6,555
義肢	445	334	291	281	280
義手	810	685	626	641	687
装車	12,210	11,247	11,349	12,019	12,154
歩行補助つえ	7,306	7,420	8,058	8,100	8,165
その他	1,223	1,208	1,163	1,219	1,163
児童福祉法による公費負担額	5,747	6,999	8,025	10,063	10,056
児童福祉法による公費負担額	1,683,978	1,732,153	1,805,204	1,894,624	2,059,590
〈補装具の修理〉					
決定件数	7,799	8,802	9,224	9,722	10,385
盲人安全つえ	-	-	1	-	3
補聴器	4,561	5,379	5,944	6,491	7,185
義肢	57	55	35	30	32
義手	270	255	194	182	167
装車	1,070	1,149	1,149	1,208	1,168
歩行補助つえ	1,621	1,575	1,678	1,586	1,644
その他	46	30	40	49	34
児童福祉法による公費負担額	174	359	183	176	152
児童福祉法による公費負担額	79,615	87,729	90,259	91,017	105,451

(注) 1 養育医療及び療育の公費負担額中には自己負担額を含む。

2 車いすには電動車いすを含む。

3 音声・言語・そしゃく機能障害中、昭和58年度はそしゃく機能障害を含まない。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第312表 1歳6か月児健診実施人数

区 分	昭和61年度	62	63	平成元年度
人数	879,611	1,172,080	1,176,353	1,145,472

(注) 再健診は含まない。

資料：厚生省児童家庭局調

第313表 3歳児健康診査成績

区 分	昭和60年	61	62	63	平成元年
被検者数	1,220,994	1,233,520	1,227,140	1,184,676	1,139,185
健康管理上注意すべきもの	185,065	185,064	184,206	171,840	169,445
身体面	115,018	114,836	116,328	108,764	107,223
精神発達面	70,047	70,228	67,878	63,076	62,222

資料：厚生省大臣官房統計情報部「保健所運営報告」

第314表 児童扶養手当受給世帯数

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
総数	647,606	634,197	628,620	618,128	604,581
生別母子世帯	490,891	502,770	507,645	506,615	503,201
離婚世帯	2,500	2,313	2,211	2,014	1,880
死別母子世帯	31,948	28,537	25,650	23,167	20,669
未婚の母子世帯	35,224	33,882	32,771	32,069	31,431
障害者世帯	30,000	14,945	12,661	10,853	9,302
遺棄世帯	47,280	41,931	38,066	34,252	29,315
その他の世帯	9,763	9,819	9,616	9,158	8,783

(注) 1 受給世帯数は、年度末現在である。

2 生別母子世帯のその他とは、父が生死不明の児童、父が引き続き1年以上法令により拘禁されている児童を母が監護している世帯をいう。

3 その他の世帯とは、支給要件該当事由の異なる2人以上の児童を母が監護する世帯及び支給要件に該当する児童を母以外の者が養育している世帯をいう。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第315表 特別児童扶養手当受給者数及び障害児福祉手当受給者数

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
特別児童扶養手当	122,162	125,767	126,052	126,596	125,939
受給対象障害児数	124,861	128,558	128,844	129,388	128,747
福祉手当受給者数	428,141
障害児福祉手当受給者数	.	54,942	55,187	54,592	53,897
特別障害者手当受給者数	.	55,114	62,983	69,415	74,076
経過的福祉手当受給者数	.	117,396	100,012	85,694	74,243

(注) 受給者数及び受給対象児童数は、年度末現在。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第316表 児童手当受給者数、支給対象児童数及び支給額の状況

(i) 受給者数

区分	総計	支給対象児童数別				
		1人	2人	3人	4人	5人以上
総計	3,201,266人	2,609,727人	559,169人	30,213人	1,910人	247人
児童手当	1,441,419	1,130,637	288,351	20,739	1,536	156
特例給付	1,759,847	1,479,090	270,818	9,474	374	91
市町村支給分計	2,725,453	2,216,700	479,757	27,152	1,694	150
児童手当	1,396,726	1,096,675	278,340	20,090	1,480	141
特例給付	1,328,727	1,120,025	201,417	7,062	214	9
被用者	2,059,746	1,700,481	343,069	15,466	684	46
児童手当	731,019	580,456	141,652	8,404	470	37
特例給付	1,328,727	1,120,025	201,417	7,062	214	9
非被用者	665,707	516,219	136,688	11,686	1,010	104
公務員分	475,813	393,027	79,412	3,061	216	97
児童手当	44,693	33,962	10,011	649	56	15
特例給付	431,120	359,065	69,401	2,412	160	82

(ii) 支給対象児童数の合計及び支給額

(金額 単位 千円)

区分	総計	支給額
総計	3,851,184人	145,233,845千円
児童手当	1,781,485	71,102,985
特例給付	2,069,699	74,130,860
市町村支給分計	3,290,288	124,439,032.5
児童手当	1,725,252	68,950,020
特例給付	1,565,036	55,489,012.5
被用者	2,461,072	89,888,627.5
児童手当	896,036	34,399,615
特例給付	1,565,036	55,489,012.5
非被用者	829,216	34,550,405
公務員分	560,896	20,794,812.5
児童手当	56,233	2,152,965
特例給付	504,663	18,641,847.5

(注) 受給者及び支給対象児童数は、平成2年2月末現在である。

資料：厚生省児童家庭局「児童手当事業年報」

第317表 児童手当の認定及び消滅状況

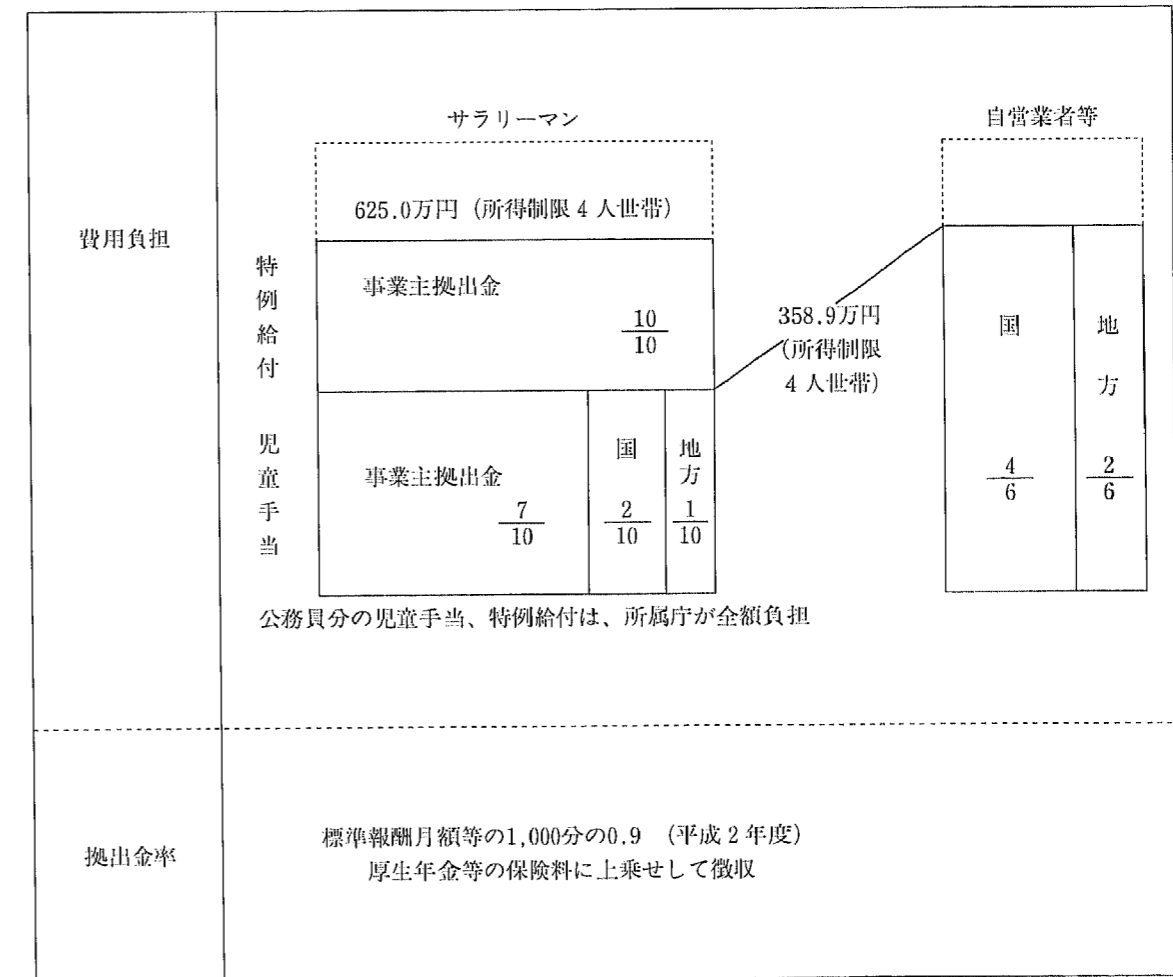
区分	新規認定件数	消滅件数	平成2年2月末現在受給者数
総計	761,216人	808,506人	3,201,266人
市町村支給分	669,739	705,491	2,725,453
被用者	538,039	518,239	2,059,746
非被用者	131,700	187,252	665,707
公務員分	91,477	103,015	475,813

資料：厚生省児童家庭局「児童手当事業年報」

第318表 児童手当拠出金徴収状況

区分	徴収決定済額	収納済額	収納率
総計	円 86,139,862,008	円 85,584,010,637	% 98.4
厚生年金保険関係	81,888,648,131	81,346,855,417	99.3
船員保険関係	14,850,427	791,770	5.3
共済組合関係	4,236,363,450	4,236,363,450	100.0

第319表 児童手当制度の費用負担



3 社会福祉関係機関・施設等

第320表 社会福祉行政機関等設置状況

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度		
福祉事務所	事務所数	都道府県	344	342	342	340	
		区市町村	831	832	837	840	839
	職員数	査察指導員	2,800	2,807	2,790	2,866	2,892
		現業員	15,723	15,892	15,851	15,859	16,015
		身体障害者福祉司	233	229	228	219	201
		精神薄弱者福祉司	133	129	147	126	124
		老人福祉指導主事	193	182	199	172	174
		家庭児童福祉主事	63	59	56	54	50
		身体障害者更生相談所 相談所数	62	62	62	62	62
		精神薄弱者更生相談所 相談所数	54	54	54	56	56
児童相談所	相談所数	165	165	167	167	170	
	職員数	4,566	4,596	4,690	4,781	4,892	
民生(児童)委員定数	174,065	179,061	179,061	179,061	184,321		

(注) 1 福祉事務所関係は6月1日現在。なお、査察指導員の他は専任職員の数である。
 2 身体障害者更生相談所関係は、11月1日現在。
 3 精神薄弱者更生相談所関係は、4月1日現在。
 4 児童相談所関係は、5月1日現在。

資料：(注)1・2関係 厚生省社会局調
 (注)3・4関係 厚生省児童家庭局調

第321表 社会福祉施設数(年次・施設の種類別)

区 分	昭和31年	35	40	45	50	55	57	58	59	60	61	62	63	平成元年
総数	11,813	13,707	16,453	23,917	33,096	41,931	44,586	45,442	47,617	47,943	48,366	48,731	49,215	49,589
保護施設	1,150	1,208	504	400	349	347	348	347	347	353	350	350	352	351
救護施設	51	81	108	131	145	160	163	164	164	169	169	169	171	171
更生施設	90	54	40	22	16	16	18	19	19	18	18	18	18	18
医療保護施設	・	103	88	78	72	68	68	68	69	69	69	69	69	69
授産施設	339	245	184	118	81	76	76	75	75	76	75	76	76	76
宿所提供施設	160	118	84	51	35	27	23	21	20	21	19	18	18	17
養老施設	510	607	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
老人福祉施設	・	・	795	1,194	2,155	3,354	3,968	4,205	4,411	4,610	4,787	4,972	5,170	5,350
養護老人ホーム(一般)	・	・	702	810	909	910	906	904	904	902	902	901	901	904
養護老人ホーム(盲)	・	・	・	810	25	34	40	41	42	42	42	44	44	45
特別養護老人ホーム	・	・	27	152	539	1,031	1,311	1,410	1,505	1,619	1,731	1,855	1,995	2,125
軽費老人ホーム(A型)	・	・	36	52	99	170	208	221	233	242	248	250	250	251
軽費老人ホーム(B型)	・	・	・	22	22	36	38	38	38	38	38	38	38	39
老人福祉センター	・	・	30	180	561	1,173	1,465	1,591	1,689	1,767	1,826	1,884	1,942	1,986
身体障害者更生援護施設	105	139	169	263	384	530	614	651	679	848	892	932	964	1,000
肢体不自由者更生施設	30	43	44	50	53	51	51	50	48	48	45	45	45	45
視覚障害者更生施設	8	11	14	13	12	13	15	16	16	16	16	16	16	16
聴覚・言語障害者更生施設	3	3	3	3	3	4	3	3	3	3	3	3	3	3
内部障害者更生施設	・	・	・	28	24	21	18	17	15	15	14	14	14	14
身体障害者療護施設	・	・	・	・	36	109	142	151	158	167	178	186	194	203
重度身体障害者更生援護施設	・	・	3	18	30	39	45	48	52	52	56	59	61	61
身体障害者福祉ホーム	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	5	9
身体障害者授産施設	29	31	43	59	67	76	84	86	86	87	88	86	85	84
重度身体障害者授産施設	・	・	・	12	43	79	92	102	107	110	110	118	118	119
身体障害者通所授産施設	・	・	・	・	・	8	30	42	58	64	74	82	95	101
身体障害者福祉工場	・	・	・	・	12	19	19	20	21	21	23	23	23	24
身体障害者福祉センター(A型)	・	・	・	・	・	・	・	・	・	24	29	29	29	30
身体障害者福祉センター(B型)	・	・	・	・	・	・	・	・	・	114	129	139	153	157
在宅障害者デイ・サービス施設	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	9
障害者更生センター	・	・	・	・	・	・	・	・	・	8	8	8	8	9
補装具製作施設	19	28	30	30	31	29	31	31	30	34	34	38	28	29
点字図書館	10	18	26	41	63	70	72	73	73	73	73	73	74	74
点字出版施設	6	5	6	9	10	12	12	12	12	12	12	13	13	13
婦人保護施設	・	65	67	61	60	58	57	57	57	56	55	55	53	53
児童福祉施設	10,558	11,916	14,020	20,484	26,546	31,980	33,152	33,385	33,475	33,309	33,297	33,229	33,232	33,180
助産施設	271	288	479	960	1,032	937	880	849	826	780	733	703	670	655
乳児院	130	131	127	126	129	125	122	122	122	122	121	120	119	119
母子寮	640	650	621	527	424	369	357	350	348	348	343	339	336	329
保育所	8,749	9,782	11,199	14,101	18,238	22,036	22,709	22,858	22,904	22,899	22,879	22,826	22,776	22,737
養護施設	527	551	546	522	525	531	534	534	533	538	538	538	538	534
精神薄弱児施設	85	131	219	315	349	349	336	332	326	321	319	317	313	309
自閉症児施設	・	・	・	・	・	3	7	7	7	8	8	8	8	8
精神薄弱児通園施設	・	28	56	96	175	217	222	223	222	218	215	216	216	216
盲児施設	29	32	32	32	32	29	29	29	29	28	26	26	24	22

区分	昭和31年	35	40	45	50	55	57	58	59	60	61	62	63	平成元年
ろうあ児施設	34	41	38	37	34	29	27	26	25	24	23	22	20	20
難聴幼児通園施設	・	・	・	・	・	13	18	22	23	23	25	26	27	27
虚弱児施設	21	29	32	34	34	33	33	34	34	34	34	34	33	33
肢体不自由児施設	19	45	62	75	77	76	73	74	74	74	73	73	72	72
肢体不自由児通園施設	・	・	・	13	39	57	64	66	69	70	71	71	72	71
肢体不自由児療護施設	・	・	・	・	・	7	7	8	8	8	8	8	8	8
重症心身障害児施設	・	・	3	25	39	48	51	55	56	56	58	58	60	62
情緒障害児短期治療施設	・	・	4	6	10	11	11	11	11	11	11	12	13	13
教護院	53	57	58	57	58	58	57	57	57	57	57	57	57	57
児童館	・	151	544	1,417	2,117	2,815	3,159	3,305	3,427	3,517	3,596	3,667	3,746	3,788
児童遊園	・	・	・	2,141	3,234	4,237	4,456	4,423	4,374	4,173	4,158	4,107	4,123	4,100
精神薄弱者援護施設	・	・	70	204	430	723	892	975	1,051	1,140	1,221	1,313	1,409	1,488
精神薄弱者更生施設(入所)	・	・	70	169	304	476	566	602	642	680	712	753	794	829
精神薄弱者更生施設(通所)	・	・	・	19	39	51	60	71	76	88	96	105	117	117
精神薄弱者授産施設(入所)	・	・	・	35	62	101	123	129	133	144	153	160	167	173
精神薄弱者授産施設(通所)	・	・	・	45	107	152	184	205	240	268	304	343	369	369
母子福祉施設	・	・	・	52	60	75	81	84	84	88	88	89	94	95
母子福祉センター	・	・	・	35	40	49	50	53	54	59	60	62	67	69
母子休養ホーム	・	・	・	17	20	26	31	31	30	29	28	27	27	26
精神障害者社会復帰施設	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	38
精神障害者援護寮	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	11
精神障害者福祉ホーム	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	18
精神障害者通所授産施設	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	9
その他の社会福祉施設	・	379	828	1,259	3,112	4,864	5,474	5,738	7,513	7,539	7,676	7,791	7,941	8,014
生活の扶助を行う施設	・	10	55	1	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
授産施設	・	180	165	157	160	145	146	144	148	147	150	142	144	143
宿所提供施設	・	94	100	107	89	68	63	62	61	54	54	53	50	50
盲人ホーム	・	・	25	34	35	33	33	33	32	30	29	29	30	30
無料低額診療施設	・	・	229	219	227	246	243	239	238	235	234	233	236	243
隣保館	・	75	280	599	853	1,076	1,149	1,175	1,180	1,196	1,218	1,238	1,257	1,264
へき地保健福祉館	・	・	・	92	191	242	242	239	240	240	237	237	235	234
有料老人ホーム	・	・	・	50	73	76	90	91	92	97	111	119	141	155
老人憩の家	・	・	・	・	1,415	2,800	3,283	3,510	3,605	3,739	3,834	3,926	4,026	4,091
老人休養ホーム	・	・	・	・	59	71	75	69	68	67	67	66	71	71
身体障害者福祉センター(A型)	・	・	・	・	10	14	15	18	21	・	・	・	・	・
身体障害者福祉センター(B型)	・	・	・	・	30	61	81	102	・	・	・	・	・	・
障害者更生センター	・	・	・	・	・	・	・	5	・	・	・	・	・	・
精神薄弱者通所寮	・	・	・	・	63	74	77	82	88	90	95	99	102	102
結核回復者後保護施設	・	20	24	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
へき地保育所	・	・	・	・	・	・	・	1,639	1,630	1,628	1,626	1,615	1,589	1,589
精神薄弱者福祉ホーム	・	・	・	・	・	・	・	・	16	24	27	34	39	39
精神薄弱者福祉工場	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	3	3	3

(注) 1 昭和46年までは12月31日現在、昭和47年以降は10月1日現在である。
 2 身体障害者福祉法の改正(昭和59年)により、身体障害者福祉センター(A型、B型)、障害者更生センターが「その他の社会福祉施設」から「身体障害者更生援護施設」となった。

資料：厚生省「社会福祉施設調査」

第322表 生活福祉資金貸付状況

(金額 単位 千円)

区分	昭和61年度		62		63		平成元年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
合計	25,524	16,079,420	21,642	15,060,924	18,733	13,355,695	19,938	17,763,681
更生資金	3,797	3,884,160	2,976	3,091,751	2,321	2,348,155	1,842	2,078,514
身体障害者更生資金	2,475	3,323,474	2,155	3,048,146	1,964	2,826,599	2,453	3,929,044
生活資金	739	298,028	634	236,039	558	214,077	547	243,390
福祉資金	368	54,818	374	64,867	421	83,653	2,889	3,738,949
住宅資金	3,730	3,388,460	3,054	3,007,247	2,523	2,604,416	2,394	2,736,109
修学資金	10,628	4,472,878	10,771	4,840,970	9,925	4,920,193	8,873	4,685,064
療養資金	1,248	288,101	1,072	260,801	837	199,999	752	191,364
災害援護資金	2,539	369,501	606	511,103	184	158,603	188	161,247

資料：厚生省社会局調

第323表 母子福祉資金貸付状況

(金額 単位 千円)

区分	昭和61年度		62		63		平成元年度	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
合計	64,315	13,292,779	65,634	13,731,812	64,107	13,911,705	62,647	14,093,905
事業開始資金	774	1,307,702	590	1,018,835	486	860,596	422	747,331
事業継続資金	896	770,675	657	562,520	503	442,815	465	419,925
修学資金	47,976	9,228,330	49,463	10,004,334	49,863	10,673,774	48,620	10,927,062
技能修得資金	313	43,409	337	57,814	339	71,633	344	78,270
修業資金	538	94,640	934	180,636	908	196,613	949	218,497
就職支度資金	385	28,735	301	22,350	245	18,263	230	17,930
療養資金	107	15,414	107	15,334	100	16,134	104	15,752
生活資金	224	102,166	198	90,756	163	72,439	180	86,585
住宅資金	894	741,021	756	655,429	595	527,190	501	484,001
転宅資金	216	21,188	270	29,819	292	34,924	296	44,885
就学支度資金	11,115	867,483	11,454	1,041,131	10,243	958,564	10,286	1,028,219
結婚資金	46	7,540	40	6,690	38	7,620	28	6,360
児童扶養資金	831	64,476	527	46,164	332	31,140	222	19,088

資料：厚生省児童家庭局調

第324表 社会福祉士・介護福祉士登録者数

	社会福祉士	介 護 福 祉 士				合 計
		法第39条1号	法第39条2号	法第39条3号	法第39条4号	
	人	人	人	人	人	人
平成元年	172	0	0	8	2,688	2,696
平成2年	534	951	0	204	6,258	7,413

(注) 1 社会福祉士及び介護福祉士法第39条1号 高卒後養成施設(2年課程)卒業者
 社会福祉士及び介護福祉士法第39条2号 福祉系大卒後養成施設(1年課程)卒業者
 社会福祉士及び介護福祉士法第39条3号 高卒後保母養成所等終了後養成施設(1年課程)卒業者
 社会福祉士及び介護福祉士法第39条4号 介護福祉士試験に合格した者
 2 登録数は、12月末現在のものである。

資料：厚生省社会局調

第325表 災害救助法適用状況及び災害救助費国庫負担状況

(金額 単位 千円)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
法適用都道府県延数	3	9	4	6	8
法適用都道府県実数	3	8	4	6	7
法適用市町村延数	24	40	8	11	13
災害救助費支出額	108,906	812,060	68,806	114,348	41,405
災害救助費国庫負担額	54,453	406,030	34,403	57,174	20,703
国庫負担対象都道府県数	3	6	4	5	7

(注) 各年度の災害救助費支出額及び災害救助費国庫負担額は、各年度発生災害に係る額である。

資料：厚生省社会局調

第10節 生活保護

第326表 被保護世帯・被保護実人員・保護率

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
被保護世帯数					
年度合計	9,366,083	8,956,257	8,565,895	8,172,213	7,858,977
1か月平均	708,507	746,355	713,825	681,018	654,915
被保護実人員					
年度合計	17,173,407	16,177,955	15,193,510	14,115,099	13,194,245
1か月平均	1,431,117	1,348,163	1,266,126	1,176,258	1,099,520
保護率(人口千対)	11.8	11.1	10.4	9.6	8.9
総人口(千人)	121,049	121,672	122,264	122,783	123,255

(注) 保護率は1か月平均の被保護実人員を分子にし、各年10月1日推計人口で除したものである。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第327表 被保護世帯数(世帯主の労働力類型別)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
合 計	780,507	746,355	713,825	681,018	654,915
世帯主が働いている世帯	122,909	118,024	111,876	105,287	98,711
常 用	62,486	62,129	60,278	57,854	55,456
日 雇	21,761	19,718	18,150	16,403	14,595
内 職	14,168	13,425	12,776	11,972	11,077
そ の 他	24,494	22,752	20,673	19,059	17,583
そ の 他 の 世 帯	655,888	626,091	600,426	574,223	554,703
世帯員が働いている世帯	43,281	40,087	37,171	33,550	30,547
働いている者のいない世帯	612,607	586,004	563,255	540,673	524,156
停止中の世帯	1,710	2,240	1,523	1,508	1,510

(注) 年度1か月の平均である。

資料：厚生省社会局「生活保護速報」

第328表 扶助別人員

区分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
被保護実人員	1,431,117	1,348,163	1,266,126	1,176,258	1,099,520
生活扶助	1,268,766	1,196,140	1,127,592	1,044,267	969,319
住宅扶助	967,691	933,122	895,716	841,121	789,295
教育扶助	252,437	231,401	207,915	181,570	158,323
医療扶助	909,581	868,256	832,453	787,869	752,956
入院	191,439	171,114	156,211	147,532	140,815
単給	122,975	107,183	95,260	89,538	84,859
併給	68,465	63,931	60,952	57,993	55,956
入院	718,142	697,142	676,242	640,338	612,141
単給	13,370	14,534	13,863	13,209	13,591
併給	704,772	682,608	662,379	627,129	598,550
出産扶助	191	164	138	113	88
生業扶助	2,524	2,372	2,401	2,337	2,175
葬祭扶助	1,353	1,206	1,147	1,108	1,092

(注) 年度1か月の平均である。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第329表 保護開始世帯数(理由・種類別)

平成元年9月現在

労働力類型保護開始の主な理由	総数	医療扶助単給	医療扶助併給	その他の扶助
総数	9,136	3,286	4,402	1,448
世帯主の傷病	6,908	3,197	3,400	311
世帯員の傷病	269	30	222	17
働いていた者の死亡・離別等	672	6	242	424
「働きによる収入」の減少・喪失	438	3	180	255
年金・仕送り等の減少・喪失	165	8	78	79
貯金の減少・喪失	345	17	179	149
その他の	339	25	101	213
世帯主が働いている世帯	817	110	373	334
世帯主の傷病	279	89	171	19
世帯員の傷病	85	17	62	6
働いていた者の死亡・離別等	230	1	71	158
「働きによる収入」の減少・喪失	108	—	31	77
年金・仕送り等の減少・喪失	35	—	9	26
貯金の減少・喪失	43	2	17	24
その他の	37	1	12	24
世帯員が働いている世帯	410	36	350	24
世帯主の傷病	371	33	323	15
世帯員の傷病	15	3	12	—
働いていた者の死亡・離別等	10	—	5	5
「働きによる収入」の減少・喪失	8	—	5	3
年金・仕送り等の減少・喪失	1	—	1	—
貯金の減少・喪失	1	—	1	—
その他の	4	—	3	1
働いている者がいない世帯	7,909	3,140	3,679	1,090
世帯主の傷病	6,258	3,075	2,906	277
世帯員の傷病	169	10	148	11
働いていた者の死亡・離別等	432	5	166	261
「働きによる収入」の減少・喪失	322	3	144	175
年金・仕送り等の減少・喪失	129	8	68	53
貯金の減少・喪失	301	15	161	125
その他の	298	24	86	188

資料：厚生省大臣官房統計情報部「生活保護動態調査報告」

第330表 保護廃止世帯数(理由・種類別)

平成元年9月現在

労働力類型保護廃止の主な理由	総数	医療扶助単給	医療扶助併給	その他
総数	9,979	3,613	5,313	1,053
世帯主の傷病治癒	2,584	1,417	1,053	104
世帯員の傷病治癒	89	17	66	6
死	1,457	639	767	51
失	946	702	198	46
「働きによる収入」の増加・取得	1,555	43	1,116	396
「働き手」の転入	246	2	199	45
社会保障給付金の増加	531	183	295	53
仕送りなどの増加	255	37	174	44
親類・縁者等の引取り	522	67	397	58
施設入所	405	111	254	40
医療費の他法負担	136	87	45	4
その他の	1,253	298	749	206
世帯主が働いている世帯	2,667	259	1,809	599
世帯主の傷病治癒	764	147	556	61
世帯員の傷病治癒	53	13	37	3
死	26	9	16	1
失	68	44	18	6
「働きによる収入」の増加・取得	1,223	24	841	358
「働き手」の転入	95	—	66	29
社会保障給付金の増加	53	1	35	17
仕送りなどの増加	66	2	40	24
親類・縁者等の引取り	54	—	34	20
施設入所	7	—	3	4
医療費の他法負担	8	5	2	1
その他の	250	14	161	75
世帯員が働いている世帯	493	34	422	37
世帯主の傷病治癒	72	7	62	3
世帯員の傷病治癒	24	1	20	3
死	23	5	18	—
失	2	—	2	—
「働きによる収入」の増加・取得	210	12	183	15
「働き手」の転入	36	—	32	4
社会保障給付金の増加	43	3	38	2
仕送りなどの増加	14	2	12	—
親類・縁者等の引取り	5	1	4	—
施設入所	4	—	3	1
医療費の他法負担	5	1	4	—
その他の	55	2	44	9
働いている者がいない世帯	6,819	3,320	3,082	417
世帯主の傷病治癒	1,748	1,273	435	40
世帯員の傷病治癒	12	3	9	—
死	1,408	625	733	50
失	876	658	178	40
「働きによる収入」の増加・取得	122	7	92	23
「働き手」の転入	115	2	101	12
社会保障給付金の増加	435	179	222	34
仕送りなどの増加	175	33	122	20
親類・縁者等の引取り	463	66	359	38
施設入所	394	111	248	35
医療費の他法負担	123	81	39	3
その他の	948	282	544	122

資料：厚生省大臣官房統計情報部「生活保護動態調査報告」

第331表 保護費(扶助別)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
総額(千円)	1,523,280,733	1,491,872,633	1,454,035,066	1,389,736,303	1,368,692,736
1人当たり月額(円)	88,700	92,216	95,701	98,457	103,734
生活扶助費(千円)	537,587,643	513,110,013	493,566,022	480,694,946	460,497,960
1人当たり月額(円)	35,309	35,748	36,476	38,360	39,589
住宅扶助費(千円)	99,267,293	101,735,285	103,427,493	103,643,447	104,140,887
1人当たり月額(円)	8,548	9,086	9,622	10,268	10,995
教育扶助費(千円)	16,752,192	15,546,854	14,158,046	12,409,487	11,470,411
1人当たり月額(円)	5,530	5,599	5,675	5,695	6,037
医療扶助費(千円)	846,442,080	838,235,279	818,976,734	768,409,942	767,200,845
出産扶助費(千円)	308,262	267,490	233,657	198,354	166,725
生業扶助費(千円)	497,093	449,403	455,394	445,858	482,519
葬祭扶助費(千円)	1,856,667	1,687,553	1,657,997	1,632,749	1,711,535
施設事務費及び委託事務費(千円)	20,569,503	20,840,756	21,559,724	22,301,520	23,021,852

(注) 平成元年度は概数である。

資料：厚生省社会局「生活保護費事業実績報告」

第332表 医療扶助決定状況(診療費分)

(金額 単位 千円)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
合計件数	14,197,128	13,859,134	13,461,891	13,003,435	12,430,138
金額	797,044,853	779,821,074	752,139,168	731,179,714	716,388,525
一般診療件数	12,989,241	12,640,073	12,280,478	11,871,862	11,356,667
金額	776,053,731	758,027,860	730,852,305	710,898,208	697,179,496
入院件数	2,475,775	2,275,904	2,087,123	1,979,939	1,886,312
金額	592,861,011	568,245,322	534,975,195	514,992,733	500,320,035
入院外件数	10,513,466	10,364,169	10,193,355	9,891,923	9,470,355
金額	183,192,720	189,782,538	195,877,110	195,905,475	196,859,461
歯科診療件数	1,207,887	1,219,061	1,181,413	1,131,573	1,073,471
金額	20,990,922	21,793,214	21,286,863	20,281,507	19,209,027

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第333表 生活保護基準額改定の推移

(1級地標準世帯)

区 分	第42次改定 (61.4.1)	第43次改定 (62.4.1)	第44次改定 (63.4.1)	第45次改定 (元.4.1)	第46次改定 (2.4.1)
生活扶助{金額	126,977	129,136	130,944	136,444	140,674
改定率	102.0	101.7	101.4	104.2	103.1
住宅扶助	9,000	9,000	9,000	13,000	13,000
合計	135,977	138,136	139,944	149,444	153,674

(注) 1 標準3人世帯の構成は33歳男、29歳女、4歳子。
2 本表では勤労控除分は計上していない。
3 第43次改定以降は1級地-1である。

資料：厚生省社会局調

第334表 生活扶助基準額の推移

区 分	実施年月日	基準額	対前回比	区 分	実施年月日	基準額	対前回比
第1回	21.3.13	199.80	—	第30次	49.4.1	60,690	120.0
第1次	21.4.1	252	126.6	第35次	54.4.1	114,340	108.3
第5次	22.7.1	912	144.8	第40次	59.4.1	152,960	102.9
第10次	24.5.1	5,200	114.7	第42次	61.4.1	126,977	102.0
第15次	34.4.1	9,346	105.6	第43次	62.4.1	129,136	101.7
第16次	35.4.1	9,621	102.9	第44次	63.4.1	130,944	101.4
第17次	36.4.1	10,344	116.0	第45次	元.4.1	136,444	104.2
第20次	39.4.1	16,147	113.0	第46次	2.4.1	140,674	103.1
第21次	40.4.1	18,084	112.0	第47次	3.4.1	145,457	103.4
第25次	44.4.1	29,945	113.0				

(注) 1 第16次改定までは1級地標準5人世帯(64歳男、35歳女、9歳男、5歳女、1歳男)、第17次以降は1級地標準4人世帯(35歳男、30歳女、9歳男、4歳女)である。なお、第21次の基準額は18,204円であるが、前年との比較上乳幼児分120円を除いている。第42次以降は1級地標準3人世帯(33歳男、29歳女、4歳子)である。第43次以降は1級地-1である。

2 上記の他に、米価補正による改定等がある。

資料：厚生省社会局調

第335表 保護施設の施設数及び在所者数

10月1日現在

区 分	昭和60年	61	62	63	平成元年
総数施設数	353	350	350	352	351
在所者数	21,669	21,688	21,760	21,678	21,647
救護施設施設数	169	169	169	171	171
在所者数	15,788	15,951	16,093	16,202	16,220
更生施設施設数	18	18	18	18	18
在所者数	1,687	1,673	1,632	1,589	1,597
医療保護施設施設数	69	69	69	69	69
在所者数	14,887	15,253	15,932	16,429	16,543
授産施設施設数	76	75	76	76	76
在所者数	3,118	3,043	3,006	2,931	2,884
宿所提供施設施設数	21	19	18	18	17
在所者数	1,076	1,021	1,029	956	946

(注) 総数の在所者数には医療保護施設を含まない。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉施設調査報告」

第11節 恩給・戦争犠牲者援護

1 恩 給

第336表 文官恩給年金受給権者状況

区 分	合 計			普通恩給			増加恩給		
	人 員	金 額	平均額	人 員	金 額	平均額	人 員	金 額	平均額
昭和60年度	125,712	124,115,667	987,302	43,355	50,731,949	1,170,152	792	2,106,259	2,659,418
61	119,902	123,312,493	1,028,444	39,778	48,474,496	1,218,626	773	2,157,812	2,791,477
62	114,273	119,256,809	1,043,613	36,591	45,028,205	1,230,581	722	2,057,496	2,849,717
63	108,198	113,208,156	1,046,305	33,273	40,950,358	1,230,738	674	1,935,204	2,871,223
平成元年度	103,176	109,322,481	1,059,573	30,560	38,159,563	1,248,677	643	1,878,681	2,921,743
文 官	58,995	63,787,642	1,081,238	14,758	19,112,207	1,295,040	406	1,204,148	2,965,883
教 育 職 員	16,195	21,122,521	1,304,262	5,364	9,047,473	1,686,703	70	211,348	3,019,254
警察監獄職員	26,465	21,654,649	818,237	9,851	8,353,950	848,031	162	449,597	2,775,291
待 遇 職 員	709	628,754	886,818	121	114,344	944,989	5	13,588	2,717,560
執 行 官	85	109,529	1,288,571	85	109,529	1,288,571	—	—	—
備 外 国 人	16	24,849	1,553,055	16	24,849	1,553,055	—	—	—
国 会 議 員	711	1,994,538	2,805,258	365	1,397,213	3,827,980	—	—	—

資料：総務庁恩給局調

第337表 軍人恩給年金受給権者状況

区 分	合 計			普通恩給			増加恩給			傷病年金	
	人 員	金 額	平均額	人 員	金 額	平均額	人 員	金 額	平均額	人 員	金 額
昭和60年度	2,077,689	1,576,559,990	758,812	1,061,656	506,968,309	477,526	44,418	113,037,344	2,544,854	70,978	71,799,973
61	2,034,690	1,608,349,170	790,464	1,030,004	522,660,776	507,436	42,720	114,002,236	2,668,592	69,804	74,112,831
62	1,992,923	1,592,019,142	798,836	999,761	518,479,500	518,603	41,056	111,905,160	2,725,671	67,442	73,653,964
63	1,952,070	1,555,880,719	797,041	966,617	507,363,603	524,886	39,520	108,845,475	2,754,187	65,370	72,107,341
平成元年度	1,916,602	1,542,686,023	804,907	933,677	489,400,641	534,875	38,120	107,184,867	2,811,776	63,509	71,856,964

資料：総務庁恩給局調

第338表 都道府県知事裁定恩給年金受給権者状況

区 分	合 計			普通恩給			増加恩給		
	人 員	金 額	平均額	人 員	金 額	平均額	人 員	金 額	平均額
昭和60年度	142,076	160,904,077	1,132,521	65,965	90,305,932	1,368,998	212	570,779	2,692,354
61	136,347	165,066,347	1,210,634	61,680	92,237,015	1,495,412	200	563,096	2,815,480
62	130,335	156,370,935	1,199,762	57,405	83,217,934	1,449,664	187	529,239	2,830,156
63	124,215	149,504,473	1,203,594	53,167	77,331,339	1,454,499	181	498,155	2,752,239
平成元年度	117,861	143,280,957	1,215,677	48,907	71,748,851	1,467,047	171	479,739	2,805,493
文 官	8,607	10,046,316	1,167,226	2,606	4,288,974	1,645,807	20	53,439	2,671,925
教 育 職 員	69,966	97,855,928	1,398,621	31,638	52,918,318	1,672,619	16	56,441	3,527,556
警察監獄職員	38,380	34,627,043	902,216	14,570	14,443,155	991,294	135	369,860	2,739,703
待 遇 職 員	908	751,671	827,831	93	98,404	1,058,108	—	—	—

資料：総務庁恩給局調

年度末現在

傷病年金	扶 助 料						傷病者遺族特別年金				
	普通扶助料		公務扶助料		公務関係扶助料		傷病者遺族特別年金				
人 員	金 額	平均額	人 員	金 額	平均額	人 員	金 額	平均額	人 員	金 額	平均額
137	143,238	1,045,533	73,182	58,945,331	805,462	8,226	12,182,209	1,480,940	20	6,680	334,000
131	145,527	1,110,893	71,246	60,177,878	844,649	7,954	12,349,605	1,552,628	20	7,176	358,800
124	140,486	1,132,952	69,140	59,865,998	865,866	7,675	12,156,841	1,583,953	21	7,783	370,600
117	135,316	1,156,547	66,739	58,372,915	874,645	7,372	11,805,750	1,601,431	23	8,614	374,500
115	136,493	1,186,896	64,725	57,510,063	888,529	7,110	11,628,851	1,635,563	23	8,830	363,900
72	87,226	1,211,472	38,143	34,250,287	897,944	5,600	9,127,631	1,629,934	16	6,142	383,900
4	4,181	1,045,250	10,391	11,094,732	1,075,175	438	764,787	1,746,089	—	—	—
35	40,457	1,155,914	15,409	11,179,574	725,522	1,003	1,629,152	1,624,279	5	1,920	383,900
4	4,629	1,157,250	508	388,144	764,063	69	107,281	1,554,803	2	768	383,900
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	346	597,326	1,726,375	—	—	—	—	—	—

年度末現在

特例傷病恩給	扶 助 料						傷病者遺族特別年金					
	普通扶助料		公務関係扶助料		公務関係扶助料		傷病者遺族特別年金					
平均額	人 員	金 額	平均額	人 員	金 額	平均額	人 員	金 額	平均額	人 員	金 額	平均額
1,011,581	1,562	2,077,160	1,329,808	402,980	186,130,049	461,884	483,568	692,374,555	1,431,804	12,507	4,172,601	333,621
1,064,778	1,558	2,167,483	1,391,196	419,944	203,629,534	484,897	457,652	687,043,451	1,501,236	13,208	4,732,858	358,333
1,082,108	1,517	2,169,117	1,429,873	437,068	218,665,791	500,302	432,028	661,945,993	1,532,183	14,051	5,199,617	370,053
1,103,065	1,484	2,151,597	1,449,863	457,784	230,857,673	504,294	406,335	628,960,925	1,547,888	14,960	5,594,104	373,937
1,131,445	1,467	2,182,830	1,487,955	477,097	244,255,123	511,961	386,960	611,760,590	1,580,940	15,772	6,044,989	383,273

年度末現在

傷病年金	扶 助 料						傷病者遺族特別年金				
	普通扶助料		公務関係扶助料		公務関係扶助料		傷病者遺族特別年金				
人 員	金 額	平均額	人 員	金 額	平均額	人 員	金 額	平均額	人 員	金 額	平均額
17	17,801	1,047,118	74,526	67,991,988	912,326	1,348	2,014,905	1,494,737	8	2,672	334,000
17	18,607	1,094,529	73,137	70,213,367	960,025	1,305	2,031,392	1,558,622	8	2,870	358,800
15	16,609	1,107,267	71,446	70,580,978	987,893	1,274	2,023,210	1,588,077	8	2,965	370,600
14	15,519	1,108,500	69,609	69,676,316	1,000,967	1,235	1,979,778	1,603,059	9	3,371	374,500
12	14,104	1,175,333	67,574	69,085,582	1,022,369	1,188	1,949,226	1,640,762	9	3,455	383,900
—	—	—	5,863	5,506,508	939,196	118	197,396	1,672,844	—	—	—
3	3,390	1,130,000	38,094	44,473,021	1,167,455	215	404,758	1,882,596	—	—	—
9	10,714	1,190,444	22,808	18,462,750	809,486	849	1,337,108	1,574,921	9	3,455	383,900
—	—	—	809	643,303	795,183	6	9,964	1,660,650	—	—	—

2 戦争犠牲者援護

第339表 未帰還者留守家族等援護法による援護状況

(金額 単位 千円)

区 分	昭和60年度		61		62		63		平成元年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
合 計	204	3,088	304	2,761	334	1,617	174	1,334	251	2,762
留守家族手当	12	1,336	1	112	—	—	—	—	—	—
帰郷旅費	175	181	274	240	321	322	162	146	224	216
葬 祭 費	14	1,566	21	2,373	11	1,285	10	1,178	20	2,508
遺骨引取経費	1	5	7	35	2	10	2	10	6	30
未支給給与金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
葬 祭 諸 費	—	—	1	1	—	—	—	—	1	8

資料：厚生省援護局調

第340表 戦傷病者特別援護法による療養の給付等の援護状況

(金額 単位 千円)

区 分	昭和60年度		61		62		63		平成元年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
合 計	79,335	3,989,870	74,937	4,183,173	71,720	4,187,197	63,845	3,880,893	61,639	3,740,005
療養の給付	72,900	3,692,511	69,672	3,866,861	67,270	3,879,283	59,104	3,587,280	57,323	3,453,109
療養手当	723	16,268	647	15,021	689	16,240	581	13,828	554	13,739
葬 祭 費	183	18,211	165	18,629	158	18,652	159	18,871	176	22,287
更生医療費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
補装具給付費	5,529	262,880	5,055	282,662	4,246	273,022	4,001	260,914	3,586	250,870

資料：厚生省援護局調

第341表 戦傷病者特別援護法による補装具交付状況

(金額 単位 千円)

区 分	昭和60年度		61		62		63		平成元年度	
	件数	公費負担額	件数	公費負担額	件数	公費負担額	件数	公費負担額	件数	公費負担額
交 付	3,180	211,877	2,976	222,353	2,595	209,095	2,522	203,257	2,244	194,858
修 理	2,349	51,003	2,079	60,309	1,651	63,927	1,479	57,657	1,342	56,012

資料：厚生省援護局調

第342表 戦傷病者戦没者遺族等援護法給付状況

年度末現在 (金額 単位 千円)

区 分	昭和60年度		61		62		63		平成元年度	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
合 計	103,635	142,405,746	98,886	144,364,122	93,021	144,675,967	87,423	146,635,285	83,418	139,921,510
障害年金	5,467	10,090,749	5,440	10,108,787	5,213	11,384,112	5,154	11,522,790	5,071	10,546,718
遺族年金	67,580	90,178,366	63,161	89,360,373	59,786	86,698,472	55,731	85,649,818	52,510	82,159,343
遺族給与金	30,588	42,136,631	30,285	44,894,962	28,022	46,593,383	26,538	49,462,677	25,837	47,215,449
弔 慰 金 (国債) 支給人数	(累計) 2,078,304		2,078,907		2,079,505		2,080,842		2,081,910	

(注) 遺族年金、遺族給与金の人員数は後順位の人員を含めた数である。

資料：厚生省援護局調

第343表 原爆被爆者対策状況

(金額 単位 千円)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度	
健 康 手 帳 交 付	365,925	362,547	359,931	356,488	352,550	
認 定 被 爆 者(再掲)	2,229	2,047	2,062	2,016	2,035	
健 康 診 断 受 診 者 証 交 付	3,850	3,753	3,637	3,486	3,313	
医 療 給 付	総 額	18,713,733	19,947,761	20,387,869	20,922,964	21,265,258
	支 払 総 額	216,838	180,565	189,579	164,037	140,067
	件 数	9,137	8,996	8,972	8,431	8,244
	1件当たり金額(円)	23,732	20,072	21,130	19,456	16,990
	支 払 総 額	18,496,895	19,767,196	20,198,290	20,758,927	21,125,191
	件 数	4,024,194	4,338,582	4,243,364	4,362,239	4,342,909
1件当たり金額(円)	4,596	4,556	4,760	4,759	4,864	

(注) 健康手帳交付数は年度末現在。

資料：厚生省保健医療局調

第12節 関連制度・関係機関

1 関連制度

第344表 住宅数・世帯数・世帯人員・1戸当たり居住室数・畳数・延べ面積・1人当たり居住室の畳数（地域・住宅の所有関係別）

昭和63年10月1日現在

区 分	住宅数	世帯数	世帯人員	1住宅当 たり居住 室数	1住宅当 たり居住 室の畳数	1住宅当 たり延べ 面積(m ²)	1人当た り居住室 の畳数
全 国	37,413,400	37,595,200	119,542,800	4.86	30.81	89.29	9.55
持 家	22,948,200	23,034,100	83,946,600	6.03	39.22	116.78	10.72
借 家	14,014,600	14,109,100	34,587,300	2.94	16.51	44.27	6.69
公 営 の 借 家	1,989,500	1,990,500	6,035,600	3.31	17.55	47.00	5.79
公 団 ・ 公 社 の 借 家	809,300	810,500	2,350,600	3.07	16.49	44.84	5.68
民 営 借 家 (木 造 ・ 設 備 専 用)	5,652,600	5,679,700	13,738,800	2.98	16.41	45.81	6.75
民 営 借 家 (木 造 ・ 設 備 共 用)	549,600	551,100	651,900	1.31	6.73	16.32	5.67
民 営 借 家 (非 木 造 ・ 設 備 専 用)	3,399,300	3,422,900	7,046,800	2.66	15.90	39.97	7.67
民 営 借 家 (非 木 造 ・ 設 備 共 用)	64,900	65,500	75,900	1.24	6.88	17.16	5.88
給 与 住 宅	1,549,500	1,588,800	4,687,700	3.53	20.76	56.07	6.86
市 部 ※	29,922,600	30,087,700	92,252,800	4.57	28.44	81.93	9.19
持 家	16,789,300	16,866,900	60,294,200	5.83	37.68	111.21	10.49
借 家	12,696,100	12,782,300	30,988,600	2.90	16.22	43.21	6.65
公 営 の 借 家	1,642,000	1,642,800	5,000,600	3.33	17.57	46.84	5.77
公 団 ・ 公 社 の 借 家	771,800	772,900	2,233,900	3.06	16.45	44.76	5.68
民 営 借 家 (木 造 ・ 設 備 専 用)	5,118,500	5,142,900	12,281,400	2.92	15.96	44.02	6.65
民 営 借 家 (木 造 ・ 設 備 共 用)	528,100	529,600	622,100	1.30	6.63	16.04	5.63
民 営 借 家 (非 木 造 ・ 設 備 専 用)	3,230,800	3,253,000	6,664,400	2.64	15.80	39.64	7.66
民 営 借 家 (非 木 造 ・ 設 備 共 用)	58,400	59,000	67,900	1.24	6.77	16.95	5.82
給 与 住 宅	1,346,400	1,382,000	4,118,300	3.51	20.59	55.25	6.73
人 口 集 中 地 区 (再 掲) ※	24,344,700	24,491,100	71,716,800	4.26	26.14	74.81	8.83
持 家	12,310,700	12,380,400	42,751,600	5.58	35.70	105.33	10.28
借 家	11,616,300	11,691,700	28,050,700	2.87	16.01	42.46	6.63
公 営 の 借 家	1,404,400	1,405,100	4,253,500	3.33	17.53	46.38	5.79
公 団 ・ 公 社 の 借 家	741,500	742,600	2,137,800	3.07	16.47	44.81	5.71
民 営 借 家 (木 造 ・ 設 備 専 用)	4,682,200	4,703,900	11,064,900	2.87	15.63	42.92	6.61
民 営 借 家 (木 造 ・ 設 備 共 用)	507,700	509,000	598,400	1.30	6.62	15.99	5.62
民 営 借 家 (非 木 造 ・ 設 備 共 用)	3,016,100	3,036,200	6,212,200	2.63	15.73	39.38	7.64
民 営 借 家 (非 木 造 ・ 設 備 共 用)	55,800	56,200	64,700	1.23	6.67	16.50	5.76
給 与 住 宅	1,208,600	1,238,600	3,719,200	3.50	20.52	54.70	6.67

(注) 1 ※印は住宅の所有の関係「不詳」を含む。
2 標本調査による推定結果であるため、10位を4捨5入して100位までを有効数字として表章した。したがって、表中の個々の数字の合計がかならずしも総数とは一致しない。

資料：総務庁統計局「昭和63年住宅統計調査報告」

第345表 居住状況（地域別）

昭和63年10月1日現在

区 分	全 国	市 部
世 帯 総 数	37,562,500	30,037,200
持 家	22,948,200	16,789,300
借 家	14,014,600	12,696,100
公 営	1,989,500	1,642,000
公 団 ・ 公 社	809,300	771,800
民 営	9,666,300	8,935,800
木 造 ・ 設 備 専 用	5,652,600	5,118,500
木 造 ・ 設 備 共 用	549,600	528,100
非 木 造	3,464,100	3,289,200
給 与 住 宅	1,549,500	1,346,400
住 宅 所 有 関 係 不 詳	450,600	437,200
同 居	59,000	54,000
住 宅 以 外 の 建 物 に 居 住	90,100	60,500

(注) 標本調査による推定結果であるため、10位を4捨5入して100位までを有効数字として表章した。したがって、表中の個々の数字の合計がかならずしも総数とは一致しない。

資料：総務庁統計局「昭和63年住宅統計調査報告」

第346表 住宅の所有関係

(単位 百)

区 分	全 国			京 浜 大 都 市 圏		
	世帯総数	持 家	借 家	世帯総数	持 家	借 家
昭和43年	241,979	145,942	96,036	56,687	27,194	29,492
48	292,328	173,950	118,379	73,112	34,980	38,132
53	325,042	196,501	127,826	84,591	42,130	41,969
58	349,032	217,585	130,406	92,538	49,663	42,429
63	375,952	230,341	141,091	103,247	53,570	47,045

(注) 1 世帯総数は、「主所帯」と「同居所帯又は住宅以外の建物に居住する所帯」の合計である。ただし、昭和43年は、「主所帯」のみの数である。

2 世帯総数は、「持家」、「借家」のほか、住宅の所有関係「不詳」を含む。

3 京浜大都市圏は、東京都特別区部、横浜市、川崎市及びこれらの周辺市町村（東京都、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、山梨県）からなる。

資料：総務庁統計局「住宅統計調査」

第347表 公営住宅建設戸数

(金額 単位 千円)

区 分	昭和61年度	62	63	平成元年度	2		
合計	50,280(42,568)戸	52,000(41,988)戸	52,100(39,836)戸	52,081(40,757)戸	52,072(38,275)戸		
建設戸数	第一種	木造	0(512)	0(674)	0(917)	0(888)	0(951)
		簡易耐火構造平家建	1,960(144)	1,090(68)	2,170(65)	1,320(71)	1,180(57)
		簡易耐火構造2階建	1,090(178)	630(470)	1,160(388)	820(326)	810(406)
		中高層耐火構造	28,610(22,641)	29,880(21,368)	27,990(19,491)	26,673(19,895)	24,411(17,457)
		小計	31,660(23,775)	31,600(22,580)	31,320(20,861)	28,813(21,180)	26,401(18,871)
	第二種	木造	0(872)	0(1,027)	0(1,137)	0(1,130)	0(950)
		簡易耐火構造平家建	1,860(395)	980(259)	950(286)	580(297)	720(251)
		簡易耐火構造2階建	1,300(1,562)	620(1,088)	820(934)	530(789)	540(909)
		中高層耐火構造	11,960(15,231)	14,800(16,365)	15,010(15,956)	18,158(16,291)	20,411(16,251)
		小計	15,120(18,060)	16,400(18,739)	16,780(18,313)	19,268(18,507)	21,671(18,361)
地域特別賃貸住宅	4,000(733)	4,000(679)	4,000(662)	4,000(1,070)	4,000(1,043)		
補助金額	210,092,358	211,416,426	257,282,124	265,834,973	269,469,316		

(注) 1 予算戸数である(補正予算分を含む)。

2 ()内は実績戸数である。

資料:建設省住宅局調

第348表 1か月当たり家賃階級別にみた借家数(住宅の所有関係別)

区 分	総数	50円未満	50~ 2,499	2,500~ 4,999	5,000~ 7,499	7,500~ 9,999	10,000~ 12,499	12,500~ 14,999
全 国	140,146	4,499	1,225	3,647	5,938	5,062	7,122	4,326
借家(専用住宅)	134,759	3,930	1,202	3,605	5,864	5,017	6,959	4,270
公 営 の 借 家	19,822	183	528	1,615	2,120	1,998	2,019	1,698
公 団 ・ 公 社 の 借 家	8,025	1	2	3	19	94	333	235
民 営 借 家 (木 造 ・ 設 備 専 用)	53,713	1,344	142	348	685	398	1,489	727
民 営 借 家 (木 造 ・ 設 備 共 用)	5,352	57	13	33	134	229	755	559
民 営 借 家 (非 木 造)	32,851	389	26	106	168	171	293	150
給 与 住 宅	14,998	1,955	491	1,500	2,738	2,128	2,070	901
借 家 (併 用 住 宅)	5,387	569	23	42	75	45	163	56
市 部	126,961	3,521	830	2,573	4,590	4,299	6,150	3,854
借家(専用住宅)	122,147	3,110	816	2,543	4,534	4,261	6,016	3,806
公 営 の 借 家	16,350	159	314	963	1,451	1,625	1,719	1,471
公 団 ・ 公 社 の 借 家	7,650	1	2	3	16	84	284	211
民 営 借 家 (木 造 ・ 設 備 専 用)	48,711	970	84	233	479	333	1,171	639
民 営 借 家 (木 造 ・ 設 備 共 用)	5,147	53	11	27	113	201	711	537
民 営 借 家 (非 木 造)	31,207	333	22	92	149	157	262	130
給 与 住 宅	13,081	1,593	382	1,225	2,327	1,861	1,869	818
借 家 (併 用 住 宅)	4,815	412	14	30	55	39	134	48

(注) 標本調査による推定結果であるため、10位を4捨5入して100位までを有効数字として表章した。したがって、表中の個

資料:総務庁統計局「昭和63年住宅統計調査報告」

昭和63年10月1日現在

15,000~ 17,499	17,500~ 19,999	20,000~ 24,999	25,000~ 29,999	30,000~ 34,999	35,000~ 39,999	40,000~ 49,999	50,000~ 59,999	60,000~ 69,999	70,000~ 79,999	80,000 円以上	不詳
6,442	3,918	11,861	12,462	14,631	12,901	17,362	10,983	6,901	3,975	6,317	575
6,283	3,855	11,563	12,199	14,203	12,523	16,725	10,372	6,483	3,673	5,512	523
1,505	1,221	2,252	1,663	1,183	858	760	171	27	11	1	10
253	430	1,354	1,450	1,043	724	751	432	289	259	338	14
2,280	1,195	5,634	6,646	8,266	6,874	8,263	4,539	2,359	1,022	1,244	260
1,081	493	1,026	485	274	82	63	18	7	5	9	29
330	176	777	1,731	3,240	3,851	6,651	4,999	3,649	2,269	3,711	163
834	340	520	223	198	134	239	213	153	107	209	47
158	63	299	263	428	378	637	610	418	302	806	51
5,718	3,540	10,654	11,281	13,408	12,028	16,436	10,627	6,756	3,917	6,238	541
5,589	3,485	10,396	11,044	13,030	11,674	15,837	10,054	6,359	3,628	5,473	495
1,311	1,041	1,942	1,462	1,124	815	735	169	26	11	1	9
235	406	1,295	1,364	989	718	737	422	278	256	336	13
1,931	1,078	4,975	6,012	7,500	6,345	7,816	4,374	2,306	998	1,224	242
1,050	480	1,004	477	272	81	63	18	7	5	9	29
292	163	692	1,520	2,966	3,591	6,267	4,867	3,595	2,253	3,695	160
769	316	488	209	179	123	220	204	145	104	207	41
128	55	258	237	378	353	599	573	397	289	765	47

々の数字の合計がかならずしも総数と一致しない。

第349表 住宅建設戸数

(単位 千戸)

区分	公営住宅等	改良住宅	公庫住宅	公団住宅	その他の住宅	公的資金による住宅計	総住宅建設戸数
昭和60年度	42	3	447	20	71	584	1,289
61	43	3	485	20	70	621	1,442
62	42	3	506	22	61	634	1,763
63 (実績見込)	40	3	498	21	59	621	1,696
平成元年度(実績見込)	40	2	505	22	63	632	1,706
平成元年度(計画)	52	5	487	25	102	671	

- (注) 1 戸数は、住宅建設五箇年計画ベースのものである。
 2 公庫住宅については、既存住宅購入融資戸数及び財形住宅融資戸数を含まない。
 3 昭和63年度及び平成元年度の実績見込戸数は平成2年12月末日現在のものである。
 4 その他の住宅は、厚生年金住宅、雇用促進住宅、公務員住宅等である。

第350表 失業対策事業実施状況

(金額 単位 百万円)

区分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
失業対策事業紹介対象者数	61,273	32,983	26,577	20,876	15,416
男	16,080	7,416	5,978	4,798	3,684
女	45,193	25,567	20,599	16,078	11,732
1日平均吸収人員	43,700	42,000 27,200	21,500	13,000	9,000
失業対策事業予算額	46,665	53,998	28,317	22,461	18,911
全国1人当たり労力費(円)	4,221	4,297 4,444	4,535	4,638	4,861

- (注) 1 失業対策事業紹介対象者数は9月末現在である。
 2 昭和61年度の1日平均吸収人員及び全国1人当たり労力費の上段は上期(4月~7月)、下段は下期(8月~3月)である。
 3 失業対策事業予算額は、年度当初のものである。

資料：労働省職業安定局調

第351表 職業転換給付金関係予算の推移

(単位 千円)

区分	昭和61年度	62	63	平成元年度	2
合計	21,495,514	27,189,304	33,449,291	31,284,192	30,859,620
就職促進手当	4,875,793	5,654,353	11,094,876	8,761,247	6,658,582
職業転換特別給付金	632,994	689,870	426,345	377,429	248,237
職業転換訓練費負担金	4,464,122	4,523,267	4,570,711	4,187,573	3,978,041
職業転換訓練費補助金	—	61,182	62,842	64,929	66,589
高齢者労働能力活用事業費等補助金	6,037,887	10,755,914	11,809,799	12,392,570	14,407,727
職業転換訓練費交付金	5,484,718	5,484,718	5,484,718	5,500,444	5,500,444

資料：労働省職業安定局調

第352表 地域別最低賃金改正状況

(単位 円)

都道府県名	事項別	日額	時間額	発効年月日
北海	道	3,958	495	2.10.1
青森	森	3,738	468	2.10.12
岩手	手	3,738	468	2.10.12
宮城	城	3,820	479	2.10.18
秋田	田	3,738	468	2.10.12
山形	形	3,743	468	2.10.3
福島	島	3,775	472	2.10.1
茨城	城	4,013	502	2.10.13
栃木	木	4,008	501	2.10.1
群馬	馬	4,007	501	2.10.14
埼玉	玉	4,214	527	2.10.20
千葉	葉	4,212	527	2.10.1
東京	京	4,357	548	2.10.17
神奈川	川	4,357	545	2.10.1
新潟	潟	3,988	499	2.10.1
富山	山	4,016	502	2.10.1
石川	川	4,023	503	2.10.1
福井	井	3,993	500	2.10.1
山梨	梨	4,028	504	2.10.1
長野	野	4,023	503	2.10.1
岐阜	阜	4,167	521	2.10.2
静岡	岡	4,173	522	2.10.1
愛知	知	4,246	531	2.10.3
三重	重	4,167	521	2.10.4
滋賀	賀	4,022	503	2.10.25
京都	都	4,213	527	2.10.7
大阪	阪	4,357	547	2.9.30
大兵庫	庫	4,194	527	2.9.30
奈良	良	4,009	502	2.11.7
和歌山	山	4,022	503	2.10.1
鳥取	取	3,788	474	2.10.4
島根	根	3,776	472	2.10.2
岡山	山	3,962	496	2.10.1
広島	島	3,979	498	2.10.14
山口	口	3,952	494	2.10.1
徳島	島	3,796	475	2.10.1
香愛	川	3,796	475	2.10.1
高愛	媛	3,796	475	2.10.1
高福	知	3,796	475	2.10.1
福依	岡	3,995	500	2.10.1
佐賀	賀	3,738	468	2.10.19
長崎	崎	3,738	468	2.10.20
熊本	本	3,738	468	2.10.5
大分	分	3,738	468	2.10.14
宮崎	崎	3,737	468	2.10.26
鹿児島	島	3,737	468	2.10.26
沖縄	縄	3,738	468	2.9.30

(注) 時間額は、賃金の大部分が時間によって定められている者に適用される。

資料：労働省労働基準局賃金課調

第353表 産業別最低賃金決定状況

平成2年3月末現在

産 業	決 定 件 数	適 用 使 用 者 数	適 用 労 働 者 数
	件	百人	千人
合 計	496	8,636	12,088
製 造 業			
小 計	389	3,404	7,244
食料品・飲料・飼料・製造業	30	164	326
織 維 産 業	18	66	128
木材・木製品・家具・装備品製造業	41	333	302
パルプ・紙・紙加工品製造業	13	17	61
出版・印刷・同関連産業	38	326	421
窯業・土石製品製造業	38	153	290
機械・金属製品等製造業	201	2,329	5,677
上記以外の製造業	10	16	39
非 製 造 業			
小 計	107	5,232	4,844
鉱 業	3	1	8
卸売業・小売業・飲食店	90	5,101	4,775
自動車整備業	12	125	57
上記以外の非製造業	2	5	4

(注) パルプ・紙・紙加工品製造業と出版・印刷・同関連産業及び、機械・金属製品等製造業と自動車整備業が一括して決定されているものについては、それぞれ出版・印刷・同関連産業又は機械・金属製品等製造業に1件として計上している。

資料：労働省労働基準局調

2 関係機関

第354表 社会保険診療報酬支払基金取扱件数及び金額 (年度別)

(金額 単位 千円)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
合 計	件数 517,351,403 金額 7,152,867,612	529,599,314 7,457,884,790	540,397,983 7,728,141,998	566,403,943 8,032,773,996	582,697,382 8,451,073,630
審査及び支払取扱分	件数 517,302,230 金額 7,152,867,612	529,551,270 7,457,884,790	540,350,536 7,728,141,998	566,358,284 8,032,773,996	582,653,488 8,451,073,630
社会保険合計	件数 455,279,724 金額 4,842,143,984	466,203,509 5,098,450,065	476,717,895 5,336,982,258	501,069,946 5,597,810,590	515,215,950 5,905,783,405
政府管掌健康保険	件数 207,615,176 金額 2,389,240,090	212,918,985 2,528,777,692	217,413,411 2,643,666,918	230,615,351 2,792,937,848	238,538,394 2,969,788,475
船員保険	件数 3,561,436 金額 46,707,501	3,419,871 46,666,151	3,275,297 45,427,960	3,131,207 43,028,515	2,905,929 41,031,260
日雇労働者健康保険	件数 2,234,423 金額 36,444,747	— —	— —	— —	— —
共済組合	件数 70,998,737 金額 699,512,669	72,413,729 734,429,250	73,661,312 762,236,261	76,101,424 784,392,066	79,553,436 834,150,101
健康保険組合	件数 170,869,952 金額 1,670,238,976	177,450,924 1,788,576,972	182,367,875 1,885,651,118	191,221,964 1,977,452,161	194,218,191 2,060,813,569
社会保険以外の諸法	件数 62,022,506 金額 2,310,723,628	63,347,761 2,359,434,725	63,632,641 2,391,159,741	65,288,338 2,434,963,406	67,437,538 2,545,290,225
合計	件数 680,713 金額 46,458,909	610,501 43,866,834	548,027 39,763,188	484,840 33,730,403	447,156 31,585,450
結核予防法	件数 46,458,909 金額 15,152,622	43,866,834 14,768,351	39,763,188 14,387,519	33,730,403 13,874,134	31,585,450 13,408,698
生活保護法	件数 818,121,540 金額 16,298	794,886,746 15,469	772,112,129 14,587	744,241,909 13,656	736,357,389 12,664
戦傷病者特別援護法	件数 1,360,542 金額 150,059	1,333,821 149,470	1,283,460 151,399	1,215,226 157,627	1,161,333 165,409
身体障害者福祉法	件数 2,794,828 金額 75,590	1,796,541 77,056	1,814,054 77,917	1,802,299 79,133	1,904,728 82,033
児童福祉法	件数 1,880,452 金額 533,770	1,910,418 548,050	1,868,477 548,255	1,881,365 563,187	1,963,469 557,335
自衛官等	件数 9,336,005 金額 1,876,942	9,733,497 1,896,641	9,670,493 1,904,099	9,917,283 1,898,988	9,886,981 1,882,506
原爆医療	件数 8,760,987 金額 1,741,232	8,946,072 1,781,792	9,009,977 1,816,567	8,955,228 1,867,899	9,165,924 1,941,264
精神衛生法	件数 84,778,575 金額 6	77,610,570 3	68,806,257 2	60,918,221 6	54,478,106 2
麻薬取締法	件数 720 金額 35,049	548 35,319	299 35,764	741 36,688	452 37,099
母子保健法	件数 1,617,417 金額 696,181	1,637,571 813,573	1,680,836 920,386	1,749,023 1,023,143	1,799,516 1,147,586
特定疾患	件数 5,383,143 金額 543,457	6,226,894 618,172	6,999,426 693,586	7,620,568 756,263	8,740,240 826,802
小児慢性	件数 7,203,594 金額 648	8,250,307 615	9,044,268 3	9,458,759 —	10,658,940 —
老人医療	件数 3,568 金額 725,777	447 737,985	— 739,761	— 762,523	— 777,955
措置医療	件数 13,893,783 金額 39,441,290	14,473,960 40,931,722	14,442,679 41,411,300	14,552,692 43,379,597	14,877,552 45,750,227
老人保健	件数 1,308,935,079 金額 352,942	1,388,508,386 363,642	1,454,114,458 383,469	1,538,358,180 390,654	1,662,139,011 400,802
老人被爆者	件数 194,486 金額 49,173	252,110 48,044	549,739 47,447	561,508 45,659	571,133 43,894
審査のみ取扱分	件数 49,173 金額 49,173	48,044 48,044	47,447 47,447	45,659 45,659	43,894 43,894
戦傷病者特別援護法(療養費分)	件数 — 金額 —	— —	— —	— —	— —
麻薬取締法	件数 — 金額 —	— —	— —	— —	— —

(注) 昭和59年度及び昭和60年度の政府管掌健康保険及び日雇労働者健康保険については従来と同じ扱いとして数値を計上した。

資料：社会保険診療報酬支払基金調

第355表 年金福祉事業団貸付決定状況（事業主体・施設別）

（金額 単位：千円）

区 分	合 計		住 宅		療 養 施 設	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
昭 和 60 年 度	151	23,528,000	99	8,232,200	14	9,984,200
61	137	26,557,600	83	9,095,200	9	3,441,500
62	99	28,532,400	50	5,980,700	17	15,617,500
63	96	25,912,800	43	12,104,800	8	7,711,700
平 成 元 年 度	148	33,196,000	80	14,924,100	13	11,410,600
厚生年金保険事業主	111	15,762,000	78	13,996,000	0	0
船員保険船舶所有者	0	0	0	0	0	0
健康保険組合	0	0	0	0	0	0
国民健康保険組合	0	0	0	0	0	0
厚生年金基金	0	0	0	0	0	0
事業協同組合	1	500,000	0	0	0	0
生活協同組合	4	1,801,700	0	0	4	1,801,700
農業協同組合	1	392,200	0	0	0	0
民法法人・その他	22	5,224,200	2	928,100	1	128,000
社会福祉法人・日本赤十字社	9	9,515,900	0	0	8	9,480,900
商 工 会 等	0	0	0	0	0	0

資料：年金福祉事業団調

厚 生 福 祉 施 設									
休 養 施 設		体 育 施 設		教 養 文 化 施 設		給 食 施 設		そ の 他 の 施 設	
件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
27	1,945,200	4	230,700	3	574,500	3	221,200	1	2,340,000
30	2,403,500	4	1,116,000	6	3,658,300	1	103,100	4	6,740,000
20	3,731,100	5	571,000	4	2,238,100	2	94,000	1	300,000
28	3,649,500	1	43,200	11	1,224,900	3	68,700	2	1,110,000
40	3,174,000	5	804,300	7	1,236,300	1	17,400	2	1,629,300
26	962,500	2	477,000	4	309,100	1	17,400	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	1	500,000	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	1	392,200	0	0	0	0
14	2,211,500	3	327,300	0	0	0	0	2	1,629,300
0	0	0	0	1	35,000	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

第356表 資金運用事業各年度別運用額の推移

（単位：兆円）

	昭和62年度	63	平成元年度	2	累 計
年金財源強化事業	1.0	1.27	1.53	1.80	5.60
資金確保事業	0.6	0.95	0.85	1.05	3.95
合 計	1.6	2.22	2.38	2.85	9.55

資料：厚生省「厚生白書」

第357表 被保険者住宅資金別貸付決定状況

（金額 単位：千円）

区 分	合 計			厚生年金保険			船員保険			国民年金		
	件数	戸数	金 額	件数	戸数	金 額	件数	戸数	金 額	件数	戸数	金 額
昭和60年度	203,939	203,939	971,995,300	173,242	173,242	888,236,900	1,393	1,393	7,620,100	29,304	29,304	76,138,300
	(13,643)	(13,643)	(65,794,800)	(10,184)	(10,184)	(55,949,500)	(147)	(147)	(786,400)	(3,312)	(3,312)	(9,058,900)
61	228,853	228,853	1,113,490,600	198,426	198,426	1,034,436,000	—	—	—	30,427	30,427	79,054,600
	(20,350)	(20,350)	(100,446,600)	(14,918)	(14,918)	(85,683,200)	(—)	(—)	(—)	(5,432)	(5,432)	(14,763,400)
62	188,181	188,181	1,638,615,300	164,520	164,520	970,857,000	—	—	—	23,661	23,661	67,757,500
	(29,099)	(29,099)	(161,834,000)	(23,505)	(23,505)	(145,075,000)	(—)	(—)	(—)	(5,594)	(5,594)	(16,759,000)
63	167,879	167,879	1,005,182,500	145,992	145,992	939,452,000	—	—	—	21,887	21,887	65,730,500
	(26,493)	(26,493)	(159,759,500)	(21,017)	(21,017)	(142,322,400)	(—)	(—)	(—)	(5,476)	(5,476)	(17,437,100)
平成元年度	163,092	163,092	1,043,550,600	141,110	141,110	975,829,300	—	—	—	21,982	21,982	67,721,300
	(25,567)	(25,567)	(168,786,400)	(20,957)	(20,957)	(153,273,400)	(—)	(—)	(—)	(4,610)	(4,610)	(15,493,000)
転貸貸付	118,645	118,645	826,058,100	118,645	118,645	826,058,100	—	—	—	—	—	—
	(16,393)	(16,393)	(120,658,500)	(16,393)	(16,393)	(120,658,500)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
個人貸付	44,447	44,447	217,492,500	22,465	22,465	149,771,200	—	—	—	21,982	21,982	67,721,300
	(9,174)	(9,174)	(48,107,900)	(4,564)	(4,564)	(32,614,900)	(—)	(—)	(—)	(4,610)	(4,610)	(15,493,000)

（注）（ ）内は大型住宅の再掲である。

資料：年金福祉事業団調

第358表 社会福祉・医療事業団貸付状況（施設・資金別）

（金額 単位：千円）

区 分	合 計		新築資金		甲 種 増 改 築 資 金		乙 種 増 改 築 資 金		機 械 購 入 資 金		長 期 運 転 資 金	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
昭 和 60 年 度	490	70,809,600	239	36,029,800	116	28,287,900	31	5,208,000	87	1,259,800	17	24,100
61	661	62,943,500	284	23,343,600	130	28,202,500	61	8,071,000	130	2,957,100	56	369,300
62	691	83,000,000	302	37,678,000	139	32,419,500	67	10,104,500	124	2,541,200	59	256,800
63	774	107,000,000	413	66,761,600	124	26,830,500	41	10,350,000	117	2,488,500	79	469,400
平 成 元 年 度	660	83,000,000	363	57,635,000	69	11,399,500	54	10,923,500	105	2,458,000	69	584,000
病 院	107	31,128,600	20	10,809,000	28	9,461,500	38	10,052,500	18	778,600	3	27,000
老 人 保 健 施 設	192	35,434,000	92	33,357,500	—	—	2	415,000	49	1,173,500	49	488,000
一 般 診 療 所	275	13,683,900	193	11,088,800	36	1,831,000	10	391,000	22	325,100	14	48,000
歯 科 診 療 所	70	1,199,000	50	927,500	5	107,000	2	47,000	11	111,500	2	6,000
共 同 利 用 施 設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
助 産 所	1	8,500	—	—	—	—	1	8,500	—	—	—	—
薬 局	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療 従 事 者 養 成 施 設	3	490,000	3	490,000	—	—	—	—	—	—	—	—
歯 科 技 工 所	1	2,200	1	2,200	—	—	—	—	—	—	—	—
衛 生 検 査 所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
施 術 所	6	19,800	1	5,000	—	—	1	9,500	4	5,300	—	—
国 立 病 院 等 購 入 資 金	1	585,000	1	585,000	—	—	—	—	—	—	—	—
疾 病 予 防 運 動 施 設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
温 泉 療 養 運 動 施 設	4	449,000	2	370,000	—	—	—	—	1	64,000	1	15,000

資料：社会福祉・医療事業団調

第359表 社会福祉・医療事業団福祉貸付状況(事業種別)

(金額 単位 千円)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
合 計 件 数	437	437	584	728	614
金 額	26,400,000	28,900,000	35,700,000	40,999,300	43,700,000
保 護 施 設 件 数	2	4	7	6	8
金 額	118,500	86,300	771,200	139,800	244,300
児 童 福 祉 施 設 件 数	153	128	132	159	154
金 額	3,577,500	3,933,600	3,501,500	6,177,100	5,748,500
身 体 障 害 者 更 生 援 護 施 設 件 数	31	33	33	44	38
金 額	2,173,300	1,708,200	2,203,200	2,184,300	2,054,100
老 人 福 祉 施 設 件 数	168	176	285	390	263
金 額	15,254,700	15,312,900	23,283,800	24,144,700	24,726,900
精 神 薄 弱 者 援 護 施 設 件 数	65	76	103	104	109
金 額	3,103,300	3,957,900	4,321,700	4,967,700	5,201,100
更 生 保 護 施 設 件 数	—	1	—	—	1
金 額	—	93,700	—	—	24,200
婦 人 保 護 施 設 件 数	—	—	1	—	1
金 額	—	—	20,000	—	13,500
保 母 養 成 施 設 件 数	1	—	1	1	—
金 額	97,100	—	103,000	30,000	—
母 子 休 養 ホ ー ム 件 数	1	—	2	—	—
金 額	17,000	—	213,700	—	—
母 子 福 祉 セ ン タ ー 件 数	—	—	—	—	—
金 額	—	—	—	—	—
精 神 障 害 者 社 会 復 帰 施 設 件 数	—	—	—	2	11
金 額	—	—	—	55,400	386,000
社 会 福 祉 事 業 法 に よ る 施 設 及 び 事 業 有 料 老 人 ホ ー ム 件 数	16	18	18	19	23
金 額	2,058,600	3,463,700	843,400	1,059,200	1,665,900
償 還 金 額	—	343,700	438,500	2,241,000	3,450,000
金 額	17,732,105	18,834,972	20,094,534	21,593,655	23,266,174

資料：厚生省社会局調

第360表 労働福祉事業団経営施設数

年度末現在

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
労 災 病 院	36	36	36	36	36
医 療 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン セ ン タ ー	—	—	1	1	1
総 合 セ キ 損 セ ン タ ー	1	1	1	1	1
看 護 専 門 学 校	12	12	12	12	12
休 養 所	10	10	10	10	9
労 災 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 作 業 所	8	8	8	8	8
リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 大 学 校	1	1	1	1	1
労 災 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 工 学 セ ン タ ー	1	1	1	1	1
医 療 検 査 大 学 校	1	1	(廃校)	—	—
健 康 診 断 セ ン タ ー	8	8	8	8	8
納 骨 堂	1	1	1	1	1
労 災 保 険 会 館	1	1	1	1	1

資料：労働福祉事業団調

第361表 雇用促進事業団設置運営施設数

年度末現在

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
職 業 訓 練 大 学 校	1	1	1	1	1
職 業 訓 練 短 期 大 学 校	12	13	14	15	17
総 合 高 等 職 業 訓 練 校	25	33	17	13	8
技 能 開 発 セ ン タ ー	33	45	60	64	67
移 転 就 職 者 用 宿 舎	129,432	137,373	140,941	142,481	144,391
全 国 勤 労 青 少 年 会 館	1	1	1	1	1
心 身 障 害 者 職 業 セ ン タ ー	47	47	47	—	—
簡 易 宿 泊 所	26	25	25	25	25
出 稼 労 働 者 援 護 相 談 所	5	5	5	—	—
就 職 援 護 セ ン タ ー	1	1	1	—	—
雇 用 職 業 総 合 研 究 所	1	1	1	1	—
福 祉 セ ン タ ー 等	1,451	1,586	1,733	1,812	1,881

資料：雇用促進事業団「雇用促進事業団事業概要」

第362表 中小企業退職金共済加入状況

(i) 産業別

平成2年3月末現在

区 分	合 計	農 林 漁 業	鉱 業	建 設 業	製 造 業	運 輸 公 益 事 業	商 業	金 融 不 動 産 業	サ ー ビ ス 業
共 済 契 約 者 数	33,926	308	44	6,133	7,742	1,201	9,389	775	8,334
被 共 済 者 数	391,436	3,706	1,217	56,682	151,797	34,882	72,862	5,556	64,734

(ii) 規模別

区 分	合 計	1人~4人	5~9	10~19	20~30	31~50	51~100	101~200	201~300	301人以上
共 済 契 約 者 数	33,926	18,835	8,646	4,324	1,141	602	280	79	15	4
被 共 済 者 数	391,436	65,809	88,075	94,927	47,635	40,683	34,124	15,125	3,119	1,939

資料：中小企業退職金共済事業団調

第363表 中小企業退職金共済支給状況

(金額 単位 千円)

区 分	昭和60年度	61	62	63	平成元年度
退 職 金 件 数	165,368	167,437	165,567	174,092	181,221
金 額	71,734,610	81,089,220	86,488,753	93,533,224	101,324,753
解 約 手 当 金 件 数	11,426	13,575	15,285	12,294	11,597
金 額	3,938,048	4,749,382	5,806,712	4,567,028	4,453,504
計 件 数	176,794	181,012	180,852	186,386	192,818
金 額	75,672,659	85,838,602	92,295,466	98,100,252	105,778,258
1件当り 金 額	428,027	474,215	510,337	526,328	548,591
国 庫 補 助 金 件 数	119,814	91,694	1,598	530	188
金 額	1,964,469	1,607,090	23,355	7,208	2,304

資料：中小企業退職金共済事業団調

第13節 財政

第364表 一般関係歳出予算額の推移

(単位 億円)

事 項	昭 和 56年度	57	58	59	60	61	62	63	平 成 元年度	2	3
一般会計予算	467,881 (9.9)	496,808 (6.2)	503,796 (1.4)	506,272 (0.5)	524,996 (3.7)	540,886 (3.0)	541,010 (0.0)	566,997 (4.8)	604,142 (6.6)	662,368 (9.6)	703,474 (6.2)
1.国債費	66,542 (25.3)	78,299 (17.7)	81,925 (4.6)	91,551 (11.7)	102,242 (11.7)	113,195 (10.7)	113,335 (0.1)	115,120 (1.6)	116,649 (1.3)	142,886 (22.5)	160,360 (12.2)
2.地方交付税交付金	80,835 (23.5)	92,309 (14.2)	73,151 (△20.8)	88,864 (21.5)	96,901 (9.0)	101,849 (5.1)	101,841 (△0.0)	109,056 (7.1)	133,688 (22.6)	152,751 (14.3)	159,749 (4.6)
3.一般歳出	320,504 (4.3)	326,200 (1.8)	326,195 (△0.0)	325,857 (△0.1)	325,854 (△0.0)	325,842 (△0.0)	325,834 (△0.0)	329,821 (1.2)	340,805 (3.3)	353,731 (3.8)	370,365 (4.7)
4.産業投資特別会計へ繰入								13,000 (—)	13,000 (0.0)	13,000 (0.0)	13,000 (0.0)
社会保障関係費	88,369 (7.6) 〔18.9〕 <27.6>	90,849 (2.8) 〔18.3〕 <27.9>	91,398 (0.6) 〔18.1〕 <28.0>	93,211 (2.0) 〔18.4〕 <28.6>	95,736 (2.7) 〔18.2〕 <29.4>	98,346 (2.7) 〔18.2〕 <30.2>	100,896 (2.6) 〔18.7〕 <31.0>	103,845 (2.9) 〔18.3〕 <31.5>	108,947 (4.9) 〔18.0〕 <32.0>	116,148 (6.6) 〔17.5〕 <32.8>	122,122 (5.1) 〔17.4〕 <33.0>
厚生省予算	87,642 (7.5) 〔18.7〕 <27.3>	90,168 (2.9) 〔18.1〕 <27.6>	90,615 (0.5) 〔18.0〕 <27.8>	92,491 (2.1) 〔18.3〕 <28.4>	95,028 (2.7) 〔18.1〕 <29.2>	97,721 (2.8) 〔18.1〕 <30.0>	100,265 (2.6) 〔18.5〕 <30.8>	103,211 (2.9) 〔18.2〕 <31.3>	108,372 (5.0) 〔17.9〕 <31.8>	115,652 (6.7) 〔17.5〕 <32.7>	121,819 (5.3) 〔17.3〕 <32.9>
防衛関係費	24,000 (7.61) 〔5.1〕 <7.5>	25,861 (7.75) 〔5.2〕 <7.9>	27,542 (6.5) 〔5.5〕 <8.4>	29,346 (6.6) 〔5.8〕 <9.0>	31,371 (6.9) 〔6.0〕 <9.6>	33,435 (6.6) 〔6.2〕 <10.3>	35,174 (5.2) 〔6.5〕 <10.8>	37,003 (5.2) 〔6.5〕 <11.2>	39,198 (5.9) 〔6.5〕 <11.5>	41,593 (6.1) 〔6.3〕 <11.8>	43,860 (5.5) 〔6.2〕 <11.8>

(注) 1 ()内は、対前年度伸び率(%)である。
2 []内は、一般会計に占める割合である。
3 < >内は、一般歳出に占める割合である。

第365表 一般会計歳入・歳出(目的別)

(単位 百万円)

区 分	昭和61年度	62	63	平成元年度	2
歳 入	56,489,194	61,388,769	64,607,381	66,311,891	66,236,791
租税及び印紙収入	41,876,805	46,797,850	50,826,520	54,227,000	58,004,000
租 税	40,301,046	44,975,746	48,894,257	52,378,000	56,055,000
印 紙 収 入	1,575,759	1,822,105	1,932,263	1,849,000	1,949,000
専売納付金	12,515	10,201	10,775	7,707	8,301
官業益金及び官業収入	25,251	23,621	19,814	16,941	17,554
政府資産整理収入	143,555	186,393	155,794	173,291	101,090
雑 収 入	2,189,049	2,103,814	2,784,394	2,385,356	2,432,288
公 債 金	11,254,927	9,418,127	7,152,456	7,111,000	5,593,180
前年度剰余金受入	987,091	2,848,762	3,657,628	2,390,597	80,378
歳 出	53,640,432	57,731,141	61,471,062	66,311,891	66,236,791
国家機関費	2,609,309	2,981,817	2,953,296	3,036,655	3,092,030
地方財政費	9,773,218	11,122,617	13,064,845	14,995,753	15,302,811
防衛関係費	3,335,510	3,478,334	3,692,463	3,993,769	4,183,211
国土保全及び開発費	5,909,444	6,296,881	5,637,461	5,736,112	5,314,350
産業経済費	3,152,751	3,512,160	4,176,205	4,833,374	3,985,904
教育文化費	4,875,811	5,017,318	4,982,892	5,182,120	5,117,432
社会保障関係費	11,370,789	11,494,360	12,987,138	14,321,157	12,696,731
社会保険費	6,460,849	6,550,784	7,995,948	8,451,630	7,449,800
生活保護費	1,071,466	1,049,799	1,013,086	1,080,570	1,108,748
社会福祉費	2,027,685	2,085,944	2,247,922	2,386,113	2,485,018
住宅対策費	948,174	938,365	903,583	1,539,241	764,097
失業対策費	81,545	61,643	58,597	59,275	54,228
保健衛生費	685,156	710,753	690,720	724,114	759,480
そ の 他	95,913	97,072	77,281	80,215	75,361
恩 給 費	1,886,516	1,907,555	1,880,415	1,855,502	1,837,286
文官恩給費	121,859	120,731	117,240	111,312	107,303
旧軍人遺族等恩給費	1,601,288	1,624,585	1,599,703	1,588,519	1,580,523
そ の 他	163,369	162,239	163,471	155,671	149,460
国 債 費	10,664,362	11,851,444	12,030,733	12,089,793	14,288,586
予 備 費	—	—	—	200,000	350,000
そ の 他	67,724	68,655	65,614	67,656	68,449

(注) 平成元年度は補正後予算額、平成2年度は当初予算額、他は決算額
資料：大蔵省「財政金融統計月報」、歳出決算額は大蔵省主計局調

第366表 地方財政（普通会計）歳入歳出

(単位 百万円)

区 分	昭和59年度	60	61	62	63
歳入総額	57,676,786	60,317,684	63,105,946	67,912,392	71,627,288
地方税	21,493,940	23,316,473	24,628,233	27,203,986	30,116,924
地方譲与税	465,467	461,502	482,241	512,268	526,404
利子割交付金	—	—	—	—	167,806
娯楽施設利用税交付金	38,764	40,816	43,246	46,821	50,308
自動車取得税交付金	228,715	239,716	262,712	296,894	356,660
軽油引取税交付金	49,624	52,703	54,660	57,927	68,079
地方交付税	8,545,171	9,449,937	9,830,889	10,561,000	11,210,407
交通安全対策特別交付金	61,750	64,136	56,823	95,197	78,266
分担金及び負担金	804,773	834,698	873,598	979,450	991,519
使用料	1,085,997	1,168,769	1,235,422	1,303,821	1,374,119
手数料	289,055	301,362	315,759	345,264	362,370
国庫支出金	10,601,301	10,418,145	10,282,796	10,361,701	9,911,601
義務教育費負担金	2,410,184	2,475,572	2,462,212	2,471,584	2,551,959
生活保護費負担金	1,184,613	1,081,516	1,063,895	1,039,892	1,001,705
結核医療費負担金	40,405	39,198	37,369	35,524	29,055
精神衛生費負担金	70,167	61,734	56,951	51,203	46,381
児童保護費負担金	453,274	423,663	324,182	331,435	342,040
老人保護費負担金	254,706	235,964	184,860	194,843	206,994
普通建設事業支出金	4,333,801	4,185,996	4,151,448	4,374,868	3,482,617
災害復旧事業支出金	431,640	390,112	420,997	352,431	362,684
失業対策事業支出金	74,455	68,734	76,738	49,697	43,693
委託金	154,067	189,433	224,014	179,169	194,963
財政補給金	22,032	21,542	20,431	18,201	14,410
その他	1,171,958	1,244,682	1,259,697	1,262,854	1,635,101
国有提供施設等所在市町村助成交付金	25,150	25,150	25,150	25,150	25,150
都道府県支出金	1,435,014	1,515,293	1,593,401	1,608,227	1,636,876
財産収入	863,216	923,049	954,722	1,050,013	1,120,035
寄附金	162,905	163,419	166,709	194,074	191,889
繰入金	843,926	991,831	948,509	738,039	903,246
繰越金	1,096,686	1,051,673	1,108,937	1,282,468	1,348,860
諸収入	4,092,931	4,280,529	4,411,993	4,601,647	4,799,362
地方債	5,117,773	4,607,920	5,379,570	6,078,231	5,752,797
特別区財政調整交・納付金	374,628	410,563	450,575	570,216	634,613

(単位 百万円)

区 分	昭和59年度	60	61	62	63
歳出総額	56,573,548	59,138,582	61,748,192	66,470,665	70,019,461
議会費	389,542	404,874	419,726	426,244	446,803
総務費	5,225,845	5,440,161	5,751,650	6,498,374	7,448,446
民生費	6,222,113	6,598,358	6,948,467	7,200,563	7,668,711
社会福祉費	1,345,936	1,456,926	1,587,619	1,663,414	1,940,711
老人福祉費	1,272,025	1,394,901	1,501,132	1,629,887	1,802,221
児童福祉費	1,976,291	2,060,715	2,194,240	2,271,138	2,349,589
生活保護費	1,621,241	1,679,847	1,655,441	1,628,296	1,570,484
災害救助費	6,620	5,969	10,035	7,828	5,705
衛生費	3,373,419	3,510,953	3,592,719	3,716,406	3,907,820
公衆衛生費	1,748,791	1,822,452	1,876,270	1,942,385	2,054,949
結核対策費	75,318	82,252	75,257	71,038	65,048
保健所費	200,767	209,257	221,650	221,243	234,801
清掃費	1,348,542	1,396,992	1,419,542	1,481,740	1,553,022
労働費	445,760	454,810	532,056	450,283	447,515
失業対策費	188,203	184,301	249,789	145,747	130,437
その他	257,557	270,510	282,267	304,536	317,078
農林水産業費	4,697,134	4,745,097	4,840,623	5,316,725	5,303,639
商工費	2,213,321	2,293,579	2,429,403	2,631,478	2,786,827
土木費	11,012,182	11,738,954	12,459,292	14,293,850	15,082,579
消防費	964,785	1,020,734	1,079,452	1,117,859	1,200,586
警察費	1,937,624	2,006,944	2,106,594	2,216,287	2,306,710
教育費	13,009,594	13,362,167	13,669,946	13,983,273	14,597,017
災害復旧費	684,979	670,850	730,761	603,564	626,031
公債費	5,396,253	5,875,108	6,090,770	6,344,188	6,360,965
諸支出金	292,084	249,705	262,872	675,008	536,837
前年度繰上充用金	17,182	22,498	23,667	24,709	21,506
特別区財政調整交・納付金	374,628	410,563	450,575	570,216	634,613
利子割交付金	—	—	—	—	167,806
軽油引取税交付金	49,624	52,703	54,660	57,927	68,079
娯楽施設利用税交付金	38,763	40,817	43,246	46,821	50,308
自動車取得税交付金	228,715	239,716	262,712	296,892	356,660

資料：自治省「地方財政統計年報」

第367表 地方の民生費と衛生費の状況

(1) 民生費の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区分	平成元年度					
	都道府県		市町村		純計額	
社会福祉費	690,371	28.8	1,436,185	24.7	1,994,910	25.9
老人福祉費	752,680	31.4	1,243,021	21.4	1,837,161	23.8
児童福祉費	653,292	27.3	1,861,371	32.1	2,346,095	30.4
生活保護費	295,781	12.3	1,263,599	21.8	1,532,352	19.9
災害救助費	4,309	0.2	2,098	0.0	6,102	0.1
合計	2,396,433	100.0	5,806,276	100.0	7,716,620	100.0

昭和63年度純計額		比較			
		増減額		増減率	前年度増減率
1,812,883	25.1	182,027	35.9	10.0	15.8
1,662,542	23.1	174,619	34.4	10.5	10.3
2,189,352	30.4	156,743	30.9	7.2	3.7
1,539,182	21.3	△ 6,830	△ 1.3	△ 0.4	△ 3.6
5,346	0.1	756	0.1	14.1	△ 21.8
7,209,304	100.0	507,316	100.0	7.0	6.2

その2 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区分	平成元年度					
	都道府県		市町村		純計額	
人件費	240,002	10.0	1,338,735	23.1	1,578,737	20.5
物件費	85,240	3.6	336,570	5.8	421,809	5.5
扶助費	918,646	38.3	2,715,886	46.8	3,634,532	47.1
補助費等	848,364	35.4	243,018	4.2	632,208	8.2
普通建設事業費	178,410	7.4	321,717	5.5	476,554	6.2
補助事業費	83,314	3.5	59,726	1.0	131,010	1.7
単独事業費	95,096	4.0	261,990	4.5	345,544	4.5
県営事業負担金	—	—	1	0.0	—	—
貸付金	49,027	2.0	35,359	0.6	81,044	1.1
繰出金	779	0.0	700,698	12.1	701,477	9.1
その他	75,965	3.3	114,293	1.9	190,259	2.3
合計	2,396,433	100.0	5,806,276	100.0	7,716,620	100.0

昭和63年度純計額		比較			
		増減額		増減率	前年度増減率
1,479,852	20.5	98,885	19.5	6.7	4.0
384,648	5.3	37,161	7.3	9.7	7.0
3,498,793	48.5	135,739	26.8	3.9	1.3
572,738	7.9	59,470	11.7	10.4	8.3
408,990	5.7	67,564	13.3	16.5	19.5
115,216	1.6	15,794	3.1	13.7	12.5
293,775	4.1	51,769	10.2	17.6	22.5
—	—	—	—	—	—
80,476	1.1	568	0.1	0.7	△ 1.1
654,847	9.1	46,630	9.2	7.1	27.6
128,960	1.9	61,299	12.1	47.5	49.3
7,209,304	100.0	507,316	100.0	7.0	6.2

その3 財源内訳

(単位 百万円・%)

区分	平成元年度					
	都道府県		市町村		純計額	
国庫支出金	602,305	25.1	1,623,611	28.0	2,225,916	28.8
都道府県支出金	—	—	457,419	7.9	—	—
使用料、手数料	33,839	1.4	191,794	3.3	225,633	2.9
分担金、負担金、寄附金	64,439	2.7	216,808	3.7	262,945	3.4
地方債	15,386	0.6	64,634	1.1	73,891	1.0
その他特定財源	118,327	5.0	146,420	2.5	260,974	3.4
一般財源等	1,562,137	65.2	3,105,590	53.5	4,667,261	60.5
合計	2,396,433	100.0	5,806,276	100.0	7,716,620	100.0

昭和63年度純計額		比較			
		増減額		増減率	前年度増減率
2,088,358	29.0	137,558	27.1	6.6	3.0
—	—	—	—	—	—
217,901	3.0	7,732	1.5	3.5	1.1
234,851	3.3	28,094	5.5	12.0	7.2
70,682	1.0	3,209	0.6	4.5	4.6
228,885	3.1	32,089	6.4	14.0	7.5
4,368,627	60.6	298,634	58.9	6.8	8.0
7,209,304	100.0	507,316	100.0	7.0	6.2

(ii) 衛生費の状況

その1 目的別内訳

区分	平成元年度					
	都道府県		市町村		純計額	
公衆衛生費	974,289	69.8	1,245,805	44.3	2,131,559	52.0
結核対策費	30,740	2.2	32,072	1.1	62,637	1.5
保健所費	154,629	11.1	87,456	3.1	241,489	5.9
清掃費	236,737	17.0	1,443,757	51.4	1,665,961	40.6
合計	1,396,396	100.0	2,809,090	100.0	4,101,645	100.0

その2 性質別内訳

区分	平成元年度					
	都道府県		市町村		純計額	
人件費	369,166	26.4	838,598	29.9	1,207,764	29.4
物件費	157,398	11.3	699,131	24.9	856,529	20.9
扶助費	180,639	12.9	144,808	5.2	325,448	7.9
補助費等	317,077	22.7	335,696	12.0	578,031	14.1
普通建設事業費	161,895	11.6	514,174	18.3	653,400	15.9
補助事業費	26,500	1.9	201,913	7.2	225,893	5.5
単独事業費	135,396	9.7	311,718	11.1	427,508	10.4
県営事業負担金	—	—	543	0.0	—	—
繰出金	22,876	1.6	70,782	2.5	93,658	2.3
その他	187,345	13.5	205,901	7.2	386,815	9.5
合計	1,396,396	100.0	2,809,090	100.0	4,101,645	100.0

その3 財源内訳

区分	平成元年度					
	都道府県		市町村		純計額	
国庫支出金	197,039	14.1	153,991	5.5	351,030	8.6
都道府県支出金	—	—	72,186	2.6	—	—
使用料、手数料	60,884	4.4	147,665	5.3	208,549	5.1
分担金、負担金、寄附金	5,105	0.4	67,746	2.4	59,632	1.5
地方債	23,645	1.7	226,004	8.0	233,231	5.7
その他特定財源	121,591	8.6	141,720	5.0	257,901	6.2
一般財源等	988,132	70.8	1,999,778	71.2	2,991,302	72.9
合計	1,396,396	100.0	2,809,090	100.0	4,101,645	100.0

(単位 百万円・%)

昭和63年度純計額		比較			
		増減額		増減率	前年度増減率
1,978,632	51.8	152,927	54.1	7.7	5.8
64,848	1.7	△ 2,211	△ 0.8	△ 3.4	△ 8.4
234,209	6.1	7,280	2.6	3.1	6.1
1,541,269	40.4	124,692	44.1	8.1	4.8
3,818,957	100.0	282,688	100.0	7.4	5.1

(単位 百万円・%)

昭和63年度純計額		比較			
		増減額		増減率	前年度増減率
1,142,466	29.9	65,298	23.1	5.7	3.0
789,038	20.7	67,491	23.9	8.6	4.8
329,116	8.6	△ 3,668	△ 1.3	△ 1.1	△ 1.8
529,078	13.9	48,953	17.3	9.3	6.5
561,339	14.7	92,061	32.6	16.4	7.0
209,136	5.5	16,757	5.9	8.0	1.2
352,203	9.2	75,305	26.6	21.4	10.7
—	—	—	—	—	—
94,866	2.5	△ 1,208	△ 0.4	△ 1.3	28.7
373,054	9.7	13,761	4.8	3.7	9.8
3,818,957	100.0	282,688	100.0	7.4	5.1

(単位 百万円・%)

昭和63年度純計額		比較			
		増減額		増減率	前年度増減率
330,424	8.7	20,606	7.3	6.2	△ 2.3
—	—	—	—	—	—
198,972	5.2	9,577	3.4	4.8	4.3
57,028	1.5	2,604	0.9	4.6	2.3
225,693	5.9	7,538	2.7	3.3	△ 4.2
248,319	6.5	9,582	3.4	3.9	0.1
2,758,521	72.2	232,781	82.3	8.4	7.6
3,818,957	100.0	282,688	100.0	7.4	5.1

第368表 生活保護費等国庫負担(補助)の推移

区分	昭和59年度まで	60年度	61~63年度 (暫定)	平成元年度 (恒久化)
生活保護費等				
生活保護	8/10	7/10	7/10	3/4
結核・精神	8/10	7/10	7/10	3/4
児童扶養手当	10/10	8/10	7/10	3/4
措置費等				
特養、保育所、身体障害者、精神薄弱者施設への入所措置等	8/10	7/10	1/2	1/2

(参考)

区分				
在宅福祉サービス				
ショートステイ			1/2	
デイ・サービス	1/3	1/3	1/2	1/2
ホームヘルパー			1/3	

第369表 国民総支出に対する財政規模

(金額 単位 億円)

区分	昭和59年度	60	61	62	63
国民総支出(A)	3,030,160	3,212,903	3,345,694	3,513,661	3,725,000
歳出総額					
国(B)	529,978	551,483	565,406	607,294	644,937
地方(C)	538,700	562,935	587,171	632,201	664,016
国から地方に対する支出(D)	196,988	204,189	206,779	218,513	225,976
地方から国に対する支出(E)	5,222	6,579	7,505	9,870	10,036
純計額・国(B)-(D)(F)	332,990	347,294	358,627	388,781	418,961
純計額・地方(C)-(E)(G)	533,478	556,356	579,666	622,331	653,980
純計額・合計(F)+(G)(H)	866,468	903,650	938,293	1,011,112	1,072,941
国民総支出に対する比率					
(F)/(A)×100	11.0	10.8	10.7	11.1	11.2
(G)/(A)×100	17.6	17.3	17.3	17.7	17.6
(H)/(A)×100	28.6	28.1	28.0	28.8	28.8

資料：自治省「地方財政統計年報」

第370表 国民年金保険料免除ライン・非免除ラインと課税最低限・生活扶助基準との比較

平成3年度 (単位 千円)

級地区分	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
非免除ライン(収入ベース)	2,077	2,029	1,942	1,926	1,807	1,775
免除ライン(収入ベース)	1,871	1,823	1,752	1,728	1,630	1,606
所得税課税最低限	2,484	2,484	2,484	2,484	2,484	2,484
市町村民税課税最低限	1,705	1,750	1,604	1,604	1,498	1,498
生活扶助基準	1,745	1,670	1,588	1,512	1,431	1,355

第371表 国税及び地方税

(単位 億円)

区分	昭和61年度	62	63	平成元年度	2
国税及び地方税合計	674,792	750,108	823,107	851,492	916,110
国税	428,510	478,068	521,938	565,031	608,203
直接税	313,144	350,270	382,228	415,410	431,280
所得税	168,267	174,371	179,538	200,570	213,720
源泉分	131,264	128,176	129,872	150,200	164,030
申告分	37,003	46,195	49,666	50,370	49,690
法人税	130,911	158,108	184,381	195,770	197,110
相続税	13,966	17,791	18,309	19,070	20,450
間接税等	115,366	127,798	139,710	149,621	176,923
地方税	246,282	272,040	301,168	286,461	307,907
道府県税	105,764	119,864	138,775	129,740	143,393
市町村税	140,518	152,176	162,394	156,721	164,514

(注) 国税は、昭和63年度までは決算額、平成元年度は補正後予算額、平成2年度は当初予算額であり、地方税は、昭和63年度までは決算額、平成元年度及び平成2年度は地方財政計画額である。

資料：大蔵省「財政金融統計月報」

第372表 長寿社会対策関係予算(一般会計分)の推移

(単位 億円)

区分	昭和61年度	62	63	平成元年度	2	3
雇用・所得保障	31,163	31,056	31,905	32,553	36,565	39,624
健康・福祉	19,095	20,819	21,496	23,646	24,733	25,879
学習・社会参加	332	324	365	485	519	543
住宅・生活環境	1,027	1,020	1,237	1,292	1,316	1,523
研究開発の推進	21	26	24	28	36	106
計	51,639	53,245	55,027	58,005	63,169	67,677
(対前年度伸率)		(3.1%)	(3.3%)	(5.4%)	(8.9%)	(7.1%)

(注) 各年度における「長寿社会対策関係予算等調」による。

資料：総務庁老人対策室「長寿社会対策の動向及び今後の課題と展望」

第373表 年金積立金還元融資資金配分の推移

(単位 億円)

区 分	昭和61年度	62	63	平成元年度	2
総 額	19,698	31,002	36,717	40,659	46,753
年金福祉事業団	16,474	25,681	31,261	34,662	40,112
大規模年金保養基地	116	67	18	27	28
福祉施設設置整備資金貸付	340	325	261	287	362
(1)住宅(社宅・分譲住宅)	107	109	72	107	146
(2)療 養 施 設	92	98	85	102	127
(3)厚生福祉施設	141	118	104	78	89
被保険者住宅資金貸付	10,068	9,309	9,612	9,528	10,322
年金担保貸付	950	980	1,170	1,020	900
資金確保事業	3,000	5,000	9,500	8,500	10,500
年金財源強化事業	—	10,000	12,700	15,300	18,000
特別地方債	4,200	4,380	4,600	4,798	5,300
住 宅	97	87	89	80	73
病 院	1,400	1,455	1,515	1,677	2,090
厚生福祉施設	1,108	1,214	1,194	1,256	1,290
(1)社会福祉施設等	776	864	844	931	957
(2)リクリエーション・スポーツ施設	332	350	350	325	333
一般廃棄物処理	1,242	1,231	1,359	1,367	1,397
簡 易 水 道	350	390	440	415	450
地 域 改 善 対 策	3	3	3	3	—
下 水 道					
上 水 道					
社会福祉・医療事業団	573	479	400	710	877
一 般 勘 定	263	279	400	403	487
医 療 勘 定	310	200	—	307	390
国立病院特別会計	402	414	420	440	410
公害防止事業団	49	48	36	49	54

(注) 1 当初計画である。

2 年金福祉事業団資金確保事業については、当初計画に昭和61年度末2,000億円、昭和62年度末1,000億円、昭和63年度末2,000億円が追加され、表中の計数となっている。

資料：厚生省年金局調

第374表 市町村税納税義務者数

平成元年7月1日現在

区 分	市町村数	市 町 村 民 税					固 定 資 産 税
		個 人 均 等 割	法 人 均 等 割		所 得 割	法 人 税 割	
			法 人	法 人 で な い 団 体			
合 計	3,246	40,271,295	2,670,761	4,306	45,940,267	2,608,726	37,686,240
人口50万以上の市	21	11,156,016	1,096,443	2,261	12,634,782	1,060,431	8,492,168
人口5万以上50万未満の市	403	18,098,403	1,061,105	1,416	20,895,674	1,056,083	15,888,883
人口5万未満の市	232	2,551,102	140,214	306	2,901,945	138,079	2,869,508
町 村	2,590	8,465,774	372,999	323	9,507,866	354,133	10,435,681

資料：自治省税務局調

第14節 国際統計及び比較

1 人 口

第375表 国連1990年推計による世界主要地域人口の比較

(単位 百万人)

地 域	1990年	2000年	2025年
世 界	5,292	6,261	8,504
先 進 地 域	1,207	1,264	1,354
途 上 地 域	4,086	4,997	7,150
ア フ リ カ	642	867	1,597
ラテンアメリカ	448	538	757
北 部 ア メ リ カ	276	294	332
ア ジ ア	3,113	3,713	4,912
東 ア ジ ア	1,336	1,510	1,737
南 東 ア ジ ア	445	535	726
南 ア ジ ア	1,201	1,496	2,162
西 ア ジ ア	132	172	288
ヨ ー ロ ッ パ	498	510	515
オセアニア	26	30	38
ソビエト連邦	289	308	352

資料：国連“WORLD POPULATION PROSPECTS”

第376表 平均寿命の国際比較

国名	大正15年～昭和5年 (1926～1930)	22 (1947)	30 (1955)	40 (1965)	50 (1975)	60 (1985)	直近の 実績
男							
日本	44.82	50.06	63.60	67.74	71.73	74.78	(1989) 75.91
アメリカ	(1929～31) 57.71	—	66.60	66.8	68.8	71.2	(1987) 71.5
イギリス	(1930～32) 58.74	(1948) 66.39	(1963～65) 67.52	(1963～65) 68.3	(1974～76) 69.6	(1983～85) 71.80	—
西ドイツ	(1924～26) 55.97	(1946～47) 57.72	(1957～58) 66.21	(1963～65) 67.41	(1974～76) 68.30	(1984～86) 71.54	(1985～87) 71.81
フランス	(1928～33) 54.30	(1946～49) 61.87	(1952～56) 65.04	67.8	69.00	(1982～84) 70.86	(1987) 72.03
スウェーデン	(1921～30) 60.97	(1946～50) 69.04	(1951～55) 70.49	71.13	72.12	73.79	(1988) 74.15
女							
日本	46.54	53.96	67.75	72.92	76.89	80.48	(1989) 81.77
アメリカ	(1929～31) 60.99	—	72.70	73.8	76.6	78.2	(1987) 78.3
イギリス	(1930～32) 62.88	(1948) 71.15	(1963～65) 72.99	(1963～65) 74.4	(1974～76) 75.7	(1983～85) 77.74	—
西ドイツ	(1924～26) 58.82	(1946～47) 63.44	(1957～58) 71.34	(1963～65) 73.22	(1974～76) 74.81	(1984～86) 78.10	(1985～87) 78.37
フランス	(1928～33) 59.02	(1946～49) 67.43	(1952～56) 71.15	75.0	76.86	(1982～84) 78.99	(1987) 80.27
スウェーデン	(1921～30) 63.16	(1946～50) 71.58	(1951～55) 73.43	76.09	77.87	79.68	(1988) 79.96

(注) 1 日本は厚生省大臣官房統計情報部「生命表」、「簡易生命表」、諸外国は UN “Demographic Year Book 1988” 他
 2 アメリカの1955年以降は白人。イギリスはイングランド＝ウェールズ。
 3 年次及び()内は作成基礎期間
 4 平均寿命とは0歳児の平均余命をいう。

資料：総務庁老人対策室「長寿社会対策の動向及び今後の課題と展望」

第377表 主要国の65歳以上人口比率の推移と予測

年次	アメリカ合衆国	スウェーデン	イギリス	イタリア	フランス	オーストラリア	日本 ¹⁾
1850年	...	4.78	4.64 ³⁾	...	6.47 ⁵⁾
1860	...	5.22	4.68 ⁴⁾	4.19 ⁴⁾	6.89 ⁴⁾
1870	...	5.43	4.79 ⁵⁾	5.11 ⁵⁾	7.41 ⁵⁾	...	6.69
1880	...	5.90	4.62 ⁶⁾	5.12 ⁶⁾	8.11 ⁶⁾	...	6.43
1890	...	7.68	4.77 ⁷⁾	...	8.28 ⁷⁾	...	6.34
1900	4.07	8.37	4.69 ⁸⁾	6.16 ⁸⁾	8.20 ⁸⁾	...	5.43
1910	4.30	8.44	5.22 ⁹⁾	6.50 ⁹⁾	8.36 ⁹⁾	4.29 ⁹⁾	5.20
1920	4.67	8.40	6.03 ¹⁰⁾	6.75 ¹⁰⁾	9.05 ¹⁰⁾	4.42 ¹⁰⁾	5.26
1930	5.41	9.20	7.40 ¹¹⁾	...	9.35 ¹¹⁾	6.49 ²⁾	4.75
1940	6.85	9.41	8.97 ¹²⁾	7.43 ¹³⁾	11.42	8.04 ¹⁴⁾	4.73
1950	8.1	10.3	10.7	8.3	11.4	8.1	4.94
1960	9.2	12.0	11.7	9.3	11.6	8.5	5.72
1970	9.8	13.7	12.9	10.9	12.9	8.3	7.06
1975	10.5	15.1	14.0	12.0	13.5	8.7	7.92
1980	11.3	16.3	15.1	13.1	14.0	9.6	9.10
1985	11.9	17.9	15.1	12.7	13.0	10.1	10.30
1990	12.6	18.1	15.4	14.3	13.8	10.9	11.93
1995	12.9	17.7	15.3	15.6	14.6	11.5	14.12
2000	12.8	17.1	15.2	16.9	15.4	11.7	16.16
2010	13.6	18.8	15.7	18.7	15.7	12.8	19.96
2020	17.5	21.8	18.2	21.2	19.3	15.9	23.56
2025	19.8	22.4	19.4	22.8	20.8	17.5	23.37

(注) 1 1940年以前は United Nations “The Aging of Populations and Its Economic and Social Implications (Population Studies, No. 26, 1956) ”、1950年以降は同じく UN “World Population Prospects 1988” による各年次推計人口に基づく算定。ただし、日本は国勢調査及び人口問題研究所の推計(1986.12)による。
 2 1)すべての年次沖縄県を含む。2)1933年。3)1851年。4)1861年。5)1871年。6)1881年。7)1891年。8)1901年。9)1911年。10)1921年。11)1931年。12)1939年。13)1936年。14)1947年。

資料：総務庁老人対策室「長寿社会対策の動向及び今後の課題と展望」

第378表 人口高齢化速度の国際比較

国名	65歳以上人口比率の到達年次		所要年数
	7%	14%	
日本	1970年	1995年	25年
アメリカ	1945	2015	70
イギリス	1930	1975	45
西ドイツ	1930	1975	45
フランス	1865	1995	130
スウェーデン	1890	1975	85

(注) UN “The Aging of Population and Its Economic and Social Implications (1956) ”, UN “Demographic Year Book”, UN “World Population Prospects 1988 ”

資料：厚生省大臣官房政策課編「社会保障入門」

第379表 諸外国の出生率

(単位 人口千対)

国名	昭和40年 (1965)	45 (1970)	50 (1975)	55 (1980)	60 (1985)	63 (1988)
日本	18.6	18.8	17.1	13.6	11.9	10.8
エジプト	41.5	35.1	36.0	37.3	37.5	...
カナダ	21.3	17.5	15.8	15.4	14.8	14.5
アメリカ合衆国	19.4	18.2	14.6	15.9	15.8	15.9
メキシコ	44.1	42.1	37.5	35.3	34.1	...
アルゼンチン	21.7	22.7	...	24.7
インド	...	36.8	35.2	33.7	32.9	...
タイ	36.0	31.5	39.6
フランス	17.8	16.7	14.1	14.9	13.9	13.8
ドイツ連邦共和国	17.7	13.4	9.7	10.1	9.6	11.0
イタリア	19.1	16.7	14.9	11.3	10.1	9.9
チェコスロバキア	16.4	15.9	19.6	16.3	14.6	13.8
デンマーク	18.0	14.4	14.2	11.2	10.5	11.5
イングランド・ウェールズ	18.1	16.2	12.4	13.4	13.1	...
オーストラリア	19.6	20.6	16.8	15.3	15.4	14.9
ソビエト連邦	18.4	17.4	18.1	18.3	19.4	...

(注) 1 UN "Demographic Year Book, 1987"
 2 UN "Monthly Bulletin of Statistics June 1990"
 3 日本 厚生省「人口動態統計」

資料：厚生省大臣官房統計情報部「厚生統計要覧」

第380表 先進国政府の自国の出生率に対する認識と政策

1990年

認識	出生率が低すぎる		出生率が一応満足な水準にある		出生率が高すぎる			
	直接介入せず	増加促進政策	増加保持政策	直接介入せず	低下促進政策	直接介入せず		
組合せ	1	2	3	4	5	6	7	8
国名	西ドイツ	ブルガリア フランス ギリシャ ハンガリー イタリア リヒテンシュタイン ルクセンブルグ モナコ ルーマニア スイス		アルバニア チェコスロバキア アイルランド ウクライナ共和国 ソ連 白ロシア共和国 ユーゴスラビア	オーストラリア オーストリア ベルギー カナダ デンマーク フィンランド アイスランド 日本 マルタ オランダ ニュージーランド ノルウェー ポーランド ポルトガル サン・マリノ スペイン スウェーデン イギリス アメリカ合衆国 バチカン			
計38ヶ国	1	10	0	7	20	0	0	0

資料：United Nations. "World Population Monitoring, 1991" New York, ESA/P/WP. 114. 14 January 1991. Draft.

2 社会保障

第381表 社会保障制度類型別国数

制度の類型	1940年	1949	1958	1967	1977	1988
何らかの社会保障制度	57	58	80	120	129	145
老齢・障害・遺族	33	44	58	92	114	135
疾病手当・分娩手当	24	36	59	65	72	84
労働災害	57	57	77	117	129	136
失業	21	22	26	34	38	40
家族手当	7	27	38	62	65	63

資料：アメリカ合衆国社会保障局 "Social Security Programs Throughout The World 1989"

第382表 ILO条約及び報告(社会保障関係)

(i) ILO条約

総会期	条約番号	条約の名称	批准国数	日本批准登録
1(1919)	1	失業ニ関スル条約	49	大11.11.23
1(1919)	3	産前産後に於ける婦人使用に関する条約	28	
2(1920)	8	船舶の滅失又は沈没の場合における失業の補償に関する条約	51	昭30.8.22
3(1921)	12	農業に於ける労働者補償に関する条約	67	
7(1925)	17	労働者災害補償に関する条約	65	
7(1925)	18	労働者職業病補償ニ関スル条約	60	昭3.10.8
7(1925)	19	労働者災害補償ニ付テノ内外人労働者ノ均等待遇ニ関スル条約	108	昭3.10.8
9(1926)	23	海員の送還に関する条約	36	
10(1927)	24	工業及商業に於ける労働者並に家庭使用人の為の疾病保険に関する条約	23	
10(1927)	25	農業労働者の為の疾病保険に関する条約	17	
17(1933)	35	工業的又は商業的企業に使用せらるる者、自由職業に使用せらるる者並に家内労働者及び家庭使用人の為の強制老令保険に関する条約	12	
17(1933)	36	農業的企業に使用せらるる者の為の強制老令保険に関する条約	11	
17(1933)	37	工業的又は商業的企業に使用せらるる者、自由職業に使用せらるる者並に家内労働者及び家庭使用人の為の強制廃疾保険に関する条約	10	
17(1933)	38	農業的企業に使用せらるる者の為の強制廃疾保険に関する条約	9	
17(1933)	39	工業的又は商業的企業に使用せらるる者、自由職業に使用せらるる者並に家内労働者及び家庭使用人の為の強制寡婦及孤児保険に関する条約	7	
17(1933)	40	農業的企業に使用せらるる者の為の強制寡婦及孤児保険に関する条約	6	
18(1934)	42	労働者職業病補償ニ関スル条約(1934年改正)	51	昭11.6.6
18(1934)	44	非任意的失業者に対し給付又は手当を確保する条約	15	
19(1935)	48	廃疾、老令並に寡婦及孤児保険に基く権利の保全の為の国際制度の確立に関する条約	8	
21(1936)	55	海員の疾病、傷痍又は死亡の場合に於ける船舶所有者の責任に関する条約	15	
21(1936)	56	海員の為の疾病保険に関する条約	14	
28(1946)	70	船員のための社会保障に関する条約	7	
28(1946)	71	船員の年金に関する条約	12	
35(1952)	102	社会保障の最低基準に関する条約	33	昭51.2.2
35(1952)	103	母性保護に関する条約(1952年改正)	25	

46(1962)	118	社会保障における内国民及び非内国民の均等待遇に関する条約	37	昭49.6.7
48(1964)	121	業務災害の場合における給付に関する条約	18	
51(1967)	128	障害、老齢及び遺族給付に関する条約	15	
53(1969)	130	医療及び疾病給付に関する条約	13	
67(1981)	156	男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約	17	
68(1982)	157	社会保障についての権利の維持のための国際制度の確立に関する条約	2	
68(1982)	158	使用者の発意による雇用の終了に関する条約	14	
74(1987)	164	船員の保険及び医療に関する条約	5	
74(1987)	165	船員の社会保障に関する条約(1987年改正)	1	
75(1988)	168	雇用の促進及び失業に対する保護に関する条約	4	

(ii) ILO勧告

総会期	勧告番号	勧告の名称
1(1919)	1	失業に関する勧告
2(1920)	10	海員の失業保険に関する勧告
3(1921)	12	産前産後に於ける農業婦人賃金労働者の保護に関する勧告
3(1921)	17	農業に於ける社会保障に関する勧告
7(1925)	22	労働者補償の最小限度の規模に関する勧告
7(1925)	23	労働者補償に付ての争議の裁判に関する勧告
7(1925)	24	労働者職業病補償に関する勧告
7(1925)	25	労働者災害補償に付ての内外人労働者の均等待遇に関する勧告
9(1926)	27	船員及見習の送還に関する勧告
10(1927)	29	疾病保険の一般原則に関する勧告
17(1933)	43	疾病、老令並に寡婦及孤児保険の一般原則に関する勧告
18(1934)	44	失業保険及失業者の為の各種の扶助に関する勧告
26(1944)	67	所得保障に関する勧告
26(1944)	68	軍隊及び類似の任務から解除された者並びに戦時雇用から解除された者に対する所得保障及び医的保護に関する勧告
26(1944)	69	医的保護に関する勧告
28(1946)	75	船員の社会保障に関する協定に関する勧告
28(1946)	76	船員の被扶養者に対する医的保護に関する勧告
35(1952)	95	母性保護に関する勧告
48(1964)	121	業務災害の場合における給付に関する勧告
51(1967)	131	障害、老齢及び遺族給付に関する勧告
53(1969)	134	医療及び疾病給付に関する勧告
66(1980)	162	高齢労働者に関する勧告
67(1981)	165	男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する勧告
68(1982)	166	使用者の発意による雇用の終了に関する勧告
69(1983)	167	社会保障についての権利の維持のための国際制度の確立に関する勧告
75(1988)	176	雇用の促進及び失業に対する保護に関する勧告

- (注) 1 「社会保障」の範囲は、ILO第102号条約第2部～第10部(医療、傷病給付、失業給付、老齢給付、業務災害給付、家族給付、母性給付、廃疾給付、遺族給付)を参考にして、これらの社会保障関連事項について、その条項の一部にでも直接の規定がなされている条約及び勧告も掲げた。従って、社会保障に関する事項を主に取り扱っているものとは限らない。
- 2 条約及び勧告の配列は、会期別、採択順とした。
- 3 条約の批准国数は、1991年1月現在である。
- 4 条約の批准国数には、1989年6月1日に脱退したヴェトナムを含む。
- 5 1980年ILO第66回総会において「業務災害の場合における給付に関する条約の付表I(職業病の一覧表)の改正(第121号)」が採択され、我が国は1981年にこの改正の受諾を行った。

資料：ILO資料に基づき、社会保障制度審議会事務局作成

第383表 ILO第102号条約の批准状況

国	2 医療	3 傷病	4 失業	5 老齢	6 業災	7 家族	8 母性	9 廃疾	10 遺族
オーストリア (注2)	○		○	○		○	○		
バルバドス (注2)		○		○	○			○	○
ベルギー (注1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ポリビア (注1,2,3)	○	○		○	○	○	○	○	○
コスタリカ	○			○	○	○	○	○	○
デンマーク	○		○	○	○			○	○
エクアドル (注1,2,3)		○		○	○			○	○
フランス	○		○	○	○	○	○	○	○
西ドイツ (注1,2,3)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ギリシャ	○	○	○	○	○		○	○	○
アイスランド				○		○		○	
アイルランド		○	○						○
イスラエル				○	○				○
イタリア				○		○	○		
日本 (注1)		○	○	○	○				
リビア (注1,2,3)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ルクセンブルク (注1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
モーリタニア				○	○	○		○	○
メキシコ	○	○		○	○		○	○	○
オランダ (注1,2,3)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ニジェール				○	○	○	○		
ノルウェー (注2,3)	○	○	○	○	○				
ペルー	○	○		○			○	○	
セネガル (注1)					○	○	○		
スペイン								○	○
スウェーデン (注1)	○	○	○		○	○	○		
スイス (注2,3)				○	○	○		○	○
トルコ	○	○		○	○		○	○	○
英国	○	○	○	○		○			○
ベネズエラ (注1)	○	○		○	○		○	○	○
ユーゴスラビア (注1)	○	○	○	○	○		○	○	○
ザール				○		○		○	○
合計	19	19	15	28	24	19	19	20	20

- (注) 1) 業務災害給付条約(第121号)の批准により、本条約の第6部及び関係規定は適用されない。
- 2) 障害、老齢及び遺族給付条約(第128条)の批准、各部の義務受諾により、本条約の対応する部及び関係規定は適用されない。
- 3) 医療及び疾病給付に関する条約(第130号)の批准により、本条約の第3部及び関係規定は適用されない。

資料：厚生省大田官房国際課監修「海外社会保障動向」1989年

第384表 諸外国の社会保障給付費の対国民所得比

(単位 %)

国名	昭和40年 (1965)	45 (1970)	50 (1975)	55 (1980)	58 (1983)
日本	6.1	5.8	9.4	12.3	f) 14.5
カナダ	11.3	18.6	18.0	16.9	d) 20.8
アメリカ	7.9	10.8	15.2	15.8	e) 16.2
オーストラリア	10.3	10.2	14.0	18.3	17.4
ニュージーランド	12.4	11.8	17.3	20.0	d) 21.7
オーストリア	22.8	24.2	26.3	28.9	32.0
ベルギー	18.2	20.9	27.2	30.2	33.4
デンマーク	15.4	22.4	29.2	35.8	37.5
フィンランド	12.6	15.6	20.0	23.7	27.0
フランス	19.1	a) 22.6	26.7	32.9	e) 36.2
西ドイツ	20.1	20.5	29.0	29.9	e) 29.1
ギリシャ	11.2	12.5	12.1	13.9	20.4
アイスランド	9.7	12.7	18.7	b) 17.5	・
アイルランド	12.2	14.9	22.3	25.0	31.7
イタリア	13.5	14.3	20.0	20.3	25.0
ルクセンブルグ	18.4	17.9	22.8	23.5	19.9
オランダ	16.9	22.2	30.2	33.9	37.8
ノルウェー	14.0	20.4	24.4	27.4	30.2
ポルトガル	5.2	5.6	12.1	10.3	12.1
スペイン	3.8	・	12.9	18.2	21.7
スウェーデン	16.7	22.9	30.9	39.5	e) 40.7
スイス	9.4	11.1	16.4	14.6	15.3
トルコ	1.9	3.5	3.3	4.4	4.1
イギリス	14.2	16.0	19.2	22.6	e) 25.5
ユーゴスラビア	11.4	12.6	・	c) 11.7	12.2

(注) 1 a) 1972年、b) 1977年、c) 1981年、d) 1982年、e) 1986年、f) 1988年

2 ILO "The Cost of Social Security", OECD "National Accounts"

資料：厚生省大臣官房統計情報部「厚生統計要覧」

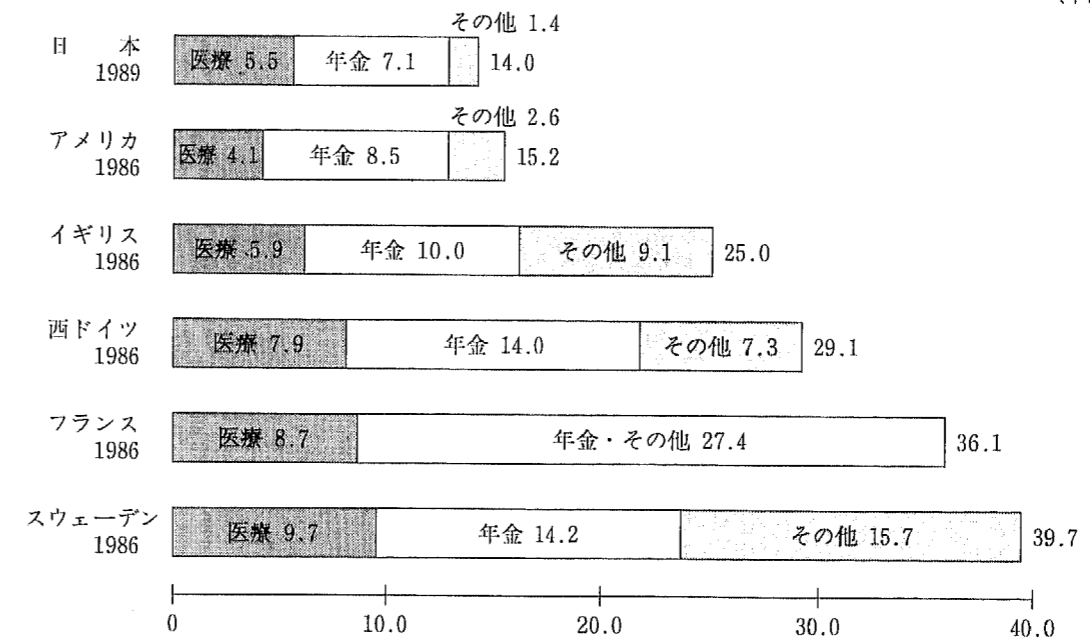
第385表 社会保障給付費、租税・社会保障負担率等の比較

国名	社会保障給付費 の対国民所得比 1986年	老年人口比率 (65歳以上 人口比率) 1986年	租税・社会保障負担の 対国民所得比(1986年)		
			租税負担	社会保障 負担	計
日本 (1989年)	14.8% (14.0)	10.6% (11.6)	25.0% (27.9)	10.7% (10.8)	35.7% (38.7)
アメリカ	15.2	12.1	25.7	10.1	35.8
イギリス	25.0	15.3	41.5	11.4	52.9
西ドイツ	29.1	15.1	30.0	22.4	52.4
フランス	36.1	13.1	33.6	27.8	61.4
スウェーデン	39.7	18.1	53.2	19.0	72.2

資料：社会保障研究所「社会保障給付費」

第386表 社会保障給付費(対国民所得比)の部門別構成割合の国際比較

(単位 %)



資料：社会保障研究所「社会保障給付費」

第387表 日本の社会保障制度の概要

総括	分野別	所得保障	労働保障
1. 沿革 恤救規則(1874) 健康保健法(1922) 救護法(1929) 国民健康保険法(1938) 労働者年金保険法(1941) 厚生年金保険法(1944) 旧生活保護法(1946) アメリカ社会保障制度調査団報告書(ワンデル報告)(1948) 社会保障制度審議会 「社会保障制度に関する勧告」(1950) 国民皆保険・昔年金の実施(1961) 福祉元年(1973) 基礎年金制度の導入(1985)	1. 年金制度 ①制度概要 基礎年金部分が国民年金制度20歳以上の国民が対象 2階部分は各制度の報酬比例部分に相当 (国民年金は報酬比例部分はなし) 3階部分は各制度の基金部分に相当 2. 国民年金(老齢年金) ①制度概要 他の年金制度を受けない全ての成人市民 ②給付資格 老齢年金は60歳から支給、加入期間原則25年以上 ③給付内容 夫婦平均月額117,000円(1991) ④財源 ・被保険者 保険料9,000円(1991) ・使用者 負担なし ・政府 基礎年金拠出額の1/3 3. 厚生年金(老齢年金) ①制度概要 ・法人の事業所又は常時5人以上の従業員を使用する事業所に使用される65歳未満の者に適用される ・厚生年金の被保険者は同時に国民年金の被保険者となり、基礎年金部分は国民年金による ②給付資格 国民年金の老齢基礎年金の受給権を取得すること ③給付内容 夫婦平均月額206,000円(1990) ④財源 被用者 収入の14.3% 使用者 収入の14.3% 政府 基礎年金拠出額の1/3 4. 特別制度 船員、国家公務員、地方公務員、私立学校共済、農林漁業者等	1. 雇用保険 ①適用範囲 適用事業に雇用される労働者(短期の季節労働者等を除く) ②給付内容 ・一般制度は、一般、高齢者継続、短期雇用特例、日雇労働の4種類あり、給付が異なる ・一般被保険者；離職の日以前1年間に被保険者期間が通算して6か月以上あることが必要 ・基本手当(日額) 前職賃金の80~60%。年齢、被保険者期間に応じ90~300日迄支給、5種の延長給付あり ・特別手当(3種類) ・就職促進給付(4種類) ③費用負担 被保険者賃金の0.55% 事業主 賃金の0.90% 国庫給付費の原則1/4 2. 労働保険 ①適用範囲 適用事業に雇用される労働者特別制度(公務員・船員) ②給付内容 (通勤災害も同内容) ・休業補償給付 基礎給付日額の60%(特別支給金との合計で80%) ・障害補償給付 給付基礎日額の313日~131日分の年金或いは503~56日分の一時金 ・傷病補償給付 給付基礎日額の313日~245日分 ・療養補償給付 療養の給付(現物又は費用) ・遺族補償給付 給付基礎日額の245~153日分の年金或いは1000日分の一時金 ・埋葬料 労働福祉事業による各種特別支給金等あり ③費用負担 事業主 業種別災害率等に応じ賃金支払総額の0.6~14.9%の保険料を全額事業主負担 政府 一部費用負担	
2. 根拠法令 児童福祉法(1947年) 身体障害者福祉法(1949年) 生活保護法(1950) 社会福祉事業法(1951) 精神薄弱者福祉法(1960) 児童扶養手当法(1961) 老人福祉法(1963) 母子福祉法(1964) 児童手当法(1971) 雇用保険法(1974) 老人保健法(1982)			
3. 体系 所得保障 国民皆年金制度 医療保障 国民皆保険制度 公的扶助 生活保護、児童扶養手当 社会手当 児童手当 福祉サービス 老人福祉 母子福祉 障害者福祉 労働保険			

資料：社会保障研究所「先進国シリーズ」、健康保険組合連合会「社会保障年鑑 1991」、厚生省大臣官房国際課「海外社会保

医療保障	福祉サービス	社会手当	公的扶助
1. 医療給付(現物給付) ①健康保険(勤労者及びその家族) 本人 1割負担 家族 入院2割 外来3割 自己負担額には一定限度あり、(2)も同じ ②国民健康保険(自営業者及びその家族) 3割負担(但し、退職被保険者及びその家族の入院は2割負担) ③老人保健(70歳以上) 入院 400円/日負担 外来 800円/日負担 2. 傷病手当金(健康保険) ・標準報酬日額の60% ・支給期間 1年6月 3. 出産手当金 ・標準報酬日額の60% ・支給期間 産前6週 産後8週 4. その他 出産費、死亡一時金あり 5. 医療供給体制 ・医療の非営利原則 ・医療計画に沿った病院開設の推進	1. 老人福祉 ① 老人医療 左項③を参照 ② 介護体制 ・ホームヘルプサービス ・デイサービス ・ショートステイサービス ・福祉施設の整備 2. 母子福祉 ① 保育所の整備援助 ② 母子保健体制 ・妊婦、乳幼児の健康診査 ・母子健康手帳の交付 ③ 母子家庭対策 ・母子福祉施設の設置 3. 障害者福祉 ① 身体障害者福祉 ・身体障害者手帳の交付 ・相談指導 ・医療、補助具の支給 ・特別障害者手当の支給 ・家庭奉仕員の派遣 ・更生施設等への入所等 ② 精神薄弱者福祉 ・療養手帳の交付 ・相談指導 ・日常生活用具の給付 ・家庭奉仕員の派遣 ・更生施設等への入所等 4. 総合対策 ① 高齢者保健福祉推進十カ年戦略(ゴールドプラン)の策定	1. 児童手当 ①制度概要 第1子から3歳未満までの児童に支給 ②給付内容 第1子 5,000円 第2子 5,000円 第3子以降 10,000円 (1992年から段階的に実施される予定) 2. 育児休業手当 ①制度概要 児童が1歳までの1年間に育児休業を請求できる (1992年から実施される予定、一定の中小企業には5年間の猶予期間あり)	1. 生活保護 ①制度概要 生計中心者が病氣、母子世帯になった、障害、高齢のため働けない等の世帯に対して行う扶助 ②給付内容 145,457円 (標準3人世帯、1級地一1、1991) 生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助までを含む 2. 児童扶養手当 ①制度概要 離婚等により父がいない母子家庭に対する扶助 ②給付資格 離婚等により父と生計を同じくしていない18歳未満(一定の障害のある場合は20歳)の児童を監護養育している母又はその他の者 ③給付内容 児童1人の場合 37,000円(1991) 所得制限 年取1,929,000円未満(2人世帯)(1991)

障動向」等を基に社会保障制度審議会事務局作成

第388表 イギリスの社会保障制度の概要

総括	分野別	所得保障	労働保障
<p>1. 沿革</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エリザベス救貧法 (1601) ・1906年から始まるリベラル・リフォーム ・ベヴァリッジ体制 <p>2. 根拠法令</p> <p>社会保障法 (1986)</p> <p>3. 体系</p> <p>ソーシャル・サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> 所得保障 国民保健サービス 対人社会福祉サービス 住宅サービス 教育サービス <p>4. 国と地方の分担 (主なもの)</p> <p>①国……所得保障 国民保健サービス</p> <p>②地方…対社会福祉サービス 住宅サービス</p>	<p>1. 退職年金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用範囲 基本年金—全居住者 付加年金—被用者 ・支給開始年齢 男65歳 女60歳 ・資格期間—拠出すべき年数の1/4以上の拠出年数があること <p>2. 障害給付</p> <ul style="list-style-type: none"> 28週までは疾病給付 28週以降は障害年金 <p>3. 遺族給付</p> <p>被保険者である夫が死亡した場合55歳以上寡婦に寡婦年金 (45~54歳の寡婦は減額) 他に寡婦一時金及び母子一時金あり</p>	<p>1. 失業保険</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用範囲：賃金が週給38ポンド以上である15歳以上の雇用労働者。[年金受給開始年齢以上の者、減額保険料を支払う既婚女性を除く] ・主な受給要件：失業給付申請日以前の各租税年度において拠出算定収入の下限額 (週単位) の25倍に相当する第1種保険料を実際に支払ったこと ・給付内容：単身者；1週当たり30.80ポンド。有配偶者；1週当たり49.80ポンド。扶養する子1子当たり7.25ポンド加算 ・費用負担：週給に応じ、賃金の5%、7%、9% (労使とも) 政府；総合保険料収入の14.5% <p>2. 労災保険・補償制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民保険制度の中の制度 ・全被用者 ・障害補償年金：(業務上の傷病、障害程度20%以上) 傷病開始日から90日経過後支給 (それまでは法定傷病給与又は傷病手当が支給される) ・障害賜金：(障害程度20%未満) 障害の程度等に応じた一時金 ・特別困難手当：通常及びそれに匹敵する職業への従事不能者に対する収入差額補填 (上限及び障害補償年金との合算額の上限あり) ・雇用不能加算：障害年金受給者で障害のため永久就労不能の者に支給 ・常時介護手当：障害程度100%の障害年金受給者に支給 	

資料：社会保障研究所「先進国シリーズ」、健康保険組合連合会「社会保障年鑑 1991」、厚生省大臣官房国際課「海外社会保障動向」等を基に社会保障制度審議会事務局作成

医療保障	福祉サービス	社会手当	公的扶助
<p>適用対象</p> <p>医療給付—全居住者 現金給付—一定以上の収入のある被用者並びに拠出要件をみたす自営業者</p> <p>1. 医療給付</p> <p>(1) 現物給付 (2) 費用の全額</p> <p>ただし、</p> <p>① 一般歯科は検査治療費の75%患者負担上限あり</p> <p>② 薬剤—処方当り2.8ポンド患者負担 (老人・子供等免除)</p> <p>(3) 支給期間 制限なし</p> <p>2. 傷病手当金</p> <p>(1) 均一給付 単身35.70ポンド/週 夫婦57.80 " 子の加算7.25 "</p> <p>(2) その他所得比例給付</p> <p>(3) 支給期間 28週 (待期3日間)</p> <p>3. 出産手当金</p> <p>(1) 支給額、傷病手当金と同じ</p> <p>(2) 支給期間 産前11週 産後7週</p>	<p>1. 老人福祉</p> <p>① 在宅サービス ソーシャル・ワーク ・相談、情報の提供、病院への同行、外出の援助 ホームヘルプサービス ・家事、対人ケア、社会的ケア ミールズ・オン・ウィル ・食事の配達</p> <p>② デイケア デイセンター、老人ホームにおけるデイケア</p> <p>2. 母子福祉</p> <p>① 母子保健体制 ・妊婦、児童の広範囲の保健サービスが無料 ・ヘルスビジターの訪問 ・幼児の保育所の提供</p> <p>② 児童の保護 児童の保護、監察、親権の行使</p> <p>3. 障害者福祉</p> <p>① 身体障害者福祉 ・治療、リハビリ、補助具の提供 ・授産施設の提供 ・障害者向住宅の提供 ・ソーシャルワーカー等の援助</p> <p>② 精神障害者福祉 ・症状に応じた治療 ・施設への入院 ・デイセンターの提供 ・職業訓練、授産施設提供</p>	<p>1. 児童給付</p> <p>16歳 (修学中の場合は19歳) 未満のすべての児童を対象に母親に支払</p> <p>2. 単親給付</p> <p>児童給付の資格を有し、単身、死別、離婚もしくは永久別居等により児童扶養の責任を単独で負っている等の要件により支給あり</p> <p>3. 上記以外に障害者移動手当、障害者介護手当等あり</p>	<p>1. 世帯給付</p> <p>所得補助が受けられない常勤の有子低所得世帯の援助</p> <p>2. 所得補助</p> <p>個々の世帯の持つニードを標準化し、基礎額とこれに対する加算で各世帯単位の基準額を計算し、基準に満たない当該世帯の所得の不足分を補助</p> <p>3. 社会基金</p> <p>所得補助で対応できない個々の世帯の特別なニードに対応</p>

資料：社会保障研究所「先進国シリーズ」、健康保険組合連合会「社会保障年鑑 1991」、厚生省大臣官房国際課「海外社会保障動向」等を基に社会保障制度審議会事務局作成

第389表 イギリスの社会保障概況

(i) 国民保険の適用状況

(単位 万人)

項目	81年度	83年度	84年度	85年度	86年度
被保険者総数	2,417	2,354	2,360	2,401	2,424
標準保険料適用被用者	1,978	1,961	1,986	2,035	2,065
付加年金適用者	972	1,006	1,041	1,088	1,115
付加年金適用除外者	908	857	838	833	824
同年度に付加年金の適用者でも適用除外者でもあった者	100	98	107	114	126
減額保険料適用被用者(既婚婦人、寡婦)	253	192	169	150	130
同年度に標準保険料適用者でも減額保険料適用者でもあった者	6	6	5	6	6
自営業者	148	159	166	173	185
同年度に被用者でも自営業者でもあった者	22	25	25	26	29
無業者	10	10	9	10	10

(注) 各年度は4月6日に始まり翌年の4月5日に終わる1年、その間に被保険者であった者の数を示す。同年度に被用者か自営業者であり、かつ無業者としても加入したことのある者は、無業者の項ではなく被用者や自営業者の項に含めている。

資料：健康保険組合連合会編「社会保障年鑑」

(ii) 社会保障給付受給者数

(単位 1,000人)

項目	80年	85年	86年	87年	88年
失業給付	753	901	956	811	630.2
疾病・障害給付	1,197	1,098	...	1,168	1,278
出産一時金	680	776	715	—	—
死亡一時金	606	615
保護者手当金	4.6	3.2	2.9	2.7	2.6
寡婦給付	...	398	389	380	388
退職年金	9,108	9,732	9,865	9,944	10,001.6
老人年金	56	39	42	41	39.3
労災傷害給付	43	—	—	—	—
労災障害年金	201	191	189	189	189.5
児童給付	7,397	7,034	6,979	6,928	6,923
世帯所得補足	106	214	218	220	298.3
補足給付	3,247	4,771	5,158	5,088	4,352

(注) 88年4月から、世帯所得補足は世帯給付に、補足給付は所得補助にかわっている。1988年所得補助の数値はグレート・ブリテンのものである。

資料：健康保険組合連合会編「社会保障年鑑」

(ii) 社会保障費用

(単位 100万ポンド)

項目	80年度	85年度	86年度	87年度	88年度
社会保障	24,073	43,323	46,681	48,857	50,397
国民保険	15,263	23,499	25,464	26,544	27,503
退職年金	10,753	16,949	18,162	19,062	19,714
年金受給者への一時金	100	108	110	109	112
寡婦給付・保護者手当	663	830	857	872	946
疾病給付	651	290	191	204	217
障害給付	1,212	2,452	2,790	3,095	3,553
出産給付	155	169	174	53	28
死亡一時金	17	18	18	3	0
失業給付	1,328	1,638	1,788	1,516	1,180
労働災害給付	384	484	520	527	531
法定傷病手当	—	561	864	911	971
法定出産手当	—	—	—	192	251
児童給付	3,115	4,775	4,851	4,946	4,878
世帯所得補足	48	142	175	195	455
補足給付	2,983	7,751	8,297	8,310	8,026
社会基金	—	—	—	31	181
その他の無拠出給付	1,197	4,724	5,281	5,894	6,244
老人年金	41	44	48	40	39
付添手当金	257	715	812	933	1,082
障害者介護手当金	6	14	107	193	168
障害者移動手当	128	431	526	609	680
障害年金	105	280	300	310	323
出産一時金	—	18	15	—	—
年金受給者への一時金	5	7	8	9	7
住宅給付	655	3,215	3,465	3,703	3,942
物価調整費	—	—	—	97	3
戦争年金	424	581	589	599	603
事務費	1,043	1,851	2,024	2,338	2,507
国民保健サービス	11,256	16,259	17,479	19,275	21,762
病院等サービス	8,162	11,570	12,356	13,669	15,313
家庭医等サービス	3,034	4,753	5,193	5,730	6,495
患者からの収入	△ 285	△ 489	△ 565	△ 653	△ 587
その他のサービス	236	283	324	336	326
事務費	109	142	171	193	215
対人社会福祉サービス	2,116	3,344	3,286	3,718	3,860
合計	37,445	62,926	67,446	71,850	76,019
対国民所得比(%)	21.7	23.6	23.7	23.0	22.0

(注) 国民保健サービス、対人社会福祉サービスの資本支出は除いている。対国民所得比の算出に用いた国民所得額は暦年値である。88年から、世帯所得補足は世帯給付に、補足給付は所得補助にかわっている。

資料：健康保険組合連合会編「社会保障年鑑」

第390表 フランスの社会保障制度の概要

総括	分野別	所得保障	労働保障
1. 沿革 (1)革命期～19世紀後半 ①憲法(1791) 公的救助の施設の創設を宣言 ②人権宣言(1793) 公的救助は神聖な責務であり、その範囲と適用方法は法律で定めると宣言 ③刑法典(1805) 浮浪禁止の規定(貧困問題は同時に治安問題であるとの認識) ④国民年金基金の設立(1850) ⑤公務員の年金制度発足(1853) ⑥共済組合 ・1850年の法律で共済組合を公認(給付は疾病と死亡) ・政令(1852)で市町村による共済組合の設立を奨励 ・政令(1856)で退職年金給付を許可 ・共済組合法(1898)が制定 ・農業共済組合について1900年法律を制定 ・全国共済組合連合を結成(1902) (2)19世紀末～20世紀初頭 ①公的扶助と労災補償 ・医療扶助に関する立法(1893) ・労災災害の補償責任問題の立法(1898) ・児童扶助に関する立法(1904) ・高齢者の扶助に関する立法(1905) ②社会保険 ・退職年金法(1910) ・社会保険法(1928) ・社会保険法修正(1930) ③家族給付 ・家族給付中央委員会の結成(1920) ・家族給付を義務づける法律(1932) ・家族法典(1939) (3)戦後の社会保障制度 ・「フランスの社会保障計画」(1945) ・「社会保障の組織」の命令(1945) ・「社会保障の整備充実」の命令(1945) ・「社会保障の一般化」の法(1946) ・「家族給付の充実」の命令(1946) ・「労災補償制度の改革」の法(1946) ・年金の「独立制度」の創設(1948) ・失業扶助制度(1951) ・社会保険法典(1956) ・労使間協約による失業保障制度(1958)	1. 年金制度 (1)適用対象 ①一般制度 ・民間商工業被用者、農業労働者 ②特別制度 ・公務員、船夫、船員、国鉄職員等特殊職種の被用者 ③その他の制度 ・農業経営者、自営業者等 (2)老齢年金(拠出制) ①完全年金 ・被保険者期間37.5年以上の者が60歳に達したとき ・全被保険者期間中もっとも高い賃金収入のあった10年間の平均賃金額の50%(上限付) ・最低限度額を保証 ②比例年金 ・被保険者期間37.5年未満の者が60歳に達したとき ・被保険者期間とその間の毎年の平均賃金額(上限付)で決定 ・最低限度額を保証 ③加給年金 ・扶養する子供が三人以上いるとき ・扶養する配偶者がいるとき (3)遺族年金 ・年金受給者又は年金受給権者が死亡したとき ・基本年金額の52%を支給 2. 無拠出制老齢年金 ・拠出制老齢年金を受給できない65歳以上の者 ・所得制限を付して、老齢被用者手当、老齢非被用者手当、特別手当を支給 ・手当の年額はすべて統一	1. 失業保険 ・適用範囲：民間部門の被用者、公共部門の公務員としての地位を有しない職員。 [家内労働者、季節労働者を除く] ・主な受給要件：離職前12ヵ月中保険加入期間が3ヵ月(91日)以上あること。年齢が60歳又は年金満額支給開始年齢未満であること。 ・給付内容：基本手当；1日当り、前職賃金日額の40%と定額(46.32フラン)との合計額又は前職賃金日額の57%のいずれが多い額。(ただし、前職賃金の75%以下) ・終了手当：1日当り67.94(55歳以上の失業者は94.17)フラン(ただし、前職賃金の75%以下) ・費用負担：被保険者；賃金の2.47% 使用者；賃金の4.43% 政府；赤字額 2. 労災保険 ・民間の非農業被用者 ・特別制度：農業被用者、鉄道員、公営企業被用者、自営農民 ①療養補償給付 ・医療 ・患者の自己負担なし ②休業補償給付 ・当初28日間は基準賃金の50%、その後は3/2 ・最高限度は1日648フラン29日以降は864フラン ・被災の翌日から支給 ③障害給付 ・完全障害：直前の12月間の平均賃金と障害度によって決定、常時介護加給：年金の40% ・一部障害：障害度によって決定 ④遺族補償給付 ・寡婦年金(かん夫にも支給) ・遺児年金 ・その他の扶養親族	
2. 体系			
		<ul style="list-style-type: none"> 所得保障 <ul style="list-style-type: none"> 年金制度 労災補償制度 家族給付 失業保険・雇用政策 社会扶助 医療保障・社会サービス <ul style="list-style-type: none"> 医療供給・医療保険 高齢者福祉サービス 障害者政策 児童福祉サービス 住宅政策・住宅保障 	

資料：社会保障研究所「先進国シリーズ」、健康保健連合会「社会保障年鑑 1991」、厚生省大臣官房国際課「海外社会保障動向」等を基に社会保障制度審議会事務局作成

医療保障	福祉サービス	社会手当	公的扶助
1. 医療保険 (1)適用対象 ①一般制度 ・民間商工業被用者、中央・地方公務員、年金受給者 ②特別制度 ・船夫、船員、国鉄職員等特殊職種の被用者 ③その他の制度 ・農業労働者、農業経営者、自営業主等 (2)医療給付(償還制) ・一般外来診療75% ・薬剤費70%(軽度治療薬40%) ・大衆保健薬40% ・入院診療80% ・特定の長期疾病、高度医療については100% (3)傷病手当金 ・基準賃金日額の50% (子3人以上のときは31日以降基準賃金日額の2/3) ・支給期間1年、長期疾病の場合3年 ・待期3日間 (4)出産手当金 ・1人目、2人目の場合基準賃金日額の90% ・支給期間 産前 6週間 産後 10週間 ・3人目以上の場合、合併症がある場合は支給期間延長 (5)哺育手当金又はミルククーポン4月間 (6)死亡一時金 ・基準賃金日額の90日分	1. 高齢者福祉 ①在宅サービス ・ホームヘルプサービス ・給食の宅配サービス ・緊急通報サービス ・住居改善サービス ・余暇促進サービス等 ②施設サービス ・高齢者住宅 ・オスビス、老人ホーム ・医療施設 ☆中期滞在施設 ☆長期滞在施設 2. 障害者福祉 ①障害者手帳 ・公共交通機関の便宜や無料化、所得税や住民税の控除、公共料金の減額等 ②障害児施設 ・教育関連施設 ・医療教育施設 ・医療施設 ・サービス ③障害者施設 ・医療社会施設 ・労働関連施設 ・社会施設 ・障害者の実験的施設 ・労働関連サービス ・社会関連サービス ④その他 ・老人と同一条件の住宅手当、改築の資金の交付・借入 ・補償の手当 3. 児童福祉 ①母子福祉 ・単親手当 ・母子一時保護所 ・母子寮 ②要養護児童 ・児童保護所 ・児童相談所 ・養護施設 ・若年労働者寮 ③保育制度 ・母親学校(幼稚園・保育学校)無料 ・集団託児所(有料) ・家庭託児所(有料) ・保育・幼稚園 ・一時保育所 ・乳児院	1. 家族給付 ①家族手当(児童手当) ・第2子から支給 ・16歳未満児童(学生は20歳未満) ・所得制限なし ②家族補足手当 ・3歳以上の子を3人以上扶養する家庭に支給 ・所得制限あり ③遺児手当 ・両親の一方もしくは両方を失った子、親子関係が両親の一方しか、もしくは両方にも確認されない子、遺棄されている子、遺棄されている子を引き取って養育する者 ・所得制限なし ④単身手当 ・死別、離別、遺棄により唯一人の子の扶養にあたる者、未婚の母として子供を養育しようとしている妊娠中の女性 ・所得制限あり ⑤乳幼児手当 ・妊娠4か月から満3歳の誕生日の前日まで子に支給 ・産後4か月以降所得制限あり ⑥養育親手当 ・出生や養子縁組等により3人以上の子を養育するとき、親が職業活動をやめるか正規労働時間の半分に短縮したとき ・出産前30月以内に2年間職業活動に従事していること ⑦特別教育手当 ・20歳未満の障害児が治療・教育目的施設に入所する場合 ⑧新学年手当 ・6歳～16歳未満の子が新学年になるとき ⑨在宅児童保育手当 ⑩住宅手当 2. 住宅政策と住宅保障 ①融資制度 ・持家取得援助融資 ・賃貸住宅援助融資 ②住居費援助制度 ・家族住宅手当 ・社会住宅手当 ・応能住宅援助	1. 医療扶助 ・フランス居住者(外国人は3年連続して3年以上居住)に必要な医療費の負担に耐えられない者 ・受給要件は各県の県議会が決める医療扶助条例で規定 ①在宅医療扶助 ・往診、訪問看護、機能回復訓練、薬や補綴器具の船夫、必要な家事補助等 ②入院扶助 ・指定病院への入院、不可抗力や特別の治療の場合の指定病院以外への入院、認可された民間の治療・養生施設への入所、定額医療費の負担 ④医療扶助受給者への手当 ・在宅医療扶助の場合は高齢者手当と同額、入院の場合その3/1 ⑤社会保険料の負担 ・任意加入の社会保険料の全額又は一部を負担 2. 家賃手当、宿泊・社会再適応に関する扶助 ①家賃手当 ②宿泊・再適応センター 3. 家族に対する社会扶助 ①被扶養者が兵役中の家族に対する扶助 ②家族に対する扶助 ③児童扶助手当 4. 老齢扶助 ①現物給付 ・在宅医療扶助 ・家事扶助 ②現金給付 ・単親手当 ・家賃手当 ・家事サービスの代替手当

向」等を基に社会保障制度審議会事務局作成

第391表 フランスの社会保障概況

(i) 社会保険の適用状況 (被保険者数)

(単位 1,000人)

項 目	1975年	1980	1985	1986	1987
一 般 制 度					
民間被用者	13,532	14,219	14,516	14,601	14,420
その他	917	1,133	1,589	1,634	1,703
小 計	14,449	15,352	16,105	16,235	16,123
特 別 制 度					
鉱山労働者	125	96	74	66	60
国鉄勤務員	272	253	240	230	220
電気・ガス公社員	135	147	162	162	162
パリ交通営団勤務員	36	36	40	40	39
船 員	80	76	66	65	64
国家公務員	} 2,363	} 2,699	} 3,241	} 3,292	} 3,307
地方公務員					
軍 人	337	368	377	356	351
その他	55	64	129	128	128
小 計	3,403	3,739	4,329	4,339	4,331
自 治 制 度					
商 工 業 者	689	641	610	620	626
職 人	533	562	526	532	538
自 由 業 者	106	124	145	149	170
任 意 加 入 者	34	17	4	5	4
小 計	1,362	1,344	1,285	1,306	1,338
農 業 制 度					
農 業 勞 働 者	785	666	626	629	623
農 業 經 営 者	1,381	1,259	1,010	985	947
小 計	2,166	1,925	1,636	1,614	1,570
総 計	21,380	22,360	23,355	23,494	23,362

(注) この表は疾病保険から見た適用状況である。一般制度の「その他」は学生、戦争犠牲者、協定加入医、任意加入者などを含む。また特別制度の「その他」は地方鉄道員、公証人、フランス国立銀行職員などを含む。

資料：健康保険組合連合会編「社会保障年鑑」

(ii) 社会保障費用

(単位 100万フラン)

項 目	1975年	1980	1985	1986	1987
給 付 費	266,987 (142,655)	589,063 (294,448)	1,109,040 (549,354)	1,185,159 (594,196)	1,232,927 (618,597)
(1) 疾 病 給 付	83,220 (62,343)	170,918 (124,999)	299,204 (231,528)	329,630 (257,063)	335,460 (263,078)
(2) 老 齢 年 金	87,279 (30,604)	252,379 (73,172)	469,953 (148,312)	503,519 (161,929)	533,883 (175,367)
(3) 障 害 ・ 遺 族 給 付	30,549 (1,761)	15,845 (7,663)	41,540 (25,681)	30,042 (13,707)	44,728 (14,075)
(4) 勞 災 保 険	13,925 (11,042)	23,252 (17,803)	35,171 (26,801)	34,745 (27,013)	36,996 (28,677)
(5) 雇 用 ・ 失 業 給 付	6,739 (-)	34,195 (-)	105,552 (-)	104,651 (-)	107,708 (-)
(6) 家 族 手 当、出 産 給 付	36,773 (31,996)	73,414 (63,852)	110,959 (104,729)	140,605 (134,484)	118,171 (111,569)
(7) 住 宅 手 当	8,542 (4,904)	19,056 (6,959)	46,660 (12,303)	41,170 (-)	55,981 (12,083)
保 健 ・ 福 祉 サ ー ビ ス 費	5,493	12,200	19,482	18,862	21,326
事 務 費	14,203	28,863	54,209	57,302	57,826
そ の 他 の 支 出	31,566	6,151	11,090	12,936	15,060
総 計	318,249	636,277	1,193,822	1,274,260	1,327,139
社会保険費/ 国内総生産(%)	25.1	26.4	30.1	30.6	30.1

(注) この表の数値は「社会的支出」(dépenses sociales)の中から「社会保障」分を抜き出したものである。ただし労使間の協約による年金、失業給付の費用を含んでいる。()内は一般制度分。

資料：(i)に同じ。

第392表 西ドイツの社会保障制度の概要

総括	分野別	所得保障	労働保険
<p>1. 沿革</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カイザー詔勅(1881)とそれにつづく3つの社会保険立法 ・エバーフェルトの救貧制度(日本の民生委員制度のモデル) ・ライヒ保険法(1911) <p>2. 根拠法令</p> <ul style="list-style-type: none"> ライヒ保険法(1911) 職員保険法(1911) ライヒ鉱夫組合法(1923) 農民老齢扶助法(1957) 雇用促進法(1969) <p>3. 体系(社会法典 SGB等の関係法規に基づき分類)</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会保険・児童手当、育児手当、社会扶助、失業扶助、雇用促進、職業訓練、青少年扶助、母性保護、戦争犠牲者援護、公衆保健、医療、環境政策 	<p>職業、階層により適用される年金制度が異っている。</p> <p>労働者年金保険、職員年金保険、鉱山従業者年金保険及び農業者老齢扶助</p> <p>1. 老齢年金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給開始年齢 65歳(女子60歳35年以上拠出者は63歳等) ・資格期間5年以上 <p>2. 障害年金</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)職業不能年金 (2)稼得 " <p>1、2については児童加給あり</p> <p>3. 遺族年金</p> <ul style="list-style-type: none"> 1、2の年金の受給権を有していた者。2の(1)の受給資格期間(待期)を満たしていたものが死亡した場合に寡婦(かん夫) 離別寡婦(かん夫)の各年金、養育年金 <p>4. リハビリテーション給付</p> <ul style="list-style-type: none"> その他、農業者老齢扶助など農地譲渡年金等あり 	<p>1. 失業保険</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用範囲：労働時間が週18時間以上の雇用労働者(家内労働者、訓練受講中の者を含む)。・主な受給要件：離職前3年間において被保険者期間が通算6ヵ月以上あること ・給付内容：賃金の63%(1子以上を有する者は68%)。離職前における被保険者期間に ・費用負担：被保険者；賃金の2.15% 使用者；賃金支払総額の2.15% 政府；連邦雇用公社の支出が収入及び予備金で賄えないとき、貸付け及び補助 <p>2. 労災保険、補償制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被用者(見習い期間中の者、学生、家内工業者等を含む) ・給付：(業務上の傷病)治療給付 リハビリテーション給付 傷害者手当 職業援護 障害年金 遺族給付 埋葬金 ・年金、現金給付のスライド制あり ・費用負担：保険料(全体の約9割)は全額事業主負担。平均保険料率1.3%他は、地方負担金、国庫補助金(農業者と学生) 	

資料：社会保障研究所「先進国シリーズ」、健康保健連合会「社会保障年鑑 1991」、厚生省大臣官房国際課「海外社会保障動

医療保障	福祉サービス	社会手当	公的扶助
<ul style="list-style-type: none"> ・適用対象 一般疾病保険—一般労働者 農業者疾病保険—自営農民 <p>1. 医療給付</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)現物給付 (2)費用の全額(ただし、薬剤、義歯、補装具等については一部負担あり) (3)支給期間は制限なし <p>2. 傷病手当金</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)7週以降、基本賃金の80% 他に子に対し加算あり(最初の6週は使用者100%支給) (2)支給期間3年間に最高78週 <p>3. 出産手当金</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)収入の100% (2)支給期間 産前6週間 産後8 " <p>4. 他に出産一時金死亡一時金等あり</p>	<p>1. 老人福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> ①生活扶助 ・日常生活費給付(居宅、施設内での給付) ②特別扶助 ・相談、指導 ・住宅提供 ・介護扶助又は介護手当 ・在宅の各種サービス ・老人ホーム入室 <p>2. 母子福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> ①母子保健 ・妊婦の検診 ・入院、分娩ケア ・片親の相談、保護 ②児童福祉 ・3歳未満児保育所入所 ・幼稚園入所 ・福祉施設での養育 ・当局による保護・後見 <p>3. 障害者福祉(身体、精神の各障害者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療、リハビリの提供 ・児童等の教育援助 ・就労、就職の斡旋 ・在宅での介護 ・施設への入所 ・補装具の支給 	<p>1. 家族政策</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)児童養育への援助 ①児童手当と児童扶養控除 ②養育手当 (2)母性と胎児の保護 ①母性扶助 ②育児休業 ③胎児の保護 (3)家庭教育・家族相談 ①親教育 ②家族援助団体 <p>2. 児童青少年対策</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)教育に関する助言と相談 (2)産前産後における児童及び母親の援助 (3)乳幼児、学齢児の学校教育以外の育成、指導 (4)乳幼児、青少年の保護事業の範囲での教育援助他 <p>3. 住宅手当</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会住宅であれそうでない住宅であれ、家族構成に応じて、所得に対して居住コスト負担が適正水準を超える場合に自己申告で家賃補助や持家負担補助を連邦・州政府が各1/2負担で給付 	<p>1. 生計費扶助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設、在宅においてみずからの能力、収入、資産では生計維持が困難な者対象(労働忌避者については生計費扶助を制限) ・最低生活費(州政府の責任において決定)の中身は、食費、光熱水費、衣服、衛生、家具、暖房費、交際費、文化的諸経費さらには疾病保険及び年金保険料また個人の事情に応じ加算 <p>2. 特別扶助(特別な生活状態に対する扶助)</p> <ul style="list-style-type: none"> 12の状態を想定 ①更生扶助②予防的保健扶助③医療扶助とその他の扶助④家族計画扶助⑤妊娠婦扶助⑥障害者の社会復帰扶助⑦結核扶助⑧盲人扶助⑨介護扶助⑩家政遂行のための扶助⑪特別な社会的困難克服のための扶助⑫老齢扶助

向」等を基に社会保障制度審議会事務局作成

第393表 西ドイツの社会保障概況

(i) 社会保険の適用状況

(単位 1,000人)

項目	1980年度	1985	1986	1987	1988
労働者年金保険					
被保険者総数	14,802	17,066	16,681	16,574	16,978
拠出義務者	12,111	11,359	11,329	10,982	11,444
その他の者	2,691	5,708	5,353	5,592	5,534
職員年金保険					
被保険者総数	12,277	14,294	14,375	15,691	15,493
拠出義務者	9,415	9,518	9,743	10,592	10,506
その他の者	2,862	4,776	4,632	5,099	4,988
鉱山従業者年金保険					
被保険者総数	286	254	249	239	225
農業者老齢扶助					
被保険者総数	627	572	561	548	535
拠出者	597	532	514	494	473
疾病保険					
被保険者総数	35,340	36,209	36,450	36,718	37,001
加入義務者	20,638	21,105	21,386	21,559	21,838
任意加入者	4,454	4,481	4,412	4,446	4,372
年金受給者	10,248	10,623	10,652	10,713	10,791
災害保険					
被保険者総数	27,857	29,900	37,734	38,852	39,721
失業保険					
被保険者総数	21,280	20,350	20,599	20,748	20,890
拠出者	21,280	20,350	20,599	20,748	20,890

(注) 労働者年金保険及び職員年金保険は4月現在、ただし、87年度は88年4月のマイクロセンサスの結果、農業者老齢扶助は年末現在、疾病保険は年平均、このほかに、88年4月のマイクロセンサスの結果による家族加入者(被扶養者)数が1,980万人。災害保険は年平均、このほかに、学生災害保険の被保険者が約1,210万人。

資料：健康保険組合連合会編「社会保障年鑑」

(ii) 社会保障費用

(単位 100万マルク)

項目	1980年度	1985	1986	1987	1988
労働者年金保険	80,216	95,996	96,893	100,171	104,764
うち { 年金	66,290	82,575	83,846	87,185	91,393
健康対策	1,813	1,919	2,104	2,239	2,439
職員年金保険	57,137	77,429	80,386	80,960	86,722
うち { 年金	43,717	60,025	62,911	66,468	70,326
健康対策	1,366	1,456	1,478	1,550	1,669
鉱山従業者年金保険	13,319	14,715	14,927	15,338	15,928
うち { 年金	10,593	12,769	13,073	13,530	14,109
健康対策	72	55	60	55	54
農業者老齢扶助	2,773	3,340	3,571	3,789	4,030
(うち)老齢扶助金	2,482	3,021	3,136	3,307	3,470
疾病保険	90,066	114,400	120,188	125,366	134,745
うち { 一般・歯科医療	75,342	97,378	102,403	106,764	115,701
薬剤・治療材料 ⁽¹⁾					
病院医療					
現金給付	10,287	10,889	11,186	11,641	11,787
災害保険	10,019	11,648	11,933	12,228	12,541
うち { 年金	6,769	7,676	7,776	7,928	8,103
治療	1,773	2,106	2,181	2,253	2,308
災害予防					
雇用促進	23,098	39,376	41,377	45,509	48,862
児童手当	17,609	14,465	14,258	14,050	14,014
公務員等児童手当	7,617	8,206	8,915	9,220	9,399
育児手当	.	.	1,658	3,125	3,328
戦争犠牲者援護	13,480	13,474	13,654	13,333	13,343
社会扶助	14,972	22,789	25,266	27,135	29,120
青少年扶助	8,098	9,535	10,069	10,960	12,036
負担調整	1,713	1,389	1,296	1,218	1,180
公衆保健サービス	1,669	1,911	1,913	2,056	2,100
公務員恩給	32,947	37,028	38,308	39,661	40,414
合計	374,733	465,701	484,612	504,119	532,526
対国民所得比(%)	32.6	32.8	32.0	32.1	32.2

(注) 1 薬剤・治療材料の中には義歯も含まれる。

2 各制度の費用は他制度への繰入れを含むが、合計は各制度間の相互繰入れを含まない。

資料：(i)に同じ。

第394表 アメリカの社会保障制度の概要

総括	分野別	所得保障	労働保険
<p>1. 沿革</p> <p>① 社会保障法 (1934) (Social Security Act)</p> <p>② ワグナー法 (1935) (団結権・争議権を保障した)</p> <p>2. 体系</p> <p>所得保障 (連邦レベル)</p> <p>OA S D I (高齢遺族障害保険)</p> <p>医療保障 (州レベル)</p> <p>H I (メディケア)</p> <p>公的扶助 (GAを除き連邦レベル)</p> <p>医療扶助 メディケイド</p> <p>生活扶助 S S I - 補足的保障所得</p> <p>A F D C - 母子家庭の児童に対する援助</p> <p>L I H E A - 低所得世帯光熱費扶助</p> <p>F A - フードスタンプ</p> <p>G A - 一般扶助</p> <p>労働保険 (州レベル)</p> <p>福祉サービス</p> <p>社会手当</p> <p>(皆年金・皆保険制度なし)</p>	<p>1. O A S D I</p> <p>① 適用対象</p> <p>I 一般制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自営業者を含む所得のある有業者 <p>II 特別制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道員、連邦公務員、その他州及び地方政府職員 <p>III その他の制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自由労務の農業労働者家事使用人、零細自営業者 (年間純所得が400ドル未満の者)、1984年以前に雇用された連邦政府職員 <p>② 財源</p> <p>I 被保険者 収入総額の12.4% (1990)</p> <p>II 使用者 賃金支払総額の12.4% (1990)</p> <p>III 政府 原則なし (1968年以前に72歳になった者に対する特別の老齢給付の全費用、資力調査を伴う給付にかかる全費用)</p> <p>③ 受給要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 提出期間 6 四半期以上 ・ 提出の対象となる報酬 上限-51300ドル 下限- 500ドル <p>2. 老齢年金 (O A I)</p> <p>(1) 受給資格</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 65歳以上から支給 (2027年までに段階的に67歳に引上げ) ・ 62~64歳 - 増額 ・ 66~67歳 - 減額 <p>3. 障害年金 (S D I)</p> <p>(1) 受給資格</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 回復の見込みがないか1年以上に亘る障害により稼得能力を喪失したこと <p>4. 遺族年金 (S D I)</p> <p>(1) 受給資格</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 死亡者が年金受給者であったこと 	<p>1. 失業保険</p> <p>① 適用範囲: (州の運用方法により異なるが) 連邦法上; 1年間に少なくとも20週以上4人以上の労働者を雇用する事業主に雇用される労働者特別保険; 鉄道労働者、連邦政府職員、退役軍人 [家族従業者、一部の農業労働者、家事使用人を除く]</p> <p>② 受給要件: (州の運用方法により異なるが、カリフォルニア州等約半数の州の場合) 基礎期間 (1年間) 中に一定額 (2,000~3,000ドル) 以上の賃金を得ること</p> <p>③ 給付内容</p> <p>基礎期間中の賃金のおよそ50%。定期給付 (通常給付) は26週間支給。事情に応じて13週間支給延長可能</p> <p>④ 費用負担</p> <p>被保険者; 一部の州を除きなし</p> <p>使用者; 賃金の3.5%</p> <p>政府; 制度運営管理費予備財源を使ってしまった州への融資、特別の事情が生じた場合の給付延長費用の50%</p> <p>2. 労災保険・労災補償</p> <p>① 概要</p> <p>全州で制度化。連邦の特別制度あり。全体で55のプログラム</p> <p>8,700万人の被用者をカバー</p> <p>② 給付額</p> <p>平均は事故発生時の所得の2/3程度</p> <p>連邦の障害給付 (D I) を受ける者については従前所得の80%を超えないよう両制度間で調整される</p> <p>通常3~7日間の待期間あり。保険料率 給与支払額の1.7%程度。使用者が通常負担する</p>	

資料: 社会保障研究所「先進国シリーズ」、健康保健連合会「社会保障年鑑 1991」、厚生省大臣官房国際課「海外社会保障動

医療保障	福祉サービス	社会手当	公的扶助
<p>1. H I (メディケア)</p> <p>① 対象者数</p> <p>65歳以上及び重度障害者</p> <p>② 受給内容</p> <p>A 入院給付</p> <p>90日間 (当初及び60日以後患者負担あり)</p> <p>I 退院後のナーシングケア</p> <p>100日間 (20日以後患者負担あり)</p> <p>ウ 退院後の在宅保健サービス</p> <p>100日</p> <p>2. 補足的医療保険 (S M I)</p> <p>① 加入者</p> <p>H I の対象者</p> <p>② 給付内容</p> <p>H I の給付対象とならない医療サービス。在宅保健サービス等の費用の80%を償還</p> <p>3. 傷病者手当等</p> <p>カリフォルニア州等5州で実施</p> <p>4. 医療供給面の特徴</p> <p>営利目的の医療施設も開設可能</p> <p>慢性疾患の長期入院患者のためのナーシングホーム多数開設</p>	<p>1. 老人福祉</p> <p>① 老人医療</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入院医療サービス ・ 療養サービス (ナーシングホーム) <p>② 老人諸サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談サービス ・ 食事供給車、電話、通院医療、友愛訪問、レク活動の援助 ・ 施設への収容 <p>2. 母子福祉</p> <p>① 母子保健サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 妊婦、乳幼児の定期検診 ・ 訪問看護 ・ 学校保健サービス <p>② 児童保護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童相談サービス ・ 里子、養子、収容保護、保育所への入所 <p>3. 障害者福祉</p> <p>① 身体障害者福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リハビリテーションサービス ・ 低所得者住宅の提供 ・ 医療サービスの提供、訪問看護 <p>② 精神障害者福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 精神衛生センターの設置 ・ 医療サービス 	<p>1. A F D C</p> <p>① 適用対象</p> <p>親の稼働能力の欠如、死亡、所在不明などによって貧困状態にある家庭の16歳未満の児童に対して援助を行う</p> <p>② 給付内容</p> <p>給付月額 1世帯当たり約380ドル (1989年9月連邦平均)</p> <p>③ 財源</p> <p>連邦がA F D C 給付月額のうち</p> <p>18ドルまでの部分については-15ドル負担</p> <p>18ドルを超える部分は50~83%のレートで最高32ドルまでを補助している</p> <p>2. 生活扶助</p> <p>I S S I</p> <p>① 制度概要</p> <p>困窮した老人盲人障害者に対する生活扶助</p> <p>② 給付内容</p> <p>月額平均 1世帯386ドル</p> <p>II L I H E A</p> <p>① 制度概要</p> <p>低所得者世帯の光熱費に対する扶助</p> <p>② 給付内容</p> <p>23億700ドル (1990)</p> <p>III F A (フードスタンプ)</p> <p>① 制度概要</p> <p>資産及び所得が全国的基準に達しない個人及び世帯に対して、小売店で利用できる食料購入用のクーポンを支給</p> <p>② 給付内容</p> <p>月額10ドルから331ドルの範囲で支給</p> <p>世帯当たり平均給付月額は45~50ドル</p> <p>IV G A (一般扶助)</p> <p>① 制度概要</p> <p>メジャーな福祉プログラムの受給資格のない困窮者等に対する扶助</p>	<p>1. 医療扶助</p> <p>メディケイド</p> <p>① 制度概要</p> <p>低所得者に対する医療サービスシステムをもつ州に対して連邦が財政援助する制度</p> <p>② 給付範囲</p> <p>入院サービス及び外来患者サービス、農村地区での診療サービス、病理検査及びX線検査</p> <p>24歳以上の者に対する熟練看護サービス、在宅保健サービス、家族計画サービス、看護及び助産婦サービス、メディケアがカバーしない長期の看護施設ケア</p> <p>③ 給付内容</p> <p>連邦と州合わせて516億ドル (1988)</p> <p>④ 財源</p> <p>連邦が50~83% (平均55%) を償還</p>

向」等を基に社会保障制度審議会事務局作成

第395表 アメリカの社会保障概況

(i) 社会保険の適用状況

(単位 100万人)

項 目	1975年	1980	1985	1986	1987	1988
公 的 年 金 制 度	83.7	96.4	106.6	109.1	112.2	114.5
老齢・遺族・障害・健康保険	77.0	89.3	100.3	102.9	106.0	108.4
鉄道従業員退職年金制度	0.5	0.5	0.3	0.3	0.3	0.3
公務員等退職年金制度	6.2	6.6	6.0	5.9	5.9	5.8
その他の社会保険制度						
失 業 保 険	69.7	87.2	98.2	100.2	103.7	...
労 災 補 償 保 険	68.6	79.1	85.1	87.2	90.0	...
一 時 障 害 保 険	15.7	18.4	19.8	20.3	21.6	...

資料：健康保険組合連合会編「社会保障年鑑」

(ii) 社会保障費用

(単位 100万ドル)

項 目	1975年度	1980	1985	1986	1987
社 会 保 険	123,013.1	229,754.3	372,528.7	390,768.9	415,023.4
老齢・遺族・障害・健康保険	78,429.9	152,110.4	260,468.7	271,980.0	288,497.9
健康保険(メディケア) ^(注1)	14,781.4	34,991.5	72,193.5	75,902.6	82,019.2
鉄道従業員退職年金	3,085.1	4,768.7	6,275.6	6,354.5	6,549.1
公務員退職年金	20,118.6	39,490.1	63,044.0	66,909.7	72,134.0
失業保険・雇用事業	13,835.9	18,326.4	18,343.7	18,549.6	18,054.7
鉄道従業員失業保険	41.6	155.4	138.4	140.2	124.1
鉄道従業員一時障害保険	32.9	68.7	50.6	57.8	64.9
州一時障害保険	990.0	1,377.4	1,944.1	2,036.5	2,545.4
労働者災害補償	6,479.1	13,457.2	22,263.5	24,709.8	27,053.3
公 的 援 助	41,308.3	71,799.4	98,085.7	104,602.1	110,695.1
公 的 扶 助	27,360.4	44,888.3	67,388.9	72,819.0	78,530.9
補足的保障所得	6,091.6	8,226.5	11,840.0	12,887.4	13,638.0
食料スタンプ	4,693.9	9,083.3	12,512.7	12,397.0	12,362.1
その他の公的援助	3,162.4	9,601.3	6,344.2	6,498.7	6,164.1
保 健 及 び 医 療	17,787.6	27,650.3	41,215.4	44,496.7	47,618.7
病院及び医療 ^(注2)	9,219.6	12,287.3	18,300.0	19,700.0	21,200.0
母子保健 ^(注3)	567.0	869.5	1,200.0	1,300.0	1,300.0
医学調査研究	2,928.0	4,822.8	6,873.4	7,513.8	8,190.5
学 校 保 健	350.0	574.8	800.0	800.0	900.0
その他の公衆衛生活動	2,919.0	6,955.7	11,900.0	13,300.0	14,200.0
医療機関整備	1,804.0	2,140.2	2,142.0	1,882.9	1,828.2
退 役 軍 人 関 係 制 度	17,018.9	21,465.5	27,042.6	27,444.9	28,050.9
年金・所得補償	7,578.5	11,306.0	14,333.0	14,493.2	14,522.1
保健・医療	3,516.8	6,203.9	9,493.3	9,923.1	10,503.0
教 育	4,433.8	2,400.7	1,170.8	866.8	742.3
生 命 保 険 ^(注4)	556.1	664.5	795.5	893.0	937.9
福 祉 そ の 他	933.7	890.4	1,250.0	1,268.8	1,345.6
教 育	80,834.2	121,049.6	172,102.9	189,275.6	204,540.5
住 宅 関 係	3,171.7	7,209.5	12,627.3	12,036.5	13,239.7
そ の 他 の 社 会 福 祉	6,946.6	13,599.1	13,551.8	14,160.6	15,277.9
職業リハビリテーション	1,036.4	1,251.1	1,536.7	1,615.9	1,773.5
施 設 福 祉	296.1	482.4	379.6	450.7	514.1
学 校 給 食	2,517.6	4,852.3	5,308.5	5,676.7	6,230.5
児 童 福 祉	597.0	800.0	200.0	197.9	222.5
特別計画(OEO・Action)	638.3	2,302.7	503.8	504.5	519.6
そ の 他	1,861.2	3,910.6	5,623.2	5,714.9	6,017.7
合 計	290,080.4	492,527.7	737,154.3	782,785.3	834,446.2

- (注) 1) 病院保険と補足的医療保険分を再掲。
 2) 軍人家族の医療を含む。
 3) 障害児へのサービスを含む。
 4) 団体生命保険を除く。

資料：(i)に同じ。

第396表 スウェーデンの社会保障制度の概要

総括	分野別	所得保障	労働保険
<p>1. 沿革 救貧令 (1848年) 救貧法 (1853年) 児童労働禁止法 (1881年) 婦人年少者労働法 (1900年) 里子法 (1902年) 児童福祉法 (1924年) 児童保育法 (1977年)</p> <p>2. 根拠法令 社会扶助法 (1956年) 児童福祉法 (1960年) 国民保険法 (1962年) 労働者災害保険法 (1976年) 社会保険法 (1976年) 社会サービス法 (1980年) 保健・医療サービス法 (1982年)</p> <p>3. 体系 — 所得保障 — 医療保険 — 医療・保健サービス — 社会福祉</p> <p>4. 国と地方の分担 (主なもの) ①国………所得保障 医療保険 ②地方………医療・保健サービス 社会福祉</p>	<p>1. 国民年金 (老齢年金) ①国民基礎年金 ・ 全国民を対象 ・ 年金額は一律 ・ 65歳から支給 ②国民付加年金 ・ 従前の所得の60%に相当する額を支給 ③補足年金 ・ ②が受給できないか又は低額の場合 ・ 基礎額の54% ④部分年金 ・ 60歳から64歳の者を対象</p> <p>2. 障害年金 ・ 労働能力の喪失50%以上に支給 ・ 年金額は障害の程度により異なり完全障害は老齢年金と同額 ・ 永久障害とみなされない場合は一時的障害年金を支給</p> <p>3. 障害手当 ・ なんらの給付も受給していない障害者</p> <p>4. 寡婦年金 ・ 婚姻期間が5年以上、寡婦と遺児の年齢等を条件として支給 ・ 完全年金は老齢年金と同一</p> <p>5. 児童年金 ・ 18歳未満の遺児に支給 ・ 年金額は死亡した親や子供の出生順などにより異なる。</p>	<p>1. 失業保障制度 ①労働組合基金制度 ・ 適用範囲：労働組合が任意に認可された失業基金に加入する被用者 ・ 主な受給要件：失業直前12ヵ月間中の5ヵ月間を含む12ヵ月間失業基金に加入しており、基金へ拠出していたこと ・ 給付内容：賃金等級に応じ日額110～315クローネ 待期5日以後基金により1年に最高300日間まで ・ 費用負担：被保険者；月額45クローネ (基金により異なる) (費用の約23%) 使用者；賃金支払総額の1.586% (労働市場扶助制度の負担を含む) 政府；費用の約46% ②労働市場扶助制度 ・ 適用範囲：労働組合の制度に資格を取得できない被用者、16歳以上の就労予定者 ・ 主な受給要件：所得と資力調査、5ヵ月間の職業活動 ・ 給付内容：日額100クローネ 60～66歳無制限 55～59歳最高300日 55歳未満最高150日 ・ 費用負担：使用者；2/3、政府；1/3</p> <p>2. 労災保険 ・ 公営又は民間保険との強制契約 ・ 民間被用者・公務員を対象 ①療養補償給付 ・ 当初90日間は疾病保険、その後は労働災害保険より支給 ②休業補償給付 ・ 90日間は所得等級に応じて一定額を支給、その後賃金の100%支給 ・ 当初90日間は疾病保険、その後は労働災害保険より支給 ③障害補償給付 ・ 完全障害は100%の年金と常時介護加給 ・ 一部障害は障害度に比例した年金、50%を超える障害の場合付加障害年金も受給可 ④埋葬料 ・ 死亡した年の1月の基本額の30%</p>	

資料：社会保障研究所「先進国シリーズ」、健康保健連合会「社会保障年鑑 1991」、厚生省大臣官房国際課「海外社会保障動

医療保障	福祉サービス	社会手当	公的扶助
<p>1. 医療保険 (1)適用対象 ・ 医療給付 全居住者 ・ 現金給付 一定以上の年取のある有業縁者及び主婦・主夫 (2)医療給付 (一部償還制) ・ 入院 無料 ・ 外来 定額の自己負担 ・ 歯科 2,500クローナまでの費用の60%、2,500クローナを超える費用の25%を自己負担 (3)傷病手当金 ・ 収入の90% ・ 治癒又は障害年金支給まで支給 (労働所得のある年金受給者は180日間) ・ 待期なし (4)両親手当 ・ 子供が生まれたとき養育のため父母のどちらかが仕事を休んだとき ・ 子供が8歳になるまでのうち18月間 ・ 12月間は稼得収入の90%、残り6月間は1日60クローネ (5)養育手当 ・ 12歳未満の子を養育するとき ・ 子1人につき年間90日間、収入の90%支給 (6)老人介護手当 ・ 極めて重い病気の者を在宅で介護する場合 ・ 近親者 (親しい友人、隣人を含む) に逸失所得の90%を最高30日まで支給</p> <p>2. 医療供給体制 ・ 県営を主とした公的病院中心主義</p>	<p>1. 老人福祉 ①施設入居 ・ 希望者の老人ホーム入居 ②施設サービス利用 ・ デイセンター 食堂、理髪、美容室、リハビリ室、作業室、談話室の設備利用 ③在宅者サービス ・ 給食の戸口までの配達</p> <p>2. 母子福祉 ①妊婦、出産育児の援助 ・ 期間中の所得保障 ・ 期間中の医療サービス ②児童福祉 ・ 児童検診 ・ 保育所入所 ・ 応分の広さの住宅への入居 ・ ホームヘルパーの提供 ③教育福祉 ・ 授業料なし ・ 学業資金の給付</p> <p>3. 障害者福祉 (心身障害者) ・ 一般教育への編入 ・ 労働訓練 ・ 適職への斡旋 ・ 障害者用住宅の提供 ・ ホームヘルパーの提供 ・ リハビリの実施 ・ 補助具の支給</p>	<p>1. 児童手当 ・ 16歳未満の第1子から支給 ・ 多子加算制度 (第3子以降加算) ・ 所得要件なし</p> <p>2. 先払養育手当 (児童扶養手当) ・ 離婚家庭 (通常母子家庭) に国が一定の養育手当を支給し、養育費を負担すべき者 (通常は父親) に求償 ・ 児童の標準生活経費の概ね半額程度を支給</p> <p>3. 住宅手当 ①国民年金受給者への住宅手当 ・ 国民年金しか収入のない場合または収入があっても低額の場合 ②有子家庭の住宅手当 ・ 子供が17歳まで支給 ・ 所得要件あり ③低所得家族 (①と②以外) の住宅手当 ・ 所得要件あり</p>	<p>1. 経済援助 (公的扶助) ・ 最低生活費 ・ 収入要件</p>

向」等を基に社会保障制度審議会事務局作成

3 医 療

第397表 医療保障制度の国際比較

1989年4月現在

国 名		日 本	ア メ リ カ	
制度の種類		社会保険方式		社会保険方式
適用対象		全国民 ○健康保険 ：一般被用者 ：日雇労働者 ○国民健康保険 ：一般地域住民及び被用者保険の退職者 ○他に特定地域の被用者を対象とするものとして、船員保険、各種共済組合制度がある。	65歳以上の年金受給者及び障害年金受給者。慢性腎臓病患者等	
制 度 名		政府管掌健康保険	老 齢 者 健 康 保 険 (メ デ ィ ケ ア) 入 院 保 険 補 足 的 医 療 保 険	
財 源	被 保 者	標準報酬月額4.15%+賞与等の0.3%	一世帯当たり平均年額138,600円(63年度)	報酬の(48,000ドル限度)1.45%
	使用 者	標準報酬月額4.15%+賞与等の0.5%	—	—
	国 庫 負 担	保険給付費の16.4%+賞与等の0.2%	給付費の50%	収入の約74% (連邦政府一般収入) (1987年)

資料：厚生省大臣官房統計情報部「厚生統計要覧」

第398表 主要国の国民医療費の推移

	日 本				ア メ リ カ 合 衆 国			
	国民医療費			1人当たり医療費(千円)	国民医療費			1人当たり医療費(ドル)
	推計額(億円)	指 数	対GNP		推計額(10億ドル)	指 数	対GNP	
1970年	24,962	1.00	3.3	24.1	56.6	1.00	5.6	263.1
1975	64,779	2.60	4.3	57.9	100.0	1.77	6.3	444.6
1980	119,805	4.80	4.9	102.3	188.3	3.31	6.9	800.6
1981	128,709	5.16	5.0	109.2	217.9	3.85	7.4	931.2
1982	138,659	5.55	5.1	116.8	244.9	4.33	8.0	1,017.3
1983	145,438	5.83	5.1	121.7	270.7	4.78	7.9	1,116.7
1984	150,932	6.05	5.0	125.5	292.4	5.17	7.8	1,194.4
1985	160,159	6.42	5.0	132.3	316.1	5.58	7.9	1,279.2
1986	170,690	6.84	5.1	140.3	345.0	6.10	8.1	1,382.8
1987	180,759	7.24	5.2	147.8	380.4	6.72	8.4	1,510.7

- (注) 1 アメリカ：国民医療費にはナーシングホームを含めなかった。
 2 イギリス：イングランドのみの医療費である。
 (イングランド) この中には病院費用が大部分であるが、他に家庭医協会経費と地方政府の保健サービスを含んでい
 3 フランス：予防的な医療・温泉療法・移送費・めがね等を除く。GDPを用いた。

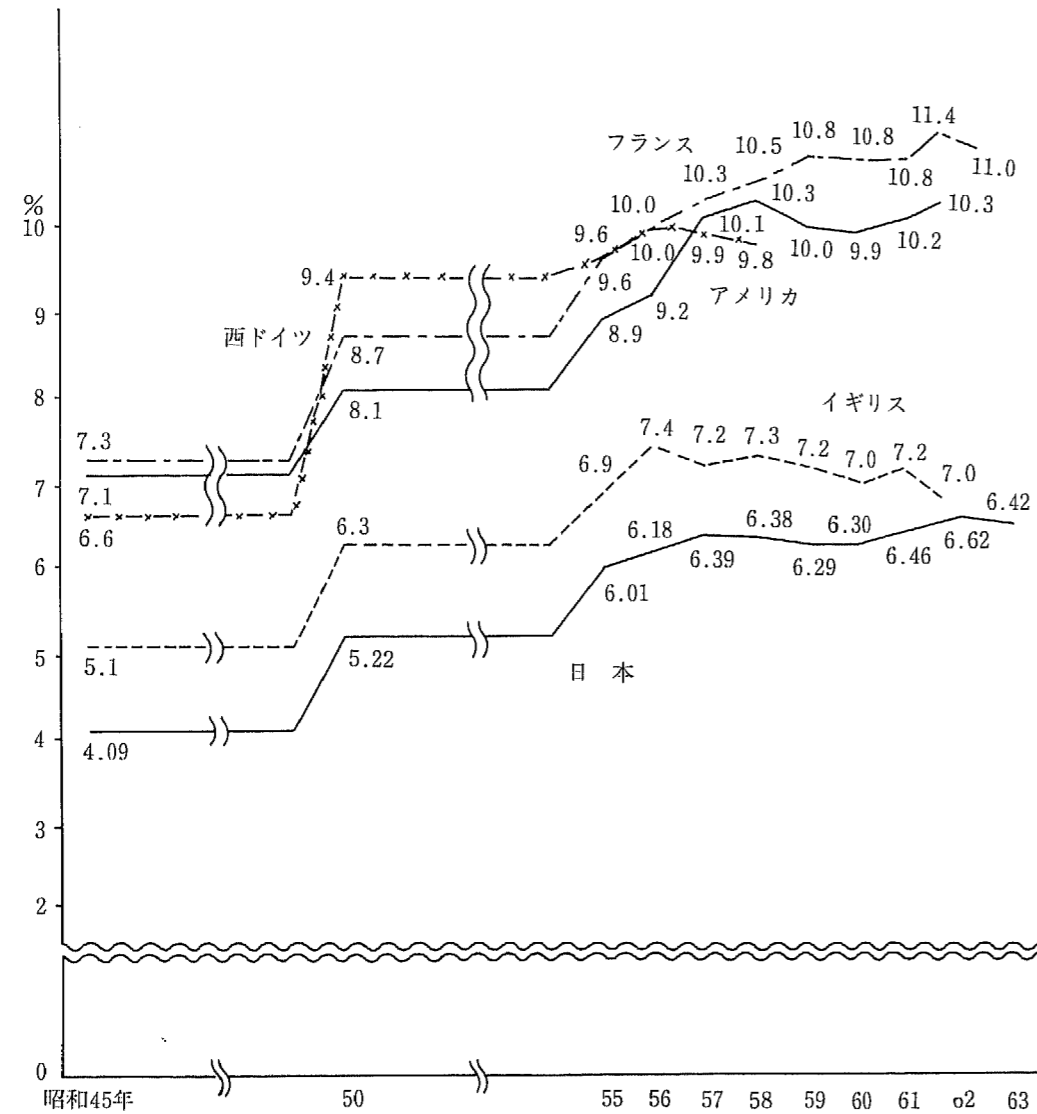
資料：厚生省大臣官房統計情報部「厚生統計要覧」

イギリス	西ドイツ	フランス	スウェーデン	
保健サービス(医療給付) 社会保険方式(現金給付)	社会保険方式	社会保険方式	保健サービス(入院給付) 社会保険方式(外来・現金給付)	
医療給付 ：国内在住の英国人等 現金給付 ：被用者及び自営業者	職種により保険制度が異なり、一般、農業者制度に大別される。 *高所得者(年収54,900マルク以上)には強制適用されない。 適用率 約93%	職種により保険制度が異なり、一般、特別、農業、自営業制度に大別される。	医療給付 ：全居住者 現金給付 ：年収6,000クローネ以上の有業権得者及び大部分の主婦	
国民保健サービス(医療給付) 国民保険(現金給付)	一般疾病保険制度	一般制度	国民保健サービス(入院給付)	国民保険(外来・現金給付)
(国民保険) 週325ポンドまでの報酬の5%、7%、9%	支払報酬の(平均)6.70%	総報酬の5.9%	なし	なし (自営業者は年収の10.1%)
(国民保険) 週325ポンドまでの報酬の5%、7%、9%、10.45%	同上	総報酬の12.6%	なし	支払貸金総額の10.1%
国民保健サービス費用の約85%	原則としてなし	原則としてなし	全費用を地方公共団体と国で負担	健康保険費用の約15%

イギリス(イングランドのみ)				フ ラ ン ス			
国民医療費			1人当たり医療費(ポンド)	国民医療費			1人当たり医療費(フラン)
推計額(100万ポンド)	指 数	対GNP		推計額(100万フラン)	指 数	対GDP	
1,414	1.00	—	30.8	39,582	1.00	5.0	779.7
3,950	2.79	—	84.6	87,880	2.22	6.0	1,664.8
8,937	6.32	—	191.0	183,303	4.63	6.6	3,420.9
9,953	7.04	—	212.6	214,879	5.43	—	3,982.0
10,817	7.65	—	231.2	249,652	6.31	—	4,582.5
11,484	8.12	—	245.1	283,130	7.15	—	5,173.4
12,305	8.70	—	262.0	314,268	7.94	—	5,719.5
12,954	9.16	—	275.0	345,476	8.73	7.5	6,261.8
14,060	9.94	—	297.5	371,541	9.39	7.5	—
—	—	—	—	—	—	—	—

る。イングランドのみのGNPはわからない。

第399表 国民医療費の対国民所得比の各国比較



(注) 1 医療費には、公的医療保障制度による医療給付のほか患者負担による医療給付も含まれる。
 2 日本のみ年度、他は暦年である。
 3 医療費の定義の差異により、諸外国の医療費と、日本の国民医療費との正確な比較は困難であるが、ここでは、日本の医療費の概念に近づけた形での推計を試みた。

資料：年金研究所「財政と社会保障の諸問題」

第400表 主要国の診療報酬支払方式

	開業医(診療所)	病院
日本	出来高払い 〔各診療行為についてそれぞれ評価を行い、個別に行った各診療行為の評価額の合計額を診療報酬として支払う方式〕	
西ドイツ	制限的出来高払い(報酬総額の上限を契約を基本とする団体請負方式(総額請負))	「患者1人1日当たり入院料」として病院ごとに決定(保険者との契約)。
イギリス	一般家庭医=登録人头報酬制 歯科・眼科医=出来高払い方式	病院はほとんどが国営で、そこで供給される医療サービスは国の一般財源(租税)で予算運営されている。
イタリア	登録人头報酬制	ほとんどの病院が州立で予算運営されている。
スウェーデン		ほとんどの医療機関が公立で、医療サービスに対応した対価としての診療報酬というものとはとくに存在しない。
フランス	出来高払い・償還制	医師の診療報酬は、出来高払い・現物給付。その他の入院費用は「患者1人1日当たり入院料」として病院ごとに決定
アメリカ(老人健康保険(メディケア))	慣行料金に基づく「適正料金(Reasonable Charges)」。	医師の診療報酬は、慣行料金に基づく「適正料金(Reasonable Charges)」、入院費用は、PPS/DRG(診断群別予定額支払方式)。

資料：年金研究所「財政と社会保障の諸問題」

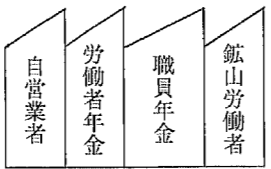
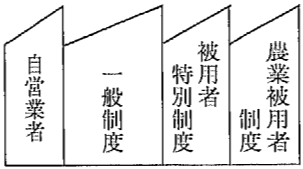
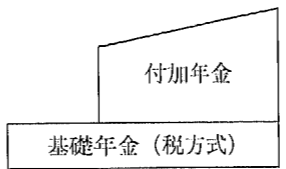
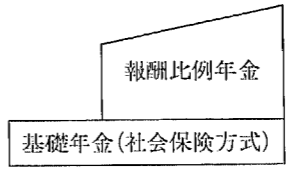
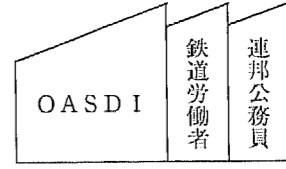
第401表 医師数等の国際比較

日本	医師数		病院数		病床数	
	実数	人口10万対	実数	人口万対	実数	人口万対
昭和30年(1955)	90	106	5,119	0.6	51	57
昭和63年(1988)	202	158	10,034	0.8	163	133
アメリカ(1985)	535	222	6,644	0.3	129	59 (他にナース シングホーム 67)
フランス(1985/1986)	132 (1986)	239 (1986)	4,486	0.7	72	107
西ドイツ(1987)	165	270	3,071	0.5	67	110
スウェーデン(1982)	18	215	711 (1980)	0.9 (1980)	11 (1986)	119 (1986)

資料：年金研究所「財政と社会保障の諸問題」

4 年 金

第 402 表 諸外国の公的年金制度

		ド イ ツ	フ ラ ン ス	スウェーデン	イ ギ リ ス	アメリカ合衆国
制 度 体 系		労働者年金 職員年金 鉱山労働者を対象とする制度 自営業者を対象とする制度 	一般制度 被用者特別制度 農業被用者制度 自営業者を対象とする制度 	基礎年金 (AFP) 付加年金 (ATP) 部分年金 (DP) 	基礎年金 報酬比例年金 (SERPS) 	老齢遺族障害保険 (OASDI) 鉄道労働者を対象とする制度 連邦公務員を対象とする制度 
適 用	被 用 者	<ul style="list-style-type: none"> 一般労働者は労働者年金 事務職員は職員年金 鉱山労働者は特別制度 	<ul style="list-style-type: none"> 一般被用者は一般制度 公務員、船員等は特別制度 	<ul style="list-style-type: none"> 基礎年金に加入 一定額 (年29,700クローネ) 以上の所得のある者は付加年金に加入 	<ul style="list-style-type: none"> 一定額 (週46ポンド) 以上の者は基礎年金と報酬比例年金 	<ul style="list-style-type: none"> 一般被用者は老齢遺族障害保険 鉄道労働者は特別制度 連邦公務員は特別制度
	自 営 業 者	<ul style="list-style-type: none"> 農業者等は特別制度 芸術家等は労働者年金または職員年金 その他の者は労働者年金または職員年金に任意加入 	<ul style="list-style-type: none"> 職種に応じた特別制度 	<ul style="list-style-type: none"> 基礎年金に加入 一定額 (年29,700クローネ) 以上の所得のある者は付加年金に任意加入できる 	<ul style="list-style-type: none"> 一定額 (年2,350ポンド) 以上の者は基礎年金 無業者・低所得者は基礎年金に任意加入できる 	<ul style="list-style-type: none"> 一定額以上の所得がある者は老齢遺族障害保険
費 用 負 担		<ul style="list-style-type: none"> 労働者年金・職員年金 保険料率 18.7% (労使折半) 拠出対象となる報酬 (1989年) 上限 年75,600マルク 下限 年 5,160マルク 国庫負担 (1989年実績) 年間給付費の約17% (保険料収入で不足する費用を負担) 	<ul style="list-style-type: none"> 一般制度 保険料率 (事業主 被用者) 15.8% (8.2% 7.6%) 拠出の対象となる報酬 上限 年131,040フラン (平均) 下限 なし 国庫負担 原則としてなし 	<ul style="list-style-type: none"> 基礎年金 保険料率 (1989年) 7.45% (被用者は全額事業主負担) 拠出の対象となる報酬 総報酬 国庫負担 (1989年実績) 年間給付費の約12% (保険料収入で不足する費用を負担) <hr/> <ul style="list-style-type: none"> 付加年金 保険料率 (1989年) 13.0% (被用者は全額事業主負担) 拠出の対象となる報酬 上限 なし 下限 年29,700クローネ 国庫負担 なし 	<ul style="list-style-type: none"> 基礎年金・報酬比例年金 保険料 (被用者) 本人負担 週46ポンドまでの所得の2.00% 週46-350ポンドの所得の9.00% 事業主負担 週 46~ 80ポンドの所得の5.00% 週 80~125ポンドの所得の7.00% 週125~175ポンドの所得の9.00% 週175ポンド~ の所得の10.45% (自営業者) 週4.55ポンド 年間所得 (5,450~18,200ポンド) の6.3% 国庫負担 なし 	<ul style="list-style-type: none"> 老齢遺族障害保険 保険料率 (被用者) 12.4% (労使折半) (自営業者) 12.4% 拠出の対象となる報酬 上限 年 51,300ドル 下限 四半期 500ドル 国庫負担 原則としてなし

(注) 年金額、保険料等の数値は、年次の指定がない場合は全て1990年のものである。

資料：社会保障制度審議会事務局年金数理担当調

	ドイツ	フランス
老 齢 年 金 支 給 要 件	○労働者年金・職員年金 ・提出期間5年以上	○一般制度 ・提出期間1四半期(3か月)以上
年 金 額 算 定 方 法	○労働者年金・職員年金 個人算定基礎*×一般算定基礎**×15/1000×被保険者期間 * 雇用期間中の全被保険者の平均賃金に対する個人の賃金の割合(最高2.00) ** 連邦政府が毎年定める額(31,661マルク) 加給 なし	○一般制度 {最高10年間の再評価後の平均賃金}×給付率*×(提出期間(四半期ベース)÷150) * 給付率は支給開始年齢と提出期間に応じ25%~50%加給 妻(65歳以上):4,000フラン 子(3子以上):年金額の10% 加給 なし
支 給 開 始 年 齢	65歳 {63歳〔女60歳〕の特例があるが、2006年〔2012年〕までに段階的に廃止}	60歳
繰 上 げ ・ 繰 下 げ 支 給	繰下げ支給:増額率年7.2%(支給開始年齢の引上げに伴い62歳から繰上げ支給:減額率 年3.6%)	繰下げ特例:150四半期に満たない者が1年繰下げることにより提出期間が10%増(最大150四半期)
在 職 老 齢 年 金 制 度	64歳まで所得制限あり {支給開始年齢の引上げに伴い部分年金制度を実施 支給率は所得に応じ、2/3、1/2、1/3の3通り}	60歳以上で150四半期以上の期間のある者が部分就労となった場合、減少労働時間に応じ年金額の30%~70%を支給
年 金 額 改 定 方 式	賃金上昇率に基づき改定(7月実施) {1992年以降は可処分所得の上昇率で改定}	賃金上昇の見通しに基づき改定(1月と7月に実施)

(注) 年金額、保険料等の数値は、年次の指定がない場合は全て1990年のものである。

第403表 公的老年年金のみ受給者の課税最低限の国際比較(夫婦世帯の場合)

日 本	イギリス				西ドイツ		フランス	
	一般の 給与所得者	イギリス	西ドイツ	フランス	イギリス	西ドイツ	フランス	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
3,218	1,928	1,314 (5,815 ポンド)	3,674 (48,979 マルク)	1,845 (83,861 フラン)				

(注) 年金受給者の年齢が65歳以上であり、公的老年年金のみを有する場合である。

資料:年金研究所「財政と社会保障の諸問題」

スウェーデン	イギリス	アメリカ合衆国
○基礎年金 ・国内居住のスウェーデン市民 ・5年間以上居住の外国人 ○付加年金 ・提出期間3年以上	○基礎年金 下限所得の52倍以上の所得に応じた提出期間が必要提出年数の4分の1以上	○老齢遺族障害保険 ・提出期間6四半期以上
○基礎年金 単身 基礎額×96% 夫婦 基礎額×157% 基礎額:29,700クローネ 子(16歳未満)への加給: 基礎額の25% ○付加年金 {最高15年間の平均年金ポイント}×基礎額×60%×{加入年数/30}	○基礎年金 単身 週46.9ポンド(満額) 夫婦 週75.1ポンド(満額) ○報酬比例年金 {再評価後賃金-最終年の提出対象報酬下限}×1.25%×加入年数(20年上限) 被扶養者加算 妻 週28.2ポンド 子 週9.65ポンド	○老齢遺族障害保険 老齢年金基本年金額= {平均賃金月額356ドルまでの分}×0.9+{356ドル~2,145ドルの分}×0.32+{2,145ドル以上の分}×0.15 被扶養者給付 配偶者(65歳以上) 基本年金額の50% 子(18歳未満) 基本年金額の50%
65歳	男 65歳 女 60歳	65歳 {2027年までに段階的に67歳に引上げ}
繰上げ支給:減額率 年6.0% 繰下げ支給:増額率 年7.2% (60歳から69歳までの間)	繰上げ支給:なし 繰下げ支給:増額率 年7.4% (69歳までの間)	繰上げ支給:減額率 年6.7% 繰下げ支給:増額率 年3% (62歳から69歳までの間)
○部分年金 60~64歳の者が部分就労となった場合、労働時間減少に伴う所得の65%を支給	なし	69歳まで所得制限あり
消費者物価上昇率に基づき基礎額を改定(3%以上の変動があった場合)(1月実施)	消費者物価上昇率に基づき改定(4月実施)	第3四半期の消費者物価(1月実施)上昇率で改定(3%以上の変動)資産準備率が20%未満の場合は消費者物価又は賃金上昇率のいずれか低い方で改定

第404表 主要国における公的年金に対する税制の概要

区 分	保 険 料 (被保険者)	年 金 給 付
日 本	所得から控除される(全額)	老齢……………課税 障害・遺族……非課税
西 ド イ ツ	〃 (限度あり)	課 税
フ ラ ン ス	〃 (全額)	課 税
イ ギ リ ス	所得から全く控除されない	老齢・遺族……課 税 障害……………非課税
ア メ リ カ	所得から全く控除されない	非課税(限度あり)

(注) 事業主負担の保険料はいずれの国においても損金算入されている。

資料:年金研究所「財政と社会保障の諸問題」

5 福祉・社会手当等

第405表 世界8か国の福祉行政体系

国名	日本	アメリカ	イギリス
主要な福祉立法	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法（'47） ・身体障害者福祉法（'49） ・生活保護法（'50） ・社会福祉事業法（'51） ・精神薄弱者福祉法（'60） ・老人福祉法（'63） ・母子及び寡婦福祉法（'64） 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保障法（'35） ・老人福祉法（'65） ・リハビリテーション法（'73） ・障害者保護法（'90） 	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保健サービス法（'46） ・国民扶助法（'48） ・地方福祉サービス法（'70） (Local Authority Social Services Act) ・児童保護法（'80） ・社会保障法（'89）
国と地方の関係	法令に基づき、都道府県及び市町村の各種福祉施策が大部分実施されているが、地方自治体の独自プログラムも少なくない。	社会保険の一部を連邦が担当するが、他は連邦が州に補助金を出し、州・カウンティごとのプログラムを実施している。	'70年代以降、国が所得保障・保健医療を担当し、対人福祉サービスは地方自治体の責任により実施されている。
行政機関	国	厚生省	保健ヒューマンサービス省 (Department of Health and Human Services)
	州・県	都道府県福祉部局	State Units on Aging 等
	基礎自治体	市町村（福祉部等） 〔市福祉事務所又は郡部福祉事務所〕	郡 (County) 等 〔郡社会福祉事務所等 (Social Welfare Office) 〕
自治体レベルの福祉施策	保育所等については市町村が実施しており、公的扶助や身障・老人分野では県が設置する郡部福祉事務所が措置している。	州の福祉施策を実施する他に、一般扶助 (GA) 等の独自プログラムを行っており、郡福祉事務所等が設置されている。	児童青少年福祉・老人障害者施設・保健サービス及び民間福祉団体支援を各ディストリクトの福祉サービス部 (Department of Social Services) が行っている。
民間団体の役割	社会福祉法人という特別な法人により各種福祉サービス・社協・共募が担われており、また近年ボランティア団体・民間助成団体が活発化している。	United Way, VISTA 等の巨大な民間福祉団体を持ち、各種ボランティア活動が活発である他、POSC (Purchase of Service Contracting) で民間事業が対人福祉サービスの大部分を担っている。また福祉産業が最も発達している。	巨大な民間財団 (CAP) 等の他、各種の民間福祉団体が多数存在し、その全国団体として NCVD (全国民間団体協議会) がある。

資料：京極高宣著「現代福祉学の構図」

フランス	西ドイツ	スウェーデン
<ul style="list-style-type: none"> ・社会保障法典（'56） ・家族及び社会扶助法典（'56） ・障害者福祉法基本法（'75） 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会扶助法（'61） ・青少年福祉法（'53、'70） ・施設法（'74） 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会サービス（'82） (Social Tjänst Lag)
伝統的な集権的地方制度が変容しつつも、行政サービスの大部分は県が執行し、最も身近な行政のみ市町村が担当している。	市町村が（連合や事務組合も含めて）福祉事業の実施責任を負い、郡が老人ホーム等の整備など市町村行政をこえる業務を行う。国及び州は財政的裏付をしている。	国は年金・児童手当・医療保健等を実施し、県は医療等を実施するのに対し、市町村は公的扶助を含めて社会福祉全般の責任をもっている。
社会問題及び雇用省 (Ministere des Affaires Sociales et de l'emploi)	連邦青少年家庭保健省 連邦労働社会省	社会省 (Social Department) 社会庁 (Social Styrelsen)
州 (Région) 衛生・社会問題局 県 (Départments) 衛生・社会問題局	州 (Land) 社会省 県 (Regierungsbezirk) 郡 (Kreisverwaltung)	県 (Län) 議会 県行政庁
市町村 (communes) 〔社会扶助事務所 (bureaud aide sociale) 〕	市町村 (Gemeinde)	市町村 (Kommune) 社会福祉委員会 〔市町村福祉事務所 (Social Förvaltningen) 〕
市町村単位に設置される社会扶助事務所 (bureaud'aide sociale) と市町村社会事業センターを中心に各種施策が講じられている。社会福祉施設の設置運営も同様。	郡ないし独立市は社会福祉事務所を設け、公的扶助及び福祉サービスの事務を行い、市町村が日常的な福祉サービスの実施を行う。	公的扶助、各種福祉サービスを市町村福祉事務所が実施している。
4万2,500団体（全団体の16%）が保健・福祉活動に従事し、施設収容人員の約半数は民間非営利団体の設置による。	6つの巨大な民間福祉団体が福祉サービスを担い、公私福祉連盟が主導権をもっている場合も少なくなく、行政は方向及び財源裏付に責任をもつ。	各種の自助団体が組織されているが、他の欧米諸国で見られる民間福祉団体は発達せず、生協、労組の組織化が進んでいる（逆にいえば市民参加型の地方分権の行政サービスが最も発達している。）。

第406表 各国のソーシャルワーカー資格制度一覧

国名	日本	旧西ドイツ	スウェーデン
当該資格の名称	社会福祉士	ゾチアルアルバイター (Sozialarbeiter) ゾチアルペダゴーゲ (Sozialpädagoge)	ソシオノーム (Socionom)
法的地位とその内容	国家資格制度 名称独占	ゾチアルアルバイターは州レベルの国家資格制度 名称独占 (文部教育関係は州が法律的な高権をもつ)	称号
養成コースおよび資格取得方法	国家試験	専門単科大学・総合大学における当該4年課程を修了したもの 課程修了試験をもって資格授与し、国家認定(統一試験はなし)	社会単科大学で3~3.5年の課程を修了したもの。修了証が称号として通用し、任用資格化している。
主たる活動分野、該当職種	公私の社会福祉施設職員等	ゾチアルアルバイター 公的相談援助機関職員、社会事務所のワーカー、ソーシャルステーションのワーカー、公私の社会施設の施設長や指導員、医療機関ソーシャルワーカー、民間福祉団体の指導的職員 ゾチアルペダゴーゲ 公私の児童福祉施設、教育施設の指導職員	福祉事務所のソーシャルワーカー・ソーシャルセクレタリー、刑事施設等のワーカー、医療ソーシャルワーカー、学校ソーシャルワーカー

資料：厚生省社会局庶務課調

イギリス	フランス	アメリカ合衆国
CQSW(ソーシャルワーカー資格認定) (Certificate of Qualification in Social Work) 一般にはソーシャルワーカーと呼ばれる	アシスタント・ソシアルないし、アシスタン・ド・セルビス・ソシアル (assistante sociale, assistant de service social)	認定ソーシャルワーカー (certified social worker) ただし、BSW、MSW、ACSW、州による資格、CSW 登録などがある。
国家資格 (CCETSW 中央ソーシャルワーク教育訓練協会) の認定したコースの修了による資格付与認定)	国家資格 名称独占 (家族・社会扶助法で規定)	・ BSW、MSW は CSWE の認めるコース修了による学位資格で名称独占 ・ ACSW は民間認定資格 ・ 各州による登録、認定、免許などによる州資格 ・ CSW は民間登録資格 (民間認定、登録資格は全米ソーシャルワーカー協会による)
大学学部・大学院等の1年~4年各種の課程 ポリテクニーク (高等専門学校) 等の2年~3年各種課程 (CCETSW は資格取得後の研修も行う) 認定コースの修了をもって資格付与 (統一試験はなし)	専門養成校・大学の3年コース (カリキュラムの内容は国家の認可・統制を受ける) 全国統一国家試験による (ただし養成校等での実習の口述発表や内点が全体の3/4の点数を構成) (養成校への入学については家族ワーカー、看護婦等の職業資格を持つものも入学可能)	・ BSW、MSW は学部、および大学院修士課程の修了により学位取得 ・ ACSW、州資格、CSW 登録は特に養成制度はないが、現場で一定年限スーパーバイズを受けることが必要条件 ・ ACSW は資格認定試験を全米協会がおこなう
地方自治体ソーシャルサービス部ソーシャルワーカー 公的入所施設、デイケアのソーシャルワーカー 民間福祉団体指導職員 保護観察ケースワーカー 地方自治体の教育サービスワーカー 医療ソーシャルワーカー	福祉事務所、病院、学校、社会保険機関等の行政機関等におけるソーシャルワーカー、家族援助ワーカー、医療ソーシャルワーカー、企業内援助ワーカー 介護補助職は医療従事者に分類され、病院や在宅看護にワーカー	衣料ソーシャルワーカー、民間福祉団体指導員、地方行政福祉部門職員、学校ソーシャルワーカー、個人開業ソーシャルワーカー

第407表 各国のケアワーカーの資格制度一覧

	日 本	旧 西 ド イ ツ	ス ウ ェ ー デ ン
当該資格の名称	介護福祉士	老人介護士(Altenpfleger) 家事・家政援助者 (Haus-Familienpflegerin) *(寮母は Wirtschafterin)	ホームメーカー (hemvardarinna) ホームサマリット (hemsamarit) ヘルパーリーダー
法的地位とその内容	国家資格制度 名称独占	老人介護士は州レベルの国家資格制度 名称独占 (文部教育関係は州が法律的な高権をもつ)	
養成コースおよび資格取得方法	高校等卒+養成施設2年 高校等卒+福祉系大学等卒+養成施設1年 実務経験3年 or それに準ずる者+国家試験 介護に係る技能検定	老人介護士は2年間の介護士養成施設で所定の単位を取得。養成施設は州の文部省ないし社会省の管轄。18歳以上が入学年齢。 家事・家政援助者は中等教育課程後の専門学校で、2年課程。 学校修了をもって資格授与し、国家認定	ホームメーカーは6か月の義務コース ホームサマリットは160時間研修 ヘルパーリーダーは140時間の義務研修 ホームメーカーとヘルパーリーダーはコース修了をもって資格付与
主たる活動分野、該当職種	公私の社会福祉施設の寮母 公私のホームヘルパー等	老人介護士は施設・在宅を問わず高齢者の介護の専門職 家事・家政介護者はホームヘルパー	ホームメーカーは子育てを中心に家政全般を代行 ホームサマリットは老人・障害者の在宅ケア

資料：厚生省社会局庶務課調

イ ギ リ ス	フ ラ ン ス	ア メ リ カ 合 衆 国
CSS(ソーシャルサービス認定) (Certificate in Social Service) PCSC(ソーシャルケア初級) (Preliminary Certificate in Social Care) ICSC(ソーシャルケア従事者コース) (In-service Courses in Social Care)	家族ワーカー (Travaileuse familiale) 医療・心理補助職 (aide medico-psychologique) 介護補助職 (aide soignant)	ソーシャルサービスエイド
CSS、PCSC、ICSCは認定コースの修了による資格付与 (ソーシャルワーク教育訓練中央協議会認定)	家族ワーカーはB、E、Pないし場合によりC、A、Pによる適性証明によって養成施設入学。 医療・心理補助員はB、E、PないしC、A、P資格で入学、介護補助職はB、E、PないしC、A、P資格で養成施設に入学。 (なお、B、E、P、C、A、P資格とは職業適性資格で職訓資格である)	
CSS は現在従事している者を対象にした研修コース PCSC は学生のための全日制の2年課程 ICSC は従事者向けのパートタイム研修240時間 認定コースの修了をもって資格付与	家族ワーカーは8か月の養成(プラス試験プラス1年の経験) 医療・心理補助職は2年間のパートタイム(現任)養成課程 介護補助職は看護婦学校の中に設置された1年制養成課程 資格取得方法については上記のとおり	
CSS はホームヘルプオーガナイザー、ケアサービスのマネージャー PCSC は児童福祉施設の保育者、成人施設のケアワーカー ICSC は入所施設やデイサービスのケアワーカー	家族ワーカーは相談業務もおこなう総合的なホームヘルパー 医療・心理補助職は重度障害児者および老人のケアワーカー 介護補助職は医療従事者に分類され、病院や在宅看護、老人ホームのワーカー	

第408表 主要国の児童手当制度

	西ドイツ [児童手当]	スウェーデン [児童手当]
発足及び改正経過	1955年創設(第3子以降対象) 1961年改正(第2子以降対象) 1975年改正 ・第1子以降全児童対象 ・児童扶養控除の廃止 (→1983年復活)	1948年発足「児童手当法」 ・児童扶養控除の廃止 1974年改正 申請主義廃止 一定要件該当者に自動的給付 1982年 「多子加算」実施 1983年 「延長手当・奨学手当」実施
支給対象児童	第1子から ----- 16歳未満のすべての児童 (学生は27歳未満 失業者は22歳未満)	第1子から ----- 16歳未満児童(義務教育終了前) (学生は20歳まで 「奨学手当」/「延長手当」)
支給月額	[1990年] 第1子 50マルク [4,261円] 第2子 130 [11,077円] 第3子 220 [18,746円] 第4子~ 240 [20,450円] *低所得世帯には別途加算。	[1990年] 第1子 560クローネ [12,869円] 第2子 560 [12,869円] 第3子 840 [19,303円] 第4子 1624 [37,320円] 第5子~ 1904 [43,754円]

(注) 1 資料は、“Social Security Programs Throughout The World 1985”, “Yearbook of Labour Statistics (1988)” ほかに
2 手当額の定め方には、それぞれの児童に着目するもの、扶養する児童数に着目するもの等がある。
なおイギリスでは週単位で手当額を定めており、 $365 \div (12 \times 7)$ を乗じて算出した。
3 換算レートは日本銀行調べによる。(’90.10月末)
1 マルク=¥85.21 1 クローネ=¥22.98 1 ポンド=¥251.39 1 フラン=¥25.44

資料：厚生省児童家庭局調

イギリス [児童給付]	フランス [家族手当]
1946年発足「家族手当法」 (第2子以降対象) 1975年 「児童給付法」制定 (第1子以降対象) 児童扶養控除の廃止と家族手当との 統合	1932年発足「家族手当法」 1946年 「社会保障法典」公布 (家族手当制度に関する法体系の整備/現行制度の基本的枠組み)
第1子から ----- 16歳未満の児童 (全日制教育を受けている場合は19歳未満)	第2子から ----- 16歳未満児童(義務教育終了前) (学生は20歳未満)
[1989年] 第1子~ 31.50ポンド [7,919円] (週7.25ポンド) [1,823円]	[1989年] 算定基礎月額 1807.9フラン 第2子 32% [14,718円] 第3子~ 41% [18,857円] 「割増給付」 10~14歳 9%割増 [4,139円] 15歳以上 16%割増 [7,359円]

による。

第409表 ILO資料に見る年金・医療以外の社会保障給付費

(i) ILO資料に見る年金・医療以外の社会保障給付費の内容

	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス
ILO Basic Table からみた年金・医療を除いた部分の支出の内容「その他」に含まれる項目	<ul style="list-style-type: none"> ☆社会保険制度下の健康保険（政府管掌、組合管掌）の現金給付 ○国民健康保険の現金給付 ○船員保険の現金給付 ○失業保険の現金給付 ○労働者災害補償保険の現金給付 ☆家族給付 ○児童手当の現金給付 ☆公務員制度下の国家・地方・公務員等災害補償制度における現金給付 ○旧公共企業体職員業務災害補償制度における現金給付 ☆公的扶助及び社会福祉制度下の生活保護の現金給付 ○社会福祉の現物及び現金給付 ○戦争犠牲者に対する現物給付 	<ul style="list-style-type: none"> ○鉄道失業保険及び短期障害保険の現金給付 ○失業保険の現金給付〔一般の連邦及び州の失業保険と付加給付(extended benefits)連邦公務員及び退役軍人のためのプログラムを含む〕 ○州の短期障害保険の現金給付（6州に4州はこの種の法律をもち、時には、私的保険企業によって営まれている。） ○労働者補償制度の現金給付（州法により認められた私的保険も含む） ○公的扶助の医療を除く現物及び現金給付 ○福祉サービスにおける現物給付（フードスタンプ、難民援助、経済機会プログラム、職業リハビリ、施設ケア、児童栄養福祉サービス、アメリカインディアン、老人非行少年に対する社会プログラム、マンパワーの訓練、多少の管理費も含む） ○退役軍人への現物給付(教育費は含まず) 	<ul style="list-style-type: none"> ☆National Health Service制度下の現金給付（特定病院への手当） ☆National Insurance制度下の現金給付 ・傷病手当金 ・保険料からの払いもどしによる傷病手当金（雇用者負担分） ・労災における傷病・障害手当死亡一時金 ・失業手当 ☆家族手当（全額現金給付） ☆公的扶助（中央及び地方政府の支出） ・中央政府：現物給付（unified housing benefit scheme from 81-82）と現金給付 ・地方政府：現物給付のみ

(注) フランス資料は ESN の Table II・B, ILO には関係ない。 ☆ILO 表に示された制度の大分類 ○個別制度 ・給資料：「社会保障給付費『その他』」中の雇用関連給付と家族関連給付を除いた残りの支出並びに収入構造の国際比較一勝又幸

	西 ド イ ツ	フ ラ ン ス	ス ウ ェ ー デ ン
付の内容 子 1991.6]	<ul style="list-style-type: none"> ☆社会保険制度下の健康保険の医療を除いた現物・現金給付 ・雇用保険及び失業扶助における現物・現金給付 ・労災保険における医療を除いた現物・現金給付 ☆家族給付 ・児童手当（現金給付） ☆公務員保険制度下の現物給付の年金 ・児童手当の現物・現金給付 ☆公的扶助制度下の公的福祉における医療を除いた現物・現金給付 ・負担の平等（Equalisation of burdens）における医療を除いた現物・現金給付 ・戦争犠牲者援助の現物給付 	<ul style="list-style-type: none"> ○家族（出産、家族給付） ○失業（失業手当・企業手当その他） ○職業訓練（訓練期間中の研修費手当及び償還・企業手当・その他の職業訓練援助） ○労働災害及び職業病（共通的サービス及び他に分類されない支出・診療、日額手当金、各種年金） ○政治的事件（戦争犠牲者保護等） ○住宅手当（FNAL） ○家族に対する住宅手当（CNAF） ○対人住宅手当（FNH） 	<ul style="list-style-type: none"> ☆社会保険制度における老人に対する在宅及び施設ケアに関する費用（医療費を除く） ・障害者に対する医療以外の現物給付 ・傷病手当における現物と現金の給付 ・出産給付における現金給付 ・労災における現金給付 ・失業手当（現金給付） ・その他の現物・現金給付（雇用交換、職業指導、失業者や公務員に対する再教育などが含まれている） ☆家族給付 ・児童手当、住宅手当、children's pensions、先払手当、児童保護、学校給食、教育扶助、個人及び家族扶助 ☆公的扶助の現金給付

(ii) ILO資料に見る年金・医療以外の社会保障給付費の給付額

1986FY	日 本 (億円)	ア メ リ カ (百万ドル)	イ ギ リ ス (百万ポンド)
「その他」の給付額 (国民所得比 %)	45,534.71 (1.73)	87,949 (2.6)	26,314 (9.3)
「その他」の中に 占める目的別給付 (金額の大きい順)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 社会福祉又は対人福祉サービス 16,254.61 (0.62) 2. 雇用関連給付 14,388.09 (0.55) 3. 生活保護又は公的扶助 6,327.97 (0.24) 4. 分娩・出産手当等 6,268.97 (0.24) 5. 家族給付 1,604.71 (0.06) 6. 戦争犠牲者援護 680.36 (0.03) 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 雇用関連給付 ・Railroad unemployment and temporary disability insurance 17,719 (6.24) 2. Family Allowances 4,838 (1.70) 3. 雇用関連給付 ・労災保険 ・失業保険 ・RF (剰員整理基金) 2,550 (0.90) 2. Public Assistances 32,002 (0.96) 3. Welfare services 21,526 (0.65) 4. Veterans' programs 522 (0.02) 	<ol style="list-style-type: none"> 1. Public Assistance 17,719 (6.24) 2. Family Allowances 4,838 (1.70) 3. 雇用関連給付 ・労災保険 ・失業保険 ・RF (剰員整理基金) 2,550 (0.90) 4. National Insurance 傷病手当 928 (0.33) 出産手当 174 (0.06) 5. その他(特定病院への補助金) 105 (0.04)
国民所得1986FY (要素費用表示)	2,638,586	3,333,894 (暦年より会計年度への調整済)	283,971 (暦年より会計年度への調整済)

(注) n. a.=該当なし
資料：(i)に同じ。

西 ド イ ツ (百万マルク)	(参考) フ ラ ン ス (百万フラン)	ス ウ ェ ー デ ン (百万クローネ)
109,783 (7.3)	(ESNの データ使用) 475,360 (12.6)	111,084 (16.1)
<ol style="list-style-type: none"> 1. 雇用関連給付 ・失業 47,137 (3.12) ・労働 22,531 (1.49) 2. 家族給付 12,800 (0.85) 3. 傷病手当 12,319 (0.82) 4. 社会扶助 12,177 (0.81) 5. 年金制度下の医療以外の現物給付 1,914 (0.13) 6. 戦争犠牲者 995 (0.07) 7. その他(政治的理由の難民に対する給付等) 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 家族給付 212,495.2 (5.64) 2. 雇用関連給付 168,260.8 (4.47) 〈内訳〉・雇用・失業 120,236.8 (3.19) ・労災 34,766.7 (0.92) ・職業訓練 13,257.3 (0.35) 3. 住宅給付 63,406.8 (1.68) 4. 政治的事件 27,754.0 (0.74) 5. その他 3,443.2 (0.09) 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 家族給付 43,282.6 (6.72) 2. 雇用関連給付 21,048.4 (3.06) 〈内訳〉・失業 7,313.6 (1.06) ・労災 2,476.0 (0.36) ・その他 11,258.8 (1.63) 3. 傷病手当 20,207.5 (2.93) 4. 老人・障害者・病人に対する医療以外の現物給付 18,063.3 (2.62) 5. 親手当 7,214.6 (1.05) 6. 公的扶助 1,267.6 (0.18)
1,509,420	3,765,275	688,924

第410表 各国の「ILO-家族給付」

(i) 各国の「ILO-家族給付」

1986年

	給付費	対国民所得比	対社会保障給付費比	対社会保障給付費「その他」比
日本	160,478	0.06	0.42	3.46
イギリス	4,838	1.70	6.67	18.39
西ドイツ	13,691	0.91	3.12	12.46
フランス	156,021	4.14	11.39	32.82
スウェーデン	43,283	6.28	15.45	38.96

(注) 給付費は各国通貨による100万単位、そのほかの単位は%。

資料：「社会保障給付費『家族給付』について一下夷美幸1991.6」

ILO "The Cost of Social Security"

OECD "National Accounts of OECD Countries"

フランスの社会保障給付費「その他」については、社会保障研究所の算出による。

(ii) 「ILO-家族給付」の対社会保障給付費比

1977年～86年

	1977年	1980	1983	1986
日本	1.01	0.72	0.52	0.42
イギリス	3.88	7.85	7.23	6.67
西ドイツ	5.13	4.93	3.69	3.12
フランス	11.10	10.56	10.83	11.39
スウェーデン	5.08	5.23	4.58	15.45

資料：「社会保障給付費『家族給付』について一下夷美幸1991.6」

ILO "The Cost of Social Security"

OECD "National Accounts of OECD Countries"

フランスの社会保障給付費「その他」については、社会保障研究所の算出による。

第411表 各国の「一般的な児童手当」

(i) 各国の「一般的な児童手当」

1986年

	給付費	対国民所得比	対社会保障給付費比	社会保障給付費対「その他」比
日本	160,471	0.06	0.42	3.46
イギリス	4,699	1.65	6.48	17.86
西ドイツ	22,531	1.49	5.13	20.51
フランス	56,920	1.51	4.16	11.97
スウェーデン	10,836	1.57	3.87	9.75

(注) 給付費は各国通貨による100万単位、そのほかの単位は%。

資料：「社会保障給付費『家族給付』について一下夷美幸1991.6」

ILO "The Cost of Social Security"

OECD "National Accounts of OECD Countries"

フランスの社会保障給付費「その他」については、社会保障研究所の算出による。

(ii) 「一般的な児童手当」の対社会保障給付費比

1977年～86年

	1977年	1980	1983	1986
日本	1.01	0.72	0.52	0.42
イギリス	3.88	7.69	7.05	6.48
西ドイツ	7.77	7.11	5.68	5.13
フランス	4.81	4.13	4.55	4.16
スウェーデン	4.02	3.80	3.25	3.87

資料：「社会保障給付費『家族給付』について一下夷美幸1991.6」

ILO "The Cost of Social Security"

OECD "National Accounts of OECD Countries"

フランスの社会保障給付費「その他」については、社会保障研究所の算出による。

第412表 各国の出産に関する給付

	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス
現物給付 Benefit in kind (医療と医療以外の現物給付) ↓ 主に「医療」に含まれる給付	原則として無し (異常分娩の場合は診療として扱われる。)	(国民全体をカバーする制定なし。)	National Health Service が分娩等を診療として全て扱う。 〈被保険者の自己負担〉なし
現金給付 Cash benefit ↓ 「その他」に含まれる給付	分娩費 被保険者 被扶養者 標準報酬月額半額最低20万円 助産費 (国民健康保険の場合) 各保険者たる市町村による (平均13万円) 出産手当 被保険者対象 給料の支払いを受けない場合産前 (42日) 産後 (56日) 欠勤1日につき標準報酬日額の6割 育児手当金 被保険者&被扶養者 1児につき1回のみ2千円 (国民健康保険の場合任意給付のため出していない保険者も多い) (1,500円~3,000円)	(分娩費は現物給付) 〔参考〕4州に見る制度 報酬の50% ニューヨーク 55% ロードアイランド " ハワイ 66 2/3% ニュージャージー 産前 (11週) 最低 より18週間分の UKL : の報酬週額 34.25	(分娩費は現物給付) 出産手当 (法定出産手当) 給料の支払いを受けない場合 雇用者 納税者 最低 UKL : 31.30

資料：「社会保障給付費『その他』の中の雇用関連給付と家族関連給付を除いた残りの支出並びに収入構造の国際比較一勝又幸
アメリカ・スウェーデンについては、Social Security Programs Throughout the World-1987, US. Department of
イギリス・西ドイツ・フランスについては、Comparative Tables of the Social Security Schemes in the Member States
Commission of the EC.

西 ド イ ツ	フ ラ ンス	ス ウ ェー デ ン
各健康保険が、分娩等を診療として全て扱う。 〈被保険者の自己負担〉なし	各健康保険が Health Care と同条件で診療として扱う。 〈被保険者の自己負担〉 法定負担25% (入院の場合20%) 分娩の為に入院は12日間につき無料	公的医療保険制度にあって診療として扱う。 分娩・入院等 〈被保険者の自己負担〉なし
(分娩費は現物給付)	(分娩費は現物給付)	(分娩費は現物給付)
出産手当 被保険者 被扶養者	出産手当 被保険者のみ対象	親手当 出産前270日以上被保険者であった者を対象 ↓ 傷病手当相当額本人の年間所得の90% 収入の無い親 (家庭の主婦) ↓ 両親手当の最低保障額 期間：産前産後の合計360日間 (子供が4歳になるまでの間)
従前実質賃金100%の保障 (最低日額 DM 3.50) 産前 (6週間) 産後 (8週間)	一時金 DM 35~150 産前 (6週) 産後 (10週) 平均賃金の84% (最高 278.55 FFrs /日 最低 38.22 FFrs /日)	育児手当金 (各保険制度によって異なる) 1児につき1回のみ DM 100 その他の Birth grants 1児毎月813 FFrs 妊娠4ヶ月~出産後3ヶ月まで (ミーンズテストなし)

子」(1991, 6)
Health and Human Services
of the European Communities 15th Ed. (Situation at 1 July 1988) General Schemes (Employees in industry and commerce)

6 労働

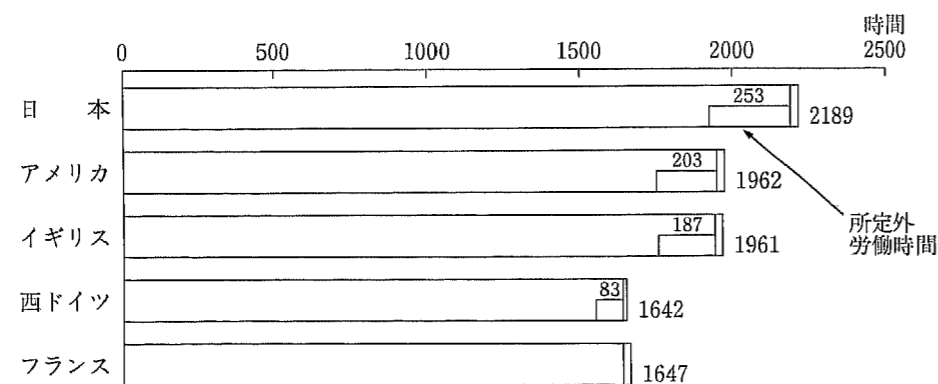
第413表 主要国失業者数及び失業率

(単位 万人、%)

年	日本		アメリカ		イギリス ^(注1)		ドイツ ^(注2) (登録) (旧西ドイツ地域)		フランス ^(注2) (登録)	
	失業者数	失業率	失業者数	失業率	失業者数	失業率	失業者数	失業率	失業者数	失業率
1960	75	1.7	385	5.4	36	1.6	27	1.3	13	—
65	57	1.2	337	4.4	34	1.5	15	0.7	14	—
70	59	1.1	409	4.8	60	2.6	15	0.7	26	—
75	100	1.9	793	8.3	80	3.1	107	4.7	84	—
78	124	2.2	620	6.0	114	4.3	99	4.3	117	—
79	117	2.1	614	5.8	106	4.0	88	3.8	135	—
80	114	2.0	764	7.0	137	5.1	89	3.8	145	6.4
81	126	2.2	827	7.5	217	8.1	127	5.5	177	7.8
82	136	2.4	1,068	9.5	255	9.5	183	7.5	201	8.9
83	156	2.6	1,072	9.5	279	10.5	226	9.1	204	8.9
84	161	2.7	854	7.4	292	10.7	227	9.1	231	9.9
85	156	2.6	831	7.1	304	11.0	230	9.3	240	10.2
86	167	2.8	824	6.9	311	11.2	223	9.0	252	10.4
87	173	2.8	743	6.1	282	10.1	223	8.9	262	10.5
88	155	2.5	670	5.4	229	8.1	224	8.7	256	10.1
89	142	2.3	653	5.2	179	6.4	204	7.9	253	9.5

(注) 1) 70年以前は職業安定機関に登録している失業者
75年以降は失業給付等申請者、88年以降失業者から18才未満の者を除く。
2) 職業安定機関に登録している失業者
資料：労働大臣官房政策調査部編「労働統計要覧」

第414表 労働時間の国際比較 (原則として製造業生産労働者、1988年)



(注) 1) フランスの所定外労働時間は不明である。
2) 労働省労働基準局賃金時間部労働時間課推計
資料：年金研究所「財政と社会保障の諸問題」

第415表 ILO労働統計報告による週当たり労働時間 (製造業)

(単位 時間)

年	日本 ^(注1)	アメリカ	イギリス	西ドイツ	フランス
1975	38.8	39.5	42.7	40.4	41.7
80	41.2	39.7	41.7	41.6	40.7
81	41.0	39.8	42.0	41.1	40.3
82	40.8	38.9	42.0	40.7	39.3
83	41.1	40.1	41.5	40.5	38.9
84	41.7	40.7	41.7	41.0	38.7
85	41.1	40.5	41.8	40.7	38.6
86	41.0	40.7	41.6	40.4	38.7
87	41.3	41.0	42.2	40.1	38.7
88	41.8	41.1	42.4	40.0	38.8
89	41.4	41.0	42.2	39.9	38.6
①定義	実労働時間	支払労働時間 ^(注2)	実労働時間	支払労働時間 ^(注2)	予定労働時間 ^(注3)
②対象	常用労働者男女計	生産労働者男女計	82年までは生産労働者21歳以上の男子83年以降男女計	生産労働者男女計	生産労働者男女計
③期間	毎月月間	毎月の特定週	10月のフル ^(注4) 労働週	1,4,7,10月を含む給与支払対象期間	3,6,9,12月の ^(注4) 最後のフル労働週
④基礎データ	事業所の貸金台帳	同 左	同 左	同 左	事業所の就業予定表
⑤調査方法	事業所調査	同 左	同 左	同 左	同 左
⑥事業所規模	30人以上	全規模	10人以上	10人以上	10人以上

(注) 1) 常用労働者 (生産労働者、管理事務労働者) の年間平均月当たり
総実労働時間に $\frac{12}{52}$ (年間月数/年間週数) を乗じて算出
2) 支払労働時間とは、実労働時間のほかに、実際に就業しないが、賃金の支払われた時間 (有給休暇、有給特定休日等) を含む
3) 予定労働時間とは、原則として主要な労働者グループに事業所側から提示した就業予定時間
4) 祝祭日等の特定休日を含まない週 (full work week)
資料：労働大臣官房政策調査部編「労働統計要覧」

第416表 労働費用の国際比較

(i) 賃金の国際比較 (製造業、生産労働者)

項目	日本	アメリカ	西ドイツ
89年実労働時間当たり賃金	1,478円	11.52ドル	25.77マルク
89年平均為替レートで換算	1,478円	1,589円 (103)	1,810円 (122)
89年購買力平価で換算	1,478円	2,258円 (162)	2,180円 (151)
89年年間賃金総額	3,198千円	22,448ドル	42,116千円
89年平均為替レートで換算	3,192千円 (100)	3,097千円 (97)	3,090千円 (97)
89年購買力平価で換算	3,192千円 (100)	4,400千円 (138)	3,563千円 (112)
89年為替レート	—	137.96円/ドル	73.38円/マルク

(ii) 労働費用の国際比較 (製造業、生産労働者)

項目	日本	アメリカ	西ドイツ
89年実労働時間当たり労働費用	1,764円	14.31ドル	32.91マルク
89年平均為替レートで換算	1,764円 (100)	1,974円 (112)	2,415円 (137)

(注) 1) 実労働時間当たり賃金に関しては、
日本は労働省「毎月勤労統計調査報告」により推計、規模5人以上
アメリカは公表数値 (支払い労働時間当たり賃金) を実労働時間当たり賃金に推計換算した、全規模
西ドイツは EC "Labour Costs 1984" をベースとして、公表数値により89年に延長推計した、規模10人以上
2) 労働費用に関しては、
日本は実労働時間当たり賃金を労働省「賃金労働時間制度等総合調査報告」による製造業全労働者 (30人以上規模) の労働費用中現金給与総額の割合で割って算出
アメリカ、西ドイツは "U.S. Department of Labour, Bureau of Labour Statistics, Report 771, August 1989" による労働費用中現金給与総額の割合で割って算出
3) 89年平均為替レートは IMF による
4) () 内は日本=100とした格差
5) 購買力平価は1985年の OECD による民間消費支出の購買力平価を、その後の各国の消費者物価指数の変動率を用いて延長した推計値 (経済企画庁)
資料：労働大臣官房政策調査部編「労働統計要覧」

第417表 諸外国の育児休業制度について

国名 制定法	対象者	期間	形態	解雇・不利益 取扱い	復職
スウェーデン 育児休暇法 【公務員の適用関係については不明】	男女労働者 実親、養親、継親、 監護者	1歳半まで 8歳または小学校 1年生終了まで	全日休暇 労働時間短縮型 2分の1 4分の3	休業取得または請求を理由とする解雇予告や解雇の禁止及び不利益取扱いの禁止	以前と同程度の職に復帰できる 但、解雇予定期間が1月以上の場合、復帰通告を受け取った後、1月以内に復帰させる義務はない
ドイツ 連邦育児手当法 【公務員は連邦及び各州の規則】	男女労働者 実親、養親、継親、 子の扶養権を引き 受けた者	産後18か月まで (1990.7~) 重大な理由に基づ く場合のみ延長で きる	全日休暇 但、同一使用者の 下で週19時間以内 の就労ができる	休業期間中、解雇 禁止 但、雇用に関する 管轄最上級官庁等 が特別の場合、例 外的に解雇を許容 する宣言を發した 場合、解雇できる	以前と同じまたは 同程度の職に復帰 できる
フランス 労働法典 【公務員も適用】	男女労働者 実親、養親	子が3歳になるま で原則1年 最長3年まで、延 長を2回できる	全日休暇 半日労働	規定なし	以前と同じまたは 同程度の職に復帰 できる
イタリア 母親労働者の保護 に関する法 労働に関する男女 同一待遇法 【公務員も適用】	女子労働者 実親、養親、監護者 母親が権利を放棄 した場合または父 親のみが子を引き 取った場合、父親	産後3か月から生 後1歳までの間6 か月 3歳未満の養子を 引き取ってから1 年の間に6か月	全日休暇	満1歳に達するま で解雇禁止	以前と同程度の職 に復帰できる
ベルギー 経済復興法 職業中断における 手当支給に係る勅 令 【公務員は別法】	男女労働者 育児に限らず、他 の事由によっても 取得できる	6~12月間 6~60月間	全日休暇 半日労働	解雇禁止	以前と同じ職に復 帰できる
デンマーク 病気、出産に関す る社会保険法 就業及び育児休業 に関する男女均等 法 【公務員も適用】	男女労働者 実親、養親	産後15週目から24 週目まで	全日休暇	休業取得または請 求を理由とする解 雇禁止	以前と同じ職に復 帰できる

資料：日本労働研究機構「週刊労働ニュース」

担保方法	有 無 給 給	休業期間中の取扱い	中小企業の取扱い	その他
使用者による損害賠償	(無給)	〔年休について算定基礎となる〕	なし	〔出産休暇との区別は不明確である〕
規定なし	(無給)	休業1月ごとに年休の12分の1を減ずることができる 〔年金について算定基礎となる 但、年金額については通常の賃金の75%が算定基礎となる〕	なし	代替要員について期間の定めのある雇用契約を締結することができる
罰金 使用者による損害賠償、解雇手当金の支払い	(無給)	勤続年数に応じて決定される付加給付について休業期間の2分の1が算定基礎となる	従業員100人未満の企業は企業委員会等の意見を聴取した後、育児親休暇、半日労働が企業の生産及び円滑な運営に有害な影響を及ぼすと判断する場合、これを拒否できる	休業中または半日労働期間中職業活動を行ってはならない 復帰者は、必要のある限り、特に労働の技術または方法が変化した場合には、職業上の再訓練を受けるものとする
各労働者ごとに2~10万Lの罰金	(無給)	年休、年末手当等について算定基礎とならない	なし	期間の定めのある労働契約の規律に関する法律に定めるところに従い、代替労働者を雇用できる L = リラ = 約0.1222円
規定なし	(無給)	年休とバカンス手当について算定基礎とならない	なし	
罰金または拘留 使用者による損害賠償	(無給) (但、一部の女子労働者は有給)	先任権について算定基礎となる 年金について算定基礎とならない	なし	

7 国際協力

第418表 WHOへの分担率(分担金の占有率)の推移

(単位: %)

国名	1978年	1980	1982	1984	1986	1988	1989	1990
アメリカ	25.00	25.00	25.00	25.00	25.00	25.00	25.00	25.00
日本	8.49	8.50	9.42	10.14	10.13	10.64	10.64	11.17
ソ連	13.23	13.33	12.73	12.00	10.34	10.01	10.01	9.80
ドイツ	7.52	7.58	8.17	8.39	8.38	8.10	8.10	7.93
フランス	5.53	5.73	6.15	6.39	6.39	6.25	6.25	6.13
イギリス	4.44	4.45	4.38	4.59	4.58	4.77	4.77	4.77

(注) 1 1984年までソ連は白ロシアとウクライナを二重に計上。
2 ドイツは、旧西ドイツの数値である。

資料: 厚生省「厚生白書」

第419表 厚生省の協力した保健福祉協力研修員受入数・専門家派遣数の推移

(単位: 人)

内容	昭和62年 (1987)	63 (1988)	平成元年 (1989)
研修員受入 (計)	433	597	609
国際協力事業団 (JICA)	259	415	425
世界保健機関 (WHO)	86	83	81
国際厚生事業団 (JICWELS) 他	88	99	103
専門家派遣 (計)	190	235	223
国際協力事業団 (JICA)	179	222	188
国際厚生事業団 (JICWELS) 他	11	13	35

資料: 厚生省「厚生白書」

8 国民所得

第420表 国民所得(総額)

(単位: 億ドル)

区分	1983年	1984	1985	1986	1987	1988	1989
アメリカ	30,020	33,499	35,777	37,809	40,287	43,671	46,464
日本	9,453	9,980	10,687	15,683	18,796	22,393	—
西ドイツ	5,749	5,439	5,477	7,849	9,838	10,595	—
イギリス	4,058	3,824	3,963	4,170	5,116	6,157	—
イタリア	3,158	3,769	3,868	—	—	—	—
カナダ	2,819	2,941	2,993	2,684	3,107	3,673	—
スペイン	1,341	1,349	1,424	2,027	2,584	3,027	3,348
オーストラリア	1,523	1,454	1,286	1,338	1,579	2,005	2,289
オランダ	1,200	1,117	1,132	1,567	1,895	2,020	1,989
スウェーデン	788	816	—	—	—	—	—
ベルギー	738	705	730	1,029	1,290	1,392	1,413
スイス	919	868	887	1,281	1,613	1,744	1,676
インドネシア	733	766	775	728	685	759	847
南アフリカ	640	573	446	494	649	704	720
オーストリア	581	556	570	804	1,013	1,104	1,098
デンマーク	489	474	508	719	886	935	905
ベネズエラ	597	516	548	534	429	536	385
ノルウェー	452	462	493	584	696	731	738
フィンランド	410	427	453	587	—	—	—
韓国	684	640	761	925	1,155	—	—
ギリシャ	322	308	303	352	413	478	491
フィリピン	306	284	285	266	304	353	402
タイ	359	370	337	372	438	539	626
ニュージーランド	204	193	195	247	307	369	—

資料: 経済企画庁「海外経済データ」

第421表 1人当たり国民所得

(単位 ドル)

区 分	1983年	1984	1985	1986	1987	1988	1989
ス イ ス	14,189	13,481	13,719	19,713	24,623	26,464	25,196
西 ド イ ツ	9,360	8,890	8,976	12,866	16,104	17,252	—
ノ ル ウ ェ ー	10,937	11,154	11,889	14,012	16,600	17,358	17,437
デ ン マ ー ク	9,570	9,282	9,947	14,035	17,269	18,220	17,650
ス ウ ェ ー デ ン	9,456	9,787	—	—	—	—	—
ベ ル ギ ー	7,490	7,145	7,408	10,437	13,072	14,091	14,230
ア メ リ カ	12,800	14,135	14,952	15,648	16,515	17,730	18,678
オ ラ ン グ	8,354	7,749	7,818	10,760	12,929	13,687	13,409
アイ ス ラ ン ド	9,238	9,591	9,972	—	—	—	—
カ ナ ダ	11,326	11,703	11,802	10,589	12,128	14,175	—
オ ー ス ト リ ア	7,698	7,361	7,541	10,634	13,385	14,521	14,412
オ ー ス ト ラ リ ア	9,901	9,344	8,143	8,352	9,711	12,121	13,614
フ ィ ン ラ ン ド	8,446	8,748	9,250	11,936	—	—	—
日 本	7,929	8,318	8,851	12,913	15,400	18,268	—
イ ギ リ ス	7,198	6,770	6,999	7,346	8,987	10,787	—
ニ ュ ー ジ ー ラ ン ド	6,368	5,969	5,986	7,615	9,353	11,215	—
イ タ リ ア	5,556	6,612	6,770	—	—	—	—
ス ペ イ ン	3,514	3,519	3,698	5,252	6,678	7,806	8,628
ギ リ シ ャ	3,269	3,116	3,047	3,529	4,135	4,779	4,891
ア イ ル ラ ン ド	4,247	4,014	4,152	5,677	6,754	7,234	7,488
ベ ネ ズ エ ラ	3,643	3,061	3,166	2,999	2,348	2,856	2,002
南 ア フ リ カ	2,077	1,815	1,412	1,529	1,966	2,085	2,086

資料：経済企画庁「海外経済データ」

あ と が き

本書「社会保障統計年報」は、昭和25年、社会保障制度審議会の「社会保障制度に関する勧告」以来40年以上にわたり推計されてきた「社会保障関係総費用」を中心に、社会保障に関する統計を幅広く集めた年報として昭和33年に創刊され、以来、毎年発行を重ねております。

今年度版は、関連の最新統計を数多く収録するとともに、新たに「国際統計及び比較」の章を設けるなど、内容の全面的な改訂を行いました。中には不完全ながら初めて作成を試みた表もあり、読者皆様のご指摘を賜りたく思っておりますので、今回挿入した「読者カード」を利用され、忌憚のないご意見をお寄せ下さい。

なお、「国際統計及び比較」の章を設けるに当たりまして、各社会保障関係機関等の発行している書籍・統計資料を参考にさせていただきました。この誌面をおかりし感謝を申し上げます。また、従来から本書の編集に当たり統計資料をお寄せいただいている社会保障関係官庁及び関係機関に改めて深く感謝の意を表します。

平成3年11月

(問い合わせ先)

総理府社会保障制度審議会事務局

03(3581)2361

内3307、3308

社会保障統計年報 (平成3年版)

平成3年11月 発行

定 価 2,500円

(本体2,428円)

送 料 550円

総理府社会保障制度審議会事務局編

発行者 佐藤政男

発 行 所

株式会社 **社会保険法規研究会**

東京都中央区銀座1-10-1 (〒104)

電話 (03) 3562-3611 (代)

振替口座 東京 2-196899

関西支局・大阪市北区天神西町8-19(〒530) ☎06-364-1884

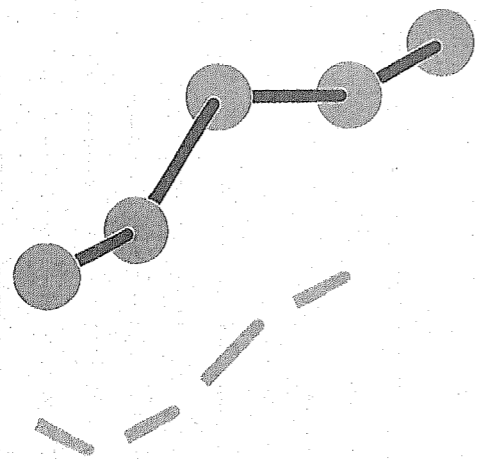
中部支局・名古屋市中区錦3-4-6(〒460) ☎052-962-5821

九州支局・福岡市中央区大名1-14-45(〒810) ☎092-712-8305

神奈川事務所・横浜市中区本町1-8(〒231) ☎045-212-2257

広島事務所・広島市中区鉄砲町1-20(〒730) ☎082-222-1810

印刷 研友社印刷株式会社



社会保険法規研究会

国立社会保険・人口問題研究所



1 0 0 3 3 3